狂、後時栴檀根芽漸々生長、纔欲レ成レ樹、香氣昌盛、遂能改ニ變此林一、普皆香美、衆生見者皆生ニ希有心一ことあり、後此義によりて衆僧の棲居する所を云ひ、淨土宗の學問所の名となしたり【起原沿革】淨土宗の學問所は聖光の弟子良忠の時より初まれりと雖も、未だ一定の名なし、慶長の初、知恩院尊照、增上寺存應等主として經營したり、卽ち、慶長二年九月、尊照關東檀林規約五條を定め、同七年存應關東檀林十八箇所を定め、一宗の學問所となす、之を關東十八檀林と云ふ、左の如し（檀林志、淨土宗年譜）

（關東十八檀林）

武藏芝 增上寺、	武藏小石川傳通院
相模鎌倉 光明寺、	常陸瓜連 常福寺
下總飯沼 弘經寺、	上野新田 大光院
以上紫衣地	
武藏深川 靈巖寺、	武藏瀧山 大善寺
武藏川越 蓮馨寺、	武藏岩附 淨國寺
下總小金 東漸寺、	武藏淺草 幡隨院
下總結城 弘經寺、	上野館林 善導寺
武藏鴻巣 勝願寺、	武藏本所 靈山寺
下總生實 大巖寺、	常陸江戸崎大念寺
以上香衣地	

ダンリンクワウゴウ 檀林皇后 橘嘉智子（タチバナノカチコ）を見よ、

ダンリンジ 檀林寺 【所在】山城國葛野郡嵯峨舊圖に、朱雀大路の東、作道の北、嵯峨大指圖に、天龍寺の前、金剛院の北東側に在りと爲す○尼寺五山の一【起原沿革】嵯峨天皇の皇后嘉智子、唐僧義空を請じて創建す、仁明天皇、五百戸の封を施捨して供養に充つ、後に尼寺五山の一となる、後世廢絶せしにや、增鏡に、檀林寺の跡に淨金剛院を建てらると見えたり、今は其跡もなし（元亨釋書、山城名勝志）

ダンリンハ 談林派（檀林） 西山宗因が田代松意を祖述して創めたる俳諧の一派、松意は江戸の人にして、俳諧を能くす、延寶年中鍛冶町に住して談林軒と號したるより、其一派を談林派、俳風を談林風とも稱したり、其時西山宗因奧州に在りしが、寬文二年松意の招きに應じて江戸に來り、共に俳諧を研鑽したりしが、極めて堪能なりしを以て、其門に遊ぶもの日に多く、遂に所謂談林派を大成して其祖となり、一時天下を風靡するに至れり、當時此風にあらざれば俳諧といはざりしと稱せらるゝを見ても、盛大なりし事を想ふべきなり、一例を擧ぐれば「さればこゝに談林の木あり梅の花」梅翁「世俗眠りなさます鶯」また「嶽々や呑牛の若物花修行」「骨折や昔にかへる笠の骨」の如きこれなり、松尾芭蕉も一時門下に遊びたりといへり、なほ田中常矩といへるもの宗因に就きて俳諧を學び、之を花洛の地に唱ふ、京都の談林風は此人によりて大に流行するに至れり、後ち芭蕉が正風を唱ふるに及び遂に衰微に歸す、今其傳統を示せば、左のごとし（歷代滑稽傳、俳諧奇人談、嬉遊笑覽、はいかい袋、百家系譜）

○宗因
- 岡西惟中
- 高瀧似仙
- 井原西鶴
  - 水田西吟
  - 下山鶴平
  - 北條團水
    - 淺田百合
    - 貞上
    - 田中丈竹
  - 椎本才麿
    - 龍田大立
      - 水足左橋
    - 長谷川千之
    - 豐島佳風
    - 笠家逸志
      - 笠家舊室
        - 小管蒼孤
        - 北沾涼
        - 眞雨
        - 万丁
        - 增田眠牛
      - 笠家左簾
    - 兒島員丸
    - 椎本芳室
      - 椎本矩州
        - 長谷川龜文
        - 五彩堂矩隨
        - 千葉春耕
      - 栗山宗卜
      - 矢野少室
      - 河合舍鳳
    - 原才鶴
    - 吉田了雨
    - 金森得水
- 松井宗旦
- 木畑定直
- 西山宗春
- 松本青雲
  - 松本蓮之
- 那波葎宿
- 志水磐谷
  - 千足盤谷
- 南方山
- 北村瓢界
- 前川由平
  - 小西來山
- 鈴木清風
- 內藤露沾
  - 福田露言
  - 水間沾德
    - 大高子葉
  - 菊岡沾涼

ダンワウホフリンジ 檀王法林寺 【所在】山城國上京區法林寺門前町○元悟眞寺、俗に檀王と呼ぶ【宗旨】淨土宗、金戒光明寺所轄に屬す、本尊阿彌陀如來【起原沿革】往昔は叡山三千坊の一にして、蓮華藏院と稱し、木尊阿彌陀如來を安ず、龜山天皇文永五年、道光に勅して淨土宗に改め、寺門を興隆せしめられ、悟眞寺と號す、應仁亂後いたく荒廢し、且鴨川の水害を被り、一時三條東洞院に移轉し、幾干ならず舊地に復す、永祿年間回祿に罹りしかば、僧袋中これを再興し、號を法輪寺と改む、袋中は淨土宗の碩學にして、天正のころ布敎海外に及び、法譽甚高く、彼國より贈りし物品頗る多し、又當時の日記なども存せり（平安通誌、京華要誌）

タメ 溜 【名義】江戸時代に於ける牢屋の一種、病囚及び幼囚をおく處、もと非人無宿の囚徒をおきたりといへり【場所】江戸淺草と品川とに在り【起原】兩所共に貞享四年始めて囚人を其地の非人頭に預けしことあるを起原とす、次第に人數增加せるを以て、淺草の溜は元祿二年に、品川の溜は同十三年に改築し、其制漸く備はる【制度】罪囚病に罹れる時、一時溜に移して加養せしめ、全治すれば再び牢舍せしむ、また犯罪者十五歲未滿なる時は、生長するまで溜におき、十五歲に至るをまちて、本刑に處したり、なほ兩處とも非人の居住地にして、淺草は非人頭車善七、品川は同松右衛門之を管轄せる故、非人溜とも稱す、而して囚人を溜におくことを溜預と唱へたり、其他の諸制度は大約牢屋と

同じかりしも、やゝ寬なる傾ありしといへり、牢屋（ラウヤ）參看（德川禁令考、御定書百ヶ條、御仕置類例集、道中祕書）

タメシギリ 様斬 【名義】江戸時代、刀劍の利鈍を試みる爲めに、斬罪に處せられたる屍を斬るをいふ、士人、僧侶、婦女、穢多、非人、混瘡煩ひし者には之を行はず【方法】江戸幕府にて將軍刀を試みる時の方法を逃ぶれば、初め行ふ前、腰物奉行より町奉行へ談合あり、仕置の日限定まるを待て町奉行より之を申出づ、當日執行場には、土壇二箇所を築き、檢使場より砂を敷きつめ、檢使場の脇に斬手者の居所を設く、定刻に至れば、掛り役一同揃ひ、死骸は首と共に來る、尋で腰物方、本阿彌、腰物奉行、徒目付等來りて著座す、牢屋見廻、準備の整ひしを告ぐれば、一同場所へ出で、檢使場へ腰物奉行、腰物方及手附並に刀劍の箱を上へあげ、様場（タメシ）の横正面に於て立合ふ、徒目付、牢屋見廻、石出帶刀等列席し、小人目付、鎰役、打役等出場す、山田朝右衛門、手代り弟子、（孰も熨斗目麻上下）弟子（麻上下）蹲居す、場所入口は町方年寄同心、牢屋打役同心二人宛にて警固す、表門は牢屋同心二人にて守る、山田朝右衛門差圖を爲し、非人兩人にて胴を土壇の上に置き、刀を雙合致して朝右衛門に渡す、之を押戴き、切り柄をかけ肩衣のまゝ兩肌を脫ぎ、土壇に向ひ胴へ劍のむねをあて、右手にて柄を持ち、身を開き左手を砂につき見分の方へ會釋し、夫より兩足一所に並べて立ち、刀を背に負ふ程に振り上げ構へ、再び立、氣を滿たして、聲と共に打込み、胴二つになれば、非人胴の手足を引去る、此時腰物奉行見分す、朝右衛門より斬所并に斬方の善惡の書付を腰物方に出す、鑓の時は朝右衛門柄をすげ、様場外砂の內へ首を置き、手傳非人鍬ノ頭を首の上へ當て、柄を持ち押ふ、朝右衛門肩衣のみとなり、首の横小鬢を突き、通り返りとも宜くば、其趣を書付て差出す、是にて様斬終るなり（刑罪大祕錄、舊幕政談）

タメシブ 様歩 檢地（ケンチ）を見よ

タメナガシユンスヰ 爲永春水 【名號】姓は佐々木、名は貞高、通稱を越前屋長次郎といふ、蓮池庵、金龍山人、三鷲、二世振鷺亭、二代目南仙笑楚滿人、狂訓亭等の別號あり【系統】詳ならず【事蹟】江戸にて書賈を業とせしが、放蕩の爲め家產を傾け、爾來幇間、藝者、淸元の師匠等と交はり、屢々居を轉じて、或は鬻書となり、或は講談師となりしが、文政のはじめ頃より草双紙の著作に從事し、式亭三馬の門人となりしが、其作世に行はれざりき、尋で天保三年梅曆を著はすに及び、大に流行したるより其名漸く高く、自ら人情翁、人情本の元祖と稱し、幾多の人情本を著はしたりしが、天保十三年、老中水野忠邦改革の政を布き、風俗の匡正に從ふや、忽ち告められて手鎖の刑に處せられ、同年七月十三日手鎖中に歿す、年五十四、江戸西本願寺地中妙傳寺に葬る【著書】梅曆、辰巳園、纏の梅、春告鳥、英對暖語、等（列傳體小說史）

タモン 多門 城櫓の別稱、江戸城にては二三層に造りしを、櫓と呼び、城の周垣の長屋造りなるを、多門と呼び、兩樣に唱へ分けたり、是れ城內に在る、櫓の數甚多くして、自然稱呼の混じ易きが故なるべし、又諸藩の中には、士宅の長屋を、多門と呼びし處もあり、而して多門の稱は松永久秀が、大和志貴城に高櫓を建て其上に多門天主を祀りしに始まると云ふは、舊說なれど、或は多門山に城を築き櫓を設けしより多門の稱出來しとも稱し、詳かなら

ず（皇典講究所講演「古今城制考」）

タモンテンワウ 多聞天王 佛敎にて四天王の一、「ビシャモンテンワウ」を見よ、

タヤスケ 田安家 德川氏の分家にして三卿の一、「トクガハウヂ」（田安の部）及び「サンキャウ」の條を見よ、

タヤスモン 田安門 江戸城內郭門の一、今の九段坂の上、近衛步兵一聯隊の入口をいふ、舊田安邸に入る裏口なり、古は代官町御門といふ、又寬永江戸繪圖には飯田町口と記せり、此の門邊を田安臺と稱し、田安大明神の祉ありしと云ふ、門衛には譜代大名一萬石限り菊之間詰衆二八參勤の人々、或は在府の衆は三箇年勤番、番士四人羽織袴着用し、法令は竹橋と同じ、武器には、鐵炮十挺、弓五張、長柄五筋、持筒二挺、持弓一組を之に備ふ（御府內備考、殿居囊）

タラシ 多羅枝（ミトラシ） 弓を云ふ、弓は手にとる物なるが故に古は御執と云ひ、又略して「トラシ」といひしが、後に、トとタとの通音より「タラシ」といへり、「ユミ」參看、

タルヰノトングウ 垂井頓宮 美濃國垂井宿における後光嚴天皇の行宮、今不破郡垂井町の地なり、新撰美濃志によれば、南宮明神の鳥居の南の邊其舊跡なりといへり、文和二年八月廿五日より九月十九日までの行宮と爲す、按ずるに、此年六月山名時氏京都を襲ふや、足利義詮之を防ぐこと能はず（尊氏時に鎌倉に在り）天皇を奉じて美濃國小島に走り、其地に行宮を營みしが（「チシマノトングウ」參看）八月廿五日に至り、垂井に遷幸あり、二條良基の小島の口すさみに「廿五日をしまの頓宮より垂井に行幸あり、その有様非常の儀にて、腰輿にめさる（中略）

垂井の頓宮は、當國の守護頼康うけたまはりて造りまうく、黒木の御所に柴垣などゆひわたして、かうがうしく、廻立殿大嘗會などの心地ぞせし」と見えたるにて、其一斑を知るべきなり、是より先足利尊氏は京都の敗報を得て、八月朔日鎌倉を發し、九月六日其迎として赴きたる義詮と共に垂井に着したるを以て、天皇は、十九日頓宮より出でゝ、大覺寺に幸し、廿一日義詮尊氏等を從へて、京都に還幸し給へり(太平記、皇年代略記、續神皇正統記、大日本地名辭書)

タルキ　椽(桷、榱)　棰より軒に渡して、屋根板を支へる木を云ふ、また椸と書す、圓なるを地椽と云ひ、椽の字を用ふ、方なるを飛簷椽と云ひ、桷の字を用ふ、共通に榱の字を用ひたり、支那にては桑に椽、周に榱、齊魯に桷と云へるなりとの説あれど、我國にては椽はエンガハに、桷は隅木に充て用ひたるを以て、垂木又は椿の字を用ふと云ふ、新撰字鏡に薄をタリ木と訓み、椽を庇の垂木と訓み、又は一説に間杁を訓めり(倭訓栞、建築字彙)

タルブネ　樽船　名所舊跡　江戸時代、酒荷の運輸を專業としたる廻送船、樽廻船の略稱なり　地名辭書　沿革　酒荷はもと菱垣廻船(「ビカキクワイセン」參看)により運輸せしが、享保十五年酒問屋等相謀りて別に樽廻船を起したるより、菱垣廻船と互に相容れず、安永二年菱垣船と積載貨物の分界を定めたり、天保四年、鰹節、鹽乾魚問屋、乾物問屋井に幕府菓子用砂糖仕入人の砂糖十万斤に限り、兩廻船に搭載することを許せり、されども、此貨物を樽廻船に積む時ほ、途狀二通にして、江戸菱垣廻船問屋にて吹ら、樽廻船問屋に引渡すものとす、天保十五年に至り、獨立し、大阪に問屋八軒、西宮に問屋六軒を置き、船舶百五六十艘を有し、大に運漕を擴張し、菱垣廻船と其業を競ふ、而して其荷主の重なるものは、大阪、伊丹、池田、今津、西宮、青木、魚崎、御影、車町、新在家、大石、兵庫十二郷の酒家にして、皆ら荒荷をも搭載したり、また樽番船といふあり、これは各藩駐して、第一番に到着するを競はしめたるものにして、毎年二(船番)三月頃、新酒を搭載して、西宮灘より發途す、江戸着の前後は、品川沖に本船を乘り入れ、碇を下すやを以て船送切手を携帶し、樽廻船問屋に送達したる順番に依りて前後を定む、番着の船頭は、江戸荷主より衣類若くは金子を與へて褒賞せり、元來酒は新品を貴び、價も格別によろしければ、弊害を生ずること多きを以て、公に協同して、前後を定むるの必要あるによれりといへり(日本商業史、皇典講究所講演、江戸時代海運)

ダルマデラ　達磨寺　新社　大和國葛下郡(今北葛城郡)王寺村、片岡山下に在り、片岡と號す　名所舊跡　眞言宗　地名辭書　推古天皇二十一年、聖德太子僞ら片岡山徑を過ぐ、路傍に弊衣の飢人の臥せるを見て之を憐み、衣食を給して去れり、翌日其死せるを聞き、悲みて厚く葬りしが、後ち傳教大師の弟子光定この飢者は達磨の化身ならんと云ひしより、聖德太子の像を安置したり、後ち僧勝月達磨寺を建立す、一説に笠置寺の解脱上人貞慶頃上に三層塔を建て、旁に達磨寺と號すともいふ、嘉元三年間富經生日記一卷、法王帝説一卷、(以上肯國寶)等あり(勅修傳、同續覽、源空上人鄉、淨土宗系譜、山城名勝志、平安通志、京華要誌、國寶目錄)

チアン　治安　後一條天皇御宇の年號、寛仁五年二月二日、革命に因て改元す、三年を經て萬壽と改元す(國朝年號譜)

チイサガタナ　小刀　打刀に對して古き時代における所謂刀を云ふ、比較するに小なるがゆゑなり、(ナカゴ)、眞丈雜記に「義眞記に云く、小刀は長さ六寸、中子三寸、ケヌキ形なるべしと見えたり、是れ腰刀さや卷腰物皆同じ物なり、長さ柄さやともにて一尺を限りとするなり、柄は鮫の皮かけて柄まかすはなし目貫なり、つば入れず、さやじり直に切るなり、今の世の小刀は、柄をさき鐔を入れ、たけも甚長くするゆゑ、古の小刀とは大に違ひたる物なり」と見え、武家名目抄に「後代は打刀を刀とのみいへど、其に對へて古に刀と云ひしものを長短によらず、すべて小さ刀と云ふなり」と見えたり、詳しくは「カタナ」の條を見るべし、

チウセンシ　鑄銭司　「ジユセンシ」を見よ、

チオサヘ　地押　江戸時代田畑上下の等位高石盛を、先前の儘存置し、單に繩竿を入れ、反別を丈量し、前狀の適否を修正するを云ふ、又地詰とも云ふ、丈量の方法は、檢地と異なることなし、但一二耕地の小部分を限るものは、廻り檢地(「マハリケンチ」參看)を以て代辨するものとす、而して此の地押は、隱田の告訴者あるか、或は事故ありて村方より出願するか、或は地所紛亂實檢の必要ある場合等の外、容易

に命令を以て擧行せしむることなし(舊幕經治要略)

チオン井　知恩院　名所舊跡　山城國下京區林町○華頂山と號す　名所舊跡　淨土宗、總本山　地名辭書　高倉天皇安元元年、源空專修念佛を主唱し、比叡山を下りて四山の麓谷、次に東山吉水の邊に草菴を結び、念佛を修行す、其草菴を吉水禪房とも、大谷禪室とも云ふ、承元元年三月源空土佐に配流せられ、同十二月勅免ありしも、京都に入るを許されず、建曆元年十一月に至りて、漸く吉水禪房に歸りたるも、已に荒廢に歸したれば、慈圓僧正、源空の爲めに土地を寄附して一草菴を營めり、卽ち今の智恩院の勢至堂の在る所なりと云ふ、源空此草菴に入りて念佛の修行を事としたり、示寂の後念佛益々傳播したれば、安貞元年比叡山の大衆暴擧して其草菴を破却す、文曆元年遺弟源智再興して諸堂宇を建築す、四條天皇勅して額を賜ひ、始めて華頂山知恩院と號し、永世勅願所となし給ひたりと云ふも、未だ詳ならず、永享三年火災に罹る、足利義敎命じて再興したるも、應仁の亂に再び燒失し、住持珠琳、源空の影像を收めて近江國滋賀郡伊香村に避難し、一寺を建立して新知恩院と號す、長享二年九月青蓮院尊應親王知恩院に敷地山林を還附し、令旨を珠琳に下して舊跡を再興せしむ、(一説に文明十年足利義敎再興すと)永正十四年八月又火災に罹り、悉で再建し、住持存牛學德を以て聞え、始めて紫衣を賜はりたりと云ふ、天正年中豐臣秀吉諸堂を修理し、德川家康に至り大に興隆を助け、諸堂宇を增築し、住持尊照を優遇し、寺祿七百三石餘を附す、元和二年秀忠山門經藏を造營す、寛永十年二月火災に罹り、十二月家光命を下して再建し、同十三年大鐘を鑄造し、十六年七月に至り諸堂落成し、壯觀を極む、乃ち皇子八宮を請じて門主と

なし、知恩院門跡四箇寺(華頂宮と號す○山門、西向、德川秀忠の建立(特別保護建造物)○法華眞天皇勅額華頂山の三字を揭ぐ○本堂、南向、後奈眞天皇勅額大谷寺の三字を揭ぐ、中央に圓光大師(源空)自作の像と云ふを安置す○御影堂、本堂の後に在り、俗に千疊敷と云ふ○大方丈、小方丈、乘會堂に接す、○經藏、本堂の東南に在り、(特別保護)宋版一切經を藏す○鐘樓、經藏の南に在り、大鐘高一丈八尺、直徑九尺五寸、厚九寸五分○勢至堂、小方丈の東の山上に在り、(特別保護)○祖師廟、勢至堂の北に在り、賜蓮華と云ふ○文庫、樓現堂、茶堂等あり、○寶物、着色法然上人繪傳四十八卷、阿彌陀二十五菩薩來迎圖、親鸞受茶羅、紅玻璃阿彌陀像、阿彌陀經曼荼羅、鬼沙門天像、各一幅、菩薩處胎經五帖、(大統十六年の文あり)天平別保護)○祖師廟、勢至堂の北に在り、賜蓮華と云ふ○文庫、樓現堂、茶堂等あり、○寶物、着色法然上人繪傳四十八卷、阿彌陀二十五菩薩來迎圖、親鸞受茶羅、紅玻璃阿彌陀像、阿彌陀經曼荼羅、鬼沙門天像、各一幅、菩薩處胎經五帖、(大統十六年の文あり)天平年間富經生日記一卷、法王帝説一卷、(以上肯國寶)等あり(勅修傳、同續覽、源空上人鄉、淨土宗系譜、山城名勝志、平安通志、京華要誌、國寶目錄)

チオンジ　知恩寺　新社　山城國上京區上立売町○三時知恩寺と號す　名所舊跡　淨土宗、知恩院所轄に屬す○本尊阿彌陀如來　起原沿革　初め後光嚴天皇皇女見子內親王に崇光天皇の御所入江殿を賜ふ、因て入江御所と稱せり、足利義滿の女性善尼此地を得て寺と爲し、知恩寺と號す、稱光天皇の皇女了山宮落飾尼と爲り、法燈を繼ぎ、性善尼を開山と爲し、自ら第二世と爲る、後柏原天皇歸信深し、然れども大時の勅行畫間宮中に行ひ難きを以て、勅して禁三ツ時に本寺に於て行はせらる、故に三時知恩寺と稱す、已來皇女王相承け、連綿法脈を傳へて明治維新に及ぶ、堂宇は天明八年火災に罹り、恭禮門院の舊殿を賜ひ再建す、現在のもの是れなり(山城名勝志、山州名跡志、平安通志、京華要誌、國寶目錄)

チオンジ　知恩寺　新社　山城國愛宕郡田中村○長德山功德院と號す、又俗に百萬遍と呼ぶ　名所舊跡　淨土宗、四箇本寺の一　地名辭書　傳に慈覺大師の草創、加茂上下宮の法樂修法の寺にして神宮寺と號す、後鳥羽天皇の時、僧源空專修念佛の道場を白川及び西山の廣谷、東山吉水に營み宗門弘通の後、此寺に寓止したり、鴨川に近きを以て、加茂河原院の稱あり、源空示寂の後、弟子源智、源空の像を置き、始めて知恩寺と改稱す、元弘元年天下疫病流行するに方り、住僧空圓勅を奉じて、七ヶ日阿彌陀名號會を修し、百萬遍に及んで疫止む、依て百萬遍の號を賜はり、御新願寺と爲したりと云ふ、永德年間足利義滿相國寺を造營するに方り、當寺を一條の北小川油小路の間に移し、年月を經ること二百年、兩回の兵燹に罹る、天正十三年豐臣氏寺祿三十石を寄せ、十八年京極東櫛町に轉じ、寛文二年東福門院附屬官邸を建つるが爲め此地に移ぜり○表門、本堂、本師堂、後奈眞天皇宸輪の額を揭ぐ、觀音堂、勢至堂、阿彌陀堂、方丈、地藏堂、善導院、及び法然上人の塔あり○寶物、絹本着色蝦蟇鉄拐圖二幅(顔輝筆)同善導大師像、同十體阿彌陀像、同佛涅槃圖、同淨土曼荼羅圖各一幅、皆國寶に指定せらる○塔頭十二箇寺、西光寺、養春院、如意菴、琢窓院、瑞林院、善導院、慶運院、壽仙院、龍見院、源養院、安養院、栖松院と云ふ、諸國に末寺三百五十一箇寺あり(山城名勝志、山州名跡志、平安通志、京華要誌、國寶目錄)

チカコナイシンワウ　親子內親王　靜寛院宮(セイクワンキンノミヤ)を見よ、

チカタ　地方　江戸時代、町方に對して田舍をいふ、轉じてその地の民政をいふことゝなれり、地方大概集に「御代官役所にて取扱ふ事件を地方と稱

すゝと見え、地方凡例錄に「俗語に地方と唱ふるは、政務の事にて、強ち田納收納諸帳面、本調等の取計ひ而已に限る事にあらず、都て經界の義なれば、聖賢の道を本とし、理世安民の志を不レ忘、地理に委敷、用水川除修覆等の辨利を考へ、稼穡の道を知り、國益の拔ざる樣に心を用ひ、上下の損益を勘辨、農業の不レ失樣敎導し、民を撫育し、國家安泰に治むべき事を旨とす」と見え、なほ又「地方の業といふは、土地經界を改正し、地位の善惡を能く知りて田園を檢知し、末代上下の得失を推知し、地味に隨ひ、石盛の不同なく、萬民上下の愁苦なき樣にこれを定め、物物の應不應を見分け、農事の時を失はず、種蒔、鋤耘、肥養、收納等の時節を差へず、耕作を怠らざる樣に敎導し、一作に於ては、稻粟の可否を檢見し、年の豐凶を考へ、租税を極め、又は用水川除等の普請、地所の損益を辨明すること第一なり、（中略）又地所用水等に就ては公事出入起る事多し、都て村里能く治り、訴訟等のなきやうに取治め、もし訴ある時は我意を振はず、理非明白に辨論すべし」とあるにて其大樣を曉るべし、

チカタトウニン　地方頭人　[職掌] 室町幕府の職名、京都洛外の第宅、屋地、市廛、道路等の事を管掌す、又地奉行とも稱す、[起原沿革] 花營三代記に、康曆元年八月政所内評定始に、地方二階堂中務少輔入道行照、と見えしを始めとす、應永年中より攝津氏の世職となる、凡訴人狀を上り、頭人事項を題し、寄人に付して審問せしむ、其會議を内談と謂ふ（花營三代記、中原氏系圖、武政軌範）

チカツアスカノヤツリノミヤ　近飛鳥八釣宮　飛鳥八釣宮（アスカノヤツリノミヤ）を見よ、

チカマツモンザヱモン　近松門左衛門　[名號] 姓は杉森、名は信盛、通稱を平馬といふ、後ち自ら近松門左衛門と稱す、平安堂、巢林子、不移山人等の號あり [系統] 詳かならず、兄は相國寺の宗長老、弟は儒醫岡本一抱子、妹は錦江といひ、俳諧に長ず [事蹟] 長門萩の人、少にして肥前唐津近松禪寺（或はいふ近江三井寺の門前近松寺なりと）に入りて僧となる、幾干もなくして京都に上りて弟の家に寓し、還俗して一條家に仕へ、ほゞ有職故實に通ず、尋で致仕し、近松門左衛門と名乘り、歌舞伎狂言及び淨瑠璃の著作に從事す、延寶五年始めて、京都の歌舞伎芝居萬大夫座の作者となり、藤壺の怨靈、藤の花より忽ち大蛇と變ずる趣向を構へて、大に喝采を博し、門左衛門の名聲世に著はる、尋で淨瑠璃大夫井上播磨掾、宇治加賀掾等の爲めに淨瑠璃を作りしが、享保三年竹本儀大夫の爲めに出世景淸を著はすに及び、筆致頓に一變し、從來古淨瑠璃を摸倣せる作と雲泥の差ありて、淨瑠璃作者としての一生面を開きたり、元祿の末大阪に住し竹本座の作者となり、著述に從ふ、享保九年十一月廿一日大阪に歿す、年七十二、墓は寺町法妙寺と川邊郡久々智村廣濟寺との兩所に在りて、孰れか是なるを詳かにせず、法名阿耨院穆矣日一具足居士と號す、門左衛門著はす所の戲曲前後通じて百數十種、文章雄健にして詞藻富贍なるのみならず、人物の上下貴賤によりて、威儀の別より調遣に至るまで詳細に注意し、描寫眞に迫り、神に入ると稱せらる、荻生徂徠嘗て曾根崎心中を讀みて「七ッの鐘が六ッ鳴りて殘る一つが今生の鐘の響の聞きおさめ」といふに至り、卷を擲つて、近松が妙文この中に在り、他を問ふに及ばずと嘆賞し、靈元法皇は最明寺殿百人上臈の文中に「蝶の翼のおしろいをこぼして、梢には鶴の霜毛をぬさかくろ、雪は花より花多き」とあるを御覽じて、石曼卿の詩句なる「蝶遺二粉翼一輕難レ拾、鶴墜二霜毛一散未レ轉」を巧に譯したるに感じ、かかる才智を以て和歌を詠じなば、秀逸多かるべしと宣へりといふ [著書] 女殺油地獄、天の網島、冥途の飛脚、曾根崎心中、丹波與作、心中重井筒、博多小女郎浪枕、歌念佛、關八州繫馬、出世景淸、國性爺合戰、曾我會稽山、雪女五枚羽子板、吉野都樋等最著はる（藤井學士「近松門左衛門」）

チカラレウ　主稅寮　「シュゼイレゥ」を見よ

チギ　千木　[名稱] 大古の家屋に於て、屋蓋破風の上端の、交叉したる部分の稱、卽ち切棟作りの屋根の左右の端に用ひたる長き材にて、其本は、前後の軒より上りて、棟にて行き合はせ、組み交へ、其組目以上、其梢を其まゝ長く出して空を衝くものをいふ、其組目より下に椽と並び、又屋の妻にては欂風となる、また氷木（ヒギ）ともいひ、知疑、鎭木、知木なども書したり、肱木の略 [起原沿革] 大古卽ち神代の家屋は皆此制なり、古事記大國主尊國避の條に「於二底津石根一宮柱布斗斯理、於二高天原一氷木多迦斯理而治賜者云々」とあるを初見とす、爾來王朝時代の初期まで行はれしが、家屋の制發達するに及び自ら廢れ、只僅に神社にのみ其面影を存するに至りしが、千木は全く別物となりて破風と關係なく、棟上に設置する飾りとなりたり、また其梢の一角を殺ぐ事となり、之を片削（カタソギ）といへり、伊勢內宮なるは內角を削ぎ、外宮なる

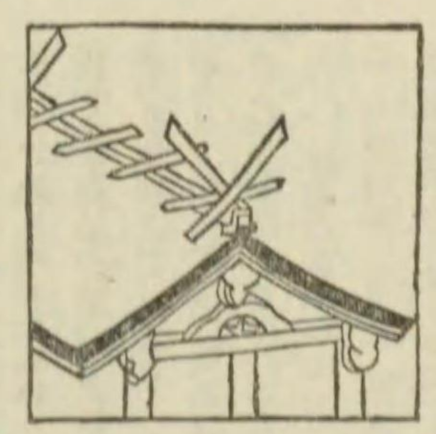

は外角を削ぎ、共に風穴を明けたり（古事記傳、東雅、建築辭彙、言海）

チギ　地祇　國神（クニツカミ）を見よ、

チキウラク　地久樂　[名稱] 高麗樂、雙調四曲中の一、一名地久、又圓地樂と稱し、大曲に準ず、新樂中曲○破拍子十、急拍子十一、舞者六人、番舞萬秋樂 [起原沿革] 作者傳來共に詳かならず、催馬樂の櫻人に合へりと云ふ、古今著聞集の註の一說に、大宮右大臣（俊家）殿上人の時、南殿の櫻盛なる頃、うへぶしよりいまだ裝束も改めずして、御階のもとまで獨り花を眺め、高欄によりて櫻人の曲を數反歌はれけるに、多政方、陣つとめて居合せければ、歌の聲を聞きて花の本に進み出で地久の破をつかうまつり、舞はてゝ入らんとするとき、俊家又櫻人をやめて蓑山をうたはれければ、政方又立ちかへりて同急を舞ひけるよし見えたり、體源抄には、公任卿、多政資として記したり（禮樂志、歌舞音樂略史）

チキカウ　直講　大學寮（ダイガクレウ）を見よ、

チキコサク　直小作　小作の一にて、田畑を質に入れ、地主直接に小作を爲すをいふ、小作證文年季は、質地年季に準ず（地方凡例錄）

チキサン　直參　（一）華族の僧の最勝講聽衆たる者を云ふ（釋家官班記）（二）江戶時代幕府に直隸せる萬石以下の士人、卽ち旗本御家人をいふ、將軍に直隸するを以て名付く、

チキソ　直訴　訴訟（ソセウ）を見よ、

チキトツ　直綴　僧衣の一種、上は衣（コロモ）の如くにして裳あれども、衣よりは少し短くして且細く、下に白の長袴を着す、海人藻芥に「絹直綴は貴賤共用之、道服者俗隱者用之」と見え、一說に、法印法眼法橋など着すとあり、江戶幕府の制は、僧躰にして法印法眼に叙せられたるもの（醫師、繪師の如き）之を着したり、地質縞好又は平絹、袖の下兩脇に襞積（ヒダ）あり、色黑、胸緖は組糸にして、法印は紫、法眼は白を用ふ（裝束集成、貞丈雜記、德川盛世錄）

（知行國）

チギヤウ　知行　（一）主配する事を云ひ、（二）後には土地を支配する事を云ふ、蓋し其地を知り行ふの義、（三）更に轉じて其土地を指すことゝ爲れり、其地を領知とも領掌とも領地とも云ふ、（一）續紀天平神護二年正月の詔に、天下所二知行一とあるをアメノシタシロスメスと云ひ、萬葉集にも所知行をシロシメス、領の字をシラスと訓み、朝野群載永延三年五月廿八日の太政官符に、知二行諸務一とあるにて知るべし、（二）知行國の場合を古とす、年給によりて國を給はりたる國務を知行すとも、沙汰すとも云ひ、其國を知行國と云ふ、又給國領國分國とも云ふ、其國務を知行するより轉じたるなり、玉葉安元三年五月二十三日の條に、賴政朝臣知二行伊豆國一と見えたるにて知るべし、蓋し年給は桓武天皇の時より起りて、淸和醍醐天皇の頃より盛に行はれしを見れば、國務を知行すること、及び知行國の名は此頃より起りしものなるべし、是より後ち墾田莊園を領知するを知行と云ひ、其土地を知行地と云へり、人車記仁安元年九月廿九日の條に「參河志貴御庄下條知行由、大納言以二安藝守能盛一示給之」と見え、玉葉文治元年十二月廿八日の條に「傳聞、賴朝代官北條丸、今可レ謂二經房一云云、定二示重事等一歟、又聞件北條丸以下郞從等、相二分五畿山陰山陽南海西海諸國一不レ論二庄公一可レ充二催兵粮一米（段別五升）非二啻兵粮之催一惣以可レ知二行田地一云々」吾妻鏡同年十二月廿一日の條に「於二諸國庄園下地一者、關東一向可レ令二領掌一給上云々」保元物語に爲朝が大島に渡りたる事をいへる條に「此島にして七島知行す、」源平盛衰記に「豐後國は刑部卿三位賴輔の知行にて、其子賴經國司代にて在國の間、三位追て云下し給ひければ云々」弘安八年四月四日伊勢光明寺舊記に「右件名畠者、自二父掃守吉光御手一處分給（天）知行處（仁）云々」などあるにて其一斑を知るべし、鎌倉時代以後莊園に本家領家ある場合には、本家は所當年貢を知行し、領家は下地を知行す、又一人にて兩方を知行することあり、是を一圓知行ともいふ、爾來單に知行といへる語は、動詞名詞の兩樣に用ひられたり、豐臣氏の時より各國の領主を封ずるに、知行高何萬石と云へる慣例により、江戶時代に及びても、また之と同じく、必ずしも領地の多寡に依らざりしと雖も、普通には萬石以下の領地を指して知行と云ひしが如し、卽ち旗本御家人並に諸藩士は多く其領地を知行所といひしも、大名にありては領地と唱へたり、但し全然稱せざるにあらざりしことは、當代記慶長十六年八月廿一日の條に「知行二萬石全湖水となる」と見えたるにて知らる、而して知行所を各人に割り行ふことを知行割といひ、知行高を記したる帳を知行帳といへり（台記、玉葉、東寺百合文書、武家名目抄、德川實紀）

チキロ　直廬　禁中にて大臣納言出仕の宿所を云ふ、後には專ら攝關の宿所をのみ云ふに至れり、西宮記に「宿所、大臣納言宿廬職曹司也、見二國史一也、大臣宿所、在二宜陽殿東庇一云々」三代實錄に「貞觀十三年四月十八日、太政大臣（良房）重抗表曰、陛下不レ許三臣就二私第一賜二直廬於禁中一云々」とあるにて知るべし、

チクゴガハノタタカヒ　筑後川戰　[戰場] 筑後川は筑前筑後を流るゝ九州第一の大河な

り、而して菊池少貳二氏の戰ひたるは今の御井郡味坂村の附近なるべし菊池武光、征西將軍懷良親王を奉じて鎭西に在り、勢威大に振ふ、正平十三年(北朝延文四年)十一月兵五千を率ゐ、島山國久を日向六箇城に討たんとす、會々大友氏時高峰城に據りて睚き、宇都宮宏知・屋田正員等亦之に應ず、武光、氏時等の能く爲すなきを知り、十四年三月先づ往きて國久の子重隆を三股城に襲うて之を拔く、國久憚れ、六箇城を捨てゝ重隆と共に還る、武光軍を督して國に歸り、更に阿蘇惟時、少貳賴尙と兵を合して氏時を討たんとし、自ら五千餘騎を率ゐて豐後に向ふ、賴尙俄に變心して族を太宰府に擧げ、惟時亦小國に據りて其後を遮らんとす、武光卽ち師を回へして惟時を敗り、七月懷良親王を奉じて賴尙を太宰府に襲ふ菊池系圖賴尙之を聞き、子忠資、姪賴泰等と六萬餘騎を率ゐ、杜渡を前に當てゝ、味坂庄に陣す、武光も亦兵八千に將とし、筑後川を隔てゝ對陣し、十九日手兵五千を提げ、川を渡りて之に迫る、賴尙戰はずして退くこと里許、大原に屯す、武光追擊して大原に到れば、敵已に徑路を遮斷し、前に泥濘あり、輒く進むべからず、卽ち相持して戰はざること月餘、八月十日の夜半、子武政と精兵七千人を分ちて三隊とし、筑後川に沿ひ水壑に乘じて進ましめ、また壯士三百人を簡み、間道に由りて猷背を掩ひ、突喊して亂射せしむ、賴尙の軍兵大に震駭し隊伍擾亂、自ら鬪擊して死者相枕す、天明の後武政一千餘騎を率ゐて先登し、忠資及び稗將四人を斬る、武光の姪武信また殊死して奮鬪し、賴尙の子賴泰を生擒し、首を獲ること七百餘級、而して武信の兵死するもの亦三百に及ぶ、武光は懷良親王と共に三千餘騎を率ゐ、大呼して賴尙の中堅を突く、飛矢雨のごとし、親王自三創を被る、其他戰死するもの頗る多し、武光政等營を勵まして衆を督し、將士に先ちて奮力鏖戰し、遂に賴尙を敗る菊池系圖賴尙敗走して太宰府に退き、資萬々餘に據る、此日の戰卯時に始まり酉の時に終る、賴尙の軍死するもの三千二百人、武光の軍死するもの父子八百人に及べり、故に武光は賴尙を追擊せず、兵を率ゐて肥後に歸る(大日本史、太平記、征西將軍宮譜)

チクゴノクニ　筑後國

東は豐後、西は肥前、南は肥後、北は筑前、西南は海に至る、東西凡十一里、南北凡八里四海道に屬す、形勢山嶽東南に亘り、洪流西北を繞り、沿河迤南、土地平衍澤潤に接す筑後古訓ツクシノミチノシリ」ともいふ、上古筑前と一國にして筑紫と稱す、文武天皇の初年分ちて始めて本國を置く、(今の府中驛)文治二年草野永平の守護となし、定む、(今の府中驛)文治二年草野永平の守護となし、子孫山本郡吉木村、竹ノ城に居る建武中興少貳賴尙の叛するや、足利尊氏の叛するや、足利尊氏の叛する賴尙首として之に屬す、正平の初、菊池武光賴尙を伐て之を破り、國の豪族草野黒木蒲池諸氏を降し、征西將軍懷良親王を高良山に奉じ、全國を併せ、阿蘇惟澄を國守となす、尊氏又國の豪族高橋光種(御原郡高橋に居る)を撿斷使となす、大內介今川九州を定めし後、諸族更に探題澁川氏に隷す、澁川氏衰ふるに及で草野山本(山本郡)星野(生葉竹野二郡)黒木(上妻郡猫尾)高橋(御井郡)西牟田(三潴郡)蒲池(山門郡)菊池武敏と戰て敗死し、自ら鬪擊して死者相枕す、天明の後武政一千餘騎を率ゐて先登し、忠資及び稗將四人を斬る、武光の姪武信また殊死して奮鬪し、賴尙の子賴泰を生擒し、首を獲ること七百餘級、而して武信の兵死するもの亦三百に及ぶ、武光は懷良親王と共に三千餘騎を率ゐ、大呼して賴尙の中堅を突く、飛矢雨のごとし、親王自三創を被る、其他戰死するもの頗る多し、武光政等營を勵まして衆を督し、將士に先ちて奮力鏖戰し、遂に賴尙を敗る菊池系圖賴尙敗走して太宰府に退き、資萬々餘に據る、此日の戰卯時に始まり酉の時に終る、賴尙の軍死するもの三千二百人、武光の軍死するもの父子八百人に及べり、故に武光は賴尙を追擊せず、兵を率ゐて肥後に歸る(大日本史、太平記、征西將軍宮譜)

チクゴノクニ　筑後國

東は豐後、西は肥前、南は肥後、北は筑前、西南は海に至る、東西凡十一里、南北凡八里四海道に屬す、形勢山嶽東南に亘り、洪流西北を繞り、沿河迤南、土地平衍澤潤に接す筑後古訓ツクシノミチノシリ」ともいふ、上古筑前と一國にして筑紫と稱す、文武天皇の初年分ちて始めて本國を置く、(今の府中驛)文治二年草野永平の守護となし、定む、(今の府中驛)文治二年草野永平の守護となし、子孫山本郡吉木村、竹ノ城に居る建武中興少貳賴尙の叛するや、足利尊氏の叛する賴尙首として之に屬す、正平の初、菊池武光賴尙を伐て之を破り、國の豪族草野黒木蒲池諸氏を降し、征西將軍懷良親王を高良山に奉じ、全國を併せ、阿蘇惟澄を國守となす、尊氏又國の豪族高橋光種(御原郡高橋に居る)を撿斷使となす、大內介今川九州を定めし後、諸族更に探題澁川氏に隷す、澁川氏衰ふるに及で草野山本(山本郡)星野(生葉竹野二郡)黒木(上妻郡猫尾)高橋(御井郡)西牟田(三潴郡)蒲池(山門郡)菊池武敏と戰て敗死し、自ら鬪擊して死者相枕す、天明の後武政一千餘騎を率ゐて先登し、忠資及び稗將四人を斬る、武光の姪武信また殊死して奮鬪し、賴尙の子賴泰を生擒し、首を獲ること七百餘級、而して武信の兵死するもの亦三百に及ぶ、武光は懷良親王と共に三千餘騎を率ゐ、大呼して賴尙の中堅を突く、飛矢雨のごとし、親王

書紀	延喜式	古圖	明治沿革
和名抄	拾芥	郡名考	新郡區編制
寛知集	元禄國帳	地誌提要	
	天保郷帳	郡區編制	
水沼三潴	同	同	同
御井	御井	御井	同
御原	同	御原	同
山本	山本	山本	同
竹野	同	同	同
的	生葉	生葉	同
浮羽	同	生葉(桑)	
上妻	同	同	同
陽咩	同	同	同
八女			
下妻	同	同	同

三井　浮羽　八女

御木	山門	同	同	同	同
三毛	同	同	同	同	同
三毛	同	同	同	同	同
三池	同	同	同	同	同

チクサウヂ　千種氏

姓は村上源氏、久我晴通の二男具堯より出づ、四男有能始めて千種と號す、官權大納言正二位に至り、眞享四年薨ず、子孫相繼ぎ明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる(知譜拙記、系譜)

○有能——有維——有敬——有補——有政——有條

「有功——有文——有任——有冬(後改有榮)

チクサノサキノダイジャウダイジン　千種前太政大臣

久我通相(コガミチスケ)を見よ。

チクゼンノクニ　筑前國

東は豐前、南は豐後筑後肥前、西は肥前及び海、北は海に至る、東西凡十八里、南北十七里、西海道に屬す、形勢東疆の連山南走して更に西北に趨く、沿海の地、岬嶼島嶼參錯相望む、曠衍の地少しと雖も、東南二大河あり、古訓「ツクシノミチノクチ」ともいふ、上古筑紫國と稱す、孝元天皇の皇子大彦命の裔國造となる、纖體天皇二十一年國造磐井叛し、物部麁鹿火を遣て之を誅す、齊明天皇西巡して朝倉(今上座郡須川村)を以て行宮となし、師を出して百濟を救ひ、唐と戰ふ、天皇行宮に崩するに及び師を班す、尋で太宰府を御笠郡に置き(今觀音寺村の西に府址あり、國府亦同郡に置く遺址未詳)九州を總轄せしむ、文武天皇の初年始めて本國を置く、壽永元年平氏安德天皇を奉じて來奔し、太宰府を以て行在所となす、國の豪族原田種直、平氏に從ひ功あり、國守に任ず、既にして平氏亡び、源頼朝、天野遠景を以て鎭西奉行と

なし、太宰府に鎭す、建久七年武藤資頼之に代り、太宰少貳に任じ、子孫職を襲ぎ、少貳を以て氏とし、御笠郡内出城に居り、本國及び豐前肥前壹岐對馬の事を管す、弘安四年蒙古大擧して入寇す、資頼の子資能拒戰し、疏を蒙りて卒す、既にして蒙古の戰艦を覆沒す、五年北條時宗、同族爲時を以て筑紫探題となし、博多に鎭す、建武中興、少貳賴尙叛して九州を擾す、尊氏眞經の子賴尙を守護に補し、一色範氏を留めて九州を鎭せしめ、又一色賴行仁木義長高橋光種を筑紫三檢斷とし、筑前筑後に居て賴尙と九州の事を協議せしむ、正平九年賴尙、足利直冬に應じて歸順し、菊池武光と共に範氏を攻て之を逐ふ、既にして賴尙復叛く、十四年武光之を討じて筑後川に戰ひ、大に之を破る、十六年賴尙終に奔て宗像大宮司氏重に依る、武光太宰府に入り、征西將軍を奉じて博多に鎭す、明年足利義詮其將斯波氏經を以て探題となし、西使して豐後に入る、武光擊て之を却く、建德二年足利義滿、其將今川貞世を探題となし、菊池氏を擊つ、九州の諸族多く之に應ず、文中元年武光太宰府を棄て肥後に歸る、貞世府に入り賴尙の子冬資の舊封を復す、冬資亦真世に殺され、弟賴澄立つ、應永の初貞世東歸し、遽川滿賴代て探題となり、移て肥前の綾部城に治す、永享五年賴澄の孫滿資復叛し、大內持世と戰て敗死し、二子嘉賴教賴對馬に奔る、文明元年教賴の子政資太宰府に入り、大內氏の成兵を逐ひ、故地を復す、明應中大內義興、政資を攻て之を殺し、全國を併す、天文の末大內氏亡び、毛利元就大友氏と本國を爭ひ、兵連りて解けず、時に筑紫氏は御笠郡筑紫城、原田氏は怡土郡高祖城、秋月氏は夜須郡秋月城、宗像大宮司は宗像郡に據り、各統屬せず、後ち大友氏擊て之を降し、或は之を滅して遂に全國を併せ、立花宗茂を糟屋郡立花城に置き之を鎭せしむ、天正十四年島津氏九州を荐食するに及び、立花城獨り降らず、豐臣氏西征し、宗茂を筑後柳河に移し、小早川隆景に全國を賜ひ、糟屋郡名島に治す、關ヶ原役擧り、德川氏隆景の嗣秀秋を備前に徙し、黒田孝高を全國に封じ福岡に城き、世襲す、其支封を秋月(黒田長興)直方(黒田高政享保五年封絕)とす、明治維新改て福岡秋月二縣となし、尊て秋月縣を廢し福岡縣に併す古より管郡の變遷左表の如し、尙ほ詳しくは各郡の條參看すべし(地誌提要、國郡沿革考、郡名異同一覽)

六國史	延喜式	古圖	明治沿革
古書	拾芥	郡名考	新郡區編制
和名抄	元禄國帳	地誌提要	
風土記	天保郷帳	郡區編制	
島(嶋)志摩	志摩	同	同
伊蘇(都比古)伊怡(觀世音寺)伊土(斗賣)	怡土	同	同
早(旱)良	同	同	同
伊都(比古)伊怡(觀世音寺)伊土(斗賣)	同	同	同
鹽(鹿)屋(椅)那珂(東)那珂(西)	那珂	同	同
那珂	那珂	同	同
那賀(古)那珂(那加)	那珂	同	同
席(牟漏)田	同	同	同
御笠	同	同	同
	糸島		筑紫

	糟屋（カスヤ）	同	糟谷(ク) 粕屋(コ) 糟屋(ク)	糟屋	同	同
安 夜須(犯)	夜須（ヤス）(エ) 夜須 東西(ワ)	夜須	同	同	同	朝倉
朝倉(犯)	下座 シモツクラ(エ) シモツアサクラ(リ)	同	同	同 ゲザ(ク)	同 ゲザ(チ) シモノアサクラ(チ)	
	上座 カミツクラ(エ) カミツアサクラ(ワ)	同	同	同 ジヤウザ(ク)	同 ジヤウザ(チ)	
穗波(犯)	穗波 ホナミ(エ)	同	穗涙(ク) 穗波(コ、ケ)	穗波	同	嘉穗
鎌(犯)	嘉麻 カマ	同	嘉麻(ク、ケ) 嘉摩(コ)	嘉麻 カマ(ク)	同	
胸肩(犯) 宗形(紀) 胸形(古) 身形(氏)	宗像 ムナカタ	同	同	同 ムネカタ(ク)	同 ムナカタ(チ)	同
	鞍手 クラテ(エ)	同	同	同	同	同
岡(犯) 嶋珂 遠河	遠賀 ヲカ(エ)	同	同	同 ヲンカ(ク)	同 ヲガ(チ)	同

チクラオキド 千座置戸　太古、犯罪の人に罪を贖はしむる爲めに科する祓物を云ふ、千は其數の多きを云ひ、座置は祓物を据ゑ置く座(案にても何にてもあるべし)を云ひ、戸は座置に置く祓具を指して云ふ、犯罪の輕重によりて祓の輕重あり、從つて又祓具の多少あるを以て千と添て云へるなり、素戔嗚尊、罪を天照大神に得給ひし時、科するに千座置戸を以てし、其髮及び手足の爪を拔きて罪を贖はしめ、根の國に逐はしめられたり(書紀、古事記傳)

チクリン井ン 竹林院　西園寺公衡(サイヲンジキンヒラ)を見よ、

チゲ 地下　地下人(チゲニン)を見よ、

チケイ 笞刑　名義 沿革 王朝時代の刑名、笞を以て罪人の臀を打つを云ふ 孝德天皇の朝、大化二年に、東國の朝集使に下せる詔の中に、官勢に因りて公私の物を取るを禁じ、もし犯せば、主典以下は笞杖に決すべしとあるを初見とす、されど元より一定の法規あるにあらず、大寶律令の發布せらるるに及び、其制始めて定まる、その規定によれば、笞の數は十より五十に至るの五等ありて、一等每に十を加ふ、杖、徒、流、死の諸刑と共に、五刑又は五罪と稱す、在京諸司の人、笞罪を犯す時は當司にて決し、衞府罪人を捕へたる時、京に貫屬せる者は京職に送り、京に貫屬せざる者は、刑部省に送り市にて決す、又位蔭を恃みて、故らに憲法に違ふ者あれば、六位巳下及び勳七等以下の內外の官人は、長官次官決笞す、諸國にては郡にて決し、兵士は兩毅にて決す、江戸時代の刑にて之に類するものを敲とす(「タタキ」參看)【杖刑との區別】孝德紀に笞をホソキズバエ、杖をフトキズバエと訓せり、棒器に大小の別あるを知るべし、而して打笞する數は十より五十に至り、打杖する數は六十より百に至る、されば兩者の異なるは、器の大小と、數の多少とによれるものとす(書紀、古事類死法律部)

チゲニン 地下人　昇殿を聽されぬ人を云ふ、殿上人に對しての名、單に地下とも云ふ、又殿上を「ウヘビト」と云ふに對して「シモビト」とも云ふ、もとは材能により官職により昇殿を聽され、公卿にても昇殿せざる人ありき、これを地下公卿とも、地下上達部とも云ふ、後世家格一定して堂上地下と別るゝに至る、この地下の家を地下の諸大夫と云ふ、又四位の人は通例殿上人になる例なるに、昇殿を聽されぬ人を四位の諸大夫と云ふ(禁祕抄、有職小說、羽倉考)

チコ 知庫　庫頭(コチウ)を見よ、

チゴク 地獄　佛敎に說く所の六道の一、六道は地獄、餓鬼、畜生、修羅、人間、天上なり、地獄は梵語に那落迦(略して奈落)とも、泥黎耶、泥犂迦(略して泥利)とも云ふ、毘婆娑論に「彼諸有情無悅無愛無味無利無喜樂、故名二那落迦一」とあり、大藏法數に「此處在二地之下鐵圍山間一有二八寒八熱等獄一、卽造二作極重惡業一衆生、墜二於此道一、故名二地獄一」とあり、正法念經、智度論、瑜伽論等に、八大地獄を詳說せり、卽ち一に等活、二に黑繩、三に衆合、四に叫喚、五に大叫喚、六に焦熱、七に大焦熱、八に無間なり、等活地獄は地下一千由旬に在りて、廣さ一萬由旬なり、黑繩地獄等順次に其下に在り、第八無間地獄は、一に阿鼻地獄と云ひ、地の最下に在りて、最重の罪人の墮ちて苦患を受くる所なり、廣さ八萬由旬にして、七重の鐵城鐵網を圍繞し、四門の外に十六の別所あり、各々獄卒牛頭馬頭あり、罪人を呵責し、罪人が號泣の聲二萬五千由旬に聞ゆとあり、我國には佛敎の傳來に伴ひて地獄のことも傳はりたるも、平安朝の中葉以後、淨土敎の漸く興るに從ひ、其說大に行はれ、宮中の恒例法會の一なる佛名會には、地獄繪の屛風を立てゝ罪障懺悔をなしたり(「ブツミヤウヱ」參看)寬和二年源信往生要集を作り、書中地獄のことを詳說してより、益人心を感化したり(大藏法數、諸經要集、往生要集、三界義、公事根源)

チコクテンワウ 持國天王(治國天王)　佛經にて四天王の一、梵語に提頭賴吒又は提多羅吒と云ふ、持國と譯す、又安民とも譯す、東方の主にて東州を守護す、故に東方天と云ふ、乾闥婆富單那(或は毗舍闍)を領す、須彌山の半、第四層の東黃金埵に住す、身赤色、左手を下に垂れ、右手に刀を持し、種々の天衣を以て嚴飾す、或は云ふ、左手に刀を持し、右手を腰に押すと(翻譯名義集、尊容抄、佛敎いろは辭典、佛語解釋)

チゴクヘンノビヤウブ 地獄變屛風　內裏の調度なる屛風の一種、地獄の繪を畫きたるものなり、また地獄變相の屛風ともいふ、是は十二月晦日御佛名の時に立つるなり、建武年中行事に、「御佛名、十九日より三日なれど、今は大やう一夜なり、御帳の中に本尊をかけて、南のかべのまに、又南北に机をたて、佛像塔形を置、佛前に香花などを備ふ、二ふくかけたり、廂に地獄變の御屛風をたつ、いまの世は、大宋の屛風なり、地ごくへん見えず」とあり、

チサイ 致齋　「マイミ」を見よ、

チザイ 笞罪　笞刑(チケイ)を見よ、

チザウ 知藏　藏主(ザウス)を見よ、

チザウボサツ 地藏菩薩　佛經にて菩薩の一、忉利天に在りて、釋迦如來の附屬を受け、身を六道に分て、一切衆生を濟度せる菩薩を云ふ、又持地菩薩とも、妙幢菩薩とも、无邊心菩薩とも云へり、梵語に枳師帝揭婆、(一に乞叉底蘗婆に作る、)密號を悲願金剛とも、悲愍金剛とも、與願金剛ともいひ、眞言を呵莎曳摩娑毘訶々唵と云ふ、形像に關しては、地藏菩薩儀軌に「作二聲聞形像一、著二袈裟一、端覆二左肩一、左手持二盈華形一、右手施無畏、令レ坐二蓮華一」とあり、又「頂著二天冠一、著二袈裟一、左手持二蓮華一、右手如レ先、(施無畏印)令レ坐二九品蓮臺一」とあり、是等の形像阿娑縛鈔に見ゆ、八大菩薩曼荼羅經に、「地藏菩薩頭冠二瓔珞一、面貌熙怡、寂靜愍二念一切有情一、左手安二臍下一拓鉢、右手覆令二掌向レ下、大指捻二頭指一、作下慰二安一切有情一相上」とあり、此形像は覺源抄に見ゆ、釋淸潭師は、拓鉢は拓珠の誤りにあらざるかと云へり、空海の祕藏記には「地藏菩薩白肉色、左手執二蓮華一、上幢幡、右手持二寶珠一」とあり、法隆寺聖靈院の地藏は持物なく、矢田の念佛院、太秦の廣隆寺の地藏は左手に寶珠を持ち、右手に施無畏印を結べり、是れ皆正式の形像なり、然るに後世僞經なる延命地藏經行はれ、初めて錫杖を持てる形像あり、其古きは山城壬生寺の地藏なり、左手寶珠を持ち、右手錫杖を持てり、後世童子を抱ける形像等に至りては、全く俗說に出でたるものなり、此の如くにして地藏に種々の形像出で、六地藏の稱あり、卽ち預天賀(左に如意を持ち、右手は說法印)放光王(左に錫杖を持ち、右手は與願印)金剛幢(左に金剛幢を持ち、右手は施無畏印)金剛悲(左に錫杖を持ち、右手は引攝印)金剛寶(左に寶珠を持ち、右手は甘露印)金剛願(左に閻魔幢を持ち、右手は成辨印)にして、六道を分擔濟度すと云へり、又勝軍地藏あり、佛敎の說に見えざるも、古く我國に尊崇せられたり、(尊容抄、佛敎いろは辭典、釋淸潭師「地藏菩薩形像考」)

チシ 致仕　官を辭して位を辭せざるを云ふ、禮記に「七十致仕」と見えたり、

チジ 知事　禪宗の役僧、寺中に在て衆事を檢校する事を掌る、知は主なり司なり、卽ち事に主たるものを云ふ、故に又執事とも云ふ、僧史略に「按、西域知事僧、總曰二羯磨陀那一、譯爲二知事一、亦曰二悅衆一、謂知二其事一悅二其衆一也、稽二其佛世一、飮水統二衆於靈鷲一、身子莅二事於竹林一、及沓嚩羅年甫十六、已證二應眞一、其後念二身不一レ牢固一、請爲二僧知事一」とあり、又禪堂列位の東序を知事と云ふ、內に都監寺、維那、副寺、典座、直歲の諸役あり(禪林象器箋)

チシ 地子　名義 租稅の一、公田及び官田を民に賃與し、これに對して納めしめたる賃租をいふ、令義解に、公田は乘田なり、賃租とは、乘田は一年を限りて賃り、春時直を取るを賃と爲し、人に與へて佃らしめ、秋に至りて稻を輸さしむるを租となす、卽ち今の所謂地子なりとあり、後世其法廢頽して、都府市街等に課して錢を納めしむ、之を地子錢といへり、なほ此外田宅園林に課して錢を納めしむるあり、田地子、畑地子、林地子、屋地子、車宿地子、加地子等の名目あり、古き時代のとは全く異にして、一種の雜稅となりたり 地子の沿革 大寶令制定の時、凡諸國の公田は、皆國司鄕土の沽價に隨て賃租せよ、其價は、太政官に送り以て雜用に宛よと定め、賃租田は各一年を限り、園はまゝに賃租し、及び賣れ、皆須く所部の官司を經て申牒し、然る後聽るすべしと爲す、元正天皇養老三年九月、天下の民戶に、陸田一町以上二十町以下を給ひ、地子を輸せしむること、段に粟三升と詔す、桓武天皇延曆十五年十二月、陸奧國屯田の地子、自今以後町別に、稻廿束に准じて輸せしむ、嵯峨天皇弘仁格式の時、上田一段の地

千十束、中四一段八束、下田一段六束、下々田一段三束と、田品に據りて地子を定む、文徳天皇嘉祥三年四月、租税の未納は免除すと雖も、地子の未納は免す限にあらずと頒布す、清和天皇貞観十七年八月、絶戸田を顕申したる人は、三箇年間半地子を免じ、其地を耕食せしむべき事を宣ふ、醍醐天皇延喜の時、諸國の地子交易の絹・綿、調布、商布、鍬鉏等の價數及び諸國例進の地子雑物を定む、主税式に、凡そ五畿内伊賀等の國の地子は、正税混合す、其陸奥は、儲糒並に鎮兵の糧に充て、出羽は狄の餧、太宰所管の諸國は、對馬嶋司の公廨に充るの外、輕貨に交易して、太政官の厨に送る、自餘諸國交易して送るまた同じとあり、又同式に、凡公田の雑稲上田は五百束、中田は四百束、下田は三百束、下々田は一百五十束、地子は、各田品に依て五分一を輸せしむ、若し國内の輸する所を總計して十分の九に滿たざれば、勘出して塡せしむ、但不堪佃田は十分の二を除くことを聽る す、其租一段に穀一斗五升、町別に一百五斗、皆營人をして之を輸せしむとあり、而して一町を以て之を計るが故に、弘仁式の時と同率となるなり、今地子田四等の品位に就きて表示すれば、左の如し（比例五分の一なり）

田地	穫稲	春米	地子（帳子地）	春米
上田一町	五〇〇束	二五〇石	一〇〇	五石
中田一町	四〇〇	二〇	八〇	四
下田一町	三〇〇	一五	六〇	三
下々田一町	一五〇	七、五	三〇	一、五

是時に當つて真法最も備はる、而して地子の事を記したら帳簿を地子帳と稱したり、延喜式によれば、諸國より三通を送りて、一通は主税寮に、一通は主計寮に、一通は官厨に送り、詳細に田の上中下及び損益を錄し、正税帳使に附して納附する制なりき、下りて中古以來、時勢の變遷に隨て其法廃頽し、市地に課するものあり、神寺領に徴するものあり、安徳天皇壽永元年八月、源頼朝鵜岡の僧禰宜の在家役及び其寥畠の地子を免す、而してまた一定の制なし、室町時代以後、多く部府市街の地に課せり、後奈良天皇天文八年、足利義晴、三福寺地子錢の未進を催促し、又同二十年足利義輝、洛中の地子錢を徴收せしむ、天正元年七月、織田信長京中の地子錢永代之を赦免す、江戸時代、元和年中、長崎の海頭を埋め、四十町高、八百三十四石の地を獲て、地子銀を徴收す、爾後長崎の地に於て地子徴收の事屢々見えたり（大日本租税志）

チジン　地神　國神（クニツカミ）を見よ、

チジンゴダイ　地神五代　天照大神、正哉吾勝勝速日天忍穂耳尊、天津彦火瓊々杵尊、彦火々出見尊、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊をいふ、按ずるに、此稱呼は、釋日本紀に見えたるをはじめとし、皇代記、水鏡、源平盛衰記、吉今著聞集、承久軍物語等に見えたり、されど其稱の當らざる事は、本居宣長の古事記傳に、「地神とは、後の五代に至て此國土なる神を、天神に對して云ふ、されどこの名邉へり、天照大御神は高天原を知看て、天神なること真なり、次に天之忍穂耳命、日子番能邇々藝命も高天原に成ませる天神なり、瓊々手見命、鵜葺草葺不合命は此國土に生坐て國土に坐せしかば、天神とは申さず、されど地神といふ事は更に物に見えず、國土に生坐れども天神の御正統なれば、皇孫とも天孫とも云ふ、かゝれば地神五代と申は返々當らぬ名稱なり」とあるにて知るべきなり、

チシン　智積院　名所　山城國京都下京瓦町〇一乗山、又五百佛山と號す　古跡　新義真言宗、智山派の本山〇本尊不動明王　由緒沿革　元は紀伊根來山大傳法院に屬し、同地に在り、一山の學頭職なりしも、天正十三年三月、豊臣秀吉織田信長の命により大傳法院を攻め、諸堂を燒拂ひたりしかば、智積院の住持玄宥、難を避けて諸所に流寓し、後ち山城國北野に留まりて宗風を弘通す、慶長元年二月、勅して僧正に任ぜらる、徳川家康深く歸依し、同五年豊國明神附屬の寺院三字、並に山林を寄附し、次に寺領二百石を寄附す、玄宥右寺院の一部を講堂となし、僧坊等を建立し、智積院中興第一世となる、同十八年四月、家康智積院法度を興へて一本山とす、元和元年家康三百石を加增し、同五年祥雲禪院並に豊國明神附屬の堂宇器具等を寄附す、是に於て結構完備し、壯觀を極めたり、寛文の頃住持運敞學德共に高く大に宗風を興隆す、天和二年七月方丈客殿等火災に罹り、尋で東福門院の舊殿を賜ひて再建す、即ち今の講堂なり、明治三年勸學院燒失し、同十四年に全堂燒失し、尋で再建し、今日に至れり（智山通志、新義真言宗史、山城名勝志、平安通志、京華要誌）

チシヨウ　治承　名所　高倉天皇御宇の年號、安元三年八月四日、大極殿の火災及び天災に因て改元す、四年を經て安徳天皇養和と改む　出典　河圖挺作輔云、治二欲明文徳一治二承天禎一ことあるに據る、文章博士菅美作權助藤原光範勘申す（國朝年號譜）

チシヨウコクシ　智勝國師　紹喜（セウキ）を見よ、

チシヨウダイシ　智證大師　圓珍（エンチン）を見よ、

チセツダイシヤウグン　持節大將軍　節刀を賜はりて一軍を率ゐる大將軍をいふ、また持節將軍、持節大使とも見えたり、續紀養老四年三月の條に「以二正納言正四位下大伴宿禰旅人一爲二征隼人持節大將軍一」とあり、また六月の條にも「遣二持節將軍正四位下中納言兼中務卿大伴宿禰旅人一、誄二罰其罪一」とあるを初見とす、なほ同書天平九年三月の條に、持節大使從三位藤原朝臣麻呂、寶龜十一年六月の條に、陸奥持節副將軍大伴宿禰益立、同九月の條に、持節征東大使藤原朝臣小黒麻呂等見えたり、蓋し出征の將軍には必ず節刀を授くること我國の制度なるを、持節大將軍と、殊に名を負はせて稱したるは、當時節刀の制定まりてより遠からざるが故なるべし、されば此稱養老神龜の際にのみ見えて、其後史に見ゆることなきは、將軍は節を持すること普通なるを以て、別に特筆するの必要を認めざるが故なり、而して其職務及び部屬の如きは、將軍の條に述べたれば、就きて見るべし、倘「セツタヨ」參看（武家名目抄）

チリク井　智足院　近衛道經（コノエミチツネ）を見よ、

チダジヤウクワンジ　大臣（ダイジヤウダイジン）を見よ、

チチブサンジフサンショクワンオン　秩父三十三所觀音　「サンジフサンショクワンオン」を見よ、

チチブノコホリ　秩父郡　所在　武藏國　沿革　國造本紀に、「瑞籬朝世、八意思金神十世孫知々夫彦命定二郡國造一」と見ゆ　古事　舊事記知々夫に作り、延喜式秩父に作る、以後之に從ふ、和名抄に巨香、上畝、美吉、丹田、中村、餘戸等の郷あり、郡名考「チ、ブ」と稱し、地誌提要又「チ、ブ」と唱ふ、今此唱に仍る（郡名異同一覽、國郡沿革考）

チツキヨ　蟄居　名義　江戸時代における公卿及び士人の閉利、一室に蟄伏して謹愼するをいふ　起源沿革　蟄居のことは早く鎌倉時代より見えたれど、唯自宅に蟄居し居るの義にて、元より刑名にはあらず、室町時代に至りや、刑の性質を帶びたれども、亦正格に刑と稱しがたし、江戸時代に及びて、はじめて刑名となる　種類　蟄居の外、永蟄居と稱するあり、永蟄居の條に述べたれば、就きて見るべし、倘「セツタヨ」參看（武家名目抄）

チリク井　智足院　近衛道經（コノエミチツネ）を見よ、

チダジヤウクワンジ　大臣（ダイジヤウダイジン）を見よ、

チチブサンジフサンショクワンオン　秩父三十三所觀音　「サンジフサンショクワンオン」を見よ、

チチブノコホリ　秩父郡　所在　武藏國　沿革　國造本紀に、「瑞籬朝世、八意思金神十世孫知々夫彦命定二郡國造一」と見ゆ　古事　舊事記知々夫に作り、延喜式秩父に作る、以後之に從ふ、和名抄に巨香、上畝、美吉、丹田、中村、餘戸等の郷あり、郡名考「チ、ブ」と稱し、地誌提要又「チ、ブ」と唱ふ、今此唱に仍る（郡名異同一覽、國郡沿革考）

チツキヨ　蟄居　名義　江戸時代における公卿及び士人の閉利、一室に蟄伏して謹愼するをいふ　起源沿革　蟄居のことは早く鎌倉時代より見えたれど、唯自宅に蟄居し居るの義にて、元より刑名にはあらず、室町時代に至りや、刑の性質を帶びたれども、亦正格に刑と稱しがたし、江戸時代に及びて、はじめて刑名となる　種類　蟄居の外、永蟄居と稱するあり、永蟄居の條に述べたれば、就きて見るべし、倘「セツタヨ」參看（武家名目抄）

チダン　知殿　禪宗の役僧、佛殿の事を掌る、即ち殿堂の香燈、塵埃を拂拭し、几案を清潔する類なり、又殿主とも云ふ（勅修清規、禪苑清規、禪林象器箋）

チトウシヨク　地頭職　説明　京都を警衛し、國亂を鎭定す、兼て專ら土地を管掌し、租税課役を徴收し、定例の租額を本家領家に納め、又守護京都大番役を勤め、部内に盜賊兇徒あれば守護に應じ、京都大番役を勤め、部内に盜賊兇徒あれば守護に交付する事を掌る　名義　兩說あり、古事談武家名目抄、地頭名義考は、唐書食貨志に、諜抄、地頭名義考は、唐書食貨志に、諜史料、古事類苑法律部）

チダン　知殿　禪宗の役僧、佛殿の事を掌る、即ち殿堂の香燈、塵埃を拂拭し、几案を清潔する類なり、又殿主とも云ふ（勅修清規、禪苑清規、禪林象器箋）

チトウシヨク　地頭職　説明　京都を警衛し、國亂を鎭定す、兼て專ら土地を管掌し、租税課役を徴收し、定例の租額を本家領家に納め、又守護京都大番役を勤め、部内に盜賊兇徒あれば守護に交付する事を掌る　名義　兩說あり、古事談武家名目抄、地頭名義考は、唐書食貨志に、諜抄、地頭名義考は、唐書食貨志に、諜史料、古事類苑法律部）

古莊園を管掌する者を庄長庄頭庄司庄園と稱し、私に置きし者と同じ、其後平氏勢を得るに及びて、莊園に地頭を補置し、莊園の所務を取扱はしむ、源頼朝又兵を擧げ、國々を鎭定するに隨ひ、家人有功者の本領を安堵し、新恩を施すに多く地頭の名義を以てす、壽永元年三月、山田重澄を一村地頭職に、同六月五日に熊谷直實を熊谷郷地頭職に補せしを初めとし、其後屢々見えたり、文治元年十一月、後白河院廳より、源行家を四國地頭に、義經を九州地頭に補せり、尋で十一月廿八日、諸國平均に守護地頭を補任せん事を奏請す、廿九日勅許あり、是れ全國一般に地頭を置く始めなり、蓋し義經逃亡せしを以之を捕へ、奸亂に備ふるを名とし、土地兵馬の大權を得んと欲するなり　沿革　一般設置の後、諸國地頭乃貢を抑へ所務を煩はし、領家の訴多かりしを以て、六月二十一日頼朝遂に沒官領を除く外、近畿諸國守護地頭等を停む、承久の役、勳功の將士を地頭に補す、是を新補地頭と稱し、以前の地頭を本補地頭と稱す、大罪顯過あらざれば、改補せざる例にして、子孫に讓與し、寡婦に分付し、世襲するに至れり、寛喜三年新補地頭の制五條を定め、貞永元年更に七條を制す、中葉以降は、率れ其職を擧げず、徒に俸祿を收めて、或は子弟婿女に讓與し、又は寺社に寄附す、甚しきは抵當賣買を爲すに至れり、官も亦、屢〻以て公廨將士に賜ひ、全く領地と云ふ者になれり、然れども貞和二年十二月の令に、凡そ領主たる者、山賊海賊と交通するを知らば、直ちに地頭職を改補す、其寺社、若くは公廨の采地に係らば、奏聞を經て後に補すとあり、猶少しく舊儀を存せるなり、貞治二年四月、延暦寺の僧徒、神輿を動座し、敬訴に及ばんとす、將軍夢想の告あるに怖れ、近江國阿田

鷦野讃良皇女、御稱號を高天原廣野姫尊と云ふ。天智天皇の第二皇女、母は蘇我遠智娘、初め天武天皇の皇后なり、第四十一代の天皇。【事蹟】齊明天皇三年大海人皇子の妃となる、天智天皇四年十月、皇子に從ひて吉野に入りしが、暮て皇子の兵を擧ぐるに及び、常に謀議に與る、既にして弘文天皇崩じ、皇子位に卽く、これ天武天皇となり、政事に坐與して吐輔する所頗る多し、朱鳥元年天武天皇崩じ、皇太子草壁親王未だ幼弱なり、此時に當り近江朝廷の餘類尙ほ存じ、加ふるに天武の諸皇子相和せずして、物情穩ならざるを以て、皇后朝に臨みて制を稱し賜へり、(此年を持統天皇の元年とす)三年皇太子薨じたるを以て、群臣の請によりて卽位し、四年正月始めて位に卽く、十一年位を文武天皇に讓り、稱して太上天皇といふ、太上天皇の號此に始まる、大寶二年十二月二十二日崩ず、壽五十八、大和國高市郡高市村大字野口なる檜隈大內陵に葬る、【事蹟】天皇人となり深沈にして大度あり、節儉にして禮を好み、母儀の德に富ませ給へり(大日本史、陵墓一覽)また百人一首に入りたる「春すぎて夏來にけらし白妙の衣ほすてふあまのかぐやま」の御製は、新古今集に題しらずとして收めたるものなれども、此歌早く萬葉集にも出づ、「春過ぎて夏來るらし白妙の衣ほしたり天の香山」とありてや、異なる處あり、これ新古今を撰したる時訂正したるものか、又は傳へ誤りてかくなりたるものか詳かならず。

チトク井 智德院 一條昭良(イチデウアキラ)を見よ、

チトクテンワウ 持統天皇 【名稱】御名は國島末庄地主職の事見えたり、

チヌシノカミ 地主神 【名稱】其土地を主領する神ないふ、また「ヂシュノカミ」とも「トコヌシノカミ」とも云ふ 【出處】古語拾遺に、大國主尊を大地主神といへるは、現神を指したるなれど、神社もしくは佛寺に就きて考ふるに、神名祕書に「興玉神(五十鈴河上地主也)(中略)齋神猿田彦大神是也、蒸記云、齋神孫大田命、是土公氏遠祖神、五十鈴宮處之地主神是也」とあるは、神社地主神の始めなり、多武峯略記に「右當寺地主者、藤門大祖大織冠聖靈也」とあるは、寺院地主神の初見なり、然るに中世以降別に社祠もしくは寺院を建立する時、舊より其地に鎭座せる神を以て地主神といひ、また新に神社を創設して、之を其地の地主神と稱することあり、なほ日吉社神道祕密記には、地主大明神、地主權現等の名目も見えたり(古事類苑神祇部)

チノワ 茅輪 祓の具の一、藁にて作り、茅を心とし、紙にて纏めたるものを束ねたる輪をいふ、內侍所にて調進したるものは茅のみなりといへり、神祇提要によれば、徑六尺四寸とあり、按ずるに備後風土記に、武塔神が蘇民將來及其姪及び女を除き、其他の部族を殺したる後、晉は速須佐雄男也、後世疫氣あるの時、蘇民將來の子孫と云ひて、茅輪を腰に着くるの時は其災を免ると宣ひしこと見えしより、其始めなるべし、なほこれによれば、上古には腰に着けたるものなるべし、後世は此輪を越ゆることゝなりたり(釋日本紀、古事類苑神祇部)

チバウヂ 千葉氏 姓は桓武平氏、眞文の二子陸奥守忠頼に出づ、忠頼、忠常を生む、後一條天皇の時叛を謀りて誅に伏す、其子常將、下總千葉郡に徙居し、因て氏とす、四世常重の子常胤、源頼朝に

從ひ最も禮遇せられ、千葉氏始めて興る、常胤、六子胤正、師常、胤盛、胤信、胤道、胤頼を生む、胤正より後其本宗世々上總介に任じ、千葉介と稱す、支派蔓延して衰へず、胤正五世の孫宗胤、建武中勤王節に死す、而して宗族多く足利氏に屬す、宗胤の子胤貞、憤夏親王に從ひ、鎭西に赴きて大隅守となる、子孫留りて肥前に居り、世々著はる、天正十八年後胤小田原北條氏に屬し、豐臣氏の爲めに其國を奪はる、(吾妻鏡、尊卑分脈、千葉大系圖、氏族志)

○忠頼—忠常—常將—常長—常經—常重—常胤

常胤—成胤—胤綱—時胤—頼胤—宗胤—貞胤
常胤—氏胤—滿胤—秉胤—賢胤—實胤—守胤
常胤—康胤—孝胤—勝胤—昌胤—利胤—親胤
常胤—宮胤—員胤—常胤—和胤
常胤—胤宗—邦胤—俊胤—重胤—安胤
常胤—惟胤—胤利—胤宗—胤村
常胤—宗胤(千葉介)—胤貞—胤高
胤貞—胤繼—胤朝—興常—嘉胤—胤頼—胤誠
胤貞—高胤
胤貞—胤連
胤親—光胤—胤眞—胤榮

チバジヤウ 千葉城 【所在】下總國千葉郡千葉町猪鼻塞に舊址あり 【起源沿革】創建の年代詳かならず、古より千葉郡千葉鄕に據す、承平年中高望王の子良兼下總介に任ず、後ち上總介忠頼の子忠常陸の介に任ず、子常將任を襲ぎ、始めて千葉城に居る、一に猪鼻城と稱す、世々其治所と爲す、常胤が源頼朝に屬し、本國の守護となり居住せしも此城なり、後十九世孝胤に至り、佐倉に移りしを以て、本城遂に廢するに至りしものか、天文年中此地里見氏の所轄に歸す、天正十八年德川氏の有となり、爾來五十二年、元和五年德川氏の有となるや、安逸盛長を遣はして常胤を誘ふ、常胤之に從ふ、建久元年頼朝を迎へ、平氏置く所の目代を斬り、三百餘騎を帥ゐ、頼朝に從ひて坐右に置き、且つ曰く、自今以後卿を見ること當に父の如くなるべしと、款接する事甚厚し、壽永三年源範頼に從うて木曾義仲を討ち、又平氏を西海に攻め、尤も著はる、頼朝、範頼に命じ、特に之を尊禮せしむ、尋で功を以て下總三崎を增食す、三年在京武士等所在を擾し群盜充斥せるを以て、下河邊行平と共に頼朝の拔擢する所となり、命を奉じて京都に赴き、警衛の任に當る、都下はじめて肅清たり、九年頼朝、藤原泰衡を征するに及び、亦之に從ふ、建久元年頼朝の京都に朝するや、後隊として供奉し、幾干もなくして從五位下に叙す、建仁元年卒す、年八十四、はじめ頼朝の兵を起せる時、常胤族を擧げて之を輔け、累りに戰功を立て、力を展べ忠を竭すと雖も、諸將能く及ぶものなし、頼朝深く信倚し、軍機巨細となく諮決せざるなく、眷遇終始衰へず、故を以て亦衆の推服する所となる(大日本史)

チバノコホリ 千葉郡 【所在】下總國

【起源】國郡制定の際之を置きしものなるべし 【沿革】延喜式千葉に作る、和名抄に、千葉、山家、池田、三枝(ミイクサ)山梨、糟筏、物部等の鄕あり、中世全郡を千葉の庄と稱す、又郡の北境山梨物部二鄕の地、今印幡郡に入る、郡名考「サバ」と稱し、地誌提要以後之に從ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

チバヤジヤウ 千早城(千劍破城) 【所在】河內國南河內郡金剛山の西腹○又金剛山城ともいふ 【起源沿革】元弘二年冬、楠木正成之を築き、南河內十七城の根城と爲し、赤坂城より移りて之に據る、三年二月吉野赤坂等の諸城皆陷り、北條氏の諸將兵を合して千早城を圍む、正成寡兵を以て能く之を防ぎしが、五月に至り圍解けたり、正平二年足利尊氏兵を遣はして之を攻めたれども陷るゝこと能はざりき、爾來相傳へて正行正儀を經、正勝の時に及び、元中七年正月、畠山基國の來り犯すや、防戰して利あらず、遂に城を棄てゝ吉野に走る、正成城を築きてより凡六十年なり(太平記、梅松論、河內志、後鑑)

チヒン 知賓 地奉行 保檢斷奉行(ホケンダンブギャウ)を見よ、

チブギャウ 治部省 【名稱】チサムルツカサ」とも訓む、唐名禮部 【所在】談天門の內、右馬寮の東、刑部省の西北 【職掌】五位以上の婚姻、繼嗣、祥瑞、雅樂、喪葬を記し、陵墓を守り、諸蕃を待遇し、姓氏の爭訟を判斷す、被官に雅樂寮、玄蕃寮、諸陵司、喪儀司あり 【被官】卿一人正四位下、もとは大中納言親王等を以て補し、頗る之を重じたるが、多く公卿の兼官となり、稀には四位の殿上人を以て任じたり、大輔一人正五位下、少輔一人從五位下、名家の五位、公達之に任ず、大丞

チブシ 千葉城の條を見よ、

チブシヤウ 治部省 【名稱】チサムルツカサ」とも訓む、唐名禮部 【所在】談天門の內、右馬寮の東、刑部省の西北 【職掌】五位以上の婚姻、繼嗣、祥瑞、雅樂、喪葬を記し、陵墓を守り、諸蕃を待遇し、姓氏の爭訟を判斷す、被官に雅樂寮、玄蕃寮、諸陵司、喪儀司あり 【被官】卿一人正四位下、もとは大中納言親王等を以て補し、頗る之を重じたるが、多く公卿の兼官となり、稀には四位の殿上人を以て任じたり、大輔一人正五位下、少輔一人從五位下、名家の五位、公達之に任ず、大丞

一人正六位下、少丞二人從六位上、六位侍之に任ず、大錄一人正七位上、少錄三人正八位上、史生十人、書生十人、大解部四人正八位下、少解部六人從八位下、譜第の爭訟を鞠問して、其族姓の次序を定むることを掌る、省掌二人、使部六十人、直丁四人【起原沿革】天武天皇紀に理官（チサムルツカサ）と見えたれば、此の時現に置きしものなるべし、文武天皇の大寶元年制定してこの職員を置く、淳仁天皇天平寶字二年八月、治部省は僧尼賓客誠に禮を尙ぶべしとなし、禮部省と改む、同八年九月舊名に復す、延曆十八年四月、解部四人を省く、大同三年喪儀司を兵部省鼓吹司に併せ、解部を廢す、後世大輔、少輔に權官を置く（令義解、後紀、延喜式、三代格、官職祕抄、職原鈔、職官志）

チブツ 持佛 自己の信仰する佛を云ふ、念持佛の略なり、觀無量壽經に「佛告二阿難一、汝好持二是語一、持二是語一者、卽是持二無量壽佛名一」と見えたり、初めは精神的にして心中に念持する佛の義なりしが、後には常に其佛像を所持して、一身の守護を仰ぎ、守本尊と稱したり、又其佛像を安置供養せんがために、堂宇を建立し、之を持佛堂と云へり、源賴朝は持佛觀世音像を三歲より持して、石橋山合戰に大敗して臥木の內に隱れし時も、髻中より取出して念持せし事、吾妻鏡源平盛衰記に見えたり、持佛堂は平安朝中葉以後盛に行はれて、搢紳家にては、第內に持佛堂を建立し、或は一室を以て之に充て、念持佛を本尊として祈誓し、冥福を祈りたり、白河法皇は天仁元年八月、郁芳門院の御所六條內裏內に御堂を建立し持佛堂とし、皇嘉門院は九條御所內に、七條院は三條殿內に、按察使大納言藤實季は七條水閣內に、修理大夫藤家保は東洞院に御堂を建てしが如き、入道藤原重家が持佛堂、源賴朝同夫人政子の持佛堂の如き是なり（百錬抄、山城名勝志、相模風土記、長講堂領考）

（持佛堂）

チブツダウ 持佛堂 「チブツ」を見よ、

チマキ 粽（糉） 【名義】黍米或は糯の粉をねりて、茅にて包み、甑の中に入れて蒸熟したるものなるを云ふ、茅卷きの義、後世は蔦、葦、菅、蘭、篠等の葉にて包み古語のまゝにチマキと稱す、宮中の女中は單にマキと唱ふ、端午の日之を製して食す【起原沿革】續齊諧記に「屈原五月五日投二汨羅江一、楚人哀レ之、每レ至二此日一、以二竹筒一貯レ米、投レ水祭レ之、漢建武中、長沙歐同、白日見二一人一、自稱二三閭大夫一、謂レ同曰、見レ祭甚善、但苦レ爲二蛟龍一所レ竊、今若有レ惠、可下以二楝葉一塞二其上一、以二五色絲一縛上レ之、此二物蛟龍所レ憚、今人作二粽子一、帶二綵絲及楝葉一、蓋其遺風也」と見えたれば、其風の支那より傳來せるものなるを知るべし、而して類聚名義抄、新撰字鏡、和名抄等に其名早く見えたれば、此以前より行はれたること明なりと雖も、國史式等に所見なきは、當時朝廷にては用ひざりしならん、されど伊勢物語、拾遺集、大和物語等によるに、飾粽を端午に贈答したること見えたれば、一般には端午の節物として之を製したるのみならず、知人間に互に贈答したる風ありしことを伺ふべきなり、室町時代に至り、朝廷、幕府共に、年中行事として粽所獻の事あり、江戸時代には其風益々行はれ、四民悉く之を製して端午を祝し、幕府の大奥にては、三家三卿家門等より獻上するの例なりき、なほ此頃の粽は和漢三才圖會に「漫二粳粉一、狀如二芋子一、以二蘆葉一包レ之、復以二菰葉一裹レ之、以二菅或燈心草一縛卷、而十箇爲二一連一、淪レ之」とあるにて其狀を知るべし、また蘆、竹、篠、薦の葉等にて多く包みたるよし、類聚名物考、倭訓栞に見えたり、維新の後全く廢れたり【種類】飾粽、綵粽、眞薦粽、葦粽、稻粽、さゝまき粽、菅粽、稗粽、蘭粽、飴粽、道喜粽、朝比奈粽、絹まき粽、大麥麪粽、餡粽、黃甘粽、九子粽、百索糉、瘦家粽子等數十種あり、詳しくは古今要覽稿時令部に在り、就きて見るべし（古今要覽稿、和漢三才圖會、類聚名物考、倭訓栞）

チミヤウヰン 持明院 山城國京都上立賣の北新町の西、今安樂小路に在り、初め藤原基家の第にして、其後數帝の仙洞たり、後に寺となり、安樂光院と號す、是れ持明院持佛堂の號なり、宣胤記に「持明院曩祖中納言基家卿息女、依レ爲二後高倉院正妃一、就二彼所緣一、御二寄宿于持明院私宅一、及二多年一、（世人號二持明院宮一）爰俄承久擾亂之刻、依二關東擧奏一、以二後高倉皇子一（後堀河帝）奉レ備二天位一了、後堀河院御子四條院相續、御繼體登極之時、後堀河院脫屣之後、同以二持明院一被レ成二仙居一了、其後四條院俄崩御、後嵯峨院登極以來、彼持明院私宅、自然爲二代々仙居一者也」續神皇正統記に「觀應二年八月俄に內裏土御門より持明院に行幸、內侍所同渡御、主上春宮本院御同宿とかや」紹運錄に、後伏見院崩二持明院一等見え、數代皇居たりしを知るべし（山城名勝志、平安通志）

チミヤウヰンウヂ 持明院氏 姓は藤原、中御門家、關白道長の曾孫大宮右大臣俊家の四男基賴を祖とす、官正五位下中務大輔となり、保安三年卒す、其子大藏卿通基、持明院を建立す、子孫因て氏とす、持明院は基賴の發願にて、康和年中第內に持佛堂を立てしが、通基一寺となし持明院と改む、後ち安樂光院と稱す、京都泉涌寺境內に在り、十四代權中納言基規、書道を世尊寺に學び、口訣を傳へ、代々能書を以て顯はる、羽林家の一、代々將官を經て大納言に至る、子孫相繼ぎ、明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる（尊卑分脈、有職袖中抄、系譜）

○基賴——通基——基家（元長基）——基宗——家行（元家範）——家定—

—基盛——基世（元基藤）——基兼——基清——基親——基繁—
—基信——基春——基規（元家殷）——基孝——基久——基征—
—基定——基時——基輔——基雄——家胤——宗時（元永武）—
—基武——基敦——基延（ナガ）——基政（カズ）——基和——基靜—
—基哲（アキ）

チミヤウヰンリウ 持明院流 後深草天皇の御子孫を稱す、後深草御讓位の後、持明院（京都上立賣北新町西）を仙洞とし、御子伏見院同じく仙洞とし給ひしより名づく、委しくは兩統佚立（リヤウトウテツリツ）を見よ、

チミヤウヰンリウ 持明院流 【名義】持明院基春の創めたる入木道の流派【起原沿革】基春は基藤の子にして、正三位參議たり、其家世々世尊寺家の門弟にて入木道を學びたりしが、基春も亦世尊寺行高の高弟として書に巧なりき、會々行高の子行季の時、其家斷絕し、世尊寺流の入木道全く傳を失ふに至れり、後奈良天皇深く之を慨し、基春に命じて、其傳統を承けしめらる、これより持明院流と稱し、爾來入木道を以て朝廷に仕へ、公事の書役を勤むる事、世尊寺の如くなりしが、曾孫基久、慶長二十年五月大阪に於て戰死し、一時絕えんとしたりしを、基久の父基孝の門人なる良恕法親王より、基久の養子基定に筆意を傳へ、僅に之を再興することを得たり、然るに後水尾天皇深き叡慮ましくて、賀茂の藤木敦直を書博士と爲し、公事の書役を勤めしめ給へり、之を賀茂流と稱す、されば持明院流は公事の書役のことを免じたれども、なほ入木道の傳授は其家に存したれば、上代樣の書を學ばんとするものは、大抵其門に入りて筆意を受けたり、かの賀茂眞淵、加藤千蔭の如きも皆入門したりと傳へらる、尋で寬政の頃、幕府の右筆森傳右衞門、持明院家より其傳を得て、旗本幷に諸藩士等へ入木道の傳授を許され、復古の志ありしを以て、屋代弘賢等に筆意を授けて、頻りに賀茂流を難じたりしと雖も、頗る振はず、持明院流は遂に名のみとなりて、日に衰頽に屬したりき、「ニフボクダウ」參看（史學雜誌「本朝の入木道」）

チン 朕 天皇自ら稱する辭、史記秦始皇本紀二十六年の條に丞相王綰、御史大夫馮劫、廷尉李斯等が建言の中に「臣等昧死、上二尊號一、王爲二秦皇一、命爲レ制、令爲レ詔、天子自稱曰レ朕」とありて、蔡邕の註に「朕我也、古者上下共稱レ之、貴賤不レ嫌、則可二以同號一之義也、皐陶與レ舜言、朕言惠可レ底レ行、屈原曰、朕皇考、至レ秦然後天子獨以爲レ稱、漢因而不レ改」と見ゆ、我邦にても、また之に從ひたれども、多くは文書の上に用ひ、口語としては用ひ給はざりしが如し、

チン 鎭 【名義】尼の役名、尼寺の上首を云ふ、大鎭中鎭少鎭等の名あり【起原沿革】孝謙天皇天平勝寶八年五月、法華經寺の鎭慶俊は、玄徒の領袖なりとて律師に任ぜらる、光仁天皇寶龜十一年正月諸寺の鎭、專ら請託を事とし員數居多なりとて、之を戒められし事續日本紀に見え、延喜式にも鎭の補任及び大中少鎭徒者の事を載せたり、後世此名稱絕ゆ（松本博士「僧官位」）

チン 陣 陣座（ヂンノザ）を見よ、

チンカウ 沈香 香木の名、香材の最上なるものゝ一、印度諸國の熱帶地に產し、其木心及び枝節が、堅く重くして水に沈むが故に此名あり、我國にては聞香、香合などの最上香料として伽羅と併稱せらる、其傳來詳かならざれども、欽明天皇の朝、佛經傳來の時と共に渡來せしものなるべし、書紀推古天皇三年四月の條に「沈木漂二著於淡路島一」云々」と見えたり、香（カウ）參看（本草綱目、嬉遊笑覽）

チンガサ 陣笠 軍陣に用ふる笠の一種、本朝軍器考に「近代より銅鐵の類にて作れる笠の漆にてぬれるを、冑にかへて足輕のつはものに著する事あり、此事何れの比に始まれるにや、古き繪共の中に笠きたる者、こゝかしこに見えたれど、戰場にて笠きたりし事などしるせしものは未だ見る所あらず、されど昔瓊々杵尊此國に降らせ給ふ時、高皇產靈尊、紀伊國忌部遠祖手置帆負神を、作笠と定めし事がらのいくさの備のやうに見ゆ、又古の冑につけし幟を笠注といひし事も、いかさまにもいはれある事にぞあるべき云々」と見えたり、

チンキン 沈金 漆器に陰文を彫りて金末を施したるもの、又雅金ともいふ、もと支那より舶來したるものに係り、世に貴ばれしかば、享保中、長崎の漆工多く沈金の漆器を製出したりしも、寬政中に至り、江戸の醫師二宮桃亭といへるもの、鼠齒を以て刀に代へ、沈金を製す、其作緻密にして優に舶來器を凌駕せり、明和中能登輪島の人舘順助、彫刻術を京都に學び、後ち輪島にかへりて沈金彫をはじむ、これを輪島沈金彫の濫觴と爲す、尋で舘雅水あり、沈金に心を注ぎしかば、其作概れ精巧にして、これより畫風も一變したりといふ、なほ琉球よりも、古雅愛すべき一種の沈金を出しゝが、創始の年月詳ならず、明治の初輪島の工人多く沈金を製し、他國の工人また往々にして之を學ぶものあり、並に業を傳へて今日に至れり（工藝志料、日本工業史）

チンクワウジ 珍皇寺 愛宕寺（オタギデラ）を見よ、

チンクワサイ 鎮花祭 「ハナシヅメノマツリ」を見よ、

チンクワサイ 鎮火祭 「ヒシヅメノマツリ」を見よ、

チンクワン 陣官 近衛府の将監以下を云ふ、官人とも云ふ、「コノエフ」参看、

チンコクガ 鎮國衙 中衛府（ナユウエフ）を見よ、

チンコンサイ 鎮魂祭 「タマシヅメノマツリ」を見よ、

チンシ 鎮子 調度の一種、敷物の鎮壓（オモシ）に用ふ、金石にて作る、牛馬等を象れるものあり、書鎮考古圖に「李氏錄云、屈平九歌曰、瑤席方玉鎮、註謂以鎮ゝ席、古詩云、海牛壓簟風不ゝ起、又勤古圖畫、凡案間多有二此類一皆鎮壓之飾」と見え、雅亮裝束抄に「柱のもとに柱よせのとにちんし（鎮子）を置く、ひらなるまくらのやうなるものなり、紙にて枕の樣に包みたり」と見え、兵範記保元三年の條に「孫廂南第三間、敷二二色綾褥代一置二鎮子一立二殿上御倚子一」と見えたるにて其一般を知るべし、猶調度の條の挿繪を見るべし（類聚名物考、儀制類、延武年中行事略解）

チンジヤウ 陳狀 鎌倉時代訴訟の時、訴狀に對して被告より辯疏する狀を云ふ、又答狀とも云ふ、三種あり（一）初訴狀に答へし狀を初陳狀（二）重訴に答へし狀を重陳狀（三）三問狀に答へし狀を三答狀と云ふ、其書式は沙汰未練書に左の如く見ゆ、

何國何所、願訟代某謹陳申ともに叉辯申ともに
欲下早被二立二指無窮濫訴一任二御下文手繼證文等旨一、
預裁許當國何所々領田畠等事
副進
一通　御下文案
一卷　手繼證文等案
右如二某僞訴狀一者、所領田畠等者、某重代相傳之所領也、而某恣令二押領一之條無二謂云々、所詮此條無二諸頗不實一也、於二彼所領田畠等一者、任二御下文手繼證文等旨一、代々相傳知行無二相違之處一、押領之由掠申候條狀謀也、以前條々雖ゝ多子細皆以爲二枝葉一之間、取二要大概一、矣、謹言上、
以二此草案一自餘之趣隨二相論之色目一委細可ゝ有ゝ之初陳狀如ゝ件、　二答三答狀重辯申と云ふべし

チンジュノカミ 鎮守神 其土地、第宅氏、等を鎮安守護する神をいふ、一に鎮主神に作る、鎮守神に（一）一國の鎮守神（二）王城の鎮守神（三）後院の鎮守神（四）城内の鎮守神（五）神社寺院或は第宅の鎮守神等あり（一）一國の鎮守神は、國内の著名なる神を以て其鎮守と稱し、多くは一宮を以てこれに宛てたり、出羽國大物忌神社を、本朝世紀に、鎮守正二位勳三等大物忌神と記し、若狹國若狹彦若狹姫神社を、同國一二宮緣起に、一州三郡の鎮守と爲すと記せるが如きは、即ち二宮を以て鎮守神と稱するものなり、尾張國熱田神社を本朝文粹に、鎮守國防國出雲神社を、東寺文書に、鎮守正一位兩所大明神と記せるが如きは、即ち名神を以て鎮守神と稱するものなり、又別に數神を合祀して、其國の鎮守と稱するも、もと大明神と記し、上野國神名帳に、當國鎮守十二前所大明神と記せるが如き、即ちこれなり（二）王城鎮守神は、帝都を守護する神の稱にして、廿一社（ニジフイツシャ）參看）の如きこれなり（三）後院鎮守神は後院内を守護する神にして、後院單神社、石明神の如き、これなり（四）城内鎮守神は、特に其城内の地を守護する神にして、後世德川氏が、鎮守山王を以て城内の守護神となしたるより、漸くこれに倣ふもの多し（五）神社鎮守神は、神社を守護する神にして、江戸深川富岡八幡宮における蛭子宮、摩利支天社、荒神社、大勝金剛社の如きこれなり、寺院の鎮守神は、其境内なる神社を以て守護神と爲すものにして、或は其國郡もしくは他國の神社中、殊に著名なるものを祀りたるなり、例へば東大寺東寺等は八幡大神を祭り、仁和寺は熊野十二神を祀り、廣隆寺は鹿島香取鹿野等三十八所の神を合祀して其鎮守と爲せるが如し、又寺院を新設する時、古來其地に鎮座する地主神（ナヌシノカミ）參看）を、更に嗣字を造りて鎮守と爲したるもあるべし、第宅の鎮守神は第宅内に社殿を設けて齋ひ祀る所の神をいふ（六）氏の鎮守神は、其氏族を守護する神をいふ、源頼義の子義綱が、其産土神なる山城國賀茂神社を常陸に遷して、氏の守護神と爲したるの類これなり、要するに鎮守神は、其區域内を守護する神なりしが故に、後世に至りては氏神と産土神とを擇ばず、總て其地を守護する神をば、廣く鎮守神と稱したり（山城名勝志、百練抄、江戸砂子、古事類苑神祇部）

チンジユフ 鎮守府 多賀城 初め鎮所と云ふ 所在 初め陸奥國宮城郡多賀城、後ち同國膽澤郡膽澤城、夢でまた岩井郡平泉に移る 職掌 陸奥出羽兩國の蝦夷を鎮撫す 職員 將軍一人、府に居して東北を鎮撫し、非常を警む、天平十一年始めて其名見ゆ、後ち大將軍と稱す、副將軍二人、將軍を助けて軍務を行ふ、天平寶字三年始めて置き、弘仁三年廢せらる、權副將軍一人、寶龜七年佐伯久良麻呂始めて之に任じ、弘仁三年廢せらる、軍監一人、始め將監と云ふ、天平寶字二年始めて其名見ゆ、四年軍監と改む、この時二人ありしが、弘仁三年一員を減ず、軍曹二人、初

め將曹と云ふ、天平寶字三年始めて見ゆ、四年軍曹と改め、弘仁三年二人と定む、武勇の士を撰補す（以上皆兵部省にて任補す）將師一人、夢を射ることを掌る、寶龜年中之を置く、式部省の任命なり、天長五年正月兵部省に屬す、延喜以後大に衰ふ、醫師一人、診察療病を掌る、大同三年始めて其名見ゆ、府掌二人、府の雜務を掌る、承和十年九月始めて置く、陰陽師一人、怪異を占ひ、吉凶を決す、元慶六年九月始めて置く 職員 景行天皇二十五年武内宿禰をして、東北を巡行せしめ、始めて蝦夷に通ず、爾來蝦夷叛服常なく、朝廷屢々將卒を遣はして之を討す、元正天皇以後蝦夷の勢ひ盛にして按察使を殺す、依て征夷使征東將軍等を遣はして之を討たしむ、平ぐる能はず、是に於て常備の軍衙を設置するの必要を感じ、始めて鎮所あり、鎮所は、續紀養老六年閏四月及ひ八月の條に初見したれば、其已前よりありしものなるべし、即ち後世の鎮守府なり、然れども鎮守將軍の見えたるは天平元年、鎮守府將軍の見えたるは同十一年なり、職原鈔によれば神龜元年始めて之を置くとなせり、國郡沿革考之に從へり 沿革 延暦二十年、鎮守府將軍坂上田村麿蝦夷を撃て大に之を敗り、北ぐるを逐うて閉伊村に至り、殺獲殆ど盡く、翌二十一年膽澤城を築き、府を之に移す、舊址同郡水澤町字八幡に在り、弘仁三年に至り府制を改め、將軍一人從五位上、軍監一人正七位下、軍曹二人從八位上、傔仗三人、醫師一人、聲師一人となす、貞觀以後其制漸く衰ふ、源頼朝建久三年七月征夷大將軍となりしより、特に其任を重じ、遂に鎮守府を廢す、後ち建武中興の時復して府を置き、奥羽源顯家を以て將軍となす、多賀城に治す、三年顯家奏して鎮守大將軍從三位以上の官たらんことを請ふ、之を聽さず、尋で其弟顯信夫將軍となりしが、足利氏に破られ、正平七年一月新田義重に鎮守府將軍を贈る（鎮守府考）

チンゼイ 鎮西 九州を云ふ、天平十五年始めて鎮西府を置き、十七年に至りて廢す、後世太宰府を鎮西府とも稱し、後ち遂に九州の別稱となる、續紀養老六年閏四月及ひ八月の條に「天台宗入唐請益僧圓仁、正暦二年天長四年四月の條に「鎮西大貳朝野群載異國賜本朝人位記に「日本西府大監高階眞人遠成云々」などもも太宰府を指したるものにして、九鎮西八郎と稱し、晉裴鏡元暦元年九國住人云々」と見え、文治二年朝天野遠景を以て鎮西九國奉行となりしを見れば、王朝時代の末後より稱して、鎮西奉行と稱す、建久年中、武藤資頼、鎮西の守護となり、太宰少貳に任ず、これ少貳氏の祖なり、貞應二年、大友能直を以て鎮西奉行とし、資頼と並びて事を行ふ、爾來、少貳大友の兩氏、此職を世襲せり、建治以來、北條氏なる以て、交ゝ下向せしめ、永仁元年より九州探題として、機務を執らしめしより、兩氏の職漸く移りて、終に復た奉行の職を置かず（菅裴鏡、官制沿革略史）

チンゼイケイゴバン 鎮西警固番 鎌倉幕府の職名、九州の武士をして博多を始め、九州要衝の地を守護して、外寇に備ふる事を掌る、三ケ月毎に交替す 起源 文永年中、蒙古襲來の聞え有りしかば、八年、御家人等を鎮西に下し、薩摩國阿多地方に、防禦を置くこと島津文書に見えしを始めとす、建治元年、元使を鎌倉に斬り、京に駐る鎮西の大番人を遣歸して、邊要を守らしむ、爾來、博多に近き箱崎に陣營を設け、又筑前の今津、肥前、日向、大隅等、邊要の沿海には、悉く番役を置きしかば、其國々なる地頭御家人は、京都の大番役を停め、結番して外寇の守衛を務としたりき、足利の世には、大番役を置かず、只探題在京の時には、近國の武士をして、博多の留守番とし、非常に備ふるのみなりき（官制沿革略史）

チンゼイキウゴクブギヤウ 奉行 名義 また鎮西守護ふ 職掌 鎌倉幕府の職名、九州の政務を掌る 起源 文治元年、源範頼、平氏の餘黨を鎮めんが爲に、暫く豐後に留りしが、尋で土肥實平をして代らしめ、二年、また天野遠景をして下向せしめ、其十二月十日始めて鎮西九國奉行人と稱したり、三年、宇都宮信房を遣し、遠景と共に貴海島を征せしむ、建久二年正月改めて鎮西奉行と稱す、建久年中、武藤資頼、鎮西の守護となり、太宰少貳に任ず、これ少貳氏の祖なり、貞應二年、大友能直を以て鎮西奉行とし、資頼と並びて事を行ふ、爾來、少貳大友の兩氏、此職を世襲

チンゼイシユゴ 鎮西守護 鎮西九國奉行（チンゼイキウゴクブギヤウ）を見よ、

チンゼイタンダイ 鎮西探題 九州探題を云ふ、キウシウタンダイ）を見よ、

チンゼイノキウタウ 鎮西九黨 少貳、大友、惟任、惟住、秋月、島津、菊池、原田、松浦の九家をいふ（書言字考節用集）

チンゼイノミヤ 鎮西宮 懐良親王（カネナガシンワウ）を見よ、

チンゼイハ 鎮西派 淨土宗の一派、鎮西の

辨長(聖光)を流祖とするが故に此名あり、今は淨土宗と號し、別に流名を稱せず、「ツヤウドシュウ」、「ベンチヤウ」參看、

チンゼイフ　鎮西府　[歴史]王朝時代の官衙、九國二嶋を鎮撫する事を掌る、[地名]筑紫(天平十四年正月太宰府を廢し、十五年十二月始めて筑紫鎮西府を置く、十七年六月太宰府を復して鎮西府を廢す、[職員]將軍一人、從四位下石川朝臣加美を補す、副將軍一人外從五位下大伴宿禰國世を之に補す、判官二人、主典二人あり、天平十六年正月將軍を從五位、判官を從六位、主典を從七位に准じ、二季祿及び月料を倍給し、京に入るべき調庸物を留めて相折通融し、時に隨て便給し、又公廨田を將軍に十町、副將軍に八町、判官に六町、主典に四町を給せり(續紀、太宰府考)

チンゼイブギヤウ　鎮西奉行　鎮西九國奉行(チンゼイキウコクブギヤウ)を見よ、

ヂンリウ　陣僧　室町時代、軍陣に從行して文筆に携はりたる僧を云ふ、蓋し當時の武將等は文事に迂なる人多きが故に文筆ある僧を賴みて用を辨ぜしめたるなり、長祿記に「河内守陣僧かけ着け申樣、神南山は在處今は何と云とも、難助と申すし」とあり

チンリデン　賃租田　王朝時代、公私田倶に年分の收穫を計り、價値を定めて、每年一ヶ年を限りて賃貿し、これを佃らしむる田地を云ふ、卽ち賃貿田なり、但し永代賣にはあらず、賃田者は卽ち後世の地主にて、賃田者は卽ち後世の小作人なり、輸地子田なり(田制篇)令義解に「凡諸國公田、皆國司隨二鄉土估價一賃租、(謂公田者、賃租者、凡乘田限二一年一賃、春時取二直者爲一賃也、至二秋輸一稻者爲一租、卽今所謂地子者是)其價送二太政官一、以充二雜用一云々、凡任二租田一者、各限二一年一、國任賃租及賃、皆須二經二所部官司一申牒然後聽」とあり、

チンダイ　鎮臺　明治元年五月大總督府始めて鎮臺を江戸におきしが、七月之を廢して鎮將府を設け、駿河以東の十三國の軍務を管せしむ、四年改めて全國を四軍管區に分ち、東京、大阪、鎮西、東北の四鎮臺を置く、其本營は、東京鎮臺は東京、大阪鎮臺は大阪、鎮西鎮臺は小倉(現今熊本)東北鎮臺は石卷(現今仙臺)に在りしが、六年改めて六軍管區と爲し、東京、仙臺、名古屋、大阪、廣島、熊本となりしが、尋で稱呼を師團と改む、兵制(ヘイセイ)參看(明治史要、法令全書)

ヂンダイコ　陣太鼓　軍陣に用ふる太鼓、軍勢の駈引を指令する用に供す、古は鼓を打つて軍を進め、金を打つて軍を退げし制と見え、神功皇后新羅を征し給ひし時、金鼓節なく、旌旗錯ひ亂れば士卒整はずと令し給ひしこと書紀に見えたれど、恐くは文飾なるべし、尋で軍防令に、軍團に各鼓二面を置き、又鼓鉦を以て喧を靜めしむる事見えたるを初見とす、されど實際戰陣に用ひたる事の、史に見えたるは、源平盛衰記に、木曾義仲北國合戰の時、太鼓法螺貝ばかり籠められしなどいふ事あるを始めとすべし、世に戰陣に太鼓を用ひしは、壽永三年正月源義經、木曾義仲を討ちし時、平等院の御堂より太鼓取寄せて櫓の下に打ちしより始まるといへるは誤なり、而して是を最多く使用するに至りしは、室町時代戰國の頃よりとなす(本朝軍器考、武家名目抄)

ヂンダテ　陣立　名義軍に臨みて陣を布く樣式、また陣備とも、略して單に備ともいひ、其方法を陣法といふ([地名]所沈時)天武天皇十二年諸國に詔して陣法を習はしめし事あり、蓋し唐式なりしならん、尋で持統天皇七年陣法博士を諸國に遣はして陣法を教へしめ、天平寶字四年、朝廷より人を太宰府に遣はし、太宰大貳吉備眞備に就きて、諸葛亮の八陣(士情法陣)

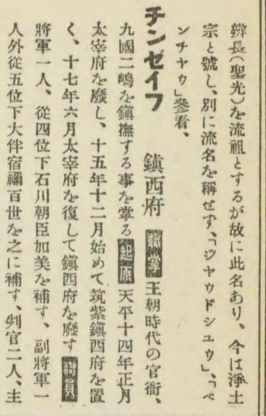

(武器二百圖所載)

年には壓蛟國の申請により、陣法式を賜ひ、延曆年中にも出羽國に陣圖を下賜ぜられし事等あり、當時陣法教習の盛んなりし事を知るべし、戰國時代に至り、諸將互に之を研究し、殊に甲州武田氏の如きは、鋒矢、方圓、衝抱等の陣立を、魚鱗、鶴翼、長蛇、偃月、雁行等の陣法に加へ、諸葛亮の八陣に擬して、之を八陣と稱したりなど、是に所謂和寇の徒が、常に蝴蝶陣を張りて明朝鮮の兵を畏怖せしめたること武備志以下の諸書に見ゆ([地名]魚鱗(「ギョリン」參看)鶴翼(「カクヨク」參看)長蛇、常山の蛇勢の義、長常唐音相同じきを以て通用したるなり、これは首は尾を救ひ、中は首尾を救ひ、首尾は中を救ふとあれば、三段より成るものなるべし、偃月、また圓月とも書す、月の偃なるが如く備ふ、彎月、初三の月の曲りて彎々たるが如く備ふ、鋒矢、足輕を△形に備ふ、方圓また方陣とも書す、圓形に備ふ、雁行、飛雁形に備ふ、衝軛、雁行と大差なし、圖を見るべし、龍陣、山を前に當て、後に川の流を控へたる備、鳥雲陣、五人、十人、二十人、三十人、四十人、五十人と、多數の小部隊に分れて、諸所に聚散往來し、分合自在なる樣にする陣法にして、山中の備へなり、背水陣、背に河を控へたる備へをいふ、此外なほ方陣、衝振、雙龍、鸞手、虎翰陣、固淵陣、五行陣、四堆陣、器水陣、表裏陣、器水陣等甚多し、また孔明の八陣といふは、天陣、地陣、風陣、雲陣、龍陣、虎陣、鳥陣、蛇陣にして、三將軍解には、右の如き圖を擧げたり(信玄全集末書、甲陽軍鑑、鈐錄、古事類苑兵事部)

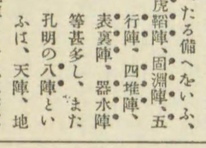

チンチウ　鎭叱　禪宗の役名、住持の左右に侍して其叱呼を聽き、使令を受くるものをいふ、率れ少年の者を用ふ、勅修清規に、方丈聽叱掛二香合一とあり(禪林象器箋)

チンテキシヤウグン　鎭狄將軍　王朝時代臨時の官、專ら出羽の蝦夷を征する將軍を云ふ、東邊事あるや征東使と共に、此將軍を任命して出羽を鎭壓せしむ、副將軍、軍監、軍曹あり、始めは征越後蝦夷將軍と云へり(起原沿革)元明天皇和銅二年三月始めて征越後蝦夷將軍を置き、老四年九月、鎭狄將軍となし、阿倍臂河麿を之に任じ、軍監曹各二人を置く、其後將軍に小野牛養(神龜元年五月)安倍家麿(寶龜十一年三月)等あり、寶龜十一年八月國司一人を秋田城に居らしめ、鎭衞に備へしより、鎭狄將軍の號廢して出羽介の兼職となる、後世の秋田城介卽ち是なり(武家名目抄、鎭守府考)

チンテンアイノウセウ　塵添壒嚢鈔　[書名]本書は俗間に行はれたる言語の出所、佛典俚俗以下五節句等の起りを考記す、其序文に據れば、俱行麥の著はせる壒囊鈔、並に塵袋等を本として增補せるものなり、後奈良天皇の天文元年の作[著者]未詳、奥書に釋氏苯比丘と見ゆ(塵添壒嚢鈔、群書一覽)

チンドウシヤウグン　鎭東將軍　[職掌]王朝時代臨時の官、東部の蝦夷を征伐する將軍ないふ、東方を鎭ずる將軍の義、將軍の外に副將軍ありて、着始めしものなるべしといへり(眞丈雜記、瓦礫雜考、考古學會雜誌、陣羽織の由來)

チンノヂ　陣座　[名義]宮廷にて神事、節會、任官叙位等公事を行はるゝ座ないふ、眞丈雜記に「陣の座、又左衞門の陣など云ふは、軍陣の事にてはなし、禁裏にて役人出仕して、役所に列座する事を陣と云ふ也、陣は役所と云ふ心也、陣はつらなるとよむ字にて、人々多く立列る心にて陣と云ふ也、軍陣の陣も此心なり」と云へり、公卿が任官叙位又は除服の後等陣に就くを着陣と云ふ、この着陣の後にあらざれば事を執らざる例なり、左近陣は日花門內に在り、右近陣は月花門內に在り、左衞門陣は建春門內に、右衞門陣は宜秋門內に在り、左陣を左仗、右陣を右仗と云ふ(捨芥抄、儀訓案、眞丈雜記)

チンバオリ　陣羽織　鐙、具足の上に着用する服、羽織に似て兩袖のなきものなり、又具足羽織ともいふ、將士の用ふるものは、絹、羅紗等にて作り、また繡縫を施したるものもあり、室町殿日記所載檜林市右衞門長高の書簡の中に「具足羽織十調下申候」とあるを初見とす、蓋し天文永祿の頃より起りしものなるべし、而して其起原に就きて、喜多村信節は、肩衣に倣ひて製したるものならんといひ、關根正直氏は、陣羽織の製は、古きもの程外人の服裝に似たる處あり、恐らくは西班牙、葡萄牙等の服裝を摸して、着始めしものなるべしといへり(眞丈雜記、瓦礫雜考、考古學會雜誌、陣羽織の由來)

チンブギヤウ　陣奉行　室町幕府臨時の職名、軍營中の諸費用を總管す、故に又御陣總奉行とも云ふ(武家名目抄)

チンブシ　鎭撫使　[職掌]王朝時代の官、七道の凶徒を搜捕し、盜賊妖言を斷じ、國郡司等の政績を巡視し、善惡を奏聞する事を掌る、畿內の總官と名異にして職同じ(起原)使一人、三四位、三位には隨身

四人、四位には同二人を賜ふ、弓箭を負持して從ふ、判官主典各一人、內外文武官六位以下の人の兵術に通ずる人を擢で、任ず**起原沿革**天平三年十一月始めて置く、從三位多治比縣守を山陽道、從三位藤原麿を山陰道、正四位下大伴道足を南海道鎮撫使となし、十八年十二月また七道の鎮撫使を置きたり(續紀)

チンペイ 鎮兵 **名義** 關東北越諸國より陸奥出羽兩國に遣して、鎮守府將軍の下に屬し、諸城柵を守りて蝦夷を鎮撫する兵士を云ふ、而して妻子を伴ふを得れども、日糧一升六合を給せらるゝのみ**起原沿革**其始め詳かならず、蓋し陸奥の鎮所の設置の時、定め置きしものか、續紀神龜元年二月に鎮守軍卒と見えたり、天平元年八月鎮兵の交替年限を定めて三年とす、蓋し防人の制に倣ひしなり、これ鎮兵といへる文字の見えし始めなり、天平の末年陸奥守百濟王景福の請によりて鎮兵を停め、民の困苦を救ふ、天平寶字二年十二月再び置く、神護景雲二年九月他國の鎮兵二千五百人を停めて兵士四千人を加ふ、翌年正月殘る所の鎮兵五百人を鎮所に停めて諸塞を守らしめ、浮浪一千人を桃生城に配し、柵戶となし守らしめ、以て民の困苦を救ふ、後ち又鎮兵の數を復して舊の如くす、延曆二年坂東八國に勅して、私に鎮兵を使役することを禁ず、二十四年五月相模國差遣の鎮兵、徭丁少なきの故を以て三百五十人を分け、一分は勳位、一分は白丁を差遣せしむ、弘仁二年蝦夷全く服從せしを以て文室綿麻呂の請により、鎮兵二千人を停め、一千人を留めて、膽澤、德丹兩城を守らしむ、同六年八月勅して殘る所の一千人をも廢し、更ふるに健士二千人を以てしたり、後ち陸奥國五百人出羽國六百五十人を置き、警衛に充てたり(鎮守府考)

チンヤ 陣屋 (一)軍兵の屯する假屋をいふ、

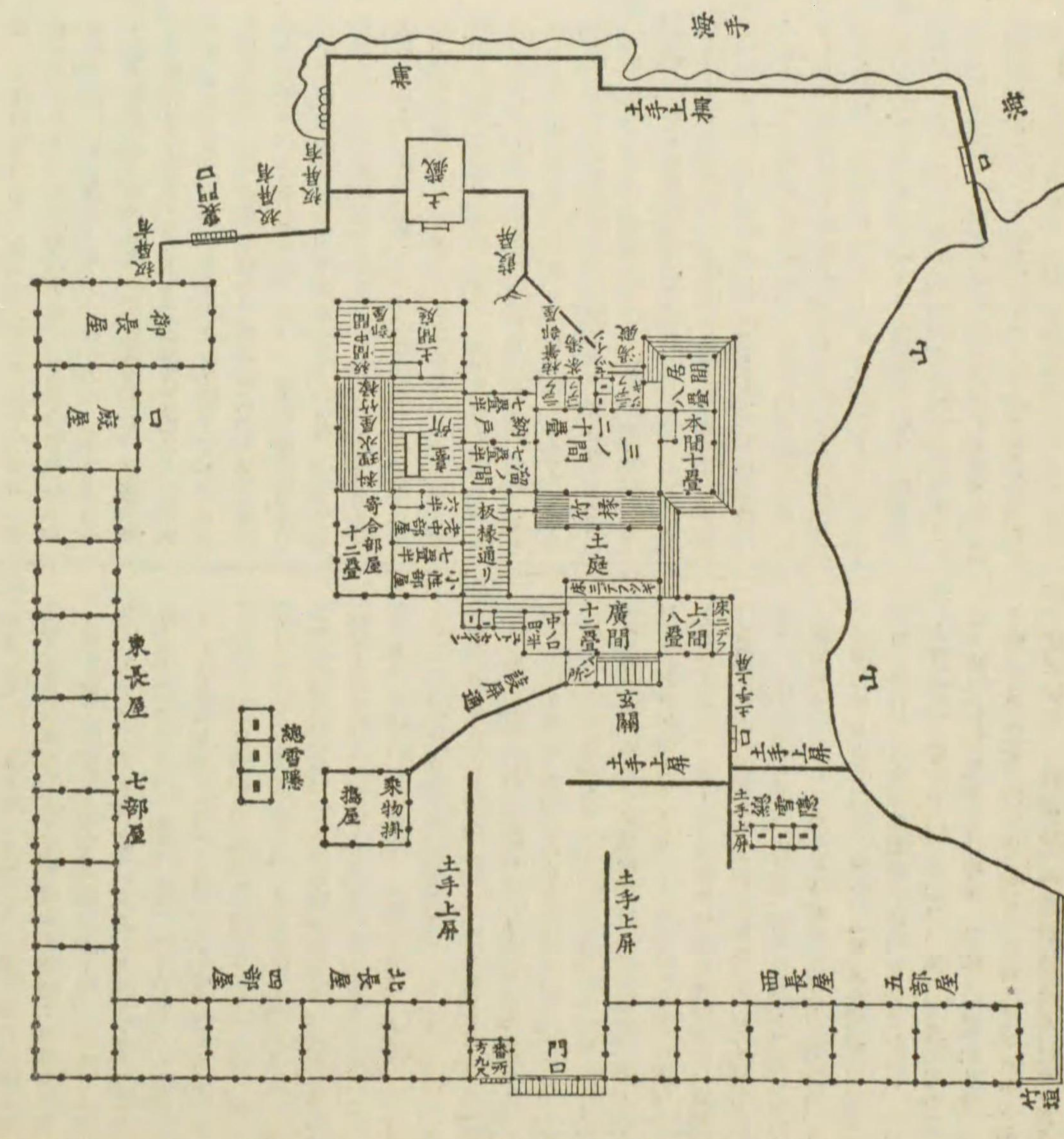

(鞆山藩陣屋(柿谷繁次郎氏寄贈))

軍營の義、鎌倉時代より、其名既に見えたり(二)江戶時代に至り、無城の諸侯及び交代寄合等の館舍、または代官、地頭及び役人等の相詰めて公私の用務を取扱ふ所をいふ、營所或は武人の詰め居る所なるが故に然か稱するなり、海國兵談に「陣屋、壘、居館皆城の類にして堀をも掘り、杭違をも設け、馬出等をも附れども、力不足して普請麁相なれば、城とは云難し云々、元來溝を掘、柵を振たる許にても城と云ものも也、只國の大小、祿の多少に因て、普請の精粗と大構と小構との差別迄の事也」といへり、代官等の始めて陣屋を建つる時、御料所は幕府へ伺ひて高內引に成し、私領の分は、陣屋敷にても國役金を領主地頭より納むるなり、諸侯にて陣屋なるは、凡百十四箇所あり、大名(ダイミヤウ)の表に示したれば參看すべし(武家名目抄、海國兵談、地方凡例錄)

チンワケイ 陳和卿 宋の佛工なり、平安朝時代の末年本邦に渡來す、治承四年奈良東大寺燒失の時、大佛の首も亦燒落たるを以て、後白河法皇、東大寺僧春乘坊重源をして大佛及び大佛殿を再興せしむ、重源陳和卿の鎮西に在るを聞き、乃ち招きて大佛の首を鑄造せしむ、和卿依つて、弟陳佛壽等七人を率ゐ、日本の鑄物師十數人と共に之れを鑄造したり、壽永二年四月十九日鑄始め、五月廿五日に至りて成る、其面想につきては當時毀譽相半して頗る議論ありしも、藤原兼實之を拜して妙想讃嘆するに餘りありと云ひ、源賴朝も大佛の立派なることに感じて、和卿は毗首羯摩の再誕にて直也人にあらずと云へり、彼が當時の名工にして、衆望ありしを知るべし、故を以て其功を賞し、伊賀山田郡の內有丸廣瀨阿波杣山の四庄と、播磨大部庄、周防宮城庄を和卿に賜ふ、和卿後ち此庄園を以て寺領に寄進したり、建久六年賴朝上洛して、東大寺の落慶に臨み、和卿に面會せんとせしに、之を謝絶ゐたるを以て、賴朝益々和卿の人となりに感じ、奥州征伐に用ひし甲冑鞍馬及び金銀を賜ひ、伽藍造營の資と爲さしむ、和卿は斯く一時衆望を博せしと雖も、後ち貪恚憍慢にして嫉妬恰も狂するが如く、其東大寺に居住するや、或は大佛冶鑄の日本鑄師を嫉み、或は數丈の大柱を切りて、恣に己が唐船を造り、或は一旦東大寺に寄贈せし庄園を押領する等、濫行尤も多く、遂に衆徒の惡みを受くるに至れり、故を以て、元久三年四月十五日院廳下文を以て、陳和卿の濫行を停め、庄園を悉く寺領としたりき、爾來奈良京都に勢力を失ひしと見え、建保二年六月鎌倉に至り、源實朝に謁して、實朝の信任を得、後ち實朝に宋朝に遊ばんことを勸め遂に命を蒙りて大船を造りしが、五年四月成りて由比浦にて進水式を行ひしも浮ばず、實朝因て渡宋の計畫を停めたり、此後ち和卿の事蹟詳ならず(玉葉、吾妻鏡、東大寺要錄、隨心院文書)

チモク 除目 諸臣(大臣を除く)任官の公事を云ふ、除は官に拜する儀、目は目錄なり、官に除し、目錄に記す意、漢書田蚡傳に「君除レ吏未レ盡」と見え、師古の註に「凡言レ除者、除ニ去故官一、就ニ新官一也」と云ひ、潤背に「今云ニ除目一者、目名也、除ニ却前官一、除ニ置後官名一是乃一字有ニ取捨兩義一、故云ニ除目一也、」と云へり、除目に、縣召(アガタメシ)除目、京官(ツカサメシ)除目、(內官除目)臨時除目(小除目)祭除目、(宮司除目) 大嘗會卜定除目、(國司除目)坊官除目、兼官除目、女官除目等あり、各條に就て見るべし、

チヤ 茶 茶は支那より傳來したるものなりと雖も、其時代詳かならず、和事始、茶事談、煎茶綺言、茶經詳說等に、聖武天皇の天平元年に、百人の僧を內裏に召し、般若經を講ぜしめ、第二日に行茶の儀ありし事を載せたれども、後世の著述たるを以て據となし難し、尋で同天皇の時、僧行基、茶の木を植ゑたること、東大寺要略に見え、平城天皇の大同元年空海歸朝の時持ち歸りし事、喫茶餘錄に、延曆二十四年最澄歸朝の時持ち歸り、近江坂本に植ゑたること、同書所引の日本莊記に見えたれど、また確かならず、正しく正史に見えたるは、類聚國史に、弘仁六年四月、嵯峨天皇近江滋賀に幸せる時、崇福寺の僧永忠が、手づから茶を煎じて獻りたることあるを始めと爲す、なほ此外にも性靈集淩雲集等にも散見せるを以て考ふれば、光仁桓武の朝、既に傳來し居たりしこと疑を入るべからず、また類聚國史によれば、弘仁六年六月に、畿內并に近江丹波播磨等の國をして茶を植ゑ、毎年之を獻ぜしめられしことあり、此頃よりして茶を喫すること漸く流行し、朝廷にては殊に茶園を設け、造茶使を置て之を監せしめられたり、爾來茶の需用增加するに及びて、私に茶園を設くるに至り、風土記、本朝文粹等を按ずるに、當時甲斐國八代郡、參河國八名郡、碧海郡及び但馬國等より多く茶を產出したる由見ゆ、降りて鎌倉時代に至り、僧榮西は、宋より茶子を持來りて筑前の背振山、及び博多聖福寺の山內に植ゑ、又栂尾の明惠上人は、宇治と栂尾とに之を培養せり、下りて南北朝時代には、玄慧の作と傳へられたる庭訓往來に、茶の事を云へる條に「我朝名山者以ニ栂尾一爲ニ第一一也、仁和寺、醍醐、宇治、葉室、般若寺、神尾寺是爲ニ補佐一、此外大和ノ寶尾、伊賀ノ八島、伊勢ノ河居、駿河ノ清見、武藏ノ河越、茶皆是天下所ニ指言一也」と見えたり、以て當時茶の產地の重なるものを伺ふべし、室町時代に及びては、茶の湯の流行盛大なりしより、其製法また大に進步を

呈したり、江戸時代には殊に宇治の産を尊び、茶司上林兩家を代官に補し、年々新茶を幕府に上らしめたりしのみならず、一般の日用の飲料となしたるも、蓋し此時代よりのことなるべし、安政以來、外人本邦の茶を好むに至りては、互市の要物となり、年々輸出品の首位を占むるに至り、其培養日を逐うて盛となれり、〔チャノユ〕參看（類聚國史、喫茶遺芳、鳥屋同穴集、本邦茶史、煎茶綺言、考古學會雜誌「喫茶資料」）

チヤウ　丁　「ヨボロ」を見よ、

チヤウ　町　（一）田地の廣狹を量るにいふ稱、和名抄に、田區なりといへり、卽ち十段なり、拾芥抄に、町は長に始まり乾に終り、一町の積三千六百歩といへり、安閑天皇紀元年に、眞田肆拾町との文見え、また孝德天皇大化二年に、十段爲ゝ町とあり、文武天皇令制の時、田令にも同じく見えて、方一町者三千六百歩とあり、然るに後世天正中より減じて三千歩を一町と爲し、現今に至れり、田制（デンセイ）參看（二）里程の距離を量るにもいふ、六十間を一町とし、三十六町を一里と爲す（書紀、拾芥抄、和名抄）

チヤウ　廳　役所を云ふ、康熙字典に「廣韻廳屋也、集韻古者治官處謂之廳事、後語省直曰聽、故加ゝ之、增韻聽事言受ゝ事察ゝ訟、於ゝ是漢晉皆作ゝ聽、六朝以來乃始加ゝ广ゝとあるにて、其意義を知るべし、古來廳と稱する官は、太政官廳、勘解由使廳、檢非違使廳なり、各條を參看すべし、

チヤウ　帳（帷）　床上張蓆等に張り垂るゝものを云ふ、布帛等の類にて作る、張の義なりと云ふ、又トバリとも云ふ、戶張の義にて、戶の開く處に垂れて、明を取るより名づくと云ふ、一說に斗張をトバリとよみたりと云へど信じ難し、凡に帷を張りて座數に置き、隔の用にするを几張と云ひ、張蓆等の上部に張るを斗張と云ふ、後世一幅位にて横に上部に張るを水引と云ふは、卽ち是なりと云ふ、其形の斗を覆へすに似たるより名づく、張を四方に垂れて地に至るを幄と云ふ、僂名抄に「釋名云、幔（猪高反、此間音長）張也、施ゝ張於床上ゝ也、小張曰ゝ斗（俗云ゝ斗張ゝ一云ゝ帳幔ゝ）形如ゝ覆斗ゝ也、今按、幔屬有ゝ几帳之名、所出未詳」と見えたり、驛代、幕、鈍帳、幔も亦帳の一種なり（邊註和名抄、僂訓栞、東雅）

チヤウ　丈　物の長短を度りていふ詞、古訓「ツエ」、杖字の訓をかりていふ、十尺を一丈と爲す（度量權衡攷）

チヤウエイ　貞永　名稱　後堀河天皇御宇の四年四月二日、天變地震飢饉に因て改元す、一年を經て四條天皇天福と改む　出典　周易註疏云「屨幢（ニ）形如ゝ覆斗ゝ也、貞正也」とあるに據る、式部大輔爲長勘申す（國朝年號譜）

チヤウエイシキモク　貞永式目　巻數　本名を御成敗式目と云ふ　出典　本條泰時、鎌倉幕府の政所問注所侍所其他吏員の訴論裁許の爲めに、三善康連と謀り制定して、法橋全圓の執筆に係り、五十一箇條あり、其內、守護地頭等知行所領に關するもの半にして、其外謀叛人、殺害、刃傷、惡口、毆打、讒訴、犯科人、惡黨二盜、奴婢雜人等罪科あるもの、處分法を明にしたるものなり、五月十四日編纂に着手し、八月十日式條施行の命あり、蓋しこの時天下の政令、朝令ゝ出而暮改ゝ、互に交涉犯し易きの三所より出でゝ、互に交涉犯し易きの武家支配の地に於ても本領、恩賞地、新恩地、加恩地等の區別あり、讓與賣買等彼是の交涉紛雜なりしを以て、この法典を編纂したるものなり、初めは御家人の間に行はんが爲めなれば、施行せし範圍は、幕府の支配地及び其裁判權の及ぶ所に止まれるものなりしが、朝廷の權衰ふるに及びて、關東の武威全國に渡り、隨つて此法律の及ぶ所漸く廣くなり、遂に海內に遍きに至れり、而して獨り鎌倉幕府のみならず、室町幕府も之を遂行し、戰國時代足利氏の號令行はれざりし時にも、各自其國內の法律は之に準據したり、江戶幕府も其初世には猶之を用ひ、且庶民間には兒童の讀書習字等に此の本を授けたりき、此書の版になりしは國書中の最初にして、大永四年の刊行なり　注釋　群書類從一本の跋文によれば、正和元年の註釋書ありしが如し、今傳はれるや否や詳ならず、案ずるに、瓚翠軒の抄に唯淨裏書と引けるもの、文或はそれならんか、式目抄（清原宣賢の抄にて、寫本に二册本と一册本とあり、版本には古活字本、寬文九年の版、元祿十二年の版の三種あり、活字本の外は書肆改めて式目諺解と云へりゝ御成敗式目抄（天文廿二年正月誌之盧雪の奧書ありゝ）御成敗式目注（天文廿三年の奧書ありゝ）式目聞書（天文廿四年の奧書ありゝ）等は尤も古くして善きものなるが、江戶時代に至りては證註、頭註等の類、註釋極めて多し（古代法典、貞永式目考）

チヤウオウ　貞應　名稱　後堀河天皇御宇の年號、承久四年四月十三日代始に因て改元す、二年を經て元仁と改む　出典　周易に「中孚以利ゝ貞、乃應ゝ天ゝ也」とあるに據る、大藏卿爲長勘申す（國朝年號譜）

チヤウカウダウ　長講堂　法華經を長日講誦する堂を云ふ、法華長講三昧堂と稱す、之を略稱して單に長講堂とも、法華堂とも、三昧堂とも稱す、法華經は諸經中尤も尊く尤も深大にして、尤も照明

なるものにして、一切衆生を救濟するを以て、中古以來佛法盛なるに及びて、天皇上皇以下諸臣皆法華經を讀誦し、書寫して其功德を得んとし、第內に持佛堂を建立し、守護の佛を本尊として靈位を置き、法華經を長日不斷講讀して冥福を祈りたりき、（〔ゲブツダウ〕參看）而して長講堂の名の見えしは百練抄治承元年四月十九日の條に「上皇（後白河）於ゝ長講堂ゝ限ゝ百ケ日ゝ被ゝ始ゝ行法華八講ゝ」とあるを始めとす、是は七條殿內に在りし持佛堂なり、而して尤も世に顯はれたるを六條殿內の長講堂とす、次項を見て知るべし（長講堂領考）

チヤウカウダウ　長講堂　所在　古は京都六條西洞院、現今は下寺町通五條下る東側〇六條長講堂とも、長講堂御影堂とも、後白河法華堂とも云ふ　出典　舊は律宗なりしが、今は淨土宗西山派〇本尊阿彌陀如來（傳惠心僧都作）　起源沿革　壽永二年後白河法皇、平業忠の六條第に御移徙あらせられし時造る所なり、此時伊勢忽那島主藤原俊平、米參二百斛を寄進して、造營の資としたり、文治四年四月燒失す、尋で源頼朝、後白河法皇の命を奉じて、中原親能をして之を造營せしめ、十二月工竣り結構壯麗を極む、法皇之に移御す、建久三年正月法皇の病革まるや、長講堂起請五ヶ條を定め置き、別當、供僧、長講衆上座、勾當、公文及び阿闍梨、恒例佛等の事を規定し、莊園を寄せ、委曲に修理等の事を定めたり、院司以下皆之に署判す、同年三月法皇崩御、六條殿並に長講堂及び其所領を宣陽門院に譲與し給へり、貞應元年長講堂及び六條殿燒失す、後ち造營す、文永十年十月再び燒亡せしが亦之を建造したり、應永八年二月三度燒失す、時に土御門油小路に在り、是より先火災の後、六條より此地に移し建てたるなり、依て舊址を俗に上長講堂と稱す、其後ち屢々燒失轉々して現今の地に遷りたりの本堂は昔時尤も盛大を極めたりしが、今は本堂庫裡、御影堂を存するのみ、御影堂は本堂の傍に在り、後白河法皇の震影を奉祀せり、法華經は諸經中尤も尊く尤も深大にして、其意義を知るべし、古來廳と稱する官は、太政官廳、勘解由使廳、檢非違使廳なり、各條を參看すべし、

チヤウ　帳（帷）　床上張蓆等に張り垂るゝものを云ふ、布帛等の類にて作る、張の義なりと云ふ、又トバリとも云ふ、戶張の義にて、戶の開く處に垂れて、明を取るより名づくと云ふ、一說に斗張をトバリとよみたりと云へど信じ難し、凡に帷を張りて座數に置き、隔の用にするを几張と云ひ、張蓆等の上部に張るを斗張と云ふ、後世一幅位にて横に上部に張るを水引と云ふは、卽ち是なりと云ふ、其形の斗を覆へすに似たるより名づく、張を四方に垂れて地に至るを幄と云ふ、僂名抄に「釋名云、幔（猪高反、此間音長）張也、施ゝ張於床上ゝ也、小張曰ゝ斗（俗云ゝ斗張ゝ一云ゝ帳幔ゝ）形如ゝ覆斗ゝ也、今按、幔屬有ゝ几帳之名、所出未詳」と見えたり、驛代、幕、鈍帳、幔も亦帳の一種なり（邊註和名抄、僂訓栞、東雅）

チヤウ　丈　物の長短を度りていふ詞、古訓「ツエ」、杖字の訓をかりていふ、十尺を一丈と爲す（度量權衡攷）

チヤウエイ　貞永　名稱　後堀河天皇御宇の四年四月二日、天變地震飢饉に因て改元す、一年を經て四條天皇天福と改む　出典　周易註疏云「屨幢（ニ）形如ゝ覆斗ゝ也、貞正也」とあるに據る、式部大輔爲長勘申す（國朝年號譜）

チヤウエイシキモク　貞永式目　巻數　本名を御成敗式目と云ふ　出典　本條泰時、鎌倉幕府の政所問注所侍所其他吏員の訴論裁許の爲めに、三善康連と謀り制定して、法橋全圓の執筆に係り、五十一箇條あり、其內、守護地頭等知行所領に關するもの半にして、其外謀叛人、殺害、刃傷、惡口、毆打、讒訴、犯科人、惡黨二盜、奴婢雜人等罪科あるもの、處分法を明にしたるものなり、五月十四日編纂に着手し、八月十日式條施行の命あり、蓋しこの時天下の政令、朝令ゝ出而暮改ゝ、互に交涉犯し易きの三所より出でゝ、互に交涉犯し易きの武家支配の地に於ても本領、恩賞地、新恩地、加恩地等の區別あり、讓與賣買等彼是の交涉紛雜なりしを以て、この法典を編纂したるものなり、初めは御家人の間に行はんが爲めなれば、施行せし範圍は、幕府の支配地及び其裁判權の及ぶ所に止まれるものなりしが、朝廷の權衰ふるに及びて、關東の武威全國に渡り、隨つて此法律の及ぶ所漸く廣くなり、遂に海內に遍きに至れり、而して獨り鎌倉幕府のみならず、室町幕府も之を遂行し、戰國時代足利氏の號令行はれざりし時にも、各自其國內の法律は之に準據したり、江戶幕府も其初世には猶之を用ひ、且庶民間には兒童の讀書習字等に此の本を授けたりき、此書の版になりしは國書中の最初にして、大永四年の刊行なり　注釋　群書類從一本の跋文によれば、正和元年の註釋書ありしが如し、今傳はれるや否や詳ならず、案ずるに、瓚翠軒の抄に唯淨裏書と引けるもの、文或はそれならんか、式目抄（清原宣賢の抄にて、寫本に二册本と一册本とあり、版本には古活字本、寬文九年の版、元祿十二年の版の三種あり、活字本の外は書肆改めて式目諺解と云へりゝ御成敗式目抄（天文廿二年正月誌之盧雪の奧書ありゝ）御成敗式目注（天文廿三年の奧書ありゝ）式目聞書（天文廿四年の奧書ありゝ）等は尤も古くして善きものなるが、江戶時代に至りては證註、頭註等の類、註釋極めて多し（古代法典、貞永式目考）

チヤウオウ　貞應　名稱　後堀河天皇御宇の年號、承久四年四月十三日代始に因て改元す、二年を經て元仁と改む　出典　周易に「中孚以利ゝ貞、乃應ゝ天ゝ也」とあるに據る、大藏卿爲長勘申す（國朝年號譜）

チヤウカウダウ　長講堂　法華經を長日講誦する堂を云ふ、法華長講三昧堂と稱す、之を略稱して單に長講堂とも、法華堂とも、三昧堂とも稱す、法華經は諸經中尤も尊く尤も深大にして、尤も照明

（領寺）

庄興立の事見え、其外山城國山科庄、平等寺、尊勝寺、證法寺及び其寺領紀伊國石垣庄、安藝國吉茂庄、加賀國能美庄、山城伏見庄等あり、事諮書に見え、頗る多かりしが如し、本堂領は大小國役を免除せしを以て、人々之に寄進して納稅の輕からんを欲し、之に寄進するもの多く、遂に梅松論に云ふ所の如く百八十餘ケ所の多きに及べりと云ふ、此の數は全く信じ難きも、文書記錄によりて發見したる庄園にても四十餘國、七十餘ケ所の多きに至れば、其數蓋し莫大のものにして、百八十ケ庄以上ありしものなるべし、建久三年三月法皇崩御以前に、尤も寵愛したる丹後局の生子宣陽門院親子內親王に、長講堂及び堂領を悉く譲與し給へり、承久三年の役にも、鎌倉幕府より所領を安堵せられて、宣陽門院領掌し給へり、建長四年宣陽門院より鷹司院に譲與せられ、鷹司院文永十二年後深草上皇に譲り給へり、然るに增鏡梅松論によれば、後嵯峨院遺誡して、皇位は龜山即ち大覺寺統に傳へ、長講堂熱田社領播磨國衙領は後深草卽ち持明院統に傳へて、皇位を斷念せしめたりと云へり、星野博士は兩統俠立の條に、此二書に從て逃べられたるは誤なり、後深草院は嘉元二年伏見院に譲與せられ、戒めて「長講堂者第一大事候、能々可ゝ被ゝ留ゝ御意ゝ候、委細猶別可ゝ注申ゝ候」と申されたり、以て本堂領か持明院統に取りていかに重大なりしかを知るべきなり、而して、南北朝以後室町時代を通じて、皇室の經濟を微かながらに保ち得たるは實に此長講堂領ありしが故なりき、正和元年十二月伏見院、後伏見に譲與し、且つ後には猶子たる花園天皇に譲與すべきを命ぜられたり、故を以て後伏見天皇は正中三年二月、長講堂領等を花園天皇に譲り給ひ、後ち後光嚴天皇に譲與すべきを宣へり、此時に當りて後伏見花園御兄弟

を以て、御確執あらせられざりしを以て、花園天皇快く之を受領せられざりしと見え、建武中興の時、後醍醐天皇長講堂領を安堵せらるゝに當て、一時後伏見上皇の御領とし給ひしが、後ち終に花園天皇に譲り給ひ、建武二年十月に至りて、花園上皇御領を光厳上皇に譲り給へり、正平六年南北相和し、光厳光明崇光三上皇共に賀名生に遷り給ふ、此間廣義門院長講堂領を保管し給へり、後光厳天皇、崇光の弟を以て帝位に昇るや、光厳上皇仍て置文を作りて、長講堂法金剛院領は崇光の御子榮仁親王踐祚あらば、直に相續し、若し然らざれば後光厳御管領あるべし、但し末代兩方治天あらば正統につきて伏見殿(榮仁親王)の御子孫管領あるべしと定めたり、依て崇光榮仁を立てゝ後光厳の後を承けしめんと思召けるに、御光厳は其皇子緒仁に譲位の叡慮なるを以て、各々之を時の管領細川賴之に諮詢せらる、然るに賴之其可否を奏答せず、公武隠を結んで相爭ひ、上皇亦た屢々論爭せしも、幕府終に後光厳の命を奉じて、緒仁を立つ、之を後圓融天皇と云ふ、是に於て崇光後光厳の間、隙を生じ、長講堂領も悉くは榮仁親王に傳はらずして、皇室武は女院等に分割せられ、榮仁及び其御子貞成親王常に不平を懐き給へり、かくて後圓融の後に後小松、稱光天皇父子相傳へたりしが、稱光天皇崩じて皇子なかりしを以て、後小松上皇は、貞成の長子慶仁を養て位を嗣がしめ給ふ、是を後花園天皇と云ふ、是に於て皇統は再び嫡流に歸し、長講堂領以下の御領も悉く統一して帝室の有となり、室町時代を通じて長く皇室經濟の重なるものとなれり(長講堂領考)

チヤウガクジ　定額寺　名義　定數の官寺をいふ、薩林象器箋に、朝廷定二天下佛寺之數一有レ限、此云二定額一、定額外不レ許二私建一寺、凡定二僧數一、或定二賦稅數一、皆稱二定額一ことあり　起原沿革　延暦二年の勅に「京畿定額諸寺、其數有レ限、私自營作先既立レ制云々」とあり、桓武天皇の朝人民の濫に寺を建立して田園を寄附し、却て私利を謀る者あるを誡め、寺を建立することを制限したれば、官寺の數も定まること、なり、始めて定額寺の稱ありしものなるべし、もと國分二寺の如く、鎭國滅罪の祈禱讀誦を專行する道場にあらず、氷願主ありて何等かの主意により、建立せられたる寺にして、官稻を施入し、年分度者を置かれたるものなり、延暦十五年三月の官符に「諸國定額寺資財者、國司與二三綱檀越一共檢校處分云々」とあり、貞觀の頃以後、諸國の寺の定額寺甚多し、本朝文粹前中書王請レ以二諸寺一狀に「伏願陛下下二鴻慈一特降二列二之定額一」ことあり、斯の如くにして、本願主となれる寺は、率れ定額寺となれり、三代格、朝野文粹、薩林象器箋、次第、次に青龍旗、右に月像幢、次に白虎旗、次に玄武旗を建つ、又左右近衛陣には龍像蠡幢一旒、鷹像隊幢二旒、小幡四十九旒、左右衛門陣には鷲像蠡幢一旒、鷹像隊幡二旒、小幡四十九旒、左右兵衛府陣には虎像蠡一旒、熊像隊幡四旒、小幡九十六旒を建てらる、又大射の時、羅幡、阿禮幡等を建つ　起原沿革　伎旗の制の備はりしは、文武天皇大寶元年正月朔、天皇大極殿に御し朝賀を受け給へる時を始めとす、然れども伎旗を用ひられしは、是より先既に見えたり、推古天皇十一年十一月旗幟に綺がき、大幡靱を作られしは、蓋し儀仗に備へしなるべし、舒明天皇の四年十月唐國の使人來りし時、三十二艘に鼓吹旒幟を整へ飾りて江口に迎へ、孝徳天皇白雉元年二月穴戸國より白雉を獻ぜし日、朝廷の儀仗元日會の儀の如しと見えたるにて明なり(書紀、令義解、延喜式、木朝軍器考)

チヤウガクリウ　定額僧　勅願寺に住する定數の僧を云ふ、又チヤクキヤクとも訓む、弘仁十四年十月太政官符を以て、東寺に眞言宗僧五十人を置き、當寺に常住して專ら三密門を讀誦せしむ、承和元年十二月五十人の内三人を三綱となす、寛朝大僧正の時阿闍梨八人を增し、成典僧正の時また八人を增す、永久元年十一月十日を增して弘仁の舊に復したり(東寶記)　名義　朝廷において儀仗に用ふる旗を云ふ、令義解に、纛容を儀仗と云ふと見えたりと○其制は延喜式に見ゆ、元日又は卽位の時に用ふ、先づ殿前に烏像幢を建つ、左に日像幢、次に朱雀旗、次に青龍旗、右に月像幢、次に白虎旗、次に玄武旗を建つ、又左右近衛陣には龍像蠡幢一旒、鷹像隊幢二旒、小幡四十九旒、左右衛門陣には鷲像蠡幢一旒、鷹像隊幡二旒、小幡四十九旒、左右兵衛府陣には虎像蠡一旒、熊像隊幡四旒、小幡九十六旒を建てらる、又大射の時、羅幡、阿禮幡等を建つ　起原沿革　伎旗の制の備はりしは、文武天皇大寶元年正月朔、天皇大極殿に御し朝賀を受け給へる時を始めとす、然れども伎旗を用ひられしは、是より先既に見えたり、推古天皇十一年十一月旗幟に綺がき、大幡靱を作られしは、蓋し儀仗に備へしなるべし、舒明天皇の四年十月唐國の使人來りし時、三十二艘に鼓吹旒幟を整へ飾りて江口に迎へ、孝徳天皇白雉元年二月穴戸國より白雉を獻ぜし日、朝廷の儀仗元日會の儀の如しと見えたるにて明なり(書紀、令義解、延喜式、木朝軍器考)

チヤウギ　伎議　陣の座の議定をいふ、伎は伎座の略にして、陣の座のことなり、議する時には、其最下位に在るものより發言する例なること、山槐記玉葉等に見えたり、尙ほ陣座(ヂンノザ)參看、

チヤウキウ　長久　名義　後朱雀天皇御宇の年號、長暦四年十一月十日、凶災に因て改元す、四年を經て寛德と改む　出典　老子經に、天長地久とあるに據る、式部權大輔大江擧周勘申す(國朝年號譜)

チヤウギン　丁銀(挺銀)　名義　銀貨の一種、もと鋌に作るべき定挺に作り、又丁に啼ぜるなり、唐六典に、金銀曰レ鋌と見え、通鑑釋文辨誤に「今人冶レ銀大鋌五十兩、中半レ之、小鋌又半レ之、世謂二之鋌銀一」とあれば、異朝に於てもかく呼しなり　出典　重量及び形狀等は、鑄造の年代に因て異なれり、然れど概ね四十三匁内外にして十兩を一挺とし、海鼠の如き形を爲し、常是の字等の極印あり　起原沿革　其起

り詳かならず、三貨圖彙に、古丁銀の圖を出し、室町時代の頃、既にありたりと爲せど、貨幣史には、天正時代のものとして、之を揭げたり、慶長六年以後鑄造す、今左に種類と鑄造年代とを表示して、沿革を知らしむ、詳しくは各條を見よ(大日本貨幣史)

名稱	年代	名稱	年代
古丁銀	天正時代	四寶丁銀	正德元年
慶長丁銀	慶長六年	享保丁銀	同　四年
元祿丁銀	元祿八年	元文丁銀	元文元年
寶字丁銀	寶永三年	新文字丁銀	文政三年
永字丁銀	同　七年	天保丁銀	天保八年
三寶丁銀	同　年	安政丁銀	安政六年

チヤウキヤウ　長享　名義　後土御門天皇御宇(將軍德川綱吉)の年號、天和四年二月廿一日改元す、四年を經て東山天皇元祿と改む　出典　周易に「永貞吉、王用享二于帝一吉」とあるに據る、菅原豐長勘申す(國朝年號譜)

チヤウキヤウ　貞慶　名義　字は解脫、勅して解脫上人と諡す、　起原沿革　貞憲の子俗姓は藤原氏　事蹟　久壽二年五月生る、十歲にして覺憲僧正に就いて剃髮し、興福寺に在ること二十餘年、宮中の最勝講に赴き、僧侶の浮誇華麗、轉た釋尊の本旨を失するを疾み、憤然として直に去りて山城笠置寺に隱る、承元二年海住山寺に移り、建保元年二月三日寂す、年五十九、僧臘四十九、師同學鈔、尋思鈔等の著により法相宗の中興を以て目せらるゝと雖も、亦頗る戒律を重んじ、誓戒十一條を作り、懺觀鈔といふ(日本佛教史綱、日本佛家人名辭書)

チヤウキヤレキ　貞享曆　曆(コヨミ)を見よ、

チヤウクワン　長寬　名義　二條天皇御宇の年號、應保三年三月二十九日天下疫疾に因て改元す、二年を經て永萬と改む　出典　維城典訓に「長レ之寬レ之、施二其功一博矣」とあるに據る、刑部卿範兼之を勘申す(國朝年號譜)

チヤウクワン　長官(チヤウクワン)を見よ、

チヤウクワン　廳官(チヤウクワン)を見よ、

チヤウグワン　貞觀　名義　清和天皇御宇の年號、天安三年四月十五日、卽位改元、十八年を經て陽成天皇元慶と改元す　出典　易繫辭に「天地之道貞觀者也」とあるに據る(國朝年號譜)

チヤウグワンエイハウ　名義　平安朝時代に行はれたる錢貨の一種、貞觀の年に作れるを以て此名あり　特質　銅にて作る、徑六分强、重七分弱、徑六分强、厘弱、重五分の種類あり、錢文は藤原氏宗之書すと云ふ　起原沿革　清和天皇貞觀十二年正月、鑄造して年に至るまで通用す、ゼニし參看(大日本貨幣史)

チヤウグワンカウタイシキ　貞觀交替式　交替式(カウタイシキ)を見よ、

チヤウグワンジ　貞觀寺　所在　山城國紀伊郡深草村に廢趾あり　起原沿革　文德天皇の仁壽の初め、皇子諒生に方り、藤原夏房僧正眞雅に謀り、嘉祥寺の四に加持祈禱の道場を興し、嘉祥寺西院と稱す、天安三年三月眞雅の奏請により年分度者三人を置く、皇子位に卽き給ふに及び、大に寺基を擴張し給ふ、卽ち清和天皇貞觀七年九月、伊賀國阿拜、山田、伊賀の三郡の田六町九段二百八十八歩を施入し給ひ、皇太后及び大臣等諸堂宇を寄附建立し、霽勝驛迦等の諸像を安置す、十四年七月眞雅の奏請により、始めて貞觀寺と號し、十六年三月諸堂宇落成し、大齋會を行ふ、西堂(金剛界曼荼羅堂)、東堂(胎藏界曼荼羅堂)、大堂、新堂、念誦堂、灌頂堂、五大堂、寶塔、經藏、鐘樓、南大門等ありたり、廢頽の年代未だ詳ならず(三代實錄、元亨釋書、弘法大師弟子譜、山城名勝志)

チヤウグワンデン　貞觀殿　名義　大内裏の一殿、皇后宮の正寢ある所なり、大夫亮並屬等會合して後宮の事を行ふ所なり、又御匣殿とも云ふ、櫛笥を納め置く故に名づくるなり　所在　大内裏の北方に位し、常寧殿の北に在り　規模　廣さ七間四面(廂を合せば九間四面)、四方に廂あり、北廂の中央に高妻戸ありて、壇及び溝を隔て玄輝門に相對す、南廂に簀子あり、中央に渡殿ありて常寧殿の馬道に達し、又南面四第一間の所にも渡廊ありて、常寧殿の西庇の北面に通ず、東廂に又簀子あり、其南端に反橋の渡廊を架して宣耀殿西面の額間に達す、西廂にも簀子あり、南第一間に反橋の渡廊を設け、西登花殿の東廂の額間へ通ず、貞觀殿北方の東四に瓦垣片廂の廊あり、其北面に孰も一小戸あり、寛和二年六月、花山天皇貞觀殿の掖門より花山寺に密幸ぜられしは、此門と爲す(大内裏圖考證、標註職原抄別註、平安通志)

チヤウケイ　杖刑　名義　王朝時代に於ける刑名、杖を以て罪人の臀を打つをいふ　起原沿革　孝徳天皇の大化二年に、東國の朝集使に下せる詔に、官勢に因りて公私の物を取るを禁じ、もし犯せば、主典以下は笞杖に決すべしとあるを初見とす、されど元より一定の法規あるにあらず、大寶律令の發布せ

らるゝに及び、其制始めて定まる、其規定に従へば、杖の数は、六十より百に至るの五等あり、一等毎に十を加ふ、笞、徒、流、死の諸刑と共に、五刑又は五罪と稱す、在京諸司の人、杖罪を犯す時は當司にて決し、衞府罪人を捉へたる時、京に貫屬せる者は京職に送り、京に貫屬せざる者は刑部省に送り市にて決す、諸國にては、郡にて斷定して國に送り、兵士は隊毆之を決し、所在の郡に送る、江戸時代の刑にて之に類するものを擧ぐ、【笞刑と杖刑との區別】孝德紀に、笞をホソキズバエ、杖をフトキズバエと訓ぜり、棒器に大小の別あるを知るべし、而して打笞の數は十より五十に至り、打杖の數は六十より百に至る、されば兩者の異なるは、器の大小と、數の多少によれるものとす（書紀、古事類苑法律部）

チヤウケイテンワウ　長慶天皇　名諱

御名は寛成、讓位後には慶壽院と申す、**系統**後村上天皇の第一皇子、御母は嘉喜門院、第九十八代の天皇

事蹟詳かならず、其即位に就きても古來異論あり、大日本史は花營三代記に、「應安六年八月二日、南方來讓位於舍弟宮、相副三種神器、沒落吉野云々」とあると、實簡集に「太上天皇」と記し給へる、元中二年九月十日の御願文のあるとによりて即位說を唱へ、塙保己一は、新葉集に御製として載せたる歌の一が、新續古今集に後龜山院御製と記せるにより、新葉集が後龜山院の御代に撰ばれしものと爲し、更に同書の序文に「かみ元弘のはじめより、しも弘和のいまに至るまで、世ほみつぎ、年はいそとせの間云々」とある三代は、後醍醐後村上後龜山なるべきを論じて、元中の御願文にある太上天皇は、小一條院と同じく、帝位に登らず、只尊號のみを上れるなるべしと云ひ、併せて花營三代記の記事は誤傳なりと稱したり、爾來即位非即位の兩說學者間に提唱せられしが、互に長短ありて決し難く、宮内省にても暫く御代數より除かれしが、近時耕雲千首の奥書發見せられ、之を宗良親王千首の跋と比較研究することによりて、御即位の事漸く立證せらるゝなるに、同年に記したる宗良親王千首の跋には、「天授二年の末つかた……内裏宮二御かた」とあり、元中六年に記したる耕雲千首の奥書には「天授二暦仙洞幷當今」とあり、天授二年の内、即ち天皇は元中六年には仙洞となり、天授二年の春宮は、元中六年の天皇が後龜山院なること明かなれば、天授二公卿元服以後十五六歳の時、烏帽子を着する場合にこれを着用す、服制（フクセイ）の挿圖を見よ（當代裝束抄、裝束甲冑圖解、貞丈雜記）

チヤウゲン　長元　名義

後一條天皇御宇の年號、萬壽五年七月二十五日、旱疫兵亂に因て改元す、九年を經て後朱雀天皇長曆と改む **出典**六韜に、「天之爲レ天、凡爲二天長一奏」とあるに據る（但六韜に此文なしと云ふ）、文章博士爲政勘申す（國朝年號譜）

チヤウゲン　貞元

圓融天皇御宇の年號、天延四年七月十三日、火災地震に因て改元す、二年を經て天文と改元す、

ヂヤウザ　定者（定座）

僧侶の役名、法會の行道の時、香爐を取て前行する事を掌る

ヂヤウザイ　杖罪

杖刑（ヂヤウケイ）を見よ

チヤウシウセイバツ　長州征伐　地原

德川氏の末年に際し、長藩は尊王攘夷の說を主唱し、遂に朝廷を擁して討幕の擧に出でんとせり、斯くて元治元年に至り、京都の形勢遽かに一變し、所謂甲子の變たる蛤御門の戰に於て、長藩は禁闕を犯して大敗し、全く其勢力を失へり、是より先幕府は長藩の處置に苦心せしが、今や禁闕に向ひて發砲し、朝敵たる直垂をいふ、長絹とは剛く張りたる絹なり **歌俗**殆んど直垂と同じ、唯異れる處は、補括あり、胸の紐、左は長く、右は短し、菊綴は總を附く、但し二つ宛後に三所（背及び兩袖の縫目）前に四所（胸紐の上左右と兩袖の縫ひ目）なり、紐、菊綴共色定まらず、袴も直垂に同じ、長袴なり、袴の菊綴は、左右の合引に二つ宛、又前の縫目、左右（腰より下一尺餘り下げる）二つ宛、合せて四所に付くる也、地はもと長絹にてつくりしも、後世は長絹なきにより、紗、生絹などを用ひ、色は定まらず、多くは白なり **歌俗**

大罪を犯したれば、並に漸く長州征伐の筆を決せり

事蹟幕府即ち尾張大納言を以て總督とし、同年十一月濃野、兩池田、蜂須賀、有馬、黑田、鍋島、細川、島津、立花等三十六諸侯に命じて兵を出さしめ、各々其部署を定む、かくて總督は同月十六日一萬七千の兵を率ゐて、軍艦を安藝廣島に進む、是より先長藩は激派俗黨の二派に別れて紛爭し、俗黨曾々勢力を占めたるを以て、藩主毛利慶親父子は其說に從ひ、山口城を出でゝ寺院に籠居し恭順の意を表し、德田右衞門介、福原越後、國司信濃等の三家老に自殺を命じ、吉川監物志道安房をして、其首を尾張大納言の實檢に供し、以て其罪を謝せり、是に於て總督は、毛利家の悔悟伏罪を見定めたるに滿足し、長藩の處分を後日に讓り、慶應元年正月、軍を收めて京都に歸る、幕府即ち防長の處置を定めんとし、會議の爲に荏苒時日を費せる間に、長州の國内には、高杉晉作等激黨の諸士憤起して、俗黨の行爲を難じ、檄を四方に傳へて幕軍に抗戰すべき勢を呈したれば、國情再び一變し、先きに三家老の首を刎れて幕府に謝罪したる盟は、皆俗黨として却けられ、長藩の政權は、全く所謂正義黨の手に歸し、藩内擧げて戰備を整ふるに至れり、幕府は此形勢を見て大に驚き、三月上旬、大目付塚原但馬守に命じ、長州に赴き、慶親父子を江戸に召喚せしむ、休戰を容れ幕府は、直に班軍の命を下す、三年に及べる防長追討の軍は、並に一段落を告げたり、此戰に於て幕府の實力の恐るべきに足らざるを天下に表白したるのみならず、財政愈々窮迫して、遂に其廢亡を促がすに至れり、家茂の薨するや、一橋慶喜入りて宗家を繼ぐ、同年十二月孝明天皇崩御、明治天皇登極し給ふに及び、大勢亦た一變し、慶喜は未だ長州處分始末を終へざる以前、即ち慶應三年十月を以て、大政を奉還し、德川幕府終に亡ぶ（幕府衰亡論、幕末小史、德川太平記）

チヤウジヂメ　丁子染　香染（カウゾメ）を見よ、

チヤウジヤ　長者　職掌

東寺の上首を云ふ、二三四の長者ありて勅任なり、一長者は寺務法務を統め、是を正法務とし、二三四長者を權法務とす、又一長者を一阿闍梨とも稱す、長者とは法華文句の一姓貴、二位高、三大宮、四威猛、五智、六年耆、七行淨、八禮備、九上欵、十下﨟を長者と云ふとあるに出づ **起原**帝王編年記に「弘仁十四年正月僧都空海補二東寺長者一、依二勅宣一、永預二給此寺一」と云ひ、長者補任天長元年空海を始めとせしも追記にて、仁明天皇承和三年空海の第子實惠を以て長者とせしを始めとす、八年權律師眞濟を長者に補せしより、現任長者二人となる、依て眞濟を二長者と云ふ、第二位の長者の義なり、昌泰元年權律師峰敎を長者に補するに及びて、現任三人となり、安和二年權少僧都寬空を四長者に補するに及び、現任四人となる、是より以來東寺には四長者ありて寺務を執る、後世仁和寺大覺寺三寶院勸修寺等の諸門跡より、戒臈高き者を撰拔して、長者に補する例となれり、又長者擇任法は委しく東寶記に見えたり（初例抄、釋家官班記、松本博士、僧の官位」、東寶記）

チヤウジヤウ　長上

王朝時代、每日奉職して官衙に務むるを云ふ、内外諸官主典以上、及び被官の侍從、侍醫、諸博士、助敎、諸師等の總て官位相當あるものは、每日登衙して勤仕するなり、其諸官を長上官と云ふ、また雜任にても卜部、畫師、百濟手部の類は、才伎を以て長上するものあり、又雜色中にも長上のものあり、上日（ツヤウジツ）參看（令義解延喜式、

官職沿革攅史）

チヤウジヤセン　長者宣　攝政關白が氏の長者として下す御教書を云ふ、多くは氏社の春日社、氏寺の興福寺に宛たるものなり、長者の別當奉りて出だす、綸旨院宣を氏の寺社に下さるゝ時は、直接に社寺に下さずして、先づ氏長者に下し、長者より長者宣を添へて遣る、終に依て長者宣、執啓如レ件又は、長者宣所レ候處也、仍執達如レ件、と書し宛名あり長上なれば謹上の字を添ふ、左に文例を示す、

異國御祈事　院宣如レ此總可レ令二下知一給上之由、長者宣所レ候處也、仍執啓如レ件、

（正應三年）五月十七日　左中辨兼仲

謹上　別當僧正御房　（春日社所藏）

チヤウジユ　聽衆　僧侶の役名、法會の時講師の講說を聽聞して、經文の義を論義するものを云ふ（官職要解）

チヤウジユ井ンノニフダウ　長壽院入道　勤修寺尹豐（クワンシウジタダトヨ）を見よ、

チヤウシヨウ　長承　名義　崇德天皇御宇の年號、天承二年八月十一日改元、三年を經て保延と改む　出典　史記に「長承二聖治、群臣嘉レ德」、とあるに據る（國朝年號譜）

チヤウセン　廳宣　檢非違使廳の別當宣を云ふ（「ベツタウセン」を見よ、

チヤウソリカベモトチカ　長曾我部元親　名義　幼字彌三郎、宮內少輔と稱す、法名雪蹊恕三　系統　國親の子　事績　世々土佐國長岡郡岡豐の城主たり、永祿三年家を襲ぎ、夙で國內の豪族たる本山、吉眞、中山、安藝の諸氏と戰ひて、或は之を降し、或は之を滅ぼし、元龜元年土佐の六郡を領す、時に土佐國司家たる一條兼定、幡を郡を領し、津野、大平、佐竹等の諸豪族之を奉じて、土佐の西半に雄視せり、元親は事に托して兼定を逐ひ、甚だ內政を擁立し、配するに女を以てし、全く實權を奪ふ、是に於て土佐全國は事實上元親の手中に歸したり、天正二年八月はじめて兵を阿波に出して海部を侵し、四年三好氏の內亂に乘じて、更に南二郡を略し、六年また勝瑞城に十河存保を攻めて之を降す、此夏讃岐を掠略して、兵威大に振ふ、會々讃岐六郡の領主香川信景款を元親に通じて、元親の二男親和を養うて子とせるを以て、西讃岐の地悉く元親に屬す、七年伊豫に兵を出して諸郡を侵略す、八年一條內政を伊豫に放つ、一條氏竝に亡ぶ、六月使を京都に遣り、方物を織田信長に獻ず、信長大に喜ぶ、十年春信長三好笑巖に命じて阿波を徇へしめしが、六月本能寺の變に會し、笑巖兵を收めて歸る、元親卽ち大兵を擁して阿波に入り、十河存保を擊つて之を破り、一宮成助等を殺すに及び阿波悉く平ぐ、十一年更に東讃岐を徇へて十河城を隔れ、十二年久武親直をして伊豫を略せしむ、西園寺、宇津宮、白木、板島等の諸豪族風を望みて降り、伊豫また平定し、悉く四國を併す、時に十三年の春なりき、此時に際し、豐臣秀吉根來を伐つて紀伊を平げたる餘勢に乘じ、四月弟秀長に兵を授けて元親を討たしむ、元親防戰して利あらず、遂に降を請ふ、秀吉卽ち阿讃豫の三州を割りて、更に土佐に封ず、十四年秀吉、元親の子信親及び仙石秀久に命じ、九州に赴きて大友宗麟を救援せしむるや、元親また監軍として之に赴きしが、戰利なくして信親戰死せるを以て兵を收めしが、十五年秀吉親征のことあるに及び之に從へり、尋で秀吉の執奏により侍從に任じ土佐守に拜し、姓羽柴を賜ふ、既にして文祿元年征韓の役起るや、元親亦海に航し、轉戰頗る功あり、幾もなくして從四位下少將に叙住す、慶長二年再征の擧あるに及び、また軍に從ふ、四年五月伏見に卒す、歲六十二、京都天龍寺に葬る（野史、長曾我部元親）

チヤウダイ　帳臺　帳を張りたる臺をいふ、寢殿の內、一區劃を爲すが爲なり、主人の常住する所、又寢所にも用ふ、御帳臺とも御帳とも云ふ、後世武家にて書院造の上段の間を帳臺と云ふ、もとは帳內なるが轉じたるなりと云ふ、入口に帳を垂れ置きしより名づけしなり、初めは高貴の家に限りしが、後には地下の家にも必ず之を設けたり、禁中にては皇后の居住所常寧殿の內に在り、江次第に「常寧殿四塗荷帳臺上敷長筵云々」と見えたり、五節帳臺の式は此所にて行ふなり、帳臺の模樣は、皇后は濱床（ユカ）として高さ二尺許九尺四方の臺あり（皇后の外は濱床なし）黑塗の金物あり、其上に繧繝の疊二帖を南北に敷き、南を枕とす、此疊を上敷と云ふ、臺の四隅に柱を立て、鴨居を置きて後、塗骨の明障子を間每に覆ひ、四幅又は五幅の帳を四方の入口に掛く、次に帲額を引き廻す、帳の內には几帳三本を南東西の口、濱床の上に立て、其几帳の高さに帳を上げ置き、四隅の帳及び北の入口の帳は垂れ置くなり、猶鏡の掛樣、厨子の置き樣、悉く雅亮裝束抄に見えたれども畧す（家屋雜考、雅亮裝束抄、建武年中行事詳解）

チヤウヂ　長治　名義　堀河天皇御宇の年號、康和六年二月十日、天變に因て改元す、二年を經て嘉承と改む　出典　漢書に「建ル久安一元、勢成二長治之業一」とあるに據る、文章博士在良勘申す（國朝年號譜）

チヤウヂ　貞治　名義　北朝後光嚴天皇御宇（將軍足利義詮）の年號、康安二年（南朝の正平十七年）九月二十三日改元、六年を經て應安と改む　出典　周易に「利二武人之貞一志治也」とあるに據る、參議左大辨藤原忠光勘申す（國朝年號譜）

チヤウチン　挑燈（提燈）　古く挑燈といへるは燈爐の事なり、朝野群載、應德二年十月卅日法定院佛聖供灯油料狀に、「安二置佛像一之前、無二挑灯柱一」とあるを初見とす、また唐話纂要にも「挑燈（ツリドウロ）」とも見えたり、なほ秋夜長物語にも「さよなうのちやうちんに蠟を入れてともしたり」とあれど、古印本には魚腦の燈爐と記したれば、果して今の所謂挑燈なりしや否や詳かならず、また庭訓往來、七十二番歌合、尺素往來等にも此事記載なければ、當時行はれざりしを知るべし、尋で文龜年間の著なる饅頭屋節用に、挑燈の名目見え、大永中の記錄に、門にちやうちん二つ懸くるとあり、宍太記にも「中間に挑燈ともさせ云々」とあり、なほ北條五代記にも、挑灯の指物を用ひたること見えたるは、みな今日の挑燈なり、甲陽軍鑑を按ずるに、永祿元年の令に不斷不レ可レ照二挑燈一と見え、また六年の條軍用の事をいへる處に「小荷駄馬一疋に挑燈二つばかりづゝ結付、馬貢にも、一人に一つゝ續松もたせ云々」と見えたるにて、其用漸く廣くなりたることを知るべきなり、而して此時の製は籠挑燈なりしが、曉むべく製したるは、天正以後の事に係る、これより箱挑燈、弓張挑燈、手挑燈、高張挑燈、提燈、小田原挑燈等、各種の挑燈製造せらるゝに至れり、（四季草、貞丈雜記、骨董集）○明治の初年都下騷然として、人心其堵に安せざるを以て、二年十一月令して無提燈の往來を禁じたりしが、五年五月に至り、之を解きたり、

チヤウヅカケ　頂頭掛　烏帽子掛（エボシカケ）を見よ、

チヤウテウ　定朝　佛工なり、京都七條の人、父を康尙と云ふ、七條佛師の元祖なり、藤原道長の法成寺を建つるや、定朝命を受けて佛像を造る、製作極めて優秀なり、治安三年後一條天皇之に幸するに及び、大に其技を賞し法橋位を授く、佛工に僧位を授くること玆に始まる、永承三年三月法眼に轉ず、山階寺造佛の賞となす、天喜五年八月一日死す、按ずるに、定朝造る處其形式を唐宋に採り、技の巧みなること一世に冠絕す、子孫また佛工を以て名あり（工藝志料、大佛師譜）

チヤウトウ　廳頭　近衞府（コノエフ）の職員を見よ、

チヤウトク　長德　一條天皇御宇の年號、正曆六年二月二十二日、疫疾天變に因て改元す、四年を經て長保と改む、

チヤウトク井ン　長得院　足利義量（アシカガヨシカズ）を見よ、

チヤウナイ　帳內　舍人（トネリ）を見よ、

チヤウネンタイハウ　長年太寶　名義　銅にて作る、徑六分五厘弱、重四分の二種あり、尙ほ徑七分、重八分の大なるものあり、而して此時の製は籠造りしが、曉むべく製したるは、天正以後の事に係る、これより箱挑燈、弓張挑燈、手挑燈、高張挑燈、提燈、小田原挑燈等、各種の挑燈製造せらるゝに至れり、（四季草、貞丈雜記、骨董集）○明治の初年都下騷然として、人心其堵に安せざるを以て、二年十一月令して無提燈の往來を禁じたりしが、五年五月に至り、之を解きたり、

チヤウネンタイハウ　平安朝　時代に行はれたる錢貨の一種　錢貨　銅にて作る、徑六分強、重五分強、徑六分五厘弱、重四分の二種あり、尙ほ徑七分、重八分の大なるものあり　起源沿革　嵯峨天皇嘉祥元年十月鑄造して之を行はしめ、一を以て舊錢十に當てしも、天安二年に至るまで通用す（大日本貨幣史）

チヤウハンチヤウバン　丁半博奕（バクチ）　江戶時代の賤名、大阪及び駿府に在番して警備の任に當れるものをいふ、詳しくは、「オホサカヂヤウバン」「スンプヂヤウバン」を見よ、

チヤウビキヤク　定飛脚　「ヒキヤク」を見よ、

チヤウビケシ　定火消　職掌　江戶幕府の職名、江戶市內の防火の事を掌る、若年寄の支配にして布衣衆之間詰なり、役料三百人扶持、與力六騎、同心三十人づゝ之に屬す、慶應三年役扶持を廢して更に役金二千兩づゝを給せらる（組の事は沿革の條に合叙す）　參考圖繪　出火の際、定火消の繩出すべき出場の制限は、札之辻松平肥後守松平政千代屋敷限、麻布櫻田町阿部攝磨守下屋敷限、青山松平左京大夫屋敷限、櫻田原紀州屋敷裏限、四谷裏大番町大木戶限、大久保安藤織部屋敷限、牛込榎町早稻田限、市ヶ谷尾州家上邸、元松平出雲守屋敷限、小日向下新町目白不動、音羽町護國寺限、小石川御殿後通り限、巢鴨大原町限、木郷駒込追分、田沼主計頭下邸限、谷中三崎限、下谷金杉限、淺草觀音堂又は今戶限、八丁堀靈岸寺、木挽町尾州家藏屋敷限、深川八幡社限、本所龜戶天神橋限、北本所水戶家藏屋敷脇源兵衞堀限となす、而して以上を出場內と唱へ、以外を出場外と唱へたり、　起源沿革　萬治元年始めて四組を置く（泰平年表には慶安三年六月始めて二人を置くとあれど、詳かならず）其後漸く增して、元祿八年には十五組となりしが、寶永元年五組を減じて十組（弓三組、砲七組）となし、安政六年また二組を減じ、慶應二年更に四組を減じ、僅に四組となれり、蓋し是より先定火消は、大名火消、町火消等と、火事場に於て消し口を爭ふの弊ありしかば、屢々令して之を禁ぜし事あり、且つ、明和の頃は、消防に際して一定の人數を出さず、これが指揮をも忘りて、風紀大に紊れしが故に、寬政四年以後は、町方名主等の情願によりて、自今町方の火消に

は、烈風大火の時にあらざれば、定火消を出場せしめざる事とし、文政二年以後は、定火消の消防は、郭内の出火に限り、郭外町方の出火には一切干與せしめざる事とし、文久二年以後は、淺草本所の倉庫、猿江材木藏の消防も、町火消の手に委ぬる事となり、消防の區域漸く狹少となれるを以て、其組數も自ら減少するに至りしものならん○火消役は皆役宅を賜ひ、邸の玄關正面へ纏を立て置く、纏には馬簾なくして、錫箔地へ家々の定紋を漆にて畫きたり、而して其役宅を俗に火消屋敷と稱し、出火の際は太鼓を擊ちて四方に報ず、なほ同處にて太鼓を打つを禁ぜられたれば、火消屋敷にては、尤も其責任を重んじ、用意周到を怠ることなかりしといへり、また此役は初心の人が隊卒を指揮するの初階たりしを以て、若年にて家督を相續せる人、多くこれに任じたりき（武鑑、古事類苑官位部、江戸の花）

チヤウフ　定府　江戸時代、大名もしくは大名の臣下の、常に江戸に在府せる者をいふ、大名は水戸家の如きこれにて、參覲交替の事なく、特に賜暇ありし外は、常に江戸に滯在するの義務を有したり、世俗に水戸を副將軍と稱するは此等よりいでたるものなるべし、また諸藩士には江戸詰と國詰とありて、江戸詰は代々江戸に住して藩邸内に常住せるものにして、之を定府と稱したり、

チヤウフクジ　長福寺　所在 山城國葛野郡東梅津村字中村○山號、大梅山 宗旨 臨濟宗南禪寺末○本尊釋迦如來 起原沿革 天安四年眞理尼の開基、初め天台宗なりしが、豐前左衞門清景と云ふ者、深く僧月林に歸依し、更に堂宇を增し田園を附し竟に禪刹に改む、花園法皇月林に歸依し、時に臨幸して法要を問ひ、且つ勅願寺たるべき綸旨を賜ふ、織田豐臣德川の三氏、共に寺祿三百五十石を付す、塔頭別傳院に花園天皇御塔所あり、大寶輪と云へり、什寶に花園天皇御竹像御宸翰及び古文書等あり（山城名勝志、平安通志、京華要誌）

チヤウホウ　長保　一條天皇御宇の年號、長德五年正月十三日、水旱災異に因て改元す、五年を經て寬弘と改む、

チヤウホフジ　頂法寺　所在 山城國下京區堂ノ前町○佛堂の構造六穗角なるに因り、世に六角堂といふ 宗旨 天台宗延曆寺に屬す○本尊一寸八分の金銅如意觀音 起原沿革 寺傳に云ふ、聖德太子の開基、舊名雲林寺、愛宕郡土車里に在りと、延曆遷都以前よりある所にして、舊來一町四方東洞院烏丸六角三條の間に在り、今地域縮少すれども、其佛堂の位置を變ぜず、弘仁十三年嵯峨天皇の勅願寺となり、長德二年花山上皇行幸し給ふ、是れ四國巡禮の權輿なりとぞ、建久四年燒亡、同五年再建し、應仁以來屢々回祿に罹れり、寬永十八年内裏造營の時、徐材を賜ひ、本堂四脚門等悉く再建し、其後寶永天明に再度燒亡し、寬政十年に至て再建せり、現今ある所是なり○池の坊本堂の後背に在り、永祿年中、此坊の僧專慶、始めて本尊に供する花卉を瓶に挿きむに姿勢等を考へ、後ち專順專鎭其技を傳へ、專鎭は足利義政より花道家元の號を與へられ、以後專鎭を以て挿花の一流の號となせり、「イケノメウ」參看（山城名勝志、京華要誌）

チヤウミトリ　定見取　江戸時代、山野の開墾或は埋立等にて、巨多の費用を要せし畑に對し、年々の豐歉に拘らず、一定の輕き年貢を賦課するを云ふ、即ち初為定め置きたる年貢により、永久に納め、年の豐歉内作によりて增減せざるなり（地方凡例錄、大日本租稅志）

チヤウム　廳務　坊官（バウクワン）を見よ、

チヤウメン　定免　名義 江戸時代、百姓の作り高を盛り、或る年限を定めて租の幾分を免じて取ることをいふ、地方凡例錄に「石盛の當より幾分を免して取るの義にて、乃ち七斗五升取るべきは、其弐斗を免じ、五斗五升を取るの類なり」といへり、之を要するに、田地收獲の内に於て、其幾分を減免し、貢租を定めて之を徵するの義に起り、遂に田租率の通稱となれるなり、而して之を稱するに、免幾個といふ、定免取とは、五年若くは十年の租額を平均して之が率を定め、年限を期し、年期中は年の豐歉に拘らず、定免の租を徵收する也、若し風水旱等の大損あれば、檢見の上其幾分を減除す、之を破免といふ（亀徴）起原沿革 定免に類したる法、古よりあり、王朝時代、田一段の租稻二束五把、或は二束二把の法あり、鎌倉幕府の時、丹波國大山莊の年貢請文に、風水旱損に由らず、上中下田の斗代上納の事見え、室町幕府の時、播磨國矢野莊代官職請文に、水旱風虫の損害に拘らず、毎年年貢運上のこと見え、文祿二年豐臣秀吉、宮部善祥房をして豐後の地を檢し、貢租定納の法を立てしむ、蓋し是等は皆定納の法にして即ち定免なりき、江戸幕府に至り、將軍吉宗、享保六年、田租見取法の煩はしきを避けんが爲め、定免の法を遍く施行せり（大日本租稅志）

チヤウラウ　長老　高僧を云ふ、年高く臘長じて貴むべき義、禪宗にては、嵩德並に高き僧、又は住持の者を稱す、釋氏要覽に「長阿含經云、有三長老一謂二耆年長老（年臘多者）法長臘（了達法性内有二智

德者）作長老（假號之者）譬喩經偈云、所謂長老者、未必剃二鬚髮一雖レ復年齒長不レ免二於惡行一、若有二見諦法一、无レ害二於群明一、捨二諸穢惡行一、此名爲二長老一、今謂二長老一、未必出家修二其善本業一、分二別正行一、設有二年齒幼諸根元一滿缺一、此謂名二長老一、肇法師云、内有レ智得レ可レ貴、故名二長老一、恩師云有二長者老年德一名二長老一」勅修清規に「始奉二其師一爲二住持一而又尊之曰二長老一」祖庭事苑に「今禪宗住持者、必呼爲二長老一、取二長阿含經三長老中所レ謂了達法性内有二智德一人一、以訓二領學者一」など見えたり、

チヤウラクジ　長樂寺　所在 山城國京都下京區圓山公園 宗旨 時宗○本尊十一面觀世音 起原沿革 延曆中僧最澄の草創にして、天台宗延曆寺の別院たり、其地の風致唐の長樂寺に似たるを以て其名を取れりといふ、昌泰中宇多法皇精修の所、文治元年住僧印誓は建暦門院の戒師たり、門院安德天皇の冥福を修めんが爲め、帝の御衣を印誓に施賜す、印誓之を戴し佛牀を作り、常行堂に掛くと云ふ、是より先延曆寺の僧慈圓の弟子隆寬爰に住し、源空の宗義を慕ひ、淨土宗となし之を中興す、其流を多念義派或は小坂義派と稱す、嘉祿年中延曆寺の訴に依り、隆寬配流せらる、其後國阿入りて念佛を修行し時宗となる、正保中本堂を再建す、後水尾法皇勅額を賜ふ、延享中南域を割き、眞宗大谷派に附す、文化中歲計立たず、寺院を擧げて淨土宗養福寺に授け、其後又數々變轉し、明治三年に至り、再び時宗に復し、正法寺に屬す、十八年に至り堂宇頽廢し、佛像を假堂に安置せしが、二十六年西賀茂正傳寺の法堂を移して本堂となし、今僅に存するのみ（山城名勝志、平安通志）

チヤウラクジ　長樂寺　所在 山城國京都下京區圓山公園 宗旨 時宗○本尊十一面觀世音 起原沿革 延曆中僧最澄の草創にして、天台宗延曆寺の別院たり、其地の風致唐の長樂寺に似たるを以て其名を取れりといふ、昌泰中宇多法皇精修の所、文治元年住僧印誓は建暦門院の戒師たり、門院安德天皇の冥福を修めんが爲め、帝の御衣を印誓に施賜す、印誓之を戴し佛牀を作り、常行堂に掛くと云ふ、是より先延曆寺の僧慈圓の弟子隆寬爰に住し、源空の宗義を慕ひ、淨土宗となし之を中興す、其流を多念義派或は小坂義派と稱す、嘉祿年中延曆寺の訴に依り、隆寬配流せらる、其後國阿入りて念佛を修行し時宗となる、正保中本堂を再建す、後水尾法皇勅額を賜ふ、延享中南域を割き、眞宗大谷派に附す、文化中歲計立たず、寺院を擧げて淨土宗養福寺に授け、其後又數々變轉し、明治三年に至り、再び時宗に復し、正法寺に屬す、十八年に至り堂宇頽廢し、佛像を假堂に安置せしが、二十六年西賀茂正傳寺の法堂を移して本堂となし、今僅に存するのみ（山城名勝志、平安通志）

チヤウラクジリウ　長樂寺流　淨土宗の一派、隆寬長樂寺に居る、世に長樂寺の律師と稱す、其門に敬日、智慶あり、敬日の所立、其師に同じからず、智慶東國に在り、その教を弘む、弟子隆慶之を繼ぎしが、數代ならずして、其流殆んど滅す、「ツヤウドシュウ」參看（淨土總系譜、日本佛教史綱）

チヤウラクモン　長樂門　大内裏八省院二十五門の一、拾芥抄左廂門に、延喜式腋門に、北山抄應天門東腋門に作る、南面の門にて、朝集堂の南に在り、應天門の東十五間を隔てゝ位し、廊道を以て之に接す、東西の廊十一間、（屋背を以て數ふれば十二間、東五間、西六間、門戸一間）なり、敍行中將の筆額を掲ぐ（大内裏圖考證）

チヤウラクモンイン　長樂門院　參考 藤原忻子、法名眞實覺 宗派 大相國藤原公孝の女、母は内大臣公親の女喜子 事蹟 後二條天皇の中宮、正安四年二月從三位に叙せられ、八月入内、翌年女御と爲り、嘉元元年九月中宮と爲る、德治三年閏八月尼と爲り、延慶三年十二月院號、觀應三年二月一日薨ず、年七十（女院小傳）

チヤウリ　長吏　一寺の主長たるものを云ふ、又座主、檢校、別當の總稱にも用ふ、園城寺勸修寺及び延曆寺の楞嚴院檢校（横川）等は共に長吏と云ふ、園城寺は眞覺元年智證（圓珍）勅を得て園城寺の主盟となる、世に長吏と稱す、相次で惟首、猷憲、康濟等長吏となりしも、勅任にあらず、後世聖護院實相院圓滿院の三門跡交々長吏に補す、勅修寺は大僧都濟高延喜十八年八月長吏職に任ぜしを始めとす、楞嚴院は安惠檢校となりしを始めとす（園城寺長吏次第、法中補任、諸宗義範）

チヤウリヤク　長曆　考 後朱雀天皇御宇の年號、長元十年四月二十一日卽位改元す、三年を經て長久と改む 出典 春秋に、長曆とあるに據る、大學頭義忠勘申す（國朝年號譜）

チヤウロク　長祿　考 後花園天皇御宇

（將軍足利義政）の年號、康正三年九月二十八日改元す、三年を經て寛正と改む 出典 綱要 非子に「其建立也長、持二祿也長一」とあるに據る、文章博士菅原繼長勘申す（國朝年號譜）

チヤウワ　長和　三條天皇御宇の年號、寛弘九年十二月二十五日卽位改元、五年を經て後一條天皇寛仁と改む、

チヤウワ　貞和　名義 北朝 光明天皇御宇の年號（將軍足利尊氏）の年號、末二年は崇光天皇御宇の年號、康永四年（南朝の興國六年）十月二十二日改元す、五年を經て觀應と改む 出典 續文類聚に「應二乾鑒之休德一、貞和之純精一」とあるに據る、從三位菅原在成勘申す（國朝年號譜）

チヤクエハジメ　著衣始　小兒生れて、始めて衣を著るをいふ、誕生（タンジヤウ）の條を見よ、

チヤクタイ　著帶　姙娠五箇月（或は七箇月）岩田帶を締むるをいふ、誕生（タンジヤウ）參看、

チヤクタウ　著到　出陣以前に、諸方より集まりたる軍勢の名を幔面に書き留むるを云ふ、軍勢の到著したる人名を書く故に名つく、又到著せし人より軍勢を率ゐて馳せ參ぜし事を、其將に上る狀を「著到狀」と云ふ、奥に奉行見了、或は承了と署す、故に又一見狀とも云ふ、「イツケンジヤウ」參看、猶ほ著到は軍に限らず、諸番上の人名を書くにも云ふ（貞丈雜記、古文書類纂）今左に文例を示す、

（紙折）

著到

豐後國御家人野上次郎三郎廣資、就二于御敎書一、最前馳參候訖、以二此旨一可レ有二御披露一候恐惶謹言、

貞和六年十月　日

進上　御奉行所

承了（花押）

チヤクダノマツリゴト　著駄政　王朝時代に、盜犯及び私鑄錢の徒を著駄して驅役せしむる政をいふ、駄は類聚名義抄に「クビカシ」と訓ぜり、盖し頸に著けしものなるべし、五月、十二月に日を擇びて行ふ、村上天皇の天曆の比は、市司の樓下に就きて、上の十五日は東市、下の十五日は西市にて行ひしが、後に樓觀りて再建なかりしを以て、東市の樓の遺址に幄を立てゝ行へり、當日は衞門佐以下帷幄の下に就き、看督長、左右獄の囚人の過狀を衞門佐に呈して後、囚人を將て至る、囚には人別に防援あり、既にして衞門佐、看督長に命じて駄を加へて獄に送らしむ、其日罪によりて決杖して原免することも、服罪せざる者を拷問せんとすることもあり、是より先に衞門府より著駄すべき獄囚を檢して勘文を上る、其勘文には、一條天皇の長德元年前は、唯服罪の狀と贓數とを載せて、役期を載せたり、後に世政權武門に移りてよりは、著駄政も從つて行はれず、只年中行事中の一儀式となり、定まりて發馬より來り、自布を綰ねて彼の者の首におき、楮をもて打つまねするのみとなれり（公事根源、儀訓栞、古事類苑法律部）

チヤクニン　地役人　郡代（グンダイ）の條を見よ、

チヤダウ　茶道　茶湯（チヤノユ）を見よ、

チヤヂウ　茶頭　禪宗にて後堂の役名、大衆の茶事を掌る、首座寮の茶頭、維那寮の茶頭、知客寮の茶頭、侍者寮の茶頭あり、以上を四寮の茶頭と云ふ、又庫司の茶頭あり（敷修清規）

チヤノユ　茶湯　起原詳かならず、弘仁六年四月、嵯峨天皇近江國韓崎に行幸し給ひし時、梵釋寺の僧永忠、手づから茶を煎じて奉りし事、類聚國史に見えたり、これ煎茶の史に見えたる始めなるべし、然れど抹茶を用ひしは、建久二年僧榮西、宋より持ち來りし茶子の繁殖後に在り、卽ち鎌倉時代の中世頃盛ぜるなるべし、文永四年僧紹明（大應國師）宋より歸朝の時、筌子一具を齎來せしを後に大德寺に傳へたりと云ふ、因て抹茶は禪僧等が用ひ始めし事明なり、南北朝時代闕東武士等抹茶を玩びて茶會の催しあり、茶禮と云ふ事もこの頃より聞えたり、天龍寺の夢窓、茶湯の式を定めたりといへば、此頃より茶の法式始まりしなり、此時代の茶會は盛大なるものにて、喫茶の享を設け、室内の裝飾を華麗にし、賓客を請じて茶を進めたり、又四種十服茶とて茶を品評し、賭物をなして勝負を決せり、七十服茶、百服茶などありき、されば足利尊氏其部下の茶寄合を創出したれども、盆盛に行はるゝに至れり、足利義政に至り、茶を好み、南都の人村田珠光を聘して茶の法式を學び、東山に茶室東求堂を造り、日夜茶事に戰る、東求堂は維摩詰が方丈に倣ひて造れるものにて、四疊半茶室の濫觴なりと云ふ、而して珠光は、眞、行、草子の法、茶室の構造、茶器の種類等を擇定し、始めて一の法式を制定せり、因て茶道傳統の元祖と稱せらる、是より茶湯は益隆盛に赴き、天正年間に至るまで百餘年間、珍器佳什の世に出でたるもの最多し、珠光より茶道の傳統始まり、志野道耳、松本宗悟を歷て武野紹鷗に傳へ、紹鷗は千利休に傳ふ、利休、

豐臣秀吉に仕へ、命を奉じて古法を改良し茶式を大成せしかば、茶道の大本こゝに定まる、これより茶事の流行海内に普し、利休の孫宗旦、質素を主としわび」といふ事を始めて、茶事はすべて清寂を喜ぶ風となりしかば、貴賤上下の別なく是を賞玩するやうになりて、途に今日に至りぬ 千家流、利休の創めたるもの、其孫宗旦の子三家に別れ、一は江岑宗佐にて宗旦の後を承け、俗に表流と稱す、二を俗に裏流と稱す、專ら質素を主とせり、三を俗に武者小路流と稱す、織部流、古田織部の創めたるもの、藪內流、藪內紹智之を創む、遠州流、古田織部の門人小堀遠州之を創む、石州流、片桐貞昌之を創む、宗偏流、山田宗偏之を創む、有樂流、織田有樂齋之を創む 出典 茶湯に用ふる道具に、爐（夏向は風爐）釜、香合、茶入（袋とも云ふ）茶入袋、茶碗、茶筅、茶杓、柄杓、水壺、建水（ミツコボシ・カマンキ・スイリ）、釜居、羽箒、炭斗、火箸、灰土鍋、灰均子、鐶、前土器、紙紗、茶巾、蓋置、花入等あり、此外、手燭、燈臺、十能、自在かぎ等も隨時に用ふ（喫茶往來、夏山雜談、茶聽聞話、舊儀裝束十六式圖譜解說、嬉遊笑覽）

チヤバウズ　茶坊主　武家の職名、茶道の事を司る、剃髮なるが故に名づく、「バウズ」の條を見よ、

チヤンバン　占城　所在 北は安南に接し、南は東埔寨に壤す、古の林邑の地、今の安南の南方 交通 文祿元年豐臣秀吉、南海渡航の諸船に朱印を賜ふや、其船また占城の地に赴き、貿易を營むものあり、蓋し之れ以前、邦人の其地に到れる者あればならん、尋で江戶時代に及び、德川家康占城國渡海の朱印を、慶長九年四月、西野與三に、十年八月有馬晴信に、十一年八月林三官に授く、而して此時また林三官に命じて、書を占城國王に贈り、奇楠香を需めしかば、十二年十月秀忠僧承兌に命じて、書を同國の執事に致し、兼ねて其國商船の渡來を望む、是より使人を以て奇楠香百斤を贈り來りしも（時日詳かならず）其數、銀量に滿たざりしを以て、家康は十六年十月、長崎奉行長谷川藤廣をして國王に報書し、且歸使に附して太刀一振、並に其妃及び姊妹に各被衣二領を贈る、而して藤廣もまた私に太刀一振を贈れり、これより後ち交通の事また史籍に載する所なし（異國日記、德川實紀、外交志稿、古事類苑外交部）

チユウアイテンワウ　仲哀天皇　陵墓 日本武尊の第二子、母は垂道入姫命、第十四代の天皇 御系 成務天皇の四十八年皇太子となり、崩後位に卽く、二年正月熊長足姫尊を立てゝ皇后となす、卽ち神功皇后なり、二月越前角鹿（今の敦賀）に幸し、筍飯宮を造りて行宮となし給ふ、三月皇后を角鹿に留めて、南國を巡狩し、紀伊に赴いて德勒津宮に駐り給ふ、時に會々熊襲反したるを以て、卽ち舟師を率ゐて親征の途に上り、更に使を角鹿に遣はし、皇后をして穴門（今の長門）に會せしめ、同年正月筑紫に幸し、翌年を駐め給ふ、時に皇后は、熊襲の屢々反するを以て、新羅の後援あるを以てなれば、まづ新羅を征せんことを諮ひたれども、天皇之を用ひ給はず、進んで熊襲を討ち給ひしが、軍利なくして宮に歸り給ふ、越えて九年二月五日行宮に崩す、壽五十二、書紀の註に「一云、天皇親伐熊襲、中賊矢、崩也」と見え、先賢多く此說に從へり、皇后武內宿禰と議し、祕して喪を發せず、密に武內に命じ、梓宮を奉じて、海路より穴門に至り、豐浦宮に殯せしむ、既にして皇后新羅を討ちて之を降し、十二月凱旋するや、改めて天皇を河內國南河內郡藤井寺村大字岡なる惠我長野西陵に葬る（大日本史、陵墓一覽）

チユウイウキ　中右記　分類 歷史 無卷數、史料 編纂掛に藏するものは寫本百九冊なり 分類 歷史 考證 中御門右大臣藤原宗忠の日記なり、一に宗忠公記、又中右抄とも云ふ、中右は中御門の中、右大臣の右を取りて名づけたるものにて、正しくはチユウウキと訓すべきなり、寬治元年より保延四年に至る日記にして、其間康和元年より三年、天永元年、永久元、二、三、四、五年、保安二、三、四年、天治元、二年、大治元、三年、天承元年の十六年を缺く、末に佛事部類、郁芳門院內事記あり、祕閣に舊藏本（二十九冊）久松家藏本（八十冊）あり、本書に比すれば缺多きも、永久元年永治元年多し、進獻記錄抄纂に收むる所の中右記は、前本以後永久元、三、四、五年、保安二、三、四年、天治二、大治二年の九ヶ年多し、宗忠尤も朝廷の典故に通じ、父祖に踰えて顯達したるを以て、其記する所、儀式は後世の範となるもの多く、又時事を觀察し、評論せしものあるを以て史學に裨益する處多し、藤原時代の研究者には缺くべからざる良書なり（中右記、群書一覽、歷世記錄考）

チユウイン　中陰　葬式（サウシキ）を見よ、

チユウフ　中衞府　分類 官職 令外官 分類 官職 大將一人從四位上、少將一人正五位上、將監四人從六位上、將曹四人從七位上、府生六人、番長六人、中衞（東舍人とも云ふ）三百人、使部二十人 出典 日本紀略 神龜五年七月始めて置く、天平寶字二年八月錄國衞と改め、大將を正三位、少將を從四位上、騎將將軍とし、員外少將を正五位下、官は次將とす、

八年九月舊名に復す、天平勝寶八年中衞府に勅して授刀舍人の考選、賜祿名籍を掌らしむ、次で中衞の大將を正三位となし、近衞と相對せしむ、天平神護元年大將を正三位となし、近衞と對す、寶龜三年、外衞府及內豎省を廢し、其舍人を近衞、左右兵衞及び木府に合せらる、延曆十一年、大將を從四位下の官となし、同十八年、正四位上の官となし、使部二十人を增す、大同二年近衞府を改めて左近衞府となし、中衞府を改めて右近衞府となす、「エフ」「コノエフ」參看(續紀、三代格、紀略、職官志)

チユウカ　杜下　內記を云ふ、中務省(ナカツカサシヤウ)を見よ、

チユウキ　注記　僧の職名、法會の論議の問答を注記する事を掌る、和久良半の御法に「其後奉行辨、一座の證義の前にす〻みて、注記の事を申侍りしかば、やがて威儀師を召て、天台の證義に仰す、さて兩注記、法相にはに二位得業光曉、天台には內大臣僧都忠慶等にて侍るとかや云々」と見え、釋家官班記に「十臈を經たる者を云ふ」と見えたり、

チユウギコウ　忠義公　藤原兼通(フヂハラノカネミチ)を見よ、

チユウキヨウテンワウ　仲恭天皇　【名稱】御名は懷成、世に九條廢帝、又は半帝と稱す【系統】順德天皇の第四皇子、母は東一條院、第八十五代の天皇【事蹟】建保六年順德天皇の太子となり、承久三年四月禪を受く、時に御年四、蓋し父天皇は後鳥羽天皇と共に討幕の師を擧げんとし給へるが故、便宜上位を避け給へるなり、既にして官軍連戰連敗し、北條泰時等大兵を擁して上京するや、同年七月天皇神器を閑院內裏に棄て〻九條院に遷る、在位僅に七十餘日のみ、文曆元年五月廿日九條院に崩ず、壽十七、山城國紀伊郡深草村大字福稻なる九條陵に葬る、明治三年七月仲恭天皇と謚す(大日本史、陵墓一覽、法令全書)

チユウグウ　中宮　皇后御所の名、紫宸殿より仁壽殿、承香殿、常寧殿、貞觀殿及び其左右の諸殿舍を併せ、南は建禮門、北は朔平門以內の總稱なり(標註職原抄別記)後ち轉じて皇后の別稱となる、次項參看、

チユウグウ　中宮　【名稱】(一)皇后の別稱(二)又は皇后以外の天皇の嫡妻なる二意義あり【沿革】もと三后(皇后、皇太后、太皇太后)の總稱なりしが、轉じて皇后の別稱となれり、此稱は醍醐天皇の皇后藤原穩子に始まり、尋で村上天皇の皇后藤原安子あり、穩子は、扶桑略記に皇后と書し、日本紀略、帝王編年記、一代要記、大鏡裏書等には中宮に作り、安子は、日本記略に皇后と書し、扶桑略記、帝王編年記に中宮と記す、以て中宮、皇后相通じて稱せるを知るべし、下つて一條天皇の朝、藤原道長が女彰子を入れて中宮となすに及び、當時已に藤原道隆の女定子、天皇の中宮たりしを以て、定子の中宮を改めて皇后と稱せり、是に於て二人の嫡妻相並ぶの奇觀を呈せり、中宮、皇后稱異れりと雖も、其實等しく天皇の嫡妻たり、然れども中宮より、皇后となれるの例多きによりて考ふれば、中宮は蓋し皇后の次位にありしもの〻如くなれど、皇后なくして中宮のみなる時は、事實に於て皇后と異ることなし、中宮、皇后並立の事始まりしより、歷代其例に乏しからず、而して中宮の勢力は却て皇后の上に出づるに至れり、故に中宮の稱號は、令制以後三度び其意義を變更せり、而して中宮の待遇は、皇后と異なる所なく、冊立の儀も亦相同じ、然れども南北朝以後に至りては、其事殆ど斷絕したりしが、後水尾天皇が、德川秀忠の女和子を容れて中宮と爲し給ふに及び、其儀再興せり、明治に及びて、遂に其稱を廢す(古事類苑帝王部)

チユウグウジ　中宮寺　【所在】大和國平群郡(今生駒郡)法隆寺村〇一に斑鳩(イカルガ)尼寺とも、法興寺とも稱す【宗旨】初め法宗、今は眞言律宗〇本尊二臂如意觀音【沿革】推古天皇十七年、聖德太子、母穴穗部間人皇后の爲めに草創し、斑鳩尼寺と名づく、中宮寺とは皇后の宮室を捨て〻伽藍となせるより名づく、推古天皇播磨水田五十萬代を法隆寺に寄するや、其一部を割て中宮寺に納めしむ、爾來數百年の星霜を經て堂宇衰頹せしが、文永中河內國西琳寺の日淨、西大寺の思圓等精舍を再興し、比丘尼信如坊を住せしむ、天文年中再び修築せしと云ふ、後奈良天皇の時、伏見貞敦親王の王女高祐尊智在住して寺主となり給ひしより、江戶時代に至りても比丘尼御所の一として特別の待遇を得たり、寺領四十六石、外に十二石を幕府より寄せらる〇本尊は長五尺二寸あり、等身半跏趺の像にして、傳聖德太子作と云ふ、寶は法相宗の本尊彌勒菩薩なり、今國寶となる、寶物に天壽國曼荼羅刺繡掛幅あり、推古天皇、聖德太子の妃橘太郎姬の悃請を容れ、采女に勅して極樂淨土を繡織せしものにして、長一丈六尺、周圍處々に龜甲形一百箇を聯れ、每甲に四字を縫成せり、下繪は東漢末賢、高麗加西溢、漢奴加巳利の畫く所と云ふ、本邦最古の織物なり、今國寶となる(大和志料、大和廻)

チユウグウシキ　中宮職　【名稱】「キサイノミヤノツカサ」又「ナカノミヤノツカサ」とも訓み、略してミヤツカサとも云ふ、唐名內侍省、もと中宮とは太皇太后宮、皇太后宮、皇后宮の三宮の總稱なりしが、往々混同する處あるを以て之を三職に分ちたり、後ち中宮が一種の稱となりしより、四宮四職となれり【職掌】中務省の被官、三宮の啓令を吐納し、雜務を執行す、其內の一局を職曹司と云ふ、屬司十二、內侍司、藏司、書司、藥司、兵司、闈司、殿司、掃司、水司、膳司、酒司、縫司、一に女官十二司と云ふ【職員】大夫一人從四位下、中古は后宮に緣ある人を任ず、多くは納言之を兼ぬ、後世權大夫一人あり、三位以上參議之を兼ぬ、亮一人從五位下、後世權亮一人あり、四位五位又は中少將の人兼ぬ、多く近衞次將の兼官たり、大進一人從六位上、少進二人從六位下、後權少進一人あり、諸大夫より撰任す、大屬一人正八位下、少屬二人從八位上、院主典代等多く之に任ず、史生八人、職掌二人、舍人四百人、使部三十人、直丁三人【沿革】文武天皇大寶元年制定す、孝謙天皇天平勝寶元年、皇后宮職を改めて紫微中臺とし、淳仁天皇天平寶字二年改めて坤宮官と稱し〻は、皇母を尊崇したる一時の稱なり、又聖武天皇の時生母皇大夫人、及び桓武天皇の時同じく生母皇大夫人の爲めに、中宮職を置きしは共に異例なり、弘仁九年始めて職掌二人を置き、延喜の世史生八人を置く、一條天皇の時、女御藤原彰子を立て中宮となす、位皇后に次ぐ、是より中宮の制舊の如くならず、遂に分れて四宮となれり、皇后宮職は聖武天皇天平元年八月正三位藤原夫人を皇后とし、九月小野牛養を皇后宮大夫とせしを始めとし、皇太后宮職は、淸和天皇天安二年十一月中宮職(仁明后藤原順子)を改めて皇太后宮職(淸和生母藤明子)とせしを始めとし、太皇太后宮職は、貞觀九年二月皇太后(仁明后順子)を太皇太后とし、藤原良繩を大夫とせしを始めとせり(令義解、續紀、官職總抄、職原抄、職官志、古事類苑官位部)

チユウクワヰン　中和院　【名稱】天皇社稷の神を祭る所、新嘗、神今食の式等を行はる、又中院とも、神今食院とも齋院とも云ふ【所在】大內裏の西南隅に位し其外郭の構內に在り、八省院の北に面す【構造】北方に正殿あり、神嘉殿(シンカデン)といひ、其後に北殿あり、渡殿を以て相接す、正殿の前面左右に東西の兩舍あり、廻廊を以て之に接續す、外廊方四十丈、內郭は東西の垣二十六間、南北二十九間、內裏へは、外廊中和門を經て出入し、八省院へは、宮城門を以て相對す(大內裡圖考證、平安通志)

チユウクワモン　中和門　大內裏中和院の東、內裏に通ずる外門をいふ、然れど大內裏圖に據れば、中和院正面の內門なる中門、及び南朝堂院の昭慶門に對する宮城門、孰も中和門と稱する由見えたり(大內裡圖考證)

チユウクワモンヰン　中和門院　【名稱】藤原前子【系統】關白從一位近衞前久の第三女、關白秀吉の養女【事蹟】後陽成天皇の女御、後水尾天皇の御母、天正十四年女御となり、從三位に叙す、元和六年六月三宮に准じ、同日院號を賜ふ、寬永七年七月三日薨す、年五十六、泉涌寺(京都市下京區今熊野町)に葬る(執次詰所記、門院傳、陵墓一覽)

チユウケイ　中啓　蝙蝠(カハホリ)を見よ

チユウゲン　中間　【名稱】雜卒の一種、侍と小者との間に位せるが故に名づく【沿革】長門本平家物語に「入道(淸盛)、小平太といふ中間を召して」とあるを初見とすべし、此外なほ高倉宮の中間に黑太夫といへる者ありしこと同書、及び源平盛衰記にあり、なほ盛衰記衣笠合戰の條にも「雜色二人に馬の口引かせ、中間六人に左右の膝をさせ、太刀計を腰に付けて、右の手に鞭を貫入、左の手に手綱をかいとり、既に打出んとしけり」とも見ゆ、以て當時諸權家にて中間を用ひたるを知るべし、また鎌倉時代にても、幕府を初め公家大名等皆之を使用したりしこと吾妻鏡、太平記等に散見し、室町時代に至りては、其需用益々多く、特に戰國に際しては、武將等之を戰陣に具したるより、人員も尠なからざりしが如く、甲陽軍鑑にも「御小人は少、御中間は多、故に御乘御小人十騎も、御中間頭と申也」とありて、其頭をおきて之を統轄せしむるに至れり、但し幕府にては中間の稱なかりしことを、宗五大雙紙に見ゆ、江戶時代にも諸藩にありて、幕府の職員中また中間頭あり、「チユゲンガシラ」參看〇なほ中間は主として武家にての稱なれど、公家にもありしこと太平記、源平盛衰記に見え、また寺院にもありしこと續寶簡集に見えたり(武家名目抄、高野山文書)

チユウゲン　中元　陰曆七月十五日をいふ、正月十五日を上元、十月十五日を下元といふに對したるなり、唐六典に祠部郎中のことを述べ、三元齋の註に「正月十五日、天官、爲二上元一、七月十五日、地官、爲二中元一、十月十五日、水官、爲二下元一、皆法身自懺二愆罪一焉」と見えたり、此日盂蘭盆を行ふ、詳しくは「ウラボン」を見よ

チユウゲン　重源　【名稱】俗名は重定、俊乘坊と號す、又阿彌陀佛と云ふ【系統】紀長谷雄の裔、季重の男【事蹟】山城の人、十三歲出家し、醍醐寺に入り、俊乘坊に居して眞言の教義を學習す、後ち黑谷の源空淨土教を主唱するを聞き、就いて弟子となり、專修念佛を受け、阿彌陀佛と號す、仁安二年宋に航して天台山に登りて靈驗に感ず、三年九月入宋の僧榮西と共に歸朝して醍醐寺に住す、治承四年十二月東大寺兵火に罹る、後ち朝廷再建の議あり、源空な

以て大勲進となさんとしたるも、源空固辞して受けず、遂に弟子重源を推挙して事に當らしむ、重源命を受け、東大寺大勧進となり、自ら一輪車を造りて乗用し、全國を遍歴して募縁せり、時に源平の亂後に屬し、諸州疲弊す、重源黙心に事に從ひ、四行以下請僧を諸州に發し、奉加を請ひ、又後白河法皇に請うて周防備前の二國を造東大寺料とし、兼ねて源頼朝に說て、諸國守護地頭をして結縁せしむ、文治元年八月大佛の頭成るや、後白河法皇親しく之に臨みて、開眼供養を行ふ、建久元年大佛殿の上棟を行ひ、同六年三月成りて供養す、後鳥羽天皇、七條院、源頼朝之に臨む、重源功を以て大和俤位に叙せらる、建仁三年十一月諸堂宇成りて總供養を行ふ、是に於て宏壯なる大伽藍空に聳え、聖武の朝の舊觀に復するを得たり、獨り東大寺のみならず、諸國の寺院堂塔の造立、各州の佛閣佛像の修造、其數擧げて數ふべからず、其最も著はゝは周防の阿彌陀寺、同寺の鐵塔、攝津の淨土寺、醍醐寺及び經藏、伊賀の新大佛寺、近江の妙滿寺、攝津渡邊の淨土堂、備中別所淨土堂、醍醐經藏等は現存して、本邦建築史上に一大光輝を放ちつゝあり、重源又高野山新別所に在りて同志と念佛を修行し、同所の諸堂宇を造立したりき、建永元年六月五日東大寺の淨土堂に寂す、年八十六（玉葉、吾妻鏡、明月記、元亨釋書、淨土寺開組傳、南無阿彌陀佛作善集、阿彌陀寺文書、淨土寺文書）

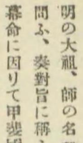
重源花押

チユウゲンガシラ　中間頭　武家の職名、中間を支配する頭をいふ、室町時代の末期より此名

見えたり、卽ち(一)諸大名等が多くの中間を戰陣に使用したるより、其頭を置きたるものにして、甲陽軍鑑に「横目奉原豐前守、久保田助之丞、原大隅、志村又右衞門、中村孫右衞門、河野但馬、石垣勘兵衞、荻原五左衞門、山本土佐、久保田監物、右此十騎は御中間頭也、一人に付て三十人御小人、御中間、御道具衆より之を預り、御構へ、大手の番屋にして、一日一夜宛番役を勤め疎東甲州口々の筋奉行なれば、御中間頭に仰付らるゝなど見えたり、諸家にて中間頭を置きたるは、蓋し此頃よりの事なるべし(二)江戸幕府また此職あり、若年寄の支配にして、役扶持八十俵と、山陰は因幡以西の六國と、山陽は備前以西の六國の名の見えたるは、異本伯耆卷に「四國には河野一族、土居二郎、得能彌三郎味方に成り、河野を背て旗を擧げければ、河野は在京候間、中國探題北條時直小島より押渡合戰し、悉く打負行方を知らず云々」太平記直冬下向の條に直冬備後の鞆に座し給ひて、中國の成敗を掌るに云々」同書新田左中將赤松を攻むる條に「尊氏已に筑紫九箇國を擧げて、上洛する由聞え候へば、彼道付かぬ先に、備前備中を退治して、安藝周防長門の勢を付られたれば、勇々敷大事に及び候てこそ覺え候へ、先づ山陽道の路を開いて、中國の勢をつけ云々」などあるを初めとす、後ち中國と稱することは諸書に見えたり(歷史地理「中國考」)

チユウゴクタンダイ　中國探題　長門探題(ナガトタンダイ)を見よ、

チユウシン　中津　名族　字は經海、蕉堅道人と號す、後小松天皇應永十六年、佛智廣照國師の號を賜ひ、稱光天皇應永二十三年更に諡號を加賜して淨印翊聖國師といふ　土佐國津野の人、正平三年、十三歲にして天龍寺に入る、時に夢窓西芳寺に

老を養ひしかば、時々往いて之に侍したり、五年剃髮して沙彌となり、六年大僧となる、入年大林和尙東山の席を董するや、師をして侍衆の職に就かしむ、十七年鎌倉建長寺の佛滿禪師の拔擢を蒙りて藏鑰を司り、聚て侍者に遷る、二十三年海に航して金室和尙に依り、又諸大家を歷訪し、頗る得る所あり、明の大祖、師の名聲を聞き英武樓に延きて法要を問ふ、奏對旨に稱ふ、天授二年辭して東歸し、六年幕命に因りて甲斐國乾德山慧林禪寺に開法す、同年十月天龍寺に入寺し、學徒の爲めに法華、楞嚴、圓覺等の諸經を講ず、元中元年事により將軍足利義滿の旨に忤ひ、攝津の鐵原に謫る、二年四月細川賴之の召に應じ讃岐に赴く、賴之資冠寺を創立し、師を開山と爲す、十二月義滿の徵により京都に歸り、等持寺の席を董したりしが、八年七月席を退いて北等持院に移住せり、應永八年再び起て相國寺に住す、卽ち第三次なり、七月十六日鹿苑院に就いて請を受け、寺位を陞せて五山第一と爲す、八月入寺し、祝して鹿苑院を領す、十二年四月五日寂す、年七十、中津詩文に長じ、義堂と其名を等しく、世に五山の詩宗と稱せらる　四會語錄、蕉堅稿(日本佛家人名辭書、日本儒學史)

チユウシン　忠臣　内臣(ナイシン)を見よ、

チユウジンコウ　忠仁公　藤原冬房(フヂハラノヨシフサ)を見よ、

チユウショ　重書　文書中にて尤も尊重なるものを云ふ、吾妻鏡に、京都より到來の文書に限りて重書と云ひしは、將軍家にて稱する所なり、又諸家に在ては將軍家より給はりたるを云ふ、吾妻鏡眞永元年十二月五日の條に「壽永元曆以來自京都到來重書井聞書人々歎狀、洛中及南都北嶺以下、自武家沙汰寄徒等社の荒廢を歎き、伊逢氏の庇護により、協力して舊觀還復に就き、小祠堂宇を建立したれども、舊時の十分一にも及ばざりしと云ふ、明治九年今上天皇東北巡行の時、當山に臨幸して、古堂什寶を叡覽あらせられ、岩倉右府をして永久保存せしむべき旨を勅諭せらる○鎭守は北に白山社、南に日吉社あり、共に慈覺の勸請する所○金堂は金色堂の東北に舊址あり、清衡の立つる所なれど、建武中燒失し、佛幢二十餘幅のみ殘れり○經堂は金色堂の西北に在り、本尊文殊獅子、天仁元年清衡の立つる所、元二階なりしが、建武四年の災に、上屋燒失し、其殘に修理を加へたり、三間四面六尺六寸間なり、堂中八架を設け、藤原三代寄附する所の一切經を藏む、函廣さ七寸、長一尺五分、高三寸五分、黑漆にして蓋に螺鈿を以て經卷の題目を鐫め、部帙を表はせり、清衡の納めしは紺紙金銀泥にして一行交なり、秀衡の納めしは黃紙宋版なり、函經共に國寶となる、清衡私領骨寺以下數々庄園を寄せ、後ち國司地頭相續いで地を寄せたり○(眞)金色堂、俗に光堂と云ふ、境内の北方に在り、天仁二年清衡の建立する所、三間四面、中の間七尺二寸、兩脚の間五尺五寸、内外上下、四面悉く蔴布を掛け、黑漆して其地を黑厚にし、金箔を貼し金色を耀かす、内部は鏤柱彫梁悉く螺鈿珠玉を飾り、中壇の四隅には七寶莊殿丹青の柱を立て、柱每に十二光佛を圖し、其壇上に、阿彌陀觀音勢至、多門持國二天、六地藏等定朝作の十一軀を安置せり、左右の壇上も同じ、三壇中に藤原清衡基衡秀衡の棺を納む、遺骸巍然として今に存すと云ふ、正應元年惟康親王の命を以て、平貞時宣時等奏堂を造立し、四面を圍み、屋上を覆ひ、金色の剝落を防ぎたり、今に棟牌存す、今特別保護建造物となる、猶委しくは、國華五十三號松尾四郎氏の中尊

寺を見るべし（平泉雑記、平泉志）

ヂユウヂ　住持　寺院の主僧を云ふ、世に住して法を持つ義なり、祖庭事苑に「住持者、藉人持其法、使之永住而不ㇾ泯、夫戒定慧者持法之具也、僧寶者持法之人也、法者大聖人之道也、寶與ㇾ具待其人、而後擧、善ニ其具一而不ㇾ善ニ其寶一、不可也、善ニ其寶一而不ㇾ善ニ其具一、不可也、皆善可ニ以持而住ニ之也一」と見えたり、

チユウツ并ハフ　中追放　江戸時代の刑名、追放の一種、士は武藏、山城、攝津、和泉、大和、肥前、東海道驛路、木曾路、下野、日光道中、甲斐、駿河、及び犯罪國、住國を放逐し、庶人は江戸十里四方追放に準じ、之に犯罪地と住所の國とを加ふ、罵刑は士庶を通じて田畠家屋數を沒收し、もし年貢の未進あらば家財をも沒收す、罪の重きは、入墨、敲の附加刑あり、（ツヽキハフ）參看（御定書百ヶ條、德川政刑史料）

ヂユウツ并ハフ　重追放　江戸時代の刑名、追放の一種、士は國八州、山城、攝津、和泉、大和、肥前、東海道驛路、木曾路、甲斐、駿河、及び犯罪國、住國を放逐し、庶人は江戸十里四方追放に準じ、これに犯罪地と住所の國とを加ふ、罵刑は、士庶を通じて田畠家屋數を沒收し、もし年貢の未進あらば家財をも沒收す、罪の重きは入墨、敲の附加刑あり、（ツヽキハフ）參看（御定書百ヶ條、德川政刑史料）

チユウデン　中殿　清涼殿（セイリヤウデン）を見よ、

チユウナゴン　中納言　令外官「ナカノモノマウスツカサ」とも訓む、唐名、黃門、納言、龍作　初めは三人なりしが、後には増して十人となれり○正四位上相當の官、後世從三位の官となる、參議を十五年以上勤め、按非違使の別當、大辨の宰相、攝政關白の子息、二位三位の中將、坊官を歷たる人等之に任ず　大名家にても之に倣ひて宿老といふに准じたる稱謂なり、諸老と稱したるもの多し（關東公方にも此職あり）（二）武天皇大寶の制置かず、慶雲二年再び置く、大納言二人を置き、天平勝寶八年權中納言一人を置き、天平寶字五年從三位の官とす、宇多天皇遺戒して正權三人に過ぐるなからしむ、天曆三年四人とし、漸次增して天祿三年五人、寬和二年六人、長和三年七人、同四年八人、嘉慶二年九人、承安元年十人となる、建久五年藤原兼實八人に減じ、爾後九人或は八人となり、一定せず、職原抄、百寮訓要抄等に近代十人となるとあれば、鎌倉末以後十人となりしものならん○員外中納言を置きしことありしと見え、續紀寶龜二年二月巳酉の條に、員外中納言石川豐成とあり（續紀、公卿補任、玉葉、官職祕抄、職原鈔）

チユウニチ　重日　巳亥の日をいふ、凶事に用ふるを避け、又は愚しきことを奏問する事を忌みたり（日中年中行事註解）

チユウニン　住人　父祖より一地方に永住して、新來新附の人にあらざるものをいふ、大日本史兵志には「初寧吏子孫、自ニ京師一徙ニ貫國郡一者、大率係ニ帝皇神明之胄一、其族不ㇾ同、編張、號爲ニ住人一、所謂諸國武士即是也」と見えたるが、住人は武士の稱號のみにあらず、小右記に、女子なども住人と記したり、軍記物等を按ずるに、武士の陣頭に立ちて名乘を擧ぐるや、惡ず晉こそは某國某所の住人、某の後胤などと稱するもの、皆其地における舊族たるを誇るの意に出でたるなり、

チユウムシヤウ　中務省　「ナカツカサシヤウ」を見よ、

チユウラウ　中老　室町時代以後における武家の職員（一）室町時代には、幕府にては引付衆ないふ、これ評定衆を宿老といふに准じたる稱謂なり、諸老と稱したるもの多し（關東公方にも此職あり）（二）親正、中村一氏、堀尾吉晴の三名を以て之に任じ、五大老、五奉行と共に重職たり、而して其階級五奉行の上に在りて政務に參與すと雖も、一定の職掌なく、傍不和のことあらば、間に居て調停すべしと秀吉より命じたりと傳へらるゝが如きは、蓋し此職を置きたる所以なるべし、亦之を小年寄と稱す、大老を大年寄といふに對せるなり、而して當時また諸大名家にも此職ありしこと前期に同じ（三）江戸時代には、幕府には此職なかりしと雖も、諸大名家には之を置きたるものもありき、其位次は家老の次席に在りて政事を決するの重臣たり、高知藩にては大抵千石より五百石許の知行を承け、常の往來にも帶刀の者一兩人、鎗、長柄傘を持たせたりき（武家名目抄、野史、海南の貴賤）

チユウラウ　中臈　女房（ニヨウバウ）を見よ、

チヨ　千代　加賀千代（カガノチヨ）を見よ、

チヨウゲン　重源　「ヂユウゲン」を見よ、

チヨウシ　徵士　慶應四年正月王政復古し、職制を定めし時、諸藩士及び部郡有才の者を選擧拔擢して、參與職に任じ、下の議事所に出でゝ事を議せしむる者をいふ、別に定員なく、在職四年を限りとして任に當らしむ、而して徵士は舊藩に關係なき者にて、朝廷の臣なりと心得しむ、後ち貢士と同じく廢すゝコウシ」參看（明治史要、法令全書）

チヨウヘイ　徵兵　太古より我國の制は四民皆兵にして、事あるに際して悉く武器を執りたりと雖も、徵兵の制備はらず、持統天皇三年八月、諸國司に詔したる内に「其兵士者、每ニ於一國一四分、而點ニ其一一令ニ習ニ武事一」と見え、聖武天皇天平四年八月の勅に「四道、東海東山山陰西海）兵士者、依ニ令義一點ニ滿ニ四分之一一」と見え、また同十八年十二月にも、京畿内及び諸國の兵士は舊に據りて點差す等見えたるより考ふれば、此時に至りて、其制やゝ整ひ、一國の人員中より其四分一を徵發して兵士と爲したるを知るべきなり、次で大寶令撰定の時、軍團の兵士は、管内の男子二十歲以上六十歲以下を正丁と爲し、其總數の三分の一を徵發して一軍團を組織するの制なり、徵兵の制度此に至りて漸く定まる（「グンダン」參看）然ろに地方政治の敗頽と共に、諸國の兵士亂弱なる者多く、加ふるに國司軍毅自ら驅使を恣にして武事を教習せざりしを以て、光仁天皇寶龜十一年、三關及び邊要の地を除くの外は、國の大小によりて額を定め、殷富の百姓、才弓馬に堪へたる者を點し、其常番毎に專ら武事を習はしめ、事あるに臨みて之を徵發し、羸弱の徒は皆歸農に歸せしめたり、此に於て四民皆兵の制敗れて兵農分るゝの端を開く、桓武天皇延曆十一年、更に陸奥出羽佐渡太宰府等邊要の國の外悉く兵士を停廢し、之に代ふるに郡司の子弟もしくは外散位の强壯なる者を簡びて常備軍と爲す、之を健兒（コンデイ）參看）と稱す、徵兵の制此に至りて又變ず、爾來兵農益々分離し、平安朝の末年に及び、諸國の武門の興起するに及び、各々兵士を養ひて私闘を事とし、羣て政權全く武門に歸したるより、徵兵の制度全く崩れたり、既にして王政復古し新政府の成るや、明治五年十一月廿八日徵兵令を發し、兵士は皆全國の子弟より徵發するの制を建つ、其時の詔に曰く、

朕惟ルニ、古昔郡縣ノ制、全國ヲ設ケ、以テ國家ヲ保護ス、固ヨリ兵農始テ分レ、遂ニ封建ノ世以降兵權武門ニ歸シ、兵農終ニ千有餘年來ノ一大變革ナリ、此際ニ當リ海陸兵制モ、亦時ニ從ヒ宜ヲ制シ、全國ノ丁壯ヲ募リ軍團ヲ編シ、以テ宿衛ニ備ヘ、又全國ノ地ヲ分チ鎭臺ヲ置キ、常備ノ兵ヲ設ケ、國家保護ノ基礎ヲ立テント欲ス、汝百官有司、厚ク朕カ意ヲ體シ、普ク之ヲ全國ニ告諭セヨ、

（粉本）

太政官又徵兵の告諭を發して天下に頒ちたりしが、其諭文中「四人之ヲ稱シテ血稅ト云フ」といふ、其生血を以て國に報ずるがごとしふ也」とありしが爲め、愚民等往々にして、生きながら血液を搾り取らるゝかと疑ひ、暴動を起したるものもありき、而して此時には一家の戶主、官吏、嗣子、承祖の孫、獨子、獨孫、及び父兄に代りて家を治むるものは之を免じ、又代人料金二百七十圓を納むれば兵役を免るゝ事を許したりしが、十六年に至りて之を改め、戶主の齡六十歲以上の者の嗣子、承祖の孫、及び戶主、瘡疾等の嗣子、後ち更に瘡疾、不具、及び檢查規則に照して兵役に堪へざるか、又は罪辟に觸れて兵役に就くの名譽を有せざるもののみを除く事となしたり（續日本紀、軍團考、法令全書、明治歷史）

チヨウブク　重服　服忌（フツキ）を見よ、

チヨウヤウ　重陽　九月九日の節句を云ふ、類書纂要に「九爲ニ陽數一、九月與ニ九日一竝應、故曰ニ重陽一」と見えたり、五節句の一、江戸時代には菊重の節句ともいへり　朝廷にては、この日、主上南殿に出御ありて節會を行はるゝ、御帳の左右に菜黃の褻をかけ、御前に菊瓶を置く、王卿以下探韻を賜はりて、詩を製りて獻ず、畢て氷魚及び菊酒を賜ふ、其他は大略正月七日の儀に同じ、これを重陽の宴と稱す、もし節會なくば、宣陽殿において平座を行はれ、菊酒並に蘇を賜ふ、また菊のきせ綿とて菊に綿を被ふのことあり（「キクノキセワタ」參看）鎌倉時代にも此日を祝ひたる事吾妻鏡に見え、室町時代にもまた同じかりしも、別に重立ちし儀式とてはなかりしが如し、江戸時代には、幕府にては諸大名以下出仕登城して之を祝したり、此日萬石以上は花色紋付小袖を着したれども、萬石以下は花色に限らざりき、而して萬石以上のものは亦時服獻上のことあり、時服は綸子または羽二重の黑地紋付にて、これに白無垢を添ふ、なほ大奥へは白木の三方へ、引合一重、紅白の丸餅各々一を重ねたるを載せ、熨斗に菊花一枝を添へて獻ず、また御臺所には、命を延ぶる吉例なりとて、御祝の杯に、黃菊の花片を浮べて飲み、女中一同へも料理酒丸餅を賜ふ、民間にては同じくこれを祝して菊酒を飲み、栗飯を食するは一般の風習にして、來日より士民共に綿入を着するを例とす、

起原沿革　起原詳からず、堀河天皇の頃に至りて節會は中絕し、以後專ら平座のみ行はれたり、武家にては連綿として一の式日とし、江戸時代に及び、上下皆これを祝ぜり（公事根源、小野宮年中行事、建武年中行事略解、武家名目抄、日本歲事記、華實年浪草、繪川盛世錄、千代田城大奥）

チヨク　知浴　禪宗の役名、浴室の事を掌る、故に又浴主と云ふ、叢林の規則に依れば、大衆寒には五日に一浴し暑には每日一洗す、知浴は其都度齋前に開浴の牌を掛けて大衆に報ずるなり（敕修清規）

チヨクシデン　勅旨田　勅旨を以て空閑地荒廃地等を開墾したる田地を云ふ、不輸租田なり、此田を後院の御領とし、或は院宮皇子臣下等に賜ひたることありて、後に荘園となりしもの多し　始め詳かならず、日本後紀大同元年七月の勅に、今開く畿内の勅旨田或は公水を分用して新に開發を得、或は元墾地を墾して遂に眞田に換ふ、加ふるに言を勅旨に託して遂に私田を開く、宜く使を遣して勘察すべし、若王臣家此類あらば亦宜く同く檢すべしとあるを見れば、此より以前既に勅旨田のありしと明なり、淳和天皇五年十一月、伊勢國員辨郡の空閑地一百町を勅旨田となす、六年十二月武藏の空地二百九十町を西院の勅旨田とし、明年二月同二百二十町を勅旨田とし、正税一萬束を開發料とす、又攝津國の米五百斛を生島の勅旨田を開く料とし、尋で下野國空閑地四百町を勅旨田とし、後院等に給ふこと類聚國史三代實錄等に見えたる者のみにても、三千七百餘町の多きに至る、勅旨田の數の莫大なりしこと推想するを得べし、故を以て隨て其弊多かりしと見え、醍醐天皇延喜二年の勅に、頃年勅旨開田遍く諸國にあり、空閑荒廢の地を占むと雖も、是れ黎民産業の便を奪ふなり、宜く當代以後勅旨開田は皆悉く停止し、民をして貢作せしむべしとあり、是より暫く勅旨田を開墾すること止みしと雖も、後三條天皇の朝、新に勅して開墾せしめたり、これを新勅旨田と云ふ、これより以後の天皇、又勅旨田を起したり、但馬國太田文に、二條院勅旨田とあるが如き是なり（田制篇、大日本租税志、荘園考、記錄所考）

チヨクジユ　勅授　令制にて、叙位の三等級の一、勅命によりて位を授くるを云ふ、五位以上は勅授とす、位階、奏授、判授、參看（令義解、官職雜儀）

チヨクシヨ　勅書　勅旨を書きたる文書を云ふ、尋常の小事に用ふ、即ち攝政關白に隨身を賜ひ、皇子に姓を賜ひ、内親王を三后に准じ、封戸を充つるの類なり　詳かなり　ほ・勅書に同じ、公式令によれば公事に關するものにして、臨時の場合には令文書の如き類文と勅書と混同したるもの、類なり、大臣奉りて之を出す、初め侍從若くは内侍勅を奉じて、中務省に宣送す、中務卿勅書の正文を以て内侍に就て覆奏し、終て式により中務卿輔の署を取り、中務省印を蹋し、是を留めて案となし、更に一通を寫して印署し、少輔以上之を太政官に送る、太政官にては、別に覆奏の儀を用ひず、直に中務より來れる勅書の後に、少辨以上大辨以下式の如く連署し、之を太政官に留めて案とし、更に一通を寫して施行す、御書可の儀なし○衛府及び兵庫の事を處分するに、直に所司より奏して、勅を承けて所司に勅する者は、本司より奏事の急速ありて勅書を出すに暇なく、若くは事太政官に緣れば、中務先づ所司に移文して、事を行はしめ、然る後に正式の勅書を行下す○皇太子監國し給ふ時は、令旨を以て勅旨に代ふ、但し詔書に代ふるを得ず　中務卿のみ中務の字を冠し、輔には中務の

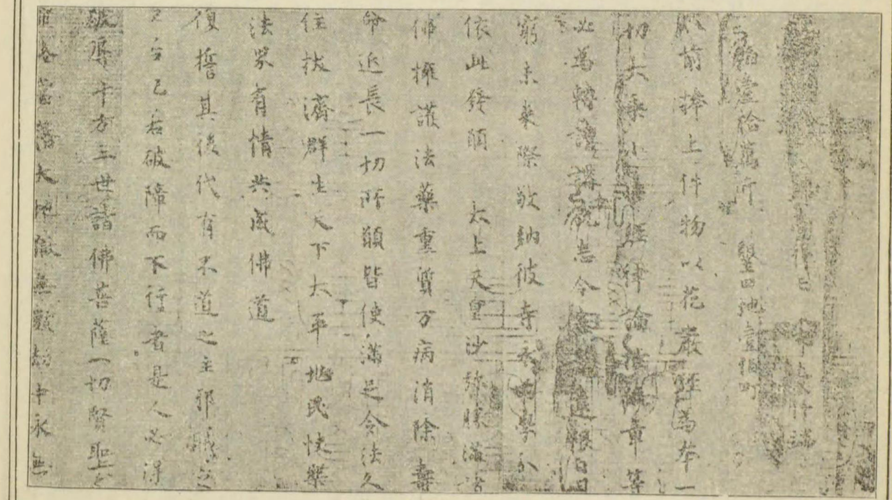

遠江平田寺所藏　（一）

字なく、下に位姓名を署し、臣の字及び宣奉行の字を注せず、太政官は大中小辨及び史官の官位姓名を注して施行す、書式左の如し、明治勅書の體式は大臣をして之を宣達せしむるものあり、首に勅書の字を掲げ、次に事項を開列し、末文に右勅旨件々遵奉して怠ること勿るべし等の語を用ひ、奉勅大臣名を書する例なり、四年十一月岩倉全權大使を遣はす時、六年三月副島外務卿を清國に遣す別勅の如き皆この式を用ふ、尊で公式令の發布せらるゝに及び、勅書には親署の後、御璽を鈐し、其皇室の事務に關するものには、宮内大臣年月日を記入し之に副書し、其國務大臣の職務に關するものには、内閣總理大臣年月日を記入し、これに副署とする事となりたり　勅書は奈良朝時代には公事に用ひられしが、後に變化して儀式上にのみ用ひられたり、例へば攝關上表の時に下す勅書の如き亦儀式的のものなり、猶室町時代にには徽號の勅書の如きは、これ等の式全く破れて、多くは宸翰と稱することゝなり前の式の本文と日付のみとなり、若し本文宸筆ならざる時には日を入るるを普通とせり、明治後の勅書は、二年正月政始式を

（式略）

勅旨　云々

年　月　日

中務卿位姓名

大輔位姓名

少輔位姓名

奉　勅旨如右符到奉行

年　月　日　史位姓名

大辨位姓名

中辨位姓名

少辨位姓名

小御所に行はせ給ひ、百官將士を奬勵し給ひしを始めとす、此時輔相勅書を讀みし後ち、勅書寫を以て四等五等諸官に傳ふ、其後徵召、發遣、賞賜、褒貶、慰問、奬勵、臨時に職を命じ、事を命じ、若くは委任し、及び式場に幸し旨を賜ふの類、概ね勅と稱したりしが、四十年一月卅一日、勅令第六號を以て公式令を發布せられ、其第二條に「文書により發する勅旨にして、宣詔せざるものは、別段の形式に依るもの、外勅書を以てすと規定せられたり、而して第一條に「皇室の大事を宣詔し、及大權の施行に關する勅旨を宣詔するは、別段の形式に依る者を除くの外、詔書を以てす」とあるによりて、勅書は普通の小事に用ふるものなるを知るべし、（令義解、西宮記、圖書寮記錄、公式令、黒板博士説）

チヨクセンシフ　勅撰集　歌人に勅して、古今の歌を選擇編修せしめたる歌集を云ふ、醍醐天皇延喜五年に古今和歌集を撰ばれたるを始とし後花園天皇永享五年新續古今集の成りし時に至るまで、前後二十一度の撰集ありき、其後勅撰の命あれども、毎に果さずして此事遂に全く廢せり、但後水尾天皇の朝に新類題和歌集、靈元天皇の朝に新類題和歌集ありてれども、其撰を異にせるを以て、共に勅撰集に算せず、今左に表にて示す、なほ各書名の條を見よ（古事類苑文學部）

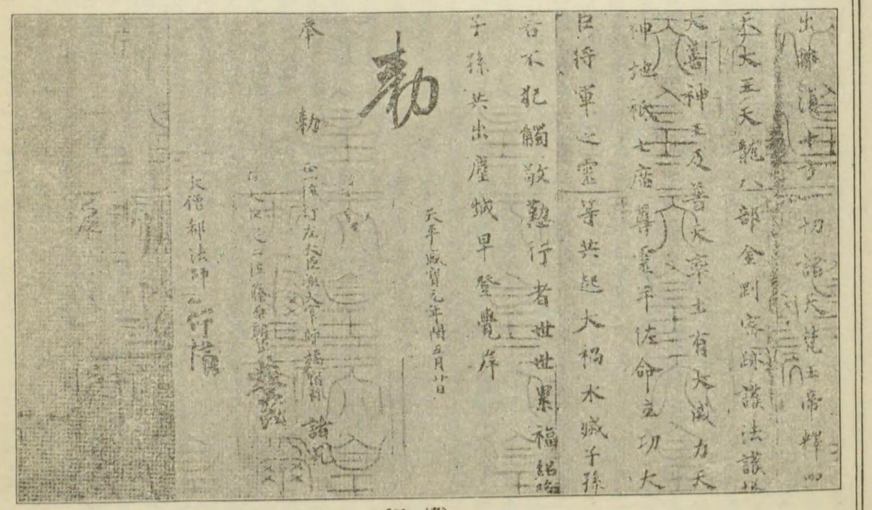

（縮二）

書名	勅者	
古今集	醍醐天皇	撰者　紀貫之、凡河内躬恒、紀友則、壬生忠岑、延喜五年
後撰集	村上天皇	源順、大中臣能宣、紀時文、清原元輔、天暦五年
拾遺集	花山院	坂上望城、藤原公任或云花山院長徳年中
【以上三代集】		
後拾遺集	白河院	藤原通俊　應徳三年
金葉集	白河院	源俊頼　大治元年
詞花集	崇徳院	藤原顕輔　仁平年中
千載集	後白河院	藤原俊成　文治四年
新古今集	後鳥羽院	源通具、藤原定家、藤原有家、藤原家隆、藤原雅経、建仁元年
【以上八代集】		
新勅撰集	後堀河院	藤原定家　貞永元年
續後撰集	後嵯峨院	藤原爲家　寛治二年
【以上十代集】		
續古今集	後嵯峨院	藤原家長、藤原基家、藤原爲家、藤原行家、文永二年
續拾遺集	龜山院	藤原光俊、寂蓮
新後撰集	後宇多院	藤原爲氏　文永十一年
【以上十三代集】		
玉葉集	伏見院	藤原爲兼　正安三年
續千載集	後宇多院	藤原爲世　正和元年
續後拾遺集	後醍醐院	藤原爲藤、藤原爲定、　文保三年
風雅集	花園院	元享三年
新千載集	後光嚴院	藤原爲定　眞和二年
新拾遺集	後光嚴院	藤原爲明、頓阿　延文三年
新後拾遺集	後圓融院	藤原爲重　眞治二年
新續古今集	後花園院	飛鳥井雅親　永和元年
【以上廿一代集】（新勅撰以下新續古今に至る十三集をも又十三代集と稱す）		永享五年

チヨクニン　勅任　令制にて、任官の四等級の一。勅命によりて官に任ずるを云ふ。大納言以上、左右大辨、八省卿、衛府督、彈正尹、太宰帥等は勅任とす。官制、奏任、判任、判補參看（令義解、官職雜儀）

チヨクジン　儲君　皇太子をいふ。轉じて皇太子たるべき皇子に授けらるる一の資格となれり。皇太子ならぬふことは、漢書の註に「除廣曰、太子國儲副君」と見えたるにて其意義を知るべし。我國にては履中紀に「立二瑞齒別皇子一爲二儲君一」とあるを初見と爲す。而して書紀の古訓にヒツギノミコとあり、後、世はマウケノキミと訓じたり。されど儲君は制度上の稱呼にあらずして、唯太子の別稱として世に稱するに過ぎざりしが、江戸時代に及びて、始めて皇太子の別稱なる本義を失ひ、皇太子となるべき皇子に詳かならざれども、東山天皇を以て其始とすべきか、天皇は天和二年三月儲君となり、三年二月皇太子となり、貞享四年受禪ありき、爾來二三の天皇を除く外、皆先づ儲君となりて立太子の事あり、明治以後に於ても嘉仁親王は、明治二十年八月三十一日儲君となり、二十二年十一月三日皇太子に立ち給ひしが、皇室典範の規定と共に其事廢せられたり（書紀、野史、皇室譜牒、古事類苑帝王部）

チヨクロク　勅祿　天皇御饗等ある時、陰陽師の祈、又は醫師に賜はる祿をいふ。納殿より疋絹大褂等を下賜せらるゝなり、玉葉文治五年九月十二日の條に「謂勅祿非給二御衣一、只自納殿遣二疋絹大褂等之類一、之例也」と見えたり、

チヨシン　女眞　（別名）今の露領沿海州にして黑龍江の兩岸を占む、古の靺鞨、挹婁、勿吉の故地なり、邦人呼びて**刀伊**といふ、刀伊は韓語にして、夷狄の總稱なり、白鳥博士は、韓語にては、後及び北をHoi（發音ちに近し）Hoiは此の轉にして、元は北人の義なりしが、後ちに北狄を指す名となれるかといへり、而して我國に入寇したる刀伊は、即ち女眞なり、これ盖し、當時韓人がトイといへる稱呼を聞きて、之に從ひしものなるべし、文獻通考に「世居二混同江之東長白山鴨綠水之源一、南鄰二高麗一、北接二室韋一、西界二渤海鐵甸一、東瀕レ海」とあり（別名）始め黑水靺鞨と稱し、渤海に隸屬したりしが、契丹の渤海を滅すに及び、契丹の附庸となりて、女眞と稱す、後ち使を宋に通じ、契丹と暱うて屢々これに勝つ、曾長阿骨打の時に至り、始めて帝と稱し、國を金と號したりしが、七世を經て蒙古の滅す所となる

入寇　寛仁三年三月、女眞の人五十餘艘に乘じて高麗を襲ひ、沿海の人民を虜略し、竟に對馬を禁掠し、三百餘人を殺戮す、守遠晴（姓岡）太宰府に走る、賊又壹岐に寇し、殺略殆んど盡き、守藤原理忠害に遇ふ、夷でまた筑前怡土郡を侵す、太宰權帥藤原隆家上狀して兵を發してこれを郤く、次日賊能古島を掠め、進んで警固所に迫る、隆家またこれを拒く、賊船古島に退き、明日更に博多を侵す、散位平爲忠、平爲賢、警固所より馳せて赴き救ふ、既にして賊轉じて筥崎宮を燒かんとするや、府兵射て一人を殪す、兵船に乘りて去り能古島に泊するに際し、大風起ること二日に亘り、頗る進退に窮す、隆家之に乘じ、兵船數十艘を發して追擊す、賊また船越津及び肥前松浦郡を侵したれども、府兵及び前肥前介源知（賊船刀）

て之を郤く、賊遂に志を得ずして去る、女眞の入寇するや事不意に起り、壹岐對馬の人民殺虜せらるゝ者千餘人、擄奪せられし牛馬數百頭、對馬の銀穴亦燒毀せらる、而して何國の人たるかを詳かにせず、稱して刀伊（また刀夷に作る）と爲す、高麗の牒狀を得るに及び、即ち女眞たりしな知れり（大日本史、歷史地理「チランカイ及び刀伊の名義に就いて」）

チヨセキ　除籍　殿上人の昇殿を停むるをいふ、籍とは日給簡にして即ち清涼殿に置きて、殿上人の名を錄するに用ふるものなり、而して罪ありて昇殿を停められるゝ時は、其簡を除きて名を削る、故に又殿上の籍を削るとも、單に籍を削るともいへり（禁祕抄、古事類苑法律部）

チヨダジヤウ　千代田城　江戸城のことをいふ、城池の在る處もと千代田村といへるが故なり、「エドジヤウ」參看、

チヨフク　除服　凶服を除くをいふ、王朝時代の中葉以後、官人は、除服の宣下を待ちて出仕すれども、或は宣旨を待たずして出仕せし例なきにあらず、而して父母の喪には、例に從れて除服し、父現在の時、母の喪に遇へば、早く除服する事あり、又服中には進位陞官の事あるべきにあらざれども、これも、王朝時代の中葉以後大臣にも此事ありて、遂に一般の風となれり、なほ除服の際には、河原に出でて解除するを常とすれども、或は門前に於てし、或は家内に於てするありて、必しも一樣ならず、服忌（ナツキ）參看（古事類苑禮式部）

チヨボイチ　チヨメイ　除名　王朝時代に於て有位有官の人に課したる附加刑、官人の籍を除くこと、即ち出身以來の官位勳等共に除くをいふ、除名となるべき罪は（一）八虐を犯し（二）人を故殺し（三）反逆に緣坐し（四）監臨主守の人監守する所に於て眞人の妻妾を姦し（五）布三端以上を竊み（六）人を略し（七）賭賂にて法を枉げ（八）雜犯の死罪を犯し（九）死罪を犯して囚禁中に死し（十）死罪を免じて流徒に配せられたる（十一）死罪を犯して破獄せる等十一の四罪は、（八）（九）（十）（十一）の四罪は、除名せられたる者は、六年の後、即ち第七年に入りて除位を聽す、三位以上は狀を錄して奏聞し、正四位は從七位下、從四位は正八位上、正五位は正八位下、從五位は從八位上、六位以下は共に大初位上、八位初位は共に少初位下に叙し、勳位は一等は九等、二等は十等、三等は十一等、四等以下は十二等に叙す、而して除名の法たる、刑部斷定して太政官に申し、奏親ありて後に太政官にて位記を毀ち、復叙の日に式部より刑部に報ず、而して出身の位、復叙の法より高き時は、高きに從ひて復叙の日に式部より刑部に報ず、而して出身の位、復叙の法より高き時は、高きに從ひて聽す、免官（メンクワン）參看（古事類苑法律部）、免所居官（メンショキヨクワン）、免所居官（メンショキヨクワン）參看（古事類苑法律部）

チヨワウロク　女王祿　「ワウロク」を見よ、

チヨワウボ　チリツボ　塵壺　石灰壇（イシバヒノダン）を見よ、

チリトリ　塵取　腰輿の一名「ユヨウ」を見よ

チリメン　縮緬　（名義）絹織物の一種、生絲を紡ぎて織り、後に練りて之を縮ましたるものをいふ、縐紗を訓めり、儉訓柔に塵目の義かといへり（吳綾記保元三年三月の條に、「下襲縮云々」と見えたれば、當時縮緬と稱するものありし事明かなれども、如何なる織物なりしか詳かならず、按ずるに、同名別種のものならんか、今日の所謂縮緬は、天正年間明人より、和泉堺の織工に其法を傳へ始めて縮緬を織り出せり（上古シヤラキといふものあり、雞の縮文あるものにして、其製縮緬と異なり）後ち其法を京都西陣に傳へ、既に天和中に、紋縮緬、柳條縮緬の類を織出したり、享保中、丹後丹波郡峯山の人絹屋佐平治、西陣の法を傳へて縮緬を織出しが、これと同時に同國與謝郡加悅の人手米屋右衛門、同郡三河内村の人山本屋佐兵衛の二人も亦西陣の法に倣ひて、縮緬を織出しと云ふ、又享保中美濃岐阜の人、西陣の法を傳へて縮緬を織り出し、京都に送りて賣捌きしが、明和の初めより縮緬の業著しく發達し、從うて産額も增加せしを以て、京都に販賣する事を禁ぜらる、されど安永四年以來名古屋商乞うて、其藏物と稱し、再び京都において賣捌くことを得、天保の初めに至りては厚見、方縣、羽栗の三郡に亘りて、其産出高一年三萬疋餘に達せりといへり、又上野の桐生にても、元文三年西陣の織工この地に移住して、縮緬の織法を傳へたるより、之を織る者次第に增加し、天保中京都の製に倣ひて一種の柳條縮緬を織出せり、これを御召縮緬といふ、其後之を織るもの多し、なほ下野の足利も實暦、明和の際、桐生より縮緬の織法を傳へて織り出しが、明和中西陣の柳條縮緬にならひてかざり縮緬を織出せり、又寛暦中、近江東淺井郡雨波村の人中村林助、乾庄九郎の二人、竊かに縮緬業を起す事を考へ、自ら丹後に赴きて其織法を研究し、近隣の婦女子に傳へしもの、東淺井坂田の二郡に亘り、其産額年々增加せしかば、（絞縮緬）（柳條縮緬）（風縮緬）（かゞりを縮緬）

（前項）其製品を一旦長濱に蒐集せしより、人呼んで濱縮緬（ハマヂリメン）といふ、寶暦九年以來彦根藩の保護をうけて、京都に出だし之を賣捌きたり、明治以後に及びては縮緬の需用益々多きを加へ、其製また發達し、產額著しく增加せり（工藝志料、日本工業史）

チリヤク　治暦　年號　後冷泉天皇御宇の年號、康平八年八月二日、炎旱三合に因て改元す、四年を經て延久と改む　出典　尚書正義に「湯武革命、順乎天而應乎人、君子以治曆明時」とあるに據る、藤原實綱之を勘申す（國朝年號譜）

つ

ツ井井ン　追院　江戸時代における僧侶の閉刑、其職を解き居住の寺院より放逐するをいふ、退院にやゝ似たれど、此刑に處せられし者は、申渡しを受けたる場所より、直ちに追ひ拂はれ、再び寺院に歸ることを得ず、退院よりは其罪重し、退院（タイキン）、一宗構、（イツシユウカマヘ）一派構（イツパカマヘ）、坐看（御定書百ヶ條、德川政刑史料）

ツイガキ　ツイガサネ　築垣　衝重　築墻（ツイヂ）を見よ、食物などを盛る器具をいふ、三方、四方、供饌の總名なり、上の臺と下の足とをつき重ねたる物なる故に名づく、而して三方に穴をあけたるを三方、四方に穴をあけたるを四方、穴一つもなきを供饌といふ（貞丈雜記）

ツイキノコホリ　築城郡　所在　豐前國　沿革　延喜式「ツキ」と唱ふ、和名抄に、綾幡、桑田、鵜木、大野等の鄉あり、拾芥抄築城に作る、寛知集築城に復し、郡名考又筑城に作りて「ツイキ」と唱へ、天保鄉帳築城に改め、以後之に從ふ、地誌提要「ツイキ」「ツキ」（ママ）といふ、寶暦九年以來彦根藩の保護をうけて、京都に出だし之を賣捌きたり、明治以後に及びては縮緬の需用益々多きを加へ、其製また發達し、產額著しく增加せり（工藝志料、日本工業史）

チリヤク　治暦　年號　後冷泉天皇御宇の年號、康平八年八月二日、炎旱三合に因て改元す、四年を經て延久と改む　出典　尚書正義に「湯武革命、順乎天而應乎人、君子以治曆明時」とあるに據る、藤原實綱之を勘申す（國朝年號譜）

ツ井井ン　追院　江戸時代における僧侶の閉刑、其職を解き居住の寺院より放逐するをいふ、退院にやゝ似たれど、此刑に處せられし者は、申渡しを受けたる場所より、直ちに追ひ拂はれ、再び寺院に歸ることを得ず、退院よりは其罪重し、退院（タイキン）、一宗構、（イツシユウカマヘ）一派構（イツパカマヘ）、坐看（御定書百ヶ條、德川政刑史料）

ツイガキ　ツイガサネ　築垣　衝重　築墻（ツイヂ）を見よ、食物などを盛る器具をいふ、三方、四方、供饌の總名なり、上の臺と下の足とをつき重ねたる物なる故に名づく、而して三方に穴をあけたるを三方、四方に穴をあけたるを四方、穴一つもなきを供饌といふ（貞丈雜記）

ツイキノコホリ　築城郡　所在　豐前國　沿革　延喜式「ツキ」と唱ふ、和名抄に、綾幡、桑田、鵜木、大野等の鄉あり、拾芥抄築城に作る、寛知集築城に復し、郡名考又筑城に作りて「ツイキ」と唱へ、天保鄉帳築城に改め、以後之に從ふ、地誌提要「ツイキ」「ツキ」（ママ）といふ、寶暦九年以來彦根藩の保護をうけて、京都に出だし之を賣捌きたり、明治以後に及びては縮緬の需用益々多きを加へ、其製また發達し、產額著しく增加せり（工藝志料、日本工業史）

ツ井シユ　堆朱　考證　漆細工の一種、朱漆を以て厚く塗り、山水、花鳥、人物等の圖を彫刻したるものをいふ、又尋常の漆器に朱綠墨等の漆を以て花草を堆く彫刻せるものあり、これを紅花綠葉と稱す、又堆朱と同類にして彫盞の淺きものあり、これを波志加雕といふ、また彩漆數遍を施して、（彩漆を施さゞるものもあり）、屈曲の文を雕るものあり、これを屈輪（グリ）といふ　出典　後土御門天皇の御宇京都の漆工門入といふ者始めて製す、慶長年間工人堆朱平十郎某といふものあり、甚だ巧なりしかば、遂に其名に因て名づく、平十郎將軍德川家康に仕ふ、その子孫業を以て世襲す、萬治年間堆朱楊成といふ者あり、堆朱器を作るの妙手といふ、寶保年間京都佛光寺通に、堆朱屋治郎左衛門といふものあり、世人其技を稱して、門入の上に出づと爲す、又江戸の大工町に堆朱養清、肥前の長崎に堆朱工藤七及び勘七といふものあり、並に皆當世の名工と稱せらる、京都、長崎、江戸等の工人業を傳へて今に至る（工藝志料）

ツ井タウシ　追討使　遣する軍使を云ふ、源平盛衰記に、源義經を西海追討使と記したり、

ツイタテ　衝立　障子の一種、襖障子の如く絁絹等にて張りて、臺を設けて、座敷に立て置き、物を遮る爲めに用ふる具を云ふ、又「ツイタチサウジ」と云ふ、衝立障子に見えたり、

ツイヂ　築墻　木骨土造の塀を云ふ、（ツキヒヂ）築壁の義なり、又ツイガキとも云ふ、後世筑地と書くは當らず、其製凡一間毎に柱あり、之を須柱（カヒヂバシラ）と云ふ、其妻に在るものを貝形柱（カヒヂバシラ）と云ひ、柱間に在る横線を定規筋と云ふ、俗に之を筋塀と云ふ、禁中の築墻は高さ五尺或は六尺より一丈位迄あり、諸臣の家は垣基三尺にて高さは一定せず、延喜左京職式に、京都町割の定を註して「大路廣十丈、自垣中至溝邊八尺、（柱基三尺犬伏五尺）溝廣各四尺、兩溝間七丈六尺」とあるにて其制及び公卿殿上人の家の築墻たりしこと知るべし、大鏡伊尹の傳中花山院風流を好ませ給へる事を記したる條に「撫子の種を、ついぢの上にまかせ給へりければ云々」と見えたり（家屋雜考）

ツ井ナ　都維那　僧官三綱の一、衆僧に法義を說示することを掌る、禪宗にては法會の時の開口者を云ふ、梵語なり、又維那といふ、釋氏要覽に「維那此云ニ說衆一、見奈那云ニ授事人一云々」枳橘見土集に「聲論翻爲ニ次第一也、謂知ニ事之次第一、相傳云悅衆也、同下に「維那出ニ要律儀一翻爲ニ寺護一、又云悅衆一、本正音遍遲、此云ニ次第一」とあるにて其意義を知るべし、一說に、維は綱紀の義にて漢語、那は梵語、壺井義知の說に「都維那、是都ニ維衆徒一之義也、卽徒相通云々」中原職忠の說に「都維那は都維者統繫也、一寺の衆徒を統繫して居住せしむる義なり」と云へり、共に字義に泥みたる說なり（僧侶官位志）

ツ井ナ　追儺　考證　朝廷年中行事の一、毎年十二月晦日に、疫鬼を拂はんが爲めに朝廷にて行はるゝ儀式ないふ、又鬼やらひとも稱す　出典　晦日の夜この事あり、大舍人寮の舍人、鬼の役を勤め、大

舍人長、方相氏の役を勤む、方相氏とは黃金四目の假面をつけ、玄衣朱裳を着し、右に戈を採り、左に楯を持ち、鬼を儺ふ任に當れるものをいふ、別に振子といへる小兒八人（內裏式には廿人とあり、延喜式には何時なるか詳かならず、但し延喜式に詳しく其式を載せたれば、其以前より早く行はれたるを知るべし、爾來王朝時代には引きつゞき行はれたり、武家時代に入りては、建武年中行事に此こと見え、公事根源にも載せたれども、當時まで繼續して行はれしにはあらざるべし、江戸時代の初めには、既に廢絕したり、而して諸國の神社の祭儀には此式を存したるものなきにあらず（延喜式、政事要略、建武年中行事、古今要覽稿）

鬼

方相氏（政事要略所載）

振子

ツ井ハウ　追放　考證　武家時代の刑名、制定區域外の地に放逐するを云ふ　出典　鎌倉時代には、幕中を追放せるあり、又は鎌倉幕府の管國、罪人の所住地等を追放せるあり、いづれも罪の輕重、もしくは犯罪の情狀等により適宜に是を定めたるがごとし、室町時代亦同じ、諸大名にても、城下、管國等を追放ぜるこそ、大概幕府と大差なきに似たり、江戸時代には、士庶を通じての正刑にして、所拂、江戸拂、江戸十里四方追放、關追放、重追放、中追放等の別あり、詳しくは各條下を參看すべし、追放の罪人は町奉行所にて申渡を爲し、然る後町同心門前に押遣して放逐し、罪人武士なれば、鑓に取り上げたる大小刀をイトヲテに包みたるまゝ、莚にて渡すなり、此時罪因の親屬は、奉行所前の腰掛茶屋に待ち居て本人を受取り、其夜は親屬方に一泊するを默許せり、もとは日本橋にて放逐せるを、安永年間改正して、東は常盤橋外、西は四ツ谷門外、南は幸橋門外、北は神田橋外にて放逐することゝなり、其後（年月不詳）更に町奉行所門前にて執行することゝなれり、追放せられたる者、一旦遠國に赴きし後、窃かに江戸に立ち入ることなきに非ず、此時もし加役同心に告めらるゝも、佛參の爲め來れりと答へ、且草鞋を穿ち居れば、敢て之を糺明せざりしと云ふ、なほ右の外各地方を追放するあり、洛中拂、洛中洛外拂、五畿內拂追放、山城國中拂、伏見拂、大阪三鄉拂、堺兩鄉拂、駿府拂、長崎拂、箱館市中拂、松前市中拂、伊勢神領拂、日光御領拂、佐渡國中拂、攝河兩國拂、大和國中拂等これも、江戸の例を以て推知するに難からざるが故に、一々說明を加へず（吾妻鏡、同脫漏、新編追加、憲享舊聽記、大內家驛書、今川記、甲陽軍鑑、德川政刑史料、德川時代御仕置、古事類苑法律部）

ツ井ブシ　追捕使　考證　又「ツキフクシ」とも云ふ、奸徒を追捕するより起れる名なり、もとは追捕海賊使とも、追捕凶賊使とも云ひしを、後には略して單に追捕使とも云ひ、又後には總追捕使と稱す　出典　部內の奸惡の徒を逮捕鎭靜する事を掌る、多くは國司鄙司の武藝才幹あるものを擇びて任ず、畿內は勅宣を奉じて補し、其他の國は國解を以て官に申して補任す　起原沿革　（一）朝廷より任ずると（二）私に任ずると二あり（一）始め詳ならず、蓋し臨時の職にして叛者或は盜賊蜂起の時之を追捕する爲めに任ぜしものなるべし、書に見えたるは、眞信公記承平二年四月廿三日の條に「左大辨來仰、追捕海賊使可ニ定行一事一」とあるを始めとす、村上天皇の御宇平將

門藤原純友の亂あるや、天慶三年正月東海、東山、山陰三道の追捕使を任じ、東海道は藤原忠舒、東山道は小野維幹、山陰道は小野好古を任じ、尋で又太宰府追捕使に左衞門尉利安を任じたり、賊平定後も諸國に追捕使を置き、終に常置の官となる、卽ち天曆十年六月甲可是茂を近江追捕使としたり、朝野群載に「此國帶二三箇道一、爲二要害地一、奸猾之輩、横二行部内一、強盜殺害、往往不レ絶、仍前々國宰、部内武藝之輩、選下堪二其事一者上、中二請公家一、爲二追捕使一、近則佐々貴山公興垣、故大友兼平等是也」とあるにて知るべし、後ち隨兵の士卒等威勢を振ひて、恣に人民を劫略したるを以て、承曆年中越前國より押領使追捕使を停められんことを請へり、後には世襲となりしと見え、藤原利仁の裔越前權介齋藤爲頼は、北陸道七箇國の押領使を以て越前國總追捕使となり、爲頼の一族國章、其子國貞も越前追捕使となりたり、又一道を管する追捕使あり、紀忠房が南海道總追捕使たりしが如き是なり、源爲朝九州豪族を降伏せしめ、自ら九州の總追捕使と稱せるも亦以て證とすべし、源頼朝兵を擧げ、武を以て其地を取り、私かに守護を任ずるや、其職掌全く總追捕使に同じきを以て、總追捕使と稱したり、元曆二年土肥實平梶原景時等を總追捕使として、播磨美作備前備中備後等を守護せしめたるが如き其一例なり、後ち平氏亡ぶるに至り、此職無用に屬したるを以て、文治元年六月奏請して總追捕使を廢したり、然るに頼朝弟義經と善からず、之を伐たんとす、義經後白河法皇に迫り頼朝追討の院宣を得て、西國に奔る、頼朝卽ち義經を追捕し、奸徒を防ぐを名とし、奏請して諸國に守護地頭を置き、舊によりて守護を又總追捕使とも云へり、吾妻鏡文治二年三月一日の條に「諸國被レ補二總追捕使地頭一内云々」と見え、同書

に近江守護佐々木定綱とあるを玉葉には近江總追捕使としたるにて之を知るべし、世に頼朝六十六ヶ國總追捕使を朝廷より賜はりしと云へるは誤なり、建久以後守護を總追捕使と稱すること稀になり、總追捕使は多くは神社佛寺莊園内の職名となりて、庄内の追捕を掌るに至れり、吾妻鏡正治二年の條に、播磨國總追捕使あれど、同國守護梶原景時の代官なれば、普通の守護と異なれり、而して朝廷より補することは全く絶えて、建武二年足利尊氏諸國總追捕使を望みしも朝廷之を許さゞりき、神社佛寺私に置きしことは、大神宮雜事記に、後朱雀天皇長曆三年に、追捕使大中臣成佐ありしを初見として、此後ち屢々見えたり、是れ神宮守護の爲めに置きしものなるべし、治承四年三月源頼朝鹿島政幹を、鹿島社總追捕使として宮中の狼藉に備へ、吾妻鏡建久十年には、大神宮領伊賀胡御厨總追捕使ありき、莊園内の總追捕使は、東大寺文書によれば保元平治以後屢々見え、鎌倉時代に至りては東寺百合文書、高野山文書等に散見し、枚擧に暇あらず、而して莊園の總追捕使は又檢非違使とも云へり（總追捕使考、史學雜誌「守護地頭考」）

ツウクワン　都管　都寺（ツウス）を見よ、

ツウジ　通事（通詞）　**名義** 譯官をいふ、卽ち通辯なり、事を通ずるの義　**起原沿革** 上古には譯語（ヲサ）といへり、また通事とも書し、同じくオサと訓ず、推古紀十五年七月の條に「大禮小野臣妹子遣二於大唐一、以二鞍作福利一爲二通事一」とあるを初見とす、また貞觀三年正月、領渤海客使を發遣せし時、春日安成を渤海の通事となしたることあり、（「オサ」參看）江戸時代には長崎に唐通事、和蘭通詞を置き、兩國通辯の任に當らしめたり、唐通事は、蓋し支那の事を唐（カラ）と稱したるよりこれを職名となしたるものにし

て、唐語の通事にはあらず、而して唐通事には、大通事、小通事、同助、同並、同末席、稽古通事、内通事あり、阿蘭通詞には亦、大通詞、小通詞、同助、同並、同末席、稽古通詞、内通詞あり、いづれも筆者ありてこれに屬せり、なほ和蘭通詞は、出島に其役所を置きて專務を執りたりき、また通事通詞共に、外國貿易の事に干與したるを以て、驕奢の生活を爲したりといへり（書紀、三代實錄、倭訓栞、長崎港草、長崎志、長崎三百年間）

ツウス　都寺　禪宗の役名、諸監寺を都率する故に名づく、都監寺の略なり、又都總とも、都管とも云ふ、備用清規に「都監寺、山門重任、貴在レ得レ人、百丈監院幹二辨公私一、今都寺是也、」勅修清規に「都監寺、古規惟設二監院一、後因二寺廣衆多一、添二都寺一以總二庶務一、早暮勤二事香火一、應二接官員施主一、會二計簿書一、出二納錢穀一、常令二歲計有一レ餘、尊レ主愛レ衆、凡事必會議、稟二住持一方行二訓誨行僕一、不二妄鞭捶一、設當二懲戒擯罰一、亦須下稟議量レ情示レ警、毋中縱二威暴一激變起上レ訟、差二設莊庫職務一、必須二公平一、毋下用二私黨一、致中怨上下上、昔叢林盛時多請二西堂首座書記一、以充二此職一、而都監寺亦充二首座書記一云々」と見えたり（禪林象器箋）

ツウソウ　都總　都寺（ツウス）を見よ、

ツウノコホリ　都宇郡　**所在** 備中國　**起原** 延喜式に始めて見え、「ツウ」と稱す、蓋し國郡制定の時是を置きしものなるべし　**沿革** 和名抄に河面（カハモ）撫河（ナツカハ）深井、驛家等の鄕あり、郡名考「ツウ」と稱し、地誌提要又之に從ふ、今之に仍る（郡名異同一覽、國郡沿革考）

ツウボフジ　通法寺　**所在** 河内國石川郡（今南河内郡、中世古市郡に屬す）壺井村○石丸山と號す　**山號寺名** 眞言宗○本尊は定朝作と稱する阿彌陀觀

音勢至三尊を安置す　**起原沿革** 長久四年源頼義創設し、等身千手觀音の像を納む、壺井鄕に建てしを以て壺井御堂と云ふ、額を揭げて通法寺と號す、又阿彌陀如來を安置す、頼信以下三代の墳墓のあるを以て代々源氏の崇敬衰へず、文治元年十二月源頼朝北條時政をして、衆庶の寺内を狼藉することを禁ぜしを始めとして、鎌倉室町兩時代を通じて隆盛なりき、元祿十三年德川綱吉命じて諸堂を修造せしめ、遂に嚴然たる大寺となれり、正面は本堂にして、左に觀音堂あり、頼義感得の金剛觀音を安置す、堂中に頼義の靈社あり、本堂の巽二町に頼信の墓あり頼義墓は觀音堂畔に、義家墓は頼信墓の東一町に在り、現今大に荒廢し、頼義の祠堂のみ僅かに存せり○壺井社は康平七年頼信の建立する所、其傍に一社あり、頼信、頼義、義家朝臣を祀る、天仁二年の建立なりと云ふ（通法寺文書、伽藍開基記、名所圖會、名勝地誌）

ツウヤウモン　通陽門　大内裡八省院二十五門の一、左廂門ともいふ、北山抄に、東廊北掖門に作る、東面の門にて、宣政門の北、十間を隔てゝ位す（大内裡圖考證）

ツウヤウモンヰン　通陽門院　**名義** 藤原嚴子　**系統** 内大臣三條公忠の女　**事蹟** 後圓融天皇の妃、後小松天皇の御母、天皇諸王の時宮に入りて御小松天皇を生み給ふ、永德三年十一月從二位に叙せられ、應永二年四月三宮に准じ、三年七月院號を賜ふ、同十三年十二月二十七日薨ず、年五十六（門院傳）

ツカ　柄（欛）　刀劍に附したる柄をいふ、卽ち手に握るに便ぜんが爲めに附したるものなり、摑む（タカミ）の義、古事記には手上、萬葉集には手頴（タカヒ）とあり、また摑むの義にして柄のことをいへり、而して正しくツカと見えたるは、和名抄に「欛（音覇、和名太知乃

豆加）劍柄也、考工記云、劍莖、人所レ握、鐔以上也、今卽欛也」とあるを始めとす、なほ柄に用ひる材料に就きては、古語拾遺に「以二秦氏所レ獻之絹一纏二祭レ神劍首一」とあれば、古くは絹をも用ひしなるべし、降りて和名抄を按ずるに、鮫皮を用ひし事の記事あり、以て鮫皮を使用したることの古きを知るべし、後ち其製作日に發達し、殊に武家時代に入りては、其用多かりしより、從うて各種類の柄を生じたり、卽ち瑠璃水精柄、鮫皮柄、梅花皮柄、直柄、友柄、絲卷柄、韋卷柄、樺卷柄、沈柄、赤木柄、花櫚木柄、聖柄、三鈷柄、銀燒子柄等あり（貞丈雜記、古事類苑兵事部）

ツカ　束　古代、物の長短を度るに用ひたる稱呼、手にてつかみ、四指の廣さの程をいふ、十握劍、七掬脛などの類なり、後世も矢の長さを度るに何束といへり、「ツカ」に握の字を用ふるは、儀禮に「箭籌八十、長尺有レ握」又禮記に「宗廟之牛角握」などあるに據りたるなり（本朝度量權衡攷）

ツカサ　司（官）　官職を云ふ、又ツカサは高き所を云ふ詞にて、積重の義なりしが、轉じて官職の名となりしなり、官、省、台、職、坊、寮、司、監、府、使、廳等、各其統ぶる所、屬する所によりて文字を異にすれども、何れもツカサと云ふ、神代紀に、首又は官司、顯宗紀に官府、欽明紀に執事をツカサとよめるも同じ義なり、後世役所とも官衙とも云へり（倭訓栞、萬葉集古義）

ツカサメシノヂモク　司召除目　**名義** 在京諸司を任補する儀式を云ふ、京官除目とも秋除目とも云ふ　**儀式** 縣召除目と大差なし、たゞ三省の奏等がこの除目に行はるゝのみの相違あり、一夜又は二夜に行ふ時あり　**沿革** 舊くは春に行ひしが、後世は概して秋季に行はれ、或は夏又は冬に行ひし時

もあり、北山抄に「二月三日以前京官除目事」と見えたれども、江次第に已に秋除目とあれば、平安朝の末期よりは秋に行はれし事多きを知るべし、南北朝以後漸次衰へて、後花園天皇の時には絶えて行はれざるに至れり（公事根源、官職難儀、建武年中行事詳解）

ツカノコホリ　都賀郡　**所在** 下野國　**起原** 續紀光仁天皇寶龜六年七月の條に始めて見ゆ　**沿革** 和名抄に布多、高家、山後（ヤマシリ）山人、田後（タシリ）生馬、秀文、高栗、小山、三島、驛家等の鄕あり、明治九年十二月都賀郡葛生町等五ヶ村を安蘇郡に併せ、安蘇郡下永野村等八ヶ村を都賀郡に屬す（郡名異同一覽、國郡沿革考）

ツカヒバン　使番　**職掌** 江戸幕府の職名、戰時にありては、諸陣を巡りて、諸將の勇怯、戰功の甲乙、軍令の守背を監し、時としては斥候となり、又命令を四方に傳ふる事を職とし、平時にありては、將軍の代替り毎に、諸國を巡廻して、大名の治績動靜を視察し、國持大名幼少にて家を繼ぎし時は、後見として其國に半年在留し、國政を監督し、或は城請取の時に臨監し、或は大名の歸國參府の時に上使を勤め、また二條大阪駿府等に目付として出張し、遠國諸役人の能否を考察し、其他江戸市中に火災ある時は之を見廻り、及び目附と共に大名課役の消防夫を指揮し、又は定火消の火事場における勤惰を考察する等の事を掌る、若年寄の支配にして千石高、菊間詰なり、初め役料を給せしが後ち千石高と定め、慶應三年役金五百兩を給し、千石以上の者には其半額を給する事となしたり　**起原沿革** 幕府創立の當時は人員一定せず、元和三年始めて定役二十八人を補し、其後增加して、文政、天保、嘉永、安政、萬延の頃には五十人を降ら

す、文久、元治の頃には六十人乃至八十人に及び、慶應に至りては百十數人の多きに達したりしが、同二年十二月使番五十六人を免職せしかば、其數再び減じ、三年の武鑑に載する所六十人ありき○按するに、使番と稱するものは、戰國の際諸大名家に在り、永祿天文頃よりして諸書に散見すれば、恐くは其頃より起りしものなるべく、もとは才幹ありて殊更軍事に熟したるものを擇み、軍中の使節となしたるものにして、多くは臨時に置きたれども、臨時の使番と常置の使番とを並置したる大名も尠ならざりし、江戸時代太平に屬する後も、幕府なほ意によりて之を常置したり、されば其職とする處、みな臨時的の事務に係れり、恭生徂徠は其著政談において、使番は軍中臨時に置くべきものにして、平常は無用の職なりと說破したること、亦故なきにあらず（武家名目抄、官制沿革略史、古事類苑官位部）

ツカヘドコロ　仕所　院中召仕の人の候する所、「キンノツカヘドコロ」を見よ、

ツカマノコホリ　筑摩郡　名所圖會　信濃國　起原　書紀天武天皇十四年十月の條に始めて見ゆ　沿革　日本紀東間、續紀、延喜式筑摩に作る、和名抄に眞田、宇賀、辛犬、錦服（ニシゴリ）山家、大井等の鄉あり、郡の四境辛犬鄉の內、後ち安曇郡に入る、寛知集筑摩、筑摩兩樣に作り、元祿帳以後筑摩に作る、郡名考「チクマとも稱し、地誌提要「チクマ」「ツカマ」兩樣に唱ふ、明治十三年五月東西に分て東筑摩、西筑摩の二郡とせり（郡名異同一覽、國郡沿革考）

ツカミダカ　抓高　江戸時代檢地に漏れたるを云ふ、されど只稱呼のみに用ひて、記錄などには記さず（地方凡例錄）

ツガルヌリ　津輕塗　名義　陸奥國津輕郡　起原沿革　元祿十年池田源兵衛（二代）の發明せし所、世に之を津輕の漆塗と稱す、源兵衛は津輕藩の漆工にて、藩主の命をうけ、江戸に出で青海勘七の門に入り、遂に漆塗を發明し、かれて青海波の漆畫をよくせしといふ、是より世々青海を以て氏とす、其製法若狹塗に似て、敷層の彩漆を疊塗し、雲狀の花章を出せり、但し金銀箔を用ひざる所若狹塗と異なるのみ、近年錦塗と稱する製法を施し、其上に雲鶴或は飛鳥或は饑線花などの模樣を施したる所の器物を出す、卽ち從來の製品の外、テーブル、隔棚、手箱、煙草盆、卷煙草入、其他諸器物を造る、其製頗る精巧なり（工藝志料）

ツガルノコホリ　津輕郡　名所者　陸奥國　起原沿革　書紀津刈に作る、假夷の地なり、齊明天皇四年四月、越國守阿倍臣伐つて津輕を定め、之を越國に隸し、柵戶出羽國に屬せしむ、後ち再び夷地に淪沒せしかば、延喜式、和名抄、拾芥抄共に郡名を見ず、安部氏の時之を取り、源賴朝藤原泰衡を滅ぼすに及んで、始めて之を收復し、仍て陸奥に隸し守護を置て之を治む、應永の末、南部氏之を併せ、東方を田舍郡、中央を平賀郡、西方を鼻輪（又花輪に作る）郡と稱し三郡に分つ、戰國の時又奥法、眞野、入間郡の稱あり、凡て津輕六郡と稱す、其津輕一郡に復せるは蓋し文祿撿地の時なるべし、吾妻鏡、寛知集、元祿帳之に仍り、以後之に從ふ、地誌提要「ツガル」と稱し、明治十三年五月東、西、中、南、北の五郡に分ち、現今に至れり（郡名異同一覽、國郡沿革考）

ツキヲカセツテイ　月岡雪鼎　名二家本　姓は本田、名は昌信、通稱は丹下といふ、雪鼎また信天翁と號す　事績　江戸の人、大阪に住し、高田敬輔

に就きて畫法を學び、後ち廣く和漢の畫法を研究し、畫風遂に一變す、而して其畫く所、尤も邦俗の美人に長じ、且つ好んで、春宵祕戲の圖を作り、設色密畫にて透明なるもの、如きは、頗る世に名高し、また人物魚類にも巧みなりき、故に圓山應擧と雖も、雪鼎の圖に倣ひて人物動物を能くするに至れりと稱せらる、天明六年十二月歿す、年七十七、雪鼎門人甚多く、其流派を世に雪鼎派と稱す、「セッテイハ」參看（扶桑畫人傳）

ツギガミ

ツギガミシモ　續紙　上下　名義　上下の一種、上は肩衣、下は常の袴にして、上と下と地質色合を異にしたるものなり　製法　肩衣には麻上下の如く、背と兩肩に紋所あり、色地合等定めなしと雖も、無地又は小紋等多し　着用　江戸時代駙斗目を著用する士の營中に於て著する平服なり、故に世俗平服とも稱す、夏冬とも單を用ひるは裏なしと雖も、多くは夏は單、冬は裏付を用ひたり、衣服は紋付（駙斗目を除く）にても縞にても構なし○享保の頃までは武家の略服にて、暖氣の時にのみ着用したりしが、元文の末より平日の服となり、天明の頃は貴人も冬著用するに至れりといふ（德川盛世錄、嬉遊笑覽）

ツキギヤウジ　月行事　行事（ギヤウジ）を見よ、

ツキクサ　月草　髮の色目の名、表縹、裏淺縹のものを云ふ、伊勢貞丈は、ツキ草は鴨頭草なり、キとイ音相通ずる故、ツイ草とも云、イとユ相通ずる故、轉じて俗にツユ草と云、其花縹色なり」といへり（本草圖譜、草類東色彙）

ツキゲ　月毛（鵜毛）　馬の毛色の名、赤くして白みを帶びたるを云ふ、和名抄に「赭白馬、毛詩註云、驪（音良、漢語抄云、赭白馬、鵜毛也）形白雜毛馬也、留雅註云、驪今之赭白馬也」と見え、顧會小補に「驪、說文赤白雜毛、謂色似鮸魚也」とあり○鵜毛は、黃ばみ多きを赤鵜毛、白ばみ多きを白鵜毛、黑ばみ多きを黑鵜毛（斑點になりたるものを、斑鵜（或は虎月毛と云）と云ふ、平家物語、源平盛衰記、著聞集、太平記等に多く見えたり、「ウマ」の挿繪を見よ、

ツキシロ　月代　名義　額上より項にかけて頭髮を剃り落したるをいふ、形ち月の如くにして白きが故に、月白と名付く、代は白の借字なり、またサカヤキとも訓ずるは、髮を剃る目的、逆上カイキ、サカヤキとも訓ずるは、髮を剃る目的、逆上なる防がんが爲に氣を拔くにて名づけたるなり　起原沿革　古へは貴賤共に總髮なりしが、平安朝の末年頃より、逆上の病あるもの、もしくは軍に出で冑を被る時、逆上を避くる爲、額上の毛を殘し、頭の中を丸く剃りて氣を拔くの用に供し、其上に額の毛を引かけて之を隱しおくものあり、玉葉安元二年七月八日の條に、平時忠のことを述べて「まことや、月代大見苦」と見え、砂石集に「月代ある入道」、獨集抄に「あさましくやつれたる僧の、近く家を出けるとも見えて、月しろなどあざやかに見えたり」などあり、また太平記に片岡八郎の山伏ならねば、さかやきのあとかくれなし」とも見ゆ、然るに應仁以後亂世となりて、戰爭打ち續くに際し、兵士等冑を着て首の熱するに苦み、月代を剃るに、額毛を殘すもうるさくて剃り落し、更に其部分を擴大にして頂にまで及ぼす事となりしが、慶長の頃、世や、太平に屬するに至りても、戰國以來の因習は、遂に世の風俗を成し、人々皆之を剃ることなれり、されど元祿寶永の頃までは、間々月代を剃らず、總髮なるものもなきにあらず、なほ公家にては、古風を守りて月代を剃らざりしといへり（四季草）

ツキタノヲカノヘノミサザキ　桃花鳥田丘上陵　綏靖天皇の御陵、大和國高市郡白橿村大字四條に在り○兆域方一町、延喜の制に、守戶五烟を置く（延喜式、陵墓一覽）

ツキナミノマツリ　月次祭　名義　毎年六月十二月の二季十一日に、神祇官に於て、三百四座の神に奉幣して、國家の靜謐、聖體の福運を祈る祭なり云ふ、蓋し毎月祭るべきを略して、二季に祭るものにして、月毎に祭る義により月次祭と名付く　儀式　當日神祇官以下諸司の官人參集して、中臣祝詞を奏し、伊勢以下諸社の幣帛を頒つこと、新年祭と異なる事なく、祝詞の如きも、新年の項の有無の差あるのみ、詳しくは「キネンサイ」を見よ、なほ此祭の終りたる後、天皇必ず中和院に御して神今食を行はせ給ふ、（「ジンコンジキ」參看）　起原沿革　文武天皇の大寶二年七月に始まる、十一日を祭日とす、一條天皇の寬弘元年六月十日に行ひしは、異例なるべし、また祭場は神祇官なれども、時として中和院にて行ひし事あり、中世以後兵亂または用途の不足等によりて、延引もしくは停止したること多く、且其頻數の如きも、伊勢神宮のみに限り、他社には殆んど其例なきに至り、室町時代の末期、卽ち戰國時代に及びて全く廢絕に歸したり（古事類苑神祇部）

ツキノカミ　月神　月讀命（ツキヨミノミコトを見よ

ツキノソウ

ツキノワノクワンバク　月奏　「ゲッソウ」を見よ、

ツキノワノミサザキ　月輪關白　藤原兼實（フヂハラノカネザネ）を見よ、

ツキノワノミサザキ　月輪陵　山城國京都市下京區今熊野町に在りて、四條、後水尾、明正、後

光明、後西院、靈元、東山、中御門、櫻町、桃園、後櫻町、後桃園の天皇及び陽光院太上天皇、東福門院、新上西門院、承秋門院、新中和門院、青綺門院、恭禮門院、盛化門院の皇后の御陵を云ふ、天皇の御陵十二あるを以て月輪十二陵とも云ふ（平安通志、陵墓一覽）

ツキミ　月見　公家にて女子は髮曾木の時、男子は振袖を停めて脇をふさぐ時に行ふ式、轉じて髮曾木もしくは脇ふさぎの祝を稱する。（略）至れり、饅頭（箸にて穴を明け、其穴より月を見るをいふ、並に六月十六日之を行ふなり、詳くは「ビンソギ」を見よ、

ツキミ　月見　月を賞する事は元より春夏秋冬の區別なかりしと雖も、我國にて古來より尤も賞翫するは、八月十五夜と九月十三夜とす、故にこの二つに就きて記すべし、八月十五夜を賞する事、支那にては、季唐の代より盛んに行はれしが、其風吾邦にも傳はりしものなるべし、書に見えたるは、島田忠臣の田氏家集に「八月十五夜宴各言レ志」などいへる題にて賦したる詩あるを始めとす、忠臣は文德天皇御宇前後の人なれば、當時既に其風のありし事を窺ふべし、蓋し文人の社會にまづ始りしものならん、和歌は古今集に紀貫之、素性法師、凡河内躬恒の十五夜の詠を初見とす、爾來引つゞきて其風盛んに、宴を催し詩歌を詠ぜる事、諸籍に散見せり、また此宵歌合を行ひしは、承安三年八月十五夜三井寺新羅社歌合光も古し、江戸時代には士庶一般に此明月を賞するの風を生じ、十四日を宵待といふ、翌夜の陰晴計り難きが故にまづ宵の月を賞するなり、十五日には團子を製し、栗、芋、枝豆、柿、葡萄等の果物、尾花、水引、月見草等の草花、並に造酒を供へて月を遨ふ、元祿の頃にては、三派の月見とて隅田川に舟を浮べて清光を賞すること流行したりといへり、十六日にも既望（イザヨヒ）（また十六夜）と稱へ（同じく月を賞せり、九月十三夜の月を賞する事は、躬恒集に、延喜十九年内裏にて月の宴を行はれしこと見えたるを始めとす（中右記には「寛平法皇明月無雙之由被二仰出一云々、仍我朝以二九月十三夜一爲二明月之夜一」と見ゆ）これより漸く風を爲し、十三夜の月を賞する事となりしが、江戸時代には、後の月見と稱し、夫被、栗、枝豆、尾花を供へたり、なほ所謂（九月十三夜）

（八月十五夜）

（宵宮）

（廿六夜待）

ツキメゴハン　武將が代替り繼嗣の際、舊章に照して其所領を安堵したる文書を云ふ、江戸時代には繼目朱印と云ふ、又其家臣部下の所領所職相續を許したる証判ある文書をもいへり、繼目判形とも云ふ、季瓊目錄に「長祿二年十月三日四芳寺御成、御齋肥後國日輪寺聖語首座被レ遊」とあるは、所領安堵の令にして、寛文五年三月の令に、當家三代の朱印所有の社は勿論、兩代の朱印所有の分まで、社領の高下に依らず、繼目朱印を下附すべしと見えたるは、繼目朱印の例にして、信長記大河内城浸落の條に「馬廻の兵までも討死したりけるべし、故に元祿國之に仍り、後ち之を遵用して郡名給ふ事限なし、然るに有二相違一旨、續目判形則其子共に給ふたりけりと」とあるは家臣の相續を許したる例なり、「シュイン」參看、

ツキメゴハン　織目御判　室町時代以後、

ツキメシュイン　織目朱印　「ツギメゴハン」を見よ、

ツキヨミノミコト　月夜見尊　名義　月讀命、月弓尊とも書し、また月神ともいへり　傳說　伊弉諾尊の子、母は伊弉册尊　事蹟　書紀には、諸册の二尊が國土經營の後、天下の主たる者を生まんとて、まづ日神を生み、次に月神を生む、光彩日に亞ぎたれば、日に配して高天原を治めしむべしとて天上に遣ると見え、紀の一書には、伊弉諾尊、左手に白銅鏡を持ちて大日靈尊を生み、右手に白銅鏡を持ちて、月弓尊を生むと見え、また古事記には、伊弉諾尊が日向橘の小門にて禊の時、左の目を洗ひて天照大神を生み、右の目を洗ひて月讀尊を生む、伊弉諾尊大に喜び、月讀命なして、夜の食國を知らしむとあり、夜の食國は何處を指したるか詳かならず、然れども紀記共に天照大神に次ぎて尊き神たるを傳へたるを見れば、蓋し勢力ありし神なるべしと雖も、其他の事蹟、古史全く傳ふる處なし（書紀、古事記）

ツク井ノコホリ　津久井郡　所在　相模國

也」とあれども、延喜式以下の諸書みな机案相通じて用ひ、別物にあらず、なほ其用ふる所により、或は其製作の樣に就いて稱々の名目あるも、其實に至りては全く同樣なり　起原沿革　古事記神代卷に「令レ持二百取机代之物一奉出」と見え、書紀にも「持二百机飯食一奉進」とあり、なほ書紀には、保食神の鰭廣、鰭狹、毛麁、毛柔の魚獸等を百机に貯へて、月夜見尊を饗したること見えたり、これ机の初見にして、また机に食物を載する用に供したることを窺ふべし、尋で書紀推古天皇十六年八月、唐使入朝の時、其國書を大門前の机におきたる事見ゆ、當時既に飲食物以外の物を載することゝなりしを知るべし、なほ江家次第に手洗具、楪洗、手巾等を八足机に置く等見えたるを合せ考ふるに、机上雜具を載するの風は、蓋し早くより開けたるものならん、また讀書の用に供したるは、文籍渡來より間もなく行はれしものなるべしと雖も、其書に見えたるは、穴穗物語祭の使の條に「ふみづくゑに向ひて、文どもめぐりに山のごとく積みて云々」とあるを始めとし、枕草子等にはふづくゑと書きたり、蓋し文机の義にして、延喜式に研案、江家次第に書案とあるも、皆名を異にして實を同じうせるものに係り、等しく文机なり、然るに武家時代に及びては、儀式用は別とし、實用の具として、日を逐うて文房具としての机の用益々發達し、特に江戸時代に至りては、單に机といはゞ、後者の義のみを意味する事となれり○また文臺と稱するものあり、机の一種なれども、後には、和歌會の時、懷紙を載するの具となりたり、「アンダイ」參看　重要語　八足机、左右に各四足を附したる机、略して八足ともいふ、机案中尤も古き樣式にして、神祭の具、並に皇室にては元服の時酒饌を置くに用ふ、また祭に預る官人の饗をも置くことあり、今日なほ祭具として用ふること人の知る所なり、大小あり、小なるは特に小机といふ、皆白木なり、高机、雜具を置くに用ふ、高案ともいへり、朝廷の例にていはゞ、御劍、御璽、琴等を置きたるとあり、また盤所にも使用したると見ゆれば、其他各種の物を載せたるとゝ知らる、形ち後世の經机の如しといふ、白木、並に蒔繪、螺鈿金具を施したるもの、又四隅に總を垂れたるもの等あり、中取案、食器を昇き、又は綵錦等を積むに用ふ、楮案、葉子酒肴を盛るに用ふ、檜木を以て作る、また黑木を結ひたるものあり、結机ともいふ、江次第の註に「以二檜等脚一編二葉敷一面一」とあるにて大樣を知るべし、用材一樣ならず（一閑張は江戸時代以後あり）形は經机と相似たるもの多し、江戸時代に至りては、文籍書寫字等の用に供す、研案、書案などあるも皆同じ、用材一樣ならず（一閑張は江戸時代以後あり）形は經机と相似たるもの多し、江戸時代に至り、各種の物製造せられたり、引出しのあるものもこれより事なるべし、また天神机と稱し、寺子屋にて使用したるは、大抵縱橫の木製にて、薄赤く塗りたるものなり（宍戸物語、古今要覽稿）

筑紫（竺志、竹斯）　上代、今の九州の總名と、兩筑地方の名稱とに用ひたり、前者に筑紫洲（クニ）と稱し、後者は筑紫國と稱したり、古事記に「次生二筑紫島一、身一而有二面四一、每レ面有レ名、故筑紫國謂二白日別一、豐國謂二豐日別一、肥國謂二建日向日豐久士比泥別一、熊曾國謂二建日別一」と見えたり、名義は筑後風土記に「昔し筑前筑後の坂に荒ぶる神あり、往來人多く取殺されき、故其神を人命靈神となむ云ける、後に祝祭りて筑紫神と申す」とありて、其神の名を貧ひたるものとなし、釋日本紀所引の一說には、國形の木兎に似たるより名づくといひ、又一說には允恭天皇の時異國紫草を貢して筑紫に着きし故に名づくといへど共に信じ難し、貝原益軒は、異國來寇を防がん爲めに、筑前の北方の海濱に、石垣を築きし故に築石の意なりと云へり、又萬葉集に「馬の爪都久志の崎」とあるより、我邦の西の端なれば、行盡しの意より其名起るといふ、文武天皇の時初めて西海道を置き、筑前筑後豐前豐後肥前肥後日向の七國に分ち、壹岐對島の二島を管し、更に日向國より、二年に薩摩國、和銅六年大隅國を分ち、九國となれり、此より後ち西海道と稱し、九州とも云へり、然れども奈良朝時代までは、九州の總名及び兩筑の稱に筑紫の號を用ひたり、續紀神龜四年七月の條に「丁酉筑紫諸國」と見え、萬葉集に「天地の神に祈りてさつやめき、つくしのしまをさしていく我は」と見えたり、この外筑紫の綿、筑紫の船と見えて總名に用ひ、また萬葉集神龜五年七月廿日筑前守山上憶良の挽歌に「大君の遠御門と白縫の筑紫の國になく子なす云々」とあるにて、兩筑の小名に用ひられたるとを知るべし、天平十五年十二月鎭西を以て、九國の總名に用ひられて、筑紫の名は殆ど史籍に見えざるに至れり（古事記、書紀、釋日本紀、古事記傳、太宰管內志、國郡沿革考）

ツクシゴト　筑紫琴　琴の一種、今日普通に琴と稱して彈ずるものは此器なり、箏より轉じ來れるなり、箏（サウノコト）を見よ、

ツクシタンダイ　筑紫探題　九州探題の一名、太平記に見えたり、「キウシウタンダイ」を見よ、

ツクシノカシヒノミヤ　筑紫橿日宮　香椎宮（カシヒノミヤ）を見よ、

ツクシノソウリヤウ　筑紫總領　太宰帥に當る、「ダザイフ」を見よ、

ツクシマヒ　筑紫舞　名義　沙陀調十五曲中の一、一名筑紫諸縣と稱す　起原沿革　應神天皇晉て

日向諸縣君牛諸井の女髮長媛の姿色あるを聞召、召して宴に陪ぜしむ、皇子大鷦鷯尊亦侍す、帝因て歌を作り、髮長媛を皇子に賜ひ妃と爲さしむ、皇子大に悦び、歌を作りて之を報ず、又妃の容色を愛して賦する歌、書紀に見えたり、蓋し諸縣ノ樂此に起りしなるべし、大寶の制筑紫舞凡二十人、諸縣師一人、舞者八人、甲を著け刀を執り、歌師四人とす（禮樂志）

ツクヅクシ　土筆　襲の色目の名、表白、裏紅なるもの、春季の襲に用ふ、「カサネノイロメ」の挿繪を見よ（重色目）

ツクバサンラウシノラン　鼢　天狗黨の鼢（テングダウノラン）を見よ、

ツクバノコホリ　筑波郡　新治　常陸國上古、紀國と稱す、崇神天皇の時、筑波命を以て國造となし、乃ち其名を以て筑波と改稱せしが、孝徳天皇の朝、之を郡とせり　出典　書紀筑玖波、續紀筑波に作り、延喜式亦同じ、和名抄に大貫、筑波、水守、三村、栗原、諸川、清水、佐野、方穂等の鄉あり、鎌倉時代、南北二條に分ち筑波河を以て之が境界とせり、又南郡北郡の稱ありしが、文祿檢地の時、其南條方穂庄及び北條の地を割て新置の新治郡に屬せしめ、更に河内郡の西境田中庄を以て此郡に併す、郡名考「ックバ」と稱し、以後之に從ふ、明治廿九年本郡の一部（山莊村）を新治に、北相馬、新治、河内の一小區域を本郡に編入す（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

ツクバノミチ　筑波道　連歌の道をいふ、日本武尊の御詠なる「にひばり筑波を過ぎて」といへる歌を連歌の起原と爲すより名づく、連歌の書に多く筑波の二字を冠する意も之と同じ、「レンガ」參看、

ツクボウ　突棒　江戸時代罪人を捕ふる時に用ふる武器、「サスマタ」の條を見よ、

ツクモドコロ　作物所（造物所）　朝廷の金銀細工をなす所、又錢貨改鑄の時、新錢の文字を彫刻することあり、「ツクモンドコロ」とも訓めり、大内裏月華門の外、進物所の西に在り、職員には、別當、預、史生等あり、枕草子に「つくも所の別當する比、誰がもとにやりけるにかあらん、物のふやうやうとて、これかやうに仕るべしとかきたるまんなのやう云々」と見えたり（西宮記、拾芥抄、枕草子春曙抄）

ツクユミ　鈗弓　矢を番ふ時、矢の當るべき所に打釘を打ちたる弓をいふ、軍中急用の場合に矢のこぼれぬ爲なり、小笠原八張弓の内に、この弓あり、「鏑藏弓」と名づけて、軍陣に用ひたり（貞丈雜記）

ヅケイ　徒刑　考察　王朝時代に於ける刑名、罪人を役して其罪を贖はしむるをいふ、笞、杖、流、死の四刑と共に、五刑又は五罪と稱す　出典　仁徳天皇の朝に、意伎等五國の國造に命じて田を營ましめ、履中天皇の朝、阿曇濱子に從へる海人等を、倭蒋代屯倉に役せしは、徒刑に似たれども、未だ其名なし、大寶律令の撰あるに及び、其制始めて定まる、その規定によれば、徒は杖より重き刑にて、一年に始まり、半年づゝ加へて三年までの五等あり、三百六十日を以て一年とす、徒刑の人は、畿内は京都に送り課役を免じ、私稍を食せしめ、飲を著け、三四人相連れ、もし一人毎に兩人防禦し、路橋を作り、宮城の四面を掃除する等の雜事に役し、婦人は衣を縫ひ、簸を舂くの役に從はしめ、滿役の日に至れば役の日數と、作物の色目とを錄して囚獄司より刑部省に送り、刑部省より事狀を錄して其身を鄉里に遞送す、若し親戚なき者、役中に死する時は、櫃りに閑地に埋め、其姓名を記して本屬に下す、而して徒を犯して家に簽丁なき者は、男女を擇ばず徒を免じて加杖す（簽丁とは丁夫二人の一ことゝ、簽丁なきとは、其身一人なるをいふ）是れ纖悉の刑を設けて、其身一人なるをいふ）是れ纖悉の刑を設けて、內の困窮を恐れて役ざるなり、但し家に年二十一以上の妻ある時は、男夫の簽丁と同樣にて、役をば免さず、雜戸、陵戸、徒を犯す時は、簽丁なき例に準じ加杖す、凡て徒を免じて加杖する時は、徒一年は加杖一百二十にして、一等毎に二十を加ふ、若し徒の年限內に家に簽丁なきに至れば、役すべき日數と、加ふべき杖數とを總計して、準折して決放す、例へば徒一年は杖一百二十なれば、三十日は杖十に當る、然るにこの人既に三十日役ぜられて、家に簽丁なきに至れば、剩る所の杖百十を加へて決放す、凡て此の如き類を準折して決放すといふ、但し盜及び人に傷くる者は、簽丁なしと雖も、親の老疾して侍すべき人の外は、此律を用ひず、聖武天皇天平年間に、私鑄錢の者は首從を問はず著鈦して終身鑄錢司に役し、嵯峨天皇弘仁九年の宣旨に、犯盜の人は輕重を論ぜず、皆役所に配すべしとあるに由りて、所司終に年限を定めず、皆命を役所に終るに至る、因て十三年、犯盜の人、杖罪以下に當る時は徒一年とし、徒一年に當る時は半年を加へ、二年、三年は各一年を加へ、三流に當る時は六年とし、死罪を犯して別勅を以て宥す時は十五年を限とす、又人と爲り凶惡なる等は、終身これを役すること一ぜり、盜人は著鈦決杖する例なりしを、天祿四年に之を停む、著鈦政（チャクダノマツリゴト）參看（古事類苑法律部）

ヅザイ
ヅシ　徒罪　徒刑（ヅケイ）を見よ、

厨子　調度の一種、器物書畫などを載する具、棚は二階三階四階等あり、又扉のつきたるあり、御厨子棚の略なり、もと御厨子所にて食物を納め置く棚なるを食物のみならず、器物書畫等を載せ置く

に便利なるより、其形を移して、美麗に造りて、貴人の坐側に置くに至りしなり、又棚なく扇面のみありて佛像を入るゝものをも厨子といふ、字彙に「厨又櫝也」と見えたり、儒の神主を入るゝものを櫝といふ、猶ほ二階厨子の條、及び調度（テウド）の挿繪を見よ（類聚雜要抄、儀訓栞、宮殿調度圖解）

ツジウラ　辻占　占の一種、（一）古へ黄楊櫛を持て衢に出で、道祖神を念じて、往來の人の無心の語を聞き、事の吉凶を卜定するを云ふ、夕衢占とも云ふ、拾芥抄に、問ニ夕食歌「ふけとさやゆふけの神に物とへば道行人ようらまさにせよ」、兒女子云、持ニ黄楊櫛一女三人、向ニ三辻一問之、又午歳女午日問レ之云々、今按、三度誦ニ此歌一作レ堺散ニ米、鳴ニ櫛齒一三度後、境內來人答、爲ニ內人一言語聞、推ニ吉凶一とあり、（二）後ち轉じて、小紙に種々の語句を記したるものを、品物の中に入れ置き、偶然に探り得たる語句を以て事を占ふ、一の當座の興とするものを云ふ（嬉遊笑覽）

ツジギミ　辻君　道路に立ちて色を鬻ぐ女、遊女（イウヂョ）を見よ、

ツジギリ　辻斬　武家時代、武士等が武術を練磨し、或は刀鋭を試むる爲めに、夜間辻に出でゝ往來の人を斬るをいふ、

ツジバン　辻番　考察　江戸時代、江戸市內、武家屋敷小路の辻々に於て、非常を警衛し、往來を警察する爲めに設けたる番所をいふ、一萬石以上及び一萬石以下の士の負擔する所にして、前者を手持辻番又は大名辻番、後者を組合辻番または寄合辻番とも稱したり、（此外なほ幕府自ら設置したる辻番數ヶ處あり、下に擧げたる表に就きて見るべし）一手持辻番は、其藩邸の傍に、各自之を設け、隷卒をして交番せしめ、旗下は數家共同し、傭人を以て之に充て、別に組合辻番所頭取を置きて統治の任に當らしめたり、辻番所には、突棒、差股、袖からみを建ておき、提松、早縄を備へ、一手持辻番には蠟挑燈、組合辻番に高張挑燈を點じたり　起原沿革　寛永六年三月辻斬盛に流行せるを以て、之が警備の爲め始めて之を設く、天和三年更に辻番の制を頒ち、番人の員數は一萬石より一萬九千石までには、晝三人夜五人、二萬石以上には、晝四人夜六人、一萬石以下の組合は、晝二人夜四人と定め、享保八年萬石以下組合辻番を廿人の町人（多くは家主にして內二人は地借なりき）に請負はしめしが、十二年之を廢し舊に復す、なほ組合辻番には小給の御家人にても、其望みによりて組合加入を許したれど、文政五年之を禁じたり、而して其番人は年齡六十歳以下二十以上の者のみに制定せしも、其制次第に弛れしのみならず、警備の事を怠慢する者多かりしより、屢々令して之を戒飭したる事あり、一手持辻番は弊害少なかりしも、組合辻番には弊害のみを使用したるが多く、寒中に火鉢を隱しおきたりといふ、辻番所に「いへる句は、蓋し之を嘲評したるものなりき、なほ辻番にて取扱ふ事務等に關しては、詳に取扱要覽に見えたれば就きて見るべし、いま拾遺柳營祕鑑によりて辻番の數を左に示す（德川禁令考、江戸の花、柳營祕鑑）

總辻番數八百九十八箇所、內一人勤二百十九箇所、內小石川御藥園預り支配）、聖堂前（御藥園預り支配）、外拜借地辻番十箇所、內小石一箇所（御目付支配）、牛込山伏町一箇所（御目付支配）、內上野車阪下通一箇所、同所屏風阪下一箇所、谷中通一箇所、牛屋脇土手通御給金辻番二箇所（町奉行支配）、床南賣髮結等助成に請負、兩國橋、新大橋、永代橋際辻番六箇所（町奉行支配）、外三箇所、中番、是は夜計番人置く、

ツジフサシリガイ　デヤクシリガイ）を見よ、

ツシマノクニ　對馬國　續風土記　壹岐の西北に在り、二島に分る、南を上の島と云ひ、周回五拾里拾四町二拾壹間、東西二里二拾八町、南北五里二拾町、北を下の島と云ひ、周回百三拾五里三拾壹町拾九間、東西四里六町、或二里二拾八町、南北九里二拾六町、壹岐壹岐郡勝本より下縣郡嚴原に至る海上直徑拾二里二拾町、西海道に屬す　形勢　日本海の西北隅に位し、島形東西に狹く、南北に長し、中央劈開して一大灣を成し、大艦巨舶を容るべし、島內峰巒相接し、地多く薄瘠なり　起原沿革　古（津島と稱す、雄比眞島命の裔縣主となる、神功皇后新羅征討の時、此島の和珥津より發船す、是より三韓往還の船舶必ず經由の路となる、天智天皇六年金田城を築く、國府を下縣郡に置く（嚴原國分町）鎌倉幕府の時、少貳氏をして二島の事を管せしむ、島の豪族阿比留國信其命に從はず、寛元四年宗重尚、國信を滅して終に地頭となり、少貳氏に屬す、文永中元人來寇す、重尚の弟助國力戰して死す、正平中助國の曾孫經茂、始めて守護に補す、應永中經茂の曾孫貞茂、上縣郡三根鄉佐賀に居る、嘉吉三年其子貞盛始めて朝鮮と貿易す、文明中其孫貞國移て國府の中村に居る、享祿元年貞國の五世の孫將盛、與眞鄉金石に治す、後ち六傳して義智に至り、豐臣氏に屬し、國守に任じ、肥前四萬石を加賜す、關ヶ原の役西軍に應じたりしが、朝鮮聘事に任ずるを以て譴を免れ、封邑故の如し、寛文六年義智の孫義眞、徙りて機原に治し、府中

と改め、明治維新、府中を厳原と改稱す、既にして縣となし、又之を廢し長崎縣より兼治す（參照）古より管郡の變遷左表の如し、尙詳しくは各郡の條を見るべし（地誌提要、郡名異同一覽、國郡沿革考）

	古	延喜式	拾芥抄	元祿（國）	寬知（ク）	天保郷帳（ク）	地誌提要
郡名	圖						明治沿革
上縣	カムツアガタ	同	同	同（コホリ）	同（コホリ）	同（ク）	郡區編制
下縣	シモツアガタ	同	同	同（コホリ）	同（ク）	同（ク）	新郡區編制

ツシャウジ　通障子　名義　中央に長方形の簾を張りて透かしたる衝立障子をいふ　構造　長一丈二尺、高七尺餘、上下に錦を張り、内に隼人實を張りたり（江次第抄、續古圖錄）

ツシヨレウ　圖書寮　名義　「フミノツカサ」とも訓む、店名總書寮　所在　大内裏の制にては内裏の四北、武德殿の北に在り　職掌　中務省の被官、官の圖書、經籍、佛像經典、國史の修撰、官内の禮佛、校寫、裝潢、功程、紙筆墨等の事を掌る、古へ諸官衙にて費用せる筆紙墨ほ、皆此寮にて製造したりし事延喜式に見えたり　職員　頭一人從五位上、後世權頭一人を置く、諸大夫の五位、諸道の竪之に任ず、助一人正六位下、諸大夫諸道の六位之に任ず、後世權助一人を置く、大允一人正七位下、少允一人從七位上、六位侍從等之に任ず、大屬一人從八位上、少屬一人從八位下、允屬等ほ年給成功の竪之に任ず、史生五人、寮掌一人、寫書手二十人、書史を校寫するを掌る、裝潢手四人、經籍を表裝することを掌る、造筆手十人、筆を造ることを掌る、造墨手四人、墨を造ることを掌る、使部二十人、直丁二人、紙戸　起源沿革　文武天皇大寶元年之を置く、造紙手は令の後八人となり、大同三年三人を減ず、弘仁三年一人を增す、造筆ほ令以後六人となり、大同三年三人となる、寮掌は貞觀八年定め置く所なり、現今は帝室の圖書記錄を保管し、皇統譜皇族牒籍に關する事務を管理し、頭一人、助一人、屬若干の職員を置く（令義解、三代格、三代實錄、延喜式、職原抄、令全書）

ツダノコホリ　津高郡　所在　備前國丈二尺、高七尺餘、上下に錦を張り、内に隼人實を張りたり（江次第抄、續古圖錄）

ツシヨレウ　圖書寮　名義　「フミノツカサ」とも訓む、店名總書寮　所在　大内裏の制にては内裏の四北、武德殿の北に在り　職掌　中務省の被官、官の圖書、經籍、佛像經典、國史の修撰、官内の禮佛、校寫、裝潢、功程、紙筆墨等の事を掌る、古へ諸官衙にて費用せる筆紙墨ほ、皆此寮にて製造したりし事延喜式に見えたり　職員　頭一人從五位上、後世權頭一人を置く、大允一人正七位下、少允一人從七位上、六位侍從等之に任ず、大屬一人從八位上、少屬一人從八位下、允屬等ほ年給成功の竪之に任ず、史生五人、寮掌一人、寫書手二十人、書史を校寫するを掌る、裝潢手四人、經籍を表裝することを掌る、造筆手十人、筆を造ることを掌る、造墨手四人、墨を造ることを掌る、使部二十人、直丁二人、紙戸　起源沿革　文武天皇大寶元年之を置く、造紙手は令の後八人となり、大同三年三人を減ず、弘仁三年一人を增す、造筆ほ令以後六人となり、大同三年三人となる、寮掌は貞觀八年定め置く所なり、現今は帝室の圖書記錄を保管し、皇統譜皇族牒籍に關する事務を管理し、頭一人、助一人、屬若干の職員を置く（令義解、三代格、三代實錄、延喜式、職原抄、令全書）

ツダノコホリ　津高郡　所在　備前國見えたり（拾芥抄以後和名抄に脫漏、津高、建部等の郷あり、拾芥抄以後津高に作り變更なし（郡名異同一覽、國郡沿革考）

ツタノモン　蔦紋　紋所の名、蔦かづらの葉なきたるものを云ふ、伊勢安濃津の藤堂（もと抱者なりしが、豐臣秀吉より拜領の桐の紋の上をされ、駿河小嶋の瀧脇、武藏河越の松平、信濃松本の戸田の諸氏、之を家紋に用ふ、又上野小幡の松平氏は蔦を三つ圓く並べたるものを用ひ、美濃岩村の松平氏は丸の内に蔦を畫きたるを用ふ（武鑑、諸家紋鑑）

ツチイツキ　土一揆　所在　常陸國新治郡土浦城　起源沿革　永享中若泉氏之に居る、永正十八年秀吉來攻し菅谷勝貞之に代る、天正十八年秀吉來攻し菅谷氏を逐ひ、結城秀康を封す、慶長六年秀康越前に移され、松平信一之に代る、元和三年四尾忠長又之に代る、同六七の兩年間に東西の櫓を建て、同八年道手の櫓門を改築す、慶安三年朽木植綱之に代る、萬治元年城の亥方に武庫を設け、西方に塩硝庫を建つ、寬文元年土屋數直代り住し、天和二年松平信興之に代り、貞享四年信興大阪城代に移りて、土屋政直城主となる、此後世襲して明治に至る（新編常陸國誌）

ツチオキバヒキ　土置場引　「ヒキ」を見よ、

ツチグモ　土蜘蛛　名義　太古我國に住した一人種、「ツチ」は土際の義、穴居せるを以て名づく、釋日本紀所引の攝津國風土記に「宇彌備能可志婆良能宮御宇天皇（神武天皇）世、僞者土蜘（此人恒居穴中、故謂土賊也）曰土蜘」と見えたり、國栖、八束脛、佐伯などいへるも皆土蜘蛛の一種なり　人種　土蜘蛛は何種族なりしかは、諸説ありて一定せず、其重なる者を擧ぐれば（一）三宅米吉氏は、馬來人種若くは類似黑奴ならんといひ（日本史學提要）（二）中田薰氏は、コロボックルならんといひ（史學雜誌）（三）小林庄次郎氏は、土蜘蛛なる人種の存するにあらずして、邪人より異人種の凡てを呼びたる稱呼ならんといひ（同上）（四）喜田貞吉氏は、後世の國栖、飛騨人等が其裔なりといへり（歷史地理）、按ずるに、國栖及八束脛、佐伯等が土蜘蛛なることは常陸風土記に「古老曰、昔在國栖（俗語曰都知久母）又曰夜都賀波岐」山之佐伯、野之佐伯、普置掘土窟、常居穴、有人來則入窟而竄之、其人去更出、郊以遊之、狼性梟情、鼠竄掠盜、無被招慰、彌阻風俗」とあるにて明かなり、なほ景行紀五十一年の條に、佐伯部の祖は蝦夷なりとあるを考ふれば、土蜘蛛即ち蝦夷と同一人種なりしものに似たり、なに後考を俟つ　起源沿革　土蜘蛛に、我國土における原住者の一なり、而して大和民族と

始めて接したることの見えたるは、日向風土記に、天孫瓊々杵尊、高千穗峯に降臨の時、大鉾小鉾なる二人の土蜘蛛ありて、稻千穗を拔き、四方に投撒せば、必ず開晴な得んと奏したることあるを始めとす、而して記紀風土記等を檢するに、大和、攝津、常陸、陸奥、越後、紀伊、筑前、筑後、豐前、豐後、肥前、肥後、日向等の諸國に散在し、皇化に服せざりしことを載せたり、おもふに、其分布は諸國に普れかりしならん、故に神武天皇は、大和の土蜘蛛の皇化に歸せざる者を討滅し、崇神天皇の四十八年には、豐城入彥尊、詔を奉じて東國を治め、建借間命は常陸の土蜘蛛を征し、また建緒組命は皇化に服せざる四國の土蜘蛛を討伐し、景行天皇の十二年には、天皇親征して四國の土蜘蛛を平げ、皇子日本武尊は同廿七年東國に、四十年四國に赴きて、道すがら土蜘蛛を討ち、仲哀天皇の熊襲親征の時にも、諸方の土蜘蛛を征したることあり、かくして土蜘蛛は次第に勢力を失ひしが、神功紀に、皇后が、山門縣に至りて土蜘蛛油津媛を誅したることを載せ、肥前古風土記に同皇后が、肥前國周賀郷の海岸にて雜船の時に土蜘蛛爵化裏麻呂が濟ひ奉りしことを載せたるを最後として、また史籍に散見する所なし、蓋し此時を去る幾千もなくして、土蜘蛛なる種族は我國民中に同化したりしか、または何等かの理由によつて其稱呼の滅びしものならん、なほ大和吉野郡の山中に遺れて、僅に其遺類を存したる土蜘蛛の一種は、國栖の名を以て呼ばれ、朝廷に奉仕したりき、「クズ」參看（穴居考、日本人種新論、史學雜誌「土蜘蛛種族に關する俗傳」、歷史地理「土蜘蛛種族論」同上、「土蜘蛛資料」）

ツチビサシ

ツチミカドウチ　土扉　「ヒサシ」を見よ、

ツチミカドノダイリ　土御門内裏　所在　京都土御門の南、烏丸の西、今の上長者町の南、室町の東○里内裏の一　起源沿革　もと師時（中原氏か）の所領なりしが、後に右大臣雅實の私第となる、永久五年二月、鳥羽天皇始めて内裏を造らしめ、同十一月功成りて之に遷御す、殿舍の結構大内に準じ、紫宸殿清涼殿等を造る、里内裏にて、内裏の制に摸するは是を始めとす、是より二度土御門第に御せしことあれど、未だ内裏たらず、保安四年正月、此所にて位を譲り皇太子仁位す、之を崇德天皇と稱す、大治四年新に增築す、長承四年十一月火あり、翌年八月功を興し六年十一月成り、之に遷御す、永治元年近衛天皇此内裏にて卽位す、久安四年六月火災に罹る、仁平二年十月上棟式を行ふ、三年九月未だ全く成らずして大風の爲めに倒る、後ち二年を經て未だ竣功せず、茲に於て後白河天皇高松殿に踐祚し、保元元年之を再造せんとせしも、方忌金神に當るを以て停

ツチミカドテンワウ　土御門天皇　名義　御名は爲仁、世に土佐院、又は阿波院と稱す　人種　後鳥羽天皇の第一皇子、母は承明門院源在子、九年第八十三代の天皇　事蹟　建久六年十二月降誕、九年正月後鳥羽天皇の太子となり、卽日受禪あり、御年僅に四歲、時に父上皇、北條氏を討ずるの御意ありしを以て、便宜上譲位ありたれども、天皇性質溫雅にして、上皇と相合はざる所ありしが故、承元四年天皇に強ひて、位を皇弟順德天皇に譲らしむ、天皇心

め、遂に廢す（山城名勝志、平安通志）

ツチミカドヒガシノトウ井ンドノ　土御門東洞院殿　所在 山城國京都土御門の北、東ノ洞院の東 起原沿革 初めは二條の中宮藤原育子の御所なりしが、後ち轉々して、後深草天皇に傳はり、永仁四年正月新造して徙御し給ふ、明年伏見天皇富小路殿燒失の時假皇居とし給ふ、後ち土御門准后相子（後深草の妃）の御所となり、次で其所生陽德門院瑛子内親王に傳ほる、文保二年二月、後花園天皇行幸して讓位を行はれ、仙洞御所とし給ふ、建武四年光明天皇皇居とし給ふ（續史愚抄、山城名勝志）

ヅチヤウ　圖帳　名義 國郡鄉土の田畠、在家四至疆界傍示を明瞭に圖したる田圖を集めたるものを云ふ、御圖帳とも民部省圖帳とも云ふ、職原抄民部省の條に「又有二圖帳一國郡傍示、載以明白、謂二之民部省圖帳一」百寮訓要抄に「民部省の圖帳として日本國の指圖境などを定めたる文の數の百巻、此省には昔より傳りて、日本國の重寶にて侍りしなり、近頃はうせて侍りしにや、甚く見及び侍らず、諸國の境相論などの時は、此圖帳にて考へられしかば、明鏡にてぞ侍りし」とあり 起原沿革 孝徳天皇大化二年八月、國々の疆界を觀て、或は書し、或は圖して奉らしめ、之によりて穿濫墾田の事を定む、是れ田圖田籍を造るの始めにして、圖帳も此時より起りしなるべし、聖武天皇天平十八年八月、諸國をして國郡圖を奉らしむ、桓武天皇延暦十五年八月、諸國地圖、事迹疎略にして、加ふるに年序已に久しく、文字圖逸せしを以て更に作らしむ、弘仁十一年十二月の太政官符によれば、是より先き、天平十四年、天平勝寶七年、寶龜四年、延暦五年の四度の圖籍を以て證驗としたれども、自今以後は七道諸國に令して、田籍を停めて田圖を奉らしめたり、民部省圖帳と稱するもの即ち是なり、蓋し大化以後此時まで田籍田圖と並び行はれしが、諸國田籍をのみすゝめて、田圖を進めざりしによるなり、此後田籍猶ほ行はれしも、諸國圖帳は漸次備はりし事、東寺百合文書に永和二年、貞觀五年、延喜十三年、延久三年十月等の田圖あるにて知るべし、而して安元三年の京都大火にも、民部省の圖帳倉のみ燒亡せずして存したること玉葉に見えたり、嘉祿二年九月盜あり、諸國圖帳少しく紛失せしといふ、後世亡びて今に存するものなし、田圖には天平七年讃岐國山田郡田圖、天平勝寶八年攝津國島上郡田圖、天平寶字三年越中國射水郡鳴戸庄墾田圖、年月未詳山城國葛野郡班田圖等少からず（田制篇）

ツチヤウヂ　土屋氏（常陸土浦）　姓初は桓武平氏、後は清和源氏、足利泰氏の六男一色公深より出づ、公深七代の孫藤次、武田氏の被官となり秋山と改稱す、藤次の家人金丸氏と號す、金丸氏と號す、一人留まり武田晴信の傍を離れず、晴信大に感じ、譜代の家人土屋氏の後を嗣がしむ、（土屋氏もと桓武平氏、總國山邊郡に住す、四世の孫土屋三郎宗遠、賴朝に從て功あり、甲斐八代郡國川鄉を賜ほる、後裔武田氏の被官たり、土屋直村に至り、嗣なきを以て、昌次其後を嗣ぎしなり）是より土屋氏を稱し、侍大將となり、有衛門尉となる、天正三年長篠役に戰死す、弟昌恒其跡を繼ぎ、十年三月天目山に戰死す、近臣其幼子惣藏を扶持して惣領とす、十六年九月德川家康應狩の時、初めて惣藏を見、其凡ならざるを察し、阿茶局の養子とし、秀忠の近侍とす、諱字を賜て平八郎忠直と名のる、十九年十月相模鎌宮内村の地三千石を賜ふ、後ち上總久留里城主となる、其子敏直元和二年、小性に補せられ、五百石を賜はり、叙爵但馬守と稱す、其後歷々加增せらる、寛文五年十二月老中に補し、九年六月常陸國に移封、土浦城を治む、天和二年二月政直駿河國田中に移封、貞享四年十二月老中に補せられ、舊封常陸國土浦城に治す、其後歷々加封を受け、享保三年九萬五千石を領す、子孫相繼ぎ、明治に至り、華族に列し子爵を授けらる（藩翰譜、系圖、德川加除封錄、華族諸家傳）

○昌次——昌恒——忠直——利直——敏直——政直
（ノブ）陳直——篤直——壽直（ヒサ）——泰直——英直——寛直
（コレ）産直——寅直（トモ）——擧直（ヒデ）——正直

ツヅキノコホリ　都筑郡　所在 武藏國 起原 續後紀承和五年二月武藏國都筑郡と見ゆ、蓋し國郡制定の際之を置きしものなるべし 沿革 和名抄に餘戸、店屋（マチヤ）、驛家、立野、針塚、高幡、幡屋等の鄉あり、元祿帳以後都築に作り、郡名考、ツヾキと稱し、地誌提要又之に從ふ、今は店屋、驛家の地、多摩郡に入れり（郡名異同一覽、國郡沿革考）

ツヅキノコホリ　綴喜郡　所在 山城國 起原 元と鄉名より出づ、書紀仁德天皇卅年九月の條に見ゆ 沿革 書紀簡城、古事記大筒木に作り、萬葉集管木に作る、繼體天皇此地に都す、東大寺奴婢帳綴喜に作り、延喜式後、綴喜に作る、和名抄に山本、多河、田原、志賀、綴喜、大住、有智、甲作、餘戸等の鄉あり、後世石清水八幡宮の地、卽ち八幡庄、及び那羅水主二鄉の地を併す、郡名考、ツヾキと稱し、地誌提要亦同じ、今之に從ふ（郡名考、ツヾキと稱し、地誌提要、國郡沿革考）

ツヅキノミヤ　筒城宮　名義 繼體天皇の

皇居 所在 山城國綴喜郡興戸及び陀々羅二村の間 起原沿革 仁德天皇の皇后磐之媛が、韓人の家につきて宮室に興し、一時往し給へる事ありしが、繼體天皇五年十月之を重修して都と定め、同十二年都を弟國に遷すまで、卽ち八年間の皇居たり（古事記、書紀）

ツヅジ　躑躅　艷の色目の名、表は青の黑ばみたる色にて、裏の沸青なるものをいふ（雜準抄）

ツヅラキツツケ　葛切付　白き葛藤にて組み、革にてへりをとり、黑く紋を出したる切付を云ふ、又葛にては鞍のなじみ惡き故に、白なめし革にて包みたるを代用す、武雜記に「つゞら切付の事、晴の時用ひ候、繪をかき用ふる事は不ゝ及ゝ見候、家々の紋を黑くかきて可ゝ被ゝ用候、大かたびらの時は、必々可ゝ被ゝ用候云々」と見え、三好亭御成の記に、つゞら切付御紋三ツゞゝ黑漆幸阿彌繪之云々」と見えたり（真文雜記）

ツヅレニシキ　綴錦　一名を天竺織といふ、白耳義の染業者ジャン、ゴベレンの工夫せしものにて、彼の高奉寺に傳ふる豐太閤の陣羽織、又寬永中角倉與一の商船によりて傳へられたる祇園會鷄鉾の見送りの如きは、舶來品にて貴重せしが、安永の頃よりこれら舶來品によりて織り出すもの出て來たり、天明の頃よりは堂上門跡等の家來の内職にて營み、之を專業とするものなかりしが、江戸に於て幕府の大奥等に賞翫せられしかば、此道に長じたる者も出づるに至れり、文化の末紋屋次郎兵衛が古手山の胴卷に日本三景を織り出し、又菊水鉾の水引を織りたるが如きは、綴錦の大作として稱せらる、次で仁和寺宮の坊官長岡常之進、四本願寺の家來天野房義等の名手出で、また房義の門に、其弟彌助、彌助の妻もん、山科屋清助の三人ありて一時此業大に振へり、是より先き彦根の人小川儀兵衛、其子小川喜三郎京都に來りて之を學び、弟子中井彌兵衛に傳ふ、彌兵衛頗る名工にして、長岡天野の跡を襲げりと稱せらる、されど製品の多くは、煙草入、紙入、袈裟、打敷の類に過ざざりしが、明治以後に至り、川島甚兵衛海外輸出のことを企て、御室の坊官にて、綴錦を

ツヅミ　皷　名義 樂器の一種、古は革を張りて擊ち鳴らす樂器の總稱、卽ち雅樂に用ふる鞨鼓、摺皷、鷄樓皷、太皷、細腰皷等の類是なり、今は古の細腰皷卽ち三皷を稱して云ふ、專ら猿樂、囃、長唄等に用ふ、其音響によりてかく名づけたりと云ふ 沿革 細腰皷は、櫻の木にて胴を作り、中插れて内空し、猿の革を圓形に張れるものを胴の兩端に添へ、緋絨縄を以て革の端入孔に貫きて胴にかゝり締む、これを調緒と云ふ○擊法は、左手にて調緒を取り、膝邊に引寄せ、緩め或は締めて調子を取り、右手にて擊ち鳴らすなり（古へは、抱一本を右手にとりて鳴らせり） 種類 形狀に因て大皷、小皷の別あり、古の鞨皷等は各條に述べたれば參看すべし 起原沿革 沿革詳かならず、古事記（詞志比宮巻）建内宿禰の歌に、此酒をかみけん人は、そのつゝみ、云々とあるを初見とすれど、古事記傳には「此はさきに新羅國征討の時

ツヅミフエノツカサ　皷吹司　「クスキシ」を見よ、

ツヅラ　葛　艷の色目の名、表は青の黑ばみた

ツヅミドウ　包胴　鐵胴の鐵を、純子繻子或は綸革にて包みたるを云ふ（軍用記）

ツヅリ　功長（イサ）——**雅長**（マサ）
ツヅル　榮長（シゲ）——**敬長**（ユキ）——**廣長**（ノブ）——**維長**（コレ）——**言長**（トヨ）——**哲長**（アキ）
ツヅル　爲任（カズ）——**爲量**（ハル）——**晴長**（トシ）——**代長**

ツヅレ　葛　艷の色目の名、表は青の黑ばみた

内職にしたる熟練の者を招き研究せしと雖も、意に満たざりしかば、十九年自ら欧州各國の機業地を視察し、殊に佛國パリー市の官立ゴブラン製造所に入りて之を學び、頗る得る所あり、廿年歸朝の後專らゴブランの研究に從事し、廿二年パリー大博覽會に帳地五枝（四季花鳥の圖）を出品し、日本一種のゴブランなることな世界に紹介し、廿三年の内國勸業博覽會には、犬追物圖帳地の大作を出品して、衆目を驚かしたり、而して川島甚兵衛の工場の外、京都の市中にて、三條吳服店、飯田新七等の工場あれども、規模小にして精巧ならずといふ（日本工業史）

ツトメカタチヤウ　勤方帳　江戸時代郡代代官より幕府に呈出する報告書の一、即ち支配所の石高、井に地租を、定免檢見に區分し、前年との比較增減を附記し、小物成、諸運上等の雜稅、貸與金の返納、新田畑の開墾、荒亡に歸る土地井に民家人畜の損害、堤防修築等の官費夫食、種籾の貸與、其他訴訟事件に至る迄、郡代代官が職務を執行せし一ヶ年間の事蹟を列擧し、報告する簿册なり、本帳は將軍の親閱に供する至重のものにして、料紙は大障子を用ひ、寸法を定め、特に筆者を擢拔し、行書にて書し、一字一點も苟もせず、頗る鄭重を極む、而してはじめ草案を造り、勘定所へ呈出し、檢査を經たる後、本書三通を進達するものにして、一は將軍の座右に呈し、他の二つは老中の手許及び勘定所に留めて控と爲すなり（黃幕縣治要略）

ツナノゴホリ　津名郡　攝州　淡路國　起原　桓武天皇紀延曆十九年七月の條に始めて見ゆ　沿革　和名抄に津名、志筑（シツナ）賀茂、平安（アエカ）物部、廣田、都志、青波、來馬、郡家等の鄉あり、郡の南境賀茂廣田の二鄉の地、後ち三原郡に入る、郡名考「ツナ」と唱へ、以後之に從ふ（郡名異同一覽、國郡沿革考）

ツネサダシンワウ　恒貞親王　淳和天皇の第二皇子、御母は皇后正子內親王　系統　淳和天皇卽位せらるゝに及び、立てゝ皇太子となし、小野篁、春澄善繩を擇びて東宮學士とす、才慧日に新にして、深く世事に通ず、自ら思へらく、身家嫡に非ずして儲宮に居る、禍機測り難しと、表を上りて位を辭す、許されず、既にして承和七年淳和上皇崩じ、九年七月十五日嵯峨上皇の崩ずるや、僅に一日を距てゝ、春宮帶刀伴健岑、但馬橘守岡逸勢等、東國に走りて事を擧げんとせること發覺し、辭太子に連る、因て之を廢して親王となし、淳和院に監送し、院東の一壺を賜ふ、東庭は林泉に對せり、本殿は常の御在所なるを以て、構造壯宏にして裝飾最も華麗なり○（皇后宮常御殿）皇后宮常御殿は、中央を御庭の間とす、簀棚あり、其東を上段とし、御牀あり、其南を中段とし、其四を下段とす、上段の北に御小座數あり、四に御牀簀棚あり、其北を二の間とす、其西に御化粧の間あり、其西に一の間、二の間あり、下段の西に御次の間あり、其西に申口の間あり、東と南北に廂あり、廂外に簷あり、各々欄干あり、東と南に階を設く、北に廊あり（皇后宮常御殿）

ツネノゴシヨ　常御所　仁壽殿の御所の名、天皇常御の正寢なり、古は、仁壽殿を常御殿とし、其後清涼殿を常御殿となりしが、室町時代より別に常御殿造を取交へ、古制の宮殿と其體を別ちたる者の如し　所在　御學問所、及び三の間御殿の東南に當る、因て世に雲林院宮と稱す、承和十一年五月薨ず（天日本史）

ツネノゴテン　常御殿　常御所（ツネノゴシヨ）を見よ、

ツネヤスシンワウ　常康親王　系統　仁明天皇の皇子、母は更衣紀種子　事蹟　承和七年志摩答志島を賜はる、少にして沈敏、尤も天皇に寵あり、嘉祥三年天皇崩ずるに及び、悲歎の餘り、仁壽元年僧となりて雲林院に入る、因て世に雲林院宮と稱す、貞觀十一年五月薨ず（天日本史）

ツノノコホリ　都濃郡　所在　周防國

起原　書紀雄略天皇九年の條に、小鹿火宿禰新羅より還り來りて角國に留まらん事を請ひたること見ゆ、之れ都濃郡の俗て起る所にして、國郡制定の際、之を置きしなるべし　沿革　書紀角、古事記都奴、蕃事記都怒に作り、延喜式都濃に作る、和名抄に久米、都濃、富田、生屋、平野、驛家等の鄉あり、郡名考「ツノ」と稱す、以後之に從ふ（郡名異同一覽、國郡沿革考）

ツバ　鍔（鐔）　名稱　刀鋏に附したる金具の一種、刀心を貫きて、刃と柄との間に在り、握手の防ぎとなるものをいふ、古くは「ツミハ」といへり、並に留刃の義　起原　書紀神代卷に、復劍鐔垂血、激越爲神、號曰甕速日神とあれば、神代より其製ありしこと明なり、王朝時代を經て武家時代に入り、益々發達して精好の鐔を作りしのみならず、又實用としてよりは、裝飾として重きをおかれ、諸將等相率ねて之を競ひたるより、各種の彫刻を施すこと流行し、桃山時代に後藤一乘の如き名工を出して、一段の進境を促したり　材質　鐵にて作り、扁くして孔あり、形は方圓等各種あり、太刀の鐔は窄、打刀は丸つば也、透鐔は元龜天正の頃より起りしと云ふ、一說に、織田信長の太刀鍔に透ありしといひ、また足利義敎將軍の物好より出でたりともいへり、其他なほ金鍍、銀鍔、練鐔、楽鐔、分銅鐔、雲鐔等あり（後調楽、軍器考、軍用記、貞丈雜記、武家名目抄）

ツバカタナ　鍔刀　打刀を云ふ、昔は刀と云は腰刀にして、腰刀は鍔なし、然るに打刀は鍔ある故に、腰刀に對してかく名づく、猶ウチカタナ參看、

ツバキ　椿　葉の色目の名、胡粉抄、薄鬱草には、表は蘇芳にて、裏は赤なりといひ、また、色千種に、裏は紅なりともいへり、冬季著用す「カサネノイロメ」の挿繪を見よ、

ツバメザハノヒ　燕澤碑　陸前國宮城郡岩切村大字燕澤村に在り、蒙古碑とも云ふ、高五尺五寸、徑三尺許、裏面に、

夫臣ノ直宜弁斟
レ匡益ヰ妙ぞ又
止刊由砥弔止竟
元海危早後須炎

裏面に、

弘安第又発支戦
殺胖仲秋彼岸終

銘曰一字一石余非眞　善應寺
大乘妙典一字一石之塔　天領書　願主
光明眞言日課柒八三百四十九人　某
都合九百七十萬八千三百遍　某
享保八年癸卯重陽九日　某

とあり、この碑は弘安五年佛光國師祖元の建つる所にして、數百年蕪沒せしを、安永元年秋、中山仲庭奥の勝地を探りて此碑を尋れ出し、歸還の後鎭谷の人藤塚知明（鎭亭と號す）に打文を乞ふ、知明即ち子弟と共に石摺となし、且つ私等譯文を添へて送れり、これ即ち蒙古碑發見の由來なりとす、是より桂林漫錄、金石私志、安齋隨筆に載せられて益々顯るゝ世に著はる、而して知明の考證によれば、元の世祖弘安四年五月、十萬の兵を以て入寇せしが、我軍の爲めに破られ、生還するもの僅に三千餘人のみなり、祖元も亦た其一人として歸朝せしものなるべし、土人に聞く、知明の作なりと云へり、されば燕澤碑もこれに倣ひ、知明の僞造せしものなるべし、土人に聞く、知明慮名を賓らんと欲して、自ら書し自ら刻し、密に之を埋め、後ち清像に托し、古文辭含の體を以て、東奥歸遠の地を卜して建つる所にして、其譯文は、「夫以人直宜從道人正盛擧敎、云刈丘斷匈砥、弔亡魂、元前死、次後殞奏、弘安第五（支武敎祥）仲秋彼岸里來清俊謹拜」とす、一說に、祖元の憎某元の內命を受け、陽に歸化し、陰に形勢を本國に報ず、然るに弘安四年の戰、元軍亡びしを以て、悔懼の餘經を念じ、泣露して文を作り立つる所なりともいへり、其後志村五城考證して塞韶驥の碑とし、且曰く韶驥は何人なるを知らざれども、在世中正直道を守る、不幸難に逢て死せるを以て、里末清俊之を憫み建つる所なりと、而して譯文の異なる所は、人を主擧を起、刈を草とするの差あり、又里末なサトミと讀みたり、然れども疑點少からず、第一石實は一見して古色なく、第二知明氏は弟子河成允の傳聞によりて說なし、第三安永元年の發見をなぜども、碑陰に享保八年の供養を記したり、若し安永元年の發掘とせば、四十八年前なる享保に供養あるべき理なし、第四若し假に享保以前のものとすれば、縱迹聞考志には勿論、寬保元年（享保八年より十八年後）の著仙塞封內名蹟志にあるべき筈なり、然るにこの二書になきを以て見れば、享保頃までほこの碑文なかりしものなるべし、第五離合體なる文字、支那金石志に見えず、且つ文章拙劣、伊勢貞丈既に早く之に就て疑を挿めり、蓋し仙臺は伊達政宗以來の政策として、鳥羽の名所舊蹟を仙臺城下に集むることを勉めたりき、井出玉川、末松山の如き其例なり、伊達綱村及び其臣佐久間洞巖また共に力を合せて僞作に熱中せり、尤も著名なる多賀城碑と此兩人の作なりと云へり、されば燕澤碑もこれに倣ひ、知明の僞造せしものなるべし、土人に聞く、知明慮名を賓らんと欲して、自ら書し自ら刻し、密に之を埋め、後ち

人なして發掘せしめ、自注且つ稱して蒙古の碑と云ふと、盗し信ならん(歴史地理「蒙古碑考」)

ツハモノツカサ　兵政官　上代兵事を掌る官、後の兵部省に當る、「ヒヤウブシャウ」を見よ、

ツボ　壺　殿中の間、或は中庭の平地を云ふ、倭訓栞に「禁中の殿舎に桐壺梨壺梅壺などと云ふは、その一區を指て云へり、字書に宮中の道を壺と云ふとも見えたり、又壺音胡、酒器、壺音悃、内壺と見えて、一書のちがひのみ、殿どもの間のつぼなり、庭を云ふ、或説には禁闥は人間の境にあらざるをもて、方壺瀛壺などの義に取て名とぜる成べしと云へり」と見えたり、

ツボ　坪　條(デウ)を見よ、

ツボイタ　壺板　鎧の名所、「ヨロヒ」を見よ、

ツボ井ミダウ　壺井御堂　通法寺(ツウホフジ)を見よ、

ツボカリ　坪刈　檢見法の一種、禾穀の甲乙なき田を計りて標準の順序に隨ひ、上中下の毛各一歩を刈取りて收穫を視るなり、享保四年八月の令に據れば、坪刈を爲すに當て、農民下見分の帳簿と望むときは、百姓の過失と爲し、又坪刈の合付に比し、下見分に差謬あるときは、其三所を刈り、上々下々田あらば、二所三所酌量して刈るべし、或は村高に因り、十五所二十所を坪刈し、損毛多くして小檢見爲し難き所は三十所、四十所に及ぼすべしと云ふ、「ケミ」參看(地方凡例錄、大日本租稅志)

ツボキリノツルギ　壺切劍　名義　東宮相傳の資劍なり、名稱の由來詳かならず　別名作　海浦蒔繪、龍の如き擺具あり、裝束青滑革と延久御記にあるのみにて、他に散見せる所なし、殊に現在所傳の御劍は、上代の物にあらず、恐くは延久頃の製作なるべし　起原沿革　もと藤原長良の劍なり、醍醐天皇が皇太子たりし時、宇多天皇より賜はりしより以來、東宮相傳の例を開き、立太子の際必ず傳へらるゝ事となれり、但し小一條院(後三條皇子敦明親王)が、後一條天皇の太子に立ち給ひし時、藤原道長が妨げて、壺切御劍を奉らざりしことありしは唯一の異例なり、後三條天皇のもいするは誤なり、後ち後冷泉天皇の康治二年(或は後三條天皇の治暦四年となす)内裏燒亡の時、壺切劍も亦灰燼となりしかば、他の劍を以て之に代へしに、承久の亂の時再び紛失せしを以てこれを新鑄せり、然るに後深草天皇の正嘉二年に、勝光明院の寶藏より出現せしを以て、新鑄の劍を廢して、又康治の劍を用ふ、今の御劍即ちこれなり(史學雜誌、壺切御劍考)同上「歴世記錄考」)

ツボサカデラ　壺坂寺　南法華寺(ミナミホツケジ)を見よ、

ツボスミレ　壺菫　艶の色目の名、表は紫にて、裏の青なるもの、また裏は薄青なりともいへり、春季著用す、「カサネノイロメ」の挿繪參看(胡曹抄、藻鹽草)

ツボソデ　窄袖(壺袖)　鎧の袖の一種、上の方つぼみて細く、下廣き袖を云ふ(貞丈雜記)

ツボツケ　坪付　地坪、町段、租額、人名等を明記せし張簿なり、不堪田の奏に、諸國より奉る坪付帳あり、また朝野群載に田地坪付など見えたり(倭訓栞)

ツボネ　局(曹、房)　名義　殿舎の内に一區劃を爲したる所をいひ、轉じて局を有する女房の稱呼に用ふることゝなれり、(後世武家にても之を模倣せり)倭訓栞に「壺庭の義と見えたり、貞丈雜記に「局の字カギルとよむ、家内をしきりて限りを立つるを云ふ、菜花物語わかばえの巻に、里の殘りの人々は塗りて、壺盤所にて、はかなく屏風几帳ばかりなひきつぼねて、ひまもなくゐたりと云々、是れ座數を屏風几帳など立てしきりつぼねたるを云ふ、つぼねるとは、つゝめる事なり、ひらくとつぼむと相對する詞なり、みやづかへする女の居所を、つぼねと云ふも、壁にて一人〳〵にしきりて住するゆゑ、つぼねと云ふ、則曹司とも云ふ、部屋の事なり」と云へり、また局の字を宛てたるは、正字通に「局曹也、部分也、又拘也、促也、又曲身也、又棋局也」とあるによりたるなり　起原沿革　局の稱呼は職員令義解に「太政官内總有三局、少納言、左辨官、右辨官是也」とあるを初見とす、類聚國史中也云々」、日本記略に「天長二年二月己丑、右大臣他藏式、延喜式、三代實錄等に辨官局を官曹司廳と云ひしなど見えたり、局を曹司と同意義に用ひられたるを知るべし、又禁中清涼殿には、弘徽殿上御局、藤壺上御局あり、弘徽殿上御局は、皇后が清涼殿に赴かせ給ふ時、座す室にして、藤壺上御局は女御等の俳候する所なり、而して皇后女御等のみならず、禁中に仕ふる重なる女房には局を賜ひて、之に住せしめたるより、いつしか局の名を女房に負はするに至りて、長橋局、美濃局、一條局、宮内卿局、兵衛佐局等の名起るに

至れり、猶委しくは女房(ニョウバウ)の條を見よ、武家時代に至りて、幕府にても、この稱を用ひて、營中に仕ふる女房を局と稱したり、鎌倉時代には丹後局、大貳局等其名著はれたり、江戸幕府にては長く連續したる建物を江戸城内に立て、之を長局と稱したり、即ち大奥の北隅なる長屋にして、四棟あり、一棟を十數部屋に分ち、一部屋に一人もしくは數人の女中住居す、其中最南端なるは、十五室に分ち、年寄、中臈、上臈、中年寄、御客會釋、小性等重き女中のみ住まひ、一室一人づゝとなしたり、而して其重職に在る女中は、下より呼ぶに御局の稱を以てせり、諸藩に於ても亦然り(令義解、延喜式、類聚國史、日本紀略、晉妻錢、女房官品、支那放言、家屋雜考、千代田城大奥)

ツボノヒ　壺碑　別名　陸奥國上北部坪村の千引明神(又石文明神ともいふ)は壺の碑を埋めし所なりと云ふ　地名沿革　釉中抄に「石ぶみやけふのせはぬのはつ〳〵に逢ひみても猶あかぬけさかな、顯昭云、いしぶみとは、陸奥のおくに、つものいしぶみ有り、日本のはてといへり、但田村將軍征伐の時、弓の管にて、右の石の面に、日本の中央のよしを書付られければ、石文といふといへり、信家侍從の申せしは、石の面長さ四五丈許なるに、文彫つけてあり、其の處なれば壺と云ふ云々、それをつもとは云ふなり」と見えたるを始めとし、この外山家集の「陸奥はおくゆかしくぞおもほゆる壺のいしぶみそとの濱風」拾遺愚草に、賴朝慈圓の問答に賴朝「みちのくのいはてまのぶはえそまらぬかき壺してよ壺の碑」、慈圓「思ふ事いな陸奥のえぞまらぬ壺のいしぶみ書盡されば、日數へてかくふり積る雪なれば壺の碑あとやなからん」と見え、夫木抄に「みちのくに壺の碑ありときく何れか戀のさかひなるらん、寂蓮、碑やつがるの邊に有ときくえぞ世の中と思ひはなれぬ、清輔、愚ひこそ千島の奥を隔ねどえぞ通はさぬ壺のいしぶみ、顯昭、など見えて漸く世に顯はるゝに至れり、然るに、後世村民之を埋め、祠を其上に立つ、即ち千引明神または石文明神といへるものこれなりといふ、泯滅すること、後世に至りては多賀城碑と稱するに至れり、是れ蓋し伊達政宗自ら治する封内の大ならんを世に街ほんとし、且つは風雅の餘、他封に在る名所舊跡を近く城下に移したるに因る、後ち佐久間洞巖、伊達綱村の命を蒙りて、觀迹聞老志に文を撰せしより愈々誤りて、世に多賀城碑を以て壺碑とし、外濱の壺村のそれよりは、却て著明なるに至れり(坪碑考)

ツボミギク　蕾菊　艶の色目の名、表紅にて、裏の黄色なるものをいふ、秋著用す(胡曹抄、藻鹽草)

ツボミコウバイ　蕾紅梅　艶の色目の名、表は紅梅にて、裏の蘇芳なるものをいふ、春季著用す(カサネノイロメ」の挿繪を見よ(四三條裝束抄、胡曹抄、女官飾抄)

ツマド　妻戸　名義　寢殿造の家屋の四隅にある開戸を云ふ、寢殿造の家にては、周圍に部を設け、四隅にのみ開戸を備へて人の出入するなり、後世は殿の正面中間に在る開戸を云ふに至る、即ち主客共に出入する戸口なり、妻戸、抓戸等の字を用ふるは借字にて、端戸の義なり、ツマとは總て物のハシを云ふ名なり、仍て小脇戸ともいふ　地名沿革　兩方へ開く舞戸に對して、内外共に鐵具ありて、閉ぢる時は外方へ開き、其扉を風にあらざる爲に、緣につぼがねを打置て、開きたる妻戸を、下の方に在る掛鉤にかけて留め置く之を猿繋(サルツナギ)といふ、閉づる時は、又内に掛鉤ありてしめ置くなり、總て妻戸の造は、厚板に鐵具をしつけて堅固となすを主とせり、其妻戸の前には車寄ありて(貞丈雜記、儀訓栞、嬉遊笑覽、後松日記)

ツマトリヲドシ　妻取威　威の一種、釉草摺の兩端を、別色の糸四筋ほどならべて渡輪を取りたる樣に色どり威したるを云ふ、妻には釉草摺の兩端、取は色どりを云ふ、色は人々の好にまかせたり、一説に耳糸を引きたる事と云ふは誤なり(軍用記)「ナドシ」の挿繪を見よ、

ツマニホヒノオドシ　妻匂威　釉草摺の兩端を薄色にし、其外を猶ほ薄色に威したるを云ふ、妻に釉草摺の兩端を云ふ(軍用記)

ツメシユウ　詰衆　室町時代には、將軍幼稚の時、特に番衆を選びて宿衛せしむる者をいひ、江戸時代には雁間詰の譜代大名より二三十人を選び、將軍の近側に候せしめたるものをいふ、後者は德川氏の初世より之を補し、慶應年中まで絶えしことなし、人數不定なり、禮日の外は、六七人づゝ交番登營し、雁間に候し非常に備ふ、又將軍剛參の時供奉す、官位は四位五位、或は侍從等一定せず、亦詰衆並あり、衆之間詰の大名を以て之に補し、人數は同じく不定にして、十數人より多きは五十人に及びしことあり、但し平日詰番せず、唯供奉に從ふのみとす(官中祕策、武鑑、官制沿革略史、古事類苑官位部)

ツメハン　爪判　口書(クチガキ)を見よ、

ヅンアン　童行　禪宗にて、寺院に入り、未だ得度せざるものを云ふ、又道者と云ふ、普灯錄に「長遊京師、依景德寺爲童行」とあり、童行の居る所を童行堂といふ(禪林象器箋)

ツヤマジヤウ　津山城　所在　美作國苫田郡津山町の東北端　地名沿革　山名忠政始めて之を築

き、天文中尼子晴久の將山名氏無、氏直、之を領したりしが、永祿九年十一月尼子氏亡ぶるに及び、毛利元就の將大藏尚清之を領す、天正七年宇喜多直家の將花房職秀、尚清を擊て之を取り、宇喜多氏に屬す、慶長五年九月小早川秀秋代て之を領せしも、七年十月秀秋死して嗣なくして家絕え、八年二月森忠政之に封ぜらる、後ち子孫相繼ぎ、元祿十年六月長成死し國除ぜられしより、幕府は代官をおきて管轄せしめしが、同十一年正月松平長矩(宣富)此地十萬石に封ぜらる、子孫相繼ぎて明治に至る(津山誌)

ツラヌキ　頬貫　甲冑着用の時に用ふる、毛沓をいふ、また「ツナヌキ」とも稱す、熊の毛皮を本と爲せども、牛馬等の毛皮にて作りたるもあり、和らかに皮をもみて作るが故に、「モミタビ」とも唱ふれども、俗稱に過ぎず、長さ一尺二寸、内に指かけの緒あり、また表と裏との間に細き鐵の筋金を竪に三つ綴り付け、(無きものもあり)裏の中央の所に、長さ三寸位の皮を付けたり、着用の時には左より穿ち、左より脱するを放實とす、緒の結びやうは、緒を前へとり、足首の處にて左右を打遶へ、兩方の緒を足の裏へ廻し(裏に附したる皮との間を通す)又上へとり上げて、足の甲の上にて結ぶ、なほ請書當用抄には、平本は熊の皮、大將は虎の皮を用ふと見え、文明隨兵日記には、皮は虎の皮、あざらしの皮、熊の皮を用ふべしと見えたり、また略儀には、毛なき和らかなるもみ皮を、栗色にぬりて用ふる事もありといふ(軍用記)

ツリダイコ　釣戸　閉づる時は、其儘垂下する樣に造りたる戸をいふ、戸の上部に蝶番又は壺金ありて、之を釣るす用に供せり、禁中及び神社の部戸は多くは、この製なり(家屋雜考、類聚名義考)

ツリドノ　釣殿　水邊に臨みて建てたる家屋を云ふ、水面へ釣り下したる如く作る故に名づくと云へり、寢殿造の制には悉く之れを設く、即ち東西廊の南端、池に臨める所の一屋を云ふ、光孝天皇の御所六條東洞院の釣殿院、宇治平等院の釣殿觀音等は史上に著名なり(家屋雜考、倭訓栞)、「シンデンヅクリ」及び挿圖參看、

ツルウチ　弦打　鳴弦(メイゲン)を見よ、

ツルオナリ　鶴御成　江戸時代、將軍自ら鷹を据ゑ、鶴を捕ふる爲め出獵するをいふ、十一月下旬より十二月に亘りて此事あり、獵場は一定せざれども、多くは南葛飾郡小松川村附近なり、而して御成以前獵場にて鶴を伺馴らす爲に、餌時といふものを置く、餌時は其土地の農民にして相當の扶持を授かり、農事の餘暇專ら此事に從ふ、鶴は九月下旬に來るが故、其前に漆め處々に稻村等を設け、隱るゝ場所をも作り、餌を時きて之を馴らしおくなり、將軍出獵の時の供奉は、側役小性小納戸鷹匠等僅に八九人に留め、他供は皆遠きに遣けしむ、かくて鶴の水田に立つを認むれば、鷹匠鷹を取り、小納戸番掛へ渡し、小納戸番掛之を將軍に渡し、將軍取りて放てば、鷹は鶴を目掛けて飛び、其本だ飛揚せざる前に之を倒さんとす、之を一番の大鷹と稱し、二番三番と順次に放ち漸くにして捕ふ、されど鶴の力強くして捕ふること難き時は鴨を放ちて助けしむれども、鶴は爪牙鋭きが故に、鶴の肉を傷くるの恐れあるを以て、非常の時にあらざれば放たず、而して一番の鷹は鶴を捕へたる功により紫總を賜ひ、生涯鷹の隱居として養はる、また捕獲せし鶴は三家及び加賀、薩摩、仙臺の三侯へ一羽づゝ賜ひ、三家嫡子等へは肉を曲物に盛りて賜ふ(風俗畫報、幕府年中行事)

ツルガヲカジャウ　鶴岡城　所在　羽前國　西田川郡鶴岡町○庄内城ともいふ、舊くは大寶寺城(大梵寺にも作る)ともいへり　起原沿革　起原詳かならず、もと武藤氏の居城なり、天正十二年より最上義光に屬し城代を置く、翌年上杉謙信之を陷いれ、部將下治右衛門をして守らしめしが、慶長六年に至り、再び義光の有に歸するや、同八年改めて鶴岡城と稱す、元和八年最上家改易せらるゝに及び、酒井忠勝新たに封ぜられて之に治し、相傳へて明治維新の際に至れり、後ち廢城となる(庄内史、風土畧記)

ツルガヲカジャウ　鶴岡城　所在　薩摩國　薩摩郡上東郷村大字泊淵○泊淵城ともいふ、城の高甘岡、周廻卅五町、本丸、二の丸、其他南城、山崎城、高城、川原城等に分る　起原沿革　書に見えたるは、寶治二年遠谷實重、當城を以て東郷の治所となしゝを始めとす、元祿中島津氏に降り、其管下に歸す、後ち廢城となりも、其年代ならず(地理纂考)

ツルガヲカリウヲギャウ　鶴岡總奉行　所職　室町時代關東管領の設けし所職、鎌倉鶴岡八幡宮の社務を沙汰す、上杉氏若くは上杉氏一門の輩を以て任ず　起原沿革　應永十年十一月遷宮の時、上杉朝宗奉行たり、其後朝宗の子氏憲總奉行となり、又

上杉憲基同憲直等總奉行たりし事、鎌倉大草紙、上杉系圖等に見えたり(武家名目抄)

ツルガヲカハチマングウ　鶴岡八幡宮　所在　相模國鎌倉郡鎌倉町鶴岡○現今國幣中社　祭神　上宮は應神天皇、神功皇后、左比咩大神、下宮は仁德天皇、久禮、宇禮、若殿の四神　起原沿革　後冷泉天皇康平六年八月、源頼義が安倍貞任を征する時、男山八幡宮を同郡由比ヶ濱に勸請せしに起る、(今由比ヶ濱大鳥居の東に小社あり)、永保元年、源義家神社の修營を加ふ、治承四年、源頼朝居を鎌倉に奠むるに及びて、之を小林郷松岡の地に遷す、即ち今の下宮八幡宮(本社東石階の下に在り)是なり、壽永元年三月、鶴岡社より由比ヶ濱に至るの直道を開きて神社往來の道とす、文治三年、始めて放生會流鏑馬を行ふ、建久二年社殿以下同祿に擢りしを以て、若宮の後方山上に新に社殿を建つ、是れ今の上宮にして即ち本社なり、此時又若宮を再造して、舊地に在り、是に於て上下二宮となる、上宮は建久遷宮後、嘉祿建長年中に修造し、正和五年十一月再造す、永德年中松岡八幡と稱す、社務を別に補す、幾干もなくして舊に復したり、後ち應永年中足利持氏、永享以後小田原北條氏社殿を修造し、神鏡等を寄せたり、文政四年正月同祿に擢り、同十一年再建す、今の建築物是なり、下宮は上宮石階の下東方に在り、若宮大權現の額を掲ぐ、建久再建の後嘉祿に修造す、弘安四年蒙古退治の祈禱を行ふ、正和四年火災に逢ひ、尋で再造す、元弘三年新田義貞、北條高時の首級を檢し、神殿に入りて重寶を檢す、永正年中神殿大に破壞せしかば、北條氏これを修造せり、抑々鶴岡八幡は鎌倉幕府の尤も崇敬せる所にして、歲首には將軍自ら儀衛を張りて、參詣するを例とし、除書を拜受し、慶賀を行ふ事等、皆社頭に於てせり、後年鎌倉の足利氏亦之に倣へり、故に社殿は常に壯麗を極めしが、後ち漸く敗頽し、小田原北條氏の崇敬にて舊觀に復し、尋で又衰廢々造營修復の擧ありて衰へざりしも、神佛混合を禁ぜしより、藥師堂以下樓門塔等皆破壞され、現今は上下社拜殿、白蛇辨財天社、若宮社、末社、神樂殿、神庫、廻廊、鐘樓、神輿舍、神馬舍、鳥居、太鼓樓、神池、反橋、平橋等あるのみ、

ツルガヲカハチマングウブギャウ　鶴岡八幡宮奉行　所職　鎌倉幕府の職名、鶴岡八幡宮の事を沙汰す○石清水八幡は公家の祖廟にして、伊勢神宮につぎたる神祠なれば、公武の崇敬厚く、奉行の人選も亦重きをなせり、

ツルガフシ　鶴賀節　富士松薩摩の門人鶴賀太夫の創めたる淨瑠璃節の一派、敦賀太夫は、薩摩が永だ宮古路加賀太夫と云へる頃の門人にして、初めは宮古路敦賀太夫と稱したりしが、師の富士松と改むるに及びて、更に富士松を名乘り、寶暦の初年、師と分離するに至り、一門戸を立てゝ朝日敦賀太夫と稱したり、然るに間もなく朝日の二字皆り停められしかば、寶暦八年鶴賀に改め、受領して若狹掾と稱す、同年秋初めて森田座へ出勤してより、其名たかく一時世に行はれたり(聲曲類纂、遊藝起源、寺山氏「淨瑠璃史」)

ツルギ　都流岐　大刀の利く切るゝを譬めた

る稱呼、兩刃にも片刃にも云ふ、太刀の利を部牟刈乃太刀（感靈の斷の義）と云ひ、都牟刈の約りて都流岐能太刀となり、又能の音かりて都流岐太刀と云ひ、又略して都流岐と云ふ、後世萬葉集の訣に「劔刀諸刃云々」とあるより、都流岐は諸刃のみなりと爲すは誤なり、武家名目抄に「和名抄豆流岐の訓を劔の條に注せす、屬錢の所に注せり、是によりても都流岐は利く物の裁るゝを譽し名とは知られたり、只上條に劔似レ刀而兩刃曰レ劔と記して和名なく、扨この本文あれば、都流岐と云ふは兩刃なりと、よくせずば思ひ誤まる事も出來ぬべし、横刀を普通には太知とよめど、古事記には都流岐と訓じ、刀を常は加太奈とよめど、萬葉集劔刀、和名抄長刀短刀をば太知とよみ、劔を常は都流岐とよめど、皆劔野劔の類をば太知とよめり、又古事記に、草那藝の太刀とあるを、日本紀には草薙劔と書かれたり、（此外多く見ゆ）彼是を通はし思ふに、刀と劔との漢字は、片刃諸刃のけぢめあるべけれど、太知と都流岐の和語は、片刃諸刃にならざるは彌明なり、されど、さる說世に傳ふること久しく、然か思ひてゐるせし書のみ多かれば、古は諸刃をさして云ひし、今は片刃をさし、又は片刃諸刃にならず云ひしとは、其刃によりて辨へ知らんよりは、いかがはすべき」と見えたり、

ツルギノイケノシマノヘノミササギ 劔池島上陵　孝元天皇の御陵、大和國高市郡白橿村大字石川に在り、四面にして前方、後圓、兆域東西二町、南北一町、高さ一丈、周圍三十二間、池周三百間、守戸五烟あり（延喜式、諸陵寮、陵墓一覽）

ツルシゼメ 釣責　名義　江戸時代に行ひし拷問の一種、海老責の拷問にて白狀せざる囚人に行ふ　方言　手を背後にて縛し、梁に引き揚げ、足は地より三寸餘を隔つ、時の經過と共に、繩は次第に皮肉に食ひ込み、苦痛最も堪へがたしといへり、かくすること二三時間に至れば、足の爪先より血噴きたゝることあり、拷問中白狀せば、陳述を聞き白狀書を作り拇印せしむ、又白狀せずとも、罪跡確然たるのも、察斗詰と稱して裁決を下す、拷問（カヲモン）の條に其綜を示したれば參看すべし（法曹後覺、刑罰大祕錄、德川政刑史料）

ツルドノセツシヤウ 鶴殿攝政　九條基家（クデウモトイヘ）を見よ、

ツルノコホリ 都留郡　所屬沿革　甲斐國　恒武天皇の延曆十六年三月相模國と疆界を爭ひ、都留郡東隅の地を相模國に屬せる事あり、思ふに國郡制定の際、此郡を置きしものの、なるべし、風土記逸文鶴に作る、和名抄に相模、古郡、縣地、多胡、賀美、征茂、都留等の鄉あり、拾芥抄以後都留に從ひ、明治十三年五月分て南都留、北都留の二郡とせり（郡名異同一覽、國郡沿革考）

ツルノハウチヤウ 鶴庖丁　江戸時代朝廷及び幕府にて行ふ儀式、朝廷にては毎年正月十八日（安齋隨筆には廿八日、禁裡御膳式目には十六日とあり、今光臺一覽による）此事あり、幕府より進獻せる、寶際將軍の捕へたるもの、將軍手自ら捕へたる鶴を（寶際將軍にあらざる場合にても、目錄には御鷹の鶴と記したり）此日清涼殿の庭上にて料理す、司即ち高橋采女正、大隅大炊頭、隔年に之を勤仕し、白小袖に狩衣淺黄の指貫、風折烏帽子を着して出仕すれば、素襖に烏帽子着たるもの四人、俎板に鶴一羽を載せて舁ぎ出すを、まづ兩羽を切りて、俎板の向、南の端に並べ置く、次に頭を二つに切りて、羽の次に並べ置く、さて鶴を横にとりなほし、中より切り、頭の方へ付けたる身を竪におろし、頭の次に並べ置く、中より下の方へ其まゝにさしおきて切らず、取り直しおき、庖丁、まな箸を俎板の上におき、退きて平伏して酒を賜ふといふ（安齋隨筆、光臺一覽）幕府にては恒例にあらずして、其日の如きは一定せず、また必ず歷代此事ありしにはあらざりき、有德院殿御實紀享保十年十一月廿一日の條に「黒木書院にて鶴の庖丁御覽あり、鶴に庖丁魚等を俎にのせて、中奥の小性二人にて持出で東縁の下段の間の外にすゆ、時に奥所頭小林眞右衞門結眞熨斗目長の袴つけて出で、鶴を調理すること始めのごとく中奥小性出で、俎を撤す、結眞はこのことつかまつりしを以て、時服一襲を給ふ、大納言殿はじめ、水城西城の宿老少老御側みな、鶴の羹をもて酒を給ふ」とあるを以て、其一斑を知るべし、

ツルバシリ 弦走　證の名所、「ヨロヒ」を見よ、

ツルバミノキヌ 橡衣　橡即ち櫟（俗にドングリと云ふ）の實を以て染めたる黒衣を云ふ、後世の鈍色即ち是なり、實の本に着きたる皮（ヨメガ合器と云ふ）を煮、其汁にて染むと云ふ、延喜式に鴾樣、青白樣（青みを帶びたるもの、山鳩色なり）白赤樣（白色を帶びたるもの）あり、令制にては家人奴婢の着用する服と定めたり、後には專ら裏服に用ふるに至れること、西宮記裏服の條に、帝王一周の間黒橡衣を着し、侍臣等宣旨によりて之を衣るとあり、玉葉養和元年及び壽永元年等諒闇の時、九條兼實が橡の直衣にて出仕したることを載せ、名目抄に諒闇の時、殿上人四位以上之を着すと見えたるにて明なり、なほ薩戒記に、五倍子鐵漿にて染むる由見えたれば、後世

に至り橡の實を用ひずして、其代りにカハグロ染に爲したるを知るべし、オハグロヅメは即ち鈍色なり（儀訓栞、貞丈雜記、羽倉考）

ツルマキ 弦卷　弦を卷きおく器を云ふ、弦袋ともいふ、古は皮にて作り、算盤玉の如く杉形にて穴も少し、後世は近江國水口と云ふ所にて製するものは、草の莖にて作り丸みあり、端の所を二重にし、其間に緒を卷き、太刀に付けたり、即ち草を細く裁ちて弦袋に通し、わなにして、そのわなに太刀の帶とりを通して太刀をはく、されば弦卷は太刀のあし二つの間にあたる、また弦卷の革の廣さは五分程なり、なほ古は從五位下以上、左右衞門尉、左右兵衞尉等弦卷な太刀に付け、無位無官の者は付くるを得ず、左右兵衞尉は赤皮、左右衞門尉は藍皮の弦袋を付けたる事、源平盛衰記高倉宮信連戰の條に見え、又音砥左衞門藤綱無官の時、出仕には木緒卷の刀をさし、木太刀を持せけるが、叙爵（從五位下になるなり）の後は、此太刀に弦袋を付けたる由太平記に見えたり（貞丈雜記）

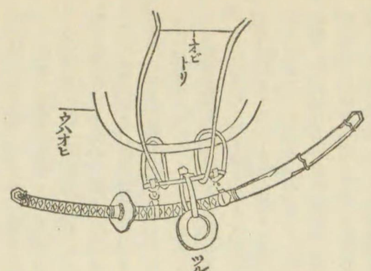

ツレヅレグサ 徒然草　歌名　吉田兼好の隨筆を輯めたるもの、文字優雅にして豪宕、其評論する所の題目には、人事あり、心理あり、社會萬般のことあり、而してこれが論斷の基點は、即ち老莊の所說を參酌し、孔孟の敎を混和し、特に佛說を主としたるものなるが、ゆゑに、論理の高尙なること、我邦文學書中、希に見る所なり、また歷史上參考とすべき記事尠しとせず　若干　吉田兼好の著述に係るは勿論なりと雖も、之を編次し、且題名を附したるは、兼好自身にあらざるか如し、伊勢貞丈の說に「今川了俊、惑神院へ、伊豫太郎光貞を伊賀の草庵に遣はして、兼好の遺物を探らしめしに、歌の集は、伊賀の草庵にて五十枚ばかり集め、徒然草は吉田にて、多く壁に張られ、或は經卷などを寫せる裏書にありしを取り來りぬ、これを了俊、命松丸など〳〵取り揃へ、命松丸がもとにありしをも、又二條の侍從の方に讀み遣はされしをも取り寄め、歌の集二冊とし、徒然草二冊とし、又草子をも二冊とせるなり、つれ〴〵なるまゝに書き出せし意の面白く、哀深きに疑へて、徒然草といふ題號は附けられたり」といへり、此說によれば、了俊と命松丸とにて、遺物を編し、題號をも附したるものなり、なほ考ふべし　注釋　本書は古くより多數の人に讀まれたれば、註釋書の多き事、源氏物語に次ぎたり、今其重なるものを擧ぐ、徒然草奧儀抄六卷（高屋近文）徒然草金槌十二卷（四道智）徒然草旬解七卷（高階陽順）徒然草諺解五卷（南部宗壽）徒然草古今抄八卷（大和惠空）徒然草集說十五卷（清水韋流）徒然草抄十二卷（高田宗賢）徒然草直解十卷（岡西惟中）徒然草大全十三卷（高田宗賢）徒然草文段抄八卷（北村季吟）徒然草諸抄大成二十卷（淺香久敬）徒然草考證（岸本由豆流）徒然草野槌二十卷（林道春）徒然草鐵槌四卷（青木宗胡）等、其他なほ多し（ヨシダケンコウ）參看（徒然草、兼好墓所圖述書、日本文學史、群書一覽）

て

テ 手　役と同じく、段別を定めざる高以外の地に賦課する稅に稱する名、山手、川手などの類なり（大日本租稅志）

デ井 出居　客に對面する室を云ふ、現今の應接間に同じ、內より出でゝ客に對し居る義なりと云へども確ならず、一說に常に居る室なりとも云へり、又イデキとも云ふ、平安朝時代以後公武の家に設けたり、其位置廣狹によりて、廣出居、中出居、外出居、四間出居等の名あり、山中日傳幽固の條に「本敷打敷等同節供、但非二晴儀一、內々進二證出居邊一云々」、源氏物語柏木卷に「大殿にやがて參り給へれば、公達あまた物し給ひて、こなたに入らせ給へとあれば、おとゞの御いでるのかたに入り給へり云々」、吾妻鏡建仁三年九月二日の條に「廷尉參入云々、入二總門一、昇二廊齋殿一、通二妻戶一云々、遠州出二於出居一見レ之給云々」などあるにて其一斑を知るべし（儀訓栞、寶石類書、家屋雜考、武家名目抄）

テイ井 廷尉　檢非違使の佐尉を云ふ、「クヒキシ」を見よ、

テイカンノマ 帝鑑間　江戸城居間の名、白書院次ノ間の東、連歌ノ間の南に在り、東南の二方疊椽を以て周らし、其南方板椽を隔てゝ庭園に面す、

襖に、歴代の鑑となるべき唐の帝王の事を畫きたるを以て此名あり、この間は、譜第大名の詰所にて、越前庶流、及び拾萬石以上の譜第、交代寄合等此處に詰む、江戸城（エドヂヤウ）の表を參看せよ、

テイキンワウライ　庭訓往來　書名　一卷、續群書類從に收む　内容　伊勢貞丈の説に「一事軒隨筆（岡西惟中著）に云、世にいへる庭訓往來は、北畠玄惠法師の作也、叙山の住侶にして上綱にあげらる、元弘四年正月廿一日依勅書之」と一説に、叙山に武家の御ちごあり、玄惠常に睦しく語られしが、手本の爲めに參せしとも聞えし、眞丈按、庭訓の二字は論語に孔子の鯉魚に訓へ賜ひし故事より出でたる事なれば、師弟を父子になぞらへて、庭訓とは名けしなるべし、兒に書て與へられしと云ふこと正説とすべき歟、勅によりて、庭上にて卽座に書れしと云は妄説なるべし」といへり、然れども確かなる證なし、松井簡治氏は、八月の狀に、引付頭人を管領といへるは、管領の職名未だ定まらぬ頃の證と見ゆれば、養滿將軍より後のものにあらざるべく、その外鎌倉時代なども遠からぬ書きざま多く見ゆれば、南北朝より室町の初めの作ならんと云へり、本書は室町時代以來數百年間、民間の家庭教育用として、多く讀まれしかば、深く人心に浸染して、今に至るまで消息の文體、及び思想上に及ぼしたる影響鮮からず、文學史教育史を講究するものは等閑にすべからず　注意　頗る多しと雖も、尤も見るべきものは、永井如瓶の庭訓往來諸抄大成四卷とす、之に伊勢貞丈が補註せし庭訓往來諸抄大成扶翼とす、近時松井簡治氏以上兩書を併せて校正して一册とし、出版したるものあり（庭訓往來諸抄大成、同扶翼）

テイシンヰン　亭子院　宇多法皇の離宮、東七條宮ともいふ、山城國京都に在り、本朝文粹菅原淳茂の文に「洛陽城内有二離宮一、竹樹泉石如二仙洞一爾、蓋世之所謂亭子院焉、太上法皇雖レ入二三密之道一出二萬乘之家一猶未レ捨二此地風流一、以助レ之、彼岸寂靜、亦可レ以レ修レ心」といへるもの卽ち此なり、後に寺となり、法金剛院に屬せり（山城名勝志、平安通志）

テイジヰン　亭子院　宇多天皇（ウダテンワウ）を見よ、

テイシンコウ　貞信公　藤原忠平（フヂハラノタダヒラ）を見よ、

テイシンシャウ　遞信省　明治政府の官衙、電信、電話、鐵道、小包郵便、郵便爲替、郵便貯金、及び航路標識の事を管理し、また電氣、遠船、水事局、郵便爲替貯金管理所、郵便局等を管理せり（法令全書、職員錄）

テイシュガク　程朱學　朱子學を見よ、

テイタグミ　手板組　江戸時代、金銀遞送の飛脚商ないふ、手板とは、當時物貨遞送の左券にて、紙を以て作る、其券首に遞送品目を擧げ、次に發行本人及び貨品領受人の姓名、且其金飛脚商の姓名を記入して、發行人及び金飛脚商調印す、前所に遞致すれば、則ち其受領人の調印を請ひ、過失其左券を領して、發行する所の飛脚商に還す、其事畢るの後、飛脚屋の庫内に收藏し、後日の證に供するなり、因て此名あり、寛文十一年十一月、大阪飛脚問屋島屋三右衞門、江戸飛脚問屋備前屋與兵衞等と共に議し、兩地商賈の金銀遞送を開き、金飛脚の招牌を掲げ、其後月番を定めて遞送す、其後寛保年間に至り、切手板及び綴手板等の制與る、「ヒキヤク」參看（驛遞志稿）

テイチユウ　庭中　鎌倉時代訴訟の時、訴論人等本奉行人を擱きて、直に政所引付等の庭中に推參して直訴するを云ふ、庭中言上の略稱、二種あり、御前庭中は評定の座に於て申し、引付庭中は引付の座にて申す、六波羅は奉行人を定め、申狀にて訴へ、幕府にては、只だ詞を以て申さしむ、豫て其日を定めて控訴を受く、御前庭中は將軍親く審問する事あり、直訴は奉行人緩怠して空しく廿ケ日を經たる時、又は訴論人の一方櫃門に賴り、一方寃枉ありて、奉行に賦を請ふに、尙遲引したる時、又は別人に屬して上申するも、尙遲引する時、又は事の緊急を要する時、又は借物の利子成規に違ひ貪るものに對する訴訟の、政所にて停滯せる時等に許せり（沙汰未練書、鎌倉時代裁判手繼考）

テイテン　提點　禪宗にて常住の金穀を掌る役、宋の官なる提點司を摸したるものにして、副寺の別稱なるべし、今納所と云ふものに略ほ同じ、

デイノザ　出居座　叡儀の時に用ふる座を云ふ、卽ち儀式等を行ふ所を臨時に構ふるなり、朝廷

にて、この座に侍る侍從を出居侍從、少將を出居少將とも出居公とも云ふ、江次第相撲召合に「次左右出居少將各一人、褰二幔著二出居座一（縫腋蒔繪劍、無二衛門兵衞出居一）云々」、明月記建久七年五月廿五日最勝講第三日の事を敍せし條に「朝座間陰雨大風、驚二眼驚一心、恐御願殿重之間、天神降レ自レ上、地祇昇レ於レ下歟、堂上如レ地、庭中似レ海、仍出居座蟄、引二上長押一上了、公卿出居少將、入レ自二渡殿鬼間妻戸一徘徊、云々」と見えたり、

デイノジジユウ　出居侍從　出居座（デキノザ）、及び侍從（ヂヂユウ）を見よ、

デイノスケ　出居介　出居座（デキノザ）を見よ、

デイノセウシャウ　出居少將　出居座（デキノザ）を見よ、

テウ　調　名義　諸國の土產を、定規によりて政府に納めしむるものを云ふ、ミツギと云ふ、ミは御にて尊稱の詞、ツギは供給にて、朝廷の供御及び國家需用のものを、人民の繼續して奉る義なり、故に人民より朝廷に奉るもの、總稱なれども、田租とは區別して、其以外の土產なのみ專ら調と云へり　起原沿革　太古は調を奉りし明文なきを以て詳ならず、史に見えたるは、崇神天皇十二年九月始めて人民を校し、調役を課す、此を男の弓弦調（ユハヅリノミツキ）、女の手末調（タナスエノミツキ）と云ふ、弓弦調は射獲たる獸の皮肉の類、手末調は女手にて作れる絹布の類を云へるなり、尋で百八十伴緒等各々部曲を率ゐて、己の業により、或は土地の產物を調進せしめたりき、卽ち崇神天皇の代、土師部氏が祭器を貢し、雄略天皇の代、秦氏が絹縑を獻ぜしが如き是なり、然れども其制詳かならず、孝德天皇大化二年薄賦役を罷めて田の調を行ふ、絹絁絲綿は鄕土の產出に依り、田一町に絹一丈、四町に匹、絁は二丈、二町に匹、布は四丈、一町に端を致し、共に長さ四丈、廣さ二尺半なり、別に戶別の調を收め、一戶に布一丈二尺を出さしむ、又調の副物あり、鹽贄等なり、後ち戶別調を廢し、人別の調に改めたり、大寶の制之に仍れり、但し正丁一人に絹絁八尺五寸、絲一兩、綿一斤、布は二丈六尺、並に二丁に絢屯端を成し、雜物は鐵鍬鰒魚等あり、次丁は二人、中男は四人、並に正丁一人に准ず、此外調の副物として染草、紙、油、贄等の類を人別に納めしむ、但し京畿內の民は他國の半減とす、慶雲三年より京畿に限り、民戶の貸宮により四等に分ちて戶別の調とせり、和銅五年より錢を以て調に代る事を許す、錢五文を以て布一丈三尺に充てたり、養老年中より調の副物と中男の正調とを廢して、更に中男作物と稱し、鷹、席、紙、油等の類を納めしむ、其後調貢の物品及び其數屢〻變改する所ありて一定せず、而して諸國各其國內の調を收めしも、其使を貢調使と云ひ、調副使と云ひ、調皆太宰府に輸納し、府より京都へ納む、延喜式の制、諸國の調の細目を擧げて、之を定めたり、延喜以後朝綱大に弛み、諸國の調物を進むるに至りしが、武家時代には、租調に當るべきものを凡そ年貢と稱したり、「ネング」參看（古事記傳、租稅沿革篇、大日本租稅志、日本財政史、租庸調略說）

デウ　條　王朝時代以後里坪の位置を指點する爲めに設けたる制、凡田地を計るに一步は方六尺、三十六步を一段とし、十段を一町とす、卽ち一町は方六十步なり、之を一坪又は一坊と云へり、之を積むこと三十六、之に次序を付けて、一坪二坪と稱し、三十六坪に及ぶ、次序は長に始まり乾に終る、三十六坪を合せて一里とす、三十六里を一條とす、條は北より起り南に行き三十六條を限る、（土地に依り三十六條以上に至る所もあり）里は四より起り、東に行き三十六里を限る、然れども地形によりて必ずしも條里の方角一定せず、或は條東西にして里南北なるあり、要するに條里は互に直角をなして縱橫相貫き、地球の經緯度の如し、故に其地を稱して、何條何里何坪と云ふ、猶左の圖に就て知るべし　地原沿革　始め詳ならず、本居內遠は條里圖考帳に「今に傳はれる天平七年の讃岐國山田香河二郡境田圖には、やゝ此制見えたれば、令を撰べる大寶六年より三十四年の間に起れる事著しきによりて思へば、出雲風土記に、靈龜元年式によりて里を鄕と改むと云へる時、此制起れるなるべし、さるは五十戶を里と云ひ、三十六町を里と云はむに、音訓の分ちは有けめど、同字に混らはしければ、里は條里の里とし、民戶の里には更に鄕と云ふ文字を用ひて、戶の方に就ては鄕村、土地を量る方には條里と文字を用ふること定めたりと云へる、從ふべきに似たり、堀田璋左右氏は、「靈龜元年條里の名の起ると定むるは贅なりとも、縱橫の割法は靈龜以前より行はれたりしが如し、而して精密なる班田法を實施する上に於て、大なる不便を生ぜしを以て、遂に靈龜に至て、簡便なる條里を應用したるものなるべし」と云へり、關野貞氏更に一步を進めて「大化革新の時班田の制を敷きし時より、區劃法は行はれしものなるべし、而して條里の制は、和銅六年平城京成りし時、尺度の改正ありしを見れば、此時より始めしものならん」と云へり、爾來各地に行はれて

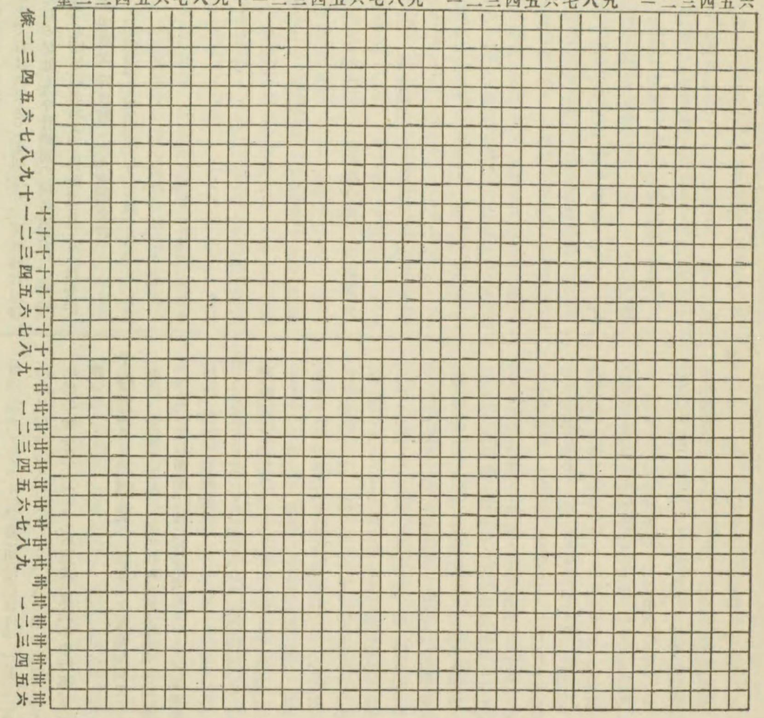

坪並里内

一	二	三	四	五	六
十二	十一	十	九	八	七
十三	十四	十五	十六	十七	十八
廿四	廿三	廿二	廿一	廿	十九
廿五	廿六	廿七	廿八	廿九	卅
廿六	卅五	卅四	卅三	卅二	卅一

町積

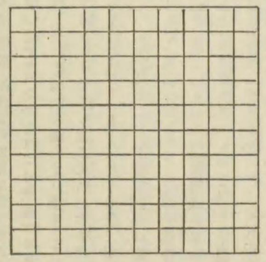

（拾芥抄所載）

應仁文明頃の文書檢注帳等に條里を注したるを見れば、此頃まで行はれたること明なり、戰國時代以後此制絶えたるが如し、今日諸國の村名地名に、東條、西條、南條、北條等の名ある、皆此遺名なり（拾芥抄、田制篇、史學雜誌「條里制」、大内裏圖考證）

テウガ　朝賀　名義 正月元旦、天皇が、群臣の賀を受け給ふ儀式をいふ、又朝拜、拜賀とも稱す　歴史式 まづ前一日に、御座を大極殿に設け、高御座を敷き、疊幔を前後左右に張り、又東幔の後に、皇后の御座を設く、且つ殿中階より南に去ること、十五丈四尺の處に銅烏幢、東に日像幢を樹て、次に朱雀旗、次に青龍旗を樹つ、銅烏幢の西に月像幢を樹て、次に白虎旗、次に玄武旗を樹つ、舖設既に畢り、當日に及び、辰の時主上出御、遲て皇后もまた出御あり、群臣皆禮服を着し、恰も即位式のごとし、開門ありて召の太皷を打たしむれば、群臣列して門に入る、次に主上高御座に着かせ給へば、兵庫寮鉦をうつ、次に執駈出でゝ、幌を八字に揚げ、次に近仗警蹕を奏し、圖書主殿香をたく、次に典儀再拜を唱ふ、此時群臣皆再拜す、次に奏賀奏瑞とて、二人の者庭に進み、去年中、嘉瑞嘉祥ありし諸國の事を奏す、其時群臣再拜す、次に舞踏再拜、次に武官俱に立ちて、旗を振り萬歲を唱へ、退きて本列に復す、群臣再拜す、畢りて主上還御、皇后又遲て還御あること、出御の儀に同じ、殿下退皷を擊ち、諸門の皷皆應ず、茲において上下群臣悉く退出す　起原沿革 神武天皇が、正月一日、橿原の宮を建て、始めて位に卽かせ給へる時、宇摩志摩治命天璫を奏せしと舊事紀に見ゆ、これを濫觴とす、後ち孝德天皇の大化二年正月元旦の條に、賀正禮とあるを以て、正しく此禮の見えたるはじめとすべし、爾來相繼で行はれしが、一條天皇正曆年間以後は歷絶し、代りて小朝拜といふと行はれたり、（「コテウハイ」參看）明治以後は、一日と二日との兩日に分ちて行ばるゝと、人の知る所なり、なほ年始の條を見るべし（内裏式、建武年中行事、公事根源）

テウガク　調樂　朝廷にて雅樂を奏する數日前に、調習するをいふ、江家次第石清水臨時祭の條に「前三十日調樂、先二日試樂云々、上古調樂於二柱芳坊一行レ之」とあり、

テウキンノギヤウカウ　朝覲行幸　名義 天皇が太上天皇皇太后の宮に行幸して拜し給ふを云ふ、周禮に「春見曰レ朝、秋見曰レ覲」とあるより出づ、禮記に「天子當レ扆而立、諸侯北面見二天子一曰レ覲」とあれば、支那にては諸侯が天子に謁見するの稱なりしことを知るべし、歲首の朝覲は正月三四兩日を用ひ、又は吉日を撰ぶとあり、或は數月を過ぐる時もありき、此外即位後、元服後等も朝覲行幸ありづきては、警蹕を停め、中門外より御輿を下り給ふ、これ敬意を表するが爲めなり、母后に朝覲して還御の時に、階下に鳳聲に御するは仁明天皇に始まる、後世皇の御前に笛を吹き給ふは一條天皇に始まる、後世多くこの事あり、幼帝の時には母后と同輿し給ふを例とす　起原沿革 嵯峨天皇大同四年八月癸卯、平城上皇に覲ぜしを始めとす、歲首朝覲は、仁明天皇承和元年正月二日淳和上皇に朝覲し、踐祚即位後は朱雀天皇が延長八年九月廿六日朝覲し、元服後は永久元年正月四日鳥羽天皇が白河上皇に朝覲せしを始めとす（西宮記、公事根源、古事類苑帝王部）

彫刻　【上代】彫刻物は其材質の堅硬なるが爲に、今日に遺存せるもの多しと雖も、人物鳥獸等何れも體軀相貌の完備せるものなし、而して用材は多く石なりしが如し、また埴輪樹物（「ハニワ」參看）も、美術上より見れば、全く彫像の類にして、後世の木像、塑像、銅像等の起因を爲すのみならず、丸彫造像の技工は、全くこれより發達せるものなり、後ち佛教と共に彫刻術も海外より傳來して、漸く進歩の端を開きたり、即ち繼體天皇十六年、支那南梁の人司馬達等來朝し、其子鞍部多須奈、用明天皇の爲に丈六の佛像を造り、其子鞍作止利は推古天皇時代に至りて有名なる佛工となる、此時代を藝術家は推古時代と稱し、その樣式を推古式といふ、今其遺物に就きて觀察するに、全體の製作多く古拙を免れず、其刀痕は衣紋の襞など淺くして、寫實の巧を盡さず、其面相姿勢の如きも、皆規態を帶びて質朴の趣あり、又裝飾の如きは想像を交へ、頭髮の肩に垂るゝものは、其端必ず捲縮して蛟の如き狀をなし、天衣の端も延長して左右同樣に相並びて鰭の狀をなせり、又蓮座の裝飾は衣の裾を放ちに濶大ならしめ、是を以て蓮座の全部を覆ひたる樣を作れり、而して當代の佛師にして有名なるは鞍作止利、百濟御太等なり、（式古撰）

古時代と稱し、その樣式を推古式といふ、今其遺物に就きて觀察するに、全體の製作多く古拙を免れず、其刀痕は衣紋の襞など淺くして、寫實の巧を盡さず、其面相姿勢の如きも、皆規態を帶びて質朴の趣あり、又裝飾の如きは想像を交へ、頭髮の肩に垂るゝものは、其端必ず捲縮して蛟の如き狀をなし、天衣の端も延長して左右同樣に相並びて鰭の狀をなせり、又蓮座の裝飾は衣の裾を放ちに濶大ならしめ、是を以て蓮座の全部を覆ひたる樣を作れり、而して當代の佛師にして有名なるは鞍作止利、百濟御太等なり、

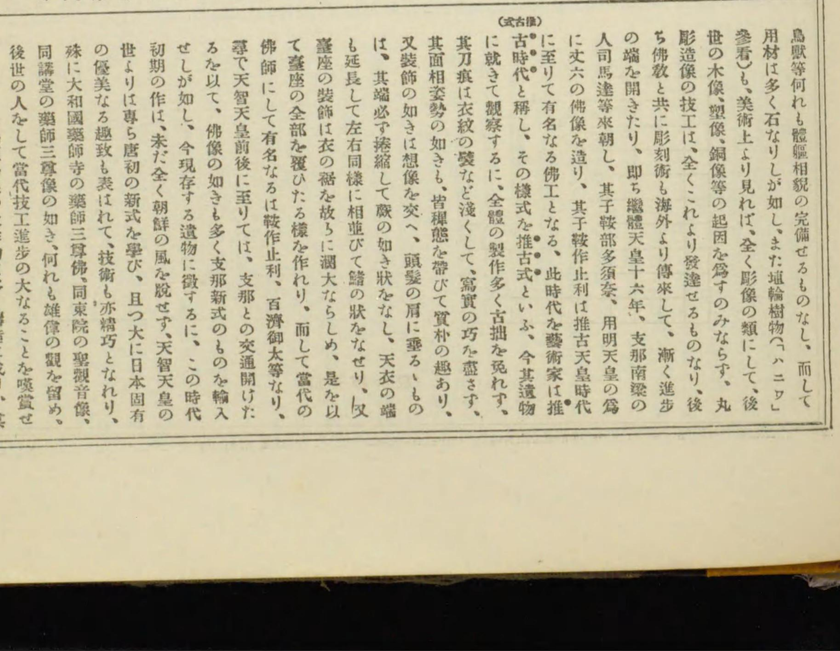

出づ、當時有名なる佛師を山口直大口、木閑、藥師總保、鐵師羽古等とす、尋で聖武天皇の頃に及びては、佛教の隆盛と共に、佛像の彫刻は非常の盛大を致し、意匠の巧技術の精を究極するに至れり、かの聖武天皇の建立し給へる盧舍那佛の大銅像は、實に我國古今を通じての大作とす、其他各地の名刹諸國の國分寺等に造られし佛像は、其數幾千百なるを知らず、而して此頃の彫刻物は寫實と想像との調和宜しきを得、凡て雄壯にして端嚴の趣を表げたり、而して最も意を面貌に用ひ、其天部の如き勇猛なる相貌に自ら慈悲を含み、又彌陀觀音の如きは、溫和優美なる眉目の間に、犯すべからざる威嚴を具へたり、又技術の點に於ては特異の進歩を顯はし、木彫刻は勿論、鑄金の工は彼の大佛の造立に就きて非常なる智巧と熟練との効果を見るべく、塑像と乾漆像との製作は、全くこの時代特殊の技巧と稱することを得べし、塑造はその技前代に起る、卽ち元明天皇和銅年中の作なる法隆寺五重塔内の釋迦涅槃像、須彌山形中の偶像は、何れも塑像製にして、天平の際に及びては、大に精好を極め、遂に東大寺戒壇院四天王像、同寺法華堂執金剛神像の如き名作を出だすに至れり、又乾漆像は塑像に比ぶれば一層製作の煩はしくして精巧を要するものなり、この製亦前代に起りしも、當代に入りて特異の進歩を見る、右に述べたる聖武天皇前後の時代における彫刻の樣式を、藝術家は天平式と名づく、また此時の作家にては、國中連公麿、高市眞麿等有名なり【平安朝時代】に入りては、佛像の彫刻は更に面目を一新し、其面相印象特物より各部の莊嚴に至るまで、一千年來圖像の模範は、多く此時に作り出だしたるものにして、特に形相の正しきのみならず、其面貌姿勢には、よく諸佛の性格氣象を表はし、殊に密教のものは、何れも莊重なる威儀を具へたり、要するに其製作たる、一般に莊大の趣を有し、且面貌手足の姿勢の如き要點に於ては深く意を用ひ、威嚴の人を感ぜしむるに足るものあり、尋で藤原道長が法成寺を建造するに及び、名工定朝出でゝ道長の命に由り、盛に造像の工を起し、三丈二尺の大日像を始め、幾百千體の佛像を彫刻せり、これが爲に彫刻の技術は特異なる長足の進歩をなし、殊に定朝が當代貴族の優美なる好尙を代表して刻み出したる不整頓にして、或は寸尺の權衡を失ひ、或は四肢及び服飾の如き粗漫にして、彫刻の精を得ざるもの多し、中期卽ち定朝の時は大に技を振ひ、面說及び全體の姿容に威嚴又は品致を顯はし、寫實の點に意を用ひ、寸尺の權衡を保ち、木割の法、彩色の術等大に精巧を加ふるに至れり、而してその技術上特異の點は、全身豐滿にして顏面圓く、眉目細長く、瞼縮薬かに、總べて高雅の風格を帶びたるにあり、末期の作は、技術の巧緻を加ふると共に、自ら氣魄を失ひて機弱に傾き、唯優美の點のみに流れたり、なほ平安朝における佛師にては、武藏村主多利丸、志比古麿、興運、延祚、康尙、定朝、覺助、勅助、院助、康助、院覺、院

（天平式）（平安朝時代）（定朝）（鎌倉時代）

（代時倉鎌）

係らず、其技術大に進歩し、前代の樣式を一變して雄健豪放となり、佛師定朝の木寄法に基き、更に實物寫生の新趣を加へて、細かなる造像の法則を立てたり、之れを快慶、運慶となす、而してこの二人は實に當代を代表すべき佛師なり、これより以後佛師は概ねこの法則手法を以て金科玉條となしたり、偖ふに當代初期の作品は、快慶等により多少前代の趣味を表示し、更に一方には雄健豪放の彫刻起り、刀法鋭くして深く、襞襀の如きも太くして遒勁に、面貌姿勢は勿論、筋骨逞しく、性格氣象に至るまで前代と全く其趣を異にせり、又彩色の配色も主に華麗なる色を用ひ、且盛り上げ彩色、截金彩色等を施し、頗る莊麗を究め、燦爛人目を驚かずが如きものあり、此等の彫刻物は漸々當代の末期に至り、剛健に失して遂に粗豪に流れたる傾あり、然れども亦或は定朝風の穩和なる所を傳へて、これに頗る精緻の技工を施し、或は毛彫を用ひ、或は透彫を施し、益々華麗を極め、剛健雄勁なる佛像と相對峙したる一派なきにあらず、又體軀の甚だ短矮にして強き一種のものあり、又は衣長くして其裾蓮座外に垂れたるものあり、この二者は重に宋元の餘影になれるものにして、曾て前代に見ざる所のものなり、また當代の佛像は概ね木彫にして、鑄物に至りては建長四年鎌倉に建立せし高さ五丈の金銅盧舍那佛等を除きては其數多からず、而して乾漆の作品は殆んど其跡を絶ち、塑像の技工は僅に其命脈を維持するに過ぎず、なほ當代有名の佛師は運慶にして、快慶（法名安阿彌）と共に當代佛師の泰斗と稱せらる、定覺、滿慶、康運、

（室町時代）

定圓、宣圓、院康、院尊また著名なり、【室町時代】時勢風俗の變移と禪宗の流行とは、技術上に新調を與へ、威儀嚴然なる武士の官像、靜寂恬淡の韻致に富める佛像等の彫刻を出したりと雖も、元弘以來の兵亂により一時に衰頽し、佛師の如きも、微かに其家系を存するに過ぎず、佛像は主に木を用ひ、其上に彩色を施して華麗を盡したるもの多し、其彩色は截金を用ひ、又箔押をなし、或は厚く紛彩を施し、或は蒔畫色漆等を用ひたるもありて、精緻の上においては見るべきものあり、銅鑄の如きも間々ありと雖も、極めて少し、而して假面は能樂の流行せる結果として、其彫刻の衝大に發達し、頗る精巧なるもの多く出で來れり、彼の增阿彌、福來、春若、賓來、千種、三光坊等は、各々假面彫刻に於て當代の名工と稱せられ、其作品も世に珍賞せらる、後世これを六作と稱す、而して三光坊の門より滿照、親信、幸賢の三人を出してより、遂に能面彫刻を專業とするものあるに至れり、實に能樂に用ひられたる假面の彫刻は、當代を以て始めとす、而して其製作は、古は乾漆或は紙製のものありけれども、當時は概ね木彫にして、表面には主に厚く紛彩を施し、髮髭等は墨にて畫き、般若等の如き怒れるものには、眼に金屬を嵌して、光彩燦爛たるものあり、而して裏面は鉋目荒く組雜に削り上げて、黑或は赭色を施し、薄く漆を塗りたるものあり、又單に素木のまゝなるもあり、さてこの鉋目は鑑識者の最も注意する所にして、之れによりて作者並に時代を鑑識せり、又假面の彩色にも手法種々ありて各々特色あり、又當代の中頃よりして作者の印を用ひ、假面の裏に燒印を捺せり、又後にて鑑識したる作者の名、及び鑑識者の名を蒔繪にて記したるものありて、其樣一ならず、而して世を追うて其

（六作）

（桃山時代）

技益々精巧に至れり【桃山時代】概して豪壯華麗にして、放縱自在の意匠を揮ひしもの多しと雖も、其技術は却て前代に比して及ばざる所のものなきにあらず、然れども城廓等の建築興り、殊に宏壯を極めしなるを以て、建築裝飾的の彫刻は俄然進歩して、前代に比なき華麗のものを出だせり、彼の桃山城或は聚樂城の如き、今日其遺跡殘品に徵するも、其建築宏大にして、之れを飾るに大奢を以て勞斷せるが如き、大に知るべし、又當時の神社佛閣の如きも、裝飾的の彫刻を以て裝飾せられたり、能作法頗る精緻にして、刀痕亦鋭利敏活なり、世俗是等彫刻物の精巧なるものあれば、悉く甚五郎の作と傳へり、能面には各々專業家ありて其家法を守り、益々精緻巧妙なるものを製出せり、何れも其材質作法は別に前代と異る所なきが如し、而して此時代の作家としては遊佐業、岡部又右衛門、宮西瀨左衛門、左甚五郎等著はる、【江戸時代】世昌平に屬せるが故に、各種の彫刻は筆者を辭くる裝飾品と其發達また從來と趣を異にし、寺院玉琴、鐵齋等其名高し、又竹石堅木彫等ありて、文人裝飾の流行に伴ひて、益々隆盛を極めたり、又象刻は當代の初頃よりありたれども、中年に至り最も盛んなりき、大年芙蓉等其技最も卓絶なるものなり

（江戸時代）

（帝國美術略史稿）

テウゴコクリンジシ　朝護國孫子寺

所在 大和國平群郡（今生駒郡）平群村大字信貴畑

○信貴山獄舍院と號す、信貴山に在り、又志貴山寺とも云ふ　**本尊** 毘沙門天　**宗派** 眞言宗　○本尊毘沙門天　**靈驗** 延喜中明蓮上人の開基なりと云ふ、俗傳によれば、聖德太子物部守屋を討つ時、兵屢々敗れて信貴山に隱る、太子專心佛に勝利を祈りしに、山中に毘沙門天

の銘ある石櫃を發見したるを以て、毘沙門の己れを擁護するを信じ、四天王の像を刻みて髻に收め、進んで守屋を誅するを得たり、依て凱旋の後石櫃の上に一丈の堂宇を造營し、信ずべく貴ぶべきの祠なりと云ひしより、信貴山と號したるなりと云へど信じ難し、元弘年中護良親王嘗て此山に居給ひしことあり、又楠木正成は、其父母こゝに祈りて生れたれば、幼名を多聞丸と云ひしと傳ふ、戰國時代松永久秀信貴城を築きて、織田氏に抗せしが、遂に破られて城陷り、伽藍亦兵燹に罹りて灰燼となる、今の堂宇は慶長年間豐臣秀頼の再興する所なり、本堂は即ち毘沙門堂にて、山中の高處に在り、護摩堂、多寶塔等十數宇の僧堂皆懸崖の上に立つ、境内六千八百三十九坪、寶物には、尤も著名なる鳥羽僧正筆と傳ふる信貴山縁起あり、今國寶となる、又楠木正成の遺物と傳ふる兜、鎧袖、喉輪等あり（拾芥抄、大和志、大和名所圖會、大和廻、日本名勝地誌）

テウサンダイフ　朝散大夫　從五位下の唐名（拾芥抄）

テウシ　調使　四度使（ヨドノツカヒ）を見よ、

テウシ　銚子　行酒の際、酒を入れて、盃に移すに用ふる器具、鐵銅等にて鑄造す、長き柄を附したるものと、長柄なくして、提梁を附したるものとの二種あり、前者は長柄銚子と云ふ、注口の兩方にあるを兩口と稱し、略儀に用ひ、一方のみにあるを片口と稱し、重儀に用ふ、後者を提子といふ、並に祝儀の時には松、山橋を蝶花形につけて用ふ、蝶は春を樂み、松は色の變らず、橘は雪霜に撓まず實熟するを以てなり、三代實錄貞觀六年の記に銚子の字始めて見えたり、倭名抄に「四聲字苑云、銚（徒弔反、辨色立成云、銚子佐之奈閇、俗云三佐須奈閇、〇燒器似鍋鐏而上有鐶也、唐韵云鍮頭、烏青二音、漢語抄云、和名同上）濕器也」とあり、新井白石は之を解して「其注ぎし所によれば、猶今の鐘子と云ふもの、如くにして、銀とは俗に弦と云ふに似たり、サシナベ、サスナベと云ひしは、匜を手挿と云ふが如くに、その注ぐべき道あるを云ふ也、後世の如く銚子の字の音を呼びて、酒器となすものにあらず」と云へり、三中日傳によれば、室町時代には銚子を重儀に用ひ、提子は酒の減りたる時、酒を增し加ふる器に用ひ、後のみ用ひたりしが、室町時代より出來たりしものにして、貞丈は徂酒の時左右の人の中に居ながら立ち皆之に倣へり、兩口は室町時代より出來たりしものにして、貞丈は徂酒の時左右の人の中に居ながらつゞ爲めなりと云ひ、松岡行義はもと鑄工が任意作りしを兩口相對して見よき故に弘まりしなるべしと云へり、倘提子は、後世陶器にて製したるものあり、又燗徳利を俗にテウシとも唱ふるは、其用同じきを以てなり（倭名鈔、和訓栞、東雅、貞丈雜記、後松日記）

テウシヒサゲブギヤウ　室町時代、將軍諸家に赴く時、所職、其日の御銚子の事を掌る（武家名目抄）

テウシフシ　朝集使（ヨドノツカヒ）を見よ、

テウシフタウ　朝集堂　院十二堂の一、大禮の時百官待朝の所なり、時に渤海の客徒を勞饗することあり、朝集殿とも調集堂とも云ふ、相對して東西の二堂あり、東朝集堂、西朝集堂といふ　名所舊蹟　應天門内と會昌門外との間に在りて、會昌門の廊より相去ること六丈二尺、東面の廊より四丈二尺（西も亦之に同じ）横二間、長さ九間の堂宇にて、東西の兩面に各三箇所の石階あり、此堂何時頃より廢壞に歸せしか詳かならず、保元の時只礎石を存するのみ（大内裏圖考證）

テウシフチヤウ　朝集帳　王朝時代四度公文の一、國内の池溝、官舍、國衙の器仗、公私船、驛馬、傳馬、神社、僧尼等の事を記したる帳簿を云ふ、畿内は十月、七道は十一月、太政官に進む、卽ち諸國施政上の成績を報ずるものなり、之に附して支文十四を上る、（ヨドノツカヒ）參看（延喜式、日本財政史、史學雜誌「四度使考」）

テウジヤクニン　朝夕人　公人朝夕人（クニンテウジヤクニン）を見よ、

テウセン　朝鮮　名義　其子以來の舊號にて、國名の意義は、東國輿地勝覽に「居東表日出之地、故名朝鮮」とありて、其國東方に在りより名づけしと云へるは信に近し、尚書堯典に「分命羲仲宅嵎夷曰暘谷」又漢の揚雄が長楊賦に武帝の事を述べて「西厭月窟、東征日域」また高麗光宗の時、宋の太祖より遺りし制書に「高麗國王治日邊鎭粹」と見えたるが、いづれも其東方に在りて日出の義に取りて名づけしが如し、其文字の書籍に見えたるは、戰國策に「蘇秦說燕文侯曰、燕東有朝鮮」といひ、管子に「管子曰、發朝鮮之文皮一策也」とあるを最古とす　名所舊蹟　亞細亞の東北に位せる一大半島にして、北は鴨綠江、長白山脈及び圖們江を境として、滿洲並に西伯利亞に接し、西は黃海を隔てゝ支那本部の山東江蘇二省に對し、南は朝鮮海峽を隔てゝ我九州及び五島と相對し、東は一面日本海に臨む、西經九度六分に起り、十五度八分に至る、北緯三十三度十分に起り、四十三度に盡く、面積約一萬三千四百方里、我國の半に當る〇古は全國を八道に分ちしが、今は京畿、忠清（南北二道）、全羅（南北）、慶尚（南北）、江原、咸鏡（南北）、平安（南北）、黃海の十三道に分つ、

國都は京畿道漢城府に在り　地理沿革　東國通鑑に「東方始無君長、有神降于檀木下、國人立爲君、是爲檀君、國號朝鮮、是唐堯戊辰歲也」とありて、檀君始めて國を朝鮮と號すと稱すれども、其事蹟詳かならず、殷の末に、箕子この地に逃れ來りて國王となり、相傳ふること凡九百年なりと云ふ、然れども白鳥博士の扶桑國考によれば、檀君の建國及び箕子朝鮮に逃れたりとの說は、支那人の廿八宿五行說より出でたるものにして、歷史上の事實にあらずといへり、西曆紀元前百九十四年（我孝元天皇廿一年）燕人衛滿、箕準を逐ひて自立し、衛氏相傳ふること凡八十五年、漢の武帝（元封二年）の爲めに亡ぼされ、蓋し箕子より此に至る迄千有餘年間は、專ら支那人の爲めに割據らる、其後新羅高勾麗百濟の三國相繼きて興り、爭亂息まず、高勾麗百濟は凡七百年にして皆滅亡し、新羅獨り存して殆ど千年の久しきを保つ、其衰ふるや、西曆紀元九百十八年（我醍醐天皇延喜十八年）王建と云ふ者自立して王となり、高麗國を建て、相傳ふること三十四世四百七十四年、當時契丹女眞北方に興り、或は其侵浸を受け、或は與に和好を結びしが、衆古支那を統一するに及びて、其制壓を受ること益々甚し、其末世に至り、成鏡道永興の人、李子春の第二子李成桂と云ふ者、父に繼で高麗に仕へ、楊廣全羅慶尚道都巡察使贊成となり、大に倭寇を荒山に破り、勢盛んなり、此時に當りて、支那は元衰へ明起りしを以て、高麗は明漢非明漢の二派に分る、成桂は明黨たりしが故、非明黨の崔瑩を殺し、辛禑を廢して辛昌を立つ、後また昌を廢して恭讓王を立て、三軍總制使となり、威權中外を壓し、尋で擁せられて松京（開城）壽昌宮に於て王位に卽く、是を太祖と爲す、時に西曆千三百九十二年正月（我後小松天皇明德三年）なり、太祖因て使を明に道し、國號を朝鮮若くは和寧（永興）となさんことを請ふ、明太祖舊號によりて朝鮮と稱せしむ、是を李氏の朝鮮とす、五年都を漢城（京城）に遷す、三世太宗（字は芳遠）卽位の後ち銳意治を謀り、制度漸く其緒に就く、又學問を奬勵し、鑄字所を置き、銅字活字を鑄て書籍を印行せしむ、在位十八年位を世宗に讓る、世宗尤も文治に繼勵し、集賢殿を設けて、古今の經籍を聚め、典故を討論し、宗學を建て禮樂を定め、天文曆象の諸器を製し、誌文を作り、書籍を編述せしむ、高麗史を改革せず、李齊賢圓柄を弄し、大北小北二黨相爭ひ、紀綱日に弛れ、失政多し、李貴等義兵を擧げて光海君を廢し仁祖を立つ、此時滿洲にては國を立てて淸と號し、兵威益々盛なり、仁宗五年淸兵來寇し、諸軍皆潰え、遂に和を乞うて服從す、後ち仁祖淸の使書を拒絶せしを以て、淸の太宗大に怒り、親征して入道を畧す、仁祖止むを得ず淸に降ろ、是に於て始めて淸の年號を用ひ、朝鮮國王の封册を受け、事大の禮を定む、然れども壬辰の亂、明の援助を德とし、明を國ふの情去らず、孝宗、顯宗、肅宗等討淸の企成す）在位十三年、位を睿宗に讓る、虎宗立つ、年僅に十三歲、尹氏政を聽く、七年にして還政を重修し續錄を作り、又五禮儀を續成せり、是に於て朝鮮の制度文物大に備はる、成宗薨じて長子懌立つ、是を燕山君と云ふ、李克墩等の爲めに戊午の禍起り、尋で甲子の禍あり、慘殺暴戾を極む、中宗の時に至りて已卯の禍、辛卯の三奸、丁酉の三凶等ありて、內政頗る亂る、仁宗を經て明宗の時に至り、年僅に十二歲なるを以て、その母文定王后尹氏政を聽き、尹元衡事を用ふ、是より外戚專橫の端始めて開けたり、孝宗立つに及び、李滉李珥等を登用し、學を講じ治を論じて、人心を敢擾せしと雖も、後慶、李珥等相排擠して東西の黨論起り、爾來朝臣朋黨を立て永く相鬪さて紀綱漸く紊れ、武備廢弛す、此時に當り北に野人入寇し、南に豐臣秀吉の侵略を蒙りたれば、八道悉く荒廢に歸し、僅に明國の援を藉りて社稷を完うせり、是を壬辰の亂と云ふ、既にして宣祖の子光海君帝位に卽く、時に滿洲に愛親覺羅氏興りて明を侵す、明、兵を朝鮮に徵す、光海君姜弘立をして赴き援けしむ、弘立戰破れて滿洲に降る、光海君戰後の歷政を改革せず、李爾瞻國柄を弄し、大北小北二黨相爭ひ、紀綱日に弛れ、失政多し、李貴等義兵を擧げて光海君を廢し仁祖を立つ、此時滿洲にては國を立てて淸と號し、兵威益々盛なり、仁宗五年淸兵來寇し、諸軍皆潰え、遂に和を乞うて服從す、後ち仁祖淸の使書を拒絶せしを以て、淸の太宗大に怒り、親征して入道を畧す、仁祖止むを得ず淸に降ろ、是に於て始めて淸の年號を用ひ、朝鮮國王の封册を受け、事大の禮を定む、然れども壬辰の亂、明の援助を德とし、明を國ふの情去らず、孝宗、顯宗、肅宗等討淸の企成す）在位十三年、位を睿宗に讓る、虎宗立つ、年僅に十三歲、尹氏政を聽く、七年にして還政を重修し續錄を作り、又五禮儀を續成せり、是に於て朝鮮の制度文物大に備はる、成宗薨じて長子懌立つ、是を燕山君と云ふ、李克墩等の爲めに戊午の禍起り、尋で甲子の禍あり、慘殺暴戾を極む、中宗の時に至りて已卯の禍、辛卯の三奸、丁酉の三凶等ありて、內政頗る亂る、仁宗を經て明宗の時に至り、年僅に十二歲なるを以て、その母文定王后尹氏政を聽き、尹元衡事を用ふ、是より外戚專橫の端始めて開けた

奢侈を禁じ、農桑を勧め、酷刑を去り、學を好み、諸書を纂輯し、法典を編纂せり、著作のさき此時代を最とす、蓋し朝鮮の文化は成宗に至りて、其極に達し、後ち衰へしが、この時に至り、再び隆盛となれり、正宗の子純祖幼なるが故、英宗の妃貞純王后金氏政を聽く、後ち親政せしと雖も、金祖淳の女を王妃とせしより、外戚の權漸く盛んなり、純祖薨じ、憲宗立つや、年僅に八歳、純宗の妃純元王后金氏政を行ふ事六年に及び、遂に政權は母后と外戚とに歸したり、憲宗薨じて嗣なし、純元王后、哲宗を迎へ立て、金汶根の女を王妃とす、金氏の權内外を傾く、哲宗薨じて嗣なし、延臣趙・洪、金請氏各々其權力を振はんとして、繼嗣定まらざりしが、遂に翼宗の妃趙氏の旨を以て、興宣君昰應の第二子熙を迎へ立つ、是れ今上の父大皇帝なり、年僅に十二歳、乃ち趙妃を尊びて大王大妃とし、興宣君を封じて大院君とす、大院君趙妃と共に政を專にす、此間佛米二國と戰ひしが、佛米共に志を得ずして退き、大院君の勢力内外を震動せしも、十年王妃閔氏及び其一族の爲めに權を奪はれて屏居せり、十三年（明治九年）我國と通商條約を結ぶ、十九年（明治十五年）大院君亂を起して日本公使館を襲ふ、二十二年英國はバルガン問題の事を以て巨文島を占領して砲臺を築く（廿四年に還附す）これより先二十一年露國と通商條約を定め、閔氏等は露國の强大なるを見て其歓心を求めんとする形勢あり、清國は袁世凱を遣して大院君と共に廢立を謀りしも、謀漏れて成らず、却て露國と陸路通商條約を結びて、慶興を開く、次で米、獨、佛の諸國と條約を結ぶ、三十一年東學黨の亂より日清戰爭となり、全く清國との關係を絶つ、三十三年九月（明治廿九年）始めて純然たる獨立國となり、元を建陽と建つ、尋で光武と改元し、國號を大韓國と改め、王を皇帝と稱するに至れり、我明治三十七八年日露戰爭の後（光武九、十年）日本の保護國となる、光武十二年ヘーグ密使事件より我國と確執を生じ、皇帝は位を今上に譲りて大皇帝となれり（次項我國との通交は太古よりありし事、書紀古事記等にて明なり、百濟新三國鼎立の時に當りては、神功皇后征服して、全く我版圖としたり、（テウセンセイバツ參看）隨て彼我往復頻繁なりし事、各其國の條に述べたれば、就て見るべし、中古高麗の代に至りては、通商往來のみにて、使聘を修めし事あらず、高宗元宗の時、日本の邊民或は州縣を侵掠せしを以て、使を遣して和を修めしこと禁ぜんことを請へり、然れども悉尚已まず、元宗九年蒙古の命に從ひ起居舍人潘阜をして、蒙古の書、及び國書を齎して日本に來り入朝を諭す、日本親ぜず、其後屢々使を日本に遣すと雖も、皆志を得ず、遂に蒙古の軍と連合して日本を襲ひしも大敗して止む（ゲンカウノエキ參看）忠定王二年（後村上天皇正平五年）日本の邊民固城竹林に寇せしより後、之を侵寇と稱す（ワカウ參看）屢々邊境を侵せり、之を侵寇と稱す（ワカウ參看）恭愍王元年（我應永廿六年）領議政柳廷顯等を遣り、兵船五百餘艘、兵一萬餘人を率ゐて對馬を侵す、錦西探題澁川義俊、太宰少貳滿貞等赴き援ひ、延顯遂に大敗して逃れ還る、十年（正長元年）足利義持書を遣して大藏經を求む、依て一切經を幕府に贈る、爾來屢々使節の往來あり、永享元年大友持直使を遣して修好し、以後聘問絶えず、宣祖の時、豐臣秀吉大兵を發して來り攻め入道を侵畧す、（テウセンセイバツ參看）德川家康天下の權を握るや、宗義智をして和を議せしむ、三十九年僉知呂祐吉を問慰使として日本に遣し、和議始めて成る、之を己酉條約と云ふ、爾來德川將軍の就職毎に使を遣はして國書方物を獻ず、哲宗以來日本が歐米諸國と和親を結び、通商を開くに及びて、竟に之を疑ひ交聘の儀を絶つ、明治維新の初、宗重正命を奉じて新政を報じ、且つ舊好を修めしむ、大院君書辭印章前例に違へるを以て受けず、後ち又之を遣したるも益々之を輕侮して受けず（當時我國征韓論起りしも兵を出すに至らざりき）十二年（明治八年）江華灣（コックワンノヘン參看）の事件により、修規十二條を締結し、朝鮮を認めて自主國とし、釜山、元山、仁川三港を開かしむ、十九年（明治十五年）大院君亂を起して王宮を犯し、日本公使館を襲ふ、公使花房義質亂を避けて歸國し、更に兵艦數隻を誘衛として來りて其罪を問ふ、朝鮮償金十五萬圓を出し、亂黨を誅し、謝罪使を發遣して事治まる、此時に當り清國は朝鮮の事情に注目し、且つ魚允中の策によりて大院君を本國に押送し、内治外交に干渉し、藩服の邦と公言せり、爾來國勢一變して、事大、獨立の二黨に分かる、事大は清國に、獨立は日本に賴らんとするものなり、廿一年（明治十七年）金玉均兵を擧げて王宮に入り、救を日本公使に求む、公使竹添進一郎兵を率ゐて宮中を護衛す、既にして

（己酉條約）

事大黨の領袖を殺し、獨立黨を以て政府を組織せしが、清の兵勢軍司馬袁世凱、兵を率ゐて宮中に入り、日本兵を攻撃す、公使等仁川に遁がる、因て獨立黨を排斥し、事大黨を以て諸官を組織し、其内治外交に干渉する事往年に異ならず、是に於て日本は外務卿井上馨を全權公使として來り責む、仍て償金十三萬両を出して和議を修し、謝罪使を派して其罪を謝せり、日本又伊藤博文を清國に遣し、天津條約（テンシンデケヤク）（參看）を締結し清兵を撤せしむ、三十一年（明治廿七年）東學黨の亂起るや、清國兵を派して後ち日本に知照す、日本も亦兵を出す、既にして東學黨鎭定せしも、日清兩國の和衷破れて遂に兵を交ふるに至り、日本軍は牙山平壤を始めとし、連戰清軍を敗る、清國遂に和議を請ひ、朝鮮の獨立を確認するに至れり、時に三十二年（明治廿八年）とす、此間我井上公使は内政を改革し、王妃の干渉を停め、朴永孝をして内閣を組織せしむ、されど内閣に朴永孝金宏集の兩派あり、宮中に大院君と王妃との軋轢ありしが、我國遂東遷附の結果、王妃は露國によりて反對者を放逐し、再び政治に容喙するに至れり、同年十月我邦人王妃を弑し國内紛然たり、露國は此機に乘じ侵略主義を實行し、三十三年二月、國王を露國公使館に誘出して別に内閣を組織す、翌年十一月國王新宮に遷御せしと雖も、露國の勢力甚しく、兵士訓練、鑛山採掘權、稅關事務等皆其手中に歸す、是に於て日本は東洋の平和を保全すべく露國と協商を締結し、韓國練兵教官、及び財務顧問官の任命は、兩國の協定を經る事、日本が韓國に於ける商工業の發達を露國が妨碍せざる事等を約したれども、露國は朝鮮及び滿洲地方に侵畧政策を續行し、東洋の平和を亂さんとせるを以て、光武九年（明治三十七年）二月、日露兩國干戈を交ふるに及び、日本軍の運戰が、清の兵勢軍司馬袁世凱、兵を率ゐて宮中に入り、日本兵を攻撃す、公使等仁川に遁がる、因て獨立黨を排斥し、事大黨を以て諸官を組織し、其内治外交に干渉する事往年に異ならず、是に於て日本は外務卿井上馨を全權公使として來り責む、仍て償金十三萬両を出して和議を修し、謝罪使を派して其罪を謝せり、日本又伊藤博文を清國に遣し、天津條約（テンシンデケヤク）（參看）を締結し清兵を撤せしむ、三十一年（明治廿七年）東學黨の亂起るや、清國兵を派して後ち日本に知照す、日本も亦兵を出す、既にして東學黨鎭定せしも、日清兩國の和衷破れて遂に兵を交ふるに至り、日本軍は牙山平壤を始めとし、連戰清軍を敗る、清國遂に和議を請ひ、朝鮮の獨立を確認するに至れり、時に三十二年（明治廿八年）とす、此間我井上公使は内政を改革し、王妃の干渉を停め、朴永孝をして内閣を組織せしむ、されど内閣に朴永孝金宏集の兩派あり、宮中に大院君と王妃との軋轢ありしが、我國遂東遷附の結果、王妃は露國によりて反對者を放逐し、再び政治に容喙するに至れり、同年十月我邦人王妃を弑し國内紛然たり、露國は此機に乘じ侵略主義を實行し、三十三年二月、國王を露國公使館に誘出して別に内閣を組織す、翌年十一月國王新宮に遷御せしと雖も、露國の勢力甚しく、兵士訓練、鑛山採掘權、稅關事務等皆其手中に歸す、是に於て日本は東洋の平和を保全すべく露國と協商を締結し、韓國練兵教官、及び財務顧問官の任命は、兩國の協定を經る事、日本が韓國に於ける商工業の發達を露國が妨碍せざる事等を約したれども、露國は朝鮮及び滿洲地方に侵畧政策を續行し、東洋の平和を亂さんとせるを以て、光武九年（明治三十七年）二月、日露兩國干戈を交ふるに及び、日本軍の運戰を確認せられ、十年（明治三十八年）十一月、日韓新協約を締結し、翌年二月京城に統監府及び理事廳を置き、施政事務を監督總轄す、十二年（明治四十年）ヘーグ密使事件により更に日韓協約を締結し、日本人をして行政官たらしめ、政事上の全權を握るに至れり（朝鮮史、朝鮮近世史、韓國誌、朝日新聞）

○李氏世系

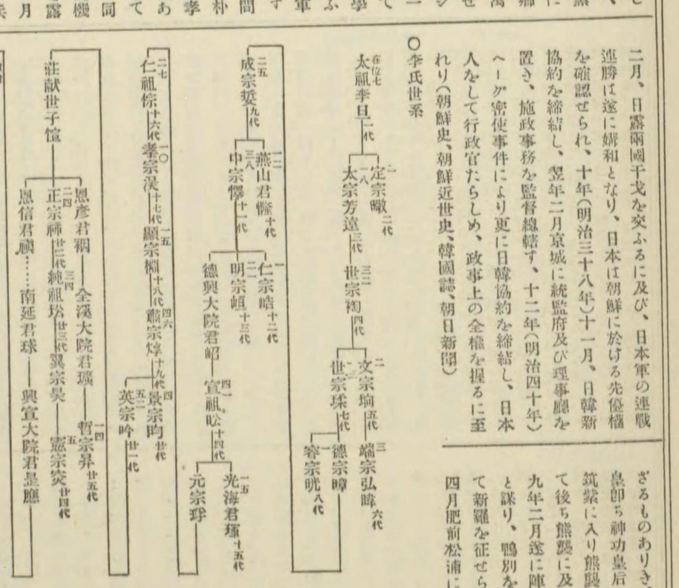

テウセンセイバツ 朝鮮征伐　我國に於て朝鮮を征したるは前後二回あり、前は神功皇后の時（三韓征伐と稱す）後は豐臣秀吉の時に係る、（一）神功皇后の征韓　地圖熊襲は九州に於ける一種族にて慓悍比なく、反服常なきのみならず、對岸の朝鮮に後援を有ぜるを以て、其勢力頗る侮るべからざるものありき、會々仲哀天皇二年熊襲復叛す、天皇卽ち神功皇后と共にまづ穴門（長門）に幸し、八月筑紫に入り熊襲を討つ、時に皇后ばまづ新羅を征して後ち熊襲に及ばんと建議し給ひしも、天皇聽かず、九年二月遂に陣中に崩ず、皇后喪を祕し、武内宿禰と謀り、鴨別を留めて、熊襲に當らしめ、自ら男裝して新羅を征ぜらる　地圖皇后筑に還御し、同四月肥前松浦に赴き、十月對馬上縣郡和珥津より舟師を率ゐ、順風に乘じて新羅に至る、新羅王波沙寧錦防戰して利あらず、遂に出でゝ軍門に降り、爾來附庸國として永く入貢せん事を誓ひ、微叱己知波珍干岐を出して質と爲す（地圖）皇后卽ち國王を宥して倭部と爲し、重寶府庫を封じ國籍文書を收め、大矢田宿禰を留めて新羅を鎭守せしめ、凱旋し給へり、是に於て新羅始めて我國の屬國となる、而して紀には此時新羅高麗百濟共に降附すと爲し、記には新羅百濟の二國降りたるとを記したれども、百濟の服屬せしは、皇后攝政の時にして、高麗は又其後のことに係る、されば此時征服したるは新羅一國のみなり○按するに、皇后征韓の事韓史に見えざるを以てこを疑ふものあり、然れども考定紀年によりて、仲哀の崩御、壬戌は、晉の哀帝隆和元年、新羅奈勿王七年に當るものとせば、韓史に「奈勿王九年夏七月、倭大舉侵二新羅一（中略）後兵大敗走、追擊殺レ之幾盡」とあるは、皇后親征の役にして、勝敗を顚倒したるは、訛傳か曲筆なるべく、なほ奈勿王四十七年の條

に「新羅遣未斯欣質于倭」ともあれば、彼が恭順の意を表したりしは明なり、蓋し奈勿王の時に當れると爲すこと宜しきを得たるものならん（書紀、古事記、大日本通史）

（秀吉征韓）

(二)豐臣秀吉の征韓 [起原] 秀吉が支那朝鮮を席卷せんと欲するや久し、天正六年、中國を征せんとせる時、織田信長に對して「臣速平中國獻之、分界麾下群士、而賜九州管領、統治筑紫、而可圖朝鮮窺中華、是臣之素志也」といへること、續本朝通鑑に見ゆ、其念は事業の成功と共に進み、屢々其意を洩し、或は宗義智に命じて朝鮮に諭す所あらしめたり、蓋し秀吉の意は道を朝鮮に借り、明を征せんとするに在り、而して其方略は小田原征伐の終るに及びて漸く決したるが如く、爾來其準備を整へしが、朝鮮が命を奉ぜざるを憤り、まづ兵を朝鮮に加へ、進んで明に入らんとせり、故に此役に關する秀吉の書狀言辭等は、皆唐入りと稱し、朝鮮の如きは殆んど眼中に措かざりき、世人往々征討の主因を以て、愛子を失ひ、其爵を散ぜんが爲に出づると爲すは誤れり、天正十九年、軍令を發し兵賦を定め、明年を以て出師の期と爲し、且關白職を養子秀次に譲る、然れども軍國の機務皆秀吉に決したり [經過] 文祿元年三月、秀吉入朝して後陽成天皇に拜別し、四月肥前名護屋に至り本營を定む、之より先諸將の部署を定め、宇喜多秀家を元帥に、加藤清正、小西行長を先鋒と爲す、而して陸軍を分ちて八軍と爲し、別に水軍をおく、總軍合せて十五萬八千七百人、別に名護屋に滯在せる者十三萬三千餘人、黑田孝高檑機に參し、石田三成、增田長盛、大谷吉隆等軍監たり、二月行長、宗義智等まづ發し、清正、鍋島直茂、加藤嘉明、藤堂高虎等次で發す、諸軍嚮ふ處悉く克ち、遂に京城に入る、朝鮮王李昭等僅に平壤に逃れ、援を明に求む、既にして行長等臨津に至り、更に大同江を渡り平壤城を陷るゝや、國王義州に遁る、時に清正また咸鏡道に入り、永興府に至りて二王子逃匿の方向を知り、會寧府に追及して之を擒にし、進んで兀良哈に到る、細川忠興、小早川隆景、立花宗茂、淺野長政等の諸將亦頻りに諸道の城寨を拔く、然るに海戰に於ては全羅道左水使李舜臣の爲めに、藤堂高虎まづ巨濟島に破れ、來島通之唐項浦に戰死し、九鬼嘉隆、脇坂安治、加藤嘉明等また見乃梁に利を失ひしを以て、海上權は全く舜臣の掌握に歸し、軍糧輸送の如き、みな陸路に依らざる可からざるの不便を來し、征韓軍に非常に頓挫を與へたり、會々明は、遼東副總兵祖承訓、遊擊史儒等に兵を授けて之を救はしめしが、平壤に於て小西行長と戰ひて大敗したれば、更に兵部侍郞宋應昌を經略都督、李如松を提督軍務と爲し、進んで朝鮮に入らしめ、且つ沈惟敬をして媾和の事を議せしむ、是に於て惟敬は文祿元年九月平壤に赴きて行長と會し、數件の條約を締結せり、然るに如松は惟敬の和議を利用し、文祿二年正月、虛に乘じて俄に平壤を襲ふ、

（平壤戰）（碧蹄館戰）

行長惟敬に欺かれしを憤り、殊死して戰ひしと雖も利なく、營を燒いて京城に退く、如松勝に乘じて開城に入り、進んで碧蹄館に至る、小早川隆景、立花宗茂と共に要擊し大に之を破る、隆景臨津に追擊して明兵を江に陷れ、江水爲めに流れず、如松敗軍を收めて平壤に歸る、三月秀吉、諸將に命じて兵を進めしむ、

（晉州城攻）

細川忠興等即ち晉州城を襲ふ、克たず、多く士卒を失ひ、器仗を捨て、僅に免れて歸る、秀吉敗報を得て大に怒り、嚴命して其敗を償はしむ、是に於て六月秀家、清正、長政、隆景、宗茂等廿一日より廿九日に亘りて肉薄し、遂に之を屠る、之より先如松碧蹄館に敗るゝや、英氣大に衰へ、惟敬をして再び行長を說かしむ、清正等反對せりと雖も、行長は惟敬と龍山に會して和を定め、五月自ら名護屋に到りて秀吉に請ふ、

（講和條約）

秀吉之を許す、條約は(一)明主の女を朝廷に納る(二)勘合船を舊に復す (三)兩國大臣誓書を交換す(四)朝鮮八道を兩分し、其一半四道と京城とを朝鮮に還付す (五)朝鮮王子及其大臣一二名我に質とす(六)生擒の王子を還す(七)朝鮮の大臣永世我に叛せざるの誓書を呈す等の七條より成る、是に於て清正に命じて二王子を還さしめ、諸道の兵を撤す、五月諸將悉く釜山に歸り、沿海に分屯し、屯田久駐の策を取る、既にして十一月惟敬の明に歸るや、辭令を改め、只明の封册を請ふものと爲し、且つ降表を僞造して齎したりといふ、越えて慶長元年八月楊方亨正使となり、惟敬副使となりて渡來し、九月二日伏見城に登る、僧承兌封册を讀み「封爾爲日本國王」といふに至り、秀吉憤怒し封册を地に擲ち、正副使を逐ふ、和議遂に破る、

（再征）

是に於て再征の議を決し、二年小早川秀秋を元帥と爲す、清正、行長先鋒たると舊の如く、竹中重治、早川長政、垣見一直等軍監たり、總軍凡て十三萬人、釜山を以て根據地と爲し、所在を橫行す、七月十日水軍の諸將進んで韓將元均の一艦隊を唐島に襲うて其船を奪ひ、十五日再び閑山島附近の海洋に要擊して之を敗り、加德島に追及して將士四百餘人を殺す、均、黎川島に退く、行長陸上より其營を犯し、均及び部將李億祺を斬る、是より全羅一帶の海上權我有に歸したり、時に明將楊元南原に在り、八月、秀家、秀秋、行長、清正等三道より並び進みて之を陷れ、更に全州を略す、既にして毛利秀元、黑田長政慶尙全羅二道より、全義館に至り九月稷山に明將解生を敗る、

（蔚山籠城）

十二月に及び、明將麻貴、邢玠楊鎬等大兵を率ゐて、蔚山城を圍む、城は加藤清正の守る處なりしが、會々清正は水路の諸城寨を修せんが爲め西生浦に赴き、機張に屯し、部將加藤安政これに留守たり、幾千もなくして淺野幸長、太田一吉等亦來り會す、明軍攻擊すると頗る急にして、互に勝敗あり、清正變を聞き、廿五日馳せて城內に入る、明軍もと清正の威名を畏る、故を以て妄りに攻めず、長圍の陣を張りて糧道を絕つ、城兵圍を受くると既に旬日に亘り、加ふるに城の修造未だ全く成らざるの際なりしを以て、防戰に不便を感じたると多きのみならず、兵糧の道を失ひて大に困み、或は牛馬を屠り、或は壁土を煮、紙を和して食に宛て、また密に出でゝ、血を混じたる池水を汲み、敵屍を探りて佩ぶる所の糗穀牛炙を得、僅に饑餓を免るゝの慘狀を呈したり、時に天寒きこと甚しく、士卒指を落すものあり、三年正月に至りて窮困益々甚し、秀秋、長政、宗茂等急を聞きて赴き救ひ、二日蔚山に着す、城兵勢を得、三日子の刻より四日の辰刻まで、內外相應じて奮戰し、大に明軍を敗り、斬首一萬三千餘級に及ぶ、

（泗川戰）

尋で九月明將董一元等兵を督して島津義弘を泗川に襲ふ、義弘二千の寡兵を以て、十萬の大軍に當り、十月朔日突出して決戰し、斬首三萬八千餘級に及び、明軍遂に潰ゆ [結末] 此年八月秀吉薨ず、遺命して在韓の諸軍を撤せしむ、是に於て淺野長政、石田三成を博多に、德永壽昌、宮木豐盛を朝鮮に遣はし命を傳ふ、行長等即ち十月を以て明軍と和を媾じ、諸將相繼で歸朝す（續本朝通鑑、野史、文祿慶長朝鮮役、淺野文書）

テウダウヰン 朝堂院

[名義] 天皇の朝に臨み、及び即位、百官庶政を行ひ、諸司告朔の所なり、一に中臺、八省院、八省、大極殿院とも稱す [所在] 大內裏の南中央に在りて、內裏の西南に位し、朱雀大路よりの正面に當る、即ち朱雀門內、中和院の南とす [構造] 正殿を大極殿といひ、其後に小安殿あり、東西五十六丈、南北百三十四丈、繞らすに複郭を以てす、院の構內に、十三堂（昌福、含章、承光、明禮、延休、含嘉、顯章、延祿、永寧、修式、暉章、康樂、朝集、）四樓（蒼龍、白虎、栖鳳、翔鸞、）廿五門（應天、長樂、永嘉、昭慶、永福、宣政、通陽、盛化、章善、敬法、顯親、會昌、章德、含曜、興禮、章義、宣光、東福、西華、壽成、昭訓、光範、永陽、廣義、嘉喜）あり、詳しくは、各條に就きて見るべし [起原] [沿革] 桓武天皇延曆十三年創建し、元慶五年七月、飛驒國をして匠丁四十人、貢六十人を徵して朝堂院を作らしむ、保元三年、堂を修造す（大內裏圖考證）

テウチヤウ 調帳

王朝時代四度公文の一、調庸雜物の現數を記したる帳簿を云ふ、調庸帳とも云ふ、調庸の品物と共に官に送る、近國は十月、中國は十一月、遠國は十二月三十日以前に輸す、民部主稅寮にて勘撿す、之に附して支文租帳を上る（延喜式、日本財政史、史學雜誌「四度使考」）

テウヅガケ 頂頭掛

[名義] 烏帽子の上より引きかけて頤に結び付くる緒をいふ [製作] 糸、馬の尾、紫革、赤革にて作る、糸は靑白赤等を五分斑に組みたるもあり、白黑を一寸斑に組みたるもあり、一定せず、色も人々の嗜好に從ひたり、總體の長さ五尺五寸餘なり【掛樣】上古は、頂頭掛の眞中をわなに結び、左右へ引き下して、頤にて結び、近代は額の直上に金物を打ち、緒を付し、わなにしてまれきにかけ、左右へ引き下して、頤にて結びたり、又風口へ引き入れて冠ぶることありたれど、本式にあらず、もとこの頂頭掛は、式正の時に用ひるものなれば、通常は小結なりき、されば小結の時は頂頭掛せず、頂頭掛の時は小結をせざると故實たり（貞丈雜記）

テウヅガケ 頂頭掛（調度懸）

坐數の床に打ちたる折釘をいふ、烏帽子掛とも稱す、烏帽子を懸けおく爲めの用なり、頂頭掛は烏帽子の緒にして、烏帽子を脫して休息の時、其緒を烏帽子に結びそへて、柱の折釘にかけておく、されば本來は頂頭掛懸といふべきはづなれど、懸の字の重なりて語調惡しきを以て省略したるなり、源平盛衰記鹿谷酒宴の條に「破れたる瓶子の首を平氏の首になぞらへ、廣綠を三度廻し獄門の樗の木に係くと名づけて、大床柱にゐぼしかけにぞつらぬきて結付たり」など見えたり（貞丈雜記）

テウヅノマ 手水間

大內裏清涼殿の西庇朝餉間の北に在り、廣一間四方、天皇の盥嗽を進むる所、東は藤壺の上の局に、西は西簀子に接し、北は御湯殿上間に壁を隔てゝ連なる一間なり、潔齋の時は疊をとり揚げ、大床子を北に寄せて、南向に御手水を置く、一說に朝餉の間と同じとなす、今從はず、禁腋祕抄に「朝餉北間御手水間也、あはひに黑棚あり、其端に小障子、竹に雀、猫をかく、棚に御撫物を置、鼠にくはせじがために猫をかくといふ、兩面二帖を敷、大床子一脚上に蓋、圓座常の如し、南の厨子を後になして立たり、大床子の奥に御たいのごいの箱を置く」と見えたり（禁祕抄、大內裏圖考證）

テウデンス 兆殿司

明兆（ミムテウ）を見よ

テウド 調度

後世の道具にして中古以來の稱なり、朝廷にては近代に至るまで道具と云はず、御調度と云へり、後漢書桓帝記に「詔令大司農絕今歲調度徵求、及前年所調未畢者勿復收責」と見え、また、蜀志諸葛亮傳に「臣家成都有桑八百株薄田十五頃、子孫衣食自足、餘饒臣身在外別無調度隨身衣食悉仰于官、不別治生以長尺寸」とあり、和名抄には調度部として佛塔、伽藍、僧房、祭祀、文書圖

繪、征戰、弓馬、刑罰、藏馬、鷹犬、賦獵、漁釣、農耕、造作、木工、細工、鍛冶等の具を擧げたれども、今日專ら稱ふる調度は續紮雜要抄に收めたる母屋調度、廂調度等の類にして、卽ち二階厨子、香壺筥、櫛筥、藥筥、造紙筥、枕筥、香爐、衣架、帳、屛風、几帳、繧繝端疊、東京錦茵、唐錦茵、高麗端疊、火取母、沓坏、唾壺、打敷筥、重硯筥、唐匣、鏡筥、鏡臺、鉗子、冠筥、龍鬚等の類なり、委しくは各條を見よ○武家にては弓矢を云ふ、弓矢は武家の第一の道具なる故名づく、後世鑓を調度とす、是れ兵具の第一とし、一番鑓を高名とするによりてなり、調度懸の役と云ふも弓矢を持つ役なり(和名抄、類聚雜要抄、眞文雜記)

テウドカケ　調度掛　(一)鎌倉室町兩時代武家の所役、主君の弓矢を持ちて供する人を云ふ、武勇の輩を撰び用ふ、武士の尤も面目とする役なり、調度のかけ樣は、箙を負ひて弓を左に持つなり、馬上にては弓のうらはずを、馬の耳二ツの間へなして持つ、歩行の時は弓の外竹を左肩にかたげて持つ、裝束は、直垂素襖狩衣、時の定による、菅菰鎧係六年將軍實朝任大將拜賀の條に、調度掛一人と見え、太平記中殿御會の條に、佐々木備前の五郎左衛門尉高久二重狩衣にて御調度の役に候云々と見えたり(二)江戸時代弓矢を立て置く道具を云ふ(眞文雜記)

テウネン　齋然　真言宗僧侶姓藤原氏、京都の人なり、幼にして東大寺に入り、東南院觀理に三論を習ひ、石山寺元杲に密法を稟く、永觀元年秋、(宋の太平興國八年)徒六人を率ゐて入宋し帝部に抵り、銅器十餘品、幷に本朝職員令、年代記、唐越王孝經新義各一卷を獻ず、太宗、師を便殿に召して紫衣及び法濟大師の號を賜ひ、太平興國寺に館せしめ、待遇尤も渥し、師因て五臺山に詣でんことを請ふ、太宗勅を下して過ぐる所食を續がしむ、後再び帝部に至り、刻本大藏經を賜はる、汴部四華門外に往きて聖禪院に詣で、優填王第二栴檀の模像を拜す、翌年驛迦牟尼佛の模像を模刻せしむ、永延元年台州寧海縣の商人鄭仁德の船に投じて筑紫太宰府に着す、翌年驛迦牟尼佛の模像を模刻せしむ、永延元年台州寧海縣の商人鄭仁德の船に投じて筑紫太宰府に着す、翌年驛迦牟尼佛の模像を拜す、十六羅漢の畫像、大藏經五千卷を齎し、蓮臺寺に赴き、其模像を嵯峨栖霞寺に納む、一條天皇清涼院を瘞して安置祭奉せしめ給ふ、永延三年秋東大寺に住し、三年にして退く、勞で奏請し愛宕山を改稱して五臺山と云ひ、一伽藍を建立して大清涼寺と號し、自ら三學宗を開かんとす、然ろに其事業未だ成らずして疾に罹り、長和五年某月寂す(日本佛家人名辭書)

テウビヤク　調百　錢の一種、鑄錢(ビタセニ)を見よ、

テウフク　朝服　男子にては朝廷の公事に、女子にては四孟に着用する服裝ないふ、衣服(イフク)參看(令義解)なほ其制は、歷世服飾考に載する所の表に詳かなるが故に、說明を省きて之を左に揭ぐ、

【親王諸王諸臣朝服】

	頭巾	衣	勞	袴	腰帶	襪	履	袋
親王自一品(クロリノウスバノ)至四品諸王皂羅	深紫	牙白			金銀裝	白	烏皮深紫	
諸王自二位至五位諸臣二位三位	同	淺紫	同	同	同	同	同	同
諸臣四位	同	深緋	同	同	同	同	同	同
諸臣五位	同	淺緋	同	同	同	同	同	同
諸臣六位	皂縵	深綠	同	同	同	同	烏油	同
諸臣七位	同	淺綠	同	同	同	同	同	同
諸臣八位	同	深綠	同	同	同	同	同	同
諸臣初位	同	淺綠	同	同	同	同	同	同

【武官朝服】

正五位衛門左右衛士督	從五位上	督	左右兵衛督	從五位下	衛門左右衛士佐	皂羅頭巾 牙笏(依義解補之) 金銀裝腰帶 烏皮履	淺緋位襖 金銀裝橫刀 白襪 淺緋袋
	正六位下	左右兵衛佐	正七位上	衛門少尉	正八位下		
從六位下衛門大尉左右衛士大尉		正七位下	左右衛門少尉	從八位上	衛門少志		
		從七位上	左右衛士大尉		左右衛士少志		
		左右兵衛少尉	左右衛門大志		左右兵衛大志		
			左右衛門醫師		左右兵衛醫師		
			左右衛士醫師	從八位下	左右兵衛少志		

頭巾	皂(クロリノカトリ)縵	同	同	同	同	同	同	同
袴	依義解補	同	同	同	同	同	同	同
位襖	深綠	淺綠	深緋	淺緋	深綠	淺綠	同	同
腰帶	烏油(クロツクリ)	同	同	同	同	同	同	同
橫刀	烏(クロツクリ)裝	同	同	同	同	同	同	同
襪	白	同	同	同	同	同	同	同
履	烏皮(クリカハ)(會集日鞋)	同	同	同	同	同	同	同
補襪	錦(會集日)	同	同	同	同	同	同	同
歷巾	赤(會集日)	同	同	同	同	同	同	同

弓箭袋	會集日	同	同	同
	准文官	同	同	同

【內親王女王內命婦朝服】

	內親王自一品女王自內命婦至四品女王內命婦一位	二位至五位	二位至五位	內命婦四位	內命婦五位
衣	深紫	淺紫	同	深緋	淺緋
紐帶	蘇芳深紫	同	同	淺紫	同
裙	蘇芳深淺紫絲繩	同	蘇芳淺紫深淺絲繩	淺紫淺綠	同
	內命婦自六位至八位	內命婦初位			
義襠	義襠	同			
衣	衣色准二男夫一	同			
紐帶	深淺綠	同			
紐裙	縹纈	縹			
襪	白	同			
履	烏皮	同			

テウフクホフ　調伏法　佛教の祈禱の一、調御降伏の意、不動、降三世、軍荼利、大威德、金剛夜叉等の忿怒像を本尊とし、怨敵の調御降伏を祈禱する事、眞言天台共に之を修す、天慶三年の亂に法性寺等に於て盛んに修したり、五壇法(ゴダンノホフ)參看、

デウモク　條目　一ヶ條〳〵に書立てたるものを云ふ、後世は專ら法令を指して云ふ、是れ法令文は多く一ツ書にせるが故なり(武家名目抄)

テウヤグンサイ　朝野群載　書籍　自序に三十卷とあれども、十、十四、十八、十九、廿三、廿四、廿五、廿九、卅の九卷は散逸して傳はらず　內容　神祇官、太政官、攝錄家、公卿家、別奏、請奏、功勞、讓狀、廷尉、內記、紀傳、陰陽曆暨三道、佛事、太宰府、異國、雜文、諸國雜事、同公文、同功過等に分類し、その當時に於ける詩文、官符、宣旨、移牒、解、奏狀、申文等、公私の文書を拾輯したるもの、法制史及び平安朝時代の歷史を研究するに缺くべからざる眞書なり(朝野群載)

テガシ　手柏(栢)　王朝時代、罪人を拘禁する刑具、左右の手に之を附して、動作の自由を奪ふなり、初位以上及び无位の應贖者にして、(ツグノ)參看)徒以上の罪を儉し、もしくは、除名、免官、官當に相當せるものに之を施して禁ず、梏禁といふ、江戸時代には手鎖(手銕)と稱す、(テヂヤウ)參看(令義解)

テガタ　手形　起源沿革　たるは、大和國吉野の下市を以て始めとす、既に早く一種の流通手形を用ひたり、卽ち同地には、古來より一月六次の市立ありて、吉野附近の農民相集り、百貨を賣買するに、其高當みて、特遲び不便なりのとなれば錢貨にては其高當みて、特遲び不便なりとて、富貴の商人、銀目を紙に書きつけ、切手と名づけて用ひたるに濫觴す、此切手忽ち數村に通用することゝなりしかば、組合を立て、連名にて切手を出し、連名中何れにても、貨幣を引き換ふることを約束したり、これを組合札といふ、江戸時代には元和の頃既に盛に行はれしが、其公許を得たるは寬永十三年乃ち三代將軍家光の時にして、幕府は當時下村に於て財產家三十人を擇び、本町組、上町組、通町組の三組に分ち、定札一貫目出すものには、三貫匁目の抵當品を差入させ、もし札元の身上不如意となりて引換を怠る時は、組合にて引受くることを命ぜり、最初は本町組十人六十二貫百匁、上町組十一人七十四貫目、通町組九人六十四貫目、都合二百貫百匁を限りて出しゝに、其後次第に流通して、延寶年中には、三組八十六人、札高五百貫目に達せり、普通の爲替は、元和寬永の頃四國の大名、其國々より江戸へ送達する金員を爲替に託せしが、元祿四年に至り、幕府もまた大阪より用金を江戸に送達するには元銀傳なりしが、道中筋の勞費多きを以て、十人の兩替屋を選びて爲替用達を命じ、九十日を限りて上納せしむ、これを十人組又は十人衆と稱す、(各所有の沽券地を抵當として差出しおく例なりさといふ)其後三井家も爲替方用達を命ぜられ、十人組と共に幕府の公用の爲替を取扱ひしが、三井家のみは、臨時の爲替銀と稱し、日數百五十日限り上納の特典あり、されば江戸時代の初めより、爲替はやゝ發達せしも、手形の廣く流通して其法の完備せしは、大阪に及ぶものなし、大阪にて手形を出しゝは、天王寺屋五兵衛を始めとす、小橋屋淨德、鐙屋六兵衛の二家出づるに及び、三人仲間を結びて、益々手形の流通を開きたり、其後寬文三年以來、町奉行石丸石見守定次顧る心を用ひ、十人爲替をおき帶刀を許し、町入數を免じて兩替組合の行司を命じ、其下に北濱町組、梶木町組等二十二組の中小兩替をおき、互に連絡を通じて、大に手形の流通を奬勵せしめたり寬延寶曆の頃には、兩替屋にて印金と稱する一種の帳合金を用ひて金融を助くるに至る、爲替手形、預り手形、振出し手形、振差紙、約束手形、藏預り切手等あり(日本商業史)

テガタ　手形　鞍の名所、「クラ」を見よ、

テグルマ　輦　「レンシヤ」を見よ、

デサク　出作　平安朝時代中葉以後、莊園內の人民が、莊田以外の官田を侵して耕作する土地を

云ふ、保元二年三月十七日の官宣旨に、「應レ同令二國司一停二止同社寺院宮社譜家本免外加納餘田並庄民濫行一事、右件莊園等或載二官符一、或爲二勅免地一、四至坪付券契分明、而世及二譜季一、人好二貪婪一、號二加納一、稱二出作一、本免外押二領公田一、暗滅二率法一、對二押官物一、蠹食之漸、狼戾之基也」と見えたり、江戸時代には、自村を去り、他村に出でゝ耕作するをいひ、他村にては之を入作と稱したりき（地方凡例錄）

テシノツカサ（入作）　勅旨省　職掌　詳かならずと雖も、延暦元年四月本省を廢する時の詔に、服叢足用の文あれば、臨時の勅旨により服叢を作りしものなるべし　出典　類聚國史　始め詳かならず、續紀淳仁天皇天平寶字八年十月の條に「式部大輔勅旨員外大輔授刀中將從四位下栗田朝臣道麻呂兼因幡守」とあるを以て、史册に見えたる始めとす、蓋し天平寶字二年八月官號を改易せし時に、勅旨省見えざれば、二年以後八年以前に置けるものならん、公卿補任寶龜四年には、中納言藤原繩麻呂勅旨卿たりしこと見え、其他少輔大允等の補せられしこと續紀に多く見えたり、桓武天皇延暦元年四月廢す（續紀、大内裏圖考證、古事類苑官位部）

テシマノコホリ　豐島郡　沿革　攝津國建國の際之を置く　地勢　日本靈異記手島に作り、延喜式以後豐島に作る、和名抄に秦上、秦下、驛家、豐島、餘戸、桑津、大明等の鄉あり、明治廿九年能勢郡と合して豐能郡と稱す（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

テダイ　手代　江戸幕府の小吏にて、頭の下につき雜務を取扱ふ者をいふ、堂中大概順に見えたる手代は、作事方（三十俵三人扶持）、小普請方（同上）、材木方（同上）、林方（同上）、書替（同上）、漆奉行（廿俵二人扶持）、畳方（同上）、圍所物奉行（同上）、淺草御藏（金十兩三人扶持）二條御藏（現米十石三人扶持）等の諸手代あり、尙ほ郡代代官にもあり、「アンダイ」を見よ○商家の手代といふもの亦江戸時代より起りたり、

テタノコホリ　哲多郡　地勢　三代實錄貞觀八年十月備中國を分てするに、天武天皇の朝、吉備國を分て、備中國の郡の創定まるに及で九郡あり、蓋し此郡も亦其一なるべし　沿革　延喜式又哲多に作る、和名抄に石鷲、新見、神代、野應、領部、大飯等の鄉あり、古圖哲田に作り、寛知集、元祿帳又哲多に改む、以後之に仍る、郡名考「テツタ」と稱し、地誌提要古に復して「テタ」と訓す、今之に從ふ（郡名異同一覽、國郡沿革考）

テチヤウ　手鎖（手錠）　（一）江戸時代罪人の兩手に施す刑具、王朝時代におけるの手想に相當して手を禁ずる具なり、鐵製にして兩手を禁じ錠を付す、（左右へ開く樣に爲したりゝそを以て兩手を禁じ錠を付す、

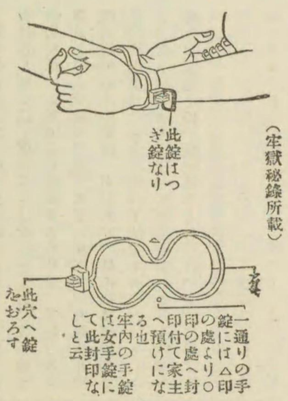

錠はつき錠なり、（「テカシ」參看）（二）江戸時代庶人の閨刑、此具を施すより起りたる名にして、庶人に限られたり、罪の輕重により、日數に三十日、五十日、百日の差あり、百日處刑の者は隔日に其封を檢し、十日以下は五日毎に之を檢す、なほ六十日手鎖に處したるものあれど、特例にして常規に非らず、而して此刑は附加刑として科するとあり、なほ種別としては、吟味中手鎖と過怠手鎖との別あり、吟味中手鎖は、裁判中手鎖を施すものにして、過怠手鎖は、過料の刑に處せられし者、貧窶にして其錢を出すことを得ざる時、此刑に處せらるゝ、また溜に於て處刑するあり、囚人に限る、旅人宿において處刑するあり、大抵訴訟の爲め出府し、宿預となりたる者の、受理し難き訴を爲したる時、徑ちに其旅宿に就きて、之を施すなり、また單に此刑に處して、宿預或は町預となすあり、或は私宅において處刑するあり、これは大抵過怠手鎖なりき（牢獄秘錄、御仕置類例集、古事類苑法律部）

テヅカヒ　手結（手番）　沿革　騎射（「キシヤ」參看）又は射禮（「ジヤライ」參看）賭射（「ノリユミ」參看）の前に行ふ演習をいふ、射手を分ちて前後左右とし相爭はしむるを以て名づく、手は射手、結は番ふの義なり、騎射賠弓の時に行ふものに、荒手番、眞手番の二種あり、荒は麤疏、眞は細密なるをいふ、即ち演習の麤細を以て名づくるなり、射禮の時に行ふを兵部手番といふ　沿革　（一）騎射の手結は、最初は左右近衞左右兵衞の四府にて行ひしが、村上天皇以後は、左右近衞府のみ、各々其馬場にて行ふとゝなりたり、其儀、五月三日先づ左近衞府の荒手結、四日に右近衞府の荒手結あり、次で五日に左近衞府の眞手結、六日に右近衞府の眞手結あり、五日六日には既に武德殿にて恒例の騎射式ありと雖、

なほ兩府の手結を行ふなり、射手は舍人にして左右前後に分れて騎射す、而して眞手結の日を稱して日なりの日といふ、日なりの義詳かならず、また此等の用途は、大將總て之を辨ずるの例なり、此行事は、騎射の式廢絕したる後も、なほ久しく行はれたりき、（二）射禮の手結は、式日の前二日、即ち正月十五日に、兵部手結とて、兵部省にて、親王以下五位以上廿人を點定し、就中能射者二十人を簡擇して、本省南門の射場にて之を行ひ、六衞府の射手（舍人なり）は各々其本府にて簡定し、其廳にて之を行ふ、（三）賭射の手結は、左近衞府は正月九日荒手結、十一日眞手結、右近衞府は十一日荒手結、十三日眞手結を行ふ、但し正月が御忌月に當る時は、三月に日を擇びて之を行ひたり（羽林要祕抄、小右記、古事類苑武技部）

テツキ　手附　郡代（「アンダイ」）を見よ、

テツキヤ　手突矢　弓にはけず、手に持ちて投げつきに突く矢をいふ、總て普通の矢の如くに作れり、後世の手離劍と云ふ物の如く、手に持ちて投げつきにする故に名づく（眞丈雜記）

テツセン　鐵扇　親骨を鐵にて作りたる扇を云ふ、軍陣に用ふ、即ち軍扇なり、委しくは「アンセン」の條を見よ、

テツタフ　鐵塔　「タフ」を見よ、

テツパウ　鐵砲　名稱　種子島、儀銃、島銃、島嘴銃等の別名あり　異稱　圖並に名所等は種子島の條に收めたれば就きて見るべし、蓋し當時の鐵砲は皆先き込にして火繩を附したり、火繩には竹火繩、木綿火繩等あれども、雨天の際には火を點ずるを得ざれば、之を使用するを能はず、頗る緩慢のものなりしが、幕末に及びて、新式の洋銃を用ふるとゝなり、製作一變せり　起原沿革　鐵砲の始めて我邦に傳はり並に製作せられし事は種子島の地を始めとす、因てまた統器を種子島と稱す（「メネガシマ」參看）後ち豐後の大友氏にも外國より傳來するありて、其効弓矢に勝ること遠きが故に、忽ち天下に流布し、殊に長篠戰の如き際武將等皆之を戰陣に用ひたり、織田豐臣の兩家にて三千餘挺を有したりといへは、織田豐臣の時代には、諸將等多く鐵砲を置き、鐵砲頭、鐵砲奉行、鐵砲大將など、稱したり、（「デツパウガシラ」參看）而して織田豐臣の兩氏に、當時なほ積年の舊習により、弓矢を重んじ、陣中の名譽を重んずる士は、之を以て之に補したりしざりき、されど淺野幸長、德川忠吉等は稻富一夢に就きて之を學び、また朝鮮には、天正十八年宗義智始めて之を傳へたるより、鐵砲を用ふるに至れるとは懸隔多く候樣に、被二仰付一可レ被二下候一」と認めたるを見ても、其必要視せられしことを知るべし、江戸時代には世太平に屬すると共に、海外との交通絕えたれば、鐵砲また發展の道を失ひ、只舊態を墨守するに留まり、而して幕府にては、鐵砲百人組頭、鐵砲玉藥奉行、先手鐵砲頭、鐵砲方等の職ありて、鐵砲に關する一切の事、並に銃隊の事を管したり、各藩を監照すべし、既にして幕府の末造に際し、外警漸く繁きに及び高島秋帆、江川英龍、佐久間象山、島津齊彬等（各傳參看）率先して兵器の改良を唱へ、或は書によりて研究し、或は外國製の銃を購求し、茲に之を模倣して、

テツパウガシラ　鐵砲頭　職掌　武家の職名、鐵砲組の隊長なり、鐵砲組長、鐵砲奉行ともいへり　起原沿革　元龜天正の頃より其名諸書に見ゆ、大

小名等の武將此職なおきたり、織田豐臣の兩氏にては大に此職を重んじ、緣高き者を任ずる時には足輕を附屬するとなし、殊に豐臣氏は多く大緣の者を以て補したりしが、諸家にては必ず足輕を隷屬せるがゆゑに、足輕鐵砲頭ともいひし事あり、(武家名目抄)江戸幕府にては先手鐵砲頭と稱す、「サキテガシラ」を見よ、

テツバウカタ　鐵砲方　職掌　江戸幕府の職名、砲術及び銃砲の事を掌る、御鐵砲御用衆とも云ふ、若年寄の支配、鄰國間諜にして、役料十人扶持三百俵を給す(井上氏ははじめ二百俵なりしが、天和二年以後三百俵となる)之に隷屬せるものに、與力、鐵砲方一人に五人づゝあり、現米六十石高とす、同心、二十人づゝあり、三十俵三人扶持を給す、別に廐同心あり、始めは御召鐵砲同心とも稱し、專ら將軍使用の鐵砲を磨き、人數も僅少なりしが、後には總ての鐵砲を磨くといなりしと見え、人數も十餘人ありて二十俵二人扶持を給せらる、此外また鍛冶六人、鐵砲師五人あり　起原沿革　元和年間始めて之をおき、寛文六年以後は田付、井上兩氏の世襲となりしが、慶應六年十二月之を廢す○田付氏は世祿八百石、井上氏は九百石なりき(明良帶錄、吏徵、憲廟實錄、古事類苑官位部)

テツバウタマクスリブギヤウ　鐵砲玉藥奉行　職掌　江戸幕府の職名、鐵砲玉藥に關する事を掌る、留守居の支配、燒火間詰にして、役料二人扶持なり、元〻組頭二人、同心三十四人之に隷屬す　起原沿革　古德院殿御實紀元和九年六月晦日の條に、鐵砲玉藥奉行夏目長右衛門信次の名見え、東武實錄寛永三年五月廿七日の條にも玉藥奉行の名目見えたれば、早くより置きたるものなるべし(吏徵、

は寛永九年十一月五日始めて之を置く由見えたれども、營中日記亜に御實紀を檢するに、鐵砲率込役と日停廢せざるとき、常憲院殿御實紀に在り、別のものなるべしと定員なかりしが、享保九年九月以來二人に定まる(明良帶錄、吏徵、德川實紀)

テツバウタンスブギヤウ　鐵砲簞笥奉行　職掌　江戸幕府の職名、鐵砲簞笥を監守して、鐵砲の出納を爲し、且つ簞笥の製造を檢査する事を掌る、留守居の支配、燒火間詰にして、役料十人扶持(安政武鑑には四十人とあり)之に武鑑、古事類苑官位部)

テツバウヒヤクニングミ　鐵砲百人組　職掌　江戸幕府の職名、江戸城大手內三ノ門を守衛し、將軍上野芝の兩山へ廟參の時は、上野は文珠樓、芝は山門前を警衛す、各組に同心百人づゝあるを以て名づく　起原沿革　甲賀組、根來組、伊賀組、廿五騎組の四組ありて、甲賀、根來、伊賀の三組は與力二十騎、廿五騎組は廿五騎(因て廿五騎組と名づく)あり、一組にまた同心百人づゝ隷屬し、各々組頭一人をおきて之を統べ、若年寄の支配たり、組頭は初め役料を給したりしが(寛文五年は七百俵、元祿五年は三千石以下五百俵)後ち之を廢し三千石高と定む、與力は役高八十石、同心は役料三十俵二人扶持とす(根來組は三十俵三人扶持)　起原沿革　孰れも德川氏の初年に創置する所にして、甲賀組は、近江國甲賀郡の士民の、德川氏に緣故あるものを一隊とし、根來組は紀伊國根來寺の衆徒の來附せるものを一隊とし、伊賀組は伊賀國の住人の德川氏に由緒あるものを一隊とせるものに係る、而して廿五騎組は後に新設せる一隊にして、之を新組ともいへり、組頭はもと大名の任なりしが、寛永頃よりして旗本の職となる(御役人代々記、職掌錄、古事類苑官位部)

テツバウブギヤウ　鐵砲奉行　鐵砲頭(テツバウガシラ)を見よ、

テナガ　手長　饗應の時、膳部の手傳人を云ふ(儀制令)大諸禮に「一、膳を出すに手長の衆一間に二人宛有」ゝとよし、これは座數より見えお所迄參ものなり、一、同手長と云ふは、膳部の方より受取、通ひの方へ渡すを手長と云ふなり」とあり、卽ち今云ふ膳部の取次人なり、

デハノクニ　出羽國　「イデハノクニ」を見よ、

デハノコホリ　出羽郡　「イデハノコホリ」を見よ、

デハノジンジヤ　出羽神社　「イデハノジンジヤ」を見よ、

テフ　牒　內外の官人主典以上、事に緣て諸司に申牒する文書を云ふ、牒は書通する意、書式は令義解に見ゆ、

牒云々謹牒
年　月　日　　其官位姓名牒

右の中三位以上は名を省くを例とす、後には又上より下に含するにも牒を用ふることあり、既に奈良朝よりは、移と牒との樣式を合併したるものを牒と云ひ、移の代りとして用ひられたり、共に左に一例を示す、

牒　東大寺一切經司所
請一切經目錄事
在〻於二彼寺一經律論並章疏傳等之目錄是也
右、被二今月六日內宣一、件經律等目錄、暫時令〻請者、今依二宣旨一、差二整千上君麻呂一充〻使、令二奉請具狀一、故牒、
天平寶字六年六月七日　　法師道鏡

テナガ——テフ

（加筆）刑行令奉請東大寺一切經目錄壹卷
白紙並表但无軸　付上君萬呂
判官葛井連根道
主典阿刀連
（正倉院所藏）

テフ　蝶紋　紋所の名、胡蝶の形を描きたるもの、その描きかたによりて種々の名あり、上羽蝶(胡蝶兩羽をあげたる形)は平氏累代の家紋にして、その末流なる織田、津田、關氏等之を用ふ、その他土御門、長谷、交野、播磨福本の池田、丹波の谷の諸氏も家紋と爲す○丸に上羽蝶(細輪の中に上羽蝶を表がきたるもの)は岡幡鳥取の池田氏之を用ひ、從てその末流なる岡山、因幡、備前の池田氏も家紋と爲す、因て因州蝶とも稱す、その他西洞院、平松、石井、梶野、小松、石見濱田の松平氏等之を家紋に用ふ○池田蝶(三羽の蝶向ひ合せ、三角形にあきたるもの)は備前の池田氏、及びその一族用ふ、因あり○備前蝶(一羽の蝶兩翼を伸して圓形を爲せるもの)は備前の池田氏に用ふる家紋の一、故に名づく○對び蝶(二羽の蝶、兩翼を張りて左右より相對したる形をあがきたるもの)は、伊勢氏及び北條の一族用ふ、是れ平貞盛唐皮の鎧に此紋を用ひたるより、その流の人之を用ふるに至る、後に備前新田の池田氏用ふ○梅の折枝に上羽蝶をあがきたるものは大島氏の家紋○蝶菱(二羽の蝶、上下に相對して菱形をなせるもの)は、播磨林田の建部氏之を用ふ、因て一名建部蝶といふ○三羽蝶の中に十六菊をあがきたるものは、大河內氏及び、高崎の松平氏、又その中に十二菊をあがきたるものは、大多喜の松平氏、丸の內に三羽蝶と十菊をあがきたるものは、吉田の松平氏之を家紋と爲す○ノセン蝶(眞向に兩翼を擴げて圓形な爲せるもの)は倉橋氏之を用ふ(寬永諸家系圖、武鑑、華族諸家傳、諸家紋鑑)

テボコ　手鉾(手戟)　直鎚の類なるべし、後三年の繪卷に、直鎚に似てやゝ刃の短き鉾の圖あり、蓋し手鉾ならんか、倭名抄に「矛、釋名云、手戟、曰矛、人所持也、字又作鉾(和名天保古)」とあるを初見とす(本居宣長は、矛をテボコと訓ずるは古名にはあらず、手戟とあるに就きての、ことなるべしといへり、從ふべし)されどこれを使用したること當時の書に散見せず、源平盛衰記、長門本平家物語、義經記に至りて、始めて事を載せたれば、平安朝時代の末年より、多く使用する事となりしなるべし、なほ庭訓往來にも其名見えたり、蓋し南北朝時代より室町時代の初めに係けては、なほ使用したりしと雖も、鎚の使用盛んなるに及び、遂に廢る(倭名抄、伊呂波字類抄、庭訓往來、古事記傳、眞丈雜記)

テンアン　天安　「テンナン」を見よ、

デンエ　傳衣　禪宗にて法を附することをいふ、釋迦牟尼佛、附法の印信として金襴袈裟を摩訶迦葉に傳へ、迦葉より相傳して菩提達磨に至り、支那に傳へ來り、支那禪宗第五祖弘忍、これを第六惠能に傳へたりと云ふ、後世は法を附するとを傳衣と云ふこ

と、なれり(景德傳燈錄、禪林象器箋)

テンエイ　天永　名義　鳥羽天皇御宇の年號、天仁三年七月十三日、天變に因て改元す、三年を經て永久と改む　出典　部類抄に「天變改元例、天永彗星、永久元氷」とあるに據れり(國朝年號譜)

テンエン　天延　圓融天皇御宇の年號、天祿四年十二月二十日、天變地妖に因て改元す、三年を經て貞元と改元す、

テンオウ　天應　名義　光仁天皇御宇の年號、寶龜十二年正月一日祥瑞に因て改元す、一年を經て、桓武天皇延曆と改元す　出典　正月朝日詔に「比有司奏、伊勢齋宮所見美雲、正合大瑞、彼神宮者國家所鎭、自天應之、吉無不利云々」とあり(續紀)

デンカ　殿下　皇太子、皇后、皇太后、太皇太后に對する敬稱、直接に太子三后に啓するは恐れあるを以て、其殿下にある人に言上する意より轉化したるなり、令に「率土之內、於三后皇太子上啓、稱二殿下一」と見ゆ、然るに後には攝政關白たる人に對しても此敬稱を用ふるに至れり、これ蓋し藤氏勢を得るに及び、諸臣等諂諛して濫稱し、遂に習俗となれるものなるべし、降りて明治二十二年二月、憲法制定の時、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃、親王、親王妃、內親王、王、王妃、女王の敬稱と定めらる(儀制令、安齋隨筆、皇室典範)

テンカイ　天海　名義　俗姓は三浦、蘆名氏の支族なり、初名隨風、後ち天海と改む、南光坊と稱す、慶安元年四月勅して慈眼大師の諡を賜ふ　事蹟　會津の人、十一歲にして出家し、十四歲叡山に登り、神藏寺實全の室に入り、檀那一流の奧旨を極め、更に三井寺及び南都の諸寺に遊び、永祿元年故鄉に還る、元龜二年叡山、織田信長の兵燹に罹るや、山上の

(武藏喜多院所藏)

(天海花押)

英俊亮信豪信等、衆徒を率ゐて甲斐に入り、武田信玄に據る、信玄大に喜び、東關の學徒を招きて、盛に論席を開く、天海時に推されて講師となり、辭氣勇壯、義旨深玄、之より其名一時に高し、豪盛深く之を器とし、慧心嫡流の幽旨を傾けて之に授く、天正五年甲斐を辭して又會津に歸り、途上野長樂寺に於て葉上一流の灌頂を受け、又晉て臨濟禪を傳ふといふ、天正十八年豐臣秀吉の小田原を圍むや、當時會津の主蘆名盛重伊達政宗と戰うて利あらず、其國を去りて秀吉の小田原陣に隨ひ、常陸河內郡信太庄を賜ふ、封內古刹あり、不動院と號す、盛重之を再興し、天海を迎ふ、慶長四年また仙波の喜多院に主たり、尊で下野宗光寺に住す、此年三昧流の灌頂を受く、慶長十二年家康の命によりて駿府に赴く、明年京都に入るや、後陽成上皇召して法を宮中に問ひ、權僧正を授く、十五年再び駿府に赴き、十六年血脈を家康に傳へ、功によりて僧正となる、時に上皇宸筆を染めて毘沙門堂の門室を賜ふ、十七年家康の命によりて喜多院を修し、十八年また日光山を領す、蓋し家康猶ほ終焉の地と爲すなり、元和元年血脈を上皇に傳ふ、此年中和門院附廈殿一宇を寄せらる、卽ち之を叡山の東麓に建つ、後ち親王門室となり滋賀院と稱す、元和六年家康薨ず、遺命によりて久能山に葬る、天海導師となり、七月上洛して神號を請ひ、大僧正に任ぜられ、明年四月改めて家康を日光山に移葬するに及び其法事を總ぶ、四年德川秀忠天海と議して紅葉山の廟を造營し、寬永二年寬永寺を創立するや、命じて之を領ぜしむ、爾來日光東叡の兩山を山門に准擬す、三年十二月東叡山本院に於て穴太流の灌頂を受く、東叡山これよりして密法諸流兼學の地となれり　寬永九年秀忠薨じ、家光職を嗣ぐに及び、崇敬益々篤し、二十年七月病に寢し、十月二日寂す、年百卅餘、日光山に葬る(兩大師傳記、日本佛教史綱)

テンガイ　天蓋　佛像の上、又は送葬の棺の上にかざす器具、長き柄の先の曲りたる端に、蓋を釣り下げて飾を垂る、多く巾を張りて用ふ、故に又「キヌガサ」と云ふ、印度は熱帶國なるを以て、熱さを防ぐ爲め、花蓋軒飾を用ひたるより起れりと云ふ、眞俗佛事編に「菩薩本行經に曰く、佛、諸比丘及び阿難と鷲卑羅延國より村落を遊行す、時に極熱にして陰なし、羊を逐ふもの、之を見て悲み、草花を編て蓋を作り佛の上を覆云々」と見えたり、

テンカク　典客　知客(シカ)を見よ、

テンガク　田樂　歌舞の一種、王朝時代の中

葉、田植の時、農人の勞を慰め其業を勵まさんが爲めに、笛鼓を鳴らして踊躍したるを其起原と爲す、後ち田植ならざる時も其景狀を模し、その中へ漢土傳來の散樂なる一足高足などいへる離れ業を取交へ、自ら一種の風流體となりて、貴賤を問らず流行せし事、堀河天皇の永長元年京都に大田樂の催しありしにて伺ふべし、而して此時の事を記したる大江匡房の洛陽田樂記に「初自二閭里一及二於公卿一、高足、一足、腰鼓、振鼓、銅鈸子、編木、殖女、春女之類、日夜無レ絕、喧嘩之甚、能鬻二入事一(中略)其終文殿之衆、各企二此業一、孝言朝臣以二老耄之身一、勤二勞延之藝一、有信、季綱、敦基、在眞等朝臣、並折桂射鵠之輩、不二偏一人一、或著二禮服一、著二甲冑一、或稱二後卷一、驍勇爲レ隊、(中略)侍臣復參二禁中一、權中納言基忠卿捧二九尺高脚一、通俊卿兩脚著二平脩笠一、參議宗通卿著二藻尻切一、何況侍臣裝束、推可レ知、或裸形腰卷二紅衣一、或放レ髮頂載二田笠一ことあるを見れば、今日の俄、笨番等に類似せるが如し、甲冑、高脚、脩笠、尻切等は、常に田樂の能に用ふるに據れるものならん、此後終に一道の藝となり、專ら法師のする業として、其家を立て、本座新座など座を分ち、競うて其業を練磨せり、之を田樂法師と稱す、北條高時、足利尊氏等相繼で此技を好みしかば、從來行び來れる中門口、立蓬、刀玉、高足等の藝の外に、舞の手を變じ、古へありし事を一曲に纏り、能藝といふ事を新作するに至れり、即ち田樂の能なり、應永廿八九の兩年、祇園御旅所にて增阿彌の勸進田樂の幾歌へ、足利義持の臨みしと花營三代記に見え、文安元年の田樂能には伏見宮、足利義視等の臨みしと其記に見えたれば、當時はめきだ盛んなりしを明かなるも、一條兼良の尺素往來を按ずるに、猿樂漸く盛んにして田樂に對揚せしことを載せ、尋で寬正五年紀河原勸進猿樂日記には、田樂法師祇候の事見えたれども、もとより猿樂の勸進にて、田樂は能を行はざりしなり、これより後、田樂は遂に猿樂の壓する處となりて衰へ、僅かに春日日光等大社の神事に、其面影を存するのみとなり、近世に及べり(歌舞音樂略史)

テンカマル　天下丸　安宅丸(アタケマル)を見よ、

テンキ　天喜　名義　後冷泉天皇御宇の年號、永承八年正月十一日、天變地異に因て改元す、五年を經て康平と改む　出典　抱朴子に「人生有レ道、則嘉祥竝臻、此則天喜也」とあるに據る(國朝年號譜)

テンギ　典儀　即位の時儀式を掌る少納言を云ふ(ソウキ)參看、

テングダウノラン　天狗黨亂　起源　江戶幕府の末、水戶藩內に天狗連、諸生連の二黨派あり、天狗連は過激手段を以て尊王攘夷を行はんとし、諸生連は專ら門閥を以て藩政を執り、過激手段に訴へて其目的を貫かんとし、茲に一大爭亂を生じたり　經過　元治元年、水戶町奉行田丸稻之右衛門、藤田小四郎等、勅旨を奉じて攘夷の實を擧げん事を圖り、同志を糾合して擧兵用金と稱して金穀を徵發し、頗る狼藉を極む、在江戶の家老武田耕雲齋等亦遙かに氣脈を通じ、其勢力猖獗にして容易に鎭定せず、五月諸生連の首領市川三左衛門、朝比奈彌太郎等は、之に對する策を講じ、直に江戶邸に來りて事情を陳ずれども、これが爲め耕雲齋等は其職を奪はれて水戶に逐還され、爾來公然天狗連の首領として其權を指揮し、再び江戶邸に來りて其冤を訴へしかば、市川、朝比奈等亦黜けられ水戶に歸る、市川等卽ち水戶城に入り、烈公の夫人貞芳院及び公子を奉じて、天狗連を討たんとし、遂に兩派の戰を生じ、常野の間頗る騷然たり、而して藩主德川慶篤鎭壓すると能はず、因て幕府は五月廿一日、水戶浪士の取締を關八州、並に越後信濃の諸藩に命じ、尋で高崎笠間の二藩に出兵を命じ、追討使を派遣して、征討せしめしと雖も、常に利を失し、追討使は兵糧の缺乏を名として江戶に歸れり、是に於て幕府は更に老中稻田沼玄蕃頭を總督として、水戶に向はしむ、水藩の支族松平賴德亦藩主名代として、鎭定に赴きしが、途中却つて浪士に擁せられたり、故に浪士の軍は容易に平ぐるを得ず、既にして二本松、福島、磐城平、棚倉、新發田、高崎、宇都宮、壬生、佐倉、關宿、結城、忍等、十餘藩の兵來り會するに及び、浪士等は四面より圍まれて大敗し、松平頼德は幕府に抗するを恐ひ、出でゝ陳謝したれども、用ひられずして、自盡を命ぜらる、浪士等已むを得ず、京都に上り一橋慶喜に就きて、我黨の心事を陳述べしと決議し、武田耕雲齋、藤田小四郎等、十一月下旬、下野より上野信濃に出でゝ進みしが、諸藩の兵は其鋭鋒に恐れ、敢て支ふるものなし、一橋慶喜之を聞き、十二月一日自ら兵を率ゐて京都を發し、大津に出で、其來るを迎へて逮捕せんとす、加賀、越前の諸藩亦兵を出して應援したりしが、十二月十一日耕雲齋

箏は積雪の爲めに行軍の自由を失ひ、且糧盡きたるのみならず、四圍皆諸藩の爲めに道を扼せられて進退茲に谷まり、遂に餓前新保宿に於て加賀藩の軍門に降る、同勢總べて八百廿三人なり（朝野旧聞）加賀藩これを敦賀に護送し、諸寺に宿舎せしむ、越えて翌慶應元年正月、大目付黒川近江守來り、福井、彦根、小濱の三藩に分配して監守せしめ、二月四日耕雲齋以下三百五十人を斬し、耕雲齋、田丸稻之右衞門、藤田小四郎等の首級を水戸に送りて之を梟首し、餘黨或は配流し、或は追放し、事漸く平ぐ（幕府衰亡論、波山始末、德川太平記）

テンクワン　天冠　天皇の召す冠を云ふ、玉冠（ギョククワン）、冕冠（ベンクワン）を見よ、

テンゲウ　天慶　朱雀天皇御宇の年號、承平八年五月二十二日、天變地妖に因て改元す、九年を經て村上天皇の時、天曆と改元す、

デンゲウタイシ　傳敎大師　最澄（サイチョウ）を見よ、

テンゲウノラン　天慶亂　起源　平將門は、桓武天皇の皇子葛原親王の支孫にして、鎭守府將軍貞持の子なり、下總國豐田相馬の兩郡に住し、相馬小二郎と稱す、勇壯人に過ぎ、尤も騎射に巧なり、曾て藤原忠平に仕へ、撿非違使たらんことを求む、省みられず、將門怨望し去りて東國に赴く、延長九年女事に因りて、前常陸大掾源護の三子扶、隆、繁等と爭ふ、伯父常陸大掾平國香、扶等を助けて遂に兵を交へ、國香及び扶等皆將門の爲めに殺さる、國香の子貞盛、平貞兼と共に將門と戰ひて大敗し、纔に身を以て免かれ、貞盛は京都に走る、時に武藏權守興世王、介源經基等、足立郡司武藏武芝と相爭ふ、將門往きて之を和解し、興世王及び武芝を招き、置酒して宴を張る、興世王等の餘黨尋で誅に伏す、忠文途に之を聞き軍を率ゐて京都に還る、東國既に平定せるを以て、知らずして經基を討つ、經基大に驚き、これ興世王、武芝と和して吾れを殺さんとするなりと思惟し、貞盛と共に京に歸り、將門及び興世王の謀叛を奏す、時に天慶元年なり、朝議多治比助眞を關東に下し、事實を實さしむ、將門、常陸下總武藏上野下野五國の驛文を取り、謀反の實なきを辨じ、罪なきを得たり（朝野旧聞）將門の從兵に藤原玄明といふ者あり、常陸に住し、官物を欠負し、無賴にして將門に投ず、將門之を助けて征せんとす、玄明逋れて將門に投ず、將門之を助けて却て國府を襲ひ、雜濟を擄にし印鑑を奪うて還る、興世王、將門に說きて曰く、一國を討つと雖も公の責輕からず、同じくば坂東を掠めて暫く時機を伺はんと、將門贊同し、進みて上野下野を掠め、其守介を逐ふ、會々一人あり、八幡大菩薩の使なりと稱し唱へて曰く、將門大に喜び、自ら新皇と稱し、下總猿島を以て帝都に擬し、且八省百官を定む、伊豫掾藤原純友之を聞き、又伊豫に據りて反し、官物を掠め官舍を燒く、朝廷震駭す、即ち藤原忠文を征東大將軍として東國に遣し、小野好古を山陽道の追捕使として純友を討たしむ、時に下野押領使藤原秀鄕といふ者あり、天慶三年二月一日貞盛と共に兵を下野唐澤山に集む、將門兵を率ゐて前軍の將敵を侮り、將門に告げずして秀鄕の陣を突く、秀鄕之を破り、追うて川口村に到る、將門自ら鎧を揮ひて之を防ぎしと雖、終に支ふる能はず、是に於て常陸下總の軍皆遁れ去る、十三日秀鄕貞盛等下總の堺に着す、將門退きて鳥廣山に據る、貞盛即ち岩井を侵し其城郭廬舍を燒く、將門猿島の北山に進み、山を帶びて陣し、殊死して戰ふ、秀鄕の軍爲めに風靡す、會々流失あり將門に中り、馬より落ちて殺さる、興世王等の餘黨尋で誅に伏す、忠文途に之を聞き軍を率ゐて京都に還る、東國既に平定せるを以て、知らずして經基を討つ、經基大に驚き、これ興世王、武芝と和して吾れを殺さんとするなりと思惟し、貞盛と共に京に歸り、將門及び興世王の謀叛を奏す、時に天慶元年なり、朝議多治比助眞を關東に下し、事實を實さしむ、將門、常陸下總武藏上野下野五國の驛文を取り、謀反の實なきを辨じ、罪なきを得たり（朝野旧聞）將門の從兵に藤原玄明といふ者あり、常陸に住し、官物を欠負し、無賴にして將門に投ず、將門之を助けて征せんとす、玄明逋れて將門に投ず、將門之を助けて却て國府を襲ひ、雜濟を擄にし印鑑を奪うて還る、興世王、將門に說きて曰く、一國を討つと雖も公の責輕からず、同じくば坂東を掠めて暫く時機を伺はんと、將門贊同し、進みて上野下野を掠め、其守介を逐ふ、會々一人あり、八幡大菩薩の使なりと稱し唱へて曰く、將門大に喜び、自ら新皇と稱し、下總猿島を以て帝都に擬し、且八省百官を定む、伊豫掾藤原純友之を聞き、又伊豫に據りて反し、官物を掠め官舍を燒く、朝廷震駭す、即ち藤原忠文を征東大將軍として東國に遣し、小野好古を山陽道の追捕使として純友を討たしむ、時に下野押領使藤原秀鄕といふ者あり、天慶三年二月一日貞盛と共に兵を下野唐澤山に集む、將門兵を率ゐて前軍の將敵を侮り、將門に告げずして秀鄕の陣を突く、秀鄕之を破り、追うて川口村に到る、將門自ら鎧を揮ひて之を防ぎしと雖、終に支ふる能はず、是に於て常陸下總の軍皆遁れ去る、十三日秀鄕貞盛等下總の堺に着す、將門退きて鳥廣山に據る、貞盛即ち岩井を侵し其城郭廬舍を燒く、將門猿島の北山に進み、山を帶びて陣し、殊死して戰ふ、秀鄕の軍爲めに風靡す、會々流失あり將門に中り、馬より落ちて殺さる、興世王等の餘黨尋で誅に伏す、忠文途に之を聞き軍を率ゐて京都に還る、東國既に平定せるを以て、知らずして經基を討つ、經基大に驚き、これ興世王、武芝と和して吾れを殺さんとするなりと思惟し、貞盛と共に京に歸り、將門及び興世王の謀叛を奏す、時に天慶元年なり、朝議多治比助眞を關東に下し、事實を實さしむ、將門、常陸下總武藏上野下野五國の驛文を取り、謀反の實なきを辨じ、罪なきを得たり（朝野旧聞）將門の從兵に藤原玄明といふ者あり、常陸に住し、官物を欠負し、無賴にして將門に投ず、將門之を助けて征せんとす、玄明逋れて將門に投ず、將門之を助けて却て國府を襲ひ、雜濟を擄にし印鑑を奪うて還る、興世王、將門に說きて曰く、一國を討つと雖も公の責輕からず、同じくば坂東を掠めて暫く時機を伺はんと、將門贊同し、進みて上野下野を掠め、其守介を逐ふ、會々一人あり、八幡大菩薩の使なりと稱し唱へて曰く、將門大に喜び、自ら新皇と稱し、下總猿島を以て帝都に擬し、且八省百官を定む、伊豫掾藤原純友之を聞き、又伊豫に據りて反し、官物を掠め官舍を燒く、朝廷震駭す、即ち藤原忠文を征東大將軍として東國に遣し、小野好古を山陽道の追捕使として純友を討たしむ、時に下野押領使藤原秀鄕といふ者あり、天慶三年二月一日貞盛と共に兵を下野唐澤山に集む、將門兵を率ゐて前軍の將敵を侮り、將門に告げずして秀鄕の陣を突く、秀鄕之を破り、追うて川口村に到る、將門自ら鎧を揮ひて之を防ぎしと雖、終に支ふる能はず、是に於て常陸下總の軍皆遁れ去る、十三日秀鄕貞盛等下總の堺に着す、將門退きて鳥廣山に據る、貞盛即ち岩井を侵し其城郭廬舍を燒く、將門猿島の北山に進み、山を帶びて陣し、殊死して戰ふ、秀鄕の軍爲めに風靡す、會々流失あり將門に中り、馬より落ちて殺さる、興世王等の餘黨尋で誅に伏す、忠文途に之を聞き軍を率ゐて京都に還る、東國既に平定せるを以て、知らずして經基を討つ、經基大に驚き、これ興世王、武芝と和して吾れを殺さんとするなりと思惟し、貞盛と共に京に歸り、將門及び興世王の謀叛を奏す、時に天慶元年なり、朝議多治比助眞を關東に下し、事實を實さしむ、將門、常陸下總武藏上野下野五國の驛文を取り、謀反の實なきを辨じ、罪なきを得たり（朝野旧聞）將門の從兵に藤原玄明といふ者あり、常陸に住し、官物を欠負し、無賴にして將門に投ず、將門之を助けて征せんとす、玄明逋れて將門に投ず、將門之を助けて却て國府を襲ひ、雜濟を擄にし印鑑を奪うて還る、興世王、將門に說きて曰く、一國を討つと雖も公の責輕からず、同じくば坂東を掠めて暫く時機を伺はんと、將門贊同し、進みて上野下野を掠め、其守介を逐ふ、會々一人あり、八幡大菩薩の使なりと稱し唱へて曰く、將門大に喜び、自ら新皇と稱し、下總猿島を以て帝都に擬し、且八省百官を定む、伊豫掾藤原純友之を聞き、又伊豫に據りて反し、官物を掠め官舍を燒く、朝廷震駭す、即ち藤原忠文を征東大將軍として東國に遣し、小野好古を山陽道の追捕使として純友を討たしむ、時に下野押領使藤原秀鄕といふ者あり、天慶三年二月一日貞盛と共に兵を下野唐澤山に集む、將門兵を率ゐて前軍の將敵を侮り、將門に告げずして秀鄕の陣を突く、秀鄕之を破り、追うて川口村に到る、將門自ら鎧を揮ひて之を防ぎしと雖、終に支ふる能はず、是に於て常陸下總の軍皆遁れ去る、十三日秀鄕貞盛等下總の堺に着す、將門退きて鳥廣山に據る、貞盛即ち岩井を侵し其城郭廬舍を燒く、將門猿島の北山に進み、山を帶びて陣し、殊死して戰ふ、秀鄕の軍爲めに風靡す、會々流失あり將門に中り、馬より落ちて殺さ

露に「儲作二天地一者、天祐而爲二子一、故稱二天子一」とあるにて其本義を知るべし、而して公式令の義解に「凡人君者、父爲二天地一、故曰二天子一」と見え、支那の風を襲ひたるを明かなれども、また別に天神の御子といふ意味をも含めるがごとし、石原正明の年々隨筆に「わが天皇は、日の神の御後にましませば、天子とも天孫とも、天神子とも申して、其流れ萬世無窮の天子におはせば、唐國とはやうかはりて、實によりたる御稱なり」といへるは從ふべきなり、書紀履中天皇五年十月の條に「撿校天子之百姓」とあるを初見とす、萃で推古天皇の時、隋に贈りたる國書に「日出處天子致二書日沒處天子一」といへる句ありしと隋書に見えたり、また文武天皇の大寶令に「天子祭祀所レ稱」とありて、義解に「謂二告二神祇一稱爲二天子一」と見ゆ、爾來天子の稱を以て天皇を呼び奉りしこと日本記略、古記、空穗物語、源平盛衰記、太平記等に散見せる處勘なからず、江戸時代には、士民多く尊稱を加へて天子樣と唱へたり、（テンノウ）參看、

テンジ　典侍　內侍司（ナイシノツカサ）を見よ、

デンシ　殿司　（トノモノツカサ）を見よ、

テンジノキフ　典侍給　典侍に給ふ年給（ユヂノキフ）參看）を云ふ、一分一人なり、又往々目を任ぜらるることあり、即ち典侍妃子朝臣當年給として、天元四年陽候宿綱內成を陸奧權目に任ぜしが如し（年給考）

テンジン　點心　定食前後の小食を云ふ、即ち間食なり、後世の菓請の菓子、菓子と同じ、又俗に菓子を云へり、少しの食を心胸の間に點ずる義なりといふ、幡餅錄に「今以二早飯前及飯後午前午後脯前小食一爲二點心一庚史鄭澥爲二江淮留後一、家人備二夫人農饌一、夫人顧二其弟一曰、汝壯未レ舉、我未レ及レ貴、爾且可二點心一、則此語唐時已然」と見えたり（類聚名物考）

テンジン　天神　天津神（アマツカミ）及び北野神社（キタノノヅンジヤ）を見よ、

テンジンシチダイ　天神七代　天地ひらけはじまります七柱の神、即ち國常立尊（陽神）、國狹槌尊（陰神）、豐斟渟尊（陽神）、泥土煮尊（陽神）、沙土煮尊（陰神）、大戸間邊尊（陽神）、大戸道邊尊（陰神）、面垂尊（陽神）、伊弉諾尊（陽神）、伊弉冉尊（陰神）、地神五代に對して云ふ詞（皇代記）古事記傳に「後世に神世七代の神を天神七代と申し、後の神世五代の神を地神五代と申すは、如何なる人の云ひ始めたるか甚だいはれなし、唯天と地とに配ぜんとの漫說なるなり、世に普く云ふは非なり、此七代を天神とはいふ、伊弉諾伊弉冉神を記せるを見るも、天に坐す神とは見せざる云々」と云へり、釋日本紀に、天神七代とあるを初見とす、

テンジンデウヤク　天津條約　起源　明治十八年、天津に於て我國と清國との間に締結せし條約をいふ　起源　明治十七年十二月四日、朝鮮國の開國黨等、保守黨の大臣を刺傷して大政革新を期し、而して我公使館に援を乞ふ、公使兵を率ゐて王宮を衞る、保守黨直ちに清兵に報ず、清將兵二千を以て王宮に迫り、我公使館を燒き、婦女を辱め、暴虐を極め、殺傷甚し、此報我國に達するや、政府は先づ、使を朝鮮に派して談判を開き、五事を約せしむ、然れど我國人は、最も清兵の暴行多きを憤激し、清國の謝罪を得ずんば、將に干戈に訴へんとするの勢あり、是に於て宮內大臣伊藤博文、特派全權大使に任ぜられ、四郷從道、仁禮景範、野津鎭雄、井上毅等と共に十八年三月十四日天津に着し、四月三日李鴻章及び吳大徵等と談判を開き、左の三款を約して結了す、

一、議定ス、中國朝鮮ニ駐紮スルノ兵ヲ撤シ、日本國朝鮮ニ在リテ使館ヲ護衞スルノ兵弁ヲ撤ス、書押蓋印ノ日ヨリ起リ、四ケ月ヲ以テ期トシ、限內ニ各々數チ盡クシテ撤回スルヲ行ヒ、以テ兩國滋端ノ隙アルコトヲ免ル、中國ノ兵ハ馬山浦ヨリ撤去シ、日本國ノ兵ハ仁川港ヨリ撤去ス、

一、兩國均ク允ス、朝鮮國王ニ勸メ、兵士ヲ敎練シ、以テ自ラ治安ヲ護ルニ足ラシム、又朝鮮國王ニ由リ、他ノ外國ノ武弁一人、或ハ數人ヲ選僱シ、委ヌルニ敎演ノ事ヲ以テス、嗣後日中兩國均シク員ヲ派シ、朝鮮ニ在リテ敎練スルコト勿ラン、

一、將來朝鮮國若シ變亂重大ノ事件アリテ、日中兩國或ハ一國ノ兵ヲ派スルヲ要スルトキハ、應ニ先ツ互ニ行文知照スベシ、其事定マルニ及テハ、仍即チ撤回シ、再タビ留防セズ、

別に附約として、清兵の日本人を殺害凌辱したりとは、確證なきを以て之を措き、他日證左あるを以て、刑に處すべしと爲す（法令全書、明治歷史）

テンシヤ　天社　「アマツヤシロ」を見よ、

テンシヤウ　天正　名義　正親町天皇御宇の年號、來五年は後陽成天皇の御宇に係る、（武家にては、織田信長、豐臣秀吉が、兵馬の權を掌握せる時代なり）元亀四年七月廿八日改元す、十九年を經て文祿と改む　起源　文遷に「高以下爲レ基、民以レ食爲レ天、正其末者端二其本一、善其後者愼二其先一、老子經云、清靜者爲二天下正一」とあるに據れり（國朝年號譜）

デンジヤウ　殿上　殿上間（デンジヤウノマ）及び殿上人（デンジヤウビト）を見よ、

テンシヤウオホバン　天正大判　名義

金貨の一種、天正年間に造りたるを以て此名あり 形狀 大凡縦五寸六分五厘、横三寸四分、重四十三匁三分にして、面に十両、後藤及び花押を墨書し、桐章の極印あり 起原沿革 天正十六年之を鑄造して世に行はしむ、貨幣(クワヘイ)參看(大日本貨幣史)

テンシャウツウハウ　天正通寶 名義

錢貨の一種、天正年間に造りたるを以て此名あり 形狀 銀と銅とにて造りたるの二種あり、銀錢は、徑七分五厘強、重一分八厘強、銅錢は徑八分、重八分五厘とす 起原沿革 後陽成天皇天正十五年に鑄造して世に行はしむ、貨幣(クワヘイ)參看(大日本貨幣史)

テンジャウノエンズ井　殿上淵酔 名義 朝廷にて、正月、五節、臨時の大禮等の後ち、藏人頭以下の殿上人を、清涼殿に召して、盃酌の事あるをいふ、内々の儀にて、恒例の公事にあらず 關係 正月は、元日二日三日の中、吉日を擇みて行ふ、まづ藏人頭以下臺盤に着し、六位藏人勸盃す、人々朗詠二首、今様一首等を謳ふ、かくて極臈藏人勸盃すれば皆祖楊す、今様の後ち亂舞あり、萬歳樂を奏す、主上は半部よりこれを御覽じ、女房等多く障子の邊に候す、事果て、中宮に推參す、五節には、十一月寅日にこの事あり、其儀殆んど正月の淵酔と同じ 起原沿革 起原は平安朝四年正月の條に見えたれば、後一條天皇の頃は、既に行はれたるを知るべし、但し諒闇、兵亂、及び伊勢春日等の大社に事ある時は停められたり、他の公事の如く、年々必ずしも行はれしにはあらざるべし(建武年中行事註解)

テンジャウノゼウ　殿上丞 六位藏人を兼ねたる式部丞を云ふ、

テンジャウノリユミ　殿上賭弓 王朝時代朝廷に於て、臨時に殿上の侍臣を前後に別ち射を試みしむる儀式をいふ、其儀大概賭弓に同じ、只此式には殿上賭弓と稱し、事畢りて後、一同賀茂神社へ詣づることあり、之れ恒例の賭弓になき所なり「ノリユミ」參看(古事類苑武技部)

テンジャウノフダ　殿上簡 日給簡(ニツキフノフダ)を見よ、

テンジャウノマ　殿上間 名義 大内裏清涼殿の南庇に在る間を云ふ、また院、女院等にも在り、公卿殿上人の祗候する處なり、殿上、殿上侍、上侍、侍雲上、雲客とも稱す、倘ほ海人藻芥に據

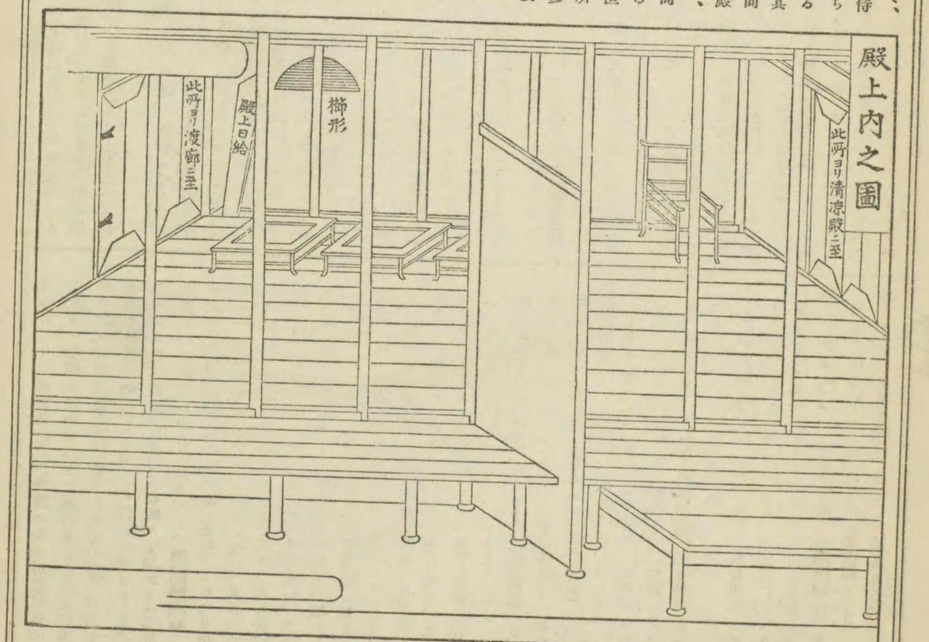

(風關見聞圖說所載)

れば、親王大臣家にもありと云ふ 構造 廣さ六間にて、神仙門の東三間及び西三間とす、内部の模様は禁腋祕抄に「殿上は御殿の孫庇を除きて、西へ四間の通障子のとをりに、はしをば六間にわりて、柱をたてたり、上の戸の妻戸、内へ開く、擴そばに小部(コツトミ」參看)あり、一間の奥に壁にそへて、御倚子をたつ、此御倚子は、昔のまゝにて、今まであり、關白、御倚子の傍に着座するなり、其前のえんは、小板敷といひて、紫縁の疊をしく、職事此所に候ふ、頭さぶらふをりは、五位は、うるはしくはゐず、片膝はきながら片膝をのぼせたり、此座につく、又柚の間をしつする人もあり、小板敷の上、三の間に柱をたて、西の間の中に、ちいさき柱をたて、横さまに木をわたして、柚の間といひて、御倚子の覆としてかくるなり、覆は、蘇芳の絹をねりたる、差莚をしきみちておく、はしに疊をしく、奥ほし各一帖、兩めんなり、末横ざまに又赤べりをしく、中に臺盤をたつ、かしらの方は、切臺盤、次八尺二脚なり、其まへに火櫃二ツおく、夏は火櫃をとりて、いきたんきのばんをおく、おくの帖のおくまへの方に簡(ニツキフノフダ」參看)をたつ、殿上人の名を三段にしるしたり、上は四位、中は五位、下は非藏人なり、名の下に紙をおして上日をつく、放紙といふ、夜はふくろに入、ひるは袋をたゝみて、ふだのしたにおく、其次に日記の辛櫃をたつ、そばの柱に、はいぜんの番を書ておしたり、四番に折る、其まへに腋戸あり、下の戸といふ、そばの壁を小壁といふ、ついなの殿上人、此壁におすなり、末の柱より、校書殿の後に、鋼をはりて鈴をかく、鈴の繩といひて藏人、小舍人をめす時ならす」とあるにて、其大體を知るべし、文中、上の戸とあるは、落板敷より殿上に出入する口をいふ、猶は禁祕抄に、上戸の邊に奏杖、北長押に和琴を置き、棧敷の前に硯あり、南面には垂蔀、棹の間の小庭には時の簡、膳棚、燈樓等あることを述べられたり(大内裡圖考證)

テンジャウビト　殿上人 四位五位及び六位の人の昇殿を許されたるもの、稱、又雲客とも、ウヘビトとも云ふ、後世堂上と云ふ、堂上とはもと殿上に供奉する官の總稱なりしが、後には殿上人をのみ云ふに至れり、明律に兩京堂上文職と見えたり、昇殿を聽されたる人は、清涼殿の殿上の間に在る日給簡(又細川兩家記ともいふ)永正十七年二月伊丹分流記(又細川兩家記ともいふ)永正十七年二月伊丹城主伊丹但馬守、野間豐前守自盡の條に「此城の中にて切腹せんと、四方の城戸をさし、家々へ火をかけ天守にて腹切ぬ」とあるを初見とす、按ずるに、天守の起因に關しては、或は永祿初年尾張樂田の城に始まるとし、或は天正三年松永久秀の信貴城に始まるとし、或は天正四年織田信長の安土城に始まるとし、字義に關しては其閣を創始するもの、名なりといひ、デウスの譯なりとも稱すれど共に誤りなり、二川分流記は上卷は天文十九年、下卷は天正元年に記述せるものにして、前に引用せる文は上卷に出でたり、これ安土の築城に先だつ事五十七年、耶蘇教の入るに先だつ事二十二年(耶蘇教の渡來は天文十一年なり)の事に係る、然れども當時之を造るもの尠なし、其諸書に散見すると多きは、元龜天正以來にあり、後には城郭中最も重要なるものとせられ、必ずこれを築かざるはなきに至れり、圖は「シロ」の條にあり、就きて見るべし(大和事始、松屋筆記、史學雜誌「天主閣考」)

テンシュケウ　天主教 基督教の一名、天主は天有主即ちデウス(Deus)の音譯にして眞神の義なり、切支丹宗(キリシタンシュウ)を見よ、

テンシュバン　天守番 關係 江戸幕府の職名、江戸城天守の守衛を掌る 關係 天守番、四十人あり、全體を四組に分つ、百俵高五人扶持にして

テンシュカク　天守閣(殿主、殿守、天主) 名義 城郭の一部を爲す建築、櫓の類にして殊に高大なるもの、三層又は五層七層より成る、大抵本丸の中央に造れり、天守は天主の借字にして、即ち帝釋天の義なり、祕密儀軌及び譯名義抄釋提桓因の註に見ゆ、帝釋天は須彌三十三天の主にして其絶頂に居る、天守閣は蓋し之に象りたるものなり、(天主はまた耶蘇教の神、即ちデウスの譯にも用ふれども、天主閣の天主は梵語より出づ、我國天主閣あるは、耶蘇教渡來の以前なるを以て知るべし、)

テンシュホフシ　殿上法師 坊官(ボウクワン)を見よ、

テンシュユケウ　天主教 基督教の一名、天主は天有主即ちデウス(Deus)の音譯にして眞神の義なり、切支丹宗(キリシタンシュウ)を見よ、

テンシュユベン　天守番 關係 江戸幕府の職名、江戸城天守の守衛を掌る 關係 天守番、四十人あり、全體を四組に分つ、百俵高五人扶持にして

たり、朝廷節會の時等に用ふ、猶ほ委しきことは本多忠憲の博桑菓、藤貞幹の集古圖巻につきて見るべし（後名抄、建武年中行事註解）

デンセイ 田制 【王朝時代】太古以來、陸田（粟・稗・麥・豆等を種うる地）、水田（稻穀を種うる地）の稱あり、いづれも廣狹を度るに幾代といふ、代とは、方六尺（大寶令の大尺、高麗尺なり）を一歩とし、その五歩を以て一代とす（按するに、此制何時に始まりしか詳ならず、但仁德天皇紀に、四萬餘頃之田、清寧天皇紀に、大井戸田十町など見えたれば、早くよりの事なれど、町段の制明かに定まりしは、大化以後の事なり）孝德天皇大化二年、始めて班田收授の法を起し、田地の制を定む、其制凡方五尺（大尺）を一歩とし、田の長さ三十歩、廣さ十二歩を一段とし、十段を一町とす、一段は從前の五十代の地に同じく、一町は從前の五百代の地に同じ、唯一歩の積を異にするのみ、白雉三年また舊制に復せしも、文武天皇大寶の時、再び大化の制に從へり、和銅六年、六尺を一歩として改正ありしも、尺度の目異なるを以て、其實積に於ては大寶の制と異ならず、この制天正文祿の改革に至るまで、變革する所なかりき、而して田を分ちて、輸租田、不輸租田、輸地子田の三等とす、（一）輸租田、租稅を官に輸す田ないふ、口分田、位田、賜田、功田、墾田の類これなり、（二）不輸租田、租を官に輸さずして其領主に輸す田ないふ、神田、寺田、職田、國造田の類これなり、其他、公廨田、御厨田（クグデン）、來女田、隱田などいもいへり、【鎌倉時代】以後は、所領の田數を計るに、町段ないはずして其取納錢の貫高を以てし、【室町時代】の末年、天下紛亂闘爭の際となるに及び、諸將等、部下の戰功を賞するには必ず廩米を以て給與せり、故に俸祿は貫高を以てするより、石高を以てする方便なるが故、【桃山時代】に至り、豐臣秀吉政を執るに至りて、天正十七年より文祿四年に至るまでの間に、貫高の制を改めて石高となし、從前三百六十歩なりしを、六十歩を割りて、六尺三十歩の三百歩を一段とし、その十段を一町とす、是に於て畫に一町なりし地は一町二段となり、一段の地は一段二畝となれり、これを天正の石直とも、また文祿の撿地ともいへり、大寶制令以來、田地の町段を改めたるは、之を始めとす、【江戸時代】に至り田制また一變し、方六尺を一歩とし、六尺一歩の撿地竿を用ひ、その三百歩を一段とす、文祿の制に比ぶれば、一段の實積また減少せり、天和貞享より元祿に至りて漸く撿地の條目を定め、文祿以前の撿地を古撿と稱し、其後の撿地を新撿と稱し、新に開きたるを新田と稱す、享保十一年、從前の條目を取捨して、新撿條目を定む、爾來享保以前の撿地を、總べて古撿等の名ありて、各々其制あり、又田品を分ちて、上、中、下、下下の四等とし、常に田籍田圖を進らしめ、之によりて四至を定め水利を通ずる等の賞に供す、民部省圖帳是なり、かくて六年毎に、一度班田使を遣はして日分田を班授す、又臨時に巡察使を遣はしていふ、この他宅地及び園地を給ふ制あり、王制衰へて群雄爭闘の世となりては、田制古の如くならず、其名目また大に異なり、名田、加納田、除田等の稱起り、又年貢を納めず課役を遁るゝものを、閏田、餘田、數を計るに、町段ないはずして其取納錢の貫高を以てし、【室町時代】の末年、天下紛亂闘爭の際となるに及び、諸將等、部下の戰功を賞するには必ず廩米を以て給與せり、故に俸祿は貫高を以てするより、石高を以てする方便なるが故、【桃山時代】に至り、豐臣秀吉政を執るに至りて、天正十七年より文祿四年に至るまでの間に、貫高の制を改めて石高となし、從前三百六十歩なりしを、六十歩を割りて、六尺三十歩の三百歩を一段とし、その十段を一町とす、是に於て畫に一町なりし地は一町二段となり、一段の地は一段二畝となれり、これを天正の石直とも、また文祿の撿地ともいへり、大寶制令以來、田地の町段を改めたるは、之を始めとす、【江戸時代】に至り田制また一變し、方六尺を一歩とし、六尺一歩の撿地竿を用ひ、その三百歩を一段とす、文祿の制に比ぶれば、一段の實積また減少せり、天和貞享より元祿に至りて漸く撿地の條目を定め、文祿以前の撿地を古撿と稱し、其後の撿地を新撿と稱し、新に開きたるを新田と稱す、享保十一年、從前の條目を取捨して、新撿條目を定む、爾來享保以前の撿地を、總べて古撿

テンシヨウ 天承 【名義】崇德天皇御宇の年號、大治六年正月二十九日改元、一年を經て長承と改む【出典】漢書匡衡傳に「聖者之自爲勤靜、周旋奉天承命」、臨レ朝享レ臣、物有二節文一、以章二人倫一」とあるに據る、藤原敦光勘申す（國朝年號譜）

デンス 殿司 【名義】社僧の役名、寺殿並に其寺の屬せる神殿に關する一切の事を掌る○多くは別當の進止する所に係り、寺社の少別當に准じたり、初は闕を探りて之を補せしが、後には必しも然らざるものあり、此職は死闕あるにあらざれば改補するを許さず、故に若し識行共に優れたる者あるも時は、特に權官一名を加ふ【地原沿革】起原詳かならず、八幡愚童訓に「保延六年正月廿三日云々、當番の御殿司覺豪云々」とあるを初見とす、また鶴岡八幡は建久二年二月勝圓始めて之に補したり、なほ石清水八幡にては最初六人をおきしに、建治四年正月院宣により七人を定員とする事となりたり（權別當宗清法印立願文、當宮緣事抄、八幡愚童訓、八幡宮御殿司職次第、古事類苑神祇部）

テンセイ 黏膠 菓子の一種、黏にて作れる油餅をいふ、下は平たく、中は窪み、人脣の膨に似

と稱して、新撿に區別し、元祿以前に撿地したるを、本田畑といひ、元祿以後享保以前にかゝれる新開を、古新田と稱して、享保以後の新田に區別ぜり、而して又田を上、中、下の三等に分ち、薗田、廐田、麥田、見付田、砂田、山田、谷田、棚田、沼田、深田、植田、畤田、摘田等の名を付し、各帳に記して、輸租の高を定む、（水帳）この帳を水帳といふ、名寄帳、小拾帳といふもあり、又新田、見立新田、切添、見取場、流作場等の稱あり、（朱地）その社寺の領分、及び大名公家等に、幕府の朱印證書を附與したる田地を朱印地といひ、社寺の境内及び無年貢の地を除地といひ、繩外の地を見捨地といふ、六尺一分を一歩とする制を立てられて以來は、大に民の因却をいたしゝが如くなれども、此に一の寬なることあり、それは繩は縮みて、聊も宥恕なけれども、撿地の事は多く名主委任にて、官にて實地に改めらるゝことはなく、帳面の上にては、頗る嚴重なれども、內實は王制のすがたにて、地は一段といへど、場所は二段も三段もありしことなり、これ維新前までの狀なりき、之を要するに、上古以來江戸時代の末年に至るまで、土地所有の權は總べて上に在り、下民は唯その令する所にしたがひ、官有民有の別を立て、民に給ふに地券を以てし、土地の代價に隨ひ、百分の三を地租とし、從來の田畑納貢の法を廢す、これ田地を以て私有物となす始めにして、實に古今田制の一大變革なり、同廿二年地券を廢して壹帳となす、今の制なり（日本制度通）なほ田租（デンソ）撿見（ケミ）田（タ）並に各細目の條を參看すべし、

テンセウダイジン 天照大神 「アマテラスオホミカミ」を見よ、

デンセキ 田籍 【名義】王朝時代國郡鄉土の戶主姓名口分町段を注記したるものを云ふ【地原沿革】孝德天皇大化二年八月國々の疆界を覩て、或は書し、或は目して進らしめ、以て穿溝墅田の事を定む、是れ田籍田圖の始めなり、此後も田圖を進めて田籍を留めて、田圖を進らしめたり、これより諸國田圖備はりしが、猶ほ田籍も行はれしと見え、延喜右京式に、田籍三通を造ることを見え、三善清行の意見封事に「請ヲ勅諸國隨二見口數一授二口分田一事」右云々、而今已絕二其田、終閇二籍貫一、牧宰空懷二元用之田籍一、豪富猥收二并兼之地利一云々」と見えたり、圖帳（ツチヤウ）參看（田制篇）

デンソ 田租 【名義】田地に課したる稅、其收穫米の若干を納めしむるをいふ、又「タチカラ」ともいふ、「チカラ」とは民力の成す所を輸すの謂なり【地原沿革】【上代】貢租の制詳かならず、今史傳の存するものに據て之を考ふるに、天照大神の天下を統御し給ふや、已に新宮を營み新嘗を行ふ、神武天皇又靈時を鳥見山の中に立て、以て神祇を祭る、爾來歷世皆祭典を行はる、夫れ人君天下國家を平治し、神祇宗廟を祭祀し給ふに、民の力作する所を輸し、以て其用度に供給するは當然の道なり、故に邦言是を「ミツギ」と曰ふ、民より繰て供給し奉るの義にして、卽ち貢、或は御調、御給といふ、其賦課の方法詳かならず、崇神天皇の時に至り、人民を挨し、課役の先後を知らしも、垂仁天皇の時より屯田の設あり、爾來朝家の需用亦其收穫內より之を支給す、大化前の租法大凡そ十束、其租稻壹束五把となす、孝德天皇大化二年正月、詔して田租の法を改め、段の租二束二把、町の租稻二十二束とし、白雉三年大化前の法に復し、文武天皇の大寶に至て又大化の制に復し、

デンソ

（王朝時代）慶雲三年九月、制地は大寶の如くにして租稅を改め、一段實に七把を減す【奈良朝時代】和銅六年度量を改正し、租法を自雉に復す【平安朝時代】に及び延曆十六年不三得七の法を改めて不二得八とし、同十九年又不三得七に復し、墝地窮民には特に不四得六を許し、大に寬假す、是より天長八年に至る間此法行はれしが、其後復た見えず、貞觀四年に至りて饒內の租を增す、これ和銅六年の法を變ぜられしなり、是までの法一倍の利に過ぎず、或は減じて十分の三とするあり、是は中戶以下の窮民を賑恤して課稅を許されしに始まる、其後定法と爲りて諸般の用度に充てられければ、民の苦情なきこと能はず、因て今此法を停め、且つ播を復して田租を增し、一段に三束とせり、又雜色田は、五把を增して上田十束五把、中田八束五把、下田六束五把、下々田三束五把と成れり、然るに六年正月に至て忽ち賽法に復せらる、延喜四年田租の率、穀稻上田五百束、中田四百束、下田三百束、下々田一百五十束、其租一段に十五束となす、卽ち上上、三公九十七民、中は四公九十六民、下は五公九十五民、下々は一公九十九民の割合なり、この後、長保年中斗升の改革あり、和銅の法全く變ず、上田一段穀稻五十束、中田四十束、下田三十束、下々田十五束、其租穀一斗五升、此を平均すれば七公九十三民なり、【鎌倉時代】文治元年、源賴朝守護地頭を置き、兵粮米五升を課せしことあり、尋で民疲に因り翌年之を停む、然れども守護地頭の權威益々盛にして、武家諸役を出し、更に臨時の勅事院事國役夫役等を課せしこと、諸古文書に見えたり、北條氏執權時代に於ては、調庸の制殆ど廢滅し、悉く土地に課したるを以て俄に重くなれり、其詳細は知り難しと雖も、孰れも四公六民、五公五民の間に在り、是

（代時倉鎌）

より【室町時代】なる延德三年に至りて、北條長氏五公五民を改めて四公六民にしたることあり、此時群雄割據して國々政を異にしたれば、室町幕府に於て、如何なる法を用ひしか知り難きも、當時の概況を知るに足る。【桃山時代】是より九十五年の後、即ち天正十四年に至り、豐臣秀吉の制條、及び文祿三年の撿地條例に據れば、和銅以來の一歩を曲尺の方六尺三寸の一歩に改め、三百歩を一段とし、京升を用ひ、古法を一洗して田畠屋敷方の位を定め、其三分の二を公に收め、三分の一を民の所得と爲す。【江戸時代】には、延寶六年に及び、豆州撿地條目あり、是より歷世條目を立てゝ撿地したることあり、今其要を舉ぐれば、上田一段穫米一石五斗、租米七斗五升、中田一石三斗、租米六斗五升、下田一石一斗、租米五斗五升、下々田九斗、租米四斗五升とす、明治初年德川氏の遺制を承け、概れ其舊慣に據る、後ち地所の名稱を區別し、地租改正の法を頒布し、海内齊一の制度を見るに至れり、今田租沿革要記の表を揭げ、上古より明治以前に至る田租の沿革を示す、但し上世は大升、減大升、宣旨升を用ひ、又高麗尺を以て地を度りしも、此表には一覽に便ぜんが爲め、量は京升、度は曲尺に換算せり、尙ほ年貢(ネング)參看(大日本租稅志、田租沿革要記)

年曆＼種目	歩	段	穫米	租米
大化前	方尺 七・二	△二五〇歩	石 一・五〇六三九ヨ	升 四・五一八ヨ
大化ヨリ	六・〇	三六〇	同	四・六〇二ヨ
白雉ヨリ	七・二	△二五〇	同	四・五一八ヨ
大寶ヨリ	六・〇	三六〇	同	四・六二〇ヨ
慶雲ヨリ	同	同	同	三・一三八ヨ
和銅ヨリ	同	同	同	四・五一八ヨ
白延暦至天長 不二得八	同	同	同	同内 不二 一・九〇三ヨ 得八 三・六一五ヨ
白延暦至天長 不三得七				同内 不三 一・三五五ヨ 得七 三・一六一三ヨ
白延暦至天長 不四得六				同内 不四 一・八〇七ヨ 得六 二・七一一ヨ
貞觀四、五年 畿内法	同	同	同	九・〇三八ヨ
延喜四年 田平均	同	同	一・〇一六八一ヨ	四・五一八ヨ
長保ヨリ	同	同	同	七・二三〇ヨ
文治元年	同	同	同	四・八二〇ヨ 兵粮米合 三・〇五一ヨ
鎌倉府 上田	同	同	一・五〇六三七ヨ	七三・三〇七ヨ
鎌倉府 中田			一・二〇五一〇ヨ	五四・九五三ヨ
鎌倉府 下田			・九〇三八二ヨ	四三・三八四ヨ
足利氏 五公五民 上田	同	同	一・五〇六三七ヨ	七五・二九六ヨ
足利氏 五公五民 中田			一・二〇五一〇ヨ	六〇・二〇八ヨ
足利氏 五公五民 下田			・九〇三八二ヨ	四五・一六八ヨ
足利氏 四公六民 上田			一・五〇六三七ヨ	六〇・二三六ヨ
足利氏 四公六民 中田			一・二〇五一〇ヨ	四八・一六六ヨ
足利氏 四公六民 下田			・九〇三八二ヨ	三七・〇九八ヨ
豐臣氏 上田	六・三	三〇〇	一・五〇〇〇〇	一〇〇・〇〇〇
豐臣氏 中田			一・三〇〇〇〇	八六・六六六ヨ
豐臣氏 下田			一・一〇〇〇〇	七三・三三三ヨ
豐臣氏 上畠			一・二〇〇〇〇	八〇・〇〇〇
豐臣氏 中畠			一・〇〇〇〇〇	六六・六六六ヨ
豐臣氏 下畠			・八〇〇〇〇	五三・三三三ヨ
豐臣氏 屋敷			一・二〇〇〇〇	八〇・〇〇〇
德川氏 上田	六・〇二	同	一・五〇〇〇〇	七五・〇〇〇
德川氏 中田			一・三〇〇〇〇	六五・〇〇〇
德川氏 下田			一・一〇〇〇〇	五五・〇〇〇
德川氏 下々田			・九〇〇〇〇	四五・〇〇〇
德川氏 上畠			一・二〇〇〇〇	六〇・〇〇〇
德川氏 中畠			・九〇〇〇〇	四五・〇〇〇
德川氏 下畠			・七〇〇〇〇	三五・〇〇〇
德川氏 下々畠			・五〇〇〇〇	二五・〇〇〇
德川氏 屋敷			一・一〇〇〇〇	五五・〇〇〇

(備考)表中△印は即今の三百六十歩、ヨ印は餘の略、

デンソウ 傳奏 [名義][職掌] 親王、攝家、諸社寺及び武家等の奏請を、天皇上皇に傳奏することを掌る、故に職名とす(一)上皇の傳奏を院傳奏と云ふ(二)天皇の傳奏には寺社傳奏、神宮傳奏、賀茂傳奏、石淸水傳奏、稻荷傳奏、南都傳奏、大德寺傳奏、長講堂傳奏、學習院傳奏、元服傳奏、踐祚傳奏、即位傳奏、讓位傳奏、改元傳奏、八講傳奏、凶事傳奏、武家傳奏等あり、故實拾要に「傳奏と云ふは諸社諸寺院武家等何れにもあり、諸社は其社の事を奏し、諸寺は其寺院、武家は其武門の諸事を奏す也、又諸社寺院の傳奏は、堂上代々其家あり、諸家中勤レ之也」と見えたり [起原沿革](一)院傳奏は、源平盛衰記に「北面は白河院御宇より始めて置れ、衞府共數多有けり、爲俊守重童部より千壽丸今犬丸とて切者にて侍けり、鳥羽院御時は、季範季賴父子共に近く召仕はれ奉り、傳奏する折も有けり」と見えたれば、蓋し白河上皇院政以來置きしものなるべし、治承四年平淸盛、後白河法皇を鳥羽殿に幽し奉りし時、藤原長方、吉田經

(武家傳奏)

房二人を院傳奏とし、後ち高階泰經藤原光長等又院傳奏となる、何れも寵愛の近臣を以て之に補したるを以て尤も權力ありき、後嵯峨院以來傳奏評定衆を以て補佐と稱す、弘安年間院傳奏中に神宮賀茂傳奏ありしこと勘仲記に見えたり、江戸時代には傳奏二人を定め、大中納言の中を以て之に補し、役料あり、(二)は後醍醐天皇建武中興の時始めて置き、結番を定めて四番とし、菊亭兼季、萬里小路宣房以下二十人を以て之に補したり、足利氏幕府を立つるに及びて、武家の奏請を執奏すること起る、即ち武家傳奏なり、江戸時代には、悉く幕府の命を以て補任したり、辯舌文筆に達せしものを撰任す、二人にて役料各二百五俵なり、別に官位祿物等の配當ありて、三千石餘の收入ありしと云ふ、康富記嘉吉四年二月五日の條に見えたる藤原定親は、武家傳奏の記錄に見えたるはじめとす、慶應三年十二月武家傳奏を廢す、神宮傳奏は明應五年十二月三十日三條西實隆を補したるを始めとす、賀茂傳奏は大外記師茂記應安七年四月十日の條に「賀茂傳奏葉室中納言云々」とあるを初見とし、石淸水傳奏は建內記永享五年三月七日の條に、稻荷傳奏は後中內記元祿七年十月廿九日の條に、南都傳奏は滿濟准后日記永享五年十月九日の條に、大德寺傳奏は晴右記永祿八年五月廿九日の條に、長講堂傳奏は公卿補任大永四年の條に、學習院傳奏は安政三年の雲上明覽に、元服傳奏は、章弘宿禰記正德元年正月一日の條に、踐祚傳奏は、後桃園院崩御記に、即位傳奏は、公卿補任永正十八年の條に、讓位傳奏は、常芳記明和七年九月十三日の條に、改元傳奏は、公卿補任明曆元年の條に、八講傳奏は、同書大永四年の條に、凶事傳奏は、後深心院關白記應安七年二月九日の條に見えたるをはじめとす(百練抄、山槐記、吾妻鏡、源平盛衰記、古事類苑官位部、官令沿革表)

テンソン 天孫 瓊々杵尊より以下御代々の天皇を云ふ、天ッ神ノ御子と稱すべきを、書紀が漢文ざまにつくりかへたるものなり(玉勝間)

テンダイザス 天台座主 座主(ザス)を見よ、

テンダイノサンヱ 天台三會 三會(サンヱ)を見よ、

テンダイシユウ 天台宗 [名義] 開祖智者大師、天台山にありて、この宗を弘通せしを以て名づく、本宗は法華經に由て一實圓頓の妙旨を解了し、止觀明靜の妙行を修するが故に、具には天台法華圓宗と云ふ [起原] 支那北齊の慧文禪師、大智度論及び中觀論に依りて、空假中三觀の妙旨を悟り、之を南岳慧思禪師に傳へ、南岳之を天台智者大師に傳ふ、天台特に法華の妙旨を發得し、玄義、止觀、文句の三大部を開說せり、章安、智威、慧威、玄朗に傳承し、第六祖荊溪湛然に至り、之が記を作りて大に玄旨を輔翼す、其下に道邃、行滿の二師を出す、二師之を本邦開祖傳敎大師最澄に傳ふ、初め最澄延曆七年比叡山を開きて此宗を宣揚せしに、桓武天皇勅して其章疏を支那に求めしむ、乃ち支那に航遊し、道邃、行滿二師に學び、別に密、禪、戒をも併せ傳ふ、之を四種相承と云ふ、歸朝後弘仁九年、山家學生式を造りて、一宗の條規を定む、慈覺大師圓仁、開祖に親炙すること十二年、圓密禪戒を諸宿德に稟受し、歸朝して、本宗の妙旨を領得し、後ち入唐求法して、淹留の後、本宗を大成せり、尋で智證大師圓珍あり、亦入唐求法し、歸朝の後、園城寺を開きて寺門派を創す、其徒相拮抗して互に宗風を宣揚せり [沿革] 最澄入滅の際、一宗の事務を擧げて之を義眞に委附す、天長元年六月、勅して義眞を第一座主となす、爾來其職連綿として今に至りて絕えず、而して歷代帝室歸向の厚き、宇多天皇は叡山千光坊に皇居を立て御室と稱し、後白河天皇は法住寺の御所及び所領を妙法房最雲に附せられ、其他祖師の法跡にして天皇皇族の在住せし寺を門跡と稱し、皇族貴紳の出家者をして在住せしむ、即ち叡山座主位の如き、二十五代に至り、醍醐天皇の皇孫明救僧正を座主となせしより、法親王に非ざれば此職に登る能はず、爾來靑蓮院、妙法院、圓融院の三門跡、輪番に此職に任ずること、なれり、德川家康に至りて、大に慈眼大師天海を用ふ、天海初め叡山執行探題となり、最も家康の爲めに崇信せられ、帷幄に參して獻替する所多し、德川家光の世に及んで、寬永寺を武藏の上野に創し、輪王寺を日光に開き、皇子を請じて法嗣となし、以て兩山を兼任せしめ、一宗の主務を執らしむ、爾來本山傳來の法務及び天皇に奏請の事を司り、以て明治變革の時に至る、[宗派] 山門派、寺門派、眞盛派あり、されど山門派は本宗たるを以て、いま派名を唱へず、單に天台宗とのみ稱す、延曆寺を本山とす、「エンリヤクジ」「ジモンハ」「シンセイハ」參看(佛敎各宗綱要、十二宗綱要、日本佛敎史綱)

テンヂ 天治 [名義] 崇德天皇御宇の年號、保安五年四月三日、代始に因て改元す、二年を經て大治と改む [出典] 易緯に、「帝者德配二天地一、天子者繼二天治物一」とあるに據る、式部大輔藤原敦光勘申す(國朝年號譜)

テンヂク 天竺 印度(インド)を見よ、

テンヂクガク 天竺樂 林邑樂(リンイフガク)を見よ、

テンチテンワウ　天智天皇　名諱　諒は中大兄皇子、初め葛城皇子と稱す　系統　舒明天皇の嫡子、御母は皇極天皇、第三十八代の天皇　事蹟　未だ皇子たりし時、蘇我入鹿の頗る專橫なるを憎み、潛に藤原鎌足と謀りて之を除かんとし、以て援と爲す、會々皇極天皇の四年六月三韓進貢の事あり、天皇大極殿に御し、入鹿また朝服して入る、卽ち、これを機とし、鎌足と共に入鹿を正殿に誅す、入鹿の父蝦夷亦てまた誅に伏せり、既にして天皇位を皇子に傳へんとするの志あり、皇子辭して從はず、密奏して孝德天皇に傳へんことを請ふ、皇極天皇嘉納し給ひ、卽ち讓位せらる、皇子立ちて太子となり、天皇を補佐して改革の政を布く、所謂大化改新は、太子と鎌足との畫策する所なり、既にして齊明天皇再薨するに及び、また其太子となりしが、七年正月天皇崩ぜるを以て素服して制を稱し、なほ位に卽かず、壬戌歲百濟、唐新羅連合軍の侵す處となる、太子阿曇比邏夫等を遣はして之を救はしめしも、我軍連戰利あらず、百濟遂に新羅の爲めに亡ぼされ、甲子歲冠位十二階を制定す、元年正月三日始めて卽位あり、先帝を殯してより實に六年に及ぶ、此年唐、高麗を滅せり、是より先百濟既に亡び、いま又高麗亡び、而して新羅は唐の節度を奉ぜるのみならず天皇意を內治に注き、之が回復に意なかりしを以て、朝鮮の全部我國の藩邦たらざるに至れり、三年正月朝廷の禮節及び行路相避の儀を制し、二月戶籍を造る、庚午年籍といふ、四年六月天皇不豫なり、時に大海人皇子(天武天皇)皇太弟たりしが、天皇の意、皇子大友(弘文天皇)にあるを察し、熊に太子を辭して吉野に入る、是に於て大友皇子を立て、皇太子と爲す、十二月三日崩ず、壽四十六、山城國宇治郡山科村大字御陵の山科陵に葬る(大日本史、陵墓一覽)

テンチマル　天地丸　江戶幕府の軍艦の名、長さ廿七間半、幅九間、深さ一丈一尺、檜百挺を備ふ、寬永七年六月、將軍德川家光、之を品川沖に浮べて親ら乘船し、軍艦を多く集めて操練せしことあり、降りて天保二年、海軍の必要に迫られ、寬船天地丸を修覆して船舶に備へたり(德川實紀、海上權力史譯義)

テンチャウ　天長　年號、弘仁十五年正月五日、卽位改元、十年を經て仁明天皇承和と改む　系統　老子經に、天長地久とある語に出づ　事蹟　文章博士腹赤、少將南淵弘貞、彈正大弼菅原清公等連署して之を勸め申す(元祕抄)

テンチャウセツ　天長節　系統義　天皇の卽位の日を云ふ、續紀考證に「封氏見聞記云、太宗以降誕日、謂長孫無忌曰、今日是朕生日、俗云生日可喜樂、以喜之情、醞感恩思泣下、中宗常以降誕宴侍臣貴戚于內庭、與學士聯句相樂體詩、然則國朝以來、此日皆有宴會、玄宗開元十七年、丞相張說建奏、以八月五日爲千秋節、百寮有獻承露盤者、是日卽位樓張樂、傾城縱觀、天下士庶皆爲賀樂、其後亦改爲天長節」とあり、唐制に倣ひしものなるべし　事蹟　光仁天皇より始まる、續紀寶龜六年九月壬寅の條に「勅、十月十三日是朕生日、每至二此辰一、感慶無レ量、宜下令二諸寺僧尼一每年是日轉經行道、以爲二國家一恒例上、斷二屠宰一、內外百官賜二酺宴一、以レ終二朕志一」とあり、庶民一同御誕節を奉祝候樣被二仰出一候事」と見えたり、これ現今行はるゝ天長節の始めなり、二年九月、各國公使を延遼館に召して酒饌を賜ふ、三年九月諸官員非職宮華族等の拜賀ありて、勅任官は禁中に於て、奏任官以下等外に至るまでは、各官省に於て酺宴を賜ひ、また諸軍艦に於て廿一發の祝砲を發し、諸兵隊には、練兵場に於て祝砲を發せしめたり、五年九月、日比谷練兵場に於て觀兵式を行はれ、百一發の祝砲を發す、後ち恒例となる、五年十一月太陰曆を廢して太陽曆を用ふるに及び、天長節を十一月三日に改定す、六年正月天長節を祝日と定む、大正の代、八月三十一日天長節に當れるも、暑中の故を以て十月三十一日を祝日と定めらる、而して外務大臣主人となり夜會を開くことは十二年の天長節に、延遼館に於て催したるをはじめとす(續紀、續紀考證、法令全書、明治史要)

テンチヤウラウ　傳長老　崇傳(スウデン)を見よ、

テンチユウシ　典鑄司　「イモノツカサ」を見よ、

テンツ　點圖　漢文を和讀する時の助詞の符號を記したる圖をいふ、卽ち符號を文字の四隅上下等に施し、訓點を著はす方法を示したるものなり、

(ヲコト點)

其內文字の右方に黑點を附し、チ、コト、ト、ハ等の助辭を著はしたるものあり、之れをチコト點と稱し、最も廣く行はれしより、其他をも汎稱してチコト點とも稱したり、蓋し朝鮮より文字を輸入すると共に貴族間には直ちに之を學ぶもの多かりしかば、久しからずしてこれを訓讀するに至りしものなるべし、されば自文のまゝにて記臆に存せざるがゆゑに、いつしか符號を以て其助詞を示すの必要を感じたるより、種々の符號を各自に用ひて其便を圖り、遂にこれを圖に作りて、符號の讀み方を示すに至れり、當時符號を用ひたるは、假名の發明なかりしがゆゑなり、符號を用ひはじめし起原並に其符號の圖、卽ち點圖を作りはじめし起原共に詳ならず、野宮定基の說には、もと南都法相宗の隱し點なりしが、儒家に轉用して放實となりたりといへり、いま諸家點圖を按するに、其載する所十七家、多くは皆寺院に傳はる所のものなるを思へば、俗家に始まると云へるは實を得たるものなるべし、かくて點圖の法によりて書を讀むこと流行し、博士家等にては、各自設くる所の傳に從うて人に教授し、朝廷の御書始等にも、まづ侍讀より點圖を進覽したりし事、中右記、長秋記、江次第等に見ゆ、されど其法極めて不便なりしを以て、更に一二三上中下等の文字を以て轉倒の地位を示し、假名を文字の右側に施し、所謂途假名の法を用ひ、點圖の施す方法は、人によりて同じからず、諸家點圖に、喜多院點、東南院點、圓堂點、中院僧正點、寶幢院點、智證大師點、西基點、永尾點、禪林寺點、三寶寺點、遍照寺點、泉涌寺點、淨光房點、順曉點、谷家點、俗點、經點等の各種あり、おもふに此外にも數多ありしならんか、今其二三を示せば左の如し、「クンテン」參看(諸家點圖、新儀式、江次第、中右記、長秋記、訓點復古、授業編、文敎溫故、同文通考)

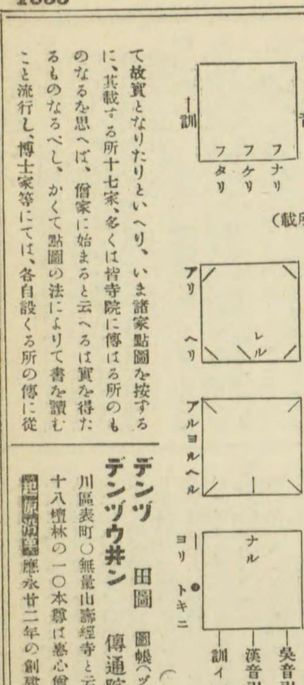

(中右記所載)

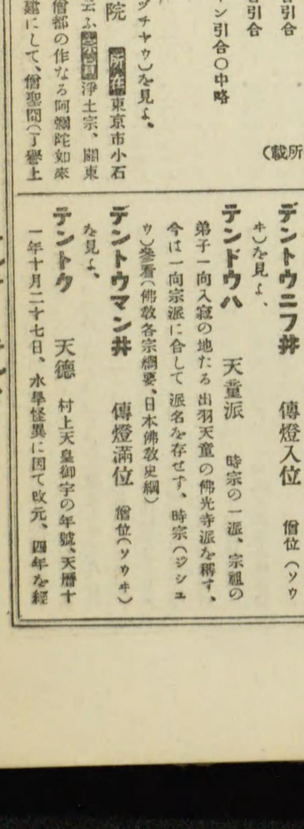

(遠古登點譜點載所)

テンヅ　田圖　圖帳(ヅチャウ)を見よ、

テンヅウヰン　傳通院　所在　東京市小石川區表町○無量山壽經寺と云ふ　宗旨　淨土宗、關東十八檀林の一○本尊は惠心僧都の作なる阿彌陀如來　起原沿革　應永廿二年の創建にして、僧聖冏(了譽上人)の開基なり、慶長七年德川家康の母傳通院の愛するや、遺骸を此處に葬り改めて傳通院と稱し、新たに堂宇を築造し、寺領三百石を寄せ(後ち六百石となる)俄に面目を改む、寺內に、開山堂、辨財天祠、多久藏主稻荷社、常念佛堂、新念佛堂、經堂、無緣塚等散在し、また坊舍三箇寺、所化寮百軒、末寺十箇寺あり、維新後廢絕して、舊觀を存せず(和漢三才圖會、江戶名所圖會、東京名所圖會)

テンテイ　點定　本義は指定の意なれども、鎌倉時代以後は多く沒收徵發の意味に用ひたり、晉妻鏡に、文治元年十二月十五日、北條殿飛脚自二京都一參著、被レ注二洛中子細一、謀反人家屋等、先點二定之一、同意惡事、嶺、當時露顯分、不二逐電一之樣廻二計畧一、此上叉申二仙中納言殿一、と見えたり、尙ほ新鷲追加、大悲王院文書等にも見えたり、

テンドウ　傳燈　法燈(法を燈火に喩ふ)を傳ふる義、法脈相承を云ふ(祖庭事苑)

テンドウイホツシ井　傳燈入位　僧位(ソウヰ)を見よ、

テンドウダイホツシ井　傳燈大法師位　僧位(ソウヰ)を見よ、

テンドウヂユウ井　傳燈住位　僧位(ソウヰ)を見よ、

テンドウニフ井　傳燈入位　僧位(ソウヰ)を見よ、

テンドウハ　天童派　時宗の一派、宗祖の第子一向入寂の地たる出羽天童の佛光寺派を稱す、今は一向宗派に合して派名を存せず、時宗(ジシュウ)參看(佛敎各宗綱要、日本佛敎史綱)

テントウマン井　傳燈滿位　僧位(ソウヰ)を見よ、

テントク　天德　村上天皇御宇の年號、天曆十一年十月二十七日、水旱怪異に因て改元、四年を經て

て應和と改む、

テンナ 天和 【名義】靈元天皇御宇（將軍德川綱吉）の年號、延寶九年九月廿九日改元す、辛酉に依てなり、三年を經て貞享と改む【出典】後漢書桓帝の詔に、「天人協和、萬邦咸寧」とあるに據る、菅原在庸勘申す（國朝年號譜）

テンナン 天安 【名義】文德天皇御宇の年號、齊衡四年二月二十一日、瑞祥に因て改元す、二年を經て、淸和天皇貞觀と改元す【出典】文德實錄に「緣ニ美作、常陸二國、獻ニ白鹿連理之瑞ニ云々」と見えたり

テンニン 天仁 【名義】鳥羽天皇御宇の年號、嘉承三年八月三日、代始に因て改元す、二年を經て天永と改む【出典】文選に「統ㇾ天仁風遐揚」とあるに據る、太宰權帥大江匡房勘申す（國朝年號譜）

テンパウ 天保 【名義】仁孝天皇御宇（將軍德川家齊、同家慶）の年號、文政十三年十二月十日改元す、十四年を經て弘化と改む【出典】孟子に「樂ㇾ天者、保ニ天下ㇾ畏ㇾ天者、保ニ其國ニ」とあるに據る（國朝年號譜）

テンパウイチブキン 天保一分金 【名義】江戸時代に行はれたる金貨の一種、天保の年作りたるを以て此名あり【性質】縦五分五厘、横三分五厘、十兩の重、小判に同じ、「テンパウコバン」を見よ

テンパウイチブギン 天保一分銀 【名義】江戸時代に行はれたる銀貨の一種、天保の年作りたるを以て此名あり、又古一分銀ともいふ【性質】縦七分五厘强、横五分强【起原沿革】天保八年十二月、新鑄して之を行はしめ、四箇を以て金一兩に當つ、天保八年より安政元年までを鑄造の年限とす、「キンギンクワ」參看（大日本貨幣史）

テンパウオホバン 天保大判 【名義】江戸時代に行はれたる金貨の一種、天保の年作りたるを以て此名あり、また吹增大判といふ【性質】縦四寸八分五厘、横三寸零五厘、重さ四十四匁零五厘餘、內金二十九匁六分、銀十二匁九分五厘、雜一匁四分九厘とす【起原沿革】天保九年六月、享保以來鑄造せざるが爲め、其數減じたるを以て增鑄す、天保九年より萬延元年までを鑄造の年限とす、「オホバン」「キンギンクワ」參看（大日本貨幣史）

テンパウコバン 天保小判 【名義】江戸時代に行はれたる金貨の一種、天保の年作りたるを以て此名あり【性質】縦二寸弱、横一寸零五厘强、十兩の重さ二十九匁餘【起原沿革】天保八年七月、品位を善くせんが爲に之を改鑄し、一兩の重さ五分を減ぜしむ、天保八年より安政五年までを鑄造の年限とす、「コバン」「キンギンクワ」參看（大日本貨幣史）

テンパウゴリヤウバン 天保五兩判 【名義】江戸時代に行はれたる金貨の一種、天保の年に作りたる五兩小判なるを以て此名あり【性質】縦二寸九分、横一寸六分五厘、重さ八匁九分八厘零六五餘【起原沿革】天保八年七月、改鑄して慶長金貨の品位に同うし、一箇を以て五兩に當つ、天保八年より同十四年までを鑄造の年限とす、安政元年十月通用を停む、「コバン」「キンギンクワ」參看（大日本貨幣史）

テンパウチヤウギン 天保丁銀 保字銀（ハウジギン）を見よ、

テンパウツウハウ 天保通寶 【名義】江戸時代に行はれたる錢貨の一種、天保の年作りたるを以て此名あり、又一箇の價、錢の百文に當るを以て當百錢ともいふ【性質】銅にて作り、縦一寸六分、横一寸餘、重五匁五分、貨率大凡百分中銅七十八分、錫十分、鉛十二分、面に天保通寶、裏に當百といへる文字と花押とあり、形ち橢圓形を爲せり【起原沿革】天保七年九月、之を鑄造して行はしめ、一箇を百文に當つ、萬延年間最も多く鑄造す、是れ諸藩札を停め、當百錢と交換せしめんとの策にて、毎日三十萬枚の鑄造に及びしが、遂に銅缺乏して其事行はれず、空しく其數をのみ增加したり、而して其價始めは、四十枚にて舊貨一兩、安政年中六十枚にて一兩、萬延以後百枚にて一兩、明治以後、百二十五枚にて新貨一圓に換ふ、卽ち一枚八厘に當る、二十四年其通用を停む、「ゼニ」參看（大日本貨幣史）

テンパウニシユキン 天保二朱金 【名義】江戸時代に行はれたる金貨の一種、天保の年に作りたるを以て此名あり【性質】縦四分五厘、横二分五厘弱、十兩の重さ三十四匁餘【起原沿革】天保三年十月、之を鑄造して行はしめ、八箇を以て金一兩に當つ、天保三年より安政五年までを鑄造の年限とす、「ニシユキン」「キンギンクワ」參看（大日本貨幣史）

テンパウマメイタギン 天保豆板銀 保字銀（ハウジギン）を見よ、

テンピヤウ 天平 【名義】聖武天皇御宇の年號、神龜六年八月五日改元、二十年を經て孝謙天皇天平感寶と改む【出典】神龜六年五月左京職龜を獻ず、背に「天王貴平知ニ百年ニ」の文あるに據る（續紀）

テンピヤウカハ 天平革 染革の一種、正平革（シヤウヘイカハ）を見よ、

テンピヤウカンパウ 天平感寶 孝謙天皇御宇の年號、天平二十一年四月十四日改元、同年七月二日天平勝寶と改む（續紀）

テンピヤウジンゴ 天平神護 【名義】稱德天皇御宇の年號、天平寶字九年正月七日改元、二年を經て神護景雲と改む【出典】稱德天皇勅に「賊臣中

麿外戚近臣幸頼、神靈護ㇾ國助ㇾ軍、不ㇾ盈ニ旬日ニ咸伏ニ誅戮ニとある神靈護國より出づるなるべし（續紀）

テンピヤウジヤク 天平尺 尺の一種、其長さ曲尺の九寸七分八厘に當れり、天平時代の尺なるを以て此名あり、「モノサシ」參看、

テンピヤウシヨウハウ 天平勝寶 孝謙天皇御宇の年號、天平感寶元年（天平二十一年）七月二日改元、八年を經て天平寶字と改む（續紀）

テンピヤウハウジ 天平寶字 孝謙天皇御宇の年號、天平勝寶九年八月十八日改元す、二年を經て淳仁天皇卽位、尙ほこの年號を用ひらる、是より先天皇寢殿承塵の裏に、天平太平の四字自ら生じ、且つ駿河國益頭郡人金刺舍人麻呂蠶産字を爲したるものを獻ず、仍て改元す、八年を經て稱德天皇天平神護と改む（續紀）

テンプク 天福 【名義】四條天皇御宇（鎌倉執權北條泰時）の年號、貞永二年四月十五日、代始を以て改元す、一年を經て文曆と改む【出典】尙書注に「政善天福ㇾ之」とあるに據る、式部大輔爲長勘申す（國朝年號譜）

テンボフアジヤリ 傳法阿闍梨 「アジヤリ」を見よ、

テンボフクワンチヤウ 傳法灌頂 「クワンチヤウ」を見よ、

テンボフリン 轉法輪 佛經にて菩薩の一、怨敵を摧破することを司る、佛の敎法を法輪といひ、說法を轉法輪と云ふ、輪は運輪摧破の義有り、卽ち邪を摧き外を制するなり、佛の敎法は能く邪見煩惱を破し、正道を開くを、輪王の力の、能く一切の障碍物を打破し去り、道途を開通し得るに喩へしなり、蓮花の上に座し、左手に金剛杵を捧げ、右手に蓮花を持し、其上に輪を置く、多く調伏の時に祈る（尊容抄、佛敎いろは辭典）

テンマ 傳馬 【名義】（一）王朝時代官吏の乘用に供する爲めに備へたる馬、（二）江戸時代宿驛毎に備へたる遞送用の駄馬をいふ【起原沿革】（一）は孝德天皇の二年に發したる改新の詔の中に、畿內に驛馬傳馬を置きたるを、幷に驛馬傳馬を賜ふ事は、みな鈴傳の符剋の數に依れとあるを起原とす、されど其制詳に爲し難し、文德天皇の時の令制には、驛傳馬は公使之に乘る、事急なれば驛に乘り、事緩なれば傳に乘る、傳馬一日の行程凡そ七十里を準とす」傳馬は郡毎に各五、皆官馬を用ひよ」公使驛馬及び傳馬に乘るの時、もし不足せば私馬を以て充てよ」官人傳馬に乘りて使に出でなば、到る處官物を用ひよ」など規定せり、以て驛馬と傳馬に輕重の差あるをを知るべし、然るに延喜式を撿するに、傳馬をおきたる國は全州の半に留り、且つ各郡に亘らず、當時其要減少したる爲に省略したるものならんか、（驛馬の表參看）後ち朝綱廢弛するに及びて驛傳の制遂に衰頽せり、（二）天正十八年德川家康關東に移封して江戸城に入るや、寶田村千代田村の農民馬込勘解由、高野新右衛門、小宮善右衛門等其部下の人夫傳馬を率ゐて之を迎ふ、家康依りて道中傳馬役を命ず、文祿元年一駄の駕量を三十貫目と定む、慶長七年家康天下の政權を握るに及び、驛路の事、奈良屋市右衛門、樽屋三四郎の二人をして司らしめ、公用の傳馬は皆此二人發する所の傳符を以て出さしめたり、十六年傳馬法を令し、江戸日本橋より品川まで上下駄賃は、荷物重さ四十五貫目を一駄とし、京錢廿六文、板橋まで三十文とし、人足賃其半とす、尋で寬永十二年武家諸法度を發するや、諸國道路橋梁を修し、驛馬舟揖を備ふべきことを規定したり、後ち又五街道宿驛の人馬を定め、東海道は百疋百人、中山道は五十疋五十人、日光奧州甲州三街道は廿五疋廿五人とす、然れども當時大小名の江戸に參覲交替の途上、往々にして、人馬を濫に使用するものあり、是に於て荷物改所を東海道の品川、府中、草津、中山道の板橋、追分、洗馬、日光奧州街道の千住、宇都宮、甲州街道の內藤新宿におき、本馬一駄乘廿貫目、輕尻五貫目、駄荷四十貫目、人足一人持五貫目等の制を設く、元祿年間に至り、定助鄕、加助鄕等を定め、宿驛附近の村落に課し、助成の傳馬役夫を出さしむる事となれり、（「スケガウ」參看）かくの如くにして傳馬の法大に整頓するに至りしが、其目的とする所は大名役人の旅行、公用物の遞送等に過ぎざりしを以て、一般の人民に至りては、其利を享くるを能はざりき、驛（エキ）、驛馬（エキバ）參看（書紀、令義解、延喜式、日本商業史）

テンマングウ 天滿宮 北野神社（キタノノジンジヤ）を見よ、

テンマンダイジザイテンジン 天滿大自在天神 北野神社（キタノノジンジヤ）を見よ、

テンムテンワウ 天武天皇 【名義】諱は大海人皇子【系譜】舒明天皇の二子、母は皇極天皇、天智天皇の皇弟なり、第四十代の天皇【事蹟】天智天皇の時立て皇太弟となる、四年天皇不豫のとあり、皇子を召して後事を托す、皇子、天皇が大友皇子（弘文天皇）に讓位せんの意あるを察し、固辭して受けず、俄に宮中に剃髮し、旣にして天皇崩じ、弘文天皇卽位し給へり、然れども皇子實は皇位を得んと欲する念熾んなりしを以て、密に畫策する所多し、是に於て天下の諸臣吉野近江の二派に分れて騷擾す、弘文天皇の元年、皇子遂

に兵を擧げ、連戰して近江朝廷の軍を敗る、天皇遂退谷より山崎に崩ず、卽ち元年二月を以て、飛鳥淨見原宮に卽位し、功を論じ賞を行ふと各々差あり、十三年新に八色の姓(「カバネ」參看)を制定す、朱鳥元年九月崩ず、謚詳かならず、或は云ふ六十五、大和國高市郡高取村大字野口の檜隈大內陵に葬る(大日本史、陵墓一覽)

テンメイ　天明　名義　光格天皇御宇(將軍德川家治、同家齊)の年號、安永十年四月二日改元す、代始を以てなり、八年を經て寬政と改む　出典　孝經に「則ち天之明に因り地之利に以訓し天下」、尙書に「克孝ニ天心ニ受ニ天明命ニ」とあるに據る(國朝年號譜)

テンメイノウチコハシ　天明打毀　天明七年米價騰貴の際、江戸及び諸國に行はれたる暴動をいふ、米商又は富豪の宅を打毀したるが故に名く、是より先き天明二年より六年に至るまで、連歲不作打續きしより、米價益々騰貴し、七年五月十日には、府下の小賣、百文に三合五勺なりしが、十八日には三合となり、市民の困窮大方ならず、是に於て幕府は、金二萬兩、米六萬俵を江戸町奉行に下附し、救助せしめしと雖も、其未だ全般に行き屆かざるの前、卽ち同廿日の夜、細民等蜂起して、赤坂門外なる米屋廿三軒を打毀したるを手始とし、これに次で二百人三百人づゝ一群を爲し、鉦を敲き太鼓を鳴らして橫行せり、其打毀したる米屋は、麴町にて五六軒、深川六間堀にて七八軒、本所邊にて十三軒なり、かくて場末にはじまりて終に市中に及び、南傳馬町にて五六軒、廿一日の夜に入りて、鎌倉河岸の米屋を殘りなく打破り、これより小舟町、伊勢町、小網町、茅場町、鎧島町、鍛冶洲、藏前、淺草、本鄕、市ヶ谷、四谷に至るまで凡そ百五十軒餘を破却し、後ちには米屋のみならず、米穀を多く貯蓄せる者、又は豪商(大丸のごとき)等を襲ひしもあり、江戸市外は內藤新宿、角筈、千住、小塚原まで及ほせりといふ、而して其打破りしが、六月十六七日に至り、更に大雨ありて諸川流溢し、七月には淺間岳噴火して灰砂田畝を埋め、信上武の三州其災に罹り、夏より秋に及べども猶雨日のみ多く、陰冷にして單衣を着するの日少く、大抵冬衣を着したりといへり、因て諸國一般に秋禾實らず、關東北國の地最も悲慘を極め、此年より明年にかけて人民の餓孚となりて野に斃るゝもの、乞丐となりて他國に漂ふもの幾千萬人なるを知らず、而して官之を救ふに術なく、府下の民にして餓死するものあるに至る、加ふるに疫疾大に行はれ、これが爲に死亡するもの亦夥しかりき、此年の饑饉に、全國の諸大名中救荒の備ありて飢民を出さゞりしは、紀伊、水戶、熊本、米澤の數家に過ぎず、其他は悉く皆多大の飢餓流亡のものありしといへり、然るに四年また凶荒あり、米價騰貴し、諸民飢餓に迫る者多かりしが、奧羽の地殊に甚しく、草根木皮を料としてなほ足らず、遂に父子兄弟相食むの慘狀を呈したる而已ならず、再び疫癘行はれて斃るゝ者數知ならざりき、五年もひきつゞき不作にして、六年には、關東の諸地方大洪水あり、故を以て年穀實らず、諸國また凶作多く、米價愈々暴騰ぜるに加へ、奸商等往々買占を爲したるより、遂に打毀しといへる暴動を生ずるに至れり、天明打毀(テンメイノウチコハシ)參看(德川實紀、續德川實紀、後見草、德川太平記、德川十五代史)

テンモクザンノタタカヒ　天目山戰　武田勝頼(タケダカツヨリ)を見よ、

テンモン　天文　名義　後奈良天皇御宇(將軍足利義晴、同義輝)の年號、享祿五年七月廿九日改元す、兵亂に困てなり、二十三年を經て弘治と改む

出典　尙書註に、「孔安國曰、察ニ天文ニ齊ニ七政ニ」とあるに據る、文章博士菅原長雄勘申す(國朝年號譜)

テンモンカタ　天文方　組織　江戸幕府の職名、天文、曆術、測量、地誌の四課に分ち、又西洋書飜譯等の事を掌る、吉田、澁川、山路等數家之を世襲す、屬吏に天文改方(役料十二俵)、下役、出役等あり　起原沿革　貞享元年十二月、碁師保井算哲(後ち澁川春海と改む)を以て、天文方となしたるを始とす、後吉田、澁川、山路等四五人に及ぶ、初め寺社奉行に屬し、後ち若年寄に隸す、貞享四年十二月、職祿百五十俵を給す(官制沿革略史)

テンモンダイ　天文臺　延享四年將軍德川吉宗、始めて江戸天文臺を神田佐久間町に建て、自製の簡天儀(天體を測量する器械にして、維新前までこれを用ひたり)をおき、建部賢弘を臺長となし、西川如見等に命じて貞享曆を正さしむ、寶曆四年に至りて成る、卽ち寶曆曆なり、同七年之を廢す、尋で天明二年五月再び淺草片町に司天臺を設く、明治二年四月之を毀つ、天保十三年飯田町九段坂上にも亦設置したるとあり、なほ城內吹上の庭中にも、文化中設立の天文臺ありて、奧向の職員より、之を管掌せりといふ(日本教育史資料、官制沿革略史、德川實紀)また諸藩にも往々にして此設けありき、維新の後ち中央氣象臺を麴町竹橋內に設け、今に及ぶ、

テンモンハカセ　天文博士　陰陽寮(オンヤウレウ)を見よ、

テンヤウ　天養　名義　近衛天皇御宇の年號、康治三年二月二十三日革命に因りて改元、一年を經て久安と改む　出典　後漢書に「此天之意也、人之慶也、仁之本也、倹之要也、焉有ニ侈ニ而ヨク養ニ人ヲ一、爲ニ仁爲ニ倹、而不ニ降ニ福者ニ乎」とあるに據る、文章博士藤原茂明勘申す(國朝年號譜)

テンヤク　天役　朝廷にて大儀造營等ある時に、臨時に充つる課役を云ふ、尺素往來に、就ニ庇弱小名田ニ被ニ懸ニ過分莫大之役ニ事云々」とあり、

テンヤク　典鑰　中務省(ナカツカサシャウ)を見よ、

テンヤクレウ　典藥寮　名稱　「クスリノツカサ」とも訓む、唐名大醫署、又尙藥局　所在　大內裏談天門の北、左馬寮の東　職掌　宮內省の被官、諸種の藥物を徵し、官の醫師及び醫博士を管轄して、疾病を療し、及び藥園の事を掌る　職員　頭一人從五位下、助一人從六位上、允一人從七位上、大屬一人從八位下、少屬一人大初位上、史生四人、醫師十人從七位下、醫博士一人正七位下、女醫博士一人從七位下、針師五人正八位上、按摩師二人正八位上、呪禁博士一人從七位上(呪術禁厭の法を教ふ)呪禁生六人、藥園師二人正八位上、藥園生六人、寮掌一人、使部二十人、直丁二人、藥戶七十戶　起原沿革　上古藥師、藥生十人、乳戶五十戶を置きて此職を掌る、天武天皇の時、外藥寮を置き、醫博士、呪禁博士を置く、文武天皇の大寶元年更に本寮を置き、以上の職員を置く、養老三年乳長上に始めて笏子把を聽す、弘仁十一年本寮官言す「孝德天皇の代、大山上和藥使主福常乳術を學ぶ、始めて乳長上職を置く、子孫相繼ぎ今に至る、自今族中幹了なるものを擇補し、六年交替せん」と之を許す、天長二年改めて乳師となす、寬平八年內藥司を停て、侍醫四人、女醫博士一人、藥生十人を本寮に隸す、後世世官の制興りてより、和氣、丹波二氏世々此職に補せらる、後世助に權官を置き、尤を別て大少となし、侍醫、醫博士、女醫博士、針博士、皆權官を設けらる(書紀、續紀、令義解、後紀、延喜式、三代格、官職祕抄、職原鈔、職官志)

テンリウジ　天龍寺　所在　山城國葛野郡嵯峨村字天龍寺○靈龜山天龍資聖禪寺と號す　宗旨　臨濟宗、天龍寺派本山、京都五山の一○本尊釋迦牟尼佛　起原沿革　疎石(夢窓)を以て開山とす、曆應二年(南朝延元二年)八月後醍醐天皇芳野行宮に崩御あるや、疎石足利尊氏に說き、佛寺を建立し、罪障を消滅し、天皇の冥福を祈らんことを勸む、是に於て後嵯峨龜山二上皇の仙宮にして、天皇と因緣深き龜山殿の地に禪刹を建てんことを奏請し、十月光明院の勅許を得、大に土木を興し、安藝周防二國を以て造營費用に充て、尊氏親から其土石を運び以て之を助け、康永三年九月畢成る、初め曆應寺と號したりしが、故ありて天龍寺と改む、足利氏大に莊園田地を寄附し、疎石の建議を以て、商舶を元國に通じ、其利益を得て之を造立の資に供し、康永四年に及んで、七堂伽藍を始め全く竣成し、輪奐の美を極む、同年二人、藥戶七十五戶、乳戶五十戶を置きて此職を掌る、天武天皇の時、外藥寮を置き、醫博士、呪禁博士を置く、文武天皇の大寶元年更に本寮を置き、以上の職員を置く、養老三年乳長上に始めて笏子把を聽す、弘仁十一年本寮官言す「孝德天皇の代、大山上和藥使主福常乳術を學ぶ、始めて乳長上職を置く、子孫相繼ぎ今に至る、自今族中幹了なるものを擇補し、六年交替せん」と之を許す、天長二年改めて乳師となす、寬平八年內藥司を停て、侍醫四人、女醫博士一人、藥生十人を本八月廿九日落慶供養を行ふ、其地域四に龜山を負ひ、東は釋迦堂大路を堺し、南は嵐山を包ね、北は淨金剛院に及び、諸塔頭凡そ百五十箇寺、皆域內に在りて、洛西第一の巨刹となる、其後歷々火災に罹り、凡そ五百年間、延文、貞治、應安、康曆、文安、應仁、文化及び元治甲子の兵燹を合せて、八回の災に遭ひしは、他に其類を見ざる所、寺地は龜山殿の舊址に據り、三十六町九畝を有せしが、今十町五反七畝二十七步となる、寺領は室町時代の末に至り、兵亂の爲め減少し、豐臣氏以來千七百二十石を領したり、塔頭に臨川寺、

鹿王院、四芳寺、地蔵院（以上皆境外に在り）金剛院、寶壽院、壽寧院、慈濟院、松岩寺、妙智院、弘源寺、三秀院、永明院とす○樓門、假佛殿、還佛場（一に雲居庵と云ふ）假方丈あり○寶物、遮那院御領絵圖、往古諸卿館地之絵圖、歷永鈞命圖各一舖、夢窓國師像三幅（以上國寶）此他策彦入明記錄等あり（天龍寺供養記、山城名勝志、平安通志、京華要誌、國寶目錄）

テンリウジハ 天龍寺派 臨濟宗の一派、夢窓疎石禪師を祖とす、「ソセキ」、禪宗（センシュウ）、臨濟宗（リンザイシュウ）を見よ、

テンリウジブネ 天龍寺船 室町時代、京都天龍寺より貿易の爲め、元に派遣したる船舶をいふ 起原沿革 足利尊氏の天龍寺を建つるや、僧疎石（夢窓）足利直義と謀り、其材器具の要脚を元に募緣せんことを請ふ、北朝明經明法博士に下して議し其請を聽し、毎年舶二艘を出し、商賣の好惡に拘はらず、歸朝の上、現錢五千貫を寺家に納めしむる事と爲さしむ、是に於て曆應四年（南朝興國三年）十二月始めて舶を元に遣はし、若干の器物を載せて歸る、以後例となり、毎年此事ありき（續本朝通鑑、日本商業史）

テンリケウ

テンリヤウ 天理敎 神道（シンタウ）を見よ

天領（天料） 江戸幕府直轄の領地をいふ、蓋し下民の喚ぶに任せたる私稱にして、正しくは御料（御領）と稱したり、而して其内、鄉村の多くは郡代代官の管轄する所にして、江戸、大阪、駿府、伏見、奈良、堺、山田、佐渡、浦賀、下田、箱館、神奈川、新潟、兵庫等重要の土地は町奉行の統轄する所に係る、以上を本管地と爲す、此外御預り所と稱する附管地あり、即ち幕領の内、便宜上、諸藩又は各地の奉行に分轄せしめたる處をいふ、例令へば伏見奉行が山城の地五千餘石を預り、上杉氏が出羽越後の地五萬五千餘石を預りたるが如し、而して天保九年の調査によれば、幕領全體の石高四百十八萬九千百餘石なりき、世に幕府八百萬石と稱するは、之に旗下の知行所三百萬石を加へたる概算なるべし、詳しくは吹塵錄に就きて見るべし、なほ各職員の條を參看せよ（吹塵錄、舊幕縣治要略）

テンリヤク 天曆 村上天皇御宇の年號、天慶十年四月廿二日即位改元、十年を經て天德と改む、

テンロク 天祿 圓融天皇御宇の年號、安和二年三月廿五日即位改元、三年を經て天延と改元す、

テンワウ 天皇 帝國の主權者の御稱號、古訓「スメラミコト」、または「スメミマノミコト」といふ、「除整三五曆記曰、歲起攝提、元氣肇始、天皇、項峻始學篇曰、天地立有天皇、張衡靈憲曰、天地始起、漠滓鴻濛、即生天皇、治萬八千歲、此稱皇之始也」と見えたるにて其義を知るべし、皇后太皇太后等亦之を摸倣したるなり、天皇には「スメラミコト」などありて、支那にて用ひたるも「吾聞東有神國、謂日本、亦有聖主、謂天皇」とあれども、これまた同じく、而して欽明紀九年四月の條に百濟の奏上を擧げて「伏願可畏天皇（四壽皆稱日本天皇、爲可畏天皇）云々」とあり、また推古紀に、唐に贈りたる國書を擧げて「其辭曰、東天皇敬白西皇帝」とあるは、實際に此稱を彼我に用ひたる初見なりとす、蓋し此頃に及びて、漸く天皇なる文字を使用する事となりたるものならん、文武天皇の大寶令には「天子、祭祀所ノ稱」とありて、義解に「謂告ニ神祇一稱爲ニ天皇一」と見ゆ、以て當時の制、陛下自ら天皇と稱し賜ふとは、神祇に對する時に限りたるの規定なりしを知るべし、なほ古事記、書紀等には、歷代の帝號は御名、又は國風の諡號により、某天皇と記し、萬葉集等には宮號により某宮御宇天皇と記したりしが、後ち漢風に摸して、始めて神武、綏靖等の諡號を制定せらる、（「オクリナ」參看）天皇にして讓位し給へるをば、太上天皇と稱し（略して太上天皇ともいふ）太上天皇にして出家し給へるをば太上法皇と稱す（略して法皇ともいふ）、また帝位を踐まざる親王を天皇と稱し、もしくは太上天皇と爲すことあり、前者は追尊天皇にして、天皇が御父之尊び給ふより出づるあり、或は褒崇を畏れ給ふに由りて起るあり、且つ其號にも諡あり、居所なども、生前になり給へるもなきにあらず、なほ大鏡によれば、追尊天皇はみな太上天皇なりしが如し、此外また私稱天皇あり、攝政の皇后、皇女、及び有功の皇子など、後世より其威德を欣慕するの餘り、私に稱するものないふ、日本武尊を倭武天皇、神功皇后を息長足比賣天皇、飯豐青皇女を飯豐天皇、菟道稚郎子を宇治天皇、聖德太子を上宮法皇と稱するの類これなり、（「ダジヤウテンワウ」參看）また天皇の御代數につきては、古來より一定せず、然して其議論のある處

は（一）神功皇后（二）飯豐青尊（三）弘文天皇（四）仲恭天皇（五）長慶天皇等の五代とす、今順を追うて諸說を述ぶべし（一）神功皇后を代數に加へしは、日本紀略、壬生文書所收の帝王系圖、同立系圖、愚管抄の皇帝年代記、歷代編年集成、神皇正統記、皇代曆等にして、一代要記は皇后の僭缺けて明ならざれども、前後の代數より考ふれば、代數に加へたるが如し、又代數を記さゞれども、天皇と認めしは、扶桑略記、皇代記、皇年代略記等なり、大日本史は、古事記書紀等に據政として、天皇の明文なく、追諡にも神功皇后とありしに據りて、天皇紀に加へず、皇妃傳に入れたり、この後現今に至るまで重野博士等を除く外は、概して異論を唱ふるものなく、古事類苑所收の宮內省式部職祭祀錄にも之を天皇に加へず、又御系譜掛にても、之を天皇に加へずと云ふ（二）飯豐青尊を代數に加へたるは、扶桑略記、水鏡、保元物語、神明鏡、日本皇帝系圖等にして、代數を記さゞれども即位としたるものは、愚管抄、神皇正統記、皇代記、仁壽鏡等なり、又代數を加へざれども天皇と稱したるは、舊事記、壬生文書所收の帝王系圖、同立系圖、一代要記、本朝皇胤紹運錄、皇代曆、皇代略記、皇年代略記、皇年代私記等にして、日本紀略、壬生帝王系圖、歷代編年集成は、全く天皇と認めず、大日本史は古事記、書紀に明文なきを以て、天皇紀を立てず、皇女傳に入れたり、是より後ち矢野玄道を除く外は概して異論なく、御系譜掛にても、これを天皇に加へずと云ふ（三）弘文天皇の即位を記せるは、扶桑略記、大鏡、水鏡、年中行事祕抄、立坊次第等、皇太子として即位を記さゞるものは懷風藻、仁壽鏡、續本朝通鑑等にして、普通の皇子としたるは、書紀、續紀、姓氏錄、日本紀畧等なり、即位ありしと定めたるは、藥師寺緣起、大日本史、長等山風等なり、然してこれを天皇と斷じ、代數に加へたるは大日本史を始めとす、其後ち近藤芳樹、岡部東平等即位なしと議論せしも、一般に南朝を以て御代數をかぞへ來りしが、大日本史正閏を正してより、一般に南朝を以て數ふるに至る、即ち今上天皇は代數より申せば、百二十三代に當らせ給ひ、世數即ち父子の御繼統より數ふれば、今上天皇は六十九世に當らせ給ふ、而して神武天皇より成務天皇までは、御父子にて繼承し、世數代數共に十三を累ね給ひしが、仲哀天皇皇嗣を以て位に即き給ひしより、始めて異例を開き、更に反正天皇が、皇兄履中天皇の太弟となり、尋で即位し給ふに及び、世數と代數とは、遂に異なるに至れり、應神天皇と繼體天皇との間五世と六世との說あり、今式部省祭祀錄及び纂輯御系圖に從て六世とす、猶ほ「セイ」、「ダイ」の條參看すべし、今次頁に天皇繼統表、及び略譜表を掲げ參考に供す（古事記、書紀、釋日本紀、扶桑略記、令義解、萬葉集、常陸風土記、椿葉記、百練抄、保元物語、源平盛衰記、本朝文粹、太平記、法隆寺釋迦佛造像記、皇胤紹運錄、大日本史、類聚名物考、古事類苑帝王部）

テンワウジセツシャウ 天王寺攝政 藤原師家を云ふ、

デメ 出目 或る數量が增加したる差數をいふ、江戸時代の語なり、即ち二つの數量を比較したる時に、一方より他の一方が多かりし場合、其差數を稱するなり、種類によりて出目高、出目米等の目あり、出目高は一般に其差數をいふ、例へば檢地の時、前の高より打出して增したる高、即ち舊く村高千百石ありし處、新檢の結果千三百石ありとすれば、千百石は古高、三百石は出目高なり、また舊貨幣千兩を、改鑄して千五百兩としたる時には、五百兩が出高なり、幕府が中葉以後、頻りに惡貨を鑄造したるも

【天皇繼統表】

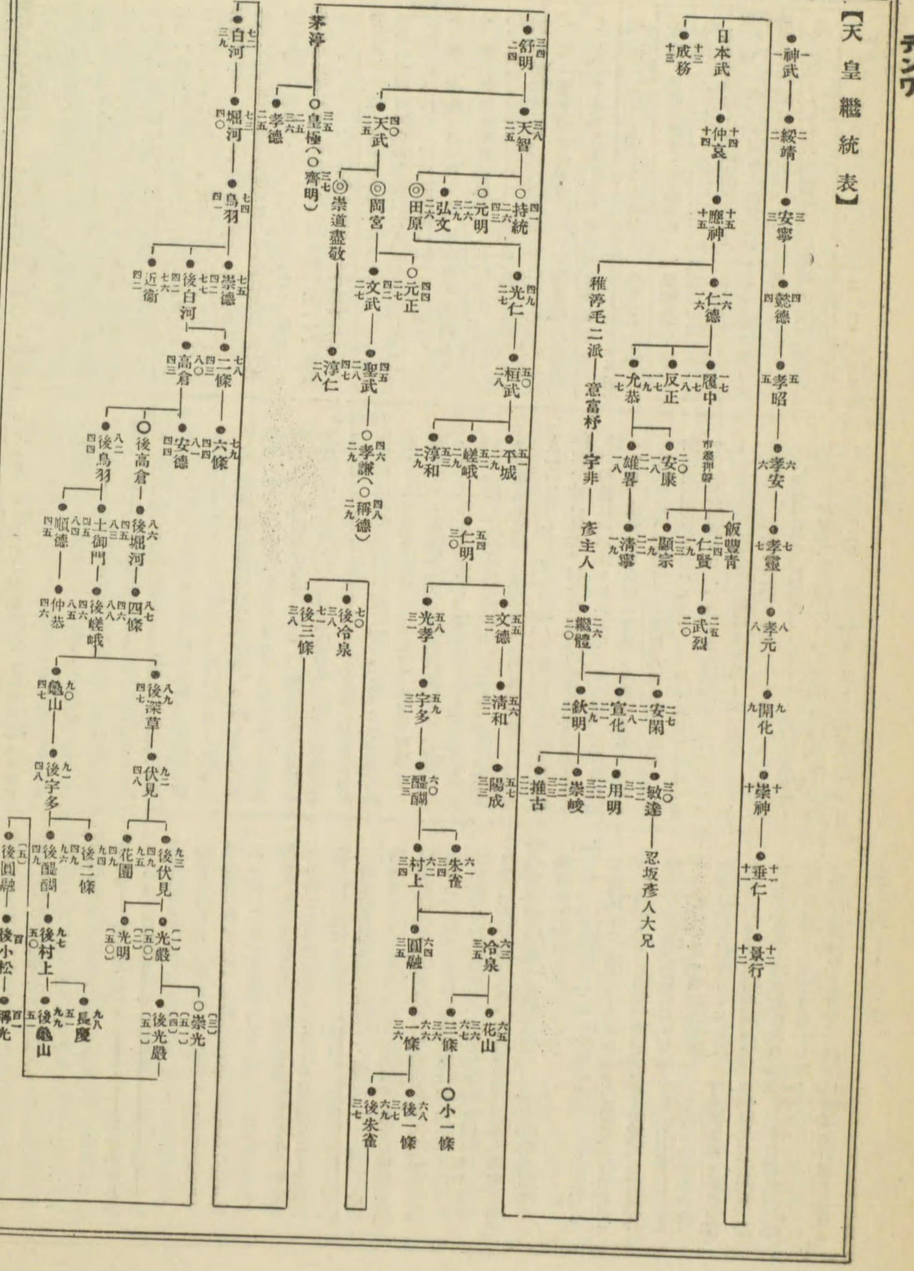

【天皇御略譜表】

本表は、皇胤紹運錄、諸所記、帝皇略譜等を參考して編成したるものに係る、表中▲印は御稱號、△印は太上天皇、●印は北朝の符號とし、又皇妣は單に御名を擧ぐるのみに止め、他は皆國母表に讓れり、實壽其他の項中諸說ありて一定せざるものは未詳となし、その中信憑すべき一二を或云として掲げたり、

御諡號	御諱（御稱號）	皇考（御生母）	立太子の時日	受禪踐祚卽位の時日	御在位年數	崩御の時日（實壽）	御陵
神武	神日本磐余彦尊、若御毛沼命、初名狹野尊	鸕鷀草葺不合尊（第四御子）	玉依姫	甲戌歲	七十六	七十六、三十一（百三十七）	大和國高市郡白橿村畝傍山東北陵
綏靖	神渟名川耳尊	神武（第四皇子）	媛踏鞴五十鈴媛	辛酉歲、正、朔、卽位	三十三	三十三、五、十（八十四）	大和國高市郡白橿村桃花鳥田丘上陵
安寧	磯城津彦玉手看尊	綏靖	五十鈴依媛	庚辰歲、正、八、卽位	三十三	三十八、十二、六（六十七、或云五十七）	大和國高市郡白橿村畝傍山西南御陰井上陵
懿德	大日本彦耜友尊	安寧（第二皇子）	渟名底仲媛	元、七、九、卽位	三十八	三十四、九、八（七十七）	大和國高市郡白橿村畝傍山南纖沙谿上陵
孝昭	觀松彦香殖稻尊	懿德（第一皇子）	天豐津媛	元、二、四、卽位	三十四	八十三、八、五（百十四）	大和國南葛城郡三室村掖上博多山上陵
孝安	大日本足彦國押人尊	孝昭（第二皇子）	世襲足媛	元、正、七、卽位	百二	百二、正、九（百三十七）	大和國南葛城郡掖上村玉手丘上陵
孝靈	大日本根子彦太瓊尊	孝安（第一皇子）	押媛	元、正、十二、卽位	七十六	七十六、二、八（百二十八）	大和國北葛城郡王寺村片丘馬坂陵
孝元	大日本根子彦國牽尊	孝靈（第一皇子）	細媛	元、正、十四、卽位	五十七	五十七、九、二（百十六）	大和國高市郡白橿村劍池島上陵
開化	稚日本根子彦大日日尊	孝元（第三皇子）	欝色謎	元、十一、十二、卽位	六十	六十、四、九（百十一）	大和國奈良市春日率川坂上陵
崇神	御間城入彦五十瓊殖尊、御間城入彦尊、活目入彦五十狹茅尊	開化（第二皇子）	伊香色謎	元、正、十三、卽位	六十八	六十八、十二、五（百十九）	大和國磯城郡柳本村山邊道勾岡上陵
垂仁	活目入彦五十狹茅尊	崇神	御間城姫	元、正、二、卽位	九十九	九十九、七、十四（百三十九）	大和國生駒郡都迹村菅原伏見東陵
景行	大足彦忍代別尊、大足彦尊	垂仁（第三皇子）	日葉酢媛	元、七、十一、卽位	六十	六十、十一、七（百四十三）	大和國磯城郡柳本村山邊道上陵
成務	稚足彦尊	景行（第四皇子）	八坂入媛	元、正、五、卽位	六十	六十、六、十一（百〇七）	大和國生駒郡平城村狹城盾列池後陵

御諡號	御諱（御稱號）	皇考（御生母）	立太子の時日	受禪踐祚卽位の時日	御在位年數	崩御の時日（寶壽）	御陵
朱雀	寬明	醍醐（第十四皇子）	延長三、十、二（十一）	延長八、九、二十二（禪、同年十二、二十一、卽位）	十六	天曆六、八、十五（三十）	山城國宇治郡醍醐村醍醐陵
村上	成明	醍醐（第十六皇子）	藤原穩子	天慶九、四、二十、受（禪、同月、二十八、卽位）	廿一	康保四、五、二十五（四十二）	山城國葛野郡花園村村上陵
冷泉	憲平	村上（第二皇子）	藤原安子	天曆四、七、廿（辭同年十一、卽位）	二	寬弘八、十、二十四（六十二）	京都市鹿ヶ谷町櫛本陵
圓融	守平	村上（第五皇子）	藤原安子	康保四、九、朔（安和二、八、十三、受禪、同年九、廿三、卽位）	十五	正曆二、二、十二（三十三）	山城國葛野郡花園村後村上陵
花山	師眞	冷泉（第一皇子）	藤原懷子	安和二、八、十（永觀二、八、廿（辭、同年十、廿七、受禪、同年十、卽位）	二	寬弘五、二、八（四十一）	山城國葛野郡衣笠村紙屋上陵
一條	懷仁	圓融（第一皇子）	藤原詮子	永觀二、八、廿（寬和二、七、十四（辭、同年七、廿二、卽位）	二十五	寬仁元、五、九（四十二）	山城國葛野郡衣笠村北山陵
三條	居貞	冷泉（第二皇子）	藤原超子	寬和二、七、十（寬弘八、六、十三、受禪、同年十、十六、卽位）	五	寬仁元、五、九（四十二）	山城國葛野郡衣笠村北山陵
後一條	敦成	一條（第二皇子）	藤原彰子	寬弘八、六、十（長和五、正、二十九、受禪、同年二、七、卽位）	二十	長元九、四、十七（二十九）	京都市吉田町菩提樹院陵
後朱雀	敦良	一條（第三皇子）	藤原彰子	長元九、四、十七（辭、同年、七、十、卽位）	九	寬德二、正、十八（三十七）	山城國葛野郡花園村圓乘寺陵
後冷泉	親仁	後朱雀（第一皇子）	藤原嬉子	長曆元、八、十（寬德二、正、十六、受禪、同年四、八、十六、受禪、同年四、八、卽位）	二十三	治曆四、四、十九（四十四）	山城國葛野郡花園村圓教寺陵
後三條	尊仁	後朱雀（第二皇子）	禎子內親王	寬德二、正、十六（治曆四、四、十九、踐祚、同年七、廿、卽位）	四	延久五、五、七（四十）	山城國葛野郡花園村圓宗寺陵
白河	眞仁、▲六條帝	後三條（第一皇子）	藤原茂子	延久元、四、二十八（辭、同月、二十九、卽位）	十四	大治四、七、七（七十七）	山城國葛野郡花園村成菩提院陵
堀河	善仁	白河（第三皇子）	藤原賢子	應德三、十一、二十六（辭、同年十二、二十六、卽位）	三	嘉承二、七、十九（二十一）	山城國葛野郡花園村後圓教寺陵
鳥羽	宗仁	堀河（第一皇子）	藤原苡子	嘉承二、七、十九（辭、同年十二、朔、卽位）	十六	保元元、七、二（五十四）	山城國紀伊郡竹田村安樂院陵
崇德	顯仁	鳥羽（第一皇子）	藤原璋子	保安四、正、二十八（辭、同年二、十九、卽位）	十八	長寬二、八、二十六（四十六）	讃岐國綾歌郡松山村白峰陵
近衛	體仁	鳥羽（第九皇子）	藤原得子	永治元、十二、七（受禪、同年、同月、二十七、卽位）	十四	久壽二、七、二十三（十七）	山城國紀伊郡竹田村安樂寺陵
後白河	雅仁	鳥羽（第四皇子）	藤原璋子	久壽二、七、廿四（踐祚、同年十二、二十六、卽位）	三	建久三、三、十三（六十六）	京都市卅三間堂回法住寺法華堂
二條	守仁	後白河（第一皇子）	藤原懿子	保元三、八、十一（受禪、同年十二、二十、卽位）	七	永萬元、七、二十八（二十三）	京都市小松原北町香隆寺陵
六條	順仁	二條（第二皇子）	藤原育子（伊岐氏）	永萬元、六、二十五（受禪、同年七、三十七、卽位）	三	安元二、七、十七（十三）	京都市清閑寺町清閑寺陵
高倉	憲仁	後白河（第七皇子）	平滋子	仁安元、十、十（辭、同年三、二、十九、卽位）	十二	養和元、正、十四（二十）	京都市清閑寺町後清閑寺陵
安德	言仁	高倉（第一皇子）	平德子	治承四、五、廿二（受禪、同年四、廿二、卽位）	五	壽永二、八、二十四（八）	下關市阿彌陀寺町阿彌陀寺陵
後鳥羽	尊成、▲顯德院	後鳥羽（第一皇子）	源在子	建久九、正、十（辭、同年三、三、卽位）	十二	寬喜三、十、十一（三十七）	山城國乙訓郡寺戶村金原陵
土御門	爲仁	後鳥羽（第三皇子）	源通子	建久九、正、十（受禪、同年三、三、卽位）	十二	寬喜三、十、十一（三十七）	山城國愛宕郡大原村大原法華堂

順德	守成	後鳥羽（第三皇子）	正治二、四、十（五）	承元四、十、三、受禪、同年十二、二十七、卽位	十一	仁治三、九、十二（四十六）	山城國愛宕郡大原村大原陵
仲恭	懷成、▲九條帝	順德、（第四皇子）	藤原立子	建保六、十一、廿六（承久三、七、九、踐祚、同年十二、朔、卽位）	四ヶ月	天福二、五、二十（十七）	山城國紀伊郡深草村九條陵
後堀河	茂仁	後高倉（第三皇子）	藤原陳子	承久三、七、九、踐祚、同年十二、朔、卽位	十一	天福二、八、六（二十三）	京都市今熊野町觀音寺陵
四條	秀仁	後堀河（第一皇子）	藤原竴子	寬喜三、十、二（同年十八）	十	仁治三、正、九（十二）	京都市今熊野町月輪陵
後嵯峨	邦仁	土御門（第七皇子）	源通子	文永九、二、十七（五十三）	四	文永九、二、十七（五十三）	山城國葛野郡嵯峨村嵯峨南陵
後深草	久仁、▲常磐井殿▲富小路院殿	後嵯峨（第三皇子）	藤原姞子	寬元元、八、十（寬元四、正、二十六、受禪、同年三、十二、卽位）	十三	嘉元二、七、十六（六十二）	山城國紀伊郡深草村深草北陵
龜山	恒仁、▲禪林寺殿	後嵯峨（第七皇子）	藤原姞子	正元元、十、三（文永元、十、二十六、受禪、同年十二、二、廿八、卽位）	十五	嘉元三、九、十五（五十七）	山城國葛野郡嵯峨村龜山陵
後宇多	世仁、▲大覺寺殿	龜山（第二皇子）	藤原佶子	文永五、八、二（文永十一、正、二十六、受禪、同年三、二十六、卽位）	十三	元亨四、六、二十五（六十八）	山城國葛野郡嵯峨村蓮華峰寺陵
伏見	熙仁、▲持明院殿	後深草（第二皇子）	藤原愔子	弘安十、三、廿（受禪、同年十一、三、十五、卽位）	十一	延元元、四、六（四十九）	山城國紀伊郡深草村深草北陵
後伏見	胤仁	伏見（第一皇子）	藤原鏱子（藤原經子）	正應二、四、二（永仁六、七、二十二受禪、同年十、十三卽位）	三	德治三、八、二十五（二十四）	山城國愛宕郡白川村北白河陵
後二條	邦治	後宇多（第二皇子）	源基子	永仁六、八、十（正安三、正、二十一受禪、正安三、三、卽位）	六	正安三、十一、十一（五十二）	京都市粟田口町十樂院上陵
花園	富仁、▲萩原院殿	伏見（第四皇子）	藤原季子	正安三、八、二（延慶元、九、十四）	十	延元四、八、十六（五十二）	大和國吉野郡吉野村塔尾陵
後醍醐	尊治、▲吉野院殿	後宇多（第二皇子）	藤原忠子	延慶元、九、十（文保三、二、三、受禪、同年三、二、十九、卽位）	廿一	正平三、十一、十一（四十二）	河內國南河內郡川上村檜尾陵
後村上	義良、初憲良、▲貳名生殿、住吉殿、吉野殿	後醍醐（第十二皇子）	藤原廉子	延元四、三、（辭、同年十、卽位）	二十九	正平二十三、三、踐祚	
長慶	寬成	後村上（第一皇子）				正平二十三、三、踐祚	
後龜山	熙成、▲大覺寺殿	後村上（第二皇子）	藤原氏	正平二十三、（元弘元、九、二十、踐祚、同二、二、二十三、卽位）	二	應永三十一、四、十二（或云、七、十八、又七、廿）	山城國葛野郡嵯峨村嵯峨小倉
●光嚴	量仁	後伏見（第三皇子）	藤原寧子	嘉曆元、七、二（建武三、八、十五、踐祚、同四、十三、十八、卽位）	十二	康曆二、六、二十四（六十）	丹波國北桑田郡山國村山國陵
●光明	豐仁	後伏見（第九皇子）	藤原寧子	建武五、八、十（貞和五、十三、二十、卽位）	三	應永五、正、十三（六十五）	山城國紀伊郡深草村深草北陵
●崇光	興仁、初益仁	光嚴（第一皇子）	藤原秀子	貞和五、十三、二十、卽位	三	應安七、正、二十九（三十七）	山城國紀伊郡深草村深草北陵
●後光嚴	彌仁	光嚴（第二皇子）	藤原秀子	觀應三、八、十七、踐祚、卽位	二十	明德四、廿六（三十六）	同前
●後圓融	緒仁	後光嚴（第二皇子）	藤原仲子	觀應三、十三、廿七、卽位	十一	永享五、十、二十（五十七）	同前
後小松	幹仁	後圓融（第一皇子）	藤原嚴子	永德二、四、十一（應安四、三、三、受禪、同七、十三、二十八、卽位）	三十	正長元、七、二十（二十八）	同前
稱光	實仁、初躬仁	後小松（第二皇子）	藤原賞子	永德三、四、十二、十八、卽位（應永九、八、二十六、受禪、同年十二、十三、十九、卽位）	十六	文明十二、二、二十七（五十二）	丹波國北桑田郡山國村後山國陵
後花園	彥仁、▲後文德院	後小松（猶子×後崇光第一皇子）	藤原資子（源幸子）	正長元、七、二八（踐祚、永享元、十二、七、卽位）	十六		

御諡號	御諱（御稱號）	皇考（御生母）	地	受禪踐祚即位の時日	御在位年數	崩御の時日（實壽）	御陵
後土御門	成仁	後花園（第一皇子）藤原信子	立太子の時日	寛正五、七、十九、受禪、同六、十二、三十七、即位	三十六	明應九、九、二十八（五十九）	山城國紀伊郡深草村深草北陵
後柏原	勝仁	後土御門（第二皇子）後柏原（第二皇子）藤原廣子		明應九、十、三笑、踐祚、永正十八、三、三、即位	二十六	大永六、四、七（六十三）	同前
後奈良	知仁	後柏原（第二皇子）後奈良（第一皇子）藤原藤子		大永六、四、二九、踐祚、天文五、二、二六、即位	三十一	弘治三、九、五（六十二）	同前
正親町	方仁	後奈良（第一皇子）藤原榮子		弘治三、十、三七、踐祚、永祿三、正、三七、即位	二十九	文祿二、正、五（七十七）	同前
後陽成	周仁、初和仁	正親町（養子）（陽光院第一皇子）藤原晴子		天正十四、十一、七、受禪、同月二十五、即位	二十五	元和三、八、二十六（四十七）	同前
後水尾	政仁	後陽成（第三皇子）藤原前子		慶長十六、三、二十七、受禪、同年四、二、十七、即位	十八	延寶八、八、十九（八十五）	京都市今熊野町月輪陵
明正	興子	後水尾（第二皇女）源和子		寛永六、十、八、受禪、同七、九、十二、即位	十四	元祿九、十一、十（七十四）	同前
後光明	紹仁	後水尾（第三皇子）源和子（藤原光子）		寛永十、十三、受禪、同年十、二十一、即位	十一	承應三、九、二十（二十二）	同前
後西院	良仁	後水尾（第六皇子）源和子（藤原隆子）		承應三、十、二天、踐祚、明曆二、正、三、即位	八	貞享二、二、二十二（四十九）	同前
靈元	識仁	後光明（御猶子）（後水尾第十八皇子）		寛文三、正、三天、受禪、同年四、二十七、即位	二十四	享保十七、八、六（七十九）	同前
東山	朝仁	靈元（第四皇子）藤原房子（藤原宗子）		貞享四、三、二十一、受禪、同年四、二六、即位	二十三	寶永六、十二、十七（三十五）	同前
中御門	慶仁	東山（第五皇子）幸子女王（藤原賀子）		寶永六、六、二十一、受禪、同七、十二、十二、即位	二十六	元文二、四、十一（三十七）	同前
櫻町	昭仁	中御門（第一皇子）藤原尚子		享保二十、三、二十一、受禪、同年十二、三、即位	十二	寬延三、四、二十三（三十一）	同前
桃園	遐仁	櫻町（第一皇子）藤原舍子（藤原定子）		延享四、五、二、受禪、同年九、二十一、即位	十五	寶曆十二、七、十二（二十一）	同前
後櫻町	智子	桃園（第一皇子）藤原富子		寶曆十三、七、三踐祚、同十三、十二、七、即位	八	文化十、閏十一、二（七十四）	同前
後桃園	英仁	後桃園（養子）（慶光院第六皇子）藤原雅子（大江磐代）		明和七、十二、三受禪、同八、四、二十八、即位	九	安永八、十、二十九（二十二）	同前
光格	兼仁	光格（第四皇子）欣子內親王（藤原婧子）	明和五、二、十九	安永八、十二、四、即位、同九、十二、三笑、踐祚、	三十七	天保十一、十一、十九（七十）	京都市今熊野町後月輪陵
仁孝	惠仁	仁孝（第四皇子）藤原祺子（藤原雅子）	文化六、三、二（十四）	文化十四、三、二、即位、同四、九、二十三、即位	二十九	弘化三、正、二十六（四十七）	同前
孝明	統仁	孝明（第二皇子）藤原夙子（中山慶子）	天保十一、三、（十四）	慶應三、正、九、踐祚、明治元、八、三七、即位	四十五	明治四十五、七、三十（六十一）	山城國紀伊郡堀內村大字堀內古城山伏見桃山陵
明治	睦仁	一條美子（柳原愛子）	明治二十二、十一、三			大正十五、十二、二（四十八）	武藏國南多摩郡櫪山村大字下長房字龍ケ谷戸多摩陵
大正	嘉仁	明治（第三皇子）					

【贈天皇表】

御諡號	御諱（御稱號）	父	母	贈號の時日	崩御の時日（實壽）	御陵
春日宮又田原）施基	天智（第四皇子）	御父 伊良都資王	御母 寶龜元、十一、六	寶龜、二、八、十一	御陵 大和國添上郡田原村田原西陵	

岡宮（又長岡）	草壁	天武（第二皇子）	持統	天平寶字二、八、九	朱鳥三、四、十三	大和國高市郡越智岡村眞弓丘陵
崇道盡敬	舍人	天武（第七皇子）	新田部皇女	天平寶字三、六、十六	天平七、十一、十四	
崇道	早良	光仁（第五皇子）	高野御笠	延曆十九、七、二十三	延曆四、十	大和國添上郡東市村八島陵
慶光天皇	典仁	閑院宮直仁親王（第三王子）	家女房藤原氏	明治十七、三、十九（贈）	寬政六、七、六（六十二）	京都市北ノ邊町蓮山寺陵
陽光院	誠仁	正親町（第一皇子）	藤原房子	天正十六（贈）	天正十四、七、二十四（三十五）	京都市今熊野町月輪陵
後崇光院	貞成	伏見宮榮仁親王（第一王子）	養母藤原治子 實母家女房四御方	文安四、十一、二十七	康正二、八、二十九（八十五）	山城國紀伊郡伏見町伏見松林院陵
後高倉院	守貞	高倉（第二皇子）	七條院藤原殖子	承久三、八、十六	貞應二、五、十四（四十五）	
後堀河	廣仁	皇后藤原蘭子		寬仁元、八、二十五（准）	永承六、正、八（五十八）	
小一條院	敦明	三條（第一皇子）	皇后藤原城子	崩御の時日（實壽）	御陵	
御尊號	御諱（御稱號）	父	母	贈號の時日	崩御の時日（實壽）	御陵

親王にて太上天皇と爲り、又贈號せられし人を左に表示して參考に資す、

のは、蓋し改鑄によりて生ずる出目高を以て、財政を補はんとしたるなり、なほ出目米と稱するあり、一俵入の米に餘分の米を增入せるをいふ、延米とも出目石ともいひし處あり、其他類推すべし（地方凡例錄）

テヤリ 手鑓 六七尺の短柄なる鑓を云ふ、又小鑓とも云ふ、「ヤリ」參看、

テラ 寺 名義後 佛像を安置して、僧尼居住し、佛道を修行する所を云ふ、朝鮮語 chyöl(työl) と云ふは、拜を chöl と云ふに起る、卽ち禮拜所の義なり、女眞語にて太乙剌(タイラ)と云ふと同語なり、魏(托跋魏)の語にては、歸義を豆盧と云ふ、Mandju 語には道を Ioro と云ひ、禮を Ioro-lon と云ひ、禮拜を doro-lom bi と云ふ、Mongol 語には、制度を törü と云ふ、Turk 語には、道德法律を törü-töre と云ふ、此等は朝鮮にて法律を tö-el と云ふと同語にて寺を syöl と云ふと語源を一にするものなり、印度に僧伽藍と云ふ、譯して衆園と云ふ、靈裕の寺誡に淨住、法同舍、出世舍、精舍、淸淨園、金剛剎、寂滅道場等の異名を擧げたり、又寺院とも、佛閣とも、浮圖とも云ふ（佛陀耶舍傳印度には釋迦牟尼の時に、迦蘭陀竹園、祇樹給孤獨園等あり、支那には後漢の明帝永平十年、月支國の攝摩騰法蘭の二人の比丘來り、明帝の初め鴻臚寺に延請す、鴻臚寺は外國人を延請する邸舍なり、尋で洛陽の四雍建築に佛像を入れて、寺號となしたるに過ぎず、皆私に建立して、未だ寺院の面目を存するまでに至らざりき、崇峻天皇の朝、馬戶皇子四天王寺を建立し、物部守屋の田宅奴婢を收めて其寺に寄附す、是れ寺田寺奴の始めなり、尋で百濟より寺工を貰し、諸伽藍を作り、後ち法隆寺、法興寺相次で建築ぜらるゝに及びて、七堂伽藍の制漸く完備し、輪奐の美を極むるに至れり、是れ官寺の始めなり、官寺とは官府の寺にして、封戶供養を附し、造營修繕及び止住の僧尼の費用を支ふるものを云ふ、後世武家起るに及びて、幕府の寺を俗に官寺と云へり、尋で公私佛寺を建立するもの多く、推古天皇の末期には、寺の數四十六ヶ寺の多きに至れり、舒明天皇以後百濟寺大に榮え、後ち大官大寺、大安寺と號せり、天智天皇御願寺として崇福寺を建立す、これ勅願寺の始めなり、勅願寺とは天皇の發願により建立ぜらるゝ寺なり、文武天皇以後元興、大安、弘福、藥師の諸寺盛にして、四大寺と云ふ、聖武天皇及び皇后共に佛法を崇信し、自ら三寶奴となり、東大寺を建立して、天下總國分寺となし、又諸國に官寺を建立して國分尼寺、コクブンジ（國分寺）始めて此に見ゆ、又定額寺、定額僧尼等あり、

ジ」參看)を置く、玆に於て天下靡然として佛法に傾き、京畿並に諸道に佛寺の建立相繼ぐに至れり、就中四大寺に東大寺を加へて五大寺と稱し、五大寺に法隆寺西大寺を加へて七大寺と稱し、尤も勢ありき、此の如く、官寺私寺建立盛なるに及びて、これに伴ふ弊害を生ずるに至れり、卽ち寺院の所領は不輸租田なるを以て、寺院を建立して田園を寄附し、土地を進獻し、寺領として租税を免除せられ、却て自ら利益を收めんとしたるものありき、故を以て官寺の數を限り、田園を寄附し私寺の建立を禁止したり、是を定額寺と云ふ(「ヂヤウガクジ」參看)延暦二年六月の勅に「京畿定額諸寺、其數有ㇾ限、私自營作、先旣立ㇾ制、比來所司寬縱、曾不ㇾ糺察、如經ㇾ年代、無ㇾ地不ㇾ寺、宜嚴加ㇾ禁斷」云々」とあり、又「自今以後、私立道場、及將田宅園地、捨施、並賣易與ㇾ寺、主典已上解却見任、自餘不ㇾ論蔭贖、決杖八十、官司知而不ㇾ禁者、亦與同罪」とあり、同天皇の朝梵釋寺先づ建立し、次に都を平安に遷すに及びて、東寺西寺を建立す、延暦廿四年最澄官に請うて比叡山に一乘止觀院を建立し、國家鎭護の道場とせり、弘仁中東寺を以て空海に賜ひ、敎王護國寺と號し、國家鎭護の大道場となす、尋で圓珍園城寺を興す、是に於て東大、興福、延暦、園城及び東寺は五大本寺となる、昌泰二年十月、宇多上皇落飾して灌頂を受け、大法師となりて仁和寺に住し、僧の賢否を匡すに至れり、是に於て僧綱等の權落ち、寺院の制一變す、卽ち宇多法皇崩御の後、仁和寺を以て東寺の門跡となし、皇子親王及び大臣の子を以て門主となし、東寺及び高野山も其支配を受け、總法務及び綱所總在廳の權も皆仁和寺に歸し、朝廷に於ける儀式以下皆其制を仰ぎたり、尋で東大、興福、延暦、園城の四大寺も、亦東寺に倣ひて門跡を建て、宗權を執るに至れり、卽ち青蓮、聖護、東南、一乘等の院是なり、要するに醍醐天皇以後は、寺院の實權は全く門跡に歸し、僧綱は有名無實にして、四天王寺法隆寺元興寺大安寺石山寺等の官寺大刹は、皆五大本寺に分屬して門跡の有となれり、其他諸國の新舊寺院、皆この五大寺に屬せざるものなし、平安朝の末期に及びては、法然念佛を唱へ、後白河法皇、藤原兼實の信仰を受く、門下に南無阿彌陀佛重源出で、後白河法皇及び源賴朝の信賴に依りて、東大寺大佛殿等を建立し、併せて諸國に念佛堂を建立し、院廳宣を請うて殆ど官寺に類するに至れり、播磨の淨土寺、攝津の渡邊堂(後白河法皇臨幸して巡拜を行ふ)是なり、然れども多くは東大寺に屬したりき、鎌倉時代の初めに當りて、能忍其弟子を宋に遣はして禪宗を傳へ、建久二年榮西宋より歸朝するに及び、禪宗漸く盛にして、建仁寺、壽福寺等を建立したり、然れども延暦寺并に東寺の台密二法を行ひ、獨立したる寺にあらざりき、建暦中俊芿宋より歸朝して律宗を弘め、泉涌寺を興したるも、依然として五大寺の外に出る能はず、眞宗日蓮宗時宗皆然らざるはなし、嘉禎中覺盛睿尊、律宗を唱へ招提寺西大寺を中興せしも、猶興福寺の下に屬したり、仁治中圓爾、九條道家によりて東福寺を建て、寬元年中宋僧蘭溪來り、北條時賴に據りて建長寺を建立し、尋で祖元は、北條時宗によりて圓覺寺を建立したりしが、此等諸寺は、幕府の武威と禪僧の朝廷の儀式に列せざるとにより、五大本寺の制を受くに至らざりき、尋で龜山法皇禪宗に歸依し、南禪寺を建立し、足利尊氏起りて、天龍寺を建立し、近畿諸國に安國寺を建立し、義滿また相國寺を建立し、禪宗漸く諸國に蕃衍するに及び、至德年中に至りて五山十刹の制度を設け、同時に僧錄司を置きて、禪宗にかゝれる一切の事を掌らしめたり、是に於て漸く、五大本寺の外に獨立するを得たり、後ちに大德寺、永平寺、妙心寺、總持寺は僧錄司の外に獨立したり(「ソウロクシ」參看)尋で諸國豪族等各地に起り、各自其信ずる所の宗旨により寺院を建立せしを以て、淨土、眞、日蓮、時等の各宗派漸く盛大を極め、遂に五大本寺以外に獨立するを得たり、江戶時代に入りては元和七年七月に、五大本寺、五山十刹、大德寺、妙心寺、永平寺、總持寺、淨土宗、同西山派等に、法度を下して、諸國諸寺の統一を期したり、これより總本寺(本山)一本寺(中山)別院(支院)無本寺、末寺、子院、塔頭等の寺院あるに至れり、總本寺は卽ち本山にして、一宗の根本道場なり、一本寺は總本寺の下に屬する一方の本寺なり、別院は總本寺一本寺の支院なり、無本寺は獨立寺にして、末寺なきもの、末寺は總本寺に屬するものを直末といひ、一本寺卽ち中山に屬するものを孫末と云ふ、子院は一に地中とも云ふ、境內の附屬の寺なり、塔頭は元來禪宗の寺の開山の塔所のとなりしも、後に子院のことゝなる、而してまた寺院を性質によりて大別すれば、祈禱所、菩提所の二となる、祈禱所は現世利益の祈禱をなす所にして、奈良朝平安朝の官寺は皆然らざるなし、菩提所は來世得脫の追薦をなす所にして、一に墳寺とも云ふ、平安朝の中葉以後淨土敎傳播して、來世得脫の追薦の盛なるに從ひ、此種の寺の建立亦大に盛となれり、例へば北條氏の東勝寺、足利氏の等持寺の如き是なり、明治四年六月に至り、仁和寺大覺寺以下諸寺院の門跡、院家院室の名稱を廢し、悉く地方廳の所轄とし、封祿あるものは、廩米に代へたり、なほ通俗佛敎各宗綱要によりて寺數を各宗別に示せば、法相四十五、華嚴二十一、天台四千七百九十八、眞言一萬二千七百五十九、融通念佛

三百六十三、淨土八千三百二十、眞言律未詳、臨濟六千百廿九、曹洞一萬四千九十四、眞宗一萬九千百七十六、日蓮五千六十、時宗五百二十一、黃檗六百六、總計七萬一千八百八十六寺、尙ほ建築(「ケンチク」)、佛敎(「ブツケウ」)參看○耶蘇敎の會堂をも古くは寺と稱したり、永祿十一年京都に建立したる南蠻寺(「ナンバンジ」參看)の如き其一例なり(書紀、續紀、令義解、三代格、元亨釋書、諸宗儀範、白鳥博士說)

テラアヅケ 寺預 「アヅケ」を見よ、

テラウケシヨウモン 寺請證文 【名義】江戶時代、寺院をして其檀那たるを證明せしめたる文書をいふ、宗旨手形或は寺手形ともいふ、蓋し士民をして必ず其歸依する寺院を有せしめ、強制的佛敎信者たらしめしものにして、其意耶蘇敎を禁遏するの意に出づるなり【起原沿革】慶長十六年幕府始て耶蘇敎を禁じ、十七年に至り駿府及び江戶に在る士人の耶蘇敎に歸する者を處刑し、十八年の冬、外國傳敎師を逐ひ、我邦の信徒は改宗歸佛せしめたり、是時所司代板倉勝重京都に在り、天主堂を燒き、改宗を命じ、命を奉ぜざる者は盡く津輕に放ち、佛敎に歸する者は其寺院より請合の證印を取れり、是を起原と爲す、然れども此時單に改宗者に止まりしが、後尋で一般人民をして、每戶所屬の寺院を定め、各寺院をして之を證明せしむる事となれり、其證明書式は一定の法なく、一檀家每に之を證明するあり、檀家の全數を列記して之を證明するあり、或は檀家寺院と之を連證するあり、各地の便宜に從うて施す、後奸濫假冒の徒あるを以て、其弊を防がんが爲め、改めて宗旨人別改となす、然れども婚姻、旅行、移住及び吉利支丹類族の死生、其他婢僕となる者は必ず寺請證文を受け、以て其身を證せざるべからざりき、切支丹宗(「キリシタンシユウ」)參看(史學雜誌「吉利支丹宗門改考」)

テラコヤ 寺子屋 【名義】江戶時代、市井に於て兒童を敎育したる私塾、專ら習字讀書算術等を敎ふ、もと寺院にて之を敎へたるより此稱起りたり、敎師を手習師匠、生徒を寺子、入學を寺入といふ【起原沿革】鎌倉時代、稀に僧侶等が附近の小兒等に、讀書等を授けし事ありしが、室町時代より、桃山時代の末に及び、漸く發達したりしも、詳かならず、江戶時代に入り始めてやゝ完全なる姿を呈し、私塾を設けて兒童を集め、純然たる修學所となり、都市鄕村に至るまで殆ど普く設けられたり、敎師は幕臣、藩士、浪人、商人、農民、醫師、神官、僧侶等凡ての階級に亘りて之ありき、而して其尤全盛を極めたるは、安政年間までにして、爾來は世漸く騷擾し、江戶詰の諸藩士等相繼いで歸國したるより、寺子屋はまづ山の手より衰へ初め、慶應年間に至りては、下町にも及ぼし、明治の初年大に衰頹したり、後ち小學校の設立せらるゝに際し、寺子屋の多くは廢業し、中には私立小學校に變じたるもありき、今江戶時代の寺子屋に就きて細說すべし【敎場】郡部にては多く寺院を以て之に宛てしが(中には百姓屋、浪宅等敎師の身分によりて差異あり)市內にては寺院境內、藩邸にもありたれども、大抵市街の民家なりき、これ敎師の宅卽ち敎場なりしによる、場內には机(天神机と稱す)を數行に排列し、男女の席を分ち、敎師は側面に位地を占めて監視に便にしたり【學課】習字を主と爲したれども、同時に字義、句意、文意等を併せて說明し、手本は六諭衍義略、女敎訓鏡、女今川、江戶方角、國盡し、口上文、請取書、手紙の文、商賣往來、番匠往來、庭訓往來等を用ひ、自ら讀方、作文、地理、修身等の科目を含有せり、而して此外讀書、算術、裁縫、茶湯、立花等をも、

其望によりて授け、讀書は、男兒は、實語敎、童子敎、古狀揃、三字經、四書、五經、文選等、女兒は、百人一首、女今川、女大學、女庭訓往來等なれども、只素讀のみに留り、解釋に亘らず、算術は、八算、見一、相場割等にして、裁縫は妻女之を敎へしが、習ふもの尠なかりき、また別に御談義と稱し、一六三八等の日を定め、忠臣義僕孝子節婦の履歷逸事を述べ、訓戒の用に供したりといふ、大體の授業課目は右に述べたるが如しと雖も、土地によりて多少の相違あり、一例を擧ぐれば、麴町、麻布、赤坂、四ッ谷、牛込、小石川、本鄕等俗に山の手と稱する處は、士人の住居する者多かりしより、手本には千字文、唐詩選等を用ひ、書風は御家流なるが多く、また算術の如きは學ぶもの尠なかりしが、神田、日本橋、京橋、芝、下谷、淺草等下町と稱する處は商工人多かりしより、手本には商賣往來、番匠往來等を用ひ、且つ算術の初步は、必要上之を學ぶもの多かりき、また郡部にては商賣往來に代ふるに百姓往來を以てしたるは、農民に適したるが故なり、而して山の手の師匠は、比較的學識の高きもの多かりしといへり【授業】習字は生徒五六名づつを師の面前に呼び出し、交々筆意を授け、やゝ細字を習ふものは、白紙に認めて師の机上に出せば、朱書して拙字誤字を正し、併せて筆意を敎へ、讀書は晝八ッ時退散前に、生徒を一處に驅り集め、當番(師の手代りなも勤むるものにして生徒中の年長者なり)音頭を取り、一句を讀誦し、衆生徒これに和して讀誦一遍すれば、直ちに退散せしむ、乘算九々を讀ましむるもまた之に準ず【試驗】每月五回、卽ち六日目每に淸書を行ひしも、手本の文字を暗讀書し得ざるものは、之を許さゞりき、なほ每月末に習ひ畢りたる手本の演習を爲さしめ、年末には十本の手紙を暗書せしむる等の事

あり、また別に四月八月の二回に席上揮毫を行ふ、并に試驗又は奨勵の意にして、優等なるものには賞品を與へたり、但毎月の清書は評點のみなりき【管理】授業時間は朝五ッ時より晝は八ッ時までにして、時間中は容易に席を離るゝを許さず、もし要事ありて、席を離るゝ時は、師又は當番の許可を得る規定なりき、また退出前には、當番より草子の點撿を受けたり、生徒の席は男女を區別し、常に爭論絶えざる者は、坐を變更して離隔せしむる等の事あり【謝禮】授業料は師家より其一定の額を定めず、凡て父兄の意に任せたるのみならず、月々に之を徵收せず、故に町家の謝儀は五節句に集り、士人の謝儀は盆暮に集りたれば、月收を豫算する能はざりしも、四季折々の贈物は頗る多かりき（日本教育史、風俗畫報「寺小屋」）

テラジユ　寺主　「ジシユ」を見よ、

テラブギヤウ　寺奉行　寺社奉行（ジシヤブギヤウ）を見よ、

テラホツシ　寺法師　三井寺の僧を云ふ、延暦寺の僧を山法師と云ふに對するなり、徒然草に「惟繼中納言は（中略）寺法師の圓伊僧正と同宿してけり、文保に三井寺燒かれし時、坊主に逢ひて、御坊をば寺法師とこそ申つれど、寺はなければ、今よりは法師とこそ申さめと云はれけり、いみじき秀句なり云々」とあり、

テラヤクシヤ　寺役者　東寺の住侶を云ふ（寺官抄）

テルタヘ　照妙　「アカルタヘ」を見よ、

と

ト　斗　物をはかる桝目の名、其量十升を一斗とし、十斗を一石と爲す、唐令十龠を合と定めし數に據れば、小量の斗の積は、小尺八百一十寸、今の六升六合二勺七撮餘とす、「マス」參看、

ド　度　「モノサシ」を見よ、

ド井ウヂ　土井氏（下總古河）　姓は淸和源氏、攝津守賴光の後、美濃源氏土岐の庶流、土居貞秀の末孫なり、利勝に至りて大に興る、はじめ水野信元、天正三年織田信長の命にて三河岡崎に於て自殺す、時に信元の妾某（佐田則勝の女）懷胎したりしが、土呂村に隱れ、小市郎利勝を產む、後ち土居村の名主小左衛門利昌に嫁す、利勝因りて、利昌の家を嗣ぐ、幼より徳川家康の近側となり、天正七年德川秀忠の傅となる、後ち從四位下少將に任じ、土居を改めて土井と號す、慶長七年壹萬石を下總國に加賜、小見川を治む、尋で叙爵して大炊頭と稱す、其後屢々加封を受け、寬永十年移りて古河城に治し前封を併せて拾六萬餘石を食む、正保元年八月三男利長（延享四年二月、利信の時、三河西尾より刈谷城に移り治し、二萬三千石を領す）四男利房（天和二年三月、越前に移封し大野城を治め、四萬石を領す）に各一萬石を分封す、延寶三年四月利久除封、更に支封利益に六萬石加賜せられ、宗祀を繼がしむ、其後志摩鳥羽、肥前唐崎等に移封し、寶曆十二年九月利里の時、また下總國に移封し、古河城に治す、文政五年三月利厚老中の累勤を以て壹萬石加賜、前封を併せて八萬石、子孫いづれも相繼ぎ、明治に至り華族に列せられ、各子爵を授けらる（藩翰譜、德川加除封錄、華族譜）

（刈谷大野落）

○利勝——利隆——利重——利久——利益——利實
　利延——利里——利見——利厚——利位（ツラ）
　利亨（ナホ）——利則——利興（トモ）

三河國刈谷（二萬三千石）
○利長——利意（モト）——利庸——利信——利德（ノリ）——利制（ノリ）
　利謙（カタ）——利以（モチ）——利行（ヒラ）——利祐——利善（ヨシ）——利教
　忠直

越前國大野（四萬石）
○利房——利知（トモ）——利寬（ヒロ）——利貞——利義（ノリ）——利器（カタ）
　利忠——利恒——利剛

ドイツ　獨逸（獨乙）　歐羅巴の一帝國【位置】北は日耳曼洋、丁抹及びバルチック海に、西は和蘭、白耳義及び佛蘭西に、南は瑞西及び墺地利に、東は墺地利及び魯西亞に接す、面積廿一萬千百九十六方哩、北緯四十七度十八分より五十五度五十二分に至り、東經五度五十分より廿二度五十分に達す○普魯士、ババリヤ、サキソニイ、ウルテンブルグの四王國、六の大公國、五の公國、七の侯國、三の自由部府、一の帝領等を包有す、首府を普魯士の伯林とす【沿革】西曆紀元八百四十三年、シヤーレマン帝國、日耳曼佛蘭西以太利の三國に分れ、日耳曼はルイ之を統轄す、ルイ四世崩ずるに及び、王統を廢し、コンラツト一世を選出して王と爲す、時に九百十一年なり、九百十九年よりサクソン侯ヘンリ王と爲り、千二十四年まで此王統支配す、其後フランコニア公コンラツド一世代り、此王統百一年間君臨す、千百廿五年ホウフエンストウフエン王統立つ、千二百五十四年王統絶え國內亂る、千二百七十三年ハアスバルク王統起り、千四百卅八年アルベルト二世即位より以後、常に墺地利家より皇帝を出せり、然れども勢力少なく、國內

の諸侯皆獨立の狀を爲し、各邦其沿革を同くせず、千五百年頃宗教改革黨起りて國內穩かならず、千六百十八年に至り、新舊兩宗教黨の爭起りて、三十年間の久きに及び、千六百四十八年に至り日耳曼帝は諸國とウエストフアリアに條約を結びて事終る、然れども之が爲め日耳曼は土地を失ひて國力大に疲弊し、ネザーランド及び瑞西は獨立を得、各諸州は權力を逞くして獨立の狀と爲る、千八百六年拿破崙の爲に蹂躙せられ、日耳曼帝フランシス二世帝位を辭し、墺地利を帝國と稱す、殆ど一千年にして帝稱廢す、千八百十四年拿破崙帝位を失ふに及び、維納會議及び巴里條約に據り、日耳曼は聯邦組織となり、之に加入せるは、墺地利帝國、普魯士王國、ババリア王國を始め、三十九ありて、墺地利を盟主となす、千八百六十六年普墺戰端を開き、普勝を得てメキン河の北ゼルマニイ全部を其管下に歸せしむ、千八百七十一年、普國王ウヰリアム一世推されて帝位に卽き、再び日耳曼帝國を見るに至る、爾後其統繼ぎて現今に至れり【交通】萬延元年七月獨船品川に來り、條約を結ばんことを請ひ、幕府之を許し、十一月假條約を結び、文久三年十二月更に本條約を結ぶ、尋で明治二年正月獨逸北部聯邦と假條約書を交換し、九月本條約を結び、彼我公使を派遣して駐劄せしむ、三十年條約を改正す、現在の條約卽ちこれなり（萬國歷史、萬國地理、外交志稿、法令全書）

ドイツキ　土一揆　土民の蜂起して企てたる一揆をいふ、「イツキ」を見よ、

ド井トシカツ　土井利勝　【名號】幼名松千代、通稱甚三郎【系統】利昌の嫡子、實は水野信元の庶子にして德川家康と從弟たり【事蹟】幼より家康に近侍したりしが、天正七年より德川秀忠に仕へ、廩米二

百俵を給ひ、十九年更に采邑千石を賜ふ、文祿四年豐臣秀次罪を父秀吉に得るや、秀忠を擁して質とし、其禍を免れんと圖りしかば、利勝は大久保忠憐の諫により、急に秀忠を奉じて伏見に遁る、慶長五年石田三成等の事を構ふるに際し、秀忠に從ひて山道より西上し、信濃上田城を攻むるに及び、諸軍を指揮したり、七年十二月下總小見川にて一萬石を賜ひ、十年叙爵して大炊頭と稱し、秀忠の家老となる、十五年佐倉に轉じて、三萬二千四百石を領し、老中に補す、大阪冬夏の陣には帷幄に在りて密議に參し、爾來頻りに所領を加へ、寬永二年上總下總近江常陸等の地十四萬二千石を食み、又始めて佐倉城を築く、三年八月從四位に叙し、九月侍從に任ず、九年秀忠薨じ、家光の立つに當り、密に謀る所あり、家光の弟忠長を奉じて主となし、家光を廢すべしといへる書狀を諸大名に同送したるに、多くは其事を幕府に告げたれども、忠長并に加藤忠廣のみは祕したるが爲め、幾もなく二人共に罪を得たりといへり、これ蓋し諸大名の意中を探りたるものにして、利勝の畫策に出づと稱せらるゝも、事祕して傳はらざれば、詳細を知るに由なし、十年四月古河城に移りて十六万餘石を領し、十五年十月、連署を免じて大老に陞り、正保元年七月十三日卒す、年七十二（藩翰譜、德川實紀、野史）

トイノゾク　刀伊賊　女眞（ヂヨシン）を見よ、

トウ　頭　藏人頭を云ふ、「クラウドドコロ」を見よ、

ドウ　胴　鎧の名所、「ヨロヒ」を見よ、

トウアン　東菴　東堂（トウダウ）を見よ、

トウ井ン　東院　神祇官（ジンギクワン）を見よ、

トウ井ンキンカタ　洞院公賢　【名號】中園入道前太政大臣と稱す【系統】實泰の子【事蹟】延慶中參議に任じ、正和文保中正二位に累進し、大納言となる、後醍醐天皇の寵を被り、元德二年三月內大臣と爲り、元弘元年二月辭す、正慶二年六月再任、建武元年九月また辭す、同二年二月右大臣と爲り、同四年六月之を辭す、康永二年四月左大臣に任ぜられ、貞和二年六月辭す、同四年十月太政大臣に任じ、觀應元年三月辭す、延文四年四月出家、同五年四月六日薨ず、年七十、尤も禮典に通じたりといふ【著書】園太曆、皇代曆、歷代最要抄、略代鈔等（公卿補任、大日本史）

（公賢花押）

トウ井ンキンサダ　洞院公定　【名號】後中園前左大臣と稱す、法名元貞【系統】實冬の子【事蹟】應永二年三月內大臣と爲り、尋で辭す、同年九月右大臣に任じ、同三年七月左大臣に轉じ、同五年十二月辭す、同六年六月薙髮して法名を元貞といひ、其日卽ち十五日を以て薨す、年六十、公定博識にして、諸氏の系譜を諳じ、尊卑分脈十四卷を作る（公卿補任、野史）

トウ井ンサネヒロ　洞院實凞　【名號】初め實博と曰ふ、東山入道前左大臣と稱す、法名元鏡【系統】滿季の子【事蹟】文安二年正月內大臣に任じ、寶德二年五月辭す、享德二年七月右大臣と爲り、康正元年八月左大臣に轉ず、長祿元年四月辭し、尋で出家す、年四十九、實凞家傳の文書を受け、能く朝議に熟す、世人稱して洞院家又其人に乏しからずといふ、致仕して東山に閑居す、時人呼びて東山左府といふ【著書】拾芥抄、名目抄等（公卿補任、大臣補任、野史）

トウ井ンサネヨ　洞院實世　参議・従二位　洞院左大臣と稱す　参議公賢の子　計算　嘉暦元徳の間參議を經、權中納言に至り、右衞門督檢非違使別當を兼ね、正三位に叙す、後醍醐天皇奈良に幸するに及び、北條仲時、同時益等、實世を囚へて小田貞知の家に幽す、光嚴院命じて其官を削る、後ち事平ぎて官を復す、建武二年忠房親王に從ひ、足利尊氏を討ち、明年歸る、又北畠顯家と共に尊氏を京都に伐ちて之を走らせ、功により正二位に進み、尊氏の再び京を犯すや、後醍醐天皇に從て延曆寺に避け、更に兵を帥ゐ尊氏と戰うて敗績す、天皇櫻宜を以て和を媾するに及び、皇太子恒良親王に兵を授けて越前に遣はすや、新田義貞これに副たり、實世亦勅によりて補佐す、後ち吉野に歸り權大納言となり、右大將を兼ぬ、既にして後村上天皇即位し給ひしも、年尚ほ幼なるを以て、實世、藤原隆實と共に機務を參決せり、後ち從一位左大臣に叙す、正平十三年薨ず、年五十一（大日本史）

トウ井ンドノ　洞院殿　大炊殿（オホヒドノ）を見よ、

トウウヂ　東氏　姓は平、桓武天皇の玄孫良文より出づ、その後裔胤頼、下總國香取郡東庄に住し、三十餘郷を領す、仍て東を氏とす、源頼朝の兵を擧ぐるに當り、父常胤と共に之に屬し戰功あり、孫胤行、承久二年功により美濃國郡上郡山田庄を賜ひしを以て、ここに移り篠脇城を築きて住む、十一代常緣は有名なる歌人にして、歌道與隆の爲め上京すべき旨勅諚によりて、將軍家より御教書を賜ふ、その後十四代盛數六郎左衞門尉と稱す（實は庶流遠藤胤好の二男）武名高く遠藤盛數の名四隣に聞えしかば、遠藤を胥し、それより久しく東氏を稱せず、郡上郡八幡城を築きて住す、其子慶隆永祿七年織田信長に仕へ、天正十二年豐臣秀吉に仕ふ、十五年一萬五千石を領し、美濃小原に居す、慶長五年關ヶ原の役の功により二萬六千石を賜ひ、郡上郡八幡城に治す、元祿五年五月常久一萬六千石を削られ、嗣子胤親常陸下野の兩國に移封し、十一年三月近江國三上に移封、弘化二年四月胤緒若年寄の功を以て二千石加賜（一萬二千石となる）せられ城主格となる、子孫相襲さて明治に至り、十一年本姓東に改む、華族に列し子爵を授けらる（家譜）

○胤頼——重胤——胤行——行兵——時常——氏村

常顯——師氏——益之——氏數——常緣——元胤

常慶——盛數——慶隆——慶利——常友——常春

常久——胤親——胤時——胤忠——胤宮——胤緒

胤昌——胤城

トウエイサン　東叡山　寛永寺（クワンエイジ）を見よ、

トウエイザンノタタカヒ　東叡山戰　明治元年正月、德川慶喜の、鳥羽伏見の戰に敗れて江戸城に歸るや、幕士中、薩長の二藩は、幼沖の天皇を擁して私を謀るものなれば、之れを殲滅すべしといへる主戰論の聲高かりしと雖も、慶喜は錦旗に抗するを欲せず主戰の徒十餘人、四ッ谷圓通寺に會し、朝敵の汚名を雪ぎ、且つ家跡を繼承せしめられん事を朝廷に哀訴せんことを謀り、尋で二月、淺草本願寺に屯するに及び、來り加はるもの多く、忽ちにして五百餘人に達せり、因て隊を編して彰義隊と名づく（實は此時に當り、慶喜追討の官軍東下して江戸に著せしかば、慶喜は城を出で、東叡山中の大慈院に屏居して恭順の意を表せり、茲に於て彰義隊の徒も、慶喜を慕うて山内に移り、諸坊を以て屯營に充て、日つ新に池田大隅守、澁澤誠一郎を隊長とし、其餘准隊長、頭取及び會計、記錄、器械の三掛を設く、總勢凡て一千五百人なり、既にして遊擊、步兵、猶興、純忠、精忠、貫義、旭、臥龍、神木、松石、万字、馬勝、萬字、浩氣、白虎、水心の十五隊、二千五百人亦來り屬す、皆幕府直參の士、若くは脫藩の諸士たり、故に彰義隊の勢力漸く大にして、總督府より屢々解散を命ぜられしと雖も、常に辭柄を設けて之を拒む、慶喜も其暴動を愛ひ、諭告する所ありしも從はず、因て慶喜は、山内を出で、常陸水戸に退く、かくて五月十四日に至り、總督府より翌十五日を以て、東叡山を追討すべきの命、諸藩に下れり、山内の諸隊之を聞き、各々部署を定め、大砲を備へ、官軍の來り攻むるを俟つ、十五日早曉、鹿兒島、萩、佐賀、鳥取、岡山、熊本、德島、柳河、佐土原、津、彦根、名古屋、新發田等の諸藩の兵、東叡山を圍み、四方より攻め入らんとす、山兵即ち、彰義、萬字の二隊を以て黑門口を守り、鹿兒島、熊本の兵に當り、神木、浩氣の二隊は、穴稻荷門に備へて、岡山、柳河、名古屋、佐土原の兵に當り、下寺通の三門は遊擊、純忠、精忠の三隊、これを守りて德島、彦根、新發田の諸藩に當り、谷中門は彰義、步兵、旭、萬字、松石の四隊これを守り、萩、岡山の兵に當る、特に黑門口は一山の咽喉なれば、山兵は防禦頗る勉め、巨砲を山王臺上に備へて、敵の銳鋒を挫きしが、津の兵山下の南邊に現れて、俄に狙擊を加へ、山兵倒るゝもの多し、黑門に向へる官軍大に勢を得、遂に新黑門外なる曠道を衝ぢて、側面より亂入し、黑門の守り遂に敗る（續本）黑門の敗れしと相前後して、下寺通の三門、谷中門、穴稻荷門等

皆敗れ、門主公現法親王は圍を脫して奥州に走り、山内の諸隊悉く潰ゆ、此日戰未だ酣なるの時、岡山以下の諸藩兵は、岡山、水戸の兩藩邸より、池を距てゝ、山の側面を砲擊せしが、正午過ぎに至り、砲火交殊樓より發し、朱網に炎を飛ばし、折、東四南の諸門より入りたる官軍等、同時に諸坊に放火せしかば、只僅かに清水堂を殘せるのみにして七堂伽藍忽ちに烏有に歸せり（東叡山戰爭始末、彰義隊實歷鈔）

トウガ　東雅　著述　二十卷、新井白石全集第四に收む　新井君美雅に倣ひ、和名類聚抄に據りて、本邦の物名を解釋考證したるものにして、語源の研究に至りては、獨特にして創見のもの少からず、天文、歲時、地輿、神祇、人倫、宮室、器用、飮食、穀蔬、果蓏、草卉、樹竹、禽鳥、畜獸、鱗介、蟲多等の諸部に分つ、東雅とは日東爾雅の義なり、卷首に安積覺、室直清の序あり　著者　新井白石、享保二年の頃、深川の寓居に在りて之を遂述し、翌三年夏より改刪を加へ、四年二月に至りて其功を畢ふ（新井白石全集）

トウガイジ　東海寺　名所古蹟　武藏國荏原郡品川北馬場○萬松山と號す　宗旨　臨濟宗、大德寺末　起原　沿革　寛永十四年將軍德川家光命を下して、舊來の長德寺等を他に移轉し、其跡を澤菴に與へて當寺を建立し、翌十五年十一月に落成し、澤菴入院の式を行ふ、乃ち澤菴を開山となす、澤菴示寂の後、住持は輪番にして毎年八月に交代する事となる、元祿七年三月火災に罹りて燒失す、同年十二月、再建の事あるや、將軍德川綱吉殊に命じ、幕府城内の一殿を賜うて本坊となし、總て總門、中門、山門、南門、鐘樓、浴室、佛殿、客殿、北の間（歷代將軍の位牌を安置す）御成書院等落成し、結構莊麗を極めたり、家光が澤菴に對して、法を問ひたる跡なりと云へる釣玄室は、

トウカイダウ　東海道　七道の一、西宮記にヨカミノヘツミチ、又ウヘツミチと訓めり、後世は單に海道筋とも稱す、本邦の中央に位し、太平洋に面する一帶の地方、伊賀、伊勢、志摩、尾張、三河、遠江、駿河、甲斐、伊豆、相模、武藏、安房、上總、下總、常陸の十五ヶ國より成る、北は東山道に界し、西南は畿内及び紀伊に接し、東南は太平洋に瀕す、上古は此地東夷の巢窟にして、崇神天皇十年武淳川別を東海に遣り、蝦夷を平げ、會津の地に至て還りしこと、書紀に見えたるも、其東國とあるは、後世の追書にして、景行天皇の四十年、日本武尊を遣はし東夷を征服す、此頃より山東（碓氷坂東）の諸國を稱して吾嬬國といへり、崇峻天皇二年宍入臣雛を東海道に遣て東方濱海諸國の境を觀せしむ、而して此東海道も亦追書に係る、孝德天皇大化二年、國郡の制を定め、高向臣等を遣て、逢坂より以東の諸國を總領せしめ、吾嬬諸國を分て、相模、武藏、上總、下總、上野、下野、常陸、陸奥八國と爲す、天武天皇十四年九月、直廣肆廣勢朝臣牛飼を京海使者と爲し、國郡を巡察せしむ、是分道の源たり、文武天皇の御宇始めて七道を分ち定め、伊賀、伊勢、志摩、尾張、三河、遠江、駿河、甲斐、伊豆、相模、上總、下總、常陸十三箇國を以て東海道と爲す、元正天皇養老二年、上總より安房を分置し、光仁天皇寶龜二年武藏國を、東山道より東海道に改め、十五箇國と爲す、是に於て其制全く定まる、延喜式の制、東海道、伊賀、伊勢、志摩、尾張、三河を近國と爲し、遠江、駿河、伊豆、甲斐を中國とし、相模、武藏、安房、上總、下總、常陸を遠國と爲す、治承年中、源頼朝府を相模國鎌倉に開くに及び、海道の往還繁く、六十三次の驛名あるに至る、降りて德川氏、武藏江戸に幕府を樹つるや、五十三次の驛を定め、驛傳の法を設く○按ずるに、江戸時代における所謂東海道の稱は、古昔に所謂東濕道とは、其意味を異にす、古昔の東海道は地方を分劃せる稱呼にして、江戸時代のは、路程に關する稱呼に係り、街道の義なり（古き意味においての東海道の義に用ふる場合ありしは勿論なり）卽ち江戸より京都に達する通道の意に過ぎず、故に他の、中仙道、奥州街道、日光街道、甲州街道と共に五街道と稱し、本海道に五十三次をおきたるなり、今便宜上此處に合叙す、詳しくは「ゴカイダウ」を見よ（驛遞志稿、國郡沿革考）

トウキウヰン　東求院　近衛前久（コノエサキヒサ）を見よ、

トウキヤウ　東京　名所舊蹟　帝國の首府にして、江戸の改稱なり、武藏國の南隅に位し、東京灣を擁す、麹町、神田、日本橋、京橋、芝、麻布、赤坂、四ツ谷、牛込、小石川、本鄉、下谷、淺草、本所、深川の十五區より成る、東西二里二六、南北三里一一、面積四方里七里あり○戸口は明八年の調査になれば、四十八萬五千廿四戸、百九十六萬九千八百卅三人を有せり（續本）もと江戸と稱し、德川氏の城下たり、十五代慶喜の時、政權を奉還し、維新の大業やゝ其緒

に就くや、明治元年正月叡與大久保利通、大阪遷都の議を上りしも行はれざりしが、幾もなくして遷都の說漸く廟堂の間に熟したりと雖も、なほ名古屋江戸等の諸說ありて、未だ決するに至らざりき、既にして四月江戸開城の事ありしかば、五月新に江戸府を開きて民政を掌り、鎭臺府を設けて軍務を行ひしが、七月に至り、江戸を東京と改稱せられ、同時に江戸府、鎭臺府を廢して、東京府、鎭將府を置きたり、此月車駕京都を發し、十月江戸城に臨幸あり、江戸城をまた東京城と改稱せられしも、遷都の事、未だ成らず、駐蹕僅に月餘にして、十二月京都に還御ありき、然るに大木喬任等盛んに東京奠都の必要を主唱したるより議始めて決す、是に於て二年三月再び東京に行幸し、東京城を皇居と定められ、孚で皇后宮、皇太后宮もまた東上し給へり、此年郡市の境界たる朱引內外を定め、市內を五十區に分ち、官廳、兵營、學校、病院等、みな次を以て設けられたり、四年改めて六大區七十小區に分つ、當時市街は千百七十八町ありき、十一年に及び、更に十五區と爲し、區役所をおく、廿一年市町村制公布せられ、廿二年特別市制を布かれしが、廿一年十月東京市役所の開設を見、始めて完全なる自治市となりたり、なほ東京市は行政區劃にありては東京府に屬す、而して東京府は、東京市及び南葛飾、南足立、北豐島、豐多摩、荏原、南多摩、北多摩、西多摩の八郡、に小笠原島、大島、八丈島の三島を所轄す、

「エド」及び各郡名の條參看(東京案內)

トウグウ　東宮(春宮)　皇太子を云ふ、太子の居所が、皇居の東に在りしより起る、毛詩註疏に「齊侯之子、衛公之妻、東宮之妹、那侯之姨、譚公維私、(傳東宮齊太子也、正義曰、太子居東宮、因以東宮表太子云)」と見え、左傳隱公三年冬の條に、衛莊公娶東宮得臣之妹、曰莊姜、(得臣齊太子也、太子用之、不以敬居上位、故常處東宮云)」と見え、また令義解に「東宮太子之所居也」とあるにて、其義を知るべし、春宮は官舍より移りたる名稱にて、令集解に、「四時氣自東發、卽春准此、故爲東宮、春宮其義無別也」と見えて、東と春と義通ずるより、別する爲めに春宮坊(唐の左右春坊に倣ひたるは云ふまでもなし)と書きしを、終には混用して皇太子を稱することゝなり、又春宮を訓讀して「ハルノミヤ」とも稱するに至れり(官職要解)

トウグウシキ　東宮職　春宮坊(トウグウバウ)を見よ、

トウグウバウ　春宮坊　令制「ミコノミヤノツカサ」とも訓む、又坊官とも「ミヤツカサ」とも云ふ、唐名詹事府、又春坊、後世多く東宮職と春宮坊とを區別し、傳學士を職に兼し、大夫以下を坊に屬したり、四年改めて六大區七十小區に分つ、當時市街は千百七十八町ありき、十一年に及び、更に十五區と爲し、區役所をおく、廿一年市町村制公布せられ、廿二年特別市制を布かれしが、廿一年十月東京市役所の開設を見、始めて完全なる自治市となりたり、なほ東京市は行政區劃にありては東京府に屬す、而して東京府は、東京市及び南葛飾、南足立、北豐島、豐多摩、荏原、南多摩、北多摩、西多摩の八郡、に小笠原島、大島、八丈島の三島を所轄す、

「エド」及び各郡名の條參看(東京案內)

トウグウ　東宮(春宮)　皇太子を云ふ、太子の居所が、皇居の東に在りしより起る、毛詩註疏に「齊侯之子、衛公之妻、東宮之妹、那侯之姨、譚公維私、(傳東宮齊太子也、正義曰、太子居東宮、因以東宮表太子云)」と見え、左傳隱公三年冬の條に、衛莊公娶東宮得臣之妹、曰莊姜、(得臣齊太子也、太子用之、不以敬居上位、故常處東宮云)」と見え、また令義解に「東宮太子之所居也」とあるにて、其義を知るべし、春宮は官舍より移りたる名稱にて、令集解に、「四時氣自東發、卽春准此、故爲東宮、春宮其義無別也」と見えて、東と春と義通ずるより、別する爲めに春宮坊(唐の左右春坊に倣ひたるは云ふまでもなし)と書きしを、終には混用して皇太子を稱することゝなり、又春宮を訓讀して「ハルノミヤ」とも稱するに至れり(官職要解)

トウグウシキ　東宮職　春宮坊(トウグウバウ)を見よ、

トウグウバウ　春宮坊　令制「ミコノミヤノツカサ」とも訓む、又坊官とも「ミヤツカサ」とも云ふ、唐名詹事府、又春坊、後世多く東宮職と春宮坊とを區別し、傳學士を職に兼し、大夫以下を坊に屬したり、四年改めて六大區七十小區に分つ、當時市街は千百七十八町ありき、十一年に及び、更に十五區と爲し、區役所をおく、廿一年市町村制公布せられ、廿二年特別市制を布かれしが、廿一年十月東京市役所の開設を見、始めて完全なる自治市となりたり、なほ東京市は行政區劃にありては東京府に屬す、而して東京府は、東京市及び南葛飾、南足立、北豐島、豐多摩、荏原、南多摩、北多摩、西多摩の八郡、に小笠原島、大島、八丈島の三島を所轄す、

「エド」及び各郡名の條參看(東京案內)

トウグウ　東宮(春宮)　皇太子を云ふ、太子の居所が、皇居の東に在りしより起る、毛詩註疏に「齊侯之子、衛公之妻、東宮之妹、那侯之姨、譚公維私、(傳東宮齊太子也、正義曰、太子居東宮、因以東宮表太子云)」と見え、左傳隱公三年冬の條に、衛莊公娶東宮得臣之妹、曰莊姜、(得臣齊太子也、太子用之、不以敬居上位、故常處東宮云)」と見え、また令義解に「東宮太子之所居也」とあるにて、其義を知るべし、春宮は官舍より移りたる名稱にて、令集解に、「四時氣自東發、卽春准此、故爲東宮、春宮其義無別也」と見えて、東と春と義通ずるより、別する爲めに春宮坊(唐の左右春坊に倣ひたるは云ふまでもなし)と書きしを、終には混用して皇太子を稱することゝなり、又春宮を訓讀して「ハルノミヤ」とも稱するに至れり(官職要解)

トウグウシキ　東宮職　春宮坊(トウグウバウ)を見よ、

トウグウバウ　春宮坊　令制「ミコノミヤノツカサ」とも訓む、又坊官とも「ミヤツカサ」とも云ふ、唐名詹事府、又春坊、後世多く東宮職と春宮坊とを區別し、傳學士を職に兼し、大夫以下を坊に屬したり、四年改めて六大區七十小區に分つ、當時市街は千百七十八町ありき、十一年に及び、更に十五區と爲し、區役所をおく、廿一年市町村制公布せられ、廿二年特別市制を布かれしが、廿一年十月東京市役所の開設を見、始めて完全なる自治市となりたり、なほ東京市は行政區劃にありては東京府に屬す、而して東京府は、東京市及び南葛飾、南足立、北豐島、豐多摩、荏原、南多摩、北多摩、西多摩の八郡、に小笠原島、大島、八丈島の三島を所轄す、

「エド」及び各郡名の條參看(東京案內)

トウグウ　東宮(春宮)　皇太子を云ふ、太子の居所が、皇居の東に在りしより起る、毛詩註疏に「齊侯之子、衛公之妻、東宮之妹、那侯之姨、譚公維私、(傳東宮齊太子也、正義曰、太子居東宮、因以東宮表太子云)」と見え、左傳隱公三年冬の條に、衛莊

トウクワウヰン　東光院　九條種通(クジョウタネミチ)を見よ、

トウクワダウ　東華堂　大內裏豐樂院九堂の一、不老門內、清暑堂の東、栖霞樓の正北三丈の所に在り、長さ七間、橫二間、東西に各三箇所の石階あり、西華堂また之に倣ふ(大內裏圖考證)

トウクワデン　登花殿　大內裏の一殿、後宮にして皇后中宮女御等の在所とす、弘徽殿の北、貞觀殿の西に在り、廣さ七間四面(南北の廂を合せば九間)四方に廂あり、東は廂の外に簀子あり、其中央に反橋の渡廊ありて、貞觀殿の南廂西第一間に通ず、東面に立部を置く、北は廂のみにて、壇及び溝を隔てて徽安門に對し、南は切馬道を以て弘徽殿の北簀子に接し、西は弘徽殿と同じく綱殿にて、西面屋壁、間每に遣戶あり、又弘徽殿との間に築垣の片廂廊あり(大內裏圖考證)

トウケイジ　東慶寺　(臨濟宗圓覺寺派)　相模國鎌倉郡山之內村○松岡山と號す、里俗呼びて縁切寺と稱す(縁切寺)　開基は北條貞時夫人の爲めに不幸に沈める婦女の縁を切りて、之を救ふを寺法とす、縁切寺の名これによりて起る、而して江戸時代の制によれば、婦人ありて出走し來れば、まづ其婦女の陳述する所により、其夫及び媒介人を召喚し、善く實否を質し、示談に附せらるべき見込あるものは、双方を納得して和解せしむ、然れども夫たる者一旦納得の體を粧ひ、途中にて其妻妾を殺す等の事保し難きが故に、充分納得したるや否やを見極めたる後にあらざれば、連れ歸るを許さゞりき、而して示談に附し難きものは、はじめて入寺を許し、二年の間(はじめは三年)在住せしめ、其年限を終れば、寺を出でゝ、何所に縁付くとも勝手次第にして、前夫より何等の故障を言ふこと能はず、なほ妻妾が、夫に追跡せられて走り來るの際、下駄一本にても、寺門內に投げ込めば、最早其夫より自由に成敗するを得ざりしといふ　起原　弘安八年、北條時宗の後室覺山尼の創建する所なり、覺山は、世の婦人が邪見の夫に配し、容易く休離し難き事ありて、寃風に堪へず、自ら身を過つものあるを慨し、斯のごとき婦人にして、もし當寺に入る時は、三箇年の間抱へ置き、佛事修行の趣意を以て、夫との縁を切り、離命の婦人を救ふを寺法とせんことを北條貞時に請ひたれば、貞時は天聽を經、勅許を蒙りて之を許容せりといふ　現況　五世用堂(後醍醐天皇の皇女)の時より松岡の御所と唱へ、紫衣を賜ひ、格式は他の尼宮御所と同樣になりたり、また入寺の期限を改めて二ケ年と爲す、足利成氏は本寺を崇敬し、小田原北條氏もまた、公役を免し、境內の殺生を禁斷せり、二十世天秀(豐臣秀賴の女)元和元年德川家康の命により入院せる時、古來の寺領永百十二貫三百九十文、先規の如く改めて寄附せられ(後ち五百石)、且つ寺法永く絶えざらんことを請うて許されしより、繼新前に至るまで、縁切事を請うて許されしより、繼新前に至るまで、縁切の特權を維持したり、尋で二十二世玉鋼、元文二年五月退院せる後、無住となり、脇坊陸涼軒の住職、東慶寺の寺務を執りしが、維新以後、其特權を失ふと共に衰頽し、方丈並に脇坊の多くは滅亡し、脇坊の首位なる陸涼軒のみ殘り、代りて東慶寺と稱す(鎌倉志、鎌倉覺勝考、相模國風土記稿、史學雜誌「鎌倉松ケ岡の尼寺卽ち世に云ふ縁切寺に附きて」)

トウコク　東國　京畿以東の諸國を指したるも云ふ、書紀崇神天皇四十八年四月の條に「以豐城命、令治東國、是上毛野、下毛野君始祖也」と見え、古事記水垣宮(崇神)の條に、「大毘古命子建沼河別命者、遣東方十二道、而令和平其麾都波奴人等、與其父共往遇于相津」と見ゆ、猶景行天皇紀に、武內宿禰を遣はして、北陸及び東方諸國の地形百姓の消息を察せしめし事あり、國造本紀にも東方十二國と見え、高橋氏文にも東方諸國造十二氏とあり、又孝德紀にも東方八道とあり、本居宣長十二道を解して曰く、伊勢、尾張、三河、遠江、駿河、甲斐、伊豆、相模、武藏、總、常陸、陸奧なるべしと、伴信友の十二國造考に「神武天皇御世天日鷲命を伊勢に、美志留命を紀賀に、崇神御世知々夫に、彦狹島命を上毛野國造に、景行御世豐見足尼を甲斐國造に定めたること國造本紀に見え、常陸風土記に、倭建命巡狩の條に、新治國造毗奈良珠命、崇神御世に筑紫命を紀國造に任ぜられたること見ゆ」とあり、宣長の說とほゞ相似たり、卽ち後の東海東山兩道を概稱したるが如し、天武紀及び萬葉集を案するに、東國と書きてアヅマとよめり、然らば天武天皇以後は吾妻國と東國とは同意義に用ひられしものなるべし、文武天皇以後、東海東山兩道となし、區域定まりし後も尙ほ東國の稱殘れり、鎌倉時代以後に至りては、東國と稱するは、概して坂東及び狹義の關東を指したるに似たり、玉葉及び吾妻鏡に、東國の武士を、坂東武士とも、關東武士とも稱したるにて知らる、猶ほ「アヅマ」「クワントウ」「バンドウ」參看、

トウザ　動座　着座せる者、高貴の人を見て其座を避くることを云ふ、牀を下りて起立し、或は座を去りて跪き、或は地に立つ等、貴賤により一定せず、儀制令義解に「凡在二廳座上一、見二親王及太政大臣一下レ座、左右大臣、當司長官、卽動座、(謂左右大臣、見二親王及太政大臣一卽動座、其太政大臣見二親王一、及親王見二太政大臣一並不動也、民部卿於二主計一亦是當

司長官也、依」律佐職及所統屬官殿（官長に同罪故也、）以外不」動」と見え、弘仁十年六月、諸司朝堂に在りて親王大臣を見ば、起立を以て動座に代へしめたり、然れども猶ほ動座のことあり、玉葉に「治承元年十二月廿六日、此日關白息著袴也、云々、關白起座、（家禮公卿動座）」と見えたり、

ドウサウ　動倉　王朝時代正稅の一なる動用の米穀を貯蓄する倉ないふ、動用倉の略稱なり、「シヤウセイ」參看、

トウサンダウ　東山道　七道の一、山道ともいふ、本邦の東北部に位し、近江、美濃、飛驒、信濃、上野、下野、磐城、岩代、陸中、陸奥、羽前、羽後の十三箇國より成る、東は一帶に太平洋に臨み、西は、一部日本海に、一部は北陸道に接し、極西の一隅は、僅に畿內及び山陰道に連なる、北は、津輕海峽を隔てゝ、北海道と相對し、南は東海道に界す、上古は東海道と共に東夷の根據地にして、崇神天皇四十八年、皇子豐城命を遣はして東國を治めしむ、蓋毛野國に鎭して東方諸國の政を總られしなり、景行天皇四十年信濃國未だ王化に從はざる者あり、日本武尊東征の時、武藏上野を經て信濃に入り、美濃を歷て尾張に還り、近江に至る、五十五年二月豐城命の孫彦狹島王を以て東山道十五國の都督に拜し、未だ任に到らずして薨ぜしこと書紀に見えたれど、當時未だ分道の制なし、崇峻天皇二年七月近江臣滿を東山道に遣はし、蝦夷の國境を觀せしむ、此東山道また後世の道書なり、孝德天皇大化二年國郡の制を定め、相模足柄坂以東を吾婦八國に分つ、武藏、上野、下野、陸奥之に隸す、天武天皇十四年九月、石川朝臣麻呂を東山使者と爲す、文武天皇四年二月巡察使を東山道に遣はし、非違を檢察せしむ、此時既に七道を分置せしものなり、近江、美濃、飛驒、信濃、武藏、上野、下野、陸奥八國を以て東山道と爲す、和銅五年九月、始めて出羽國を置き、尋で東山道に隸す、光仁天皇寶龜二年十月武藏國を以て東海道に隸し、八箇國となる、延喜式の制、東山道、近江、美濃を近國とし、飛驒、信濃を中國とし、上野、下野、陸奥、出羽を遠國と爲す、降りて明治元年十二月、陸奥を分て磐城、岩代、陸中、陸奥の五箇國と爲し、出羽を分て、羽前、羽後の二國と爲し、十三國郡沿革考）

トウサンデウノオトド　東三條大臣　藤原兼家（フヂハラノカネイヘ）を見よ、

トウジ　東寺　名所名蹟　山城國京都下京區九條町○教王護國寺と號し、一に左寺とも稱す、山號八幡山、院號を祕密傳法院といふ　宗旨　眞言宗、總本寺延曆十五年、大納言伊勢人を造寺長官に任じ、羅城門の左右に東西兩寺を建立し、左右兩京の鎭護となす、是れ其始めなり、弘仁十四年東寺を空海に賜ひ、五十口の定額僧を置き、眞言宗の經律論立して、東寺と號す、承和二年始めて教王護國寺と號す、承和十二年、陸奥を分て磐城、岩代、陸前、陸中、陸奥の五箇國と爲し、出羽を分て、羽前、羽後の二國と爲し、十三國と爲す、（國郡沿革考）

トウサンデウノオトド　東三條大臣　藤原兼家（フヂハラノカネイヘ）を見よ、

トウジ　東寺　名所名蹟　山城國京都下京區九條町○教王護國寺と號し、一に左寺とも稱す、山號八幡山、院號を祕密傳法院といふ　宗旨　眞言宗、總本寺　延曆十五年、大納言伊勢人を造寺長官に任じ、羅城門の左右に東西兩寺を建立し、左右兩京の鎭護となす、是れ其始めなり、弘仁十四年東寺を空海に賜ひ、五十口の定額僧を置き、眞言宗の經律論を講ぜしめ、永く密教流布の根本道場と定む、建武中に安置す、天長二年始めて教王護國寺と號す、承和元年十一月、空海を大阿闍梨とし、長者に補任す、爾後相承の長者は勅宣を以て補任す、治承中より大火災に罹り、特別保護建造物なり○慶賀門、東方に在り、寺傳に、延元の役に新田義貞此處を攻めし時、閉さゞりし後、これを開かざることゝなり、あけず門と呼ぶもこゝなるといへり○觀智院、當寺第一の塔頭にして、古き經像等寶物を藏す、佛像及び寶物は、木造毘沙門天像一軀、四天王像四軀、五大尊像五軀、文殊像一軀、十二天面七面、講座に安置の持國、廣目、增長の曆應康永の交、泉涌の我禪勸化して伽藍を修繕す、文明十八年堂舍燒失し、尋で再建の綸旨を賜ふ、明應文龜の頃、再建を企圖せしが、其効を奏せず、天正十九年豐臣秀吉、正親町天皇の勅を奉じ、歷朝施入莊園の內、二千三十石を以て修學法會、幷に伽藍僧坊の修繕料に充つ、文祿三年五重寶塔を再建し、慶長年中高臺院、講堂を造立す、四年、朝旨を奉じて、豐臣德川の兩氏一切經を修繕し經藏に納め、十五年德川家康寺領を定む、寶永年中灌頂院を再建し、寶曆二年四院を再興したり○南大門、本寺の總門なり、四つ街道に面す、明治八年燒失し、後妙法院の古き門を買ひて移し立つ○金堂、南面二重瓦屋、特別保護建造物に屬す藥師如來の像を安置す○講堂、金堂の北に在り、南面、大日如來、及び五大尊四天王等の像を安置す○食堂、講堂の北にあり○觀音堂、講堂の東北に在り、南面、千手觀音、毘沙門、地藏等の像を安置す○四脚門、即ち大師堂、特別保護建造物に屬す、空海像幷に護法神像を安置す○灌頂院、境內坤隅に在り、古は諸堂に通ふ回廊ありしも、今はその礎石のみ存せり○蓮華門、八脚門とも云ふ、西方に在り、最も古き門なり、常に閉して開かず、特別保護建造物なり○方丈、灌頂院の北に在り、南面、長者の住所○大塔、境內巽隅に在り、天長三年の創立に係れる物なりしと云ふも、屢々修造して弘安年中に至りて始めて完成す、後宇多法皇東寺西院に遷御して修法三箇年に渉れり、尋で伽藍現の神號を賜ひ、下野日光に改葬す、然れども社殿等に因り、今日に及べり、神領三千石を有したり、祭祀は、四月十七日に行ふ、明治の代、別格官幣社に列す（官國幣社一覽、古事類苑神祇部）

トウジヨウ　頭書　鎌倉時代裁判の時、評定沙汰の終の後、事書の頭に、評定衆各陳述の是非を書付けたるを云ふ、執筆評定沙汰之落居と云ふ（沙汰未練書）

トウジヨウヰン　東勝院　北條義時（ホウジヤウヨシトキ）を見よ、

トウジヨウジ　東勝寺　所在地　相模國鎌倉名蹟　宗旨　禪宗臨濟派　北條泰時の草創、開山は行勇なり、元弘三年五月、新田義貞に攻められ鎌倉兵北條高時子餘騎を率ゐて當寺に籠る、蓋長崎高重山內の戰に利あらず、歸り來て高時初め一族二百八十三人皆自殺し、堂塔、法成寺、下野藥師寺等に堂童子あり（海人藻芥、塵添壒嚢抄）

トウジキヤウホフ　童子經法　佛教にて金剛童子經により金剛童子を本尊として祈禱する祕密法、金剛童子は童形の忿怒像なり、不空三藏譯の儀軌に、此像幷に祈禱の作法を詳載せり、天台眞言共に行ふ（諸法要略抄）

トウシノチヤウヂヤ　藤氏長者　藤原氏（フヂハラウヂ）及び攝家（セツケ）を見よ、

トウシン　同心　身分　武家の輕卒をいふ　地頭御家人　鎌倉時代には、字義の如く一味同心の意に用ひたりしが、元龜天正の頃に及びて、輕蔑の武士を稱する事となりたり、江戸幕府にてもまた此稱を襲ひたれども、皆諸泰行等に配屬せしめて、大小の庶務を取らしめき、其中町奉行に屬する者は町方同心と唱へ、市內の警察事務に當り、今の巡査の類にして、頗る市民に畏れられたり、幷に同人頭ありて之を率ゐ、なほ各職に隸屬せる同心の名は、掌中大概順に詳しく見えたれば就て見るべし（武家名目抄、掌

の像三軀（以上彫刻）七祖像七幅、山水圖屏風一双、十二天像十二幅、五大尊像五幅、大師行狀繪圖十二卷（以上繪畫）消息卷物、大師遺告文、將來目錄、圓仁入唐求法巡禮記、後宇多天皇宸翰庄園敷地施入狀、同興隆條々事書、同雜日記、同御消息、同大師像讚、後醍醐天皇供養御願文、同御消息、同舍利請文、（以上書蹟）牛皮華鬘、木造天蓋（以上美術工藝）等悉皆國寶なり（扶桑略記、日本逸史、山城名勝志、平安通志、京華要志、國寶目錄）

トウシ　童子　僧家に召仕ふ童を云ふ、法會の時、幡、綱等を引くなり、身分ある僧侶の出行する時は、大童子四人、中童子二人を召具す、又奈良の諸寺、法成寺、下野藥師寺等に堂童子あり（海人藻芥、塵添壒嚢抄）

トウシキヤウホフ　童子經法　佛教にて金剛童子經により金剛童子を本尊として祈禱する祕密法、金剛童子は童形の忿怒像なり、不空三藏譯の儀軌に、此像幷に祈禱の作法を詳載せり、天台眞言共に行ふ（諸法要略抄）

トウシノチヤウヂヤ　藤氏長者　藤原氏（フヂハラウヂ）及び攝家（セツケ）を見よ、

トウシン　同心　身分　武家の輕卒をいふ　地頭御家人　鎌倉時代には、字義の如く一味同心の意に用ひたりしが、元龜天正の頃に及びて、輕蔑の武士を稱する事となりたり、江戸幕府にてもまた此稱を襲ひたれども、皆諸泰行等に配屬せしめて、大小の庶務を取らしめき、其中町奉行に屬する者は町方同心と唱へ、市內の警察事務に當り、今の巡査の類にして、頗る市民に畏れられたり、幷に同人頭ありて之を率ゐ、なほ各職に隸屬せる同心の名は、掌中大概順に詳しく見えたれば就て見るべし（武家名目抄、掌

トウジヨウ　頭書　鎌倉時代裁判の時、評定沙汰の終の後、事書の頭に、評定衆各陳述の是非を書付けたるを云ふ、執筆評定沙汰之落居と云ふ（沙汰未練書）

トウジヨウヰン　東勝院　北條義時（ホウジヤウヨシトキ）を見よ、

トウジヨウジ　東勝寺　所在地　相模國鎌倉名蹟　宗旨　禪宗臨濟派　北條泰時の草創、開山は行勇なり、元弘三年五月、新田義貞に攻められ鎌倉兵北條高時子餘騎を率ゐて當寺に籠る、蓋長崎高重山內の戰に利あらず、歸り來て高時初め一族二百八十三人皆自殺し、堂塔、法成寺、下野藥師寺等に堂童子あり（海人藻芥、塵添壒嚢抄）

トウシヨウダイジ　東照大權現　德川家康（トクガハイヘヤス）を見よ、

トウシヨウヰン　東照宮　朝廷より正保二年十一月德川家康に賜ひし神號、「トクガハイヘヤス」を見よ、

トウセウグウ　東照宮　名所名蹟　駿河國安倍郡久能村久能山○東照大權現と稱す、現今別格官幣社　德川家康薨じ、此地に葬り、社殿を造營す、三年二月東照大權現の神號を賜ひ、下野日光に改葬す、然れども社殿等に因り、今日に及べり、神領三千石を有したり、祭祀は、四月十七日に行ふ、明治の代、別格官幣社に列す（官國幣社一覽、古事類苑神祇部）

トウセウグウ　東照宮　名所名蹟　卜野國上都賀郡日光町○東照大權現と稱す、現今別格官幣社　元和二年家康の薨するや、其遺骸を駿河久能山に葬りしが、其子秀忠遺命に隨ひ、三年二月、此地にトして廟を創建して成る、是より先、朝廷家康に東照大權現の神號を賜ふ、是に至りて宣命使を遣はして廟前に告ぐ、正保二年更に東照宮の號を賜ふ、寬永十一年に至り、三世家光大に土木を起し、十三年に至りて成る、構造壯麗、海內無雙と稱す、而して其神領は二世秀忠の時五千石を附したりしが、四世家綱に至り漸く增して一萬石と爲す、例祭は每年四月九月の兩度に之を行ふ、而して四月祭は之を本御祭と稱し、神幸に供奉する者千有餘人、諸第大名二人を以て祭禮奉行と爲し、專ら其事を監せしむ、大祭には朝廷より奉幣使の發遣あり、日光例幣使と稱す、奉幣使派遣の事は、元和三年四月日光に鎭座せし時をはじめとし、正保二年宮號を賜ふに及び、例幣使下向のことゝ恒例となる、而して將軍親しく本社に參詣する事は、秀忠が元和三年に詣でしをはじめとし、十二代家慶が天保十四年に詣でしを終

りと爲す、若し能はざる時は譜代大名或は高家等をして代らしむ、之を名代といふ（古事類苑神祇部）

トウセウダイゴンゲン　東照大權現　朝廷より元和三年二月德川家康に賜ひし神號、トクガハイヘヤスを見よ、

ドウセン　銅錢　銅にて作りたる錢貨、錢（ゼニ）の條を見よ、

トウゼンジ　東禪寺　高輪○山號佛日山、宗旨臨濟宗、妙心寺派、江戸四箇寺の一○本尊釋迦如來、起原文祿年間慶長の頃、嶺南崇六和尚江戸に來り、日向飫肥領主伊東祐慶の第に投ず、祐慶深く歸依し、廟前に一宇を建立し、師を開山とす、是當寺の始めなり（今の靈南坂）、寛永年間今の地に移さる、境内に伊達氏の墳墓及び原田甲斐の墓あり、幕末英國公使此に宿したりしに、水戸藩浪士襲來して殺傷あり、世に東禪寺の變と云ふ、維新後災に罹り、今大に衰頽す（江戸名所圖會、日本名勝地誌）

（東禪寺境内）

トウゼンジ　東漸寺　郡名下總國東葛飾郡小金町○佛法山一乘院と號す、宗旨淨土宗、關東十八檀林の一、起原文祿年間天正年中の創建に係り、開山行蓮社經譽上人泉庭、檀那は城主高木眞則同胤長なり、初め根本内村に在りしが、五世行譽上人の時、今の地に移し、殿堂を修營し、本堂、元祖堂、鎭守堂、樓門、總門大に備はる、增上寺存應の推擧により、十八檀林の一に列し、寺領五十石を有したり（檀林志）

トウダイ　燈臺　油火を點ずる道具、形ち燭臺の如くにして、上に油盞を置き、下の臺は、もつかう形にしてこうもり高にするなり、切燈臺、結燈臺、高燈臺等の種類あり、切燈臺は、眞丈維記に、上はくも手にして下臺は四方にして、めんを取りたるものなり、切燈臺、上下ともに菊の花の形を爲したるものを菊燈臺といふといひ、類聚名物考は、低きものを切燈臺となし、徵古圖錄は、眞丈維記のを切燈臺として圖を出せり、結燈臺は、朝廷にて公事を行ふ時、其司の座の前にとぼす燈臺にて、細く丸く削りたる木三本を組み立て、上にかはらけを置くなり、梅園奇賞に「木の長二尺二寸五分、木口の丸みのわたり、上は四分、下は六分、三本の足の間きたる間一尺八寸程づゝ上の木口より四寸三分、下に穴をあけて緒を通して三本の柱をねぢりて結ぶなり、柱の下木口より六分上に穴をあけて緒を通し、一本毎に結て男結びにする也、三本共に同じ緒の兩端は柱の際にて取合結び切る、緒の太さは麻の三つぐり也、下の結は三足をつなぎ置也」と見えたり、高燈臺は、普通の燈臺をいふ（眞丈維記、類聚名物考、嬉遊笑覽）

トウダイジ　東大寺　奈良市の雜司○大華嚴寺、恒訊華嚴寺、城大寺、總國分寺、金光明四天王護國寺等の別名あり、起原文武天皇勅願、聖武天皇大佛開眼供養、聖武天皇大佛鑄造、天平十七年鑄造始、三ヶ年間に八度の改鑄を經て始めて成る、高五丈三尺五寸、面長一丈六尺、廣九尺五寸、目長三尺九寸、口長三尺七寸、胸長一丈八尺、腹長一丈三尺、臂長一丈九尺、掌長五尺六寸、他之に稱ふ、銅座大小五十六枚、高一丈、實に我國に於ける古今の大作とす、佛工長は國中造公廨品、治工長は狛本男玉、高市眞國、高市眞廣呂等なり、四年四月開眼供養あり、天皇上皇幸し給ふ、頭首は齊衡年中修理し、治承四年兵火に罹り、重源勸進して、宋の佛工陳和卿之を修補し、文治元年後白河法皇幸し開眼供養を行ひ給ふ、永祿十年再び兵火にかゝりしが、當國の住人山田道安、資財を

（大佛殿）

拋て修補す、卽ち現存の大佛は、頭首は元祿五年、右手は壽永二年の鑄造にて、其外所々に修補を加へたれば、天平創造のまゝなる所は胴體の大部と、蓮座の花片十餘枚に過ぎず、○大佛殿、東大寺の金堂にて、本尊の大佛此内に在り、回廊を繞らし、正面に中門、東西に樂門あり、最初のものは天平十九年功を起し、天平勝寶三年大體の構造を終る、治承四年兵燹に罹る、重源、文治三年四月起功、建久六年竣成して、供養を行ふ、永祿十年十月、再び兵火に罹り烏有に歸す、後ち公慶上人廣く勸進し、元祿十四年工を起し、寶永五年に落成せり、現存のもの是なり、其規模舊時のものに比すれば、砌の面積は七割一分、建物の面積は六割六分、内陣面積は四割四分となれり、（初は二重十一間、高十五丈六尺、東西長二十九丈、廣十七丈、基砌高七尺、東西砌三十二丈二尺、南北砌長三十丈六尺、現今は二重七間、高十五丈六尺、東西十八丈八尺、廣十六丈六尺、基砌六尺餘、東西砌二十二丈三尺、南北砌二十丈二尺）然れども猶木造にては、世界第一の建築物なりと云ふ、現今特別保護建造物となり、大修繕中に屬す、○大佛殿の前に銅燈籠あり、八角にして高さ一丈三尺、大屋に菩薩走獸を鑄出す、天平年間の鑄造にして、陳和卿の修造を經たるもの、今國寶となる、○講堂、大佛殿の後に舊址あり、轉法輪勝義殿とも云ふ、卽ち法輪を轉じて教義を講說する處なり、天平勝寶年中の創立なり、高十八丈、廣九丈六尺、千手觀音を本尊とす、脇士に虛空地藏兩菩薩あり、延喜十七年十二月燒失す、承平五年五月再興す、治承四年兵火に罹り、後ち重源造立し、建仁三年供養を行ふ、永祿十年復兵火に燒失す、爾來起らず、○塔婆、東西兩塔あり、東塔の舊址は、八幡池の南、西塔の舊址は、水門の北側

（講堂）

（法華堂）

に在り、共に天平勝寶五年の建築に係る、東塔は高廿三丈八寸、西塔は高廿三丈六尺七寸、並に七重の層塔なり、東塔は治承四年の兵火に罹り、後造立なし、西塔は永平四年及び雷火に燒失し、長保二年再び火災に逢ひ、万壽三年再興す、爾後廢絶の年詳かならず、○三月堂、大佛殿の東北四町許に在り、法華堂なりの開基、桁行十四間餘、梁行十四間餘、前方は正治元年重源の修補なれども、堂内安置の佛像は本尊不空羂索觀音（乾漆長）日光月光二佛（塑造）天平五年僧長辨の創立なり、天平勝寶三年大體の構造を終る、治承四年兵燹に罹る、重源、文治三年四月起功、建久六年竣成して、供養を行ふ、永祿十年十月、再び兵火に罹り烏有に歸す、後ち公慶上人廣く勸進し、元祿十四年工を起し、寶永五年に落成せり、現存のもの是なり、其規模舊時のものに比すれば、砌の面積は七割一分、建物の面積は六割六分、内陣面積は四割四分となれり、（初は二重十一間、高十五丈六尺、東西長二十九丈、廣十七丈、基砌高七尺、東西砌三十二丈二尺、南北砌長三十丈六尺、現今は二重七間、高十五丈六尺、東西十八丈八尺、廣十六丈六尺、基砌六尺餘、東西砌二十二丈三尺、南北砌二十丈二尺）然れども猶木造にては、世界第一の建築物なりと云ふ、現今特別保護建造物となり、大修繕中に屬す、○大佛殿の前に銅燈籠あり、八角にして高さ一丈三尺、大屋に菩薩走獸を鑄出す、天平年間の鑄造にして、陳和卿の修造を經たるもの、今國寶となる、○講堂、大佛殿の後に舊址あり、轉法輪勝義殿とも云ふ、卽ち法輪を轉じて教義を講說する處なり、天平勝寶年中の創立なり、高十八丈、廣九丈六尺、千手觀音を本尊とす、脇士に虛空地藏兩菩薩あり、延喜十七年十二月燒失す、承平五年五月再興す、治承四年兵火に罹り、後ち重源造立し、建仁三年供養を行ふ、永祿十年復兵火に燒失す、爾來起らず、○塔婆、東西兩塔あり、東塔の舊址は、八幡池の南、西塔の舊址は、水門の北側

（二月堂）

トウダウ　東堂　禪宗の寺院にて、前の住持の居る所、東堂とも云ふ、後に前の住持の稱となる、卽ち東堂は、當山の前住、西堂（西菴とも云ふ）は他山

の前住のことなり、今は東堂と云ふ一職位ともなりて、妙心寺派の如きは、末寺の住持の一職位となせり（勅修清規、禪林象器箋）

トウダウウヂ　藤堂氏（伊勢津）　天武天皇皇子舎人親王の男、船王より出づ、玄孫讃岐權介長宗等兄弟八人、仁德天皇元年九月中原眞人の姓を賜ふ、長宗八世の孫成行、堀河天皇の朝に近江國愛智郡の大領となり、同郡長野郷藤堂村に住す、子孫世襲して郡務を司り、藤堂氏と稱す、一族に井日、多賀、田付等あり、應仁の亂に領地を失ひ、愛智源助越前に到り、長尾景虎に仕へ、一字を授けられて虎高と名づく、其子高虎、淺井長政に仕ふ、淺井氏滅後織田信澄に仕へ功あり、尋で豐臣秀長に仕へ、屢々武功を顯す、豐臣秀吉これを賞し、文祿四年伊豫大洲七萬石を賜ふ、秀吉薨後德川家康に仕ふ、慶長五年關ヶ原役の功を以て、拾貳萬石加賜、移て宇和島城を治む、十三年封を伊賀伊勢兩國に移され、伊勢安濃津、伊賀上野の兩城を治む、其後屢々加封ありて、元和三年三拾貳萬石となる、寛文九年高次の時、伊勢國一志郡及び山城大和兩國の碧田五萬石を次子佐渡守高通に、同三千石を三子正次郎高堅に分封す、元祿十年高堅、高通の嗣となり、其封は高通の封と併せて五萬三千石となり、久居の地に治す、いづれも子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、宗家は伯爵を、分家は子爵を授けらる（系圖、藩翰譜、德川加除封錄、華族諸家傳）

○高虎―高次―高久（久居藩）―高睦―高敏―高治
　　高朗―高悠―高疑―高兌―高猷―高潔
　　高紹
伊勢久居（五萬三千石）

○高通―高賢―高陳―高治―高豐―高雅
　　高敦―高榮―高興―高書―高蠢―高兌
　　高遊―高楊―高聽―高邵―高義―高寬

トウダウウタカトラ　藤堂高虎　名將　通稱　近江の人、初め淺井長政の家人たり、十五歳の時姉川の戰に高名し、十八歳にして淺井家を去り、流涙する事數月の後織田信澄に擧り、尋で豐臣秀長に仕へて、武功を顯はす、豐臣秀吉及び秀長共に所領を賜ふ、其後ち伊勢松ヶ崎、尾州小牧の軍功により二千石加恩あり、尋で紀伊根來、雜賀に四國征伐に從ひ、築紫陣には日向國の先陣して敵を敗り、一萬石を加へられ、天正十五年從五位下佐渡守に叙爵す、十九年秀長卒後、其猶子秀俊に仕へ、朝鮮の役、二千人を引卒して、唐島の番船百四十餘艘を奪ひ、また釜山、南海、晉州等の諸城を陷る、文祿四年秀俊卒せる時剃髮して高野山に入りしが、秀吉召還して伊豫大洲の地を賜ふ（五萬石を加へ七萬石となる）慶長二年再び朝鮮に航し、南原城を屠り、蔚山の後卷し、三年六月更に一萬石を加ふ、既にして石田三成等德川家康を圖るや、高虎密に之を家康に告げて中島の邸に迎へ、更に弟正高を江戸に出して質と爲す、尋で慶長五年家康の上杉景勝を征せんとするや、從うて小山に至り、三成等の擧兵に聞くに及び、直ちに西上し岐阜城を陷れ、關ヶ原の戰には、先陣して南宮山に向へり、十月十二萬石を加へ、伊豫半國を賜はりて、今治城に治す、十一年妻子を江戸に移す、九月備中に於て二萬石を加增し和泉守と改め、十三年八月伊勢伊賀の地二十二萬九百石餘を賜ひ、安濃津の城主となる、尋で大阪兩度の陣に功あり、從四位下に陞り、伊勢國鈴鹿の地二萬石を加へ、凡て二十七萬九百五十石を領す、元和三年史にて同國田丸の地五萬石を賜うて三十二萬三千九百石餘となり、寛永二年十一月侍從に任じ、三年八月左少將に轉じ、七年十一月十八日卒す、年七十五（藩翰譜、德川實紀）

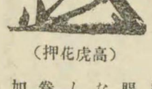
（押花虎高）

トウヂヰン　等持院　足利尊氏（アシカガタカウヂ）を見よ、

トウノチユウジヤウ　頭中將　近衛中將にて藏人頭を兼ねたる人を云ふ、猶「クラウドドコロ」を見よ、

トウノベン　頭辨　辨官にて藏人頭を兼ねたる人を云ふ、猶「クラウドドコロ」を見よ、

ドウハチ　銅鉢　佛具、行道の時擊ちて磬を

爲す、俗呼びて磬（キン）と云ふ（佛像圖彙）

ドウバン　幢旛　佛具、諸寺の堂中に懸くる旛をいふ、幢は梵語脫闍（カツシヤ）、幡は波多迦と云ふ、この旛のなびくに從て人皆佛道に入ると傳へ、旛脚もし人の頭に觸れば、其人罪障を滅する功德ありと信ぜられたり（佛敎いろは辭典）

ドウバン　銅版　天明の初年司馬江漢長崎に遊び、蘭人より西洋の繪畫を學びし時、其術を受けたるを始めとす、其後江漢の門より、亞歐堂、雷洲の二人出づ、亞歐堂は奥州の人にして、初名を永田善吉といふ、松平樂翁に寵せられ、其保護を受けて研究したりといへり、此人一種の割線機械を發明し、自ら彫刻用に供し、丹礬を以て腐蝕藥を造り、技術また江漢より秀でたり、樂翁の命により彫刻したる淺草觀音堂圖、井に高橋景保の爲めに彫刻せし萬國全圖、邊海略圖の類を見て、其技術を伺ふべし、雷洲は中村氏、名詳かならず、江戸の人にして、亞歐堂に劣らざる名工なれども、其彫刻法は專ら西洋式に倣ひ、腐蝕藥も硝酸を用ひたり、川中島戰爭圖、下利根川圖、淺草歲市圖等世に傳稱せらる、これよりして江戸に銅版彫刻の印刷始めて起れり、また京都にても、文化の初め玄々堂（松田保居）長崎にて蘭人より此術を學び、若王子社内十二景圖の如き、尤も著ほる、後ち天保の頃井上九皐あり、九皐は銅版面に漆を塗抹して腐蝕を防ぎ、三角尖の刀を用ひ、繕密のものをも彫刻せり、尋で文久嘉永の際岡田春燈齋、松田敦朝等出で、一時此術大に振ふ、硃に敦朝は聖賢圖志を彫刻して面目を施し、水戸、高槻、加納等諸藩の藩札をも彫刻したりといふ、大阪も、天保の頃中環、中川信輔の徒出で、銅版彫刻の印刷を始めしより、足利義持諸堂字を修繕し、天正年中に豐臣秀吉、寬永年中に德川家光等重ねて修繕を加ふ、寺領は江戸時代一千八百五十石四斗餘ありき、明治十四年火災に罹り、佛殿、法堂、方丈等燒失し、今は往時の大伽藍の一部を存す○山門、二重屋根、足利義持筆妙音閣の額を掲ぐ、閣上に釋迦、及び月盖長者、善哉童子の像、東西の壁上に、十六羅漢の像を安置す、覆樑の彩畫は兆殿司、及び其弟子寒殿司の合作なり、建長年中の建築、天正年中の修繕に係る、○僧堂、今は假本堂となす、宋の無準筆選佛場の額を掲ぐ、中央に釋迦、脇立に迦葉、阿難、四天王の像を安置し、左壇に大梵天等像を、右壇に達摩、臨濟、百丈及び開山聖一國師の像を安置す○轉輪藏、僧堂の北松林に在り、宋の道潛筆の額を掲ぐ、宋版一切經を藏す○成就宮、守護神の祠なり○通天橋、普明國師筆通天の額を掲ぐ、構造は奇巧なり○樓門、通天橋より祖堂に通ふ北端に在り○祖堂、常樂菴と號す、持明院の宸翰の額を掲げ、中央に開山聖一國師像、右壇に達摩、臨濟、及び佛鑑禪師の像を列し、左壇に辨才天、毘沙門天、韋陀天、及び道案の像を列す、堂の上層を傳衣閣と號し、阿彌陀像等を安置す、成就宮の東二町に内山本廟あり、藤原兼實を祀る、境内五萬九千餘坪あり、塔頭子院五十三坊、内三十坊漸次廢合し、今存するもの、萬壽寺、盧光院、龍眠菴、靈源院、退耕菴、瀧藏院、（虎關の塔所）勝林菴、栗棘菴（散書記の墓あり）善慕院、大機院、同聚院、靈雲院（一名不二菴）一乘院、龍吟菴、卽宇院、天得院、長慶院、芬陀院、莊嚴院、桂昌院、願成寺、正覺寺、光明院、永明院、南明院の廿五坊にして、末寺の諸國に散在するもの三百五十寺ありの山門より二町餘り東南の山上に仲恭天皇陵、皇嘉門院御墓、及び光明峯寺殿の墓あり、其附近に藤原後成、及び其女淨如尼の墓あり○寶物は吳道子筆釋迦、文

トウフクジ　東福寺　京區本町○山號惠日山、五山の一○本尊釋迦（嘉禎二年藤原道家の創立に係り、同願經同願經同願之を助け、建長七年に落成し、辨圓（聖一國師）を開山となす、東大興福寺と號す、文永二年藤原實經の各一字を取りて東福寺と號す、弘安二年北條時宗加賀僧侶を請ひ四十一莊を寄附し、真和三年藤原經通佛殿を再建す、應永年中寄附し、貞和三年藤原經通佛殿を再建す、應永年中及び豐臣秀吉、寬

殊、普賢の三幅、明兆筆涅槃像（竪三丈六尺、横一丈二尺）五百羅漢等甚多し（東福寺紀年錄、山城名勝志、平安通志、京華要誌）

トウフクジハ　東福寺派　臨濟宗の一派、辨圓を祖とす、「ベンエン」、「ゼンシユウ」、「リンザイシユウ」を見よ。

トウフクモン　東福門　大內裡八省院二十五門の一、大極殿軒廊の東門、四間を隔てゝ位す、廂門の結構は、廂門兩扉にて、內外の石階三級となす、文明年中傳寫の豐樂院圖に據れば、廂門扉廣四尺あり、蓋步廊の制にて、中壼西壼并に同じ、石階三級にて毎級高さ六寸、廣一尺とす、額は保元三年兼行の書額を撤し、前關白の筆額を揭ぐ（大內裡圖考證）

トウフクモンヰン　東福門院　[名號] 名は和子（カズ）[系統] 德川秀忠の女、母は贈從一位德子 [事蹟] 後水尾天皇の中宮、明正天皇の御母、後光明、後西院、靈元三天皇の御養母なり、慶長十二年生れ、元和六年六月入內、寬永元年十一月中宮となり、同六年十一月院號を賜ふ、延寶六年六月十五日崩す、年七十二、京都市下京區今熊野町の泉涌寺月輪陵に葬る（諸所記、門院傳、陵墓一覽）

ドウボウ　同朋　[職掌] 武家の職名、室町幕府にては、殿中の雜役を勤め、茶事を掌るを茶同朋といへり、江戶幕府にては、殿中にて大名の出入に之を案內し、衣服の着かへ、刀劍の上げ下げ、辨當、茶等の世話を爲し、また將軍の出行に扈從す、數人あり、若年寄の支配にして百俵高十人扶持を給し、別に四季施と稱し、正、四、五、九、十二月に衣服及び其代金を給す、同朋頭ありて之を率ゐ、老中若年寄より諸役人に下す書類を傳達し、なほ奧表坊主衆を統督し、公人朝夕人（「クニンテウジヤクニン」參看）を支配せり、二百俵高にして役料なし、四季施同朋と同じ [起原沿革] 足利義詮の征夷大將軍拜賀參內の儀式を書したる書に、同朋の名見えたれば、其以前よりありしこと明かなり、世多くは、足利義滿の時、管領細川賴之が、將軍を戒飾せんが爲めに置きたりと爲せども誤りなり、はじめは僧を用ひ、某阿彌と稱したりしが、後ち妻を蓄へ仕籍に入る、江戶幕府にては、其創立の時より此職あり、昔によりて某阿彌と稱し、僧體なりしに、慶應二年之を廢したり○同朋はまた西丸にもあり、西丸同朋、西丸同朋頭と稱す（四季草、官制沿革略史、古事類苑官位部）

ドウマル　胴丸（筒丸）　甲の一種、胴だかこみたる體丸く、竹の筒の如く作りしを云ふ、右の脇にて合せ、脇楯、障子板、弦走、栴檀板、鳩尾板等なし、わたがみの上に、相引の緒を覆ふ物を、杏葉の形にして付く、袖あり、草摺は前後合せて八枚、小札、毛引、其他は鎧に同じ、但し札の一段〳〵をあがきにす、中古の桂甲變じて鎧となり、鎧變じて胴丸となりしなり、其名始めて源平盛衰記に見ゆ、「ヨロヒ」參看（軍用記）

トウヤマウヂ　遠山氏（美濃苗木）　姓は藤原、加藤景廉より出づ、その男景朝、建久六年三月美濃國惠那郡遠山莊を賜ひ、遠山大藏少輔と號す、子孫依て氏となす、其八世景俊同國苗木に住す、五世友賢死して子なし、依て同族飯場城主遠山友勝、織田信長の命に依り、苗木の家督を繼ぎ、飯場城を嫡子友忠に讓る、友忠後ち飯場城を男友信に讓り、美濃阿手羅城に居る、父友勝の死後、男友政と共に苗木城に移住す、天正十一年豐臣秀吉命じて森長可の麾下に屬せしむ、肯かず、長可因て之を討つ、友忠父子堅く守りて城陷らず、遂に和して城を授け、遠江國に至り、德川家康に從ひ、菅沼定利に附屬せり、男友政初め織田信長に屬せしが、天正十一年濱松に至り、家康に仕へ榊原康政に附屬し、上野國館林城に住す、慶長五年關ヶ原の役、勳功により本領惠那賀茂二郡の中、一萬五百石餘を賜ひ、苗木城に住す、元和元年大阪役に松平忠明の隊に屬し、戰功あり、子孫相襲ぎて明治に至り、華族に列せられ子爵を授けらる（藩翰譜、寬政重修譜、德川加除封錄）

○友賢―友勝―友忠―友政―秀友―友貞
┌友春―友由―友將（マサ）―友央（ナカ）―友明―友清
└友隨（ミチ）―友福（ヨシ）―友壽（ヒサ）―友祿（初友辭）―友悌（ヤス）―英彥

トウロウノダイジン　燈籠大臣　平重盛（タヒラノシゲモリ）を見よ。

トヲチノコホリ　十市郡　[所在] 大和國 [起原] 古の磐余の地なり、後ち十市縣を置く、古事記に「十市縣主之祖大目之女、名細媛命」と見えたれば、早くより其名あり、孝德天皇の初め、高市、葛木、十市、志貴、山邊、曾布の六縣あり、蓋し國郡制定後之を置きしものなるべし [沿革] 延喜式又十市に作る、和名抄に、飯富、川邊、池上、神戶等の郷あり、郡名考「トイチ」と訓じ、地誌提要「トヲチ」と唱ふ、明治廿九年式上式下と共に礎城郡を置く（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

トヲツラ　十列　[名義] 競馬の一種、二說あり、一は十騎づゝ鑣を雙べて一時に乘出し、其足の遲速を爭ふものなりといひ、山岡俊明、本多忠憲、伊勢貞丈、近藤壽俊等の說なり、一は十番の競馬なりといひ、松岡行義の說なり、而して行義の說に「十列も、競馬も同じ事にて、十つらは、列りて馳することの十つらなればなるべし、されば十番の競馬なり（中略）又十人轡を並べ馳するといふはいと〳〵はかなき說なり、十人にても百人にてもあれ、一度に並びて馳せたらんには、猶十列にてはなくて、一列なりけり」とあり、今按ずるに、吾妻鏡寬元三年八月十六日の條に、十列と競馬とを、別々に勤仕の人名を注したるを見れば、行義の說は成立せざるがごとし、但し前說もまた俄に首肯し難きを覺ゆ、されど馬を馳せて遲速を爭ふ一種の競馬たるは疑なしと雖も、其作法を記したるものなきを以て、之を詳かにする能はず、なほ考ふべし、いま玉葉文治三年二月十一日春日祭の條に「此日始立二春日神馬十列一」云々、乘尻十人云々、路頭行列、先幣、次神馬一疋、次乘尻十人」とありて、その圖を揭げたれば、參考として右に示す、但しこれは路頭行列の圖にして、十列の作法にあらざれば、其心して見るべし、而して後世神事として

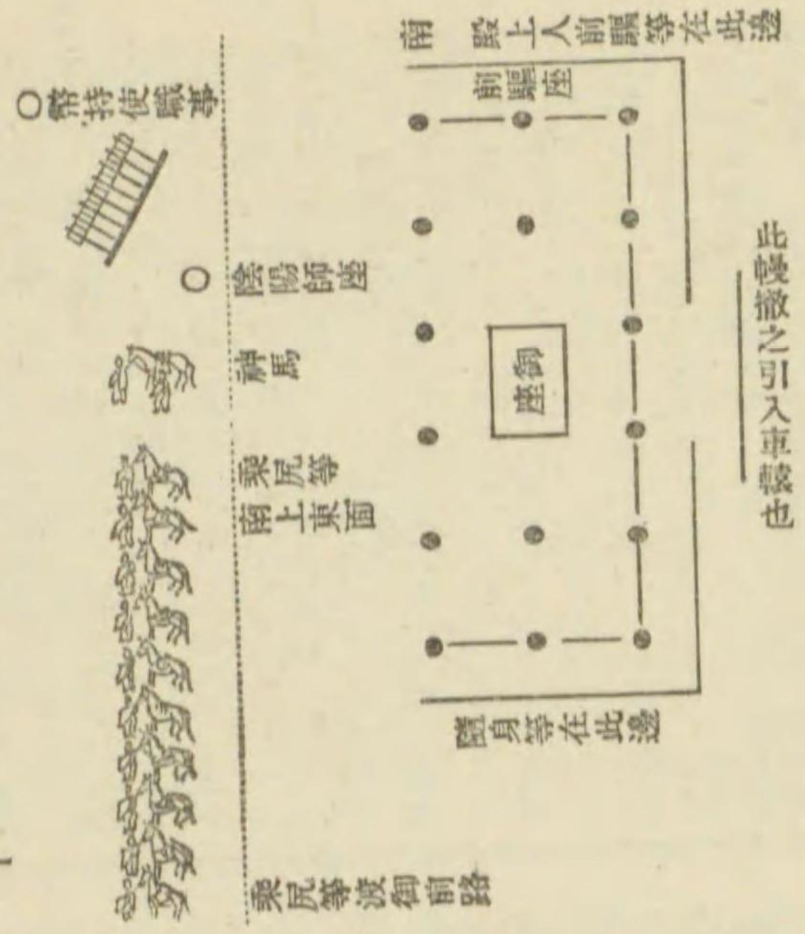

行はれたる十列は、唯祭の場を十列とのみ稱して、靜に乘り渡す事となりたり [起原沿革] 三代實錄元慶八年三月五日の條に「左右馬寮十列細馬、於二仁壽殿東庭一御覽」とあるを初見とす、爾來西宮記、江家次第、明月記、大鏡、著聞集等に散見せり、また神事に行へるは、天延二年八月十一日の宣旨に、石淸水放生會には、隔年每に十列を供奉せしむべしとあるを初見とし、鎌倉幕府にては、吾妻鏡建久六年三月十三日將軍源實朝が、鎌倉大佛に參詣せる條に「止二鞍一口一爲二手搔會十列之移鞍一同寄二進之一」とあるを初見とす、而して朝廷にては鎌倉時代のはじめまで行はれ、鎌倉幕府にては、嘉禎三年八月、寬元二年八月等に行へること吾妻鏡にあれば、時々行ひしものなるべし（嘉禎寬喜共に鶴岡の神事なり）また神事の十列は朝廷にて其式絕えたる後までも、なほ行はれ、室町時代まで其名殘を留めたるがごとし（吾妻鏡、玉葉、尺素往來、十列考、後松日記、貞丈雜記、類聚名物考）

トガシウヂ　富樫氏　姓は藤原、鎭守府將軍兼武藏守藤原利仁の後なり、利仁の子齋宮頭叙用、其子吉信、其子忠頼と相續ぎて加賀に住し、子孫蕃衍して齋藤、林、富樫三家に分れ、加賀越前を領す、忠賴の子加賀介吉宗、其子富樫介家助相續ぐ、家道に至り木曾義仲に隨て戰功あり、其子家經、賴朝より加賀國を賜はると云ふ、其子家直承久亂に武家に忠を盡す、泰村昌家に至りて足利氏に仕ふ、明德年中、山名氏の亂に昌家討死す、寬正年中泰高疾を以て其弟泰成家を繼ぎ、上京して足利氏に仕へしが早世して、其子幼なり、加ふるに泰高の病癒へしを以て再任を幕府に請ふ、然るに政親の老臣等畠山持國によりて、請ふ所あり、政親を以て守護とす、是より泰高と政親と不和を生ず、此の時に當りて山科本願寺蓮如上人北國に下向して一向宗を弘む、加賀の諸士民庶多く此法を尊崇して門徒となれり、然るに同門の高田派も加賀にありて同宗を弘めしを以て、兩宗評論に及び、國主の決斷を請へり、政親高田宗を利とす、一向宗一揆を起して、政親は法敵なりとし、政親を高尾城に攻めて之を陷れ、政親自殺す、政親死後は泰高殘りて加賀半國を領したりしが、享祿中本願寺下間筑前兄弟下向して一揆を起し、泰高等を追出して加賀國を一統す、泰高その子賴泰と共に越前に逃れて朝倉氏に據り、天文三年加賀を復さんと謀りしも、大敗して泰高戰死し、その子は越前金津城主溝江大炊助長逸に據りしが、天正二年二月長逸一揆の爲めに殺され、富樫氏も自殺す、是に於て富樫氏終に亡びたり（富樫記、系圖纂要）

○吉家―家助―家國―信家―家道―家經
┌家直―泰家―泰村―昌家―┬泰高―植泰
│　　　　　　　　　　　　└泰俊
└泰成―敎親―政親

トガリヤ　尖矢　尖りて鋭利なる鏃をいふ、また鉾矢とも稱す、其製法は高忠聞書に見ゆ、猶「ヤ」の圖を見よ。

トキ　鬨（鯨波）　戰鬪行爲を始むる時、敵に對し合圖の爲めに發する叫聲をいふ、之を發するを鬨をつくるといひ、一方が他の一方に應じて發するを鬨を合はすといひ、勝利の時に發するを勝鬨といふ、勝鬨は蓋し祝賀の聲なるべし、貞丈雜記に「ときのこゑの事、城ぜめ野ぜめ野合によらず、合戰の最初にときをつくれば、敵もときを合する也、これ合戰すべきといふを敵に告ぐる合圖なり、敵もときを合はするは心得たると答ふる合圖なり」と見ゆ、鬨の

盤はあいおうと三度變ずるを法とす、大將の左の方より右の方に及ぼすなりといへり、扶桑略記寛平五年九月九日の條なる、太宰府より新羅賊來の事を告げたる文中に「豐開春竹率羽卒四十人、一度ニ號前ニ函賊見之各銳兵而來向守善友前善友立楯令レ調レ弩、亦令ニ亂聲ニ時函賊亦亂聲」とあり、亂聲は蓋し鬨なるべし、下りて源平時代より以後に至りては戰陣の時之を發したること群籍に散見し、牧皐に遑あらず（眞丈雜記、軍用記、古事類苑兵事部）

トキ　時　晝夜の間を若干に割りたる部分の稱呼、常の義なりと云ふ、一晝夜を分ちて十二時とし、更に兩分して晝夜の別を立て、十二支を以てその稱に宛つ、眞夜中を九ツ時と稱し、子の刻と云ふ、八ツ七ツと數へて四に終ろ、眞晝中を又九ツ時と稱し、午刻と云ふ、八ツ七ツと數へて四に終ること前に同じ、此法は六ツ時を日出日沒と定むるが故に、春夏秋冬晝夜の伸縮により、一時に長短を生ず、令制にては一時四刻にして一晝夜四十八刻なりしが、江戸時代には百刻としたるを以て、一時は八刻三分の一なり、十二支を以て呼ぶには、一支を三分して上中下刻となす、卽ち子上刻、子中刻、子下刻と云ふが如し、時を知らするには、令制陰陽寮の下に守辰丁あり、鐘數を擊つ、延喜式によれば、子午の時は九ツ、丑未の時八ツと、時の稱呼と同じ數を打たしめたり、江戸時代に至りても之と同じ、現今東京小石川目白不動堂、上野寛永寺の時鐘は卽ちその名殘なり、左に今時の時間と對照して表示す、貍藻刻（ロウコク）の條を見るべし（後圃案、眞丈雜記、墨藪志林「舊來報時之稱」）

	舊時	今時制
眞夜中	九ツ時（子刻）	午後十二時
晝	九ツ半時	午前一時
夜	八ツ時（丑刻）	同二時
晝	八ツ半時	同三時
曉	七ツ時（寅刻）	同四時
晝	七ツ半時	同五時
明	六ツ時（卯刻）	同六時
朝	六ツ半時	同七時
晝	五ツ時（辰刻）	同八時
晝	五ツ半時	同九時
晝	四ツ時（巳刻）	同十時
晝	四ツ半時	同十一時
晝	八ツ時（未刻）	同二時
夕	八ツ半時	同三時
暮	七ツ時（申刻）	同四時
夜	七ツ半時	同五時
夜	六ツ時（酉刻）	同六時
夜	六ツ半時	同七時
夜	五ツ時（戌刻）	同八時
夜	五ツ半時	同九時
夜	四ツ時（亥刻）	同十時
夜	四ツ半時	同十一時

○定政——定義——頼行——定経——頼寛——定吉（ヨシ）——定富——頼布（ノブ）——頼潤
　　頼功（カツ）——頼寧（ヤス）——頼之——頼知（オキ）——頼殷（タカ）——頼徳（トシ）——頼脩（オキ）

トキウヂ　土岐氏（上野沼田）　姓は清和源氏、頼光の孫、國房の四世美濃守光衡、美濃國土岐郡に住す、因て氏となす、曾孫頼貞の男明智九郎頼基の十一世定明、天文廿一年男愛菊丸時に二歳、母方の菅沼藤藏と號す、後ち定政と改む、其子定義十四歳の時徳川家康に仕へ、屢々軍功を顯し、從五位下に叙し、土岐山城守と稱す、元和三年武蔵石加賀、攝津國に移封し、高槻城に治す、前封を併せて三萬石、五年頼行貳萬石加賜、出羽國に移封、上山城を治む、四年寛永五千石加賜、正德二年駿河國に移封、田元祿四年頼殷壹萬石加賜、中城を治む、享保六年七月頼稔廩米三千石を弟帶刀頼卿に分封、寛保二年六月老中に補せられ、上野中城に移封、沼田城を治む、子孫相襲きて明治に至り華族に列し、子爵を授けらる（系圖、徳川加除封錄、華族諸家傳）

トキハ井ドノ　常盤井殿　所在京都京極の西、大炊御門の北、富小路の東、春日の南　建治二年龜山上皇造營して仙洞となし給ふ、翌年七月燒失し、後再造し弘安元年冬遷御、同五年十二月、火災に遂ひ、灰燼となる、伏見天皇正應年中より後二條天皇の代まで、後深草法皇仙洞となし給ふ、嘉元元年より又龜山法皇の御所とし、三年終に此所に崩御あらせらる、後ち龜山皇子恒明親王に傳ふ、尊て後宇多法皇仙洞となし給ふ、後の興廢詳かならず（山城名勝志、續史愚抄）

トキハ井ドノ　常盤井殿　後深草天皇（ノチノフカクサテンワウ）を見よ、

トキケンジヤウ　時獻上　江戸時代、親藩及び家門、諸侯等より四季の時日を期して各地の方物を幕府に獻ずるを云ふ、武鑑及び大日本租稅志に、詳しく其品目を載せたれば、就て見るべし、

トキノコホリ　土岐郡　現在　美濃國　地圖　天武天皇紀五年五月に始めて見えたり　沿革　日本紀竊枩に作り、延喜式後土岐に作る、和名抄に日吉、檜原、異峽、土岐、餘戸、驛家等の鄕あり、以後變更なし（郡名異同一覽、國郡沿革考）

トキノフダ　時簡　王朝時代清涼殿の殿上間の小庭に時を書て置く簡を云ふ、杭ありて時刻毎に其簡を立つるなり、內豎之を立つ、枕草子に「時奏するいみじうかしいみじうさむきに、衣中ばかりなどに、こほくとこぼめき、寄りまて、つるうちなどして、なんけのなにがし、時うしみつ、れよつなど、時のくひさす音など、いみじうをかし、れ九つ、丑八などこそ、黒びたる人はいへ、すべてよるのみで、くひはさしけるし」とあるにて時簡を立つる有樣を知るべし（大內裏圖考證）

トキハ井ドノ　常盤井殿　所在京都京極の西、大炊御門の北、富小路の東、春日の南　地圖　建治二年龜山上皇造營して仙洞となし給ふ、翌年七月燒失し、後再造し弘安元年冬遷御、同五年十二月、火災に遂ひ、灰燼となる、伏見天皇正應年中より後二條天皇の代まで、後深草法皇仙洞となし給ふ、嘉元元年より又龜山法皇の御所とし、三年終に此所に崩御あらせらる、後ち龜山皇子恒明親王に傳ふ、尊て後宇多法皇仙洞となし給ふ、後の興廢詳かならず（山城名勝志、續史愚抄）

トキハ井ノニフダウサキノダイジヤウタイジン　常盤井入道前太政大臣　西園寺眞氏（サイヲンジサネウヂ）ないふ、

トキハツブシ　常盤津節　常盤津文字大夫の創めたる淨瑠璃の一派、文字大夫ほ、宮古路豐後の子なりともいひ、又門人にして後ち養はれたりともいひ、詳かならず、京都寺町に住して、通稱を駿河屋文右衛門といひ、位牌を鬻ぐ事を業とせしが、豐後に就きて豐後節を學び、宮古路文字大夫と稱す、元文四年豐後節嚴禁ぜらるゝに及び、延享年中關東文字大夫と改め、更に常盤津文字大夫と號し、一流を爲せりと雖も、詞章は多く豐後節のものを踏用せり、而して其門に入るもの甚多く、義大夫と相並びて、尤も廣く世に行はれ、今日に至りてなほ衰へず（寺山氏「淨瑠璃史」、高野氏「淨瑠璃史」）

トキハバシモン　常盤橋門　江戸城內郭門の一、鍛町大手町より日本橋に出づる口に在りて、吳服橋の北に位す、將軍德川家光の時まで、常盤橋を大橋と唱へたりしが、其名はおもほしからされば、改名すべしとて、町年寄奈良屋市右衛門に命す、然るに其當時市右衛門方に寄宿し居たる浪人、常盤橋とふ祕名をつけたりしより、終に橋の名となれり、是は金葉集、大夫典侍の歌に「色かへぬ松によそへて東路の常盤のはしにかゝる藤なみ」とあるこゝろを取れり、白石紳書に、常盤橋は鳥居左京亮うけ取にて作りしといへるは、常盤橋の名定まりし後、再び新造ありし時の事なるにや、未だ詳かならず、門衛、外樣には、大名柳之間三萬石以上限り、參勤交代之衆一箇年勤仕、番士四人羽織袴著用、番所法令神田橋と同じ、武器には、鐵炮十挺、弓五張、長柄十筋、持筒二挺、持弓一組を之に備ふ（事蹟合考、殿居簞）

トキベ　ろべし、

トキン　頭巾　修驗道（シュゲンダウ）を見よ、

トクガハイヘサダ　德川家定　本號　幼字政之助、初名家祥、後ち家定と改む、證號慧眼院、家慶の三子、母は跡部正賢の女、德川十三代の將軍なり　事蹟　文政七年四月生る、十一年四月元服を加へ、從二位大納言に叙し、十二年五月四丸に移り、天保八年右大將を兼ね、十三年正二位に進む、天保八年右大將を兼ね、十二年五月四丸に移り、嘉永六年六月家を襲ぎ、十一月征夷大將軍となり內大臣に任ず、是より先七月營國水師提督ブーヤチン長崎に來りて通商を請ふ、幕府卽ち川路聖謨、筒井正憲を遣して應對せしめ、前將軍薨じ、新主嗣立の際なるを以て今俄に決し難し、三五年の後ち確答すべしと論告せしむ、而して兩使未だ歸らざるに、安政元年正月米國水師提督ペリー浦賀に再來し、開國を求むる事極めて切にして、勢之を拒むべからず、三月遂に和親條約を締結す、神奈川條約これなり、三年十月米國領事ハルリス江戸に來り、始めて登城謁見の禮をとる、五年井伊直弼大老に任じて幕政を左右し、勅許を俟たずして米國と通商條約を結ぶ、是に於て議論沸騰、處士の橫議さた日々に盛なり、時に家定子なかりしを以て、繼嗣問題ほ早くより識者の憂ふる處となり、天下の輿論一橋慶喜に歸す、家定之を喜ほず、衆議を退けて紀伊慶福を養ふ、之を家茂と爲す、八月八日薨ず、年三十五、東叡山に葬る、法名昭德院殿貞譽文武大孝大居士、贈從一位太政大臣を贈る（續德川實紀、德川太平記）

トクガハイヘシゲ　德川家重　本號　幼名長福、諡號惇信院　系統　吉宗の長子、母は深徳院、享保十二年十二月、江戸赤坂の紀州邸に生る、享保元年父吉宗家を繼ぐに及び、江戸城二の丸に移り、十年四月元服して從二位權大納言に任叙し、六月また四丸に徙る、享保元年八月右大將を兼ね、延享二年吉宗の讓りを受け、十一月征夷大將軍に拜し、內大臣に任ず、然れども寬延四年吉宗薨ずるまでは、大小の政務一に吉宗に決したり、寶曆十年二月右大臣に轉じて四丸に老し、十一年六月十二日薨ず、年五十一、增上寺に葬る、勅して正一位太政大臣を贈る（德川實紀、德川太平記）

トクガハイヘツグ　德川家繼　本號　幼名鍋松、證號有章院　系統　家宣の四子、母は月光院、勝田玄哲の女、德川七代の將軍なり　事蹟　寶永六年七月四丸の山里に生る、正德二年家を襲ぎ、十二月從二位權大納言に任叙し、三年四月征夷大將軍に拜し、內大臣に陞る、時に年四、間部詮房遺命によりて之を輔く、六年四月薨ず、年僅に八、增上寺に葬る、勅して從一位太政大臣を贈る（德川實紀、德川太平記）

トクガハイヘツナ　德川家綱　本號　幼名竹千代、證號嚴有院　系統　家光の長子、母は寶樹院、青木利長の女、德川四代の將軍なり　事蹟　寬永十八年八月江戸城本丸に生る、正保二年四月元服を加へ、從三位權大納言に任叙し、四年正月家を襲ぎ、八月征夷大將軍に拜し、內大臣に任ず、松平信綱、阿部忠秋等之を輔く、會々由比正雪駿府に據りて亂を圖り、事成らずして誅に伏す、明曆三年江戸大火あり、本城また災に罹る、延寶八年五月薨ず、年四十、東叡山に葬る、勅して正一位太政大臣を贈る（德川實紀、德川太平記）

トクガハイヘナリ　德川家齊　本號　幼名豐千代、證號文恭院　系統　一橋治濟の子、家治

に養はる、母は岩本正利の女、德川十一代の將軍なり（系統）安永二年十月一橋邸に生る、天明五年將軍家治子なきを以て養はれて四丸に移る、二年四月元服を加へ、從二位權大納言に任叙し、六年九月家を襲ぎ、七年四月征夷大將軍に拜し、正二位内大臣に進む、家齊職に就くの初め、まづ前代の權臣田沼意次を黜け、七年六月松平定信を擧げて老中首座に任じ、翌年輔佐となし、銳意治を圖り、享保中興の跡に則り、文武を奬勵し、奢侈を禁じ、町法を改正して七分積金をはじめ、儲蓄米の制を建て、風俗を匡正する等、所謂寛政の改革を行ひ、政綱頗る張る、會々家齊生父治濟を尊びて大御所の號を授けんとするの意あり、而して京都にありても、光格天皇また御父典仁親王を太上天皇と爲さんとし、類似の件東西同時に起る、定信堅く執りて不可となし、兩議共に罷む、然れども之が爲め中山愛親、正親町公明等正副使の下向ありて、所謂殿中問答を見るに至れり、世に之を尊號の紛議と稱す、寛政四年魯船箱館に來り、我國の漂民を護送し、かれて通商を求む、卽ち吏を派して應接せしめ、箱館は外人渡來の地にあらされば、長崎に赴くべしとして、信牌を與へて去らしめたり、之より北海の地の忽にすべからざるを識り、享和二年蝦夷地開拓の議を決し始めて箱館奉行を置く、文化六年魯國使節レサノツト長崎に來り、互市を求めしと雖も、之を許さざりき、既にして四年、松前氏の所領を收めて公領と爲し、箱館奉行をして之を管せしめ、各所に警衛を置きたりしが、四年に至り魯人唐太擇捉等の各地を侵し、五年には英船長崎に來り暴行する等の事ありて、外警漸く繁し、文化十三年從一位に叙し、太政大臣に任ず、武臣にして生前太政大臣たりしものは、足利義滿、豐臣秀吉、德川家康、同秀忠及び家齊の五名のみ、天下以て異數の盛事と爲す、尋で天保八年大鹽平八郎の亂ありしも、幾もなくして平ぐ、此年四月職を家慶に譲りて西丸に老し、十二年正月薨日薨ず、年六十九、東叡山に葬る、勅して正一位を贈る、家齊、定信等を擧げて革新の政を布き、治績見るべきものありしが、中道にして漸く政に倦み、晩年豪奢を事として、水野忠成等を用ひ、弊政尠なからざりき、而も世天平の極に達し、の幕府滅また其絶頂に上りしが故に、世に大御所時代と稱し、故老今なほ傳へて其盛を稱す「マツダヒラサダノア」參看（續德川實紀、德川太平記）

トクガハイヘノブ　德川家宣　名號 幼

名虎吉、長じて左近と稱す、從二位權大納言に任叙し、六年九月家を襲ぎ、七年四月征夷大將軍に拜し、正二位内大臣に進む、家齊職に就くの初め、まづ前代の權臣田沼意次を黜け、七年六月松平定信を擧げて老中首座に任じ、翌年輔佐となし、銳意治を圖り、享保中興の跡に則り、文武を奬勵し、奢侈を禁じ、町法を改正して七分積金をはじめ、儲蓄米の制を建て、風俗を匡正する等、所謂寛政の改革を行ひ、政綱頗る張る、會々家齊生父治濟を尊びて大御所の號を授けんとするの意あり、而して京都にありても、光格天皇また御父典仁親王を太上天皇と爲さんとし、類似の件東西同時に起る、定信堅く執りて不可となし、兩議共に罷む、然れども之が爲め中山愛親、正親町公明等正副使の下向ありて、所謂殿中問答を見るに至れり、世に之を尊號の紛議と稱す、寛政四年魯船箱館に來り、我國の漂民を護送し、かれて通商を求む、卽ち吏を派して應接せしめ、箱館は外人渡來の地にあらされば、長崎に赴くべしとして、信牌を與へて去らしめたり、之より北海の地の忽にすべからざるを識り、享和二年蝦夷地開拓の議を決し始めて箱館奉行を置く、文化六年魯國使節レサノツト長崎に來り、互市を求めしと雖も、之を許さざりき、既にして四年、松前氏の所領を收めて公領と爲し、箱館奉行をして之を管せしめ、各所に警衛を置きたりしが、四年に至り魯人唐太擇捉等の各地を侵し、五年には英船長崎に來り暴行する等の事ありて、外警漸く繁し、文化十三年從一位に叙し、太政大臣に任ず、武臣にして生前太政大臣たりしものは、足利義滿、豐臣秀吉、德川家康、同秀忠及び家齊の五名のみ、天下以て異數の盛事と爲す、尋で天保八年大鹽平八郎の亂ありしも、幾もなくして平ぐ、此年四月職を家慶に譲りて西丸に老し、十二年正月薨日薨ず、年六十九、東叡山に葬る、勅して正一位を贈る、家齊、定信等を擧げて革新の政を布き、治績見るべきものありしが、中道にして漸く政に倦み、晩年豪奢を事として、水野忠成等を用ひ、弊政尠なからざりき、而も世天平の極に達し、の幕府滅また其絶頂に上りしが故に、世に大御所時代と稱し、故老今なほ傳へて其盛を稱す「マツダヒラサダノア」參看（續德川實紀、德川太平記）

トクガハイヘハル　德川家治　名號 幼

名竹千代、諡號淩明院（系統）家重の長子、母は至心院、樺溪英通の女、德川十代の將軍なり（系統）元文二年五月四丸に生る、寛保元年八月元服して從二位權大納言に任叙し、寶曆十年右大將を兼ね、四月家重の讓を受けて家を襲ぎ、九月征夷大將軍に拜し、正二位内大臣に進む、明和六年田沼意次老中となり、天明三年意次の子意知若年寄となり、其一族門葉また幅輳の地を占め、勢力朝野を壓し、家治は只垂拱するのみ、故に弊政百出、賄賂公行し、加ふるに連年凶災相踵ぎ人心安からず、吉宗中興の綱紀此に至りて遂に衰ふ、六年九月九日薨ず、年五十、東叡山に葬る、勅して正一位太政大臣を贈る（德川實紀、德川太平記）

トクガハイヘミツ　德川家光　名號 幼

名竹千代、諡號大猷院（系統）秀忠の長子、母は崇源院、淺井長政の三女、德川三代の將軍たり（系統）慶長九年七月四丸に生る、十九年六月元服を加へ、從二位權大納言に任叙し、元和九年三月右大將を兼ね、七月讓を受けて家を襲ぎ、正二位内大臣に進み、征夷大將軍に拜す、寛永三年八月諸將を率ゐて上洛し、後水尾天皇及び中宮女院の行幸啓を二條城に仰ぐ、實に近代の盛事たり、九年正月秀忠薨ず、老臣或は褒を総せんと議するものあり、家光退けて用ひず、且つ諸大名を殿中に召し、酒井忠勝、松平信綱等をして命を傳へしめて曰く、祖宗二公は、櫛風沐雨の勞を重ねて、四海統一の業を成したるものなれども、我身は若年にして未だ戰場に臨まず、もし大御所薨去の機に乘じ、覬覦の念を抱くものあらば、任意踏國して兵備を整へ、我出馬を俟つべしと、時に伊達政宗進み出でて、普天の下誰か當家の高恩に浴せざるもの

あらんや、萬一非望を抱くものあらば、政宗仰て蒙り、一手を以て踏み潰さんのみと答へ、諸將皆恐悚して退きたりといへり、此年また肥後熊本城主加藤忠廣の封を奪ひ、十年弟駿河忠長に自盡を命じ、十三年日光東照宮の廟を改造し、建築壯麗を極む、翌十四年天主教の徒島原に據りて亂を爲し、勢頗る猖獗なりしが、十五年に至りて漸く平ぐ（シマバラノラン」參看）是に於て清關二國の外、悉く貿易を停め、英衛四の諸國人を逐ひ、國民の海外に出づるを制し、三檣、五百石以上の兵船を製造するを禁す、寛永の鎖國令と稱するもの卽ちこれなり、慶安四年四月廿日薨ず、年四十八、日光山に葬る、詔して正一位太政大臣を贈る（德川實紀、德川太平記）

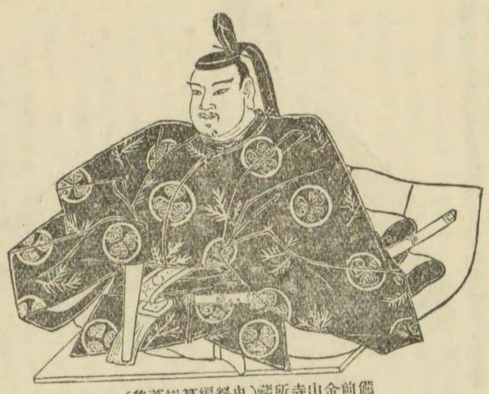

德前金山寺所藏（史料編纂掛寫集）

トクガハイヘモチ　德川家茂　名號 初

名慶福、諡號昭德院（系統）紀伊齊順の子、母は實相院、後ち紀伊齊彌の養子となり、德川十四代の將軍なり（系統）弘化三年生る、嘉永二年齊彌に養はれて紀伊家を襲ぎ、安政二年從三位參議に進み、九年正二位權大納言に陞り、六年正月家を襲ぎ、十二月權中納言となりしが、寶永元年十二月、將軍綱吉子なきを以て、養はれて西丸に徙る、二年三月從三位權大納言に陞り、六年正月家を襲ぎ、五月朔日征夷大將軍に任ず、間部詮房老中として專ら事を用ふ、家宣職に就くの初め、まづ生類愛憐の禁を解き、前代の權臣柳澤吉保を黜け、正德二年新井白石の建議により、勘定吟味役を創置し、寶永七年癸丑を立つ、また金銀貨を改鑄し、正德信使引見の禮を改むる等、漸次刷新の政を布かんと事を圖りしが、不幸にして在職永からす、三年十月十四日薨ず、年五十一、增上寺に葬る、勅して正一位太政大臣を贈る、「アラキハクセキ」參看（德川實紀、德川太平記）

トクガハイヘモチ　德川家茂　名號 初

名慶福、諡號昭德院（系統）紀伊齊順の子、母は實相院、後ち紀伊齊彌の養子となり、德川十四代の將軍なり（系統）弘化三年生る、嘉永二年齊彌に養はれて紀伊家を襲ぎ、安政二年從三位參議に進み、九年正二位權大納言に陞り、六年正月家を襲ぎ、十二月權中納言となりしが、寶永元年十二月、將軍綱吉子なきを以て、養はれて西丸に徙る、二年三月從三位權大納言に陞り、六年正月家を襲ぎ、五月朔日征夷大將軍に任ず、間部詮房老中として專ら事を用ふ、家宣職に就くの初め、まづ生類愛憐の禁を解き、前代の權臣柳澤吉保を黜け、正德二年新井白石の建議により、勘定吟味役を創置し、寶永七年癸丑を立つ、また金銀貨を改鑄し、正德信使引見の禮を改むる等、漸次刷新の政を布かんと事を圖りしが、不幸にして在職永からす、三年十月十四日薨ず、年五十一、增上寺に葬る、勅して正一位太政大臣を贈る、「アラキハクセキ」參看（德川實紀、德川太平記）

トクガハイヤス　德川家康　名號 幼

名竹千代、通稱二郎三郎、また藏人といふ、初名元信、元康、後ち家康と改む、諡號東照大權現また東照宮（系統）廣忠の長子、母は傳通院、水野忠政の女、德川初代の將軍なり（系統）天文十一年十二月參河岡崎城に生る、六歲の時、尾張國主織田信秀の許に拘せられ、居ること三年にして歸り、再び今川義元に質となりて駿府に赴く、十八年廣忠卒するの後、なほ本國に歸るを得ざりき、弘治二年五月元服を加ふ、永祿二年義元の爲めに重圍を犯して大高城に兵糧を入れ、三年五月囑により其城を守るに及び、始めて岡崎に歸る、此時に當り家康の本領たる三河は、全く今川氏の附庸たるに過ざりしが、義元の斃るゝの後、漸く獨

授けんとす、家茂病と稱して供奉を辭し、六月江戸に歸り、元治元年正月再び上洛し、從一位右大臣に任叙す、五月歸東す、七月長藩の家老國司信濃等兵を率ゐて京部に入り、禁闕を犯すに及び、長州征伐の議始めて決し、尾張大納言を總督に任じて兵を進めしめたるに、長藩恭順の意を表したるを以て軍を還したりしが、幾干もなくして再び反抗の勢を示す、是に於て家茂親征のため、慶應元年五月更に入洛し、翌年大阪城に移る、時に天下亂麻の如く、大勢已に幕府を去りて又手の下すべきなし、故に十月に及び軍職を一族慶喜に譲らんことを上表せしと雖も、天皇許し給はざりき、而して長藩再征の擧は、到る處利を失し、進んで戰ふ能はず、退いて軍を收むるを得ざるの苦境に陷れり、偶々家茂二年八月二十日を以て、大阪城中に薨ず、年廿一、九月增上寺に移葬す、勅して正一位太政大臣を贈る「チヤウシウセイベツ」參看（續德川實紀、開國起原、三十年史、德川太平記）

トクガハイヤス　德川家康　名號 幼

名竹千代、通稱二郎三郎、また藏人といふ、初名元信、元康、後ち家康と改む、諡號東照大權現また東照宮（系統）廣忠の長子、母は傳通院、水野忠政の女、德川初代の將軍なり（系統）天文十一年十二月參河岡崎城に生る、六歲の時、尾張國主織田信秀の許に拘せられ、居ること三年にして歸り、再び今川義元に質となりて駿府に赴く、十八年廣忠卒するの後、なほ本國に歸るを得ざりき、弘治二年五月元服を加ふ、永祿二年義元の爲めに重圍を犯して大高城に兵糧を入れ、三年五月囑により其城を守るに及び、始めて岡崎に歸る、此時に當り家康の本領たる三河は、全く今川氏の附庸たるに過ざりしが、義元の斃るゝの後、漸く獨

立し、遂で義元の子氏眞と絶つ、留來東西を攻略し、三河悉く平ぐ、九年叙爵して三河守と稱し、七年左京大夫に任ず、此年武田信玄の今川氏眞を圍るや、家康と通じて駿遠の分領を約したりしが、今川氏滅後遠江遂に家康の有に歸す、元龜元年居城を濱松に移す、時に織田信長朝倉義景を討たんとして救を求む、因て兵を出して姉川に戰ふ(「アネガハノタタカヒ」參看)二年五月從五位上に陞り、十一月侍從に任ず、會々信玄密に遠江を陵せしかば、家康信を絶ち、是に於て三方ヶ原の戰あり(「ミカタガハラノタタカヒ」參看)天正六年正月五位下に陞る、五月信長を助けて、武田勝頼と長篠に戰ひ(「ナガシノノタタカヒ」參看)五年十二月從四位下右少將に任ず、八年正月從四位上に陞り、十年二月信長と共に勝頼を討ちて之を

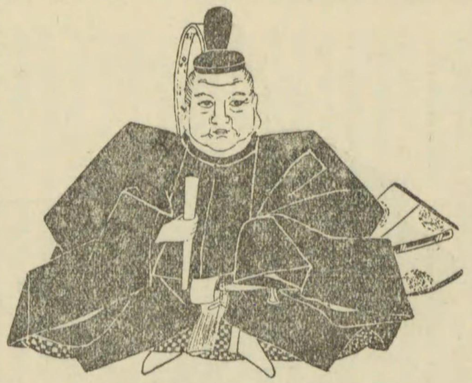

東京青龍院所藏(史料纂圖掛寫)

總す、武田氏竟に亡び、駿河また家康の有となる、五月、信長の明智光秀に弑せらるゝや、家康時に堺に在り、馳せて岡崎に歸り、更に軍を整へて京都に入らんとしたりしが、豐臣秀吉既に光秀を誅したりとの報を得て其行を罷む、肇で北條氏直と和し、女を以てこれに嫁す、十一年十月正四位下右中將に任叙し、十二年二月從三位參議に陞る、會々秀吉、信長の子信雄を除かんとす、信雄救を家康に求む、是に於て家康小牧の戰に於て秀吉の軍を破りしと雖も、(「コマキノタタカヒ」參看)永く戰ふことの不利なるを曉り、秀吉の請に任かせ和を講じたり、十三年秀吉、生母大政所を出して質とし、且族羽日庭を家康に嫁して其甘心を買ひ、切に入洛を勸めしを以て、家康また子秀康を出して秀吉の養子とし、暗に賢に擬し、十月京都に入り、秀吉に謁見の禮を執る、此月樞中納言に進み、十一月正三位に叙す、時に家康、駿遠、甲、參、信の五國を領して、駿府城に居り、威望漸く高し、十五年從二位權大納言に轉ず、左馬寮御監に補し、十六年秀吉の、聖駕を聚樂第に迎ふるや、また其儀に與り、詔によりて清華の上首に列せらる、十八年小田原征伐の起るに及び、海道の諸城を修して秀吉の軍を迎へ、北條氏亡ぶるの後、改めて關東八州を領し江戸城に移る、十九年また秀吉に從うて奥羽を平定せり、文祿元年征韓役に際しては、名護屋の本營に

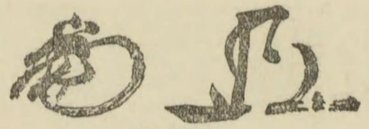

(家康花押)

侍して樞機に參す、慶長元年正二位内大臣に進み、幾もなくして大老となる、所謂五大老の一人なり、三年秀吉薨ずるの後、前田利家等と共に庶務を裁決したりしが、石田三成等、密に家康を以て豐臣氏の社稷に利あらずとなし、五年上杉景勝等と謀り、東西相應じて兵を擧ぐるや、之を關ヶ原に敗り(「セキガハラノタタカヒ」參看)大に賞爵を行ふ、諸將德服し、勢威天下を壓す、八年二月征夷大將軍に拜す、十年四月軍職を秀忠に讓り、駿府城に移りしと雖も、大事に至りては、悉く其裁決に係れり、是の時に當り豐臣秀賴なほ大阪に據て風せざりしを以て、十九年方廣寺鐘銘の事によりて戰端を挑發し、冬夏陣に於て之を斃す(「オホサカノヂン」參看)是に於て兵馬の權全く德川氏に歸す、元和二年三月太政大臣に任じ、四月十七日薨ず、年七十五、其夜久能山に殯し、三年二月東照大權現の勅號を賜ひ、三月正一位を贈らる、此月遺命によりて、日光山に改葬す、正保三年更に東照宮の神號を賜ふ(德川實紀)

トクガハイヘヨシ　德川家慶　文化九―嘉永六

名敏二郎、諡號慎徳院、廟號家齊の四子、母は押田敏勝の女、德川十二代の將軍なり、寛政五年五月十四日生る、九年元服を加へ、從二位權大納言に任叙し、文化十三年四月右大將を兼ね、文政五年三月正二位、十年三月從一位に進み、天保八年家齊の讓を受けて家を襲ぎ、九月二日征夷大將軍に拜し、内大臣に任ず、十二年前代の權臣たりし若年寄林忠英、側衆申次水野忠篤等を黜け、老中水野忠邦を任用し、享保寛政の治に則り、奢侈を抑へ、文武を奬勵し、宮興行を停め、府内の私娼を禁じて之を新吉原に驅り、中村、市村、森田の三芝居を淺草猿若町に移す等、鋭意革新を圖れり、世に天保の改革と稱す、(ミヅノタダク

ニ)(參看)然れども其爲す所往々にして酷烈に亘るものありしを以て、民意を失したるのみならず、更に江戸大阪の近方十里四方を悉く上地して幕領と爲さんと企つるに及び、更に士人の怨讟を買ひ、遂に失敗に歸したり、既にして嘉永六年米國水師提督ペリー軍艦を率ゐて浦賀に來り通商を求む、即ち命じて海岸を警備し、久里濱に於て米國の國書を受け、返書は來春授くべきを約して歸國せしむ、時に家慶病あり、二十二日遂に薨ず、年六十一、增上寺に葬る、勅して正一位太政大臣を贈る(續德川實紀、德川太平記)

トクガハウヂ　德川氏

德川氏はもと松平氏と稱す、家傳によれば、松平氏は世々三河國松平の鄉に住し、州内の豪族たり、信重の時繼嗣なきを以て、世良田親氏に女を配して、家を繼がしむ、これ松平氏中興の祖と爲す、親氏は清和源氏にして、新田義季の後裔なり、上野世良田の庄に在りしが、故ありて國を去り、四方に流遇し、後ち三河に來りて信重に養はれたり、親氏より泰親、信光、親忠、長親、信忠、清康、廣忠を經て家康に至り、永祿九年十二月奏請して、中興の祖親氏の家系により、德川氏と改稱すといへり、然れども群籍によりて考ふるに、親氏が新田の庶流なりといへる實證なし、而して德川氏に關する系圖の本據とする所は、尊卑分脈なれども、同書にある德川氏の系は、慶長十年四月に神龍院梵舜が、家康の旨を受けて考定追書したるものに係り、信ずべきものにあらず、故に親氏の實系は全く不明なり、之を以て世祖は、家康が爲にする所ありて、新田氏に係けたるものなりと說くものあり、其疑なきにしもあらず、蓋し親氏と義季との系は、家傳に從へば頼氏、教氏、滿義、政義、親季、有親とあり、有親の子を親氏と爲す、此内頼氏より滿義に至る三代の間は、史に反證ありて、其實在を認むる能はざれども、政義以下有親に至りては、全く散見する處なし、疑ふらくは、梵舜の刪定したるものならんか、また親氏の時代も、諸書傳ふる所一樣ならざれども、大樹寺過去帳に、康安元年四月廿日歿とあるもの、比較的信用すべきものなるべし、之を要するに、親氏が何氏たりしかは、今なほ疑問の内に在り、なほ親氏が養はれたりといふ松平氏の系もまた詳かならず、或は在原氏なりと稱すれども、確證なきが故に、斷定しがたし、從うて親氏と松平氏との關係も、家傳の如く、果して養嗣たりしものか、或は本來より松平氏にして、後ち殊に養子說を唱へて新田氏に係けたるものなるかも詳にすること能はず、但し鴨江寺文書に、三位中將藤原家康と見えたれど、それは島津氏が惟宗姓にしてなほ藤原氏を冒したると同一の理由に基き、一時の冒稱に過ぎざる事、星野博士の辨論あり、されば親氏以前の兩家系(親氏の本系、幷に養家たる松平氏の系)は今日傳ふる所の正確なる史料によりて考ふれば、疑を容るゝの餘地あれども、これを斷ずる事は絶對に不可能の事とす、但し親氏が松平の庄を領したりしとは確かなるものに似たり、信光の時に至りて漸く繁榮し、竹谷の松平、形原の松平、大草の松平、御油の松平、長澤の松平、深溝の松平また此流なり)能見の松平、西福釜の松平、安祥の松平、瀧脇の松平等に分れ、長親の時福釜の松平、櫻井の松平、東條の松平、藤井の松平等に分れ、信忠の時三木の松平、鵜殿の松平等に分れしが、松平氏の盛勢箱々衰へたれども、其子清康、驍勇絶倫、頗る謀策に富む、松平氏此に至りてまた盛なり、天文年中、森山の陣中に於て、阿部彌七の爲に弑せられ、子廣忠嗣ぐ、これより勢亦頓挫し、遂に今川氏の附庸となる、廣忠の子家康、三河より起りて駿遠甲信を略したりしが、天正十八年關東八州に封ぜられ、武藏江戸城を經營して之に居り、後ち天下を統一して征夷大將軍に拜し、子孫永く武門の棟梁たり、而して家康の時德川と改稱したるほか、本宗の外、三家三卿の嫡流に限り、其他の庶流幷に支族等は、悉く松平氏を稱せしめ、なほ別に外樣大名の中、前田、島津、毛利、蒲池田(鳥取、岡山)蜂須賀、黒田、伊達(仙臺)淺野、山内の十家の宗族に限りて、松平の族稱を授けたり、十五代慶喜の時に至り大政を奉還す、朝廷即ち田安家達をして宗家を繼がしめ、靜岡八十萬石を領したりしが、廢藩置縣の後華族に列し、公爵を授けられ、慶喜また後に一家を爲し特に公爵を授けられたり、トクガハイヘヤス」及び德川、松平の諸氏の條を參看すべし(大三河志、德川實紀、尊卑分脈、三家考、三河物語、改正三河後風土記、諸家系圖纂、三河歷代記、武鑑、國學院雜誌、德川家康本姓考)

○親氏―泰親―信光―親忠―長親―信忠
―清康―廣忠―家康(東照宮)
　　―秀忠(台德院)―家光(大猷院)
　　―家綱(徳有院)―綱吉(常憲院)
　　―家宣(文昭院)―家繼(有章院)―吉宗(有德院)
　　―家重(浚明院)―家治(淳信院)―家齊(文恭院)―家慶(慎徳院)―家定(温恭院)
　　―家茂(慶喜)―家達
トクガハウヂ　德川氏(尾張名古屋)　三家の一、家康の九男義直より出づ、慶長八年正月甲寅

貳拾五萬石に封じ、十二年閏四月松平忠吉の遺領を繼ぎ、尾張國及び三河美濃の内三十萬石を領し、尾張清洲城に治し、平岩親吉を傳とす、十五年尾張愛智郡名古屋城を築く、元和元年五月大阪役に軍功あり、八月六萬九千五百石を信濃國に加賜、前封と併せて六十二萬九千五百石、寛永十年九月嫡子五郎太麿に將軍家光の偏諱を賜ひ、光義と改め、叙爵して、右兵衛督と稱し、更に光友と改む、爾後偏諱を賜はるを例とす、子孫相襲ぎ、明治に至り華族に列し、侯爵を授けらる（系譜、華族諸家傳）

○義直―光友―綱誠（ノブ）―吉通―業（ナリ）―繼友

宗春―宗勝―宗睦（チカ）―齊朝（ハル）―齊溫（ハル）―齊莊（タカ）

慶臧（ツグ）―慶勝―茂榮―義宜（アキラ）―義禮

トクガハウチ　徳川氏（紀伊和歌山）　三家の一、家康の十男賴宣より出づ、賴宣慶長八年十一月常陸國水戸城二十萬石に封ぜらる、九年十二月五萬石加賜、總べて二十五萬石、十四年十二月加封して五十萬石となり、封を轉じて駿河遠江兩國を領し、駿府城に居す、元和五年五月五萬五千石を加へ、紀伊及び伊勢の内に轉封し、和歌山城に居す、寛永十年九月嫡子長福麿に將軍家光の偏諱を賜ひ、光貞と改め、叙爵して、常陸介と稱す、爾後子孫偏諱を賜はるを例とす、子孫相襲ぎ明治に至り、華族に列し、侯爵を授けらる（系譜、華族諸家傳）

○賴宣―光貞―綱教―賴職―吉宗―宗直

宗將―重倫―治貞―治寶―齊順―齊彊

慶福―茂承―賴倫

トクガハウチ　徳川氏（常陸水戸）　三家の一、家康の十一男賴房より出づ、賴房、慶長十年常陸國河内郡下妻十五萬石に封ぜらる、十四年十二月水戸城に遷り、二十五萬石に加增す、元和八年十月常陸松岡小川にて三萬石加賜、都べて二十八萬石を領す、寛永十三年七月次子千代松に將軍家光の偏諱を賜ひ、光圀と改め、叙爵して左衛門督と稱す、爾後子孫偏諱を賜はるを例となす、元祿十四年五月七萬石を新治郡に加賜、前封と併せて三拾五萬石、子孫相繼ぎ明治に至り華族に列し、侯爵を授けらる（系譜、華族諸家傳）

○賴房―光圀―綱條（エダ）―宗堯（タカ）―宗翰（モト）―治保（ハルモリ）

治紀（トシ）―齊脩（ナリアキラ）―齊昭（ナリアキラ）―慶篤（ヨシアツ）―昭武（アキタケ）―篤敬（アツヨシ）

慶壽―昌丸―慶喜―茂榮―逢道（サトミチ）

トクガハウチ　徳川氏（清水家）　三卿の一、九代將軍家重の二男重好を祖とす、寶曆八年十二月江戸城清水門内に邸を賜はり、九年九月從三位左近衛權中將に叙ぜられ、宮内卿と稱し、家重の偏諱を賜ひ重好と改む、因て世に清水家と稱す、十二年五月拾萬石を大和、和泉、播磨、甲斐、武藏、下總六國に賜はる、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し伯爵を授けられしが、後年爵位をはがる（系譜）

○重好―敦之丞―齊順―齊明―齊彊―昭武―篤守

トクガハジツキ　徳川實紀　寫本　五百十六卷、續國史大系九以下七册に收む　德川實紀　德川將軍代々の將軍の實紀にして編年體に記述し、別に歷代毎に、將軍の言行を叙したる附錄あり、行文流暢にして、記事頗る正確、江戸時代の歷史を知らんとする者は、必ず參考するを要す、御實紀成書例に「恭しく編修する處の歷朝實紀は、史局の目錄を根據とし、傍ら内外の簿籍をかれとり、また家傳の正しきを參考する處あり、されど明曆より前は、目錄多半毀ちたり、よりて西城日記及び世に傳ふる殘編斷帙を採り、家牒野乘をもて之を補ひ、彼是を校正し虛實を審定して漸く一代の大體を爲す」とあるにて、其據を知るべし、なほ流布本には、引用書を註したれども、同じく成書例に「本書に出典を註せざると雖も、副本に至りては、每條の下悉く原書の名を書す」とあれば、幕府に進呈したる原書には、之を舉げざりしと稱す、寛延元年十一月拾萬石を和泉、播磨、甲斐、武藏、下總六國に賜はる、子孫相襲ぎ明治に至り、華族に列し伯爵を授けらる（系譜）

○宗尹―治濟―齊敦―齊禮―齊位―慶昌

慶壽―昌丸―慶喜―茂榮―逢道（サトミチ）

トクガハウチ　徳川氏（一橋家）　三卿の一、八代將軍吉宗の二男宗尹を祖とす、享保二十年九月從三位左近衛權中將に叙ぜられ、刑部卿と稱し、吉宗の偏諱を賜ひ宗尹（トクガハムチタダ）と改め、元文二年閏十一月江戸城一橋門内に邸を賜はり、同十二月廩米一萬俵を加賜す、因て世に一橋家と稱す、寛延元年十一月拾萬石を和泉、播磨、甲斐、武藏、下總、下野六國に賜はる、子孫相襲ぎ明治に至り、華族に列し伯爵を授けらる（系譜）

○宗武―治察―齊匡―齊荘―慶賴（サトタカ）―逢孝

トクガハウチ　徳川氏（田安家）　三卿の一、享保十四年元服の一、家康の十男賴宣より出づ、賴宣慶長八年十一月常陸國水戸城二十萬石に封ぜらる、九年十二月五萬石加賜、總べて二十五萬石、十四年十二月加封して五十萬石となり、封を轉じて駿河遠江兩國を領し、駿府城に居す、元和五年五月五萬五千石を加へ、紀伊及び伊勢の内に轉封し、和歌山城に居す、寛永十年九月嫡子長福麿に將軍家光の偏諱を賜ひ、光貞と改め、叙爵して、常陸介と稱す、爾後子孫偏諱を賜はるを例とす、子孫相襲ぎ明治に至り、華族に列し、侯爵を授けらる（系譜、華族諸家傳）

○賴宣―光貞―綱教―賴職―吉宗―宗直

宗將―重倫―治貞―治寶―齊順―齊彊

慶福―茂承―賴倫

トクガハウチ　徳川氏（常陸水戸）　三家の一、家康の十一男賴房より出づ、賴房、慶長十年常陸國河内郡下妻十五萬石に封ぜらる、十四年十二月水戸城に遷り、二十五萬石に加增す、元和八年十月常陸松岡小川にて三萬石加賜、都べて二十八萬石を領す、寛永十三年七月次子千代松に將軍家光の偏諱を賜ひ、光圀と改め、叙爵して左衛門督と稱す、爾後子孫偏諱を賜はるを例となす、元祿十四年五月七萬石を新治郡に加賜、前封と併せて三拾五萬石、子孫相繼ぎ明治に至り華族に列し、侯爵を授けらる（系譜、華族諸家傳）

○賴房―光圀―綱條（エダ）―宗堯（タカ）―宗翰（モト）―治保（ハルモリ）

治紀（トシ）―齊脩（ナリアキラ）―齊昭（ナリアキラ）―慶篤（ヨシアツ）―昭武（アキタケ）―篤敬（アツヨシ）

慶壽―昌丸―慶喜―茂榮―逢道（サトミチ）

トクガハウチ　徳川氏（清水家）　三卿の一、九代將軍家重の二男重好を祖とす、寶曆八年十二月江戸城清水門内に邸を賜はり、九年九月從三位左近衛權中將に叙ぜられ、宮内卿と稱し、家重の偏諱を賜ひ重好と改む、因て世に清水家と稱す、十二年五月拾萬石を大和、和泉、播磨、甲斐、武藏、下總六國に賜はる、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し伯爵を授けられしが、後年爵位をはがる（系譜）

○重好―敦之丞―齊順―齊明―齊彊―昭武―篤守

トクガハジツキ　徳川實紀　寫本　五百十六卷、續國史大系九以下七册に收む　德川實紀　德川將軍代々の將軍の實紀にして編年體に記述し、別に歷代毎に、將軍の言行を叙したる附錄あり、行文流暢にして、記事頗る正確、江戸時代の歷史を知らんとする者は、必ず參考するを要す、御實紀成書例に「恭しく編修する處の歷朝實紀は、史局の目錄を根據とし、傍ら内外の簿籍をかれとり、また家傳の正しきを參考する處あり、されど明曆より前は、目錄多半毀ちたり、よりて西城日記及び世に傳ふる殘編斷帙を採り、家牒野乘をもて之を補ひ、彼是を校正し虛實を審定して漸く一代の大體を爲す」とあるにて、其據を知るべし、なほ流布本には、引用書を註したれども、同じく成書例に「本書に出典を註せざると雖も、副本に至りては、每條の下悉く原書の名を書す」とあれば、幕府に進呈したる原書には、之を擧げざりし

と見えたり　**參考**　大學頭林述齋總裁の下に成島司直が旨を奉じて編述したるものに係り、局を司直の家に開き、文化六年より起稿し、嘉永二年に至りて成る○按ずるに、本書もと御實紀と稱し、歷代毎に諡號を冠して葬院殿御實紀と題したり、德川實紀といふは私稱なれども、今專ら此名を以て行はるゝが故に便宜上之に從ふ、なほ完成したる御實紀の外其續修に係るものあり、文恭院に始まり、慶喜公に終る、蓋し幕府の末造に編纂したるものにして、文恭憲德二代の實紀は、編述僅に成りしも、訂正に遑あらず、溫恭院已後に至りては、只史料の蒐集に止りて、御實紀の成文を爲さゞるのみならず、蒐集また未だ完からず、殊に慶喜公の紀の如きは、中途にして瓦解の變に會したるが故に、史局の同人等密に請うて駿府に從ひ、大體を整理したるなりと傳ふ、經濟雜誌社にて、續德川實紀と命名して、出版したるもの即ち、これなり（德川實紀、續德川實紀）

トクガハツナヨシ　徳川綱吉　**參考**　幼名德松、諡號常憲院　**參考**　家光の四子、兄家綱に養はるゝ、母は桂昌院、本庄宗正の女、德川五代の將軍なり　**參考**　正保三年正月本丸に生る、慶安元年三の丸に新館を造りて移徙し、四年厨料十五萬石を賜ひ、承應二年八月從三位右中將に任叙し、寛文元年閏八月上野館林城を賜ひ、前封と合せて廿五萬石を領す、十二月參議を兼ね、八年五月六日家綱の嗣となりて江戸城二の丸に移り、櫃中納言に叙し、八日家を襲ぎ、八月征夷大將軍に拜し、内大臣となる、堀田正俊擁立の功により、大老として事を用ひ、頗る勢威ありしが、貞享元年若年寄稻葉正休に害ぜられたり、世傳によれば、綱吉漸く正俊を忌み、密に旨を正休に授けたるなりと云へども、事祕して傳はらず、時に僧隆光といふものあり、綱吉の生母桂昌院歸依の僧なりしが、巧に綱吉の意を迎合して、其信任を得たり、綱吉が早く世子德松を失ひてより百方世子を求めて得ざるに乘じ、これ前生生類を多く殺したるの罪なれば、殺生を禁ずべし、且將軍は戌年の生なれば犬を愛すべしと說きたるを以て、綱吉之に迷ひ、貞享四年生類憐みの令を發し、厚く犬を待遇すべきことを命じたり、是れが爲め罪を得るもの甚だ多く、犬を傷ひたりしは殺したるを以て死刑に處せらるゝものありて、天下大に苦む、元祿元年また隆光の請によりて、知足院を神田に營み、八年改めて護持院と稱す、綱吉寵遇日に厚く、政多く五年柳澤吉保老中となる、綱吉寵遇日に厚く、政多く吉保に委ね、故を以て吉保の勢威頗る大なりき、寶永六年正月十日薨す、年六十四、東叡山に葬る、勅して正一位太政大臣を贈る（德川實紀、德川太平記）

トクガハナリアキラ　徳川齊昭　**參考**　幼名敬三郎、初名紀敎、字は子信、景山、潛龍閣等の號あり、私諡烈公　**參考**　治紀の三子、兄齊脩の嗣となる　**參考**　水戸の藩主なり、寛政二十年三月江戸小石川藩邸に生る、文政十二年兄齊脩の遺命によりて家を襲ぎ、從三位左中將に任叙し、明年參議となる、襲封の初め、宿弊のある所を察し、藩政を改革し、有司を交迭し境界を正し、稅斂を薄くし、言路を開き、奢侈を抑へ、文武、禮樂、射御、算數より、銃砲、更に弘道館を建て、文武、禮樂、射御、算數より、銃砲の練習、醫術に至るまで、みな課を分ちて藩士を敎ふ、此年國内寺院の巨鐘を收めて巨砲を鑄、また兵制を改め、弓槍の隊を廢して銃砲隊を編し、專ら四洋の制を用ふ、名けて大砲隊と稱す、是より先齊昭、結城寅壽卽ち齊昭を退けんとし、幕府に讒する所あり、而して幕府はさま〴〵の行爲往々にして、其怠譯に觸るゝものありしが故、弘化元年途に駒込の邸に幽し、子慶篤をして封を襲がしむ、十一月其讒僞を解き、嘉永二年藩政に與るを許す、會々六年ペリー浦賀に來りて通商を求め、物情騷然たりしかば、老中阿部正弘は齊昭を起して幕議に參與せしめたり、卽ち上書して十條五事を論じ、且大砲七十五門を獻じ、爾來日々登營して議に列せしと雖も、其主唱する所は、攘夷にありしが故に、論議多く用ふる所とならず、安政元年神奈川條約の締結ぜらるゝに及び、遂に登營を辭したりしも、正弘は齊昭を野に下すの、幕府に不利なるを知り、更に七月軍制改革等を委任し、再び朝に立たしめしが、正弘卒して、老中堀田正睦事を用ふるに及び、これを免じたり、五年井伊直弼出でゝ大老となり、勅許を俟たずして、米國と通商條約を締結するや、齊昭大に其不可を論じ、六月、子慶篤、尾張慶恕、松平春嶽等と袂を列ねて不時に登城し、直弼を責めたれども、要領を得ること能はざりき、是に於て七月幕府は、齊昭が禁を犯して京都に入説したるを罪とし、再び駒込の邸に幽す、八月更に命じて水戸城に屛居せしむ、萬延元年八月十五日薨ず、褒を發するに先ち、幕府其幽禁を解く、時に年六十一、水戸瑞龍山に葬る、文久二年勅して從二位大納言を贈り、明治元年又從一位を贈る　**參考**　告志篇、明君一班抄等（慶喜記事、幕府衰亡論、水戸列公行實、水戸列公世家、憾假家列傳）

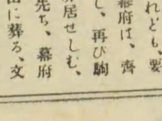

は和にあらすして降なり、故に戦の決心を以て戦備を整へ、開館は適宜に從ふべしとの説なりし事、先哲既に其論あり、當年の志士が、仰いで以て攘夷の木鐸と爲したるの迹により、齊昭を批評せんとせば、大なる誤謬に陥らん、然れども齊昭早く、腹膓たりし戸田蓬軒藤田東湖を失ひて又良弼なく、遂に勢の乗ずる處となりて、攘夷論に殉死す、心事實に哀むべし、

トクガハバクフ　徳川幕府　江戸幕府（エドバクフ）を見よ、

トクガハヒデタダ　徳川秀忠　名将幼名長丸、諡號台徳院、将軍家康の三子、母は寶台院、西郷清員の女、徳川二代の将軍なり　事蹟天正七年四月遠江濱松城に生る、十五年八月從五位下蔵人頭に任叙し、爾來累進して、文禄元年九月從三位權中納言となる、世人江戸中納言と稱す、この年家康肥前名護屋に赴くに當り、江戸城を留守し、三年權中納言を辭す、慶長五年七月父に從うて上杉景勝を征したりしが、石田三成等の叛兵するに及び、命を受けて東山道より西上し、遂、上田城に眞田昌幸を圍み、遂に關ヶ原の戦期に後れ、之に會すること能はざりしかば、家康其遅滞を怒り、面會を許さゞりしかば、調停によりて漸く意解けたりといふ、六年從三位權大納言に陞り、八年右大将を兼ね、右馬寮御監となり、十年家康の譲を受けて征夷大将軍に拝し正二位内大臣となる、十九年三月また從一位に叙し右大臣に任す、既にして大阪冬夏の陣起るや、父と共に之を征したり、是れより先家康駿府にあり、大事悉く其手に決したりしが、元和二年薨じてより、秀忠始めて天下の政を視る、五年六月福島正則の封を奪うて津幅に配し、八年また本多正純を罪し出羽由利に流す、九年七月職を家光に譲りて西丸に老し、寛永三年上洛して天顔を拝し、太政大臣に任ず、九年正月廿四日薨ず、年五十四、芝増上寺に葬る、勅して正一位を贈る、（徳川實紀、徳川太平記）

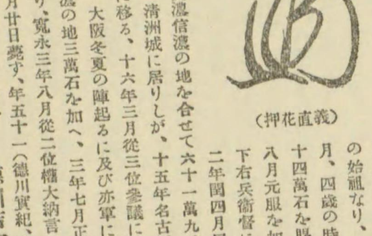

（押花忠秀）

トクガハヒデヤス　徳川秀康　名将幼名於義丸、家康の二子、秀忠の庶兄、母は長勝院、永見氏　事蹟天正二年四月三河産見に生る、故ありて家康子として養はず、本多重次之を鞠育したり、十二年豊臣秀吉の猶子となり、從四位下侍從に叙任し、羽柴三河守と稱し、河内國にて一萬石を領す、十三年左少将に陞り、結城晴朝の女に配して、結城氏を冒し、十萬石を食む、慶長五年石田三成の兵を擧ぐるや、下野宇都宮に陣し、上杉景勝の東上を支ふ、關ヶ原戦争の後、功によりて越前國六十七萬石を賜ひ、福井城に居る、八年二月從三位參議に陞り、十年四月正三位中納言に進み、慶長十二年閏四月八日薨ず、年三十四（藩翰譜、徳川實紀）

トクガハミツクニ　徳川光圀　名将幼名長丸、また千代松丸、字は德亮、一の字經之、後ち子龍と改む、日新齋、常山人、率然子、樗里等の號あり、私諡義公、世に水戸黄門、西山公と稱す　事蹟寛永五年水戸城頼房の三子なり、寛永五年水戸城に生る、十三年七月元服を加へ、從四位下に叙し、十七年三月右中将に任じ、七月從三位に陞る、正保二年はじめて史記伯夷傳を讀み、慨然として修史の志あり、且つ兄頼重を越えて世子たりしを悔ゆ、明暦三年二月、大日本史の編纂に着手す、寛文元年頼房薨ずるや、家臣中殉死せんとする者あるを聞き、天理人道を組織してこれを停む、尋で八月封を襲ひ、二年十二月參議となる、三年十二月頼重の子頼方を立て、世子と爲す、益し兄を越えて家を襲ざさるに報ずるなり、五年明の遺士朱舜水を聘して師と爲し、道を問ひ、自ら弟子の禮を取り、終始怠る所なし、この年秋講うて藩に就き、十二月國内の淫祠三千八十八を毀つ、此月また出府す、十年頼方卒ずるを以て、明年更に其弟綱條を世子と爲す、延寶五年扶桑拾葉集成る、書名は實に後西院天皇の賜ふ所にして、また勅撰に準ずらる、明年閏下に獻じて天覧に供ふ、元禄三年十月十四日致仕し、十五日權中納言に任ず、光圀時に、致仕後の任官は贈位に等しと稱し、之を受くるを喜ばざりしか、侍臣の諫めによりて罷みたりといへり、蓋し將軍綱吉に忌まれしに因るなり、十二月水戸に歸り、翌年五月久志郡太田郷西山に閑居す、五年楠公の碑を湊川に建て、題して嗚呼忠臣楠子之墓といふ、十三年十二月六日薨ず、年七十、久慈郡瑞龍山に葬る、天保三年勅して從二位大納言を贈り、明治二年また從一位を贈る　著述大日本史、禮義類典、扶桑拾葉集、新編鎌倉志、參考源平盛衰記、參考太平記、參考保元物語、參考平治物語、常山文集、常山聯句、常山詠草、西山隨筆等數十部、「ダイニホンシ」參看（西山遺事、水戸義公行實、徳川實紀、近世名家著述目錄）

トクガハムネタケ　徳川宗武　名将幼名小次郎、私諡悠然　事蹟吉宗の三子、家宣の弟享保元年吉宗の大統を繼ぐや、從うて江戸城に入り、十年二の丸に移り、十四年元服を加へ、從三位左近衛權中將に任叙し、右衛門督を兼ね、十六年邸を江戸城田

安門内に賜うて移徙し、延享二年十一月參議に轉ず、三年采邑十萬石を賜ふ、明和五年權中納言に遷り、八年六月四日薨ず、年五十七、東叡山中凌雲院に葬る、宗武好みて國典を研究し、兼ねて雅樂聲律に通じ、また和歌を嗜み、賀茂眞淵を聘して侍臣と爲し、なほ荷田在滿をも聘して共に有職故實を研究せり　著述群書類聚、歌入論餘言、樂曲考、服飾管見、冠服類聚愚抄、玉函祕抄、玉函叢説、採雅、服飾漫語（悠然公略傳、慶長以來著述目錄、近世三十六家集略傳）

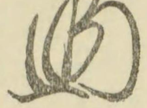

（義直花押）

トクガハヨシナホ　徳川義直　名将幼名五郎太丸、初名義利　事蹟家康の九子、母は相良氏　事蹟尾張家の始祖なり、慶長八年正月、四歳の時、甲斐國二十四萬石を賜ひ、十一年八月元服を加へ、從四位下右兵衛督に任叙し、十二年閏四月尾張國に轉じ、美濃信濃の地を合せて六十一萬九千五百石餘を食み、清洲城に居りしが、十五年名古屋城を築きてこれに移る、十六年三月從三位參議に陞り右中將を兼ね、大阪冬夏の陣起るに及び亦軍に從ふ、元和元年美濃の地三萬石を加へ、三年七月正三位權中納言となり、寛永三年八月從二位權大納言に進み、慶安三年六月廿日薨ず、年五十一（徳川實紀、藩翰譜、野史）

トクガハヨシムネ　徳川吉宗　名将幼名源六、また新之丞といひ、初名を頼方といふ、諡號有徳院　事蹟紀伊光貞の三子、母は浄圓院、巨勢利清の女、徳川八代の將軍なり　事蹟眞享元年十月和歌山城に生る、元禄八年元服して從四位下左少將に任叙し、十年四月越前國鯖江に於て新地三萬石を賜ひ、寶永二年九月紀伊頼職卒して嗣なかりしかば、入りて宗家を襲ぎ、從三位左中將に進み、三年十二月參議、四年十二月權中納言に任じ、六年四月將軍家繼薨ずるを以て、五月更に大統を繼ぎて二丸に移り、享保元年八月征夷大將軍に任じ、正三位權大納言となり、右大將を兼ね、また内大臣に遷る、吉宗勉めて前代華美の俗を矯めんとし、儉素を以て自ら率ゐ、また風紀を革新し、文武を奨勵する等銳意治を圖れり、六年八月はじめて評定所の門前に目安箱を設け、民をして怨枉を訴ふるの道を開き、（メヤスメコ」參看）七年十二月小石川に養生所を設立し、鰥寡孤獨並に民貧にして藥を求むるも能はざる者の施藥所となし、（ヤウジヤウシヨ」參看）八年足高の制を定む（ヤタシカ」參看）十一年大に獵を小金原に試み、十三年四月日光社參の盛典を擧げ、十四年二月弓場始の式を再興し、十五年府内の町火消を四十七組と爲す等、治績見るべきもの多し、世に享保の治と稱して中興の名君と爲す、吉宗また意を典籍に注ぎ、殊に圖書學理の精緻なるに感じ、宗教に關するもの、外、洋學解禁の令を發す、我國に關學の起る、實に玆に原因せり、延享二年職を家重に讓りて西丸に老し、寶暦元年六月廿日薨ず、年六十八、東叡山に葬る、勅して正一位太政大臣を贈る（徳川實紀、徳川太平記）

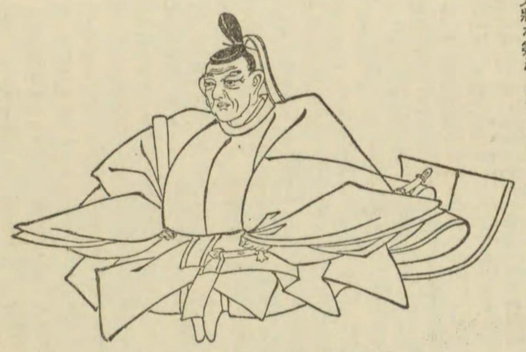

徳川公爵家所藏（史料編纂掛藁集）

（頼宣花押）

トクガハヨリノブ　徳川頼宣　名将幼名長福、初名頼將、または頼信といふ、私諡南龍公　事蹟紀州家康の十子、母は正木頼忠の女　事蹟紀州家の始祖なり、慶長八年十一月、二歳の時、常陸國水戸廿萬石を賜ひ、九年また五萬石を加ふ、十一年元服を加へ、從四位左少將に任叙し、十五年駿遠兩國並に三河の内にて五十萬石を賜ふ、十六年右中將に進み、即日また從三位參議に遊る、大阪冬夏の陣起るに及び軍に從ひ、元和元年七月權中納言に任ず、五年紀伊に伊勢の内を合せて五十五萬石を食み和歌山城に移り、寛永三年八月從二位權大納言に轉じ、寛文七年五月致仕し、十一年正月十日薨ず、年七十（藩翰譜、徳川實紀）

トクガハヨリフサ　徳川頼房　名将幼諱千代丸、私諡威公　事蹟家康の十一子　事蹟水戸家の始祖なり、慶長十一年九月、四歳の時常陸下妻の地十萬石を賜ひ、十四年正月正五位下左衛門督に任叙し、十二月水戸城に移り、二十八萬石を領す、十

（額房花押）

六年三月元服を加へ、従四位下少將に進み、元和六年參議を經て、正四位下左中將に陞り、寛永三年八月従三位權中納言となり、四年正月正三位に移り、寛文元年七月廿九日薨す、年五十九（諸家譜、德川實紀）

トクギャウセイ 得業生 貢擧ヘコウコ）を見よ、

トクゲンヰン 德源院 織田信雄（オダノブカツ）を見よ、

トクゴウ 得業 三大勅會の講師を勤めたる僧侶の稱號、一宗の業を遂げ得たるによりてかく名づく、（舊家官班記に「三會竟業、以之稱得業」とあり、國名もしくは房名を附して呼ぶこと慣例なり、美乃得業隆納、周防得業仁支、越後得業秀惠、林部房得業顯俊、花峯房得業覺深の如し、また源義經の師得業聖弘が嫌疑を受けて奈良より鎌倉に下り、後ち勝長壽院の供僧となりし事、玉葉、吾妻鏡に見えたり、江戸時代には、眞宗にて僧侶の一學階の稱に用ふ（舊家官班記、寺官抄、僧官雜例集、文治二年大般若轉讀記、末願寺學事史）

トクサイロ 木賊色 鼠の色目の名、表は萌黃にて裏は白なるものをいふ、四季通用す、また表は黑青なりともいへり、「カサネノイロメ」の挿繪を見よ（布衣記、裝束色葉）

トクシ 讀師 僧侶の役名、法會の時に經名經文を讀上ることを掌る、今鏡まことの道卷に「この三河入道は讀師とかやにては、法華經の心ときあらはせるふみも點しゝたいめて、そこばくの聽衆どもなみゐて、各よみしたいめられ侍りけり」と見えたり、

トクシマジヤウ 德島城 所在 阿波國德島市中央渭山○又渭山城、渭津城とも稱す 歷史 天正十年長曾我部元親之を築ひ、吉田康俊をして之を守らしむ、同十三年豐臣秀吉蜂須賀家政をして之を攻め取らしむ、其功により之を家政に與ふ、同十四年大に修築を加へ廓域を擴張す、慶長五年德川氏一たび之を沒收し、更に家政の子至鎭を二十五萬石に封じ、此に治せしむ、同十三年渭山を德島と改め、尋で渭津と改め、延寶六年また德島と改む、子孫相繼ぎて治城となし、明治維新に至る（阿波志、明治政覽）

トクシヤウヰン 得成院 デウミチカ）を見よ、

トクシヨハジメ 讀書始 （一）少年の時始めて書を讀む儀式、（二）書を讀む儀式ないふ 行事 （一）天皇の書、並に侍讀、尙復等を定め、當日に至り、侍讀（一に博士といふ）まづ書を讀みて之を授け奉り、次に尙復（一に都講といふ）侍讀の授け奉りし處を復す、畢りて殿上の盥を設く、皇太子、親王、諸皇子以下、緖紳家の讀書始また之と大差なしと雖も、皇族は尙復を省略したること多く、臣下にては、主として博士之を勤めたり、而して其書は一ならざれども、多くは孝經を用ふ、なほ就學の年齡も均しからず、極めて少なるは三歲、極めて長じたるは二十歲を越えたるもあれど、大抵七八歲を以て通常とす、（二）別に儀式と稱する程のことなきも、鎌倉將軍家にては、侍讀ありて之を授けたり 歷史 （一）新儀式江家次第に早く行はれたるを見るべし、蓋し奈良朝時代より平安朝時代の初にかけて起りたるものなるべし、鎌倉室町兩時代にも、將軍家にて之を行ひしこと、吾妻鏡、足利家官位記等に見えたり、（二）起原詳かならず、吾妻鏡元久元年正月十二日の條、及び同三年正月十二日の條に、源實朝が讀書始に孝經を讀み、中原仲業が侍讀たりしことを載せたり、當時には前者と同じく孝經を讀み、侍讀なども置きたること明なれども、其以後は絕えて散見せる處なし、降りて室町時代に入り、實隆公記明應五年正月二日の條に正月二日讀手載集冬部を讀みたると見え、「是例年之儀也」とあり、蓋し緖紳家にては此儀を行ひしものもありしを伺ふべし、なほ日時は、吾妻鏡には、兩條とも十二日とあれば、或は此日を用ふるの慣例なりしならんか、實隆公記には例年二日に行ふと見ゆれば、此頃より二日と定まりしものなるべし、江戸時代に入りても、また二日を用ひたれど、一日を用ひたる人もなきにあらず、書籍の如きは、其人の嗜好に任せたれば、一定せざりしと勿論なり、此時代には普通讀初めと稱し、幕府にては講書始といへり（吾妻鏡、實隆公記、朝野羽中行事）

ドクシヨロン 讀史餘論 三卷、新井白石全集第三に收む 歷史 中古より、天下の形勢九變して武家の世となり、武家の世また五變して德川氏に及びたる所以に就き、白石獨特の識見を以て、評論を試みたるものにして、實に我國に於ける文明史體歷史の先驅たり 參考 新井白石、正德二年將軍德川家宣に、古今大勢の變遷を進講したる時の稿を淨寫したるものに係る（讀史餘論）

トクセイ 德政 （一）課役田租を免除し、或は次紋を行ひ、或は物を百姓に賜ふをいふ、又善政とも云ふ、（二）或期限内における貸賃借買入等の契約に關する凡ての權利義務を破棄するをいふ

參考 （一）仁德天皇四年二月詔して、三ヶ年の間、悉く課役を除きたることあり、然れども未だ德政の名目なかりしが、天平勝寶八年四月、太上天皇（聖武）の不豫なるを以て、德政を行ひ、天下に大赦し、及び鰥惸貧窮老疾等にて自ら存すること能はざる者を賑恤ぜり、是を德政なる文字の初見と爲す、尋で桓武天皇延曆十八年五月、稼穡登らざるが故に、德政を行ひ、四國中國九州等の內十一ヶ國の田租を免除す、爾來屢々諸書に散見ぜりと雖も、今省略に從ふ、而して之を行ひたる場合を類別すれば、米穀登らざりし時、大赦會恩惰を安んぜんとせる時、天變地妖ありし時、大赦會擧行の時等なりとす、要するに此種の德政は賢者老幼を救恤するを目的としたる惠典にして、鎌倉時代に入りて屢々行はれたれども、後醍醐天皇の代德政を行はれし以後は、其名目史籍に見ゆる所稀なり、而して鎌倉時代は朝廷のみならず、幕府にても屢々行ひたり、寬喜二年六月美濃國に雹降るや、北條泰時怖れて、德政を行ひしが如き其一例なり、（二）此種の德政に關しては早く起原を王朝時代に發したり、朱鳥元年、天下の百姓貸乏せるにより、自鳳十四年以前の貸稻及び貸財を免原したることあり、而して其時には只に政府に關したるもののみならず、個人の私財にまで及ぼして悉く宥免したり、これ蓋し當時貸富の間漸く懸隔したるを以て、緣併の弊を防ぐにありき、尋で養老四年三月、同二年以前の負稻は、公私に關らず放免したるにて、百姓の負稻に苦しみたる一端を見るべく、殊に弘仁五年七月に、大和河內兩國の遭年の未納稻十三萬四千束を免じたるにて、其多額なるを知るべし、かくの如く公私の債借を免じて百姓を救ひたるは、明かに此種の德政の起因たり、就中朱鳥元年に、其効力を個人の貸財にまで及ぼしたるは尤も注意すべきものとす、然るに鎌倉時代に入りて、これより轉じて、動產及び不動產の、賣買もしくは質入に關して、其契約を破棄すること、なれり、按ずるに、源頼朝天下の權を得てより、旗下の武士恩賞地を多く領有し、漸次筮併の弊を生じたるを以て、源頼家の時に至り一人の領有する田地の數を限らんとしたりしが、中原廣元三善善信等の諫むる所となりて果さゞりき、承久役以後は、勳功により武士の所領愈々增加したるを以て、武士は漸く奢侈に流れ、財を散ずるもの多く、遂に其所領を質入し、或は土地を典じて一時を彌縫するもの數から、富有なる武士及び庶人の富豪等は、これら諸士の土地を賺來し、所領を引受けしを以て、諸士の身を失ふもの多かりしかば、幕府大に之を憂ひ、屢々所領の賣買質入を禁じたるも行はれざりし故、文永五年七月四日令して本物返の法を行ひ、舊質の利を得るの制をはじめたり、然れども猶武士を救ふを得ず、同七年五月偏を辨官地の本主に返却せしめたり、これ實に此時に於ける德政の初見と爲す、然れどもこれ蓋し奈良朝時代の初にかけて起りたるものなるべし、鎌倉室町兩時代にも、將軍家にて之を行ひしこと、吾妻鏡、足利家官位記等に見えたり、（二）起原詳かならず、吾妻鏡元久元年正月十二日の條、及び同三年正月十二日の條に、源實朝が讀書始に孝經を讀み、中原仲業が侍讀たりしことを載せたり、當時には前者と同じく孝經を讀み、侍讀なども置きたること明なれども、其以後は絕えて散見せる處なし、降りて室町時代に入り、實隆公記明應五年正月二日の條に正月二日讀手載集冬部を讀みたると見え、「是例年之儀也」とあり、蓋し緖紳家にては此儀を行ひしものもありしを伺ふべし、なほ日時は、吾妻鏡には、兩條とも十二日とあれば、或は此日を用ふるの慣例なりしならんか、實隆公記には例年二日に行ふと見ゆれば、此頃より二日と定まりしものなるべし、江戸時代に入りても、また二日を用ひたれど、一日を用ひたる人もなきにあらず、書籍の如きは、其人の嗜好に任せたれば、一定せざりしと勿論なり、此時代には普通讀初めと稱し、幕府にては講書始といへり（吾妻鏡、實隆公記、朝野羽中行事）

ドクシヨロン 讀史餘論 三卷、新井白石全集第三に收む 歷史 中古より、天下の形勢九變して武家の世となり、武家の世また五變して德川氏に及びたる所以に就き、白石獨特の識見を以て、評論を試みたるものにして、實に我國に於ける文明史體歷史の先驅たり 參考 新井白石、正德二年將軍德川家宣に、古今大勢の變遷を進講したる時の稿を淨寫したるものに係る（讀史餘論）

トクセイ 德政 （一）課役田租を免除し、或は次紋を行ひ、或は物を百姓に賜ふをいふ、又善政とも云ふ、（二）或期限内における貸賃借買入等の契約に關する凡ての權利義務を破棄するをいふ

たりと雖も、必竟空文に留り、債務者は債權者に對して、一錢も支拂はざりしは、當然の結果なるべし、且つや此時代の德政は、單に下民を救助するの意に出でたる而已ならず、幕府自ら窮乏に苦しみしを以て、己れの爲めに之を行ひしこと多く、足利義政の如きは、一代の間十三度行ひしと傳へらる、かくの如く貧者の爲めに便利なる德政行はれてより、一揆を催して、其令の發布を幕府に强訴するものを生じ、幕府も微弱なる兵力にて之を防ぐを能はず、已むを得ずして許可せる事數ふるに遑あらず、故に中葉以後の德政は、强請の結果に出でたるもの甚だ多し、加ふるに德政には必ず暴動を伴ひ、一度德政令の發布あるや、直に一揆の徒蜂起して土倉を襲ひ、宛然たる一大戰鬪を開きて群盜また之に參して、非常なる喧躁を極め、或は公卿を脅して酒肴料をむさぼり、或は禁中を侵し、神社佛寺等爲に災火に罹るもの尠しとせず、なほ其弊害は益々甚しきを加へ、一時好意を以て借りたるものすらも、これを返さずして、自己の所得となすものありき、されば其騷動の大なりしこと、豫想外に出でたりと雖も、幕府は制壓すべき兵力を有せざりしかば、徒に傍觀するの已むを得ざるに至り、上下溷濁として其堵に安ずる能はざるの狀態に陷りたり、且つまた此時代の證書類を檢すれば、前代と同じく假令德政令發布せらるゝも、此契約は無効にせざる事を誓ふこと、殆んど定例のごとくなりしが、果して全然其目的を達し得たりしや否やは、頗る疑問に屬す、かくのごとくにして室町時代の殆んど全體を通じて盛んに行はれたりしが、織田信長勢を得、皇室再興の優詔を拜したるの後、兵を率ゐて京都に入り、足利義昭を奉じて將軍とし、自ら實權を掌握するに及び、當時の皇室御料及び公卿の所領等が、武門の横領に歸したるものを回復せんとし、天正三年四月、德政令を發し、悉く之を返却せしめたり、而して德政はこれを以て最後となし、爾來全く見ゆる處なし、降りて江戸時代に入り、松平定信が、寛政の改革を行ふや、御家人等が、藏宿卽ち札差より多大の借財をなして、窮乏に苦しめるを見、寛政元年、六ヶ年以前までに借りたる分は悉く破棄せしめたり、卽ち實に於ては德政と性質を同じくせりと雖も、當時は之を棄捐と稱して德政と呼ばざりき（「キエン」參看）【種類】第二に屬するものは、性質及び場合により、天下一同の德政、一國平均の德政、國次の德政、御法の德政、洛中洛外の德政、洞中の德政、地起の德政、私の德政等あり（國學院雜誌「德政私考」）

トクセイヰン 得生院　西園寺公藤（サイヲンジキンフヂ）を見よ、

トクセン 得選　御厨子所の女官を云ふ、釆女中より選任する故に名づく、行幸の時調度を入れたる大袋を持ち、内侍と共に同車す、三人を定員とす、このうち一人は、必ず髮上釆女より兼れたり（禁祕抄、江次第抄、故實拾要）

トクゼンヰン 德善院　前田玄以（マヘダゲンイ）を見よ、

トクソウリヤウ 德宗領　鎌倉北條氏の家領を云ふ、德宗とは北條義時の法名なり、栗田博士の莊園考に「この德宗と云ふ事は、若狹今富名領主次第に、相模守時宗（ときよりの御ちやくし、號二德崇一）とあるによりて考ふるに、時宗始めて德宗など云地を領しけるより號二德崇一と云ふなるべければ、決めて此時に起れる名稱ならんとぞ思はる、もし代々家督を是まで德宗と云しならんには、殊更に號二德宗一と云まじき由を思ふべし、されど德崇は、時宗の號にて地名となれるか、又德宗の地より號とせられしにか、前後詳ならず」と云へり、然れども東寺百合文書に、義時の別號を德宗と云ひしこと見えたれば、義時より出でし事明なり、梅松論に「執權の次第は、遠江守時政、義時、泰時、時氏、經時、時頼、時宗、貞時、高時以上九代、皆將軍家の御後見として、政務を申行ひ、天下を治め、武藏相模兩國の守をもつて職として、族のもの器用を撰び署して、御下文下知等を將軍の仰下さるゝに依て申沙汰しけり、云々、昇進に於ては、家督を德崇と號す云々」と見え、又太平記公家一統の條に「八月三日より軍勢恩賞の沙汰あるべしと云々、九條民部卿を上卿に定めて御沙汰ありける間、光綽卿諸大將に其手の忠否を委細尋究て申與へんとし給ひける處に、相模入道の一跡（德宗領）をば、内裏の御供料所に置る」又尊氏關東下向の條に、駿河國入江庄が德宗たりし事見え、北野通夜物語附靑砥左衛門事條にも、靑砥左衛門が德宗領の訴訟を裁決して、權門を恐れず公平の處置を取りしことを載せたり、

トクタイ 得替　交代を云ふ、王朝時代國司大番の交代、武家時代地方の奉行の交代の如き是なり、江戸時代諸侯の國替を云へるは轉化したるなり（類聚名物考）後堀河天皇寛喜元年四月の制符に「代々國司宣旨を申下し、在任の間停廢すと雖も、得替の時忽ち以て免判す云々」とあるにて知るべし、

トクダイジウヂ 德大寺氏　姓は藤原、閑院公季より出づ、四世公實の五男實能、京都衣笠岡に德大寺を建つ、故に德大寺殿と號す、子孫因て氏となす、七淸華の一、大臣大將に至るを極官とす、笛を家業とす、子孫相襲ぎて明治に至り、華族に列し、侯爵を授けらる（尊卑分脈、系譜、有職袖中抄、華族諸家傳）

○實能—公能—實定—公繼—實基—公孝
實孝—公淸—實時—公俊—實盛—公有
實淳—公胤—實通—公維—實久—公信
實維—公逸—公觀—公全—實憲—公城
實祖—公廸—實堅—公純—實則

トクヂ 德治　【名義】後二條天皇御宇（鎌倉執權北條師時）の年號、嘉元四年十二月十四日改元す、二年を經て花園天皇延慶と改む【出典】尙書大禹謨註に「俊德治レ之、士立在レ官、左傳云、能敬必有レ德、德以治レ民」とあるに據る（國朝年號譜）

トクド 得度　出家することを云ふ、梵語波羅密、譯して到彼岸、又は度と云ふ、生死の迷海を渡りて、涅槃の岸に到る意、是より轉じて度と云へば出家することゝなれり、得度には嚴重なる作法ありて、必ず已に出家したる者より教訓等を受けて立誓するを要す、得度して男は沙彌となり、女は沙彌尼となり、次に受戒（具足戒を受くること）して、男は比丘となり、女は比丘尼となる、我國にては敏達天皇十三年司馬達等の女島等三人、高麗の僧慧便に就いて得度したるを始めとす、令制にて得度の條例を規定し、其得度したる者には度緣を給したり、之を公度と云ひ、私度することを禁じたりき、度牒（ドテフ）參看（書紀、令義解、釋氏要覽）

トクニチ 德日　衰日（スヰジツ）を見よ、

トクミドヒヤ 十組問屋　【名義】江戸時代における各種問屋十組の組合をいふ、幕府の保護を受けて、專賣權を有したり【起原沿革】元祿七年江戸に於て、川上伊兵衛、屢々大阪運送の貨物難船に罹りて損害を蒙りしかば、本船町、室町、通町、吳服町、本町、大傳馬町、藥種屋及び小間物問屋等九組の外、釘店組を加へて十組と爲し、右商人等と謀り、荷打破船等ある時は、荷主組合の行事立合て勘定を爲し、一切船問屋をして關係せしめざる事に決す、所謂十組問屋とは、塗物店組、内店組（絹布、太物、繰綿、小間物、雛人形）通町組（小間物、太物、荒物、塗物、打物）藥種店組（藥種、砂糖）釘店組（釘鐵、銅物類）綿店組、表店組（疊表、靑莚）河岸組（水油）紙店組（紙、蠟燭）酒店組なり、其後享保の頃に及びては漸く增加して廿二組となれり、大阪もはじめ十組なりしが、享保九年以來廿四組を立てゝ、江戸の十組に對し、天明四年に至り、毎年百兩づゝの冥加金を上納して株式となり、互に氣脈を通じて貨物漕運の便を圖れり、文化五年、江戸に杉本茂十郎といふものあり、菱垣廻船以下諸問屋を連合して、公然十組問屋と稱し、自ら其頭取となり、毎歲十組より一萬二百兩の冥加金を納め、其三年分を借り下げ、これを仲間に貸付け、利子を以て大川橋、新大橋、永代橋の修繕を負擔せり、これを三橋會所といふ、同十年右諸問屋の株式を一定して、六十八組千九百九十五人を限り、各其株札を付與し、自後新規加入、及び血緣の外讓渡しを禁ず、こゝに於て菱垣廻船の外なる者を連合せしかば、更に增して六十八組となりしも、猶舊稱を襲うて十仲間と稱せり、而して同業の人員を限りて申合條目を定め、又年行事、月行事をおきて、其事務を取扱はしめ、又仲間中苟も誓約の規則を背くものあらば、或は譴責を加へ、或は取引を禁じ、適々仲間外にありて、同業を營むものあらば、株仲間より直に官に訴へ、幕府は嚴重にこれを處分して組仲間に保護を與へたり、然るに天保の末年に至り物價頗りに騰貴するや、世以て十組問屋等が物貨を專賣するの致す所となして囂々たりしが、天保十三年、老中水野忠邦改革の政を布くに及び、十二月斷然、物價減少の主義を取り、商人の營業を自由にするものなりと稱し、十組問屋の仲間株札を廢し、冥加金を止め、同時に諸商工の問屋仲間組合の制規を停止し、輸出入の物産は、問屋の手を經ず、直賣買となし、廻船貨物は荷主の相對に任することゝなしたり、これが爲め金融一時閉塞して商業沈滯せるを以て、嘉永四年之を再興し、文化以前の舊規に復し、冥加金を徵課せざる而已ならず、文化以後に組合を立てしものは、之に加はることを得ざらしめ、且つ直賣買は停められたりしも、組合の加除は各隨意たるを得せしめたり、當時再興せし組合は、九十五組なりき、明治維新の際に至り自ら解散す、「ヒガキクワイセン」「タルブネ」參看（日本商業史）

トケイ 徒刑　「ヅケイ」を見よ、

トケイ 時計（斗鷄、斗景、自鳴鐘）　西洋より舶載の時代詳かならざれども、天文十九年葡萄牙の宣教師ザギエル周防山口に赴き、國守大内義隆に謁見して、布敎の許可を請ひし時、時計を獻じたることあり、これ記錄に見えたる始めとす、爾來外人の來るもの日に多かりしより、舶載の數亦多かりしならん、また慶長十七年七月、新イスパニヤ總督より、德川家康に贈りたる方物の中に、時計の名見え、なほ駿河久能山の東照宮に藏する、家康所持と傳へらるゝ時計一箇あり、西班牙國製造の置時計なり、されば當時貴族豪商間にありては、之を藏したるもの多かりしなるべし、寛永鎖國後は、只和蘭より輸入の道あるのみならず、時間の計算法を異にし、所持の必要なきを以て、舶載のことも、極めて稀なりしが、我國人にして之を模して製造したるものなきにあらざりき、櫻井養仙の漏刻說に「近世有二自鳴鐘一、

中設機關、毎一時一撃自鳴焉、今也有二安井氏寺島氏一制二渾天一造二時計一」と見えたり、其製詳ならず、降りて安政以後に及び、海外との交通再び開けたる結果、士人中之を得て珍藏するものあり、維新以後に至り其需用俄に生じ、各種の時計輸入せらるゝもの多數に上り、後には我國の工人其製を學び、自ら製造に着手し、以て今日に及べり、漏刻(ロッコク)參看(東雅、日本西教史、文藝類纂、大日本史料)

トケイノマバン 土圭間番 新番をいふ、もと城中土圭間に勤番せるがゆゑに名づく、「シンバン」の見よ、

ドゲザ 土下座 地上に跪きて禮することをいふ、

ドコウシ 土工司 令義解「ツチタクミノツカサ」とも訓む、土作瓦燔を營み、幷に石灰を燒く事を掌る、宮内省の被官、正一人、正六位下、佑一人、正八位上、令史一人大初位下、泥部二十人、使部十人、直丁一人、泥戸(スリ)五十一戸、令義解文武天皇の大寶元年創置す、蓋し上世墾部造の掌る所なり、令制其部族は伴造と稱して本司に繫す、後ち廢す、延喜式木工寮式に、土工瓦工あれば、木工寮に併せしものならん(令義解、令集解、官職秘抄後附、職官志)

トコヨノクニ 常世國 上代我國より遙に隔り離れて、容易に、往來なし難き處を、汎稱しての名、底依國の義にて、たゞ遙なる國の意なり、後には、人の死ぬるを常世國に行くと云ひしは、右の意より轉じたるものなり、古事記神代卷に「大穴牟遲奥二少名毘古那一二柱神相並二作堅此國一然後者、其少名毘古那神者、度二于常世國一也」きた玉垣宮段に「多遲麻毛理遣二常世國一、令レ求二登伎士玖能迦玖能木實一」こと見えたり、而して今何處に當れるかを詳にせず、新井白石は常陸國なりとせり、これ高天原を以て常陸國那珂郡に當てたるよりの見解なれども信じ難し、本居宣長は、但馬毛理が垂仁天皇の時、常世國に渡りて、橘を求めたるにつきて論じ、韓國なるべく、もし韓國に橘を生ぜざらんには、漢國南方沿岸の地なるべしといへり、今按ずるに韓國に橘を生ぜざりしこと明かなれば、恐らくは宣長の後說の如くならんか、なほ田口博士は、常世國は、單に高天原の諸神が往來したる地たるに留まらず、必ず其國を領し給ひし事なりと信ずといへり、從ふべきが如し(古事記傳、古史通、史海)

トコロドコロノソウ 所々奏 縣召除目の時に、御厨子所、御書所、作物所、侍從所、内侍所、大歌所、内藏殿、女官預、神泉苑預、御廳筒、宇陀禁野別當、交野禁野別當等九所の勞を注して、任官の事を奏するを云ふ、「アガタメシノゲモクドコロ」參看(建武年中行事注解)

トコロノザウシキ 所雜色 藏人所の雜色を云ふ、「クラウドドコロ」を見よ、

トコロノシュウ 所衆 藏人所(クラウドドコロ)を見よ、

トコロバラヒ 所拂 江戸時代の刑名、追放の一種、罪人の居住せる町村より放逐し、再び立ち入るを禁ずるをいふ、重き者は敲の附加刑あり、但立ち退き先は届出に及ばず、而して其犯罪の利慾に關せざれば、田畠家屋敷を沒收し、もし年貢の未進あれば家財をも沒收せり、「ツキハラヒ」參看(御定書百ケ條、御仕置類例集、德川政刑史料)

トサニツキ 土佐日記 承平四年紀貫之、土佐國の任滿ちて歸京する時の紀行なり、當時の風、男子は專ら漢文を用ひたれば、本書また、殊更に婦人の作に擬し、卷首に「男もすなる日記といふものを、女もして見んとてするなり」と書きたり、文章輕妙にして、間々滑稽諧謔の句を交えたるは、尤出色なりとす、而して土佐より京都まで、百里の途上に五十日を費し、其途中海賊の來襲を恐れたるの記事あるがごときは、亦以て地方政治の廢頽に伴へる、海賊の跋扈跳梁が、如何に甚しかりしかを知る好史料なり 參考 紀貫之(「キノツラユキ」參看) 注意 土佐日記考證二卷(岸本由豆流)土佐日記創見一卷(香川景樹)土佐日記抄二卷(北村季吟)土佐日記注一卷(加藤宇萬伎)土佐日記地理辨一卷(鹿持雅澄)土佐日記附注一卷(入見卜幽)土佐日記覽(富士谷御杖)

トサノ井ン 土佐院 土御門天皇ないふ、承久の亂、土佐國に遷座せらるゝ故に此名あり、「ツチミカドテンワウ」を見よ、

トサノクニ 土佐國 所屬 四北は伊豫、東北は阿波に隣り、南は海に面す、東西凡三拾五里、南北凡拾八里、南海道に屬す 形勢 西北伊豫と其背を合せ、山嶽聳峙し、東西兩岬南海に斗出して灣月狀をなす、地勢南するに隨ひ漸く低く、大抵山谷林叢三分の二に居る 起原沿革 古へ土佐と改む、天武天皇十三年地震の爲め、田園五十餘萬頃沒して海となる、國郡の制定まるに及び六郡を管す、仁明天皇の代七郡となる、國府を長岡郡に置く(今比江村の南に府址あり)文治の末源頼朝佐々木經高を以て守護となし、豐島朝經、三浦義村等相繼で職を襲ぐ、承久の亂、北條義時土御門天皇を香美郡(岸本村)常樂寺なる以て行宮となす)に遷し、尋で阿波に遷幸す、建武中興藤原雅光を國守に任ず、足利尊氏の頼する、其將細川定禪をして本國を侵掠せしめ、國の豪族

長曾我部、安藝、吉良諸氏を降し、細川氏をして本國を管せしむ、天授の末足利義滿、細川頼益を守護となし香美郡田村城に治す、應仁の亂、頼益の曾孫勝益上京して其宗家を援く、是に於て國内携貳し、長曾我部(長岡郡岡豐)本山(同郡本山)安藝(安藝郡土居)山田(香美郡山田)吉良(吉川郡弘岡)大平(高岡郡蓮池)津野(同郡羽山)の七族各郡邑に據る、文明十年左大臣一條敎房其子房家と共に亂を避けて來奔す、長曾我部文兼等七族相議して房家を奉じて主となし、奏請して國司に任じ、幡多郡中村に治し、七族倶に政を輔く、永正中文兼の孫兼序頽る專横、本山茂光大平元國等に殺さる、一條房家兼序の遺孤國親を擁し、其長ずるに及びて舊邑を興へ、本山茂光の子茂宗等と和せしむ、天文八年房家薨じ、子房冬、孫房基相繼で早世し、曾孫兼定嗣ぎ、一條氏稍々衰ふ、國親等七族互に相闘ぎ、二十年國親山田元義を擊て之を降し、本山茂宗亦吉良氏を滅し、土佐吾川二郡を併せ、土佐郡朝倉城に移る、永祿三年國親死し、子元親嗣ぎ、勢漸く强盛、本山茂辰(茂宗子)を逐ひ、大平氏を滅し、十二年安藝國虎を殺し、尋で津野勝興を降し、悉く六郡を併呑す、時に一條兼定僅に幡多一郡を保し、遊宴に耽る、天正元年兼定其下に廢せられ、子内政立つ、元親兼定を豐後に逐ひ、内政を長岡郡大津に移し、終に全國を奄ひ、兵を出して隣國を侵し、阿波を取る、八年内政を伊豫に放ち、一條氏亡ぶ(五世一百二年)元親尋で伊豫讃岐を併せ、自ら四國の主と稱す、十三年豐臣秀吉南征し、其三國を削り、元親に本國を與ふ、文祿中徙て吾川郡浦戸に治す、慶長四年元親卒して子盛親嗣ぐ、關ケ原の役四軍に屬す、德川氏其封を奪ひて之を山内一豐に賜ひ、高知に治し世襲す、明暦二年一豐の孫忠豐其弟忠直を中村に分封す(後ち二世豐明收封せらる)安永九年忠豐の後六世豐雍、同族豐産に新田壹萬三千石を分つ、明治維新廢して高知縣を置く 古へより管郡の變遷左表の如し、詳ほ詳しくは各郡の條參看すべし(地誌提要、郡名異同一覽、國郡沿革考)

六國史	延喜式	拾芥抄	和名抄	古圖	元祿國繪圖	天保郷帳	地誌提要	郡區編制
安藝(アキ)	同	同	同	安藝(アキ)	同	同	同	新郡
香、美(カ、ミ)	同	同	同	香美(カミ)	同	同	同	同
長岡(ナカ、タカ)	同	同	同	長岡(ナガヲカ)	同	同	同	同
土佐(トサ)	同	同	同	土佐(トサ)	同	同	同	同
吾川(アカハ)(増後)	同	同	同	吾川(アカハ)	同	同	同	同
高岡(タカヲカ)(増後)	同	同	同	高岡(タカヲカ)	同	同	同	同
多幡(タハタ)	同	同	同	同	同	同	同	同

トサノコホリ 土佐郡 所在 土佐國

起原 稱德天皇紀神護景雲二年十一月の條に始めて見えたり 沿革 和名抄に土佐、高坂、鴨部、神戸等の郷あり、以後變更なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

トサノサンピツ 土佐三筆 土佐派の名手たる土佐光長、同光信、同光起をいふ、各條を見よ、

トサノジンジヤ 土佐神社 所在 土佐國土佐郡一宮村○又土佐大神、高賀茂大明神とも云ふ、即ち土佐の一宮にして現今國幣中社たり 祭神 一言主神(大穴持命の子味鉏高彦根命と同體なり、八頭佐鏡を以て靈形とす) 起原沿革 雄略天皇御宇、始めて大和より遷座す、天武天皇朱鳥元年八月、秦忌寸石勝を遣し、幣を奉て聖體の不豫を祈らしめ、淳仁天皇天平寶字八年十一月、高賀茂朝臣田守等に詔して、大神を大和葛上郡に復し奉り、其和魂を本社に鎭め奉らしむ、初め田守等の奏言に、昔大泊瀬天皇葛城山に獵し給ふ時、此神老翁と化して、天皇と獣を逐爭ひしかば、天皇御怒りまして、老翁を土佐に遯し給ひき、所謂老翁は實に臣等先祖の仕奉れる高鴨神なりと申せるを以てなり、延喜式の制大社に列り、朱雀天皇天慶三年二月、承平中の宿禱を賽して正一位を授く、降りて戰亂の世、社殿頽廢に歸せしかば、文祿十年長曾我部元親造營を始め、元龜元年に至て成る、四十座の末座、二王堂、護摩堂、鐘樓堂、三昧堂、經藏、國司屋、神宮寺等に至るまで木工の功就る、凡本社の祭、古は、正月十五日百姓社下に聚て射禮を行ひ、五月下旬田畝の事終る由を告げ、八月上旬封戸調物を貢る、此時國司必ず社に向て祭を修む、今猶其遺風あり、二月七月の三日井に祭儀を行ふ、之を志奈禰祭と云ふ、凡七月三日、八月十七日祭を行ふ、明治の代、國幣中社に列せらる(神祇志料、官國幣社一覽、古事類苑神祇部)

トサハ 土佐派 繪畫の一派、歷史畫を以て著ほる、藤原基光、同隆能を祖とす、而して土佐系圖によれば、隆能を基光の子と爲したれども譌なり、基光は顯成の四子にして、内匠頭從五位下に任叙し、春日と稱す、應德頃の人なり、隆能は清綱の男にして正五位下參河守に任ず、天仁頃の人なり、隆能の孫經隆、從五位下土佐權守たりしかば、これまで春日と稱したりしを土佐と改めしより、土佐と稱する一

派生じたりといひ傳ふ、蓋し隆能の系は、此後も明なれども、其他土佐と稱する人々は、更に其系統分明ならず、思ふに土佐と稱するもの、幾流も打ち交りてありしなるべし、また土佐の中絶せし折に、繪所を預りし人々もありしならん、光長(「トサミツナガ」參看)吉光、隆兼の如き名手皆此流より出でたり、かくて南北朝時代に至り、土佐派の繪も、漸く衰へんとしたりしが、なほ光顯、行光、粟田口隆光の徒いで、其名聲を保ち、更に室町時代に及び光信を出すに及びて亦盛んなり(「トサミツノブ」參看)然るに光信の孫光元、永祿二年正月戰死して、一時斷絶したりしを、光茂の門人光吉和泉堺に移住して土佐を名乘り、漸く師家の畫風を維持せしが、其孫光起に至りて畫名頗る高く、遂に朝廷繪所の稱を賜ひ、子孫永くこれを繼承し、江戸の狩野派と互に拮抗せり(「トサミツオキ」參看)曾孫光芳の時、長子光淳父に繼で繪所預たりしが、二子光貞名手にあらざりしも、兄の死後繪所預となり、累代丹精の功によりて、別に一家を立つることを許され、これより、光淳の家と光貞の家との二つに分れたり、されど兩家より名工を出さず、世と共に畫風も衰へしが、二家の外にありて、田中訥言、浮田一蕙、岡田爲恭の如き名工ありて土佐畫を描き、名聲を馳す、訥言一蕙は氣韻を以て世人に稱揚せらるれども、筆力の點よりいはゞ、爲恭に及ばざること遠し、(一蕙のみは土佐の門に入りたれども、他の二人は獨立して研究せり)近時光文の門に川崎千虎、川邊御楯を出し、千虎の門に小堀鞆音、御楯の門に村田丹陵を出し、幷に世に著はる、今其系統を示せば左の如し、但し光信以前は不明なるを以て省略に從ふ(扶桑畫人傳、横井博士「日本繪畫史」)

○光信—光茂—光元

○光吉—光則—光起—光成—光祐—光芳

　廣通(住吉如慶)

光芳—光淳—光時—光祿—光文—光章—光一

光芳—光貞—光孚—光清—光武—川崎千虎—小堀鞆音

　光孚—光文(總本家)　光武—川邊御楯—村田丹陵

トザハウヂ　戸澤氏(出羽新庄)　姓は桓武平氏、貞盛五世の孫右馬助忠正の孫飛驒守衡盛より出づ、其子兼盛、陸奧國岩手郡滴石庄戸澤に住す、依て氏とす、後ち出羽山本郡門屋庄に移住す、十一代の孫家盛、出羽角館城に移る、其後治部大輔盛安、豐臣秀吉に屬し戰功あり、その子政盛、天正十八年秀吉小田原陣に馳せ向ひ、本領(角館四萬石)を安堵す、慶長五年德川家康に從ふ、七年十二月常陸國に移封し、手綱城を治む、元和八年九月貳萬石加賜、出羽國に移封し、新庄城を治む、前封を併せて六萬石、寛永六年六月、正誠諸爵の列を賜はる、延享二年十二月正諶墾田七千石を弟大四郎庸祝に分封す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(藩翰譜、寛政重修譜、德川加除封錄)

○盛安—光盛—政盛—正誠—正勝

正諶(ノブ)—正産(タツ)—正良(スケ)—正親—正胤—正令(ノリ)

正實—正巳

トサブシ　土佐節　内匠土佐少掾が創めたる淨瑠璃節の一派○土佐少掾は初め内匠虎之助と稱す、二代目薩摩次郎右衞門に就きて學び、傍ら諸流を涉獵し、後ち一派を開くに及び、受領して土佐少掾正勝と稱し、堺町に住して操座を興す、寛文延寶の頃より世に傳唱せられ、節廻し頗る雅なりとて、遊人の間に弄ばる、延寶八年二ノ丸に於て酒呑童子の操を將軍德川家綱の台覽に供して大に面目を施し、享保の頃まではなほ盛んなりしが、寶暦に及びて全く衰微したり(聲曲類纂、寺山氏「淨瑠璃史」高野氏「淨瑠璃史」)

トザマ　外樣　譜代の關係なくして臣禮を取る者の稱、多くは武門の稱呼なり、一族門葉譜代以外のもの、義なるべし、太平記、相摸入道弄田樂の條に「一族大名御内外樣の人々、或は堂に座を列ね、或は庭前に膝を屈め見物す」とあるを初見とす、爾來同書竝に諸書に多く散見せり、室町幕府にては外樣の大名を外樣衆といひ、江戸幕府にては外樣大名といへり(「ダイミヤウ」參看)(武家名目抄)

トサミツオキ　土佐光起　〔名義〕幼名藤滿丸、春可軒と號す、法名常照〔系譜〕光則の子〔略傳〕元和三年十月生る、天性畫に巧なりしかば、早くも其名天朝に達し、承應三年三月從五位下左近將監に補し、尋で延寶九年五月剃髮し法橋に叙す(後ち法眼となりしともいふ)光起仙洞の御覺え深かりしを以て、改めて自邸に繪所の稱號を勅許ありしより、特に精神を込めたる畫には勅賜畫院といへる印章を用ひたり、是より先、土佐派は光信以後衰微したりしを光起之を再興し、名手の譽高く、光長、光信と共に土佐三筆と稱せらる、時恰も狩野探幽全盛の時代に會せるが故に、其畫幾分か、家傳の法を變じたる趣なきにあらざれども、土佐の特長はなほ依然として其中に維持せしかば、これが爲めに毫も品格を墜さざりき、元祿四年九月廿五日歿す、年七十五、山城國愛宕郡知恩寺(百萬遍)に葬る、百鬼夜行圖、三十六歌仙額、酒顚童子繪卷等著はる(扶桑畫人傳、横井博士「日本繪畫史」)

トサミツナガ　土佐光長　系統詳かならず、土佐系圖には邦隆の子とも、隆能の子とも、經隆の子ともあれども、幷に信じがたし、繪所預にて、從四位下刑部大輔に至る、文治の頃中年にて盛りなりしとおもはるれば、彼の有名なる年中行事繪六十卷は二十五六の時畫きしものに係り、後白河院の叡覽に入りしが、深く賞翫せられ、蓮華王院の寶藏に收められたりといふ、また高倉天皇承安三年の頃御堂御所の障子の繪に、平野行啓、日吉御幸等の圖を畫かせられし時、其供奉の大臣以下は、面貌をも寫さるゝ爲め、似繪の達人右馬頭藤原隆信に、人の面貌のみかゝせ、其他は光長に仰せありて、畫かせ給へり、世に光信、光起と共に土佐三筆と稱す(扶桑名畫傳、横井博士「日本繪畫史」)

トサミツノブ　土佐光信　〔系統〕廣周の子實は光弘(廣周の兄)の子なり〔略傳〕累代丹青の家に生れ、殊に畫を嗜み、父の畫法を學び、幼年より拔群の兆ありしが、後ち繪所預となり、右近將監を經て刑部大輔に進み、從四位下に叙す、曾て繪畫の爲めに明に遊ばんと欲したれども、故ありて果さゞりしかば、それより專ら覺猷、信實、光信等の筆意を窺ひ、遂に綜攬して別に一格を出せり、大永五年五月歿す、年九十二、光長、光起と共に土佐三筆と稱せらる、清水寺緣起、石山寺緣起、福富草紙等著はる(扶桑名畫傳、扶桑畫人傳、横井博士「日本繪畫史」)

トジ　刀自　(一)婦女子の通稱、後ち老女の稱となり、又(二)禁中女房の名にも用ひたり(一)名義詳かならず、允恭紀二年の條に、同皇后未だ家に在しゝ時、闘鶏國造が、皇后を指していへる語に、戸母とありて、注に、戸母此云=覩自=と見えたるを初とす、皇后家に在しゝ時のことなれば、少女をも刀自といへること明なり、なほ萬葉集に吹黃刀自とあるも、老女にはあらず、なほ吾子の刀自、妣刀自、母刀自など、同集にあるを以て、老少を通じての稱なること益々明なり、然るを、和名抄には「今案、俗人謂=老女=爲=刀自=」と見えたれば、源順の時代には、既に專ら老女の稱に變じたるものなるべし、(二)朝廷にては、御廚子所、台盤所、內侍所等にありて雜役を務む、類聚符宣抄に載せたる弘仁八年六月廿三日の宣旨に「有下稱=妃菜姓色刀自=之輩上、自今以後、宜=除=姓只稱=妃色刀自=」と見えたり、御廚子所刀自は、和名抄にその名見え、釆女の中にて、雜用を專ら掌るものゝいへり、禁祕抄に「刀自御膳宿、臺所各別也、衣唐衣袴也、結=中、但近代只衣結=中着=唐衣=是一向御膳役者也」と見えたり、內侍所の刀自は女房官品に「とじ、これも侍の嬪などまゐる、とじは內侍所のまほりなり」と見えたり、看聞御記應永三十二年八月廿三日の條に、內侍所刀自三條など見ゆ、此外攝政家武家にも、朝廷に倣ふて營中に置きたり、攝政家の刀自は、平範記、玉葉、女房官品等にも見えたり、武家は、後吾妻鏡文應元年三月廿七日の條に其名見えたり、後世の御末などいへる、卑き職のものにて、女房と稱しがたきものをいへるなり(和名抄、同箋註、禁祕抄、女房官品、看聞御記、閑田次筆、安齋隨筆、武家名目抄、比古婆衣)

トシヲトコ　年男　古くは歳首の諸祝儀を執り行ふものをいひ、後ちには節分の豆まきを行ふものをいへり、幷に武家にて臨時に命ぜらるゝなり、今川大双紙に室町幕府のことをいひて、「御年男、きんする事、元三にいかにも早天に出仕をして、先御楊子二つ奉りてより、長さは六寸たるべし、(中略)其後障子などをあけて、御座敷を淸めべきやすみなも置べし、御手水も御年男の役也、若水ないつもの御手水のかんにわかして、參らせべき也、はんぞう盥の中に、ゆづり葉を置べし、しだを下にゆづり葉を上に投、青めなる石の小さきを三つ、金輪に置べし、十五日までは、何事も御祝ひ事は御年男の役也、節分の夜の鬼の大豆をも御年男さんする也」と見えたるにて其役を知るべし、江戸幕府にては專ら節分の豆打役を勤仕し、本丸にては老中、大奧にては留守居之を命ぜられたりき(武家名目抄、幕府年中行事)

トシゴヒノマツリ　祈年祭　「キネンサイ」を見よ、

トシマノコホリ　豐島郡　〔所在〕武藏國〔起原沿革〕風土記、豐島或砥島に作り、延喜式以後豐島に作る、和名抄に、日頭、占方、荒墓、湯島、廣岡、餘戸、驛家等の郷あり、後ち荏原郡の御田、櫻田の二郷を併す、明治十三年五月南北の二郡に分ち、明治廿九年東多摩郡と南豐島郡とを合併して豐多摩郡と爲す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

トジメ　戸〆　〔名義〕江戸時代に於ける庶人の閏刑、釘を打ちて門戸を鎖し、謹愼せしむるをいふ〔沿革〕享保九年に、重科の者には過料の上戸〆を科するの制を設け、元文五年には、郡村にては人家散在し、戸〆を命ずるも目立たざるの故を以てこれを止め、輕きは叱、重きは過料に處し、名主組頭等は役儀取上げ、なほ重きは過料を命じたり、但し町家は從來の如くなりき〔科刑〕二十日、三十日、五十日、七十日、百日等の別あり(御定書百ヶ條、公裁秘錄、憲教類典、科條類典、德川政刑史料)

ドシヤウサン　度嶂散　邪氣を拂ふ藥の名、

正月元日屠蘇と共に用ふ、早く延喜式及び江次第等にあり、なほ公事根源に「三獻に度嶂散を供す、如此御藥の儀式は三ヶ日あり」と見ゆ、

トシヨリ　年寄　室町時代中葉以後における武家の職名、其家の重臣にて、專ら政務に與かるものの稱、卽ち家老職なり、長老の義にて宿老といふに同じ、舊くは年臈によりて政務に預りしものを稱したりしが、後ちに長幼を論ぜず、其職にある者を一般に稱することゝなりたり、なほ室町幕府にては評定衆を宿老、引付衆を中老といひ、また稀には兩衆を總稱して年寄といへることあり、これらに基きて廣く行はるゝことゝなりしなるべし、而して諸大名家中にては、おなじく普通には年寄と唱へたれども、また家の年寄ともいひしは、幕府のそれに對しての稱にして、家老といふも、家の年寄の義なり、江戸時代には、幕府には老中と稱したりしも、なほ舊稱に從ひて年寄ともいへり、諸大名にては多く家老と唱へしも、また此稱を併せ用ひたり、此他年寄脇と稱するあり、卽ち家老格なり、「ラウヂユウ」「カラウ」參看○若年寄といへるは年寄に對したる稱にして、若年寄の義なり、「ワカドシヨリ」參看（武家名目抄、古事類苑官位部）

トシヨレウ　圖書寮　「ヅシヨレウ」を見よ、

トソ　屠蘇　正月元日の佳儀に用ふる藥の一種、また藍尾酒ともいふ、赤木桂心、防風、菝葜、蜀椒、桔梗、大黃、烏頭、赤小豆等を混和して製し、酒中に入れて呑む、上下一般に之を用ふること、歲首の儀式たり、朝廷にては、元日四方拜の後御齒固を供し、畢て典藥頭屠蘇及び白散を獻す、まづ藥子に飲ましめたる後、主上聞召し給ふ、一人之を飲めば一家病なく、一家これを飲めば一里病なしといふ傳へあるより、歲首の佳儀に用ふることゝなれり、嵯峨天皇の弘仁年中より起り、爾來恒例となる（公事根源、和漢三才圖會、武家名目抄、古今要覽稿）

トダイ　斗代　江戸時代田畑一段に付、高何斗と高盛にするをいふ、地方答問書に「一段三百歩の高は石盛と唱申候、斗代と申も石盛の異名に候得共、百姓等一段の段取をも、斗代と唱違候て紛敷候故、斗代と唱候は不ㇾ宜事故、石盛と唱へ候也」また地方一橑記に「地方盛の次第、先關東は田方の段取米を四を以割れば斗代と成、中田下田は上田の斗代に二ッ下り成べし、然共前に所ㇾ記、地面土性取箇に可ㇾ依、大方は段々下り也、畑方斗代は田方に六分違成べし、關東は二石五斗替、田畑六分違と云法也」と見えたるが、增補田園類說には「斗代は石盛の異名也と云事、今にては同事の樣なれ共、石盛は石盛、斗代は斗代にて一事にてはなし、元來石盛といふは、地面に石數を盛附て置事也、分ていはゞ石盛は總名にして、斗代は其盛かた也、古き檢地帳に、斗代四斗抔書、又石盛、三石盛四石盛抔書も有、いづれも一斗を一之位、一石を十之位、一石五斗を十五とす云々」と論じたり、

ドダイ　土代　書類の草案を云ふ、玉蘂に「建暦元年九月廿四日大嘗會御定也、公定云、留守文同可ㇾ書二月日一歟、予答三可ㇾ然之由一、書訖、以二土代一入二懷中一、押二取副除目等於笏一參進、置ㇾ笏取二直文一授ㇾ之、余取ㇾ之置二宮中一、又返二上土代一、公定復座、予委披二見除目一、（披二土代一見合之、）一訖皆取二出例文等一、置二宮傍奥方一」また庭訓往來に「被ㇾ書二與草案土代一」と見えたるにて明なり、猶朝野群載國務條々事の條に「擇二吉日一可ㇾ度二雜公文一由、牒二送前司一事、所謂前司任終、年四度公文土代、交替廻日記、前任中四度公文土代僧尼度緣云々」とあれば、古くより稱へられたること知るべし、此の外補任を記したる書に歷名土代、任僧綱土代等のあるも又この意なり、

トダウヰン　都堂院　[illegible] 大內裏大學寮郭內に在る一院にして、釋奠の日此所にて博士等經の講論難議を行ひ、終りて後酒を賜ひ祿を給す、其正堂を都堂と稱し、皇太子以下五位以上之に臨む、延喜式に講堂に作る、正門內左右に東西の二堂あり、六位以下着席の所と爲す [illegible] 廟堂院の西に在り、地を占むること東西廿八丈、南北十八丈、四面垣を以て周らす [illegible] 都堂、東西七間、南北四間、瓦屋葺にして南面す、中央を正堂とし、南北に廂あり、南面石階三所を設く、「ダイガクレウ」參看（大內裡圖考證）

トダウヂ　戸田氏（信濃松本）　姓は淸和源氏、鎭守府將軍源義家より出づ、五世の孫信義、建保元年五月尾張國戸田庄地頭となる、因て氏とす、七世の孫宗忠、南朝尹良親王に供奉して功名あり、孫宗光、洞院實熙の實子にて養子となる、故に此より藤原氏となる、明應年中三河國渥美郡田原城を營み之に住す、又二連木城を築きて移る、子憲光、今川氏の援を得て牧野の今橋城を攻めて之を領す、七世の孫虎千世、永祿七年三河二連木に在り、七年五月是より先き今川氏に從ひしが、是に至り德川氏に從ひ、終に家號を得て松平と稱す、天正四年元服し、家康の一字を受けて、康長と名づけ、孫六郎と稱す、十八年八月、武藏一萬石を賜ふ、慶長六年十一月上野國に移封し、白井城に治す、一萬石を加ふ、其後屢々加封ありて、下總古河、常陸笠間、上野高崎、信濃松本等に移り治す、寛永十年四月、光重の時播磨國に移封し、明石城を治む、十六年三月美濃國に移封し、加納城を治む、寛文八年七月光永各五千石を次子孫十郎光澄、及び三子孫七郎光賢に分封す、正德元年二月光熙、山城淀に移封、享保二年十二月光慈志摩鳥羽に移封、十年七月信濃國に移封し松本城を治む、子孫相繼ぎて明治に至り華族に列し、子爵を授けらる（系譜、藩翰譜、德川加除封錄）

○宗光―憲光―政光―康光―宣光―重貞
忠重―康長―康直―光重―光永―光熙
光慈―光雄―光德―光和―光悌―光行
光年―光庸―光則―康泰

トダウヂ　戸田氏（下野宇都宮）　戸田宗光四代の孫三郎右衛門忠次より出づ（父光忠、永祿年中德川氏の爲に本領田原を失ひ、西三河に遁る）忠次永祿六年一向一揆に黨して德川家康と戰ひて武勇を顯す、後ち家康の招に應じ數次軍功あり、八年三河大津の地七百石を賜ふ、九年騎馬武者廿騎を附けられ、騎馬料として二千三百石を加賜す、天正十八年小田原征伐に從ひ、武藏江戸城を陷る、功を以て伊豆下田二千石を賜ふ、子尊次、是より先天正十二年小牧陣に功あり、三河和地村五百石を賜ふ、小田原征伐父に從ふ、慶長六年十一月關ヶ原役の功を以て、五千石を加賜し、三河國に移封し、田原城を治む、寛文四年五月忠昌一萬石加賜、肥前國に移封し、天草富岡城を治む、其後京都所司代、老中等を歷任し勳功を以て加封あり、武藏岩槻、下總佐倉等に移り治す、元祿十四年六月、忠眞越後國に移封、高田城を治む、寶永七年四月壹萬石加賜、閏八月下野國に移封、宇都宮城を治む、享保三年三月老中の累勳を以て、壹萬石加賜、前封を併せて拾萬石、寛延二年七月忠辰肥前國に移封、島原城を治む、安永三年六月、忠寛下野國に移封し宇都宮城を治む、慶應元年正月、忠廣、貳萬七千八百五拾石を削られ、陸奥國に移封、棚倉城を治め、家督を族土佐守忠友に賜はる、三月前の削封貳萬七千八百五拾石を加賜せられ、また下野國宇都宮城を治む、三年三月七千石及び墾田三千石を族和三郎忠至に分封し、下野曾我野に治す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、各子爵を授けらる（藩翰譜、系圖、德川加除封錄、華族諸家傳）

○宗光―憲光―政光―康光―光忠―忠次
尊次―忠能―忠昌―忠眞―忠余―忠盈
忠寛―忠翰―忠延―忠温―忠明―忠恕
忠友

（曾我野）
下野曾我野（一萬石）
○忠寛―忠舜―忠至―忠綱―忠義

トダウヂ　戸田氏（下野足利）　戸田忠政の四世忠繼の男大炊頭忠利を祖とす、寛永年中西丸の小性に補せられ、廩米貳百苞を賜はる、天和二年正月伏見奉行に補せられ千石加賜、叙爵して長門守と稱す、元祿二年七月德川綱重の侍臣に補せられ、五千石加賜、十六年三千石加賜、寶永元年十二月綱重西丸に徙る時、側衆に補せられ、三千石加賜、下野國足利を治む、前封を併せて壹萬貳千石、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる（系圖、德川加除封錄）

○忠利―忠囿―忠位―忠言―忠禱―忠祿
忠文―忠行

トダウヂ　戸田氏（美濃大垣）　戸田憲光の三男氏一より出づ、曾孫一西、德川家康秀忠に仕へ、屢々軍功を立つ、家康其功を賞し、武藏鯨井の地五千石を賜ふ、慶長六年六月關ヶ原役の功を以て、三萬石加賜せられ、近江國に移封し、膳所城を治む、元和二年七月、釆女正氏鐵大阪役の功を以て貳萬石加賜、攝津國に移封し尼崎城を治む、寛永十一年十一月五萬石加賜、美濃國に移封し大垣城を治む、前封を併せて拾萬石、明暦元年二月四千石を次子氏經（其子氏利、元祿十一年宗家氏定より墾田三千石分與せられ、其後墾田二千百三十石を開き、封を合せて一萬石、大垣新田野村に治す）四千石を五子三郎氏好に、五千石を六郎氏親に分封す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、伯爵を授けられ、分家は子爵を授けらる（系圖、藩翰譜、德川加除封錄）

○一西―氏鐵―氏信―氏西―氏定―氏長
氏英―氏敎―氏庸―氏正―氏彬―氏共

大垣新田野村（一萬石）
○氏經―氏利―氏成―氏房―氏之―氏養
氏興―氏宥―氏綏―氏良―氏懿

トツカノツルギ　十握劍　長さ十握ある劍を云ふ、天十握劍とも云ふ、又十拳とも斗掬とも書す、上古は凡て弓矢劍をはかるに、手につかみて幾つかと云ひしなり、日本紀纂疏に、十柄の長さとなしたるは非なり、伊弉諾尊の軻遇突智を斬りし劍、素戔嗚尊の八岐大蛇を斬りし劍等皆これなり（古事記、書紀、古語拾遺）

ドツコ　獨鈷　金剛杵（コンガウシヨ）を見よ、

トツツケ　取付　刀の柄口の金具を云ふ（武家名目抄）○また四方手を云ふ、「シホデ」を見よ、

トツトリジヤウ　鳥取城　新撰　因幡國岩美郡鳥取市の東北久松山麓○また久松城ともいふ　起原　天文十四年布勢城主山名誠通はじめて築く　沿革　永祿六年山名氏の家臣武田高信、誠通の二子を殺して之を奪ふ、天正二年布勢城主山名豐國、尼子勝久と合して高信を滅す、既にして毛利氏に屬せしが、同八年豐臣秀吉來り攻めて之を陷れ、其將宮部繼潤を封す、慶長五年除封、池田長吉、これに代り、元和三年池田光政入部し、寛永九年其從弟光仲之に代り治し、三十萬石を領す、子孫世襲して明治に至る（因幡志）

ドテフ　度牒　僧尼得度（トクド參看）の公驗を云ふ、令制にては告牒と云ひ、延喜式には度縁と云ふ、度牒は後世の稱呼にて唐名を用ひたるなり、支那にては唐の玄宗天寶六年受度の僧尼に祠部の牒を給したるをはじめとし、本邦にては養老四年正月、始めて僧尼の公驗を授けたり、而して度牒には治部省の印を以てす、然るに僧道鏡勢を得るに及びて、天平神護元年以來度縁には道鏡の印を以てせしが、寶龜二年に至りて治部省の印を復用す、弘仁四年勅して僧尼其身死し、或は還俗せる時には、度縁戒牒を省に進め、即ち年終太政官に申して毀たしむ（僧尼を罰するには、度縁を召し還し、還俗せしめて後に處刑す、令制にては度牒を徒一年に充てたり）然るに之を進ぜざるものありしと見え、承和十年六月諸國々分尼寺僧尼死闕を補するには、先づ度牒を進じて然る後に補せしめ、若し此旨に背かば違勅罪に科せしも、延喜式の制、度縁に印を請ふは、辨官を經すして直に太政官に申請せしめたり、今左に魚山所傳の最澄度牒及び戒牒を示して僧侶となる順序を示す、戒牒は（續）度牒の後、受戒せしものに授くる公驗なり、

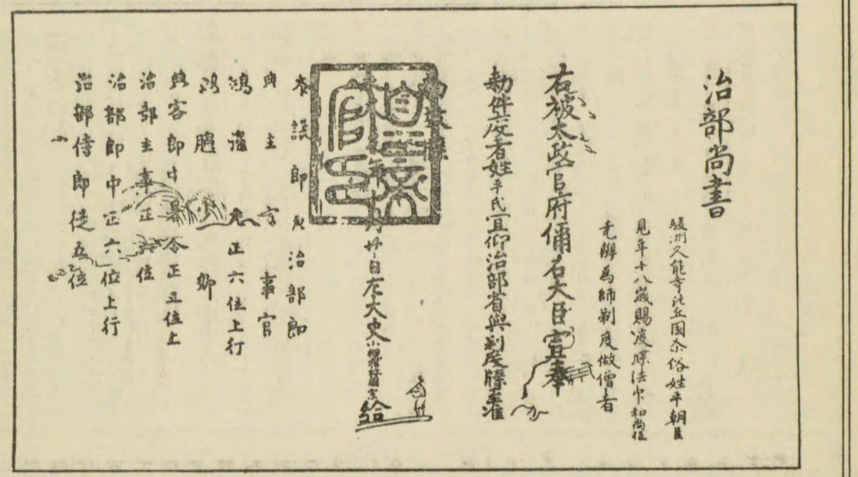
治部尚書
緑州久能寺法五國分僧妙平朝臣
見年十八歲賜度牒法中初僧
右被太政官府備右大臣宣奉
勅件度者姓平氏宜仰治部省與剋度縣至準
治部尚書
緑州有渡郡久能寺沙彌國分僧妙平
年見年十八被太政官府備右大臣宣奉
勅件度者姓平氏宜仰治部省與剋度縣至準
為本師賜度僧牒剋限受戒者
寶龜十一年十一月十日
大掾藤原朝臣□廣

制度案
大師度牒等
國府牒　國師所　卅二枚
應得度壹人
三津首廣野年拾伍（近江國滋賀郡古市郷戸主正八位下三津首淨足戸口同姓廣野　第子　年拾五　左肝脈上一）
讀法華經壹部　最勝王經壹部
藥師經壹卷　金剛般若經壹卷
方廣經開題（缺）壹卷　金藏論我慢章壹卷
三寶論壹卷　俗典貳卷
牒、被治部省去十月十日符偁、被太政官今月五日符偁、得近江國解偁、國分寺僧最寂死闕之替、應得度者、如件者、省宜承知、依例施行者、國宜承知、依例得度者、國依符旨、牒送如件、宜准此狀、依符施行、今以狀牒、
寶龜十一年十一月十日
大掾藤原朝臣□廣

度牒案
沙彌最澄年十八（近江國滋賀郡古市郷戸主正八位下三津首淨足戸口同姓廣野　第子　年拾五　左肝脈上一）
右被治部省寶龜十二年十月十日符偁、被太政官同月五日符偁、近江國々分寺僧最寂死闕之替應得度者、十一月十二日國分金光明寺得度、
師主左京大安寺傳燈法師位行表
延曆二年正月廿日
大國師傳燈法師位行表
中國師傳燈滿位妙定
少國師傳燈住位花柏
國檢案內、省符灼然、仍追與度縁、
參議正四位下行左衛士督兼守藤原朝臣魚名
從五位下介大伴宿禰繼人
從五位下行大掾補朝臣□
外從五位下行右衛士少尉兼少掾津造□

正六位上行大目調息寸家主
從六位上行少目勳十一等酒部造八口
從七位上行少目秦息寸麻呂

戒牒案
僧綱　牒近江國師
今年受戒僧事
僧最澄年廿（近江國滋賀郡古市郷戸主正八位下三津首淨足戸口同姓廣野　第子　年拾一　左肝脈上一）
牒、上件僧以今年一受戒已畢、國師承知、經於國司、編附國分寺僧帳、今以狀下、牒到奉行、
延曆四年四月六日　從儀師常耀
大僧都賢璟　威儀師明道
少僧都行賀　威儀師□石
律師
律師玄憐

度牒は延喜式の制も殆どこれと變ることなかりき、後ち出家得度するもの多きを以て、度縁式を木版に附せしと見え、廣治二年の沙彌慶清の度縁は木版にして、慶清師主の法印大和尚位行慶のみ肉筆なり、而して樣式は延喜式と全く同じ、尊て度縁を度牒と稱して支那に模したり、これ着し入宋の僧侶の爲め特に支那風にし、官位も唐名としたる者なるべし、隨て名の如きも假作のもの多し、今其實例の一を示す（令義解、延喜式、續紀、類聚國史、制度通、田中文書）

ドドイツブシ　都々逸節　江戸時代に行はれたる俗謠の一種、文政頃よりの流行唄にして、今は部部共に流行す、歌は二十六文字の本調子にして、元ヨシコノ節より轉じたるものなりと云ふ、初め文政の末年江戸に都々逸坊仙果と云へる者あり、寄席にて即興のナゾを解くにヨシコノ節を以てせしより、いつしか都々逸と云ふ名を生じたりと云ふ、近來は情歌とも云ふ、字數僅かに二十六の短形なりと雖も、一般の俗謠皆此節に謠ひ得らる、より大に行はれ、維新前より字餘り都々逸、逆り都々逸、文句入り都々逸等の種類を生じ、今日に至りては殆ど全國一般の流行を見るに至れり（風俗畫報）

トトクフ　都督府　太宰府（ダザイフ）を見よ、

トナミノコホリ　礪波郡　所在　越中國　起原　治革　古事記利波に作り、延喜式礪波に作る、和名抄に川上、八田、川合、拜師（ハヤシ）長岡、大岡、高楊、陽知、三野、意悲、大野、小野等の郷あり、正保國利波に作り、寛文中礪波に改め、以後之に從ふ、明治廿九年東四二郡に分つ（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

トネ　刀禰　（一）主典以上の諸官人を云ふ、主典以上は長上の官なれば、殿寢の義にて、昵近の意なるべし、（二）後には貴賤共に公に仕ふる者の總稱となり、里長坊令等をも刀禰と稱せり、（三）刀禰職として職名にも用ひられたり、（一）は西宮抄裏書に、大節には大夫を刀禰と稱し、小節には侍從と稱すと見え、李部王記に「百官主典以上稱刀禰」と見えたるにて明なり、（二）は祝詞式に「倭ノ國六ノ縣ノ刀禰男女ニ至ルマデ」と見え、今昔物語に里長のことを刀禰と書し、十訓抄に「昔四八條の刀禰なりける翁、賀茂祭の日、一條東洞院の邊に、こゝは翁が見物せんずる處なり、人よるべからずと云ふ札を書きそへ、曉より立てたりけるに云々」とあるにて知るべし、（三）は朝野群載座儀二年四月十七日檢非違使廳下文に「九條二坊刀禰職

事、常陸光方、右件光方、巳三代刀禰者、早補ニ任保刀禰職ニ、令ㇾ知ニ行保內ニ、故下」同書康和五年二月右京職符に「九條二坊二保、常澄重方、右人補ニ任刀禰職ニ已畢、保內宜ニ承知令ニ執行ニ之狀如ㇾ件、故符」と見え、なほ諸國の保內に刀禰職を補せし事壬生文書にも多くあり、伊雜宮沙汰文に「廳宣、伊雜宮刀禰磯部國定、右人補ニ任伊雜宮刀禰職ニ、因ニ准傍例ニ可ㇾ令ㇾ勤ニ仕神事番直ニ之狀如ㇾ件、傍內人等宜ニ承知依ㇾ件行ㇾ之、以宣」と見え、鞍馬の靫天神の神職も代々刀禰と稱したるにて知るべし（朝野群載、壬生文書、倭訓栞）

トネノコホリ　利根郡　【所在】上野國　【起原】日本後紀嵯峨天皇の弘仁二年九月の條に始めて見えたり　【沿革】萬葉集刀禰に作り、延喜式以後皆利根に作る、和名抄に渭田（ヌマタ）男信（ナマシナ）笠科（カサシナ）呉桃（ナクルミ）等の鄕あり、以後變更なし、明治廿九年北勢多郡及び吾妻郡の一部を編入す（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

トネリ　舍人（帳內、資人、事力）　【名稱】王朝時代天皇また皇子等の左右に近侍して雜役を勤仕するものをいふ、殿侍りの義なりとも、又は殿寢入の義なりともいへり、萬葉集十三に「朝には召して使はし、夕には召して使はし、遣はしゝ舍人の子等は、行く鳥の群れて侍らひ、あり待てど、召したまはずば云々」と見ゆ、なほ漢書の注に「舍人、親近左右之通稱也、後爲ㇾ官」とあり、而して令の制、雜役に任ずる爲め親王に賜へる者を帳內、京官の諸臣に賜へる者を資人、地方官に賜へる者を事力といへり、同じく舍人の類なり、今便宜を以て茲に合敍す　【起原沿革】古事記應神天皇の條に、宇治稚郎子が皇兄大山守命の皇位を競望せるを聞き、兵を以て自ら備へたる事を記せる續きに「詐以ニ舍人ニ爲ㇾ王、露ニ座呉床ニ云々」とあり、仁德紀十六年七月の條に「天皇以ニ宮人桑田玖賀媛ニ示ニ近習舍人ニ曰云々」とあるを初見とす、なほ武烈紀に近侍舍人、顯宗紀に左右舍人、萬葉集に舍人千年、舍人吉年、皇子尊舍人など見えたり、此內武烈紀なるは天皇未だ太子たりし時の舍人にて、萬葉集なる皇子尊舍人も、草壁皇子の舍人なり、以て早くより、天皇及び王等の左右雜役に供する爲め、舍人をおきたることを知るべし、文武天皇の令制には、朝廷に使用する舍人は內舍人、大舍人といひ（「ウドネリ」「オホトネリ」參看）略して單に舍人ともいへり、而して別に春宮坊に、舍人監をおき、舍人六百人を定む（「シヤジンカン」參看）また從來王等に賜へる舍人は、之を帳內資人事力等と稱し、各々其制を設けられたり、今項を分ちて之を說くべし、

（帳內）

帳內、令の制、式部の判補とし、六位以下の子及び庶人を取る、太宰府管內、奧羽越中越後、三關國は取るを得ず、一品に百六十人を賜ひ、二品三品四品遞次に二十人を減ず、その癈疾免ずべきものは、式部に上申し、勘驗して實ならば替らしむ、和銅三年官の處分なくして、輙く畿外の人を帳內に充つるを禁ぜしが、明年に禁を解きたり、延曆二十一年親王內親王四歲に滿たば帳內を給ふ、延喜式の制、親王以下五位以上出家入道せば、その帳內は六ヶ年間式部省に留め、その間に本主還俗敍位せば、舊人を以て之に充て、舊人他に遷らば、新人を以て充てしむ、又外散位六位勳七等以下のもの願によりて、帳內たることを聽さしめ、太宰府管內、陸奧出羽飛驒の諸國は舊制によりて、帳內に補するを得ざらしむ、

（資人）

資人、持統天皇十年十月、右大臣丹比眞人に資人百二十人、大納言阿部御主人、大伴御行には、並に八十人、石上麻呂、藤原不比等には、並に五十人を賜へることあれば、上代よりありしこと明かなり、大寶令の制、式部の判補とし、八位以下庶人を取る、但職分資人は八位以上を取るを許したり、位に給ふ資人は、一位は一百人を給ひ、正四位まで順次二十人を減じ、從四位三十五人、正五位二十五人、從五位二十人、女は嬪以上を除き、他は總て半減せり（是を位分資人といふ）職に給ふ資人は、太政大臣三百人、左右大臣二百人、大納言一百人（是を職分資人といふ）致仕は半減す、慶雲二年新に中納言の資人を三十人と定む、和銅七年本主亡し、若しくは理を以て官を去らば、年數を限らず、資人を式部に留め、復任せば之に充てしめ、永例としたり、養老三年外六位、內外初位、勳七等の子等、年二十以上を位分資人となすを許し、八年に一替せしむ、四年勅して授刀資人三十人を右大臣藤原不比等に給ふ、これを授刀資人の初見とす、尋で五年右大臣長屋王に授刀資人十人、中納言巨勢邑治等に各四人を給へり、神龜五年外位の位分資人を定め、正五位五人、從五位四人とし、女は之に准ぜしむ、又內外位分資人は散位勳位の子及び庶人より取るを許す、但し奧羽三關筑紫飛驒の人は取るを得ざらしむ、天平寶字四年尙侍尙藏の資人は全給せしめ、天平神護元年王臣の、三關の百姓及び餘國の力あるものを資人に充つるを禁じ、違ふ者は國司資人共に之を罸せしむ、貞觀八年伊勢二宮禰宜五位を帶するものは、神郡の人を以て資人とするを許す、

（授刀資人）

（事力）

事力、令の制、上等戶內の丁を取りて庸を免じ、職分田を耕す皆事力を用ふ、而して事力を給ふ事、太宰帥二十人、大貳十四人、少貳十人、大少監、大判事各六人、大工、少判事、大典、防人正、主神、博士各五人、少典、陰陽醫筭等の師、少工、主船、主廚、防人佑各四人、諸令史各三人、史生二人、大國守八人、上國守、大國介各七人、中國守、上國介各六人、下國守、大上國掾各五人、中國掾、大上國目各四人、中下國目各三人、史生二人とし、皆一年に替らしむ、和銅元年太宰帥以下の傔仗は、史生に准じて事力を給ひ、二年太宰帥以下品官に至る迄、事力を半減して綿を給ふ、但薩摩多禰兩國司は舊に依らしむ、靈龜二年太宰府の請によりて綿を給するを停めて、事力を復す、天平寶字三年鎭守府に事力を給ふ、將軍は守に、將監は掾に、將曹は目に准ず、但し國を帶する者は兼ね給はらず、延曆十六年畿內國司の事力を停む、二十年復す、明年制す、是より先き寶龜中遣唐使國を兼ぬるものは、職田を給ふも事力を給はらざりしが、是に至りて見任に准じて事力を給ふ、大同三年觀察使の奏を以て、畿內の事力を停め、弘仁十年諸國事力の副丁四人を定む、天長二年畿內の事力を復し、貞觀八年新置の介傔の事力を定め、甲斐、能登、丹後、石見、周防、長門、土佐、日向介各五人、飛驒傔四人とす、十年事力正丁の苦役多きを以て、副丁二人を加へて六人とし、民弊を除かしむ、延喜式の制、志摩國司、遙授國司は、事力を給ふことなからしめたり○而して延喜以後に至りては、紀綱大に弛み、帳內資人に補するもの竊符猥濫、徒に課丁を減じ、加之諸國豪民等課役を遁るゝもの、京都に入りて王臣の家に仕へ、家人と號し、その勢を假りて宰吏を侮慢するものあり、朝廷之を禁ずるを得ず、使役の制終に壞るゝに至れり（書紀、古事記、令義解、古事記傳、食貨志）

トネリシンワウ　舍人親王　【名號】崇道盡敬皇帝と追尊す　【系統】天武天皇の三子、母は新田部皇女　【事蹟】持統天皇の九年淨廣貳となり、文武天皇の御宇親王となり二品に叙し、慶雲元年封二百戶を加へ、和銅七年また二百戶を加ふ、養老二年一品に進む、三年十月優詔ありて封八百戶を增し、前と通じて二千戶を賜ふ、是より先勅を奉じて日本書紀を修し、四年五月に至りて成る、八月知太政官事となり、聖武天皇位に卽くに及び、また封五百戶を增す、天平七年十一月薨ず、詔して太政大臣を贈り、淳仁天皇の時また帝號を贈らる（大日本史）

トネリノツカサ　舍人監　「シヤジンカン」を見よ、

トノ　殿　（一）天皇及び其他の貴族等が住せる屋舍の稱呼、また神社の建築にも此稱を用ふ、戶主の義なるべし、音讀して「デン」ともいふ、（二）轉じて直にその人の尊稱に用ふ、はじめは殿下の略稱に用ひ、後には一般の尊稱に用ひたり○前漢書黃覇傳注に「師古曰、古者、屋之高嚴、通稱爲ㇾ殿、不ニ必宮中ニ也」と見えたり（一）は伊弉諾伊弉冊二尊が、八尋殿を建て給へる事、古事記にあるを初見とす、是より後、殿の稱を用ふる事次第に多く、宮中には紫宸殿、大極殿、淸涼殿等あり、一般貴族の屋舍には、寢殿、渡殿、高殿、釣殿、瀧殿等あり、神社には拜殿、贄殿、神饌殿等あり、また地名を冠して、白川殿、西八條殿などとも稱したり（二）敬稱として用ひしは、平安朝時代の中葉以後の事に係る、卽ち藤原道長、同賴通を殿又は入道殿、藤原賴通を關白殿、藤原敎通を內大臣殿、同重信を六條左大臣殿、同公任、同齊信、同賴宗等を大納言殿、同長良を中納言殿と記し、又藤原師輔を九條殿、同道兼を粟田殿と記し、なほ女子も、女御殿、內侍のかん殿など記したること、榮華物語、大鏡、源氏物語に見ゆ、この後武家にても同じく此稱を用ひ、保元物語に源義朝を頭の殿、盛衰記、吾妻鏡等に源賴朝を佐殿、同範賴を蒲殿など記し、爾來益々廣く行はれて、遂に一般に敬稱として、姓名もしくは官位等に附し、或は獨立して用ふるに至れり、なほ室町時代には、將軍の母を大方殿と稱したりき、而して同時代以後は、殿に樣の敬語を重ねて、殿樣と稱するとなれり、滿濟准后日記正長二年三月九日の條に「今夜室町殿樣御元服云々」また快元僧都記天文二年五月十二日の條に「自ニ吉良殿樣ニ來十九日番匠相ニ下材木ニ可ㇾ被ニ相計ニ之旨御使有ㇾ之」と見え、大內問答にも等持院殿樣、普廣院殿樣、東山殿樣などあり、爾來往々にしてかくのごとく敬語を重ねたる例群籍に見えたり、然し孰れも姓名に附して稱したるものなりしが、義殘後覺に、三上次五大夫といへる千貫餘りの武士の侍が、主に向ひての語中「殿樣其れは餘り曲もなき御意にて候云々」とあり、これ殿樣なる語を獨立して用ひたる初見なるべし、江戶時代に入りては廣く行はれ、大名旗本等に對する敬語として一般に用ひたり、また御前と呼びたる家來もあれど、それは大名か然らざれば大約寄合以上の旗本なりき、なほ幕士中お目見以下の士は、旦那樣と稱して、如何に富貴なるも、殿樣とはいはざりしが、もし一度御目見以上の役に轉じたる時は、改稱して殿樣といへり（海人藻芥、武家名目抄、倭訓栞、類聚名物考、貞丈雜記、德川盛世錄）

（殿樣）

トノイウヒツ　外之右筆　室町幕府の職名、御內書以下、表立ちたる文書を調ふるものにして、江戶幕府における表右筆（「オモテイウヒツ」參看）と同じ職掌なり、外とは外樣向、卽ち御計ひ方右筆の外といふ意なりといふ（武家名目抄、條々聞書）

トノヰマウシ　宿直申　藏人所（クラウドドコロ）の瀧口の條を見よ、

トノサマ　殿樣　殿（トノ）を見よ、

トノモノツカサ　殿司　[職掌]后宮十二司の一、輿繖、膏沐、燈油、火燭、薪炭等の事を掌る[職員]尙殿一人準六位、典殿二人準八位、女孺六人[起原]大寶元年創置、廢絶の年詳かならず（令義解、職官志）

トノモリノツカサ　主殿署　春宮坊六署の一、「シユデンシヨ」を見よ、

トノモリノツカサ　殿部司　齋宮寮十二司の一、「サイグウレウ」を見よ、

トノモレウ　主殿寮　[名稱]「トノモリノツカサ」とも云ふ、又「トノモンレウ」とも「スデンレウ」とも訓む、唐名尙舍局[所在]大內裏內上東門の北大宿の北、御湯舍、釜殿、內候所等あり、又神廿三座を祀る[職掌]宮內省の被官、殿庭の洒掃、御湯沐、供御の御輿、輦、帷、幄及び燈燭、松柴、炭燎等の事を掌る[職員]頭一人從五位下、四位五位諸大夫中功勞あるものを撰任す、或は諸道の博士之に任ず、後世小槻氏之を世襲せり、助一人從六位上、六位諸大夫を以て之に任ず、後世權助あり、允一人從七位上、後大少に分る、大屬一人從八位下、少屬一人大初位上、史生五人、殿部四十人、初め日置子部、車持、笠取、鴨の五姓の人を以て之に補せしが、氏族滅少し絕えたる者あるを以て、承和六年八月異姓の白丁五人を補したれども、猶不足なるを以て元慶六年十二月また十人を補したるより以來、二十五人を五姓の人より補することゝなる、仁和四年十二月田廿一町餘を殿部料としたり、使部二十人、直丁二人、駈使丁八十人、主殿女孺、主殿女官とも云ふ、殿上を洒掃す、枕草子に「とのもりの女官御きよめまいりてゝ、おきさせ給へるになん」とあり、光臺一覽によれば、名家の辨藏人に補せられし時に奏慶し、殿上間に至る時は湯漬を給ふを以て、その時主殿の女官一同に從五位に叙し、淺綠の袴を着し、縫箔の小袖を着けて、その陪膳を勤むる例なりきと云へり[起原沿革]文武天皇大寶元年始めて制定す、神武天皇二年論功行賞の條に「八咫烏亦入賞例、其苗裔卽葛野主殿縣主部是也」とあれば、上代より殿庭のことを掌りしものありしこと明なり、文武天皇に至りて制定せしものなるべし、大同三年正月官奴司を、寬平八年主油司を本寮に併す（令義解、三代實錄、延喜式、官職祕抄、職原抄、職官志）

トバヱ　鳥羽繪　戲畫の一種、鳥羽僧正覺猷が書き始めたるを以て此名あり、著聞集に「鳥羽僧正は近き世にならびなき繪かきなり云々、いつの程の事にか、供米の不法の事ありける時繪にかゝれける、辻風の吹たるに、米の俵多く吹き上げたるが、塵灰の如く空にあがるを、大童子法師ばら走りより、取止めんとしたる形を、さまざまにおもしろく筆をふるひて畫れたりけるを、誰かしたりけむ、其繪を院御覽じて御入興ありける、其心を僧正に御尋ありければ、あまりに供米不法に候て實の物は入候はず、かすのみ入りて輕く候故に云々」とあり、世以て鳥羽繪の初めとなす、僧正は宇治大納言源隆國の子にして、天台座主又は三井寺の長吏となり、後ち鳥羽に住せり、故に鳥羽僧正と云ふ、然るに後世これを繼承するものなかりしが、江戶時代に至り、春トといへる繪師戲畫に長じ、繪本手鑑を出したるより、はじめて鳥羽繪の名あり（世事談には京の正田全暇にはじまるとあり）江戶時代一時流行したるものにして、繪本も鳥羽繪本、鳥羽繪三國志、扇の的、あくび留など數多出でたり（嬉遊笑覽、近代世事談、本朝世事綺談）

（鳥羽僧正）

トバリウジヤウ　鳥羽僧正　「トバヱ」を見よ、

トバデン　鳥羽殿　[所在]山城國紀伊郡上鳥羽村に舊址あり、いま眞幡寸神社のある邊は城南離宮と稱すれども、鳥羽の名を存せざるなり○一に城南寺離宮と云ふ[起原沿革]應德二年十月、白河天皇鳥羽の山庄百餘町をトして、新に後院を造り給ひしを始めとす、扶桑略記に、池の廣さ南北八町、東西六町、水深八尺有餘、殆ど九重の淵に近し、或は蒼海に模して島を作り、或は蓬山を寫して巖を疊み、船を浮べ帆を飛ばし、烟浪渺々、棹を飄し碇を下す、池水湛々、風流の美、勝げて計ふべからずと云へり、以て其宏大なる有樣を知るべし、御殿は百練抄明月記等によれば、北殿、南殿、馬場殿、田中殿、洲濱殿等ありしが如し、讓位の後寬治元年遷御せられ、天永三年迄仙洞御所とし、院政を行ひ給へり、白河法皇の崩後、鳥羽上皇に傳領し、天承元年三月仙洞御所とす、後ち後白河天皇に傳はり、後院となりしが、建久三年後白河法皇の崩後後鳥羽天皇に傳はり、また後院となる、讓位後建仁元年鳥羽殿を修理して移御す、後ち荒廢したりしが、後嵯峨天皇修造して、後院とし給へり、此後幾星霜を經て終に廢絶せり（山城名勝志、後院考）

トバテンワウ　鳥羽天皇　[名號]御名は宗仁、法諱空覺[系統]堀河天皇の長子、母は贈皇太后藤原苡子、贈太政大臣實季の女、第七十四代の天皇[事蹟]康和五年正月降誕、八月父天皇の太子となり、嘉祥二年七月十九日踐祚、十二月朔日位に卽く、在位十六年、改元する事五、保安四年位を崇德天皇に讓る、而して天皇在位の間は政白河法皇の手に出でたりしが、法皇大治四年崩ずるに及び、之に倣ひて、また政を院中に決す、永治元年三月薙髮し、保元元年七月二日崩ず、壽五十四、山城國紀伊郡竹田村の安

樂壽院陵に葬る、天皇嘗て、帝範を菅原在良に受け、また天文に通じ、善く催馬樂を歌ひ、音律に精く、尤も吹笛に長じ、且古記を涉覽し、博く典故に通じたり、而して平生佛に供し僧に施したるの數勝げて數ふべからず、成勝寺延勝寺亦其創建する所に係る、また容儀を好み、源有仁等と之を講究せり、彼の裝束の強くなりて稜ある、烏帽子に額あるの類、皆此時にはじまるといへり、天皇內寵多し、而して美福門院尤も寵あり、故に早く其所出體仁親王（近衞天皇）を以て、崇德天皇の太子となし、更に迫りて位を讓らしめしが、近衞天皇夭く崩ずるに及び、崇德上皇、皇子重仁親王を立てんとするの志ありしと雖も、退けて用ひず、美福門院、關白藤原忠通と計り、後白河天皇を立つ、是に於て崇德上皇大に望を失ひ、陵土未だ乾かずして保元の亂を生ぜり、院政を執ること實に二十七年の久しきに及ぶ、故に後世仙院の典章を擧ぐるもの、白河鳥羽の二帝を稱す（大日本史、陵墓一覽）

トバフシミノタタカヒ　鳥羽伏見戰　[起原]慶應三年十月、將軍德川慶喜、上表して大政を奉還するや、朝廷は直ちに革新の政を布き、且つ毛利慶親父子、并に三條實美等の官爵を復して其入京を許し、薩長二藩の兵を以て禁闕の護衞に充て、會津桑名の兩藩の守備を免ずると共に、慶喜に迫り、內大臣の官を辭し、封土を納めしめんとせり、是より先き薩長の二藩は、連合同盟して幕府を倒さんことを謀りしが、慶喜の上表と殆ど同時に、岩倉具視等と議して、慶喜及び松平容保（會津藩主）誅伐の密勅を奏請して宣旨を得たり、故に朝廷は薩長二藩と、具視、實美等の過激黨の左右する所となりて、十二月八日の列藩會議の際にも、敢て慶喜をして參與せしめざりき、茲に於て會桑二藩及び旗下の士等皆憤慨し、薩長を憎むこと甚しく、輦轂の下將に事あらんとす、慶喜時に二條城に在りしが、禍機の破裂せんことを憂ひ、十二月十三日、老中、若年寄幷に會桑の二諸侯を率ゐて急に大阪城に入る、會々討幕の密勅漸く漏れて江戶大阪に聞ゆ、慶喜卽ち闕下に伏奏して訴ふる所あらんとし、入洛の策を決す[經過]明治元年正月三日、慶喜は會桑二藩の兵及び幕兵を以て先鋒とし、松平豐前守、竹中丹波守之が將となり、姬路、松山、大垣、濱田の諸藩後陣となり、慶喜自ら旗下の士を率ゐて中陣より進まんとし、部署を定めて鳥羽伏見の兩道より進軍す、薩長の二藩既に道を扼し、關を鎖してこれを拒み、途に兩道共に戰を開きしも、幕兵は、地理の狹隘なるに窘められ、薩長の激擊に利を失ひて淀に退き、連戰皆敗れて大阪城に歸る[結末]然るに慶喜は、同六日の夜密かに大阪城を出で、會桑二侯及び老中等を從へ、軍艦に投じて江戶に歸れり、故に幕軍の戰署は一時に敗潰し、空しく大阪城を棄て、海陸より東歸す、茲に於て、薩長等の諸藩は錦旗を奉じ、諸道より進みて江戶に迫り、戊辰の戰は生ぜり（幕府衰亡論、德川太平記）

トバリ　帳　「チヤウ」を見よ、

ドヒサネヒラ　土肥實平　[名號]通稱二郎[系統]宗平の子[事蹟]相模國土肥庄に住す、治承四年源賴朝兵を擧げし時之に與みしたりしが、石橋山に敗るゝに及び、賴朝に從うて暫く土肥庄に隱れ、尋で共に舟行して安房に赴く、平廣常、千葉常胤等來り屬し軍勢大に振ふ、一の谷戰、別軍七千を率ゐて西海を攻め、屋島の戰、また義經の軍に從ひしが、幾もなくして、賴朝、實平に命じ、軍を備中に駐めて西海の諸國軍事を經略せしむ、平氏既に滅ぶるの後、近畿の諸國武夫の暴橫に苦めるを以て、賴朝、實平及び梶原景時をして播、美、三備の總追捕使と爲し、文治中更に命じて京都を護らしめたり、實平人となり、謀略多く軍事に曉暢す、賴朝の幕府に參して、建策企畫せる所頗る多しといふ、歿年詳かならず（大日本史）

トビノモノ　鳶者　町火消の人足をいふ、「マチビケシ」を見よ、

ドヒヤウウツボ　土俵空穗　土俵の形に似たる空穗を云ふ、大さ一かゝへ有りて、竹又はつゞらにて組む、腰につけず、人に持たす、又箬瓢とも書す、或は蜷川道標作り始めし故に名づくと云へども、信じがたし、「ウツボ」參看（貞丈雜記）

ドビヤウシ　銅鈸子（銅拍子）　樂器の一種、銅鈸子の音の訛れるなり、柄なく皮を以て紐となし、相擊ちて節に應ず、之を夷樂に用ふ、今佛家に用ふる鐃鈸なりといへり、陳氏樂書によれば、其圓數寸、大なるものは數尺あり、陰起して浮漚の如く、韋を以て之を貫き、相擊ちて樂に和す、靜御前の鎌倉にて舞の時、畠山重忠の用ひたりし銅拍子は小銅鈸子なるべし、南齊穆士棠の造る所といふ、西大寺資財帳に、銅鈸子一具（汚破）、また高麗の樂器とある下に、銅鈸子一具二口とあり、二口にて一具となすを知るべし（倭名抄、陳氏樂書、樂器考）

トブヒ　烽（烽燧）　[名義]外寇內叛の時、合圖の爲めに燒く篝火の一種、飛火の義、全國數所に置き、警あるに際し之を擧げて遞に相報ぜしむ、晝は烟を放ち、夜は火炬を放つ、火炬は、乾きたる葦を心に作り、葦の上に、乾きたる草を用ひて節縛し、其周に松明を挿みたるを燒き、烟は蓬、藁（草の總名なりといふ）生柴を相和して燒くなり[制度]令制によれば、烽には烽長二人をおき、三烽以下を撿挍せし

む、但し境を越る事を得ず、烽長は、國司より、部内の人にして、家口重大に、撿校に堪へたる者を採りてこれを補し、もし其人無くば、散位にして勳位を有する者を以て宛つ、分番して上下し、三年に一度これを替ふ、又各烽子四人を配し、正丁を以てこれに宛て、正丁なくば次丁を取る、烽長は課役を免じ、烽子は徭役を免す、烽をおく處、四十里毎とし、もし山岡隔絶せば、便宜に從うて之を設けしむ、而して晝夜時を分ちて互に候望し、變警あらば、晝は烟を放ち、夜は火を放ちて互に相報ず、若し前烽應ぜざれば、卽ち脚力を派して告げしむ、烽の數は賊衆の多寡により差あり、延喜式には、太宰府所部の國に於て烽を放つこと、賊船二百艘以下は兩炬、以上は三炬と見えたり

地名（所在）天智天皇の三年、壹岐對馬筑紫等の國に防人と烽とをおきたること書紀にあるを初見とす、爾で文武天皇の大寶令に至り、其制全く定まる、和銅五年、河内國高安烽を廢して、同國高見烽（射駒山の烽といへり）大和國春日烽をおき、延曆十五年、牡山烽火相當する處なきを以て、山城河内の兩國に命じ、便所を量定して烽を置かしめし事ありしが、同十八年に至り、内外無事の際空しく民力を疲すの故を以て、太宰府所部の諸國を除き、永く停廢せしめたり、後ち寛平六年に及び、出雲隱岐等の國、舊に依りて之をおきたれども、幾もなくしてまた衰ふ、武家時代に至りて狼烟あり、また烽の類なり、「ノロシ」參看（今我解、延喜式、書紀、續紀、日本後紀、倭名抄、類聚三代格）

トホカサカケ

トホケミ　遠撿見　江戸時代における撿見の一種、熟否大不同無き所に間錯したる耕地悉く見究むべからず、日數を費し、或は薄暮に至れば、耕地の一端を撿し、又は一二縣隔の處ありて、大小撿見を受くる時は、諸事失費多く、甚村困弊するにより、内見幌を出し、取箇は去年の如く、或は幾何の增益等を以て請願すれば、審査して之を許す、是を遠撿見といふ、然れど出來高宜しからず、取箇去年より減ずる時は、遠撿見には爲し難しといふ「ケミ」參看（地租改正條例、大日本租稅志）

トホサムラヒ　遠侍　「サムラヒ」を見よ、

トホシヤ　三十三間堂（サンジフサンゲンダウ）を見よ、

トホタノコホリ　遠田郡　所在　陸前國

地名（所在）聖武天皇天平二年正月郡を田尻村に建て、夢で遠田と改稱す　沿革　續紀田奥、又遠田に作る、和名抄に清水、餘戸等の郷あり、後世小田郡并に長岡郡の一部を併す、寛知集以後之に仍り、明治十二年十一月分て西野中津山兩村を登米郡に屬す、地誌提要「トホダ」と稱し、今之に從ふ（郡名異同一覽、國郡沿革考）

トホタフミノクニ　遠江國　國號　東は駿河、西は三河、北は信濃、南は海に至る、凡四十八里、北方一帶の山脈信濃より來り、頗る深阻、南するに隨て漸く平坦、大井川其東方を限り、天龍川其中を貫く、灝海衍沃、川澤多し、時に濕澁を憂ふ（地名沿革）古へ遠淡海と稱し、國郡制度定まるに及で十郡を管し、國府を豐田郡に置く（今の見附驛）鎌倉幕府の初、安田義定、守護を以て國守に任ず、建武中興、足利直義を以て守護とす、直義國氏と共に叛す、延元元年井伊道政、宗良親王を奥山城に奉じて勤王す、後遷て井伊谷城に居る、國人擁て尊氏に應ずる者多し、是に於て尊氏その將今川範國を以て守護とす、宗良去て駿河信濃諸州の將士を招致し、後吉野に赴く、弘和の初再び井伊谷に來て薨ず、井伊氏終に今川氏に屬す、範國死し、子貞世、孫伸秋（貞世の弟、養て子とす）守護を繼ぐ、應永中將軍足利義持、斯波義重を守護とし、今川氏猶其東境を領す、永正の末今川氏親盡く全國を併せ、傳へて孫氏眞に至る、永祿の末武田晴信駿河を取り、氏眞出奔し、本州遂に德川氏に歸し、徙て濱松に治す、後ち其國東に遷るに及で、豐臣秀吉、堀尾吉晴を濱松に、山内一豐を掛川に、有馬豐氏を橫須賀に封す、關ヶ原役擧り、德川家康三氏を轉封し、濱松を松平忠頼に、掛川を松平定勝に、橫須賀を松平忠政に賜ふ、慶長十四年三藩を徙して德川賴宣を封す、元和五年之を紀伊に移し、再び濱松（高力忠房、後ち井上正春）掛川（松平定綱）橫須賀（松平重勝）の三藩を建つ、寛永の初掛川橫須賀二藩を轉封し、德川忠長に駿河を賜ひ、本州（十二萬九千餘石）を兼領す、九年忠長罪有て收封せられ、橫須賀を井上正就に（後ち西尾忠成）掛川を青山幸成に賜ふ（後ち太田資俊）寛曆中田沼意次を相眞に封じ（其嗣意明陸奥に徙封し、意正の時復封す）凡て四藩、明治維新の際四藩を安房上總に徙し、地皆靜岡藩に屬す、別に一藩を建て堀江と云（大淨基壽）既にして改めて懸と爲し、又廢して濱松縣を置く、後ち之を廢し靜岡縣に隸す　參照　古より管郡の變遷左表の如し、詳しくは各郡の條參看すべし（地誌提要、國郡沿革考、郡名異同一覽）

六國史	延喜式	拾芥抄	古	圖	郡名考	明治沿革
倭名抄			元祿	圖	帳	地誌提要
寛知集			天保	郷	新郡區編制	

トホツアスカノミヤ　遠飛鳥宮　名義　允恭天皇の皇居　所在　大和國高市郡飛鳥村　沿革　允恭天皇元年是に都し飛鳥宮と稱す、四十二年間の皇居たり（書紀）

トホツカミ　遠津神　天皇の尊稱、「アキツカミ」を見よ、

トマニシノコホリ　苫西郡　所在　美作

周智（スチ）	同	周智	周智（シユチ）	周智	同
山香（ヤマカワ）	同	周知（スチ）	周知（シユチ）		
引佐（イナサ）	同	同	同	同	同
飽玉（アラタマ）	同	同	同	同	同
敷智（フチ）	同	敷知（フチ）	敷智（フチ）	敷知（フチ）	同
濱名	同	同	同	同	同
長田（ナガタ）	長上	同	同	同	同
長下	同	長上	同	同	同
石田（イハタ）伊波多	磐田	同	同	同	同
豐田（トヨタ）	同	豐田	同	同	同
山名	同	同	同	同	同
佐野（サヌ）	同	同	同	同	同
佐倉（サクラ）佐夜		城飼（キカフ）	城東（ジヤウトウ）	同	同
榛原（ハイバラ）	榛原（ハイバラ）	榛原（ハイバラ）	同	同	同
榛原	榛原	同	同	同	同

（備考）伊波多は風土記、佐夜は姓氏錄、榛原は日本靈異記に見ゆ、

固地名　始め苫田と稱す、清和天皇貞觀五年五月苫田郡を分て之を置く　沿革　文徳實錄苫田に作り、三代實錄苫西に作る、和名抄に田中、田邊、田邑、布原、能鳥、大野、香美等の郷あり、中世分て苫南郡を置き、田中、田邊、田邑、香美の四郷あり、思ふに分郡の年月詳ならずと雖も、拾芥抄既に苫南郡あれば、鎌倉時代以前にあるべきか、後ち苫東郡の苫田郷の内、苫南郡に入る、後世郡名稍濫れて西北二條に分ち、又略して苫東郡と稱し、遂に郡名となる、正寛文復舊の時更めて苫西郡となし、寛知集西苫田に作る、元祿中また俗稱に從ひ西北條、西々條と稱せしが、元祿十年森美作守書上山林帳に、苫東郡の内苫南郡に入る、後世郡名稍濫れて苫北二條に分ち、東北條、東南條と稱し、寛文中復舊の時、又更めて苫東郡を建つ、蓋し拾芥抄等の郷あり、後ち割きて東北郡を建つ、後ち割きて東北郡を建つ、蓋し拾芥抄又之を載せたれば其建置既に鎌倉時代以前にあるべし、後ち苫東郡苫田郷の内苫南郡に入る、後世郡名稍濫れて苫東を南北二條に分ち、東北條、東南條と稱し、遂に郡名となる、寛文中復舊の時、又更めて苫東郡となす、寛知集東苫田に作る、元祿帳之に仍る、元祿帳并に書上山林帳に苫東、苫北に作り、郡名「トマニ」と稱す、以後之に從ひ、地誌提要「トウホクデウ」「トウナンデウ」と訓す、今日合併して苫田郡と稱す（郡名異同一覽、國郡沿革考）

トミクシ　富駿　名義　富突とも富ともいひ、又鏃德、見德などいへり　地勢沿革　埋草に「寛永十二年二月二日、よりといへる落髮千句あり、半井卜養の作なり、其中に、何れ、富と貴とをばひ取がちや今日の春といへる句あり、此賦もの富の札と付たるならんか、さらば寛永より、富突といふ事ありとしるべし」と見えたり、下りて元祿五年五月の町觸に富を禁じたるとあれば、當時既に流行したることを知るべし、然れども全く其跡を斷たず、爾來屢々禁令を發せしが、享保十五年、仁和寺門跡、其館宅修復の爲めに、幕府に請うて毘沙門天の富突を、江戸諸國寺に於て之を行ひ、就中谷中感應寺、目黒瀧泉寺、湯島天神を江戸の三富と稱して最も盛んなりき、尋で文政天保の頃に至り、次第に增加して、數十箇所に及べり、卽ち淺草八幡、同觀音、同三社、同念佛堂、同大神宮、同圓覺堂、本所回向院、深川靈岸寺、芝神明、愛宕山、四谷傳八幡、白山權現、諸國寺、根津權現、平川天神等其重なるものとす、天保十三年水野忠邦政治を改革するに際し、其三月八日を以て、愚民之を禁じたり、明治以後も富もしくは富類似のことは一切禁ぜられしも、一時奢濕に限りて、政府より彩票を發行せること人の知れるがごとし〇是より先文化の頃、富札の仲賣といふもの出で、密に講元と謀りて、富札を買ひ占め、價を數倍にして賣りしかば、賢者は之を買ふと容易ならず、是に於て影富と稱するもの起れり、影富はまた算付ともいひ、寺社にて興行する富の出番、卽ち申りを以て、其富の申りと定め、谷中感應寺影富など稱して、始めて

（江戸三富）

（影富）

公然之を行へるもの、如し、而して本富の興行ある毎に、影富の札を買ひたる人の爲めに、直ちに其中り番數を錄し、お賠しと大呼し、市中を行賣する者亦數十人ありしが、これまた天保十三年に禁ぜられたり（武藝小傳、武術流祖錄）

トミノコウヂウチ　富小路氏　姓は藤原、二條家の庶流、道平の二男正四位下左衛門藏人道直より出づ、俊通の時藏人より進みて堂上に列す、子孫相繼ぎ、明治に至り華族に列し、子爵を授けらる（系譜、華族譜家傳）

○道直——道則——永職——永則——則氏——通治
俊通——資直——氏直——種直——秀直——賴直
永眞——眞維——重直——總直——眞直——貞直
貞醴——政直——永忠——敬直——隆直

トミノコウヂノドノ　富小路殿　「ニデウトミノコウヂノダイリ」を見よ、

トミノコウチノウダイジン　富小路右大臣　藤原顯忠をいふ。

トミモトフシ　富本節　淨瑠璃の一種、富本豐前掾の創むる所なるが故に名づく、豐前は通稱を稻田彈司といひ、宮古路豐後掾に就きて豐後節を學び、宮古路品太夫といひしが、後ち小文字太夫と改め、遂に一派を起し、豐前掾に受領す、その節廣く行はれ、當時勢力ありし常盤津節（はじめ豐志太夫、後ち豐前名を襲ふ）豐後節を繼ぎ、出藍の譽あり、安政五年十月死す、其子豐前掾（はじめ豐志太夫と改名）豐後掾の死後、相續すべき名人を得ざりしより、次第に衰頽し、現今にありては、藝名を有するもの僅かに三四を數ふるのみ（寺山氏「淨瑠璃史」、高野氏「淨瑠璃史」）

トンア　頓阿　名號　初名恭覺、また慶空、俗名を二階堂貞宗といふ　系統　光貞の子　師承　初め延曆寺に居り、略ぼ佛學に通じ、また高野山に行き後ち京都に住す、最も和歌を能くし、兼ねて書に巧なりしが、嘗て藤原爲世に就きて歌を學び、其奥義を極めたる歌を作らず、光嚴院素と頓阿の歌を愛せるが故に、其歷せるを憎み、關白二條良基に命じて變諭勉勵せしめ給ふ、時に良基歌體數事を擧げて之を問ひ、其解釋する所を錄し、名けて愚問賢註といふ、會々花園上皇風雅集を撰し給ふに當り、頓阿の雪を詠ずるの歌を載せんとし、數字を改め、人をして諭さしめしに、頓阿添削の事を固辭せるを以て、更に他の歌を擇ばれたり、和歌に對する自負概れ此の如し、晚年に及び名聲頗る高く、最も足利尊氏の禮遇する所となり、歌會ある毎に之に預かる、正平年中、後光嚴院藤原爲明をして、頓阿と共に、新拾遺集を編せしむ、未だ成らずして爲明卒す、而して其總部以下は頓阿の獨撰する所なり、時に吉田兼好、及び淨辨、慶運、和歌を以て頓阿と名を齊うす、世に之を和歌四天王と稱す、文中元年三月寂す、年八十四　著書　清案鈔、井蛙抄、新續歌仙集、及び新拾遺集（藤原爲明と共に撰す）愚問賢註（二條良基が頓阿の說を錄したるもの）正續草庵集（大日本史、野史）

トンゲ禁　曇華院　所在地　山城國葛野郡嵯峨村　開基　臨濟宗天龍寺派、京都尼寺五山の一〇本尊　釋迦世尊菩薩　起原沿革　天龍寺第二代無極和尚の妹智泉尼、碌石に從ひて禪學を修め、一寺を三條東

洞院に創し、瑞雲山通玄寺と號す、足利義滿寺格を陞せて、尼寺五山の一となす、尼老後更に一庵を營み、之に退居して曇華院と號す、後に本院を併せて曇華院と改稱し、智泉尼を開山とす、爾後衰頽せしが、延寶中後西院天皇の皇女大成尼入院の時、堂宇を重修し、之を中興せり、文化四年竹御所の號勅許あり、文政中光格天皇の皇女秀峰尼の寂後、久しく無住となり、明治五年鹿王院の子院を買ひ此に移れり、いま天龍寺所轄に屬す（平安通志、京華要誌）

トンサウドンジキ　屯倉　下臈に給ふ飯の名、「トツキ」とも訓む、日本紀略村上天皇天德四年十一月の條に「穀倉院設齋饌、諸陣所々分二屯食一」と見えたり、貞丈雜記に「屯食と云ふは、にぎり飯の事なり、源氏物語桐壺の卷に、どんじき綠のからびつとあり、孟津抄に云く、屯食つゝみいひとも云ふ、下らふに給はる强飯鳥の子なりとあり、貞丈云く、强飯を握りかためて、鳥の玉子の如く、丸く少し長くしたるを云ふなり、今も公家方にては、握飯をどんじきといふ由、京都の人物語せりといへり、

ドンス　緞子　名義　舶來織物の一種、地厚くして光澤あり、又織文あるあり、またなきあり、大緞子、小緞子の品あり、支那廣東より來るを上とす　起原沿革　天正年間支那の織工、和泉の堺に來り、緞子の製法を堺の工人に傳ふ、本邦に於て緞子を織ることこゝに始まる、京都の工人亦是に倣ひて之を織る、既にして又京都織工七絲緞を製す、亦支那の製を摸するなり、多年を經て後京都の織工の製、遂に堺の上に出で、其織り出す所の數亦甚だ多し、其緞子に等級あり、分て上緞子、次緞子と爲す、七絲緞は花章を織成すものあり、花章なきものあり）其佳なるを上七絲といひ、次を次七絲といふ、歲月を經て益々盛大に至り、花章も亦益々緻密に至る（緞子、七絲緞は婦人多く帶となす）元文三年、京都の織工上野桐生に來て、緞子の製法を傳ふ、東國に於て緞子を織ること此に始まる、天保年間桐生の人、石田九野といふものあり、花章を製するの法を發明し、以て機上に施す、工人因て緞子を織るの法を發明し、以て機上に施す、工人因て緞子を織り出す、近年に至て其製甚佳なり（工藝志料）

トンデン　屯田　名義　王朝時代鎭守府の鎭兵の爲めに儲け備へたる田をいふ、乘田或は墾田と對稱す（令義解、軍防令）古の屯田と異なれり　起原沿革　天武天皇の時、諸國に屯田を置き、以て兵粮に充つ、上古の屯田は何時頃より始まりしか詳かならず、延曆十五年十二月の太政官符に「應レ輸二陸奥國屯田地子一事、右被二大納言正三位紀朝臣古佐美宣一偁、奉レ勅、屯田地子、自今以後、宜下町別准二稻二十束一令上輸」とあり、又日本後紀弘仁三年七月の條に「陸奥國言、屯田元二百町、伏願定二一百町一爲二鎭守儲一者、許レ之」とあれば、早くより存したるものなるべし（三代格、田制篇）

トンデン　屯田　上代皇室の御領田を云ふ、

トメバ　留場　江戸時代、鳥獸を捕獲することを禁止したる場所をいふ、蓋し將軍狩獵の爲めにして、王朝時代における禁野と性質を同じくするもの歟、

トモ　鞆　名義　弓の具、左の手に結び付け、弦にて腕を打つを防ぐ爲めに用ひ、併せて弦に觸れて音高く鳴らすの用に供す、書紀に雄誥の高鞆

は、弦に觸れて鳴る音の高き者をいへるなり　製作　革にて作り、巴狀形を爲し、中に稻藁を充す、多くは熊の革なれども、神寶として用ふる者は鹿の革なりき、而して手に穿つ處は、牛の革にて手を作り、緖組を付したり　起原沿革　紀記神代卷に見えたれば、太古よりありしと明なり、然ろに後世射禮賭弓等の儀式廢絕せると共に廢れ、貞治五年の頃には、之を付くる人極めて稀なる由、二條良基の記に見ゆ、これより僅に神宮の神寶に其形式を存するのみとなれり（後名抄、四季草、貞丈雜記、古事類苑兵事部）

トモウチ　ダシを見よ、

トモエノタイシャウ　鞆繪大將　藤原公經をいふ、

トモエノモン　鞆繪紋　紋所の名、巴三つを配合して圓形となしたるもの、その卷方によりて左巴、右巴の別あり、名義は巴字の形なりとも、又鞆の形を摸したるものなりとも云ふ、左巴を家紋としたるは西園寺、小倉、橋本、梅園、山本、大宮、玉松、琉球の尙、筑後久留米の有馬、下野吹上の有馬、石見濱田の松平、和泉岸和田の岡部、上野安中の板倉及び一族、庭瀨の板倉、重原の板倉、上野厩橋の松平、伊勢龜山の土方等の諸家あり、又右巴を紋としたるは丹波野の九鬼氏なり、又六つ巴を紋としたるは錦小路氏、つが巴を紋としたるは京の樋口氏等とす（家紋集說、武鑑）

トモヅレ　伴連　公家また武家にて外出の時、召連るゝ從者をいふ、伴は從者の義なり、古き時代の制詳かならず、今江戸時代に於ける制を擧ぐれば左のごとし、まづ大名よりいはゞ、慶長二十年

七月の法度に百萬石以下二十萬石以上二十騎を過ぐべからず、二十萬石以下は其相應たるべしとあり、爾ゝ安永五年三月に、江戸市内往來の時、多人數を召し連るゝは、妨害となるを以て、一萬石以上は、先供鎗鎧脇共十三四人限、五萬石以上は同十七八人限、十萬石以上は同二十人限たるべしと令したり、而して參觀の際の人數は享保六年九月に、二十萬石以上は、馬上十五騎、足輕百二十人、中間八足二百五十人より三百人迄、十萬石以上は、馬上十騎、足輕八十人、中間八足百四十五人、五萬石は馬上七騎、足輕六十人、中間八足百人、一萬石は馬上三四騎、足輕二十人、中間八足三十人、其他は之に准ずべしと令したり、また旅本は、寛永五年二月に、二百石以上は侍一人、三百石より四百石迄は同二人、五百石より七百石迄は同三人、千石より千七百石迄は四人（八百石以上は千石に準ず、以下同じ）二千石より二千七百石迄は同六人、三千石より三千七百石迄は同八人、五千石は同十人とし、寛文六年には、二百石は徒士一人又は二人、三百石より九百石迄は同二人又は三人、千石より二千石迄は同四人又は五人、三千石より四千石迄は同六人又は七人、五千石より九千石迄は八九人又は十人と定む、其行裝な行列と稱す、なほ行列に入る人馬器具等は家格石高もしくは其場合により、大名旅本共に相違ありと雖も、一般に就きて云はゞ、道具（箱）打物（長刀）挾箱、長柄傘、乘馬、供侍、騎馬供、徒、押（足輕）茶辨當、供鎗（供方侍の鎗）等を以て、其行列を立てたり（德川禁令考、德川盛世錄、古事類苑官位部）

トモノミヤツコ　伴造　（一）造の別稱（二）臣連以外の姓（カバネ）を帶し、伴雄を率ゐて朝廷に仕へたる京官の汎稱、伴とは部曲の義、造は御臣なり、卽ち部曲の民を率ゐて朝廷に本仕するを以て伴造といふ、（一）書紀欽明天皇の卷に「秦人戶數總七千五十三戶、以大藏掾爲秦伴造」とあり、これ秦造の姓を賜へるをいへるにて、此場合には伴造は造と同意義に用ひられしものとす、書紀にして、國造の對稱に用ひられし「臣、連、伴造、國造」など見えたるは、皆右の如き汎稱にて、單に造のみを指したるにあらざるなり、「カバネ」、「ミヤツコ」參看（書紀、儀制令、職官志、姓序考）

トモヒラシンワウ　具平親王　後中書王に六條宮、又は千種殿と稱しまた後中書王ともいふ、村上天皇の皇子、圓融天皇の皇弟、母は女御荘子女王、代明親王の女、康保二年親王となり、三品に叙し、寛弘四年二品に進み、年四十六、具平當て文才あり、和歌を善くし、儀れた陰陽醫術諸技藝の類通曉ざるなく世を遁くるの志ありて果さず、一條天皇其多藝を愛し、宴會及び節會ある毎に必ず參預を促す、具平屢辭すれども、許さず、また當て藤原公任と、人麿貫之の和歌の優劣を論じたるに、具平は人麿を以て優れりと爲す、公任服せざりしが、他日各々十首を撰みて、之を關はすに及び、人麿の歌勝つもの八首なりき、薨するに及び、朝廷特に釋奠の宴を停む、蓋し一代の文宗たるを以てなり（拾遺集、六帖、眞字伊勢物語、弘決外典鈔（大日本史）

トヤマウヂ　外山氏　姓は藤原、日野家流、日野俊光の十五世弘資の二男光顯始めて氏を稱す、櫟大納言正二位に進み、元文三年四月薨ず、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる（系譜、華族諸家傳）

○光顯——光和——光任——光時——光實——光施（八）
光親（ヨリ）——光輔——光庸

トヤマジヤウ　富山城　新在越中國富山市　起原沿革　永祿の頃水野越前守勝重（後に神保越中守長職と改む）之を創建す、神保氏三世之に據る、天文十四年長尾爲景礪波郡梅檀野にて戰死の後、神保氏富山城に徙り、婦負新川の二郡に威を振ふ、是れ書に見えたる始めなり、爾後上杉氏屢々來り攻む、天正四年謙信之を陷れ、小笠原長隆、上杉信定をして守らしむ、六年九月織田信長の將瀧藤新五富山城を屠り、七年佐々成政越中守護職と爲り、富山城に移る、此時成政修補して居城と爲す、十五年六月成政肥後に移るの後、文祿三年に至る九箇年間、豐臣秀吉の領として、前田利家之を預る、文祿四年利家の領と爲る、慶長二年前田利長富山に移り、四年利家の薨後金澤に居し、家臣をして富山を守らしむ、十年利長富山に退隱す、此時大に改造經營す、十四年三月火あり、高岡に居し、爾後家臣を置き城代たらしむ、寬永十六年四月、利常の二男利次に州內十萬石を分與す、因て婦負郡百塚に新城を築かんとせしも、造資容易ならざるを以て、萬治二年更に富山城に定め、遂に經營して之を居城と爲す、爾後子孫相繼ぎて明治維新に至る（三州志）

トユケノダイジングウ　豐受大神宮　新在伊勢國度會郡沼木鄕山田原村、皇大神宮を去る西北五十町○皇大神宮と併せて二所太神宮と稱す、また外宮といふ、今官幣大社たり　系譜　豐受大神（大御神の御饌都神にして、伊弉諾尊の子和久產巢日神の子）　起原沿革　天孫瓊々杵尊降臨の時、天神の詔を以て此神の御靈を副降し、丹波國與謝の比沼の

眞名井に鎭座あり、雄略天皇の朝に至り皇大神の託宣に由り、此地に遷し奉る、皇大神宮遷座後殆ど五百年なり、是より齋宮は又此宮の祀にも侍し、朝廷の崇敬殆ど皇大神宮と均しく、皇大神宮に奉幣祭祀ある時は必ず此宮にも於てし、其他百事皇大神宮に比して少異あるのみ、唯朝祭使祭を行ふもの、此宮を先にして大神宮を後にす、齋王參詣するも亦然り、延喜式の制、相殿の神と共に大社に列り、祈年、月次、新嘗の案上官幣に預る、延喜四年遠近四至を定む、天慶五年始めて外宮の號起り、內宮と併稱することゝなれり、永仁四年、內外宮互に皇字を附することにつきて爭ひしも決せずして止む、神職に禰宜一人、大內人四人、物忌父各六人、小內人八人あり、皇大神宮（クワウダイジングウ）參看（神祇志料、官國幣社一覽、古事類苑神祇部）

トユラデラ　豐浦寺　新在大和國高市郡飛鳥村大字豐浦○向原寺、建興寺、小墾田寺、小墾田豐浦寺、櫻井寺等の別名あり、今廣厳寺と云ふ　起原沿革　欽明天皇十三年十月、百濟より佛像經論を獻ず、蘇我稻目奏請して之を受け、小墾田の家に安置し、後ち遂に向原の家を捨てゝ寺となす、是を向原寺となす、後ち物部尾輿等、佛法を排斥し、天下疫病の流行の機に乘じ、崇佛の致す所なりと稱し、終に佛殿を燒失し、佛像を難波堀江に投ず、稻目の子馬子、父の志を繼ぎて佛を信じ寺塔を建つ、敏達天皇十三年向原寺の跡に佛寺を建て、十四年舍利塔を大野丘北に起す、是を豐浦寺と云ふ、卽ち後の豐浦寺となり、豐浦の地一に櫻井又は櫻井豐浦と云ふ、故に櫻井寺とも云ふ、崇峻天皇三年三月、學問尼善信、百濟より還りて櫻井寺に住す、故を以て後永く尼寺となる、推古天皇十一年皇居を小墾田宮に移すに及びて、齋宮豐浦宮を馬子に賜ふ、依りて此に移し建つ、舒明天皇の朝、塔を建て大佛盛となる、持統天皇十二年、天武天皇追福の爲めに、大會を小墾田豐浦等五寺に修せしめたり、平城坊目考に、靈龜二年平城奈良四坊に移し、爾來豐浦寺を改めて元興寺と云ふといひ、大和志、大和志料に、和銅遷都の際に、今の豐浦村に移し建てしものなりと云へるは共に誤なり、天平寶字七年、常陸國の地五十戶を施入す、永仁六年關東の祈願寺として、新願を命じたり、其後に至り漸次衰頽し、今僅に廣厳寺として一堂宇を存するのみ、廣厳は向原の音カウゲンを轉じて稱せしものなりと云ふも、未だ詳かならず（書紀、續紀、豐浦寺考）

トヨアキツシマ　豐秋津島　「アキツシマ」を見よ、

トヨアカリノミヤ　豐明宮　輕島豐明宮（カルシマトヨアカリノミヤ）を見よ、

トヨヲカウヂ　豐岡氏　姓は藤原、日野家の庶流、弘資の三男大藏權大輔有尙より出づ、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる（系譜）

○有尙——弘昌——資時——光全——尙資——和資
治資（アヤ）——隨資——健資（タケ）——圭賢

トヨクニジンジヤ　豐國神社　新在山城國京都市下京區茶屋町、阿彌陀峯の證○現今別格官幣社　系譜　豐臣秀吉　起原沿革　慶長三年秀吉薨るや、之を阿彌陀峯の頂に葬り、社を其麓に建つ、四年四月に至りて成り、豐國大明神の號を賜ひ、正一位を贈らる、爾來每年大中納言を勅使として奉幣の事あり、秀吉の子秀頼一萬石を納れて社領と爲し、朝廷より還りて櫻井寺に住す、故を以て後永く尼寺となる、推古天皇十一年皇居を小墾田宮に移すに及びて、齋宮豐浦宮を馬子に賜ふ、依りて此に移し建つ、舒明天皇の朝、塔を建て大佛盛となる、持統天皇十二年、天武天皇追福の爲めに、大會を小墾田豐浦等五寺に修せしめたり、平城坊目考に、靈龜二年平城奈良四坊に移し、爾來豐浦寺を改めて元興寺と云ふといひ、大和志、大和志料に、和銅遷都の際に、今の豐浦村に移し建てしものなりと云へるは共に誤なり、天平寶字七年、常陸國の地五十戶を施入す、永仁六年關東の祈願寺として、新願を命じたり、其後に至り漸次衰頽し、今僅に廣厳寺として一堂宇を存するのみ、廣厳は向原の音カウゲンを轉じて稱せしものなりと云ふも、未だ詳かならず（書紀、續紀、豐浦寺考）

トヨクニダイミヤウジン　豐國大明神（カルシマトヨアカリノミヤ）を見よ、

トヨクニハ　豐國派　歌川豐國の創めたる浮世繪の一派、「ウタガハトヨクニ」、「ウキヨエ」を見よ、

トヨダノコホリ　豐田郡　新在下總國　起原　始め岡田郡と稱せしが、延喜四年十二月豐田郡と改稱す　延喜式　頭書岡田又豐田に作る、和名抄に岡田、飯猪、手向、大方等の鄕あり、江戸時代の始、鬼怒川以西の地を割きて、更に岡田郡を置く、蓋し岡田、飯沼二鄕の地を屬せしなるべし、正保圖岡田郡を載す、以後之に從ふ、明治廿九年結城郡に合併す（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

トヨダノコホリ　豐田郡　新在遠江國　起原　磐田郡の分郡なり、今其起原を考ふるに、拾芥

抄之を載せず、而して其名長禄二年の二股光明寺破鐘銘に始めて見えたれば、此以前漸く郡となりしものなり〔沿革〕古圖始めて豐田に作り、以後之に從ふ、後世濱名郡東北の地卽ち磐田、赤狹を併せ、又長上郡東の地茱原、碧海、及び長下郡の一部、周智郡古郡の地、山香郡の一部をも併せたり、以後變遷なし、明治廿九年本郡を磐田及び濱名の二郡に編入す（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

トヨトミウヂ　豐臣氏　秀吉を祖とす、秀吉の本姓詳かならず、初め氏なく木下といひ、後ち丹羽長秀、柴田勝家の武勇を慕ひ、兩氏の一字をとりて羽柴と稱し、また平姓を冒したりしが、天正十三年七月藤原姓に改め、十四年關白となるに及び、更に豐臣朝臣の姓を、朝廷より賜ふ、是に於て羽柴の氏、藤原の姓を廢す、十九年家を猶子秀次に讓る、文祿三年秀次不軌を圖るの聞えあり、秀吉拘へて自盡せしめ、子秀賴を以て嗣となす、慶長三年薨じ、秀賴立ちたれども、豐臣氏の勢是よりして日に衰へ、遂に元和元年大阪夏陣の時、利なくして戰死し、豐臣氏終に亡ぶ（公卿補任、野史）

トヨトミヒデツグ　豐臣秀次　〔名將〕幼名次兵衞、通稱孫七郎〔系統〕三好一路の子、豐臣秀吉の姪にして其猶子たり、初め三好康長に養はる〔事蹟〕永祿十一年生る、天正十一年二月、秀吉德川家康と雌を搏ふるに及び、池田信輝と共に長久手に戰うて、大敗し僅に身を以て免れたり、十三年三月根來寺を伐ちて之を陷れ、五月阿波に入りて諸城を下し、四國を平げて歸る、七月從四位下右中將に任叙し、三好を改めて羽柴氏を稱す、十四年十一月參議に進む、十五年二月秀吉に從うて九州を征し、十一月正三位權中納言に陞り、十六年四月詔して清華の上に班し、從二位に叙す、十八年七月尾張及び北伊勢五郡を賜ふ、十一月陸奥に入りて九戶政實を征し、十九年正月京都に歸り、二月正二位權大納言に遷る、五月政實再び叛ぜるを以て元帥として奥羽に赴き、政實を毛利氏を討んとするや、命を奉じて中國に入り、まづ宇喜多直家を降し、續に毛利氏の屬城を陷れ、五ヶ年にして、援、備、美、但、因の五國を戡定し、九年十二月安土に歸りて信長に謁す、十年正月再び備中に入り、四月高松城を圍み、六月に至りて之を陷る、〔タカマツジヤウノミヅゼメ〕參看）會々本能寺の變あり、秀吉急に和を毛利氏に媾じ、馳せて尼崎に來り、織田信孝と會し、十三日明智光秀を山崎に破る、〔ヤマザキノタタカヒ〕參看）光秀遂に土寇の爲めに殺さる、因て清洲に行き、信長の嫡孫秀信を擁立して主となす、十月從四位下左少將となる、既にして織田信孝、柴田勝家と圖り、秀吉を除かんとせるを以て、十一年三月賤ヶ岳の戰に勝家を敗り、更に越前北莊に追及して之を斃し〔シヅガダケノタタカヒ〕參看）尋で織田信雄をして、信孝を岐阜城に殺さしめたり、五月參議に任じ從四位上に陞る、十一月大阪城を築き、移りて之に居る、是に於て秀吉の威望日に盛んにして、織田氏の如きは有れどもなきがごとし、而して秀吉また天下の志あるを以て、殊更に秀信に對して禮を缺き、且つ信雄を激する所あり、信雄大に怒り、遂に敕を德川家康に諮ふ、家康之を容れ、長久手、小牧に於て秀吉の軍を破る、然れども秀吉は前途の成功を急ぎしを以て、成る家康に求め和を媾ず〔コマキノタタカヒ〕「ナガクテノタタカヒ」參看）十一月從三位大納言となり賜ふ、天正元年再び長政を小谷城に圍み、父子の首級を得たり、功によりて長政の舊封二十二萬石を貪む、明年長濱の故址に築きて之に移る、二年七月從五位下に叙し筑前守に任ず、五年信長將に四下して毛利氏を討んとするや、命を奉じて中國に入り、まづ宇喜多直家を降し、續に毛利氏の屬城を陷れ、五ヶ年にして、援、備、美、但、因の五國を戡定し、九年十二月安土に歸りて信長に謁す、十年正月再び備中に入り、四月高松城を圍み、六月に至りて之を陷る、〔タカマツジヤウノミヅゼメ〕參看）會々本能寺の變あり、秀吉急に和を毛利氏に媾じ、馳せて尼崎に來り、織田信孝と會し、十三日明智光秀を山崎に破る、〔ヤマザキノタタカヒ〕參看）光秀遂に土寇の爲めに殺さる、因て清洲に行き、信長の嫡孫秀信を擁立して主となす、十月從四位下左少將となる、既にして織田信孝、柴田勝家と圖り、秀吉を除かんとせるを以て、十一年三月賤ヶ岳の戰に勝家を敗り、更に越前北莊に追及して之を斃し〔シヅガダケノタタカヒ〕參看）尋で織田信雄をして、信孝を岐阜城に殺さしめたり、五月參議に任じ從四位上に陞る、十一月大阪城を築き、移りて之に居る、是に於て秀吉の威望日に盛んにして、織田氏の如きは有れどもなきがごとし、而して秀吉また天下の志あるを以て、殊更に秀信に對して禮を缺き、且つ信雄を激する所あり、信雄大に怒り、遂に敕を德川家康に諮ふ、家康之を容れ、長久手、小牧に於て秀吉の軍を破る、然れども秀吉は前途の成功を急ぎしを以て、成る家康に求め和を媾ず〔コマキノタタカヒ〕「ナガクテノタタカヒ」參看）十一月從三位大納言となり

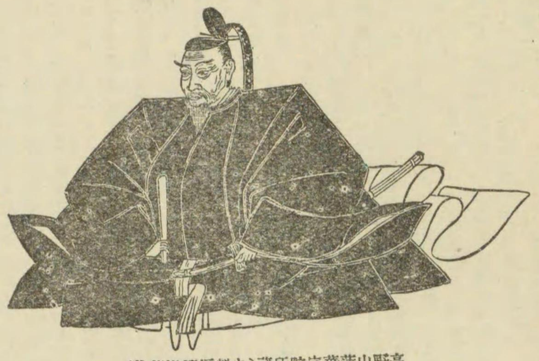

高野山蓮華定院所藏（史料編纂掛寫眞集）

十三年三月正二位內大臣に遷る、此月紀伊根來寺を伐ちて之を屠り、五月長曾我部元親を征して四國を平ぐ、七月進んで關白となり從一位に叙す、此時に當り家康なほ濱松に在りて秀吉に屈せざりしかば、屢々人を派して說かしめしと雖も、聽かざりしを以て、遂に妹を家康に嫁し、且つ母を出して質と爲しを說ふ、家康卽ち十四年九月上洛して秀吉に謁見し臣禮を取る、十二月太政大臣に任ず、關白元の如し、十五年西征の途に上りて島津氏を平げ、十八年また北條氏を倒し（「チダ ハラセイバツ」參看）更に奥羽を定むるに及び、海內始めて統一し、天下悉く豐臣氏の節度を奉ず、十九年關白職を猶子秀次に讓る、然れども軍國の機務に至りては、親しく之を裁決したり、文祿元年兵を朝鮮に派して諸道を征し、また明軍と戰ふ、三年子秀賴生る、秀吉家を讓るの意あり、時に道路秀次不軌を圖るの風聞あり、是に於て七月秀次の官爵を削りて高野山に放ち、尋で死を賜ふ、此年明、和を求めしを以て之を許し兵を撤せしめしが、明年明の國使來るに及び、意を以て之を斥け、慶長二年再征の軍を發す（朝鮮征伐「テウセンセイバツ」參看）然るに三年八月病に罹り、歲六十二、遺命して兵を撤し、京都阿彌陀峯に葬る、詔して正一位を贈る、尋で祠廟を兆域の四に建て、て成る、勅して豐國大明神の號を賜ふ、元和元年豐臣氏亡ぶるに及び、神爵を貶竄して國泰祕松院といふ、豐國神社（トヨクニジンジヤ）參看（野史）

トヨトミヒデヨリ　豐臣秀賴　〔名將〕幼名棄丸、法名當陽寺秀山（或はいふ龍淵寺天眞源性）〔系統〕秀吉の二男、母は淀君、淺井長政の女〔事蹟〕文祿二年大阪に生る、慶長元年五月從四位に叙し、三年四月從二位權中納言となる、八月秀吉薨ずるに及びて家を襲ぐ、前田利家之を輔け、片桐且元、小出秀政傅たり、時に德川家康の威名頗る高く、また密に覬覦の念を抱く、而して諸將歟を通ずる者多し、石田三成等之を除かんことを圖り、秀賴の名を以て兵を集め、遂に關ヶ原の戰あり（「セキガハラノタタカヒ」參看）亂平ぐの後秀賴大野治長等を遣はして、與り知らざるの旨を家康に歸疏す、家康揩て問はず、六年三月權大納言に任じ、七年正月正二位に陞り、八年四月內大臣に進む、六月德川秀忠の女千代姬を娶りて親を結ぶ、十年四月右大臣に轉ずしが、十二年正月に至りて辭す、十五年正月伊東長實を駿府に遣はし、正を家康に賀せしめ、爾來以て例となす、十九年方廣寺大佛（「ハウクワウジ」參看）成り、將に開眼供養を行はんとす、家康鐘銘に國家安康の文字あるを口實として之を停む、是に於て德川氏と隙を生じ、遂に兵を擧ぐ、十二月和成る、元和元年再び開戰し、連戰皆利なく、五月八日城遂に陷る、秀賴自殺し、淀君以下之に殉す、年廿三、大阪役（「オホサカノエキ」參看）（野史）

トヨノアカリノセチエ　豐明節會　〔名義〕新嘗祭の翌日、卽ち辰の日に（大嘗會には午の日を用ふ）天皇が其年の新穀を聞食す儀式をいふ、豐明は饗宴のときにして、豐は美稱、明は赤らむの義、卽ち酒によりて顏の赤くなるをいへるなり〔儀式〕天皇出御ありて內膳司御膳を進め、太子以下群臣に、各饗饌及び祿を賜ふ、其間吉野の國栖は御贄を供し、歌笛を奏し、治部省雅樂寮の工人は、立歌を奏し、大歌所別當は、歌人を率ゐて五節の歌を奏し、舞姬參入して五節を舞ふ（「ゴセチノマヒ」參看）而して節會を停めらるゝ時は、多く平座を行ふ、略義にして、天皇出御のことなし、また寅日及び卯日には、淵酔と稱して親相雲客殿上に參集して獻酬朗詠の事あり、次で五節所を訪ひ、或は院宮等に推參して酔舞放吟するを常とす、大嘗會の時の節會亦之と同じ〔起源沿革〕高橋氏文に、六雁命が、新嘗會の御膳を勤仕せる事見えたれば、遙かに古きにあるを知るべし、尋で仁

徳天皇四十年、新嘗の月に當りて、酒を内外命婦に賜ひしことあり、また履中天皇大嘗會の時、豐明を爲し給へるとあれども、幷に定りたる恒例の公事にあらざりしが、聖武天皇以後の國史には、辰の日の節會の事多く見えたり、蓋し此頃よりして恒例となりしものなるべし、「ダイジヤウサイ」參看(書紀、古事記、續紀、古事類苑神祇部)

トヨノクニ　豐國　太古今の豐前豐後地方に名づけたる國名、紀記に一名を豐日別といふとあるは、蓋し此地を支配したるものゝ名なるべし、神武天皇東征の初、此國に至り給ふ、古事記に「卽自二日向一發、幸二御筑紫一、故到二豐國宇沙一」と見えたり、文武天皇二年九月、分ちて豐前豐後の二國と爲す、「ブンゴノクニ」「ブゼンノクニ」參看(書紀、國郡沿革考)

トヨメノコホリ　登米郡　所在 陸前國　起原 聖武天皇天平二年、陸奥國の管する所廿一郡あり、登米郡も亦其一なるべし、延暦十八年三月廢して小田郡に併せ、後ち復之を分置す　沿革 延喜式「トヨマ」と訓ず、和名抄に登米、行方等の郷あり、郡名考「トヨネ」と稱し、郡銘錄「トヨマ」に改め、地誌提要「トヨマ」「トヨメ」兩樣に唱ふ、今は古の讀馬全郡を併す(郡名異同一覽、國郡沿革考)

トヨラノコホリ　豐浦郡　所在 長門國　起原 仲哀紀に、二年九月此地に宮室を造れるよし見ゆ、蓋し國郡制定の際、置きしものならん　沿革 延喜式又豐浦に作る、以後同じ、和名抄に田部、生倉、室津、領部、驛家、栗原、内日、神田等の郷あり、中世豐東、豐西、豐田の三郡に分つ、寛文中又廢して、舊に復せり、以後變更なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

トヨラノミヤ　豐浦宮　名義 推古天皇の皇居　所在 大和國高市郡豐浦村　起原沿革 崇峻天皇五年十一月天皇崩ず、この十二月推古天皇豐浦宮に卽位し給ふ、天皇十一年十月小墾田宮に遷らる、迄、卽ち十二年間の皇居たり(日本首府沿革論)

ドラガク　度羅樂　雅樂の一種、散樂國より傳はりたる樂なり、齊明天皇七年、散樂の王子我國に貢獻したる事あれば、其樂の傳來も此の頃にあるべし、職員令集解、古記ノ別記に「踏理舞、主久太舞、邪禁女舞、韓與ノ踏奪ノ女舞、右四舞度羅之樂也」とあり、天平三年六月、雅樂寮雜樂生の中、度羅樂生六十二人を置きたり、日本後紀大同四年三月の條に、雅樂師の改定ありし事を記したる續きに、「度羅樂師二人、踏、舞等師也」と見えたり、後廢絶して其樂傳はらず、雅樂(ガガク)參看(歌舞音樂略史)

トラデン　圍亂旋　名義 一に圍亂旋、又圍亂旋と稱す、新樂にて大曲なり(序三帖拍子各十六、入破颯踏急聲幷に拍子十六、答舞三帖各十六、三箇年宛勤仕、番士三人羽繖移、長柄五旒、持筒二挺、持弓一組を備へ置き、萬事幸橋門に同じ○按ずるに、青龍、朱雀、白虎、支武の四神相應の地を攝ぶことは、古へより其風あれば、虎の門もまた白虎の義に據りたるものならんか、また城廓の尤要會なる處を、猛虎の齒牙にたとへて虎ノ口といひ、また龍に因みて龍ノ口ともいふ、より思へば、虎ノ口にある門の義なるべきか、記して疑を存す(江戸城には、また和田倉門外に龍ノ口あり)古來より虎門に關して諸說ありと雖も、皆附會にして信ずるに足らず(御府内備考、殿居寮、武家名目抄)

トリアハセ　鷄合(鳥合)　名義 鷄を鬪はす遊戲ないふ、朝廷及び武家共に三月三日に此事あり、後ちには民間にも行はれたり　起原沿革 雄略天皇七年、吉備下道臣前津屋が之を鬪はしめしと書紀にあるを初見とす、尊卑和名抄にも其名見え、古記天慶元年三月四日の條に、鷄合十番ありしと見えたり、三月の節に行ふこと、當時既に俗を爲したることを知るべし、また永元元年三月三日、及び寶治元年三月三日に、鎌倉幕府にて鬪鷄會を設けたることあり、なほ室町幕府にても、例年此式ありて、牛飼童之を勤仕せり、朝廷にては、古き時代は詳かならざれども、室町時代には、禁裏仙洞等にて之を行ひたり、場所は清涼殿南階の前なり、もとは幼主の時の儀なりしが、いつしか幼主ならずとも行はるゝといふなりといふ、江戸時代には參内殿の階前にて行ひ、鷄は藏人頭より殿上人一同まで之を獻じ、牛飼童藤木仙納丸、吉田彌市丸の二人、水干を着して此事を掌り、畢りて饗宴のことあり、當日は特に禁門を放ちて衆庶の縱覽を許すを例とす、幕府にては此式なし、また民間にても行ひしが、素より好事者の行ふとなれば、禁中、幕府のごとく儀禮たるにあらざるが故に、その時節には關らざりしも、正德元年五月廿一日の町觸に「近き頃町中にて、鷄合の會を致し、其黨の町人等

數十人組合、屋數方へも徘徊致し候由相聞え云々、左樣の儀仕間敷云々」とありて之を禁ぜられしより衰へたり(玉勝間、嬉遊笑覽、風俗畫報)

トリ井　鳥居　名義 神社の門ないふ、鳥井、華表、鷄栖、華門、八宿、祇園、華碪、神門とも書し其義詳かならず　起原 貞觀二年二月十三日の官符に「大社、四至限二九町一、内外鳥居二基、(中略)中社四至限二四町一、鳥居八町一、内外鳥居二基、(中略)小社四至限二四町一、鳥居一基」とあり、其以前既に早く之ありしことを知るべし、江次第にも、第一鳥居第二鳥居の稱あり、爾來諸書に散見せり、其最初の製は白木作りにして、所謂二柱の鳥居と稱する簡單なるものなりしが(伊勢神宮の製)世遷と共に四五の種類を生じたり、なほ後世小祠墳墓等に建つるに至る、また鳥居に額を掛くることは、百錬抄應德二年七月の條に見えたれば、古來の習俗なり、之より先藤原佐理が三鳥大明神の額を書したること大鏡にあれど、鳥居に揭げしか社殿に揭げしか詳かならず(種類)形に就きて、神明鳥居、黑木鳥居、島木鳥居、山王鳥居、三輪鳥居、稻荷鳥居、二柱鳥居、總合鳥居、三光鳥居、蕨座鳥居、指鳥居等、質に就きて、木の鳥居、石の鳥居、銅の鳥居、鐵の鳥居、金の鳥居等あり(類聚神祇本源、神祇提要、古今神學類纂、東雅)

トリ井ウヂ　鳥居氏(下野壬生)　姓は藤原、右中將實方の後裔燕野三山權別當法印行全、新宮大鳥居を建つ、依て鳥居家と號す、忠吉の時、德川清康同廣忠に歷仕し三河國渡里を領す、後ち岡崎總奉行となる、其子元忠、天正十八年下總國矢作城主となり四萬石を領す、慶長五年伏見城の留守となり、大坂軍の爲めに戰死す、男忠政家康に仕へ、同七年十一月父の功を以て六萬石加賜、陸奥國岩城城に移る、其後加增ありて二十六萬石を食み、出羽國山形城に治す、寬永十三年忠恒封除弟忠春に信濃三萬石を賜ひ高遠城を治む、元祿二年忠則二萬石創封能登國下村に移る、八年忠英一萬石を加賜近江國水口城に移封、正德二年二月若年寄の累勳を以て壹萬石加賜、下野國壬生城に移封、前封を併せて三萬石、子孫相襲ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる

○忠氏——直茂——忠勝——忠俊
忠由——忠景——重政——重春——重實——重元
忠明——忠吉——元忠——忠政——忠恒——忠春
忠則——忠英——忠瞬——忠意——忠移——忠威

トリ井キヨナガ　鳥居清長　名義 通稱　新助　系統 鳥居某の子、後ち清滿の養子となりて鳥居家を嗣ぐ　職業 浮世繪の門人となり、尤も武者繪に巧みにして、猛勇者の手足を、飄の縱れたるが如くに描きて一家の骨法とせり、後世より東綿繪の祖と稱せられ、一時其右に出づるものなかりき、文化十年八月歿す、年五十九(浮世畫人傳)

トリ井キヨノブ　鳥居清信　名義 通稱庄七、幼名淸滿　系統 江戸雜波兵衛、幼名淸滿　系統 鳥居淸元の子　職業 父の畫風を學び、後ち菱川師宣町に住せり、幼より父の畫風を學び、後ち菱川師宣の筆意を蒐ひ、遂に一派を開き、專ら歌舞伎の看板俳優の小照を畫き、大に世に行はる、享保十四年七月廿八日歿す、年六十六、淺草松山町淸成寺に葬る、「ウキヨエ」參看(扶桑畫人傳、浮世畫人傳)

トリ井ハ　鳥居派　鳥居淸信の創めたる浮世繪の一派、系統左の如し、

○淸信——淸倍——淸滿——淸長——淸峯(淸滿ト改)——淸滿
　　　　　　　——淸忠
　　　　　　　——淸貞(姓寶藤)

トリウチ　取箇　鳥打　江戸時代、田畑に關する貢租をいふ、箇は數の意にて、取高の義なり、即ち人民が田畑の物産より公納する米穀金銀及び諸物をいふ　(取米)此内租米を取米と稱す、即ち年貢の一なり、取箇を定むるは、撿見及び免の法による、而してこれを帳簿に記載したるを取箇付といひ、帳簿を取箇帳といふ、取箇は關東にては反取、上方にては厘取とす、地方大概集に「關東筋は、田方米取、畑方永取にて、田畑とも反取なり、假令ば、上田一反に付取米七斗、中田六斗、下田五斗、上畑一反歩に付、永二百五十文、中畑二百三十文、下畑二百文などゝ反別を主とし、取米永を仕出すをいふ、都て一反に付何程と、取箇の數を定むる事なり云々、上方筋は、田畑とも永取にて、厘取の定法なり、上田石盛十五なれば、高一石五斗なり、是へ免幾つ何分何厘を乘じ、取米何程と仕出すをいふなり、勿論畑方も同樣云々」とあるにてこれを知るべし、「ゲミ」參看(地方凡例錄、大日本租稅志)

トリガシラノタチ　鳥頭太刀(鳥頸劒)　柄頭に鷲鷹の頸を造りて付したる銀造の螺細劒をいふ、廳飼所帶の劒なり(武器考證、新野問答)

トリグチ　鳥口　文夾(ブンキヤウ)を見よ、

トリツギセン　取次錢　制札錢を云ふ、「セイサツ」を見よ、

トリノコ　鳥子　楮と雁皮との液をまぜて漉きたる紙を云ふ、鳥子紙の略稱、肌滑かにして書くに好く、質强くして裂け難し、其色鳥の卵に似たるより名づく、一名を厚樣と云ふ、薄樣に對したるな

り、鳥子の薄く漉きたるを薄様、厚様と薄様との間に漉きたるを中葉、普通の鳥子より幅濶く、半間の間に合ふ様に作れるものを間合（屏風唐紙を貼るに用）白堊蛤粉をまじへたるか泥間合（其質粗悪）灑を流したるが如きを灑流、色鳥子に水を滴したるものを水玉と云、又内曇あり（ウチクモリ）參看）中古は消息等に薄様を用ひたること、源氏物語新六帖以下の諸書に見えたり、又看聞日記永享七年六月十一日の條に「禁裏被仰下、金葉集書初、御料紙鳥子（畑打）也」と見えたり、紙の大さは普通縦一尺一寸九分横一尺六寸三分、百枚を以て一束とす、然れども産地により多少の差あり、産地は越前敦賀、摂津名鹽村とす、越前は、鳥子、中葉、薄葉、竹紙、大間合、間合、屏風間合等あり、摂津は、鳥子、大鳥子、廣鳥子、繪鳥子、土鳥子（又天子（アマ））後藤鳥子、中葉、厚葉、薄様、大間合等あり、何れも五色のものあり、（貞丈雑記、文藝類纂）

トリノコイロ　鳥子色　鬱の色目の名、表は白のみがきにて、裏は蘇芳なり、冬季著用す、また西三條裝束抄には、表裏共に、白のみかぎなりともいへり、「カサネノイロメ」の挿繪參看、

トリノサウシ　鳥曹司　朝廷に飼養せる鷹を繋ぎおく處、即ち鳥屋をいふ、大内裏承明門外の東角に在り、鳥居曹司ともいふ、（大内裏圖考證）

トリノシタ　鳥舌　鎌の一種、矢（ヤ）の見よ、

トリノマチ　酉ノ町（酉ノ市）　江戸時代以後、江戸各所の鷲大明神（今は大鳥神社といふ）にて、十一月酉の日に行ふ祭典の時に立つ市をいふ、酉の日に立つを以て名づく、酉の日は一ヶ月に普通二度なれども、年によりて三度あるもあり、一ノ酉、二ノ酉、三ノ酉と呼ぶ、此日市に商ふものは、熊手栗餅芋頭の煮たるを笹に通したるもの等にて、熊手には竹の先に檜扇を附し、中にお福の面寶船鶴龜などを目出度ものを飾る、參詣者の多くは縁喜に之を購ふ、蓋し酉は取り込む、熊手は掻き込むといふ縁にて、各所の鷲明神の中尤も盛んなるは淺草の鷲神社にて、近郊の農民等は鶏を携へ來りて奉納し、祭り畢れば之を淺草觀音の境内に放つの風あり、維新後なほ盛んに行はる、但し太陽暦を用ふ（東都歳事記、江戸名所圖會、東京歳事記）

トリブツシ　鳥佛師　名稱　綾作氏、鳥は其名なり、佛師なるが故に世に鳥佛師と稱す、名稱　推古天梁の歸化人司馬達等の孫、多斯那の子、名稱　皇十三年四月、始めて銅繍丈六の佛像各一軀を造立するに方り、鳥其工となる、同十四年四月佛像成りて入らず、鳥考按なし、元興寺の金堂に安置せんとするに、金堂の戸に隙ありて入らず、鳥考按なし戸を破らずして入る、事を得たり、即日設齋す、五月鳥の功を賞し大仁位を賜ひ、且つ近江國坂田郡の水田二十町を給す、鳥は此田を以て天皇の爲めに一寺を建立す、後に之を南淵坂田尼寺と云ふ、推古天皇三十年庭戸皇子及び其妃疾に罹り、王后王子及び挾侍二菩薩造立の工に當らしむ、鳥之を造立して功を竣ふ、此佛像今法隆寺金堂に安置し光背に銘文あり、造立の由來並に鳥の名を記せり、倘ほ法隆寺の傳説に由れば、鳥の製作に五重塔内の塑像交殊菩薩等あり、又法隆寺寶物昇線由に銅寶蔵の誕生佛並に御佛摩耶夫人像等あるも未だ詳かならず、後世鳥を我國佛師の祖となす（法王帝説、太子傳暦、佛工傳）

トリベノ　鳥部野　山城國愛宕郡にあり、王朝時代以後の埋葬墓地にして、また茶毘所なり、榮花物語に藤原道長を、續世繼に白川院を、茶毘せること見えたり、徒然草に「あだし野の露消ゆる事なく鳥部野の煙立ち去らで云々」とあり、慶長中まで茶毘の處散在したりしが、豊臣秀吉の廟建立せらるるに及び煙を皐ぐるを禁じたり、されど西本願寺、要法寺等の墓所なほ此所にあり（山城名迹志）

トリマイ　取米　取箇（トリカ）の見よ、

トリミ　鳥見　名稱　江戸幕府の職名、鷹場（狩獵地なり）の地を巡見し、鳥の所在を探索追跡する事を掌る、若年寄の支配なり、名稱　組頭（頭ともいふ）二人、鳥見を總轄す、二百俵高五人扶持、別に傳馬金十八兩、書狀取遣金七兩を給す、燧火間詰なり、鳥見八十俵高五人扶持傳馬金十八兩、見習十人扶持傳馬金十八兩、見習並三人扶持手當金十兩、人數は、吏徴に、鳥見廿二人、見習九人、同並三人、天保武鑑に、鳥見廿四人、見習十二人とせり、上目黒、東大森、志村、鯨有、東小松川、上中里、高圓寺の七ケ所に分住す、起原沿革　寛永廿年九月始めて十人を置きしが、元祿九年十月將軍德川綱吉生類哀憐の爲めに之を廢す、享保元年九月再び八人を置く、慶應二年十二月之を廢す（吏徴、明良帶錄）

トリモノ　採物　神樂（カグラ）の見よ、

ドリヤウカウ　度量衡　「モノサシ」「マス」「ハカリ」の條を見よ、

ドロヱ　泥繪　金銀泥を以て描きたる繪畫をいふ、延喜式に「畫二祭日服并陪從女衣裳一料、金泥四兩一分二絲、銀泥四兩一分二絲」とあるは、泥繪の料なるべし、其名稱の見えたるは、殿暦永久三年九月廿一日の條に「母屋西第二三四間、東西北三方、立二廻五尺泥繪御屏風五帖一」とあるを初めとす、

明治四十一年七月十一日　印刷
明治四十一年七月十九日　發行
昭和二年九月廿五日　大增訂印刷
昭和二年十月十五日　大增訂發行

大正四年五月五日　增訂發行
大正十四年八月十五日　大增訂發行

編纂者　文學博士　八代國治
同　早川純三郎
同　井野邊茂雄

發行兼印刷者　東京市京橋區銀木町十二番地　吉川半七
印刷所　三重縣四日市市濱田三七六六番地　四日市印刷株式會社
發行所　東京市京橋區銀木町十二番地　吉川弘文館

發賣所

東京市日本橋區數寄屋町　六合館
大阪市東區北久太郎町四丁目　合資會社　柳原書店
名古屋市西區下長者町四丁目　合資會社　川瀬書店
東京市京橋區鈴木町　日用書房
東京市牛込區早稻田鶴卷町二一　國際美術社

577
8